■ 約款のレイアウトについて

「約款」をお読みになる際は、以下を参考にしてください。

1 **〈本文〉**
この約款の「本文」です。

2 **〈補足説明〉**
・「本文」に記載した用語について、説明しています。
（例：＊1、＊2…）
・補足説明の中でさらに補足を加えている場合もあります。
（例：A、B…）
※補足説明も約款の一部ですので、本文とあわせてお読みください。

【記載例】 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）普通保険約款

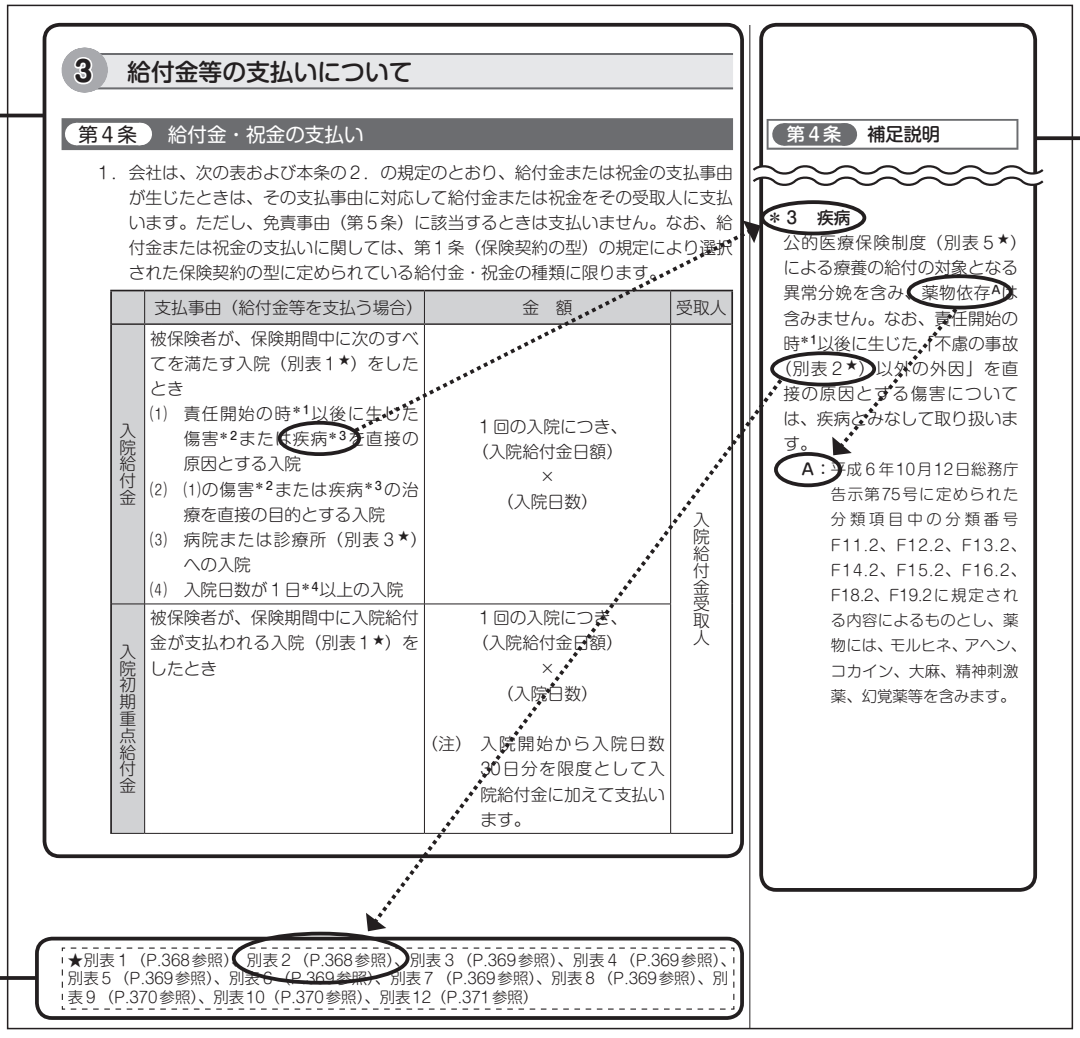

3 給付金等の支払いについて

第4条 給付金・祝金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。なお、給付金または祝金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・祝金の種類に限ります。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金　額	受取人
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表1★）をしたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所（別表3★）への入院 (4) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人
入院初期重点給付金	被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院（別表1★）をしたとき	1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数） （注） 入院開始から入院日数30日分を限度として入院給付金に加えて支払います。	

第4条 補足説明

＊3 疾病
公的医療保険制度（別表5★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存A）は含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた、不慮の事故（別表2★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

★別表1（P.368参照）、別表2（P.368参照）、別表3（P.369参照）、別表4（P.369参照）、別表5（P.369参照）、別表6（P.369参照）、別表7（P.369参照）、別表8（P.369参照）、別表9（P.370参照）、別表10（P.370参照）、別表12（P.371参照）

3 **〈脚注〉**
「別表」や「ご契約のしおり」などを参照にしている部分について、その参照先のページを記載しています。
※脚注は約款ではありません。

※約款中の文言の後ろの条文の番号は、その文言について規定されている箇所を表しています。

〔例〕免責事由（第5条）

なお、同じ条文中にその文言が2回以上ある場合は、2回目以降の記載は省略します。

利率変動型積立保険普通保険約款目次

この保険の特色……157

1　用語の意義について
第１条　用語の意義……157

2　保険契約の締結について
第２条　保険契約の締結……157

3　保障の開始について
第３条　責任開始の時……157

4　給付金の支払いについて
第４条　給付金の支払い……158
第５条　免責事由……159

5　給付金の支払請求手続について
第６条　給付金の支払請求手続……160
第７条　給付金の支払時期……161

6　給付金の支払方法の選択について
第８条　給付金の支払方法の選択……161

7　保険料の払込みについて
第９条　保険料の払込み……162
第10条　保険料の払込方法（経路）……162
第11条　不定期払保険料の払込み……162

8　取消しと無効について
第12条　詐欺による取消し……163
第13条　不法取得目的による無効……163

9　告知義務と解除について
第14条　告知義務……163
第15条　告知義務違反による解除……163
第16条　告知義務違反による解除ができないとき……164
第17条　重大事由による解除……164

10　契約内容の変更等について
第18条　保険料の変更……165
第19条　保険料払込方法の変更……165
第20条　保険料の払込停止……165
第21条　保険料の払込みの再開……165
第22条　保険契約の一部解約……165
第23条　保険契約の一部解約の取消し……165

11　解約等について
第24条　保険契約の解約……166
第25条　保険契約の消滅……166
第26条　返戻金……166
第27条　死亡給付金受取人による保険契約の存続……166

12　死亡給付金受取人および保険契約者について
第28条　会社への通知による死亡給付金受取人の変更……167
第29条　遺言による死亡給付金受取人の変更……167
第30条　死亡給付金受取人の死亡……167
第31条　保険契約者の権利義務の承継……167
第32条　保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者……168

13　契約年齢の計算等について
第33条　契約年齢の計算……168
第34条　契約年齢の誤りの処理……168
第35条　性別の誤りの処理……168

14　社員配当金（保険契約者への配当）について
第36条　社員配当金の割当ておよび支払い……168

15　その他
第37条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……169
第38条　保険契約者の住所の変更……169
第39条　時効……169
第40条　管轄裁判所……169
第41条　被指定契約としての取扱いに関する特則……169
第42条　保険料の払込停止に関する特則……169
第43条　第１保険期間中の利率変動積立型終身保険契約からこの保険契約に変更する場合の特則……170

別表１　対象となる不慮の事故……172
別表２　感染症……172
別表３　給付金の支払請求に必要な書類……173

利率変動型積立保険普通保険約款

（実施　2010.4.2 ／改正　2020.7.2）

この保険の特色	
目的・内容	保険料または不定期払保険料の積立および死亡または災害死亡に対する保障
保険金・給付金の種類	⑴　災害死亡給付金 ⑵　死亡給付金
配当タイプ	毎年利差配当
備考	払い込まれた保険料または不定期払保険料を、毎年変更する積立利率に基づいて積み立てます。なお、積立利率は最低保証利率である0.01％を下回ることはありません。

1　用語の意義について

第１条　用語の意義

この普通保険約款において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用　語	意　義
⑴　積立金	①　将来、給付金等を支払うため、積立利率等に基づいて計算する保険契約に対する責任準備金をいいます。 ②　積立金額は、会社の定める金額を限度とします。積立金額が会社の定める金額を超えるときは、会社の定める金額を超える積立金額を保険契約者に支払います。
⑵　積立利率	①　積立金を計算する際に用いる利率をいい、会社は、毎年変更する予定利率等に基づき４月１日に変更を行います。ただし、変更後の積立利率は、最低保証利率である0.01％を下回ることはありません。 ②　会社は、毎年４月１日における積立利率を会社の定める方法により開示します。
⑶　保険料	保険契約者が、年払、半年払または月払により定期的に払い込む金銭をいいます。
⑷　不定期払保険料	保険契約者が、⑶に定める保険料以外で一時に払い込む金銭をいいます。

2　保険契約の締結について

第２条　保険契約の締結

この保険契約を締結するときは、保険契約者は、この保険契約を保険契約指定特約に定める被指定契約とする指定契約とあわせて締結することを必要とします。

3　保障の開始について

第３条　責任開始の時

１．この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時

承諾の時期	責任開始の時
⑵　会社が、第１回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第14条）を受けた時 ②　第１回保険料相当額を受け取った時

2．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日とし、責任開始の日を含む月の翌月１日を契約成立日★とします。契約年齢(第33条)の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

3．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名または名称
⑶　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷　受取人の氏名または名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険給付の額
⑻　保険料およびその払込方法
⑼　契約成立日
⑽　保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

4　給付金の支払いについて

第４条　給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第５条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金　額	受取人
災害死亡給付金	被保険者が、保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ⑴　責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ⑵　責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表２★）を直接の原因として死亡したとき	被保険者が死亡した日における積立金の1.5倍相当額	死亡給付金受取人
死亡給付金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき。ただし、災害死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金は支払いません。	被保険者が死亡した日における積立金相当額	

2．給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　全般について

項　目	内　容
①　被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

第４条　補足説明

＊1　責任開始の時
第３条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

項　目	内　容
②　被保険者が、責任開始の時*1以後契約成立日（第３条）の前日までの間に災害死亡給付金または死亡給付金の支払事由に該当し、災害死亡給付金または死亡給付金が支払われるとき	会社は、責任開始の日*2を契約成立日とみなして、死亡給付金受取人に災害死亡給付金または死亡給付金を支払います。

⑵　災害死亡給付金について

項　目	内　容
被保険者が、災害死亡給付金の支払事由に該当した場合で、不慮の事故（別表１★）の日または感染症（別表２★）を発病した日*3以後、被保険者が死亡した日までの間に、不定期払保険料の払込み（第11条）、保険料の増額（第18条）またはこの保険契約の一部解約の取消し（第23条）があったとき	次のとおり取り扱います。 ①　この不定期払保険料、保険料の増額分または返戻金による積立金額は、災害死亡給付金額の計算の基準となる積立金額には含めません。 ②　①の場合、災害死亡給付金額の計算の基準となる積立金額に含まれなかった積立金額は、災害死亡給付金とともに死亡給付金受取人に支払います。

★別表１（P.172参照）、別表２（P.172参照）

第５条　免責事由

１．支払事由（第４条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
災害死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　死亡給付金受取人の故意または重大な過失 ⑷　被保険者の犯罪行為 ⑸　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑹　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑺　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑻　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑼　地震、噴火または津波 ⑽　戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　死亡給付金受取人の故意 ⑶　責任開始の日*1からその日を含めて３年以内の自殺 ⑷　戦争その他の変乱

２．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

⑴　災害死亡給付金について

第４条　補足説明

＊２　責任開始の日
第３条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

＊３　感染症を発病した日
医師の死亡診断書等により、感染症（別表２★）を発病した日と判断される日をいいます。

第５条　補足説明

＊１　責任開始の日
第３条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

項　目	内　容
①　死亡給付金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失によって被保険者を死亡させたとき	故意または重大な過失によって被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
②　「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、災害死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。

⑵　死亡給付金について

項　目	内　容
①　死亡給付金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
②　「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
③　免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	ア．保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 イ．この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

5　給付金の支払請求手続について

第６条　給付金の支払請求手続

１．給付金の支払事由（第４条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

２．給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表３★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

３．この保険契約が次の契約形態の場合で、給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は給付金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　給付金の支払請求に必要な書類（別表３★）
⑵　次のいずれかの書類
①　被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*1が確認した書類

第６条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

★別表３（P.173参照）

第７条　給付金の支払時期

１．会社は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。

２．会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の１．の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴　給付金の支払事由（第４条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
⑵　給付金支払いの免責事由（第５条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
⑶　告知義務違反（第15条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由（第17条）、詐欺（第12条）または不法取得目的（第13条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第17条（重大事由による解除）の１．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

３．本条の２．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の１．および２．にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

⑴　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　180日
⑵　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　180日
⑶　本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　180日
⑷　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　180日

４．本条の２．および３．の確認を行うときは、会社は、死亡給付金受取人（死亡給付金受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。

５．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

★別表３（P.173参照）

6　給付金の支払方法の選択について

第８条　給付金の支払方法の選択

給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、給

第７条　補足説明

＊１　⑴から⑷に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

＊２　⑴から⑷に定める日数
⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

＊３　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

7 保険料の払込みについて

第9条 保険料の払込み

1．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴ 年払	契約成立日（第３条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間
⑵ 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	
⑶ 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	

2．第２回以後の保険料は、毎回第10条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

3．本条の１．および２．の規定により払い込まれた保険料については、払い込まれた日を含む月の翌月１日を基準として積立金の計算を行います。

第10条 保険料の払込方法（経路）

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴ 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
⑵ 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑶ 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑷ 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
⑸ 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
⑹ 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
⑴ 本条の１．－⑴の方法において、払込期月（第９条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、払込期月の翌月１日以後、未払込保険料を本条の１．－⑹の方法により払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、本条の１．－⑴の方法により払い込むことができます。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
⑵ 本条の１．－⑴から⑷の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第11条 不定期払保険料の払込み

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、不定期払保険料を払い込むことができ

第8条 補足説明

＊1 給付金
給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第9条 補足説明

＊1 契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第10条 補足説明

＊1 会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊2 所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

ます。
2．本条の1．の規定により払い込まれた不定期払保険料については、払い込まれた日を含む月の翌月1日を基準として積立金の計算を行います。

8 取消しと無効について

第12条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料および不定期払保険料は払い戻しません。

第13条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料および不定期払保険料は払い戻しません。

⑴ 給付金を不法に取得する目的
⑵ 他人に給付金を不法に取得させる目的

9 告知義務と解除について

第14条 告知義務

1．会社は、この保険契約の締結の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第4条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条 告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2．会社は、給付金の支払事由（第4条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 給付金の支払いを行いません。
⑵ すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。

3．本条の2．の規定にかかわらず、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いを行います。
4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

⑴ 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵ ⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第16条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第15条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴　この保険契約の締結の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第14条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第14条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に給付金の支払事由（第４条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第14条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第16条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　責任開始の日
第３条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

第17条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者または死亡給付金受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または死亡給付金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、給付金の支払事由（第４条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由が生じていたときは、その給付金の支払いについて、会社は、次のとおり取り扱います。

第17条　補足説明

＊１　給付金
この保険契約の給付金をいいます。

⑴　給付金*2の支払いを行いません。
⑵　すでに給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第15条（告知義務違反による解除）の4．の規定を準用して取り扱います。
4．重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5．本条の4．の規定にかかわらず、本条の1．－⑷の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2．－⑴または⑵の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

10 契約内容の変更等について

第18条 保険料の変更

保険契約者は、この保険契約の締結後、会社の定める金額の範囲内で、将来に向かって保険料を変更することができます。

第19条 保険料払込方法の変更

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第9条（保険料の払込み）および第10条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2．保険料の払込方法（回数）（第9条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第20条 保険料の払込停止

第9条（保険料の払込み）の規定にかかわらず、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、将来の保険料の払込みを停止することができます。

第21条 保険料の払込みの再開

第20条（保険料の払込停止）に定める保険料の払込みを停止したときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、将来の保険料の払込みを再開することができます。

第22条 保険契約の一部解約

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、将来に向かって、この保険契約を一部解約★することができます。
2．この保険契約の一部解約が行われた場合で、一部解約分に対応する返戻金（第26条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。この場合、第7条（給付金の支払時期）の1．の規定を準用します。

★「一部解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第23条 保険契約の一部解約の取消し

1．第22条（保険契約の一部解約）の規定によりこの保険契約の一部解約が行われた場合でも、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の一部解約が行われた日からその日を含めて30日以内であれば、この保険契約の一部解約を将来に向かって取り消すことができます。
2．本条の1．の場合、保険契約者は、同時に、この保険契約の一部解約により支払

第17条 補足説明

＊2　給付金

本条の1．－⑷のみに該当した場合で、本条の1．－⑷－①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

われた返戻金（第26条）の全部に相当する金額を払い込むことを必要とします。
3．本条の1．および2．に定める保険契約の一部解約の取消しは、前回、この保険契約の一部解約の取消しを行った日からその日を含めて1年間は行うことができません。
4．この保険契約の一部解約が取り消されたときは、一部解約が取り消された部分については、本条の2．に定める払込みがあった日を含む月の翌月1日を基準として積立金の計算を行います。

11 解約等について

第24条 保険契約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第26条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第25条 保険契約の消滅

1．次のいずれかに該当したときは、この保険契約は消滅します。

(1) 解約、解除、取消しまたは無効により、すべての指定契約*1が消滅したとき
(2) 保険期間の満了により、すべての指定契約*1が消滅したとき
(3) すべての指定契約*1について、保険契約者から保険契約指定特約による取扱いを行わない旨の申し出があったとき
(4) すべての指定契約*1が効力を失った場合*2で、かつ、効力を失った日からその日を含めて3年以内にいずれの指定契約*1についても復活の申込みが行われなかったとき

2．本条の1．にかかわらず、次のいずれもが3年間行われないで、かつ、その3年間が経過した日の積立金額が3万円未満となったときは、この保険契約は消滅します。ただし、保険料の払込みが免除されている指定契約*1または保険期間と保険料払込期間が異なる指定契約*1のうち保険料払込期間が満了した指定契約*1がある場合を除きます。

(1) 保険料の払込み（第9条）
(2) 不定期払保険料の払込み（第11条）
(3) 保険契約の一部解約（第22条）
(4) 指定契約*1への保険料の払込み
(5) その他契約内容等の変更

3．本条の1．および2．の規定によってこの保険契約が消滅した場合で、返戻金（第26条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
4．本条の3．の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第26条 返戻金

返戻金額は、保険料を払い込んだ年月数等により計算します。

第27条 死亡給付金受取人による保険契約の存続

1．保険契約者以外の者で保険契約の解約（一部解約を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か

第25条 補足説明

＊1 指定契約
この保険契約を被指定契約とする指定契約をいいます。

＊2 指定契約が効力を失った場合
更新後契約の第1回保険料が猶予期間満了の日までに払い込まれず、更新後契約の効力が生じなかった場合を含みます。

月を経過した日に効力を生じます。

2．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす死亡給付金受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

(1)　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2)　保険契約者と異なる者であること

3．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第４条）が生じ、会社が給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

12　死亡給付金受取人および保険契約者について

第28条　会社への通知による死亡給付金受取人の変更

1．保険契約者は、給付金の支払事由（第４条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、死亡給付金受取人を変更することができます。

2．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の死亡給付金受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡給付金受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第29条　遺言による死亡給付金受取人の変更

1．第28条（会社への通知による死亡給付金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、給付金の支払事由（第４条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。

2．本条の１．の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3．本条の１．および２．による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第30条　死亡給付金受取人の死亡

1．死亡給付金受取人が給付金の支払事由（第４条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。

2．本条の１．の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。

3．本条の１．および２．により死亡給付金受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第31条　保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。

2．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第27条　補足説明

＊１　会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

第32条　保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4．災害死亡給付金および死亡給付金について、受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。

13　契約年齢の計算等について

第33条　契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下のものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。
2．被保険者の契約後の年齢は、本条の１．に規定する契約年齢に契約成立日（第３条）の応当日（年単位）*1ごとに１歳加えて計算します。

第34条　契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第33条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第３条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料および不定期払保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、契約年齢を訂正します。

第35条　性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、性別を訂正します。

14　社員配当金（保険契約者への配当）について

第36条　社員配当金の割当ておよび支払い

1．会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。割り当てた社員配当金は、次のとおり取り扱います。

対象となる保険契約	取扱方法
⑴　社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第６月目の末に有効である保険契約	社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から第６月目の末まで会社の定める利率による利息をつけて積み立て、その元利金を第６月目の末に積立金に充当します。
⑵　社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から第６月目の末までの間に消滅する保険契約	①　給付金の支払いにより保険契約が消滅するときは、⑴に準じてそれまでに積み立てられた社員配当金をその給付金の受取人に支払います。 ②　①以外の事由により保険契約が消滅するときは、⑴に準じてそれまでに積み立てられた社員配当金を保険契約者に支払います。
⑶　社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日前に消滅する保険契約	①　給付金の支払いにより保険契約が消滅するときは、給付金とともにその受取人に支払います。 ②　①以外の事由により保険契約が消滅するときは、社員配当準備金に繰り入れます。

2．保険契約者からの請求により社員配当金を支払うときは、第７条（給付金の支払

第33条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

時期）の１．の規定を準用します。

15 その他

第37条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第38条 保険契約者の住所の変更

１．保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
２．保険契約者が本条の１．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第39条 時効

給付金（第４条）、返戻金（第26条）または社員配当金（第36条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第40条 管轄裁判所

この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または死亡給付金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

第41条 被指定契約としての取扱いに関する特則

この保険契約は、保険契約指定特約に定める被指定契約として、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　この保険契約の取扱い	普通保険約款に定めるほか、保険契約指定特約に定めるところによります。
⑵　指定契約が更新されること等により指定契約の保険料額が増額となるとき	指定契約の保険料額が増額となる日を含む月以降のこの保険契約の保険料額を増額することがあります。
⑶　被保険者が死亡した時から死亡給付金受取人が災害死亡給付金または死亡給付金を請求するまでの間に、指定契約の保険料がこの保険契約の積立金から払い込まれたとき	支払うべき災害死亡給付金額*1または死亡給付金額から、指定契約の保険料として払い込まれた積立金額を差し引いた金額を死亡給付金受取人に支払います。

第42条 保険料の払込停止に関する特則

１．保険料の払込方法(回数)（第９条）が年払の場合には、保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、第20条（保険料の払込停止）の規

第40条 補足説明

＊１　死亡給付金受取人
死亡給付金受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

＊２　同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第41条 補足説明

＊１　災害死亡給付金額
第４条（給付金の支払い）の２．－⑵に定める災害死亡給付金額とともに支払われる積立金額を含みます。

定を準用して、第２回以後の保険料の払込みを停止することができます。
２．本条の１．の場合、保険料の払込みの再開については、第21条（保険料の払込みの再開）の規定を準用して取り扱います。

第43条　第１保険期間中の利率変動積立型終身保険契約からこの保険契約に変更する場合の特則

１．会社は、保険契約者の請求により、会社の取扱いの範囲内で、第１保険期間中の利率変動積立型終身保険契約*1から、保険契約者および被保険者をそれぞれ同一人とするこの保険契約への変更を取り扱います。
２．本条の１．の変更の際、会社は、被保険者に関する告知（第14条）を求めません。ただし、本条の取扱いと同時にこの保険契約を被指定契約とする指定契約を締結する場合を除きます。
３．会社が本条の１．の変更を承諾したときは、次のとおり取り扱います。

⑴　第３条（責任開始の時）の規定によりこの保険契約の保障が開始したときに、変更前の利率変動積立型終身保険契約*1は消滅します。
⑵　変更前の利率変動積立型終身保険契約*1の積立金*2等の金額*3は、⑴の消滅の際にこの保険契約の積立金に充当され、充当された日を含む月の翌月１日を基準としてこの保険契約による積立金の計算を行います。
⑶　次の規定の適用にあたっては、この保険契約の保険期間は、変更前の利率変動積立型終身保険契約*1から継続したものとして取り扱います。
　①　給付金の支払い（第４条）
　②　被保険者の自殺による免責（第５条）
　③　詐欺による取消し（第12条）または不法取得目的による無効（第13条）
　④　告知義務違反による解除（第15条・第16条）
⑷　変更前の利率変動積立型終身保険契約*1に付加されている次の特約は、この保険契約に引き続き付加されます。
　①　団体特約
　②　集団特約
　③　事業保険特約
　④　保険料口座振替特約
　⑤　クレジットカード特約
　⑥　保険契約転換特約
　⑦　保険契約一部転換特約
⑸　変更前の利率変動積立型終身保険契約*1を保険契約指定特約に定める被指定契約としていた指定契約については、被指定契約をこの保険契約に変更します。この場合、次のとおり取り扱います。
　①　第２条（保険契約の締結）の規定は適用しません。
　②　指定契約の普通保険約款および付加特約において、被指定契約をこの保険契約に変更するにあたって必要な読み替えを行います。
⑹　本条の１．の請求後に変更前の利率変動積立型終身保険契約*1の第２回以後の保険料の払込方法に基づき払い込まれた保険料は、会社の取扱いの範囲内で、不定期払保険料としてこの保険契約に払い込まれたものとして取り扱います。
⑺　本条に特段の定めがないときは、この保険契約および保険契約指定特約の規定を適用します。

第43条　補足説明

＊１　第１保険期間中の利率変動積立型終身保険契約
本条において「利率変動積立型終身保険契約」といいます。

＊２　利率変動積立型終身保険契約の積立金
保険契約者が変更の請求をした日を含む月の末日まで継続したものとして計算した積立金をいいます。

＊３　利率変動積立型終身保険契約の積立金等の金額
次の⑴から⑶の金銭を含みます。
⑴　消滅時に支払われる配当金
⑵　利率変動積立型終身保険契約*1の消滅により無配当特定状態給付保険契約が消滅するときは、その責任準備金およびすえ置かれた無事故給付金の元利合計額
⑶　利率変動積立型終身保険契約*1を保険契約指定特約に定める被指定契約とする指定契約が本条の取扱いと同時に保障内容変更特約に定める取扱いによって変更前契約として消滅するときは、その保障内容変更価格

4．この保険契約の第１回保険料*4の払込みについて、次のとおり取り扱います。

⑴　保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の第１回保険料*4を変更前の利率変動積立型終身保険契約*1の積立金*2等の金額*3から払い込むことができます。この場合、保険契約者が変更の請求をした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時に第１回保険料*4の払込みがあったものとみなします。

⑵　⑴および第３条（責任開始の時）にかかわらず、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、本条の１．の請求後の翌月１日以後に変更前の利率変動積立型終身保険契約*1の第２回以後の保険料の払込方法に基づき払い込まれた保険料をこの保険契約の第１回保険料*4とすることができます。この場合、本条の１．の請求をした日の属する月の翌月１日を契約成立日とし、この保険契約の保障は、その日から開始します。なお、⑵の規定は、本条の取扱いと同時にこの保険契約を被指定契約とする指定契約を締結するときは適用しません。

第43条　補足説明

＊４　第１回保険料

第１回保険料相当額を含みます。

別表１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表２　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

別表３　給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．災害死亡給付金の支払い	⑴　災害死亡給付金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　不慮の事故（別表１）であることを証明する書類 ⑷　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑸　災害死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑹　災害死亡給付金の受取人の印鑑証明書 ⑺　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．死亡給付金の支払い	⑴　死亡給付金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　死亡給付金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

５年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款目次

この保険の特色……175

1　保障の開始について
第１条　責任開始の時……175

2　保険金の支払いについて
第２条　保険金の支払い……175
第３条　免責事由……177

3　保険金の支払請求手続について
第４条　保険金の支払請求手続……177
第５条　保険金の支払時期……178

4　保険金の支払方法の選択について
第６条　保険金の支払方法の選択……179

5　保険料の払込免除について
第７条　保険料の払込免除……179
第８条　保険料の払込免除の免責事由……180

6　保険料の払込免除の請求手続について
第９条　保険料の払込免除の請求手続……180

7　保険料の払込みについて
第10条　保険料の払込み……181
第11条　保険料の払込方法（経路）……181
第12条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……181
第13条　保険料の前納および予納……182

8　失効と復活について
第14条　保険契約の失効……182
第15条　保険契約の復活……182

9　取消しと無効について
第16条　詐欺による取消し……183
第17条　不法取得目的による無効……183

10　告知義務と解除について
第18条　告知義務……183
第19条　告知義務違反による解除……183
第20条　告知義務違反による解除ができないとき……184
第21条　重大事由による解除……184

11　保険契約者に対する貸付について
第22条　保険契約者に対する貸付……185

12　契約内容の変更および更新等について
第23条　保険料払込方法の変更……186
第24条　保険期間の変更……186
第25条　保険契約の更新……186
第26条　他の保険契約への加入……187
第27条　保険金額の減額……188

13　解約等について
第28条　保険契約の解約……188
第29条　返戻金……188
第30条　保険料の未経過分に相当する返還金……188
第31条　保険金の受取人による保険契約の存続……189

14　保険金の受取人および保険契約者について
第32条　会社への通知による保険金の受取人の変更……189
第33条　遺言による保険金の受取人の変更……189
第34条　保険金の受取人の死亡……189
第35条　保険契約者の権利義務の承継……190
第36条　保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者……190

15　契約年齢の計算等について
第37条　契約年齢の計算……190
第38条　契約年齢の誤りの処理……190
第39条　性別の誤りの処理……190

16　社員配当金（保険契約者への配当）について
第40条　社員配当金の割当ておよび支払い……190

17　その他
第41条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……191
第42条　保険契約者の住所の変更……191
第43条　契約内容の登録……192
第44条　時効……192
第45条　管轄裁判所……192

18　特則について
第46条　郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則……193
第47条　団体定期保険契約等からこの保険契約へ加入する場合の特則……193
第48条　契約成立日が平成20年４月１日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則……193

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……195
別表２　対象となる不慮の事故……196
別表３　保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……197

5年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款

（実施　1996.10.2／改正　2020.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	⑴　死亡保険金 ⑵　高度障害保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当

1　保障の開始について

第1条　責任開始の時

1．この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
⑵　会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第18条）を受けた時 ②　第1回保険料相当額を受け取った時

2．本条の1．に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第37条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

3．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名または名称
⑶　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷　受取人の氏名または名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険給付の額
⑻　保険料およびその払込方法
⑼　契約成立日
⑽　保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2　保険金の支払いについて

第2条　保険金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金を支払う場合）	金　額	受取人
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		高度障害保険金受取人

2．保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　死亡保険金について

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

⑵　高度障害保険金について

項　目	内　容
①　高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
②　責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア．この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第18条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
④　被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第25条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア．保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ．その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

第2条　補足説明

＊1　責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害保険金については、この保険契約の復活（第15条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊2　責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊3　この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項　目	内　容
⑤　高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害保険金は支払いません。
⑥　高度障害保険金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1（P.195参照）

第3条　免責事由

1．支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1)　保険契約者の故意 (2)　死亡保険金受取人の故意 (3)　責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4)　この保険契約の復活（第15条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5)　戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1)　保険契約者の故意 (2)　被保険者の故意 (3)　被保険者の自殺行為 (4)　被保険者の犯罪行為 (5)　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2)　「戦争その他の変乱」によって死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、保険金の金額の一部または全部を支払います。
(3)　免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1（P.195参照）

3　保険金の支払請求手続について

第4条　保険金の支払請求手続

1．保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみ

第3条　補足説明

＊1　責任開始の日

第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

やかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

3．この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　保険金の支払請求に必要な書類（別表３★）
⑵　次のいずれかの書類
①　被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表３（P.197参照）

第５条　保険金の支払時期

1．会社は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。

2．会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の１．の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴　保険金の支払事由（第２条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
⑵　保険金支払いの免責事由（第３条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
⑶　告知義務違反（第19条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由（第21条）、詐欺（第16条）または不法取得目的（第17条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第21条（重大事由による解除）の１．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3．本条の２．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の１．および２．にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

第４条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

第５条　補足説明

＊１　⑴から⑷に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

＊２　⑴から⑷に定める日数
⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

⑴	本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　180日
⑵	本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　180日
⑶	本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　180日
⑷	本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　180日

4．本条の２．および３．の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。

5．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

★別表３（P.197参照）

4 保険金の支払方法の選択について

第６条　保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第７条　保険料の払込免除

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第８条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
保険料の払込免除 身体障害の状態による	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表１★）になったとき

2．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表１★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。

第５条　補足説明

＊３　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第６条　補足説明

＊１　保険金

保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第７条　補足説明

＊１　責任開始の時

第１条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第15条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項　目	内　容
⑵　保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の１．に規定する払込期月中の契約成立日（第１条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表１（P.195参照）、別表２（P.196参照）

第８条　保険料の払込免除の免責事由

１．保険料の払込免除事由（第７条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表１★）になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　地震、噴火または津波 ⑼　戦争その他の変乱

２．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表１（P.195参照）

6　保険料の払込免除の請求手続について

第９条　保険料の払込免除の請求手続

１．保険料の払込免除事由（第７条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
２．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表３★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
３．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第５条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表３（P.197参照）

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴ 年払	契約成立日（第１条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵ 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	
⑶ 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

2．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴ 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
⑵ 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑶ 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑷ 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
⑸ 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
⑹ 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
⑴ 本条の１．－⑴の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
⑵ 本条の１．－⑴から⑷の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1．保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第１条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

第10条 補足説明

＊１ 契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２ 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

第11条 補足説明

＊１ 会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２ 所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 補足説明

＊１ 契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

⑴　この保険契約が消滅したとき ⑵　保険料の払込みが不要となったとき

2．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに、保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
⑵　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条　保険料の前納および予納

1．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
⑴　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
⑵　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて３か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

2．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

⑴　保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。 ⑵　⑴以外の場合には、保険契約者に支払います。

第13条　補定説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

8　失効と復活について

第14条　保険契約の失効

1．保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の１．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2．本条の１．の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第29条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3．本条の２．の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第15条　保険契約の復活

1．保険契約者は、第14条（保険契約の失効）または第22条（保険契約者に対する貸付）の⑶の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて３年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第18条）および告

第15条　補定説明

＊１　保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

知義務違反による解除（第19条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第29条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*1の申込みをすることはできません。

2．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。また、第22条（保険契約者に対する貸付）の⑶の規定によって効力を失った保険契約を復活させるときは、別に貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。

3．この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。

4．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

9 取消しと無効について

第16条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第15条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第17条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第15条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

⑴ 保険金を不法に取得する目的
⑵ 他人に保険金を不法に取得させる目的

10 告知義務と解除について

第18条 告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第15条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第19条 告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第15条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の2．の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第20条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第19条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴　この保険契約の締結または復活（第15条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
⑸　責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の1．－⑵および⑶の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1．は適用しません。

第21条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第20条　補足説明

＊1　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊2　責任開始の日
第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第19条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。
４．重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
５．本条の４．の規定にかかわらず、本条の１．－⑷の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の４．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

11　保険契約者に対する貸付について

第22条　保険契約者に対する貸付

保険契約者は、会社の取扱いの範囲内において、返戻金額*1のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　貸付金の利息	会社の定める利率で計算します。

第21条　補足説明

＊１　保険金
この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

＊２　保険金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第22条　補足説明

＊１　返戻金額
本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

項　目	内　容
⑵　本条の規定による貸付金とその利息との合計額が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
⑶　会社が⑵の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が⑵の通知を発した日を含む月の翌々月１日から効力を失います。
⑷　貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ①　保険金が支払われるとき ②　保険金額が減額（第27条）されたとき ③　保険期間が変更（第24条）されたとき ④　①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき

12　契約内容の変更および更新等について

第23条　保険料払込方法の変更

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第２回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2．保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条　保険期間の変更

1．保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更することができます。この場合、変更後の保険金額は変更前の保険金額を限度とします。
2．保険期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3．保険期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第25条　保険契約の更新

1．この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の２週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　更新日*1における被保険者の年齢（第37条）が会社の定める年齢の範囲内であること
⑶　更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること
⑷　契約成立日（第１条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること

第25条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日
本条において「更新日」といいます。

2．この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後契約の保険料	①　更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後契約の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の１．および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
⑶　更新後契約の保険金額	更新前契約の保険期間満了日の保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後契約の保険期間	①　更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶または⑷の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
⑸　この保険契約が更新されたとき	①　保険金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）および告知義務違反による解除（第19条・第20条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③　この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第38条・第39条）に準じて取り扱います。

3．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑷のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴、⑵、⑸および⑹の規定を準用します。また、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険金（名称の如何を問いません。）の金額および保険期間を指定することを必要とします。

第26条　他の保険契約への加入

1．保険契約者は、保険期間満了日の１か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第37条）が70歳を超えるときは、この取扱いをしません。

2．他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　加入する他の保険契約の第１回保険料相当額の払込み	第１回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
⑵　加入する他の保険契約の責任開始の日	⑴の規定により第１回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
⑶　加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の保険金額を限度とします。
⑷　他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第27条　保険金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
⑵　将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
⑶　保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

13　解約等について

第28条　保険契約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第29条　返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第30条　保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第７条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

第30条　補足説明

＊１　消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊２　保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

⑴ 保険金の支払事由（第２条）または免責事由（第３条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
⑵ 告知義務違反（第19条）または重大事由（第21条）によりこの保険契約が解除されたとき
⑶ 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 保険金の受取人による保険契約の存続

1．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。
2．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

⑴ 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
⑵ 保険契約者と異なる者であること

3．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第２条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

14 保険金の受取人および保険契約者について

第32条 会社への通知による保険金の受取人の変更

1．保険契約者は、保険金の支払事由（第２条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第33条 遺言による保険金の受取人の変更

1．第32条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由（第２条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2．本条の１．の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3．本条の１．および２．による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条 保険金の受取人の死亡

1．保険金の受取人が保険金の支払事由（第２条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
2．本条の１．の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。

第31条 補足説明

＊1 会社が債権者等に支払うべき金額
その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

3．本条の１．および２．により保険金の受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条　保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条　保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4．死亡保険金について、受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。高度障害保険金についても同様とします。

15　契約年齢の計算等について

第37条　契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下のものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。
2．被保険者の契約後の年齢は、本条の１．に規定する契約年齢に契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに１歳加えて計算します。

第37条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第38条　契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第１条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第39条　性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

16　社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条　社員配当金の割当ておよび支払い

1．会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑸の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑸に該当する保険契約については、⑷に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日*1（第１条）の５年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その５年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その５年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ．保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第25条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① (1)－①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ② (1)－①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、(1)の規定を適用します。
(3) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日*1および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。
(5) 次の事業年度中に契約成立日*1からその日を含めて２年および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、(2)から(4)以外の事由により消滅する保険契約*3	保険契約者に支払います。

2．会社は、本条の１．の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

3．保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第５条（保険金の支払時期）の１．の規定を準用します。

17 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1．保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。

第40条 補足説明

＊1 契約成立日
保険契約が更新されたときは、更新日とします。

＊2 契約成立日の５年ごとの応当日
本条の１．において「５年ごと応当日」といいます。

＊3 消滅する保険契約
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

2．保険契約者が本条の１．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第43条　契約内容の登録

１．会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

⑴　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
⑵　死亡保険金の金額
⑶　契約成立日*1（第１条）
⑷　当会社名

２．本条の１．の登録の期間は、契約成立日*1から５年*2以内とします。
３．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の１．の規定により登録された被保険者について、死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約の申込み*4を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
４．各生命保険会社等は、本条の２．の登録の期間中に死亡保険金*3のある保険契約または特約の申込み*4があったときは、本条の３．によって連絡された内容を死亡保険金*3のある保険契約または特約の承諾*5の判断の参考とすることができます。
５．各生命保険会社等は、契約成立日*6から５年*7以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。
６．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*5の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
７．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
８．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
９．本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第44条　時効

保険金（第２条）、保険料の払込免除（第７条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条　管轄裁判所

１．この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
２．この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の１．の規定を準用します。

第43条　補足説明

＊１　契約成立日
復活（第15条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊２　契約成立日から５年
契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

＊３　死亡保険金
災害死亡保険金を含みます。

＊４　申込み
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

＊５　承諾
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

＊６　契約成立日
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

＊７　契約成立日から５年
契約成立日*6において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*6から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第45条　補足説明

＊１　保険金の受取人
保険金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

＊２　同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

18 特則について

第46条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

⑴ 第13条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
⑵ 第23条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第47条 団体定期保険契約等からこの保険契約へ加入する場合の特則

1．団体定期保険契約等*1の普通保険約款等の規定により、団体定期保険契約等*1からこの保険契約への加入が行われた場合には、会社は、責任開始の時（第１条）からこの保険契約上の責任を開始します。ただし、次の規定の適用にあたっては、この保険契約の保険期間は団体定期保険契約等*1のその被保険者に対する部分から継続したものとして取り扱います。

⑴ 高度障害保険金の支払い（第２条）
⑵ 被保険者の自殺による免責（第３条）
⑶ 保険料の払込免除（第７条・第８条）
⑷ 詐欺による取消し（第16条）または不法取得目的による無効（第17条）
⑸ 告知義務違反による解除（第19条・第20条）

2．本条の１．の規定により団体定期保険契約等*1からこの保険契約への加入が行われた場合で、団体定期保険契約等*1に特約*2が付加されているとき、かつ、この保険契約に会社の定める同種の特約を付加するときは、本条の１．の規定を準用します。

第48条 契約成立日が平成20年4月1日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年４月１日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の⑴から⑹のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

⑴ 高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、高度障害保険金受取人が高度障害保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が高度障害保険金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

① この保険契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または３親等内の親族に限ります。
② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡保険金受取人

⑵ ⑴の場合、②に該当する死亡保険金受取人が２人以上いるときは、その死亡保険金受取人は共同して請求することを必要とします。
⑶ ⑴の規定により、⑴に定める代理人が高度障害保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表３★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

① 被保険者と⑴に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
② ⑴に定める代理人の印鑑証明書
③ ⑴に定める代理人の住民票
④ 被保険者または⑴に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

第47条 補足説明

＊１ 団体定期保険契約等

次の⑴から⑹をいいます。

⑴ 団体定期保険契約
⑵ 総合福祉団体定期保険契約
⑶ 無配当団体定期保険契約
⑷ 無配当総合福祉団体定期保険契約
⑸ 団体定期保険こども特約
⑹ 無配当団体定期保険こども特約

＊２ 特約

次の⑴から⑭をいいます。

⑴ 団体定期保険災害割増特約
⑵ 団体定期保険傷害特約
⑶ 団体定期保険災害保障特約
⑷ 団体定期保険こども災害割増特約
⑸ 団体定期保険こども傷害特約
⑹ 団体定期保険こども災害保障特約
⑺ 総合福祉団体定期保険災害総合保障特約
⑻ 無配当団体定期保険災害割増特約
⑼ 無配当団体定期保険傷害特約
⑽ 無配当団体定期保険災害保障特約
⑾ 無配当団体定期保険こども災害割増特約
⑿ 無配当団体定期保険こども傷害特約
⒀ 無配当団体定期保険こども災害保障特約
⒁ 無配当総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

⑷ ⑴の規定により会社が高度障害保険金を⑴に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその高度障害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑸ 第５条（保険金の支払時期）の４．中、「保険金の受取人（保険金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「保険金の受取人または第48条（契約成立日が平成20年４月１日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の⑴に定める代理人（保険金の受取人等が２人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。

⑹ 第５条（保険金の支払時期）の５．中、「被保険者または保険金の受取人」とあるのを「被保険者、保険金の受取人または第48条（契約成立日が平成20年４月１日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の⑴に定める代理人」と読み替えます。

★別表３（P.197参照）

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表３　保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．死亡保険金の支払い	⑴　死亡保険金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　死亡保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．高度障害保険金の支払い	⑴　高度障害保険金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
３．保険料の払込免除	⑴　保険料払込免除請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　不慮の事故（別表２）であることを証明する書類 ⑷　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 ⑶　２．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

５年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款目次

この保険の特色……199

1　保障の開始について
第１条　責任開始の時……199

2　年金支払期間について
第２条　年金支払期間の指定……199

3　年金の支払いについて
第３条　年金の支払い……200
第４条　免責事由……202
第５条　年金証書の発行……202

4　年金の支払請求手続について
第６条　年金の支払請求手続……203
第７条　年金の支払時期……203

5　一時金の支払方法の選択について
第８条　一時金の支払方法の選択……204

6　保険料の払込免除について
第９条　保険料の払込免除……204
第10条　保険料の払込免除の免責事由……205

7　保険料の払込免除の請求手続について
第11条　保険料の払込免除の請求手続……205

8　保険料の払込みについて
第12条　保険料の払込み……206
第13条　保険料の払込方法（経路）……206
第14条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……206
第15条　保険料の前納および予納……207

9　失効と復活について
第16条　保険契約の失効……207
第17条　保険契約の復活……207

10　取消しと無効について
第18条　詐欺による取消し……208
第19条　不法取得目的による無効……208

11　告知義務と解除について
第20条　告知義務……208
第21条　告知義務違反による解除……208
第22条　告知義務違反による解除ができないとき……209
第23条　重大事由による解除……209

12　契約内容の変更および更新等について
第24条　保険料払込方法の変更……210
第25条　保険期間の変更……211
第26条　保険契約の更新……211
第27条　他の保険契約への加入……212
第28条　年金支払期間の変更……212
第29条　第１回年金額の減額……212

13　解約等について
第30条　保険契約の解約……213
第31条　返戻金……213
第32条　保険料の未経過分に相当する返還金……213
第33条　年金の受取人による保険契約の存続……213

14　年金の受取人および保険契約者について
第34条　会社への通知による年金の受取人の変更……214
第35条　遺言による年金の受取人の変更……214
第36条　年金の受取人の死亡……214
第37条　保険契約者の権利義務の承継……214
第38条　保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者……215

15　契約年齢の計算等について
第39条　契約年齢の計算……215
第40条　契約年齢の誤りの処理……215
第41条　性別の誤りの処理……215

16　社員配当金（保険契約者への配当）について
第42条　社員配当金の割当ておよび支払い……215

17　その他
第43条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……217
第44条　保険契約者の住所の変更……217
第45条　契約内容の登録……217
第46条　時効……218
第47条　管轄裁判所……218

18　特則について
第48条　年金の受取人が２人以上いる場合の特則……218
第49条　契約成立日が平成20年４月１日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則……218

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……220
別表２　対象となる不慮の事故……221
別表３　年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……222

5年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款

（実施　1999.4.2／改正　2020.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
年金の種類	⑴　死亡年金（確定年金） ⑵　高度障害年金（確定年金）
配当タイプ	５年ごと利差配当
備考	年金支払期間は、10年または15年とします。

1　保障の開始について

第１条　責任開始の時

１．この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
⑵　会社が、第１回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第20条）を受けた時 ②　第１回保険料相当額を受け取った時

２．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第39条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

３．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名または名称
⑶　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷　受取人の氏名または名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険給付の額
⑻　保険料およびその払込方法
⑼　契約成立日
⑽　保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2　年金支払期間について

第２条　年金支払期間の指定

保険契約者は、この保険契約締結の際、年金支払期間を10年または15年のいずれかから選択することを必要とします。

3 年金の支払いについて

第3条 年金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、年金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	年金の種類	支払事由（年金を支払う場合）	金額	受取人
死亡年金	確定年金	⑴ 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき ⑵ 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間（第2条）中の年金支払日*2が到来したとき	⑴ 第1回年金 第1回年金額 ⑵ 第2回以後の年金 第1回年金額と同額	死亡年金受取人
高度障害年金		⑴ 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき ⑵ 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間中の年金支払日*2が到来したとき		高度障害年金受取人

2．年金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴ 全般について

項目	内容
① 第1回年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	払い込む必要はありません。
② 一時金の支払い	ア．年金の受取人は、第1回年金の支払事由が生じた場合で、次のすべてを満たすときは、年金の全部または一部の支払いに代えて、会社の定める方法により計算する一時金★（以下「一時金」といいます。）の支払いを請求することができます。 ㋐ 第1回年金の支払前であること ㋑ 年金の一部の支払いに代えて一時金の支払いを行うときは、年金支払を行う部分の第1回年金額が12万円以上となること イ．ア．により、年金の全部の支払いに代えて一時金を支払ったときは、この保険契約は消滅します。
③ 第1回年金額が12万円未満となるとき	ア．一時金を保険契約者に支払います。 イ．この保険契約は、第1回年金の支払事由が生じた時に消滅します。
④ 第1回高度障害年金を支払ったとき	その後新たに第1回年金の支払事由が生じても、これによる死亡年金および高度障害年金は支払いません。

第3条 補足説明

＊1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害年金については、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊2 年金支払日

年金支払日は、次のとおりとします。

項目	内容
⑴ 第1回年金の支払日	第1回年金の支払事由が生じた日
⑵ 第2回以後の年金の支払日	⑴に規定する第1回年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年のその日の応当日

項　目	内　容
⑤　年金の受取人が年金支払期間中の最終の年金支払日*2前に死亡したとき	ア．年金の受取人の相続人に、会社の定める方法により計算する未払いの年金現価★（以下「未払いの年金現価」といいます。）を支払い、この保険契約は消滅します。 イ．年金の受取人の相続人は、ア．による未払いの年金現価の支払いに代えて、年金の継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。 (ｱ)　この保険契約は年金支払期間が満了するまで消滅せず、年金支払期間中の年金支払日*2に年金を継続して支払います。 (ｲ)　年金の継続支払中にこの保険契約の解約（第30条）の請求があった場合には、この保険契約はその時に消滅し、返戻金（第31条）を年金の受取人の相続人に支払います。

⑵　死亡年金について

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

⑶　高度障害年金について

項　目	内　容
①　高度障害年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
②　責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*3による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害年金の第１回年金の支払事由が生じたものとします。
③　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア．この保険契約の締結の際*4に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
④　被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害年金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害年金の第１回年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第26条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア．保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ．その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

第３条　補足説明

＊３　責任開始の時以後の原因
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊４　この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項　目	内　容
⑤　高度障害年金の第１回年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡年金の第１回年金または一時金の支払請求を受け、死亡年金または一時金が支払われるとき	高度障害年金の第１回年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害年金は支払いません。

★別表１（P.220参照）
★「会社の定める方法により計算する一時金」⇒「金額例表等について（例表１）」(P.1066 参照)
★「会社の定める方法により計算する未払いの年金現価」⇒「金額例表等について（例表２）」(P.1066参照)

第４条　免責事由

１．支払事由（第３条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても年金を支払わない場合）
死亡年金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　死亡年金受取人の故意 ⑶　責任開始の日*1からその日を含めて３年以内の自殺 ⑷　この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 ⑸　戦争その他の変乱
高度障害年金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表１★）になったとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　被保険者の故意 ⑶　被保険者の自殺行為 ⑷　被保険者の犯罪行為 ⑸　戦争その他の変乱

２．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　死亡年金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑵　「戦争その他の変乱」によって死亡年金または高度障害年金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、年金の金額の一部または全部を支払います。
⑶　免責事由に該当して死亡年金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表１（P.220参照）

第５条　年金証書の発行

会社は、第１回年金を支払う際に、年金証書を年金の受取人に発行します。

第４条　補足説明

＊１　責任開始の日
第１条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

4 年金の支払請求手続について

第6条 年金の支払請求手続

1．年金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．年金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

3．この保険契約が次の契約形態の場合で、年金もしくは一時金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡年金受取人または高度障害年金受取人は年金または一時金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡年金受取人または高度障害年金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴ 年金の支払請求に必要な書類（別表3★）
⑵ 次のいずれかの書類
① 被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶ 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.222参照）

第6条 補足説明

＊1 死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊2 官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の3．において「当該団体」といいます。

第7条 年金の支払時期

1．会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金を支払います。

2．会社は、年金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1．の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴ 年金の支払事由（第3条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
⑵ 年金支払いの免責事由（第4条）に該当する可能性がある場合	年金の支払事由が発生した原因
⑶ 告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷ この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第23条（重大事由による解除）の1．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金請求時までにおける事実

3．本条の2．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1．および2．にかかわらず、年金を支払うべき期限

第7条 補足説明

＊1 ⑴から⑷に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

⑴　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180日
⑵　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　180日
⑶　本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　180日
⑷　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　180日

４．本条の２．および３．の確認を行うときは、会社は、年金の受取人（年金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。
５．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。

★別表３（P.222参照）

第７条　補足説明

＊２　⑴から⑷に定める日数
⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

＊３　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

5　一時金の支払方法の選択について

第８条　一時金の支払方法の選択

年金が支払われるときは、年金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、一時金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

第８条　補足説明

＊１　一時金
一時金とともに支払われる金銭を含みます。

6　保険料の払込免除について

第９条　保険料の払込免除

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第12条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
保険料の払込免除 身体障害の状態による	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表１★）になったとき

２．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表１★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。

第９条　補足説明

＊１　責任開始の時
第１条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項　目	内　容
⑵　保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後の保険料について、第12条（保険料の払込み）の１．に規定する払込期月中の契約成立日（第１条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表１（P.220参照）、別表２（P.221参照）

第10条　保険料の払込免除の免責事由

１．保険料の払込免除事由（第９条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表１★）になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　地震、噴火または津波 ⑼　戦争その他の変乱

２．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表１（P.220参照）

7　保険料の払込免除の請求手続について

第11条　保険料の払込免除の請求手続

１．保険料の払込免除事由（第９条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
２．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表３★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
３．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第７条（年金の支払時期）の規定を準用します。

★別表３（P.222参照）

8 保険料の払込みについて

第12条 保険料の払込み

1．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴ 年払	契約成立日（第１条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵ 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	
⑶ 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

2．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第12条 補足説明

＊１ 契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２ 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

第13条 保険料の払込方法（経路）

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴ 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
⑵ 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑶ 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑷ 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
⑸ 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
⑹ 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
⑴ 本条の１．－⑴の方法において、払込期月（第12条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第12条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第12条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
⑵ 本条の１．－⑴から⑷の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条 補足説明

＊１ 会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２ 所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第14条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1．保険料が払込期月（第12条）の契約成立日（第１条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（年金または一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

第14条 補足説明

＊１ 契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

⑴　この保険契約が消滅したとき ⑵　保険料の払込みが不要となったとき

2．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第12条）までに、年金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第９条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　第１回年金または一時金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
⑵　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第15条　保険料の前納および予納

1．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第12条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
⑴　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
⑵　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて３か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

2．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

⑴　第１回年金または一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。 ⑵　⑴以外の場合には、保険契約者に支払います。

第15条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

9　失効と復活について

第16条　保険契約の失効

1．保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第12条（保険料の払込み）の１．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2．本条の１．の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第31条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3．本条の２．の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条　保険契約の復活

1．保険契約者は、第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて３年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、

第17条　補足説明

＊１　保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第31条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*1の申込みをすることはできません。

2．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。

3．この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。

4．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

10 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

(1) 年金を不法に取得する目的
(2) 他人に年金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条 告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、年金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　年金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに年金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または年金の受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または年金の受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴　この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に年金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第９条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第22条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　責任開始の日
第１条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第23条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除*1することができます。

第23条　補足説明

＊１　解除
年金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し年金または一時金を支払わないこととするときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分の解除とします。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡年金の場合は被保険者を除きます。）または年金の受取人が年金*2を詐取する目的もしくは他人に年金*2を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　年金*2の請求に関し、年金*2の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または年金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、年金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第９条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除*1することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、年金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　年金または一時金*3の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに年金または一時金*3を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除*1の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。
４．重大事由によりこの保険契約が解除*1された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
５．本条の４．の規定にかかわらず、本条の１．－⑷の規定によってこの保険契約を解除*1した場合で、年金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し年金または一時金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分については本条の４．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12　契約内容の変更および更新等について

第24条　保険料払込方法の変更

１．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第２回以後の保険料の払込方法について、第12条（保険料の払込み）および第13条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
２．保険料の払込方法（回数）（第12条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第23条　補足説明

＊２　年金
この保険契約の年金または保険料の払込免除をいいます。

＊３　年金または一時金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金または一時金のうち、その受取人に支払われるべき年金または一時金をいいます。

第25条　保険期間の変更

1．保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更することができます。この場合、変更後の第１回年金額は変更前の第１回年金額を限度とします。
2．保険期間を変更するときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
3．保険期間が変更されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第26条　保険契約の更新

1．この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の２週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　更新日*1における被保険者の年齢（第39条）が会社の定める年齢の範囲内であること
⑶　更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること
⑷　契約成立日（第１条）からその日を含めて、更新後契約の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること

2．この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後契約の保険料	①　更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後契約の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第12条（保険料の払込み）の１．および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
⑶　更新後契約の第１回年金額	更新前契約の保険期間満了日の第１回年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の第１回年金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後契約の保険期間	①　更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶または⑷の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
⑸　更新後契約の年金支払期間	更新前契約の年金支払期間と同一とします。

第26条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日
本条において「更新日」といいます。

項　目	内　容
⑹　この保険契約が更新されたとき	①　年金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第９条・第10条）および告知義務違反による解除（第21条・第22条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③　この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑺　更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第40条・第41条）に準じて取り扱います。
⑻　更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑹－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑷のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴、⑵、⑹および⑺の規定を準用します。また、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の年金（名称の如何を問いません。）の金額および保険期間を指定することを必要とします。

第27条　他の保険契約への加入

１．保険契約者は、保険期間満了日の１か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第39条）が70歳を超えるときは、この取扱いをしません。

２．他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　加入する他の保険契約の第１回保険料相当額の払込み	第１回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
⑵　加入する他の保険契約の責任開始の日	⑴の規定により第１回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
⑶　加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の一時金額を限度とします。
⑷　他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第28条　年金支払期間の変更

第１回年金の支払事由（第３条）が生じたときは、年金の受取人は、その支払前に限り、会社の取扱いの範囲内で、年金支払期間の変更を申し込むことができます。

第29条　第１回年金額の減額

１．保険契約者は、第１回年金の支払事由（第３条）が生じる前に限り、将来に向かっ

て第１回年金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の第１回年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

２．第１回年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第30条）されたものとして取り扱います。
⑵　将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
⑶　第１回年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

13 解約等について

第30条　保険契約の解約

１．保険契約者は、第１回年金の支払事由（第３条）が生じる前に限り、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。

２．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

３．本条の１．に定めるほか、第１回年金の支払後は、年金の受取人は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。この場合、会社は、本条の２．の規定に準じて返戻金を年金の受取人に支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第31条　返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、第１回年金の支払日以後の返戻金額★は、会社の定める方法により計算します。

★「第１回年金の支払日以後の返戻金額」⇒「金額例表等について（例表３）」（P.1066参照）

第32条　保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第１回年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除（第９条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金を支払うときはその受取人に支払います。

⑴　年金の支払事由（第３条）または免責事由（第４条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
⑵　告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
⑶　減額（第29条）または解約（第30条）されたとき

第33条　年金の受取人による保険契約の存続

１．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

２．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満

第32条　補足説明

＊１　消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊２　保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第12条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

たす年金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

(1)　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること (2)　保険契約者と異なる者であること

３．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、年金の支払事由（第３条）が生じ、会社が年金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　支払うべき第１回年金額が本条の２．の金額以上の場合	支払うべき金額の限度で、本条の２.の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。
(2)　支払うべき第１回年金額が本条の２．の金額を下回る場合	年金の全部の支払いに代えて、一時金の請求があったものとして取り扱います。この場合、支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。

14　年金の受取人および保険契約者について

第34条　会社への通知による年金の受取人の変更

１．保険契約者は、年金の支払事由（第３条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
２．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の年金の受取人に年金を支払ったときは、その支払い後に変更後の年金の受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第35条　遺言による年金の受取人の変更

１．第34条（会社への通知による年金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、年金の支払事由（第３条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
２．本条の１．の年金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
３．本条の１．および２．による年金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第36条　年金の受取人の死亡

１．年金の受取人が年金の支払事由（第３条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を年金の受取人とします。
２．本条の１．の規定により年金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により年金の受取人となった者のうち生存している他の年金の受取人を年金の受取人とします。
３．本条の１．および２．により年金の受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第37条　保険契約者の権利義務の承継

１．保険契約者は、第１回年金の支払事由（第３条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができ

第33条　補足説明

＊１　会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

ます。
2．第１回年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、年金の受取人に承継されます。
3．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第38条　保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4．死亡年金について、受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。高度障害年金についても同様とします。

15　契約年齢の計算等について

第39条　契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下のものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。
2．被保険者の契約後の年齢は、本条の１．に規定する契約年齢に契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに１歳加えて計算します。

第40条　契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第39条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第１条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第41条　性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

16　社員配当金（保険契約者への配当）について

第42条　社員配当金の割当ておよび支払い

1．第１回年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑹の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑸に該当する保険契約については、⑷に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第39条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴　次の事業年度中に契約成立日*1（第１条）の５年ごとの応当日*2が到来する保険契約	①　その５年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その５年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ②　①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．第１回年金または一時金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．一時金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ．保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
⑵　次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第26条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ①　⑴－①の規定に準じて更新日から積み立てます。 ②　⑴－①の規定により積み立てた更新前契約の社員配当金については、更新後契約においても引き続き積み立て、更新日以後、⑴の規定を適用します。
⑶　次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
⑷　次の事業年度中に契約成立日*1および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、一時金の支払いにより消滅する保険契約*3	一時金とともにその受取人に支払います。
⑸　次の事業年度中に契約成立日*1からその日を含めて２年および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、⑵から⑷以外の事由により消滅する保険契約*3	保険契約者に支払います。
⑹　次の事業年度中に契約成立日*1および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して第１回年金を支払う保険契約	第１回年金とともにその受取人に支払います。

２．第１回年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑷の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑷に該当する保険契約については、⑶に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第42条　補足説明

＊１　契約成立日
保険契約が更新されたときは、更新日とします。

＊２　契約成立日の５年ごとの応当日
本条の１．において「５年ごと応当日」といいます。

＊３　消滅する保険契約
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に第１回年金の支払日の５年ごとの応当日*4が到来する保険契約（(2)に該当する場合を除きます。）	① その５年ごと応当日*4から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、保険契約が消滅したとき、または年金の受取人から請求があったときに、年金の受取人に支払います。
(2) 次の事業年度中に最終の年金を支払う保険契約	最終の年金とともにその受取人に支払います。
(3) 次の事業年度中に第１回年金の支払日および直前の５年ごと応当日*4からその日を含めて１年を経過して、年金の受取人の死亡により消滅する保険契約	年金の受取人の相続人に支払います。
(4) 次の事業年度中に第１回年金の支払日および直前の５年ごと応当日*4からその日を含めて１年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約	年金の受取人に支払います。

3．会社は、本条の１．および２．の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
4．保険契約者または年金の受取人からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第７条（年金の支払時期）の１．の規定を準用します。

17 その他

第43条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第44条 保険契約者の住所の変更

1．保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2．保険契約者が本条の１．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第45条 契約内容の登録

1．会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

第42条 補足説明

＊4 第１回年金の支払日の５年ごとの応当日
本条の２．において「５年ごと応当日」といいます。

⑴　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
⑵　第１回年金額と未払いの年金現価の合計額
⑶　契約成立日*1（第１条）
⑷　当会社名

2．本条の１．の登録の期間は、契約成立日*1から５年*2以内とします。
3．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の１．の規定により登録された被保険者について、死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約の申込み*4を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4．各生命保険会社等は、本条の２．の登録の期間中に死亡保険金*3のある保険契約または特約の申込み*4があったときは、本条の３．によって連絡された内容を死亡保険金*3のある保険契約または特約の承諾*5の判断の参考とすることができます。
5．各生命保険会社等は、契約成立日*6から５年*7以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。
6．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*5の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
8．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9．本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第46条　時効

年金・一時金・支払うべき未払いの年金現価（第３条）、保険料の払込免除（第９条）、返戻金（第31条）または社員配当金（第42条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第47条　管轄裁判所

1．この保険契約における年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または年金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2．この保険契約における一時金・支払うべき未払いの年金現価または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の１．の規定を準用します。

18　特則について

第48条　年金の受取人が２人以上いる場合の特則

年金の受取人が２人以上いる場合には、第３条（年金の支払い）の２．－⑴－⑤中、「年金の受取人が」とあるのを「年金の受取人の代表者が」と、「年金の受取人の相続人」とあるのをすべて「年金の受取人」とそれぞれ読み替えます。

第49条　契約成立日が平成20年４月１日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年４月１日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または

第45条　補足説明

＊１　契約成立日
復活（第17条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊２　契約成立日から５年
契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

＊３　死亡保険金
災害死亡保険金を含みます。

＊４　申込み
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

＊５　承諾
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

＊６　契約成立日
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

＊７　契約成立日から５年
契約成立日*6において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*6から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第47条　補足説明

＊１　年金の受取人
年金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

＊２　同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の⑴から⑹のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

⑴ 高度障害年金受取人が被保険者の場合で、高度障害年金受取人が高度障害年金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が高度障害年金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

① この保険契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または３親等内の親族に限ります。
② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている死亡年金受取人

⑵ ⑴の場合、②に該当する死亡年金受取人が２人以上いるときは、その死亡年金受取人は共同して請求することを必要とします。

⑶ ⑴の規定により、⑴に定める代理人が高度障害年金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表３★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

① 被保険者と⑴に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
② ⑴に定める代理人の印鑑証明書
③ ⑴に定める代理人の住民票
④ 被保険者または⑴に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

⑷ ⑴の規定により会社が高度障害年金を⑴に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその高度障害年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑸ 第７条（年金の支払時期）の４．中、「年金の受取人（年金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「年金の受取人または第49条（契約成立日が平成20年４月１日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の⑴に定める代理人（年金の受取人等が２人以上いるときは、その代表者）」と読み替えます。

⑹ 第７条（年金の支払時期）の５．中、「被保険者または年金の受取人」とあるのを「被保険者、年金の受取人または第49条（契約成立日が平成20年４月１日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則）の⑴に定める代理人」と読み替えます。

★別表３（P.222参照）

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

となる高度障害状態 高度障害年金支払の対象	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
身体障害の状態 保険料払込免除の対象となる	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表３　年金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．死亡年金の支払い	第１回年金の場合 ⑴　死亡年金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　死亡年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　死亡年金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
	第２回以後の年金の場合 ⑴　年金支払請求書 ⑵　年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑶　年金の受取人の印鑑証明書
２．高度障害年金の支払い	第１回年金の場合 ⑴　高度障害年金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　高度障害年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　高度障害年金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
	第２回以後の年金の場合 ⑴　年金支払請求書 ⑵　年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑶　年金の受取人の印鑑証明書
３．保険料の払込免除	⑴　保険料払込免除請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　不慮の事故（別表２）であることを証明する書類 ⑷　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　年金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 ⑶　２．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

５年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款目次

この保険の特色……224

1　保障の開始について
第１条　責任開始の時……224

2　年金支払期間について
第２条　年金支払期間の指定……224

3　年金等の支払いについて
第３条　年金・祝金の支払い……225
第４条　免責事由……227
第５条　年金証書の発行……228

4　年金等の支払請求手続について
第６条　年金・祝金の支払請求手続……228
第７条　年金・祝金の支払時期……228

5　一時金の支払方法の選択について
第８条　一時金の支払方法の選択……229

6　保険料の払込免除について
第９条　保険料の払込免除……229
第10条　保険料の払込免除の免責事由……230

7　保険料の払込免除の請求手続について
第11条　保険料の払込免除の請求手続……231

8　保険料の払込みについて
第12条　保険料の払込み……231
第13条　保険料の払込方法（経路）……231
第14条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……232
第15条　保険料の前納および予納……232

9　失効と復活について
第16条　保険契約の失効……233
第17条　保険契約の復活……233

10　取消しと無効について
第18条　詐欺による取消し……233
第19条　不法取得目的による無効……233

11　告知義務と解除について
第20条　告知義務……233
第21条　告知義務違反による解除……234
第22条　告知義務違反による解除ができないとき……234
第23条　重大事由による解除……235

12　契約内容の変更等について
第24条　保険料払込方法の変更……235
第25条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約への変更……236
第26条　他の保険契約への加入……237
第27条　第１回年金額の減額……237

13　解約等について
第28条　保険契約の解約……238
第29条　返戻金……238
第30条　保険料の未経過分に相当する返還金……238
第31条　年金の受取人による保険契約の存続……238

14　年金の受取人および保険契約者について
第32条　会社への通知による年金の受取人の変更……239
第33条　遺言による年金の受取人の変更……239
第34条　年金の受取人の死亡……239
第35条　保険契約者の権利義務の承継……240
第36条　保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者……240

15　契約年齢の計算等について
第37条　契約年齢の計算……240
第38条　契約年齢の誤りの処理……240
第39条　性別の誤りの処理……240

16　社員配当金（保険契約者への配当）について
第40条　社員配当金の割当ておよび支払い……240

17　その他
第41条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……242
第42条　保険契約者の住所の変更……242
第43条　契約内容の登録……242
第44条　時効……243
第45条　管轄裁判所……243

18　特則について
第46条　年金の受取人が２人以上いる場合の特則……243

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……244
別表２　対象となる不慮の事故……245
別表３　年金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……246

５年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款

（実施　2007.4.2 ／改正　2020.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
年金等の種類	⑴　死亡年金（確定年金） ⑵　高度障害年金（確定年金） ⑶　生存祝金
配当タイプ	５年ごと利差配当
備考	年金支払期間は、保険契約者が選択した終期までの期間とします。

1　保障の開始について

第１条　責任開始の時

１．この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
⑵　会社が、第１回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第20条）を受けた時 ②　第１回保険料相当額を受け取った時

２．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第37条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

３．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名または名称
⑶　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷　受取人の氏名または名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険給付の額
⑻　保険料およびその払込方法
⑼　契約成立日
⑽　保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2　年金支払期間について

第２条　年金支払期間の指定

１．保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、年金支払期間について、その終期を選択する方法により指定することを必要とします。

２．この保険契約の保険期間および保険料払込期間は、本条の１．の年金支払期間と同一とします。

3 年金等の支払いについて

第3条 年金・祝金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、年金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	年金の種類	支払事由（年金等を支払う場合）	金額	受取人
死亡年金	確定年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間（第2条）中の年金支払日*2が到来したとき	(1) 第1回年金 第1回年金額 (2) 第2回以後の年金 第1回年金額と同額 （注） 本条の2．－(1)－①の規定により、最低5回の年金を支払います。	死亡年金受取人
高度障害年金	確定年金	(1) 第1回年金 被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき (2) 第2回以後の年金 第1回年金の支払後、年金支払期間中の年金支払日*2が到来したとき		高度障害年金受取人
生存祝金		被保険者が、保険期間満了の時に生存していたとき。ただし、保険期間満了の時までに高度障害年金の支払事由が生じた場合で、高度障害年金が支払われたときは除きます。	第1回年金額の10%	保険契約者

2．年金または祝金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項目	内容
① 第5回の年金支払日*2がこの保険契約の年金支払期間の終期を超えて到来するとき	第2条（年金支払期間の指定）の規定にかかわらず、第5回の年金を支払うべき日を含む保険年度末までこの保険契約の年金支払期間を延長します。
② 第1回年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	払い込む必要はありません。
③ 一時金の支払い	ア．年金の受取人は、第1回年金の支払事由が生じた場合で、次のすべてを満たすときは、年金の全部または一部の支払いに代えて、会社の定める方法により計算する一時金★（以下「一時金」といいます。）の支払いを請求することができます。 (ア) 第1回年金の支払前であること (イ) 年金の一部の支払いに代えて一時金の支払いを行うときは、年金支払を行う部分の第1回年金額が12万円以上となること イ．ア．により、年金の全部の支払いに代えて一時金を支払ったときは、この保険契約は消滅します。
④ 第1回年金額が12万円未満となるとき	ア．一時金を保険契約者に支払います。 イ．この保険契約は、第1回年金の支払事由が生じた時に消滅します。

第3条 補足説明

＊1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害年金については、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊2 年金支払日

年金支払日は、次のとおりとします。

項目	内容
(1) 第1回年金の支払日	第1回年金の支払事由が生じた日
(2) 第2回以後の年金の支払日	(1)に規定する第1回年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年のその日の応当日

項　目	内　容
⑤　第１回高度障害年金を支払ったとき	その後新たに第１回年金の支払事由が生じても、これによる死亡年金および高度障害年金は支払いません。
⑥　年金の受取人が年金支払期間中の最終の年金支払日*2前に死亡したとき	ア．年金の受取人の相続人に、会社の定める方法により計算する未払いの年金現価★（以下「未払いの年金現価」といいます。）を支払い、この保険契約は消滅します。 イ．年金の受取人の相続人は、ア．による未払いの年金現価の支払いに代えて、年金の継続支払を請求できます。この場合、次のとおり取り扱います。 ㈠　この保険契約は年金支払期間が満了するまで消滅せず、年金支払期間中の年金支払日*2に年金を継続して支払います。 ㈡　年金の継続支払中にこの保険契約の解約（第28条）の請求があった場合には、この保険契約はその時に消滅し、返戻金（第29条）を年金の受取人の相続人に支払います。

⑵　死亡年金について

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

⑶　高度障害年金について

項　目	内　容
①　高度障害年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
②　責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*3による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表１★）になったときは、高度障害年金の第１回年金の支払事由が生じたものとします。
③　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表１★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア．この保険契約の締結の際*4に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第３条　補足説明

＊３　責任開始の時以後の原因
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊４　この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項　目	内　容
④　被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表1★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害年金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が5年ごと利差配当付普通定期保険契約に変更(第25条)されたときは、変更後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア．保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ．その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと
⑤　高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡年金の第1回年金または一時金の支払請求を受け、死亡年金または一時金が支払われるとき	高度障害年金の第1回年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害年金は支払いません。

⑷　生存祝金について

項　目	内　容
生存祝金が支払われた後に、その保険期間中に支払事由が生じた死亡年金、高度障害年金または一時金が支払われるとき	死亡年金もしくは高度障害年金の第1回年金額または一時金額から生存祝金額を差し引いて支払います。

★別表1（P.244参照）
★「会社の定める方法により計算する一時金」⇒「金額例表等について（例表1）」（P.1067参照）
★「会社の定める方法により計算する未払いの年金現価」⇒「金額例表等について（例表2）」（P.1068参照）

第4条　免責事由

1．支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても年金を支払わない場合）
死亡年金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　死亡年金受取人の故意 ⑶　責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 ⑷　この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 ⑸　戦争その他の変乱
高度障害年金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　被保険者の故意 ⑶　被保険者の自殺行為 ⑷　被保険者の犯罪行為 ⑸　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　死亡年金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。

第4条　補足説明

＊1　責任開始の日
第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

項　目	内　容
⑵　「戦争その他の変乱」によって死亡年金または高度障害年金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、年金の金額の一部または全部を支払います。
⑶　免責事由に該当して死亡年金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1（P.244参照）

第5条　年金証書の発行

会社は、第1回年金を支払う際に、年金証書を年金の受取人に発行します。

4　年金等の支払請求手続について

第6条　年金・祝金の支払請求手続

1．年金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．年金または祝金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3．この保険契約が次の契約形態の場合で、年金もしくは一時金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡年金受取人または高度障害年金受取人は年金または一時金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡年金受取人または高度障害年金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　年金の支払請求に必要な書類（別表3★）
⑵　次のいずれかの書類
①　被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.246参照）

第6条　補足説明

＊1　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊2　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の3．において「当該団体」といいます。

第7条　年金・祝金の支払時期

1．会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金または祝金を支払います。
2．会社は、年金または祝金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から年金または祝金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1．の規定にかかわらず、年金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45

第7条　補足説明

＊1　⑴から⑷に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴　年金または祝金の支払事由（第３条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
⑵　年金支払いの免責事由（第４条）に該当する可能性がある場合	年金の支払事由が発生した原因
⑶　告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第23条（重大事由による解除）の１．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金請求時までにおける事実

３．本条の２．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の１．および２．にかかわらず、年金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

⑴　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180日
⑵　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　180日
⑶　本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　180日
⑷　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　180日

４．本条の２．および３．の確認を行うときは、会社は、年金または祝金の受取人（年金または祝金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。
５．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または祝金を支払いません。

★別表３（P.246参照）

5　一時金の支払方法の選択について

第８条　一時金の支払方法の選択

年金が支払われるときは、年金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、一時金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6　保険料の払込免除について

第９条　保険料の払込免除

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第12条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）

第７条　補足説明

＊２　⑴から⑷に定める日数
⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

＊３　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第８条　補足説明

＊１　一時金
一時金とともに支払われる金銭を含みます。

に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
保険料の払込免除 身体障害の状態による	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表１★）になったとき

2．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表１★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2)　保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後の保険料について、第12条（保険料の払込み）の１．に規定する払込期月中の契約成立日（第１条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表１（P.244参照）、別表２（P.245参照）

第10条　保険料の払込免除の免責事由

1．保険料の払込免除事由（第９条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表１★）になったとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)　地震、噴火または津波 (9)　戦争その他の変乱

2．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表１（P.244参照）

第９条　補足説明

＊１　責任開始の時

第１条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

7 保険料の払込免除の請求手続について

第11条 保険料の払込免除の請求手続

1．保険料の払込免除事由（第９条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表３★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第７条（年金・祝金の支払時期）の規定を準用します。

★別表３（P.246参照）

8 保険料の払込みについて

第12条 保険料の払込み

1．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴ 年払	契約成立日（第１条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵ 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	
⑶ 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

2．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第13条 保険料の払込方法（経路）

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴ 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
⑵ 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑶ 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑷ 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
⑸ 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
⑹ 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
⑴ 本条の１．－⑴の方法において、払込期月（第12条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第12条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第12条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。

第12条 補足説明

＊１ 契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２ 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

第13条 補足説明

＊１ 会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２ 所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項　目	内　容
⑵　本条の１．－⑴から⑷の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	①　保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ②　変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第14条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

１．保険料が払込期月（第12条）の契約成立日（第１条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（年金または一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

⑴　この保険契約が消滅したとき
⑵　保険料の払込みが不要となったとき

２．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第12条）までに、年金もしくは祝金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第９条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　第１回年金または一時金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
⑵　生存祝金を支払うとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
⑶　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条　保険料の前納および予納

１．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第12条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
⑴　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
⑵　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて３か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

２．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

⑴　第１回年金または一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。
⑵　⑴以外の場合には、保険契約者に支払います。

第15条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

9 失効と復活について

第16条 保険契約の失効

1．保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第12条（保険料の払込み）の1．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2．本条の1．の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第29条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3．本条の2．の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条 保険契約の復活

1．保険契約者は、第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第29条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*1の申込みをすることはできません。
2．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。
3．この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第17条 補足説明

＊1 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

10 取消しと無効について

第18条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

(1) 年金を不法に取得する目的
(2) 他人に年金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第20条 告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第９条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条　告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、年金もしくは祝金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第９条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　年金、一時金または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに年金、一時金または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、年金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または年金の受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または年金の受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴　この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に年金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第９条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第22条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　責任開始の日
第１条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第23条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除*1することができます。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡年金の場合は被保険者を除きます。）または年金の受取人が年金*2を詐取する目的もしくは他人に年金*2を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　年金*2の請求に関し、年金*2の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または年金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、年金もしくは祝金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第９条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除*1することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、年金もしくは祝金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金、一時金もしくは祝金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　年金、一時金*3または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに年金、一時金*3または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除*1の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。
4．重大事由によりこの保険契約が解除*1された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5．本条の４．の規定にかかわらず、本条の１．－⑷の規定によってこの保険契約を解除*1した場合で、年金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し年金または一時金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分については本条の４．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12　契約内容の変更等について

第24条　保険料払込方法の変更

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第２回以後の保険料の払込方法につい

第23条　補足説明

＊１　解除
年金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し年金または一時金を支払わないこととするときは、この保険契約のうち支払われない年金または一時金に対応する部分の解除とします。

＊２　年金
この保険契約の年金または保険料の払込免除をいいます。

＊３　年金、一時金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金または一時金のうち、その受取人に支払われるべき年金または一時金をいいます。

て、第12条（保険料の払込み）および第13条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。

2．保険料の払込方法（回数）（第12条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第25条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約への変更

1．この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の２週間前までにこの保険契約を５年ごと利差配当付普通定期保険契約に変更しない旨を会社に通知しない限り、変更の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に５年ごと利差配当付普通定期保険契約に変更されます。

⑴　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　変更日*1における被保険者の年齢（第37条）が会社の定める年齢の範囲内であること
⑶　変更後契約*2の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が会社の定める年齢の範囲内であること
⑷　契約成立日（第１条）からその日を含めて、変更後契約*2の保険期間満了日までの期間が会社の定める期間内であること

2．５年ごと利差配当付普通定期保険契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後契約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　保険料の払込方法（回数・経路）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数・経路）と同一とします。
⑵　変更後契約*2の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第12条（保険料の払込み）の１．および第14条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、変更後契約*2の効力は生じません。
⑶　変更後契約*2の保険金額	変更前契約の保険期間満了日の第１回年金額の５倍に相当する金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の保険金額を変更することができます。
⑷　変更後契約*2の保険期間および保険料払込期間満了日	被保険者の年齢が80歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の保険期間および保険料払込期間を変更することができます。
⑸　変更後契約*2の保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人および高度障害保険金受取人	それぞれ変更前契約の保険契約者、被保険者、死亡年金受取人および高度障害年金受取人と同一とします。

第25条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日
本条において「変更日」といいます。

＊２　変更後契約
この保険契約から変更された場合の５年ごと利差配当付普通定期保険契約をいいます。

項　目	内　容
(6)　変更後契約*2に変更されたとき	①　保険金の支払い、保険料の払込免除および告知義務違反による解除に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ②　変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ③　生存祝金について、生存祝金の支払事由が生じた日以後、会社は、会社の定める利率による利息をつけてすえ置き、変更後契約*2が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に支払います。 ④　変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(7)　変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
(8)　変更日*1に会社が５年ごと利差配当付普通定期保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を変更日*1に締結します。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、(6)－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第26条　他の保険契約への加入

1．保険契約者は、保険期間満了日の１か月前までに申し込んだときは、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約の被保険者を被保険者とする他の保険契約に加入することができます。ただし、この保険契約の保険期間満了日の被保険者の年齢（第37条）が70歳を超えるときは、この取扱いをしません。

2．他の保険契約への加入について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　加入する他の保険契約の第１回保険料相当額の払込み	第１回保険料相当額は、この保険契約の保険期間満了日までに払い込むことを必要とします。
(2)　加入する他の保険契約の責任開始の日	(1)の規定により第１回保険料相当額が払い込まれたときは、加入する他の保険契約の普通保険約款の責任開始に関する規定は適用せず、この保険契約の保険期間満了日の翌日とします。
(3)　加入する他の保険契約の保険金額	この保険契約の保険期間満了日の第１回年金額の５倍に相当する金額を限度とします。
(4)　他の保険契約への加入が行われたとき	保険金の支払いに関して、加入する他の保険契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。

第27条　第１回年金額の減額

1．保険契約者は、第１回年金の支払事由（第３条）が生じる前に限り、将来に向かって第１回年金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の第１回年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．第１回年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
⑵ 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
⑶ 第１回年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

13 解約等について

第28条 保険契約の解約

１．保険契約者は、第１回年金の支払事由（第３条）が生じる前に限り、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
２．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。
３．本条の１．に定めるほか、第１回年金の支払後は、年金の受取人は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。この場合、会社は、本条の２．の規定に準じて返戻金を年金の受取人に支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第29条 返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、第１回年金の支払日以後の返戻金額★は、会社の定める方法により計算します。

★「第１回年金の支払日以後の返戻金額」⇒「金額例表等について（例表３）」（P.1069参照）

第30条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第１回年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除（第９条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金を支払うときはその受取人に支払います。

⑴ 年金の支払事由（第３条）または免責事由（第４条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
⑵ 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
⑶ 減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第31条 年金の受取人による保険契約の存続

１．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。
２．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす年金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

第30条 補足説明

＊１ 消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊２ 保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第12条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

第31条 補足説明

＊１ 会社が債権者等に支払うべき金額
その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

⑴　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること ⑵　保険契約者と異なる者であること

3．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、年金または祝金の支払事由（第３条）が生じ、会社が年金または祝金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　年金の支払事由が生じたとき	①　支払うべき第１回年金額が本条の２．の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の２.の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。 ②　支払うべき第１回年金額が本条の２．の金額を下回る場合には、年金の全部の支払いに代えて、一時金の請求があったものとして取り扱います。この場合、支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払い、その残額を年金の受取人に支払います。
⑵　生存祝金の支払事由が生じたとき	支払うべき金額の限度で、本条の２.の金額を債権者等に支払い、その残額を生存祝金の受取人に支払います。

14　年金の受取人および保険契約者について

第32条　会社への通知による年金の受取人の変更

1．保険契約者は、年金の支払事由（第３条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。なお、生存祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の年金の受取人に年金を支払ったときは、その支払い後に変更後の年金の受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第33条　遺言による年金の受取人の変更

1．第32条（会社への通知による年金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、年金の支払事由（第３条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。なお、生存祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2．本条の１．の年金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3．本条の１．および２．による年金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条　年金の受取人の死亡

1．年金の受取人が年金の支払事由（第３条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を年金の受取人とします。
2．本条の１．の規定により年金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により年金の受取人となった者のうち生存している他の年金の受取人を年金の受取人とします。
3．本条の１．および２．により年金の受取人となった者が２人以上いるときは、そ

の受取割合は均等とします。

第35条　保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、第１回年金の支払事由（第３条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2．第１回年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、年金の受取人に承継されます。
3．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条　保険契約者の代表者および年金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4．死亡年金について、受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。高度障害年金についても同様とします。

15　契約年齢の計算等について

第37条　契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下のものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。
2．被保険者の契約後の年齢は、本条の１．に規定する契約年齢に契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに１歳加えて計算します。

第37条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第38条　契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第１条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第39条　性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

16　社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条　社員配当金の割当ておよび支払い

1．第１回年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑹の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑸に該当する保険契約については、⑷に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、

次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴　次の事業年度中に契約成立日（第１条）の５年ごとの応当日*1が到来する保険契約	①　その５年ごと応当日*1から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その５年ごと応当日*1の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ②　①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．第１回年金または一時金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．一時金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ．保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
⑵　次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が５年ごと利差配当付普通定期保険契約に変更（第25条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ①　⑴－①の規定に準じて変更日から積み立てます。 ②　⑴－①の規定により積み立てた変更前契約の社員配当金については、変更後契約においても引き続き積み立て、変更日以後、⑴の規定を適用します。
⑶　次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
⑷　次の事業年度中に契約成立日および直前の５年ごと応当日*1からその日を含めて１年を経過して、一時金の支払いにより消滅する保険契約*2	一時金とともにその受取人に支払います。
⑸　次の事業年度中に契約成立日からその日を含めて２年および直前の５年ごと応当日*1からその日を含めて１年を経過して、⑵から⑷以外の事由により消滅する保険契約*2	保険契約者に支払います。
⑹　次の事業年度中に契約成立日および直前の５年ごと応当日*1からその日を含めて１年を経過して第１回年金を支払う保険契約	第１回年金とともにその受取人に支払います。

２．第１回年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑷の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑷に該当する保険契約については、⑶に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第40条　補足説明

＊１　契約成立日の５年ごとの応当日

本条の１．において「５年ごと応当日」といいます。

＊２　消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴　次の事業年度中に第１回年金の支払日の５年ごとの応当日*3が到来する保険契約（⑵に該当する場合を除きます。）	①　その５年ごと応当日*3から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ②　①により積み立てられた社員配当金は、保険契約が消滅したとき、または年金の受取人から請求があったときに、年金の受取人に支払います。
⑵　次の事業年度中に最終の年金を支払う保険契約	最終の年金とともにその受取人に支払います。
⑶　次の事業年度中に第１回年金の支払日および直前の５年ごと応当日*3からその日を含めて１年を経過して、年金の受取人の死亡により消滅する保険契約	年金の受取人の相続人に支払います。
⑷　次の事業年度中に第１回年金の支払日および直前の５年ごと応当日*3からその日を含めて１年を経過して、⑵または⑶以外の事由により消滅する保険契約	年金の受取人に支払います。

3．会社は、本条の１．および２．の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
4．保険契約者または年金の受取人からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第７条（年金・祝金の支払時期）の１．の規定を準用します。

17　その他

第41条　被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条　保険契約者の住所の変更

1．保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2．保険契約者が本条の１．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第43条　契約内容の登録

1．会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

第40条　補足説明

＊3　第１回年金の支払日の５年ごとの応当日
本条の２．において「５年ごと応当日」といいます。

⑴　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
⑵　契約成立日*1（第１条）に第１回年金の支払事由が生じた場合の第１回年金額と未払いの年金現価の合計額
⑶　契約成立日*1
⑷　当会社名

2．本条の１．の登録の期間は、契約成立日*1から５年*2以内とします。
3．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の１．の規定により登録された被保険者について、死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約の申込み*4を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4．各生命保険会社等は、本条の２．の登録の期間中に死亡保険金*3のある保険契約または特約の申込み*4があったときは、本条の３．によって連絡された内容を死亡保険金*3のある保険契約または特約の承諾*5の判断の参考とすることができます。
5．各生命保険会社等は、契約成立日*6から５年*7以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。
6．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*5の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
8．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9．本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第44条　時効

年金・一時金・支払うべき未払いの年金現価・祝金（第３条）、保険料の払込免除（第９条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条　管轄裁判所

1．この保険契約における年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または年金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2．この保険契約における一時金、支払うべき未払いの年金現価、祝金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の１．の規定を準用します。

18　特則について

第46条　年金の受取人が２人以上いる場合の特則

年金の受取人が２人以上いる場合には、第３条（年金・祝金の支払い）の２．－⑴－⑥中、「年金の受取人が」とあるのを「年金の受取人の代表者が」と、「年金の受取人の相続人」とあるのをすべて「年金の受取人」とそれぞれ読み替えます。

第43条　補足説明

＊１　契約成立日
復活（第17条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊２　契約成立日から５年
契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

＊３　死亡保険金
災害死亡保険金を含みます。

＊４　申込み
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

＊５　承諾
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

＊６　契約成立日
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

＊７　契約成立日から５年
契約成立日*6において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*6から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第45条　補足説明

＊１　年金の受取人
年金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

＊２　同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

となる高度障害状態 高度障害年金支払の対象	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
身体障害の状態 保険料払込免除の対象となる	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表３　年金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．死亡年金の支払い	第１回年金の場合 ⑴　死亡年金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　死亡年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　死亡年金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
	第２回以後の年金の場合 ⑴　年金支払請求書 ⑵　年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑶　年金の受取人の印鑑証明書
２．高度障害年金の支払い	第１回年金の場合 ⑴　高度障害年金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　高度障害年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　高度障害年金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
	第２回以後の年金の場合 ⑴　年金支払請求書 ⑵　年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑶　年金の受取人の印鑑証明書
３．生存祝金の支払い	⑴　生存祝金支払請求書 ⑵　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑶　生存祝金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑷　生存祝金の受取人の印鑑証明書 ⑸　最終の保険料の払込みを証明する書類
４．保険料の払込免除	⑴　保険料払込免除請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　不慮の事故（別表２）であることを証明する書類 ⑷　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　年金・祝金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 ⑶　２．および３．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款目次

この保険の特色……248

1　低解約返戻金期間について
第１条　低解約返戻金期間……248

2　保障の開始について
第２条　責任開始の時……248

3　保険金の支払いについて
第３条　保険金の支払い……249
第４条　免責事由……250

4　保険金の支払請求手続について
第５条　保険金の支払請求手続……250
第６条　保険金の支払時期……251

5　保険金の支払方法の選択について
第７条　保険金の支払方法の選択……252

6　保険料の払込免除について
第８条　保険料の払込免除……252
第９条　保険料の払込免除の免責事由……253

7　保険料の払込免除の請求手続について
第10条　保険料の払込免除の請求手続……253

8　保険料の払込みについて
第11条　保険料の払込み……254
第12条　保険料の払込方法（経路）……254
第13条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……254
第14条　保険料の前納および予納……255
第15条　保険料の振替貸付……255

9　失効と復活について
第16条　保険契約の失効……256
第17条　保険契約の復活……257

10　取消しと無効について
第18条　詐欺による取消し……257
第19条　不法取得目的による無効……257

11　告知義務と解除について
第20条　告知義務……257
第21条　告知義務違反による解除……258
第22条　告知義務違反による解除ができないとき……258
第23条　重大事由による解除……258

12　保険契約者に対する貸付について
第24条　保険契約者に対する貸付……259

13　契約内容の変更について
第25条　保険料払込方法の変更……260
第26条　保険料払込期間の変更……260
第27条　払済養老保険または払済終身保険への変更……260
第28条　保険金額の減額……261

14　解約等について
第29条　保険契約の解約……261
第30条　返戻金……261
第31条　保険料の未経過分に相当する返還金……262
第32条　保険金の受取人による保険契約の存続……262

15　保険金の受取人および保険契約者について
第33条　会社への通知による保険金の受取人の変更……262
第34条　遺言による保険金の受取人の変更……263
第35条　保険金の受取人の死亡……263
第36条　保険契約者の権利義務の承継……263
第37条　保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者……263

16　契約年齢の計算等について
第38条　契約年齢の計算……263
第39条　契約年齢の誤りの処理……263
第40条　性別の誤りの処理……264

17　社員配当金（保険契約者への配当）について
第41条　社員配当金の割当ておよび支払い……264

18　その他
第42条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……265
第43条　保険契約者の住所の変更……265
第44条　契約内容の登録……265
第45条　時効……266
第46条　管轄裁判所……266

19　特則について
第47条　団体定期保険契約等からこの保険契約へ加入する場合の特則……266

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……267
別表２　対象となる不慮の事故……268
別表３　保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……269

５年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款

（実施　2010.4.2 ／改正　2020.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	⑴　死亡保険金 ⑵　高度障害保険金
配当タイプ	５年ごと利差配当
備考	保険契約者のこの保険契約の継続に資するため、一定期間の返戻金の水準を低く設定し、これを保険料に反映します。

1　低解約返戻金期間について

第１条　低解約返戻金期間

低解約返戻金期間は、返戻金（第30条）の水準を低く設定している期間をいい、保険料払込期間とします。ただし、保険料払込期間が終身の場合には、契約成立日（第２条）から被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日までの期間とします。

2　保障の開始について

第２条　責任開始の時

１．この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
⑵　会社が、第１回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第20条）を受けた時 ②　第１回保険料相当額を受け取った時

２．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第38条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

３．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名または名称
⑶　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷　受取人の氏名または名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険給付の額
⑻　保険料およびその払込方法
⑼　契約成立日
⑽　保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

3 保険金の支払いについて

第3条 保険金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金を支払う場合）	金　額	受取人
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	保険金額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表1★）になったとき		高度障害保険金受取人

2．保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　死亡保険金について

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

⑵　高度障害保険金について

項　目	内　容
①　高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
②　責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表1★）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表1★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア．この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 イ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第3条 補足説明

＊1　責任開始の時
第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、高度障害保険金については、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊2　責任開始の時以後の原因
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊3　この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項　目	内　容
④　高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、高度障害保険金は支払いません。
⑤　高度障害保険金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表1（P.267参照）

第4条　免責事由

1．支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1)　保険契約者の故意 (2)　死亡保険金受取人の故意 (3)　責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4)　この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5)　戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表1★）になったとき (1)　保険契約者の故意 (2)　被保険者の故意 (3)　被保険者の自殺行為 (4)　被保険者の犯罪行為 (5)　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2)　「戦争その他の変乱」によって死亡保険金または高度障害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、保険金の金額の一部または全部を支払います。
(3)　免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表1（P.267参照）

4　保険金の支払請求手続について

第5条　保険金の支払請求手続

1．保険金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみ

第4条　補足説明

＊1　責任開始の日
第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

やかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

3．この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　保険金の支払請求に必要な書類（別表３★）
⑵　次のいずれかの書類
①　被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表３（P.269参照）

第６条　保険金の支払時期

1．会社は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。

2．会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の１．の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴　保険金の支払事由（第３条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
⑵　保険金支払いの免責事由（第４条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
⑶　告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第23条（重大事由による解除）の１．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

3．本条の２．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の１．および２．にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

第５条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

第６条　補足説明

＊１　⑴から⑷に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

＊２　⑴から⑷に定める日数
⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

⑴	本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　180日
⑵	本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　180日
⑶	本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　180日
⑷	本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　180日

4．本条の２．および３．の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。

5．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

★別表３（P.269参照）

5 保険金の支払方法の選択について

第７条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第８条 保険料の払込免除

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第９条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
払込免除による保険料の身体障害の状態	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表１★）になったとき

2．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴ 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表１★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。

第６条 補足説明

＊３　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第７条 補足説明

＊１　保険金

保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第８条 補足説明

＊１　責任開始の時

第２条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項　目	内　容
⑵　保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の１．に規定する払込期月中の契約成立日（第２条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表１（P.267参照）、別表２（P.268参照）

第９条　保険料の払込免除の免責事由

１．保険料の払込免除事由（第８条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表１★）になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　地震、噴火または津波 ⑼　戦争その他の変乱

２．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表１（P.267参照）

7　保険料の払込免除の請求手続について

第10条　保険料の払込免除の請求手続

１．保険料の払込免除事由（第８条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
２．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表３★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
３．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第６条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表３（P.269参照）

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴ 年払	契約成立日（第２条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵ 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	
⑶ 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

2．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第11条 補足説明

＊１ 契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２ 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴ 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
⑵ 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑶ 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑷ 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
⑸ 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
⑹ 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
⑴ 本条の１．－⑴の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
⑵ 本条の１．－⑴から⑷の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 補足説明

＊１ 会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２ 所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1．保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第２条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

第13条 補足説明

＊１ 契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

⑴　この保険契約が消滅したとき ⑵　保険料の払込みが不要となったとき

2．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに、保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第８条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
⑵　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条　保険料の前納および予納

1．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
⑴　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第２条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
⑵　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて３か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

2．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

⑴　保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。 ⑵　⑴以外の場合には、保険契約者に支払います。

第14条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条　保険料の振替貸付

1．保険料が払い込まれずに猶予期間（第11条）が満了したときは、あらかじめ保険契約者から反対の申出がない限り、会社は、次の金額を保険契約者に貸し付けて、保険料に充当します。

⑴　年払契約および半年払契約の場合には、保険料に相当する金額 ⑵　月払契約の場合には、６か月分の保険料に相当する金額。ただし、本条の２．－⑴の規定により６か月分の保険料に相当する金額の貸付ができないときは、貸付ができる範囲で最も多い月数分の保険料に相当する金額とします。

2．保険料の振替貸付について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　貸付金とその利息との合計額が返戻金額*1を超えるとき	本条の規定による貸付は行いません。

第15条　補足説明

＊１　返戻金額

本条の１．に規定する金額を保険料として払い込んだものとみなして第30条（返戻金）の規定により計算し、本条または第24条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

項　目	内　容
⑵　貸付金の利息	①　年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日（第11条）の翌日以後、年８％以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後１年経過するごとに元金に繰り入れます。 ②　半年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後、半年４％以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過するごとに元金に繰り入れます。 ③　月払契約の場合 保険料*2の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後、月８/12%以下の会社の定める利率で計算し、保険料*2の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過するごとに元金に繰り入れます。ただし、本条の規定による貸付が行われた後に、新たに本条の規定による貸付が行われる場合で、直前の貸付金の利息を元金に繰り入れる前に新たな貸付金の利息が起算されるときは、直前の貸付金の利息は、新たな貸付金の利息の起算日に元金に繰り入れます。
⑶　本条の規定による貸付金とその利息との合計額*3が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
⑷　会社が⑶の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が⑶の通知を発した日を含む月の翌々月１日から効力を失います。
⑸　貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ①　保険金が支払われるとき ②　保険金額が減額（第28条）されたとき ③　①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき
⑹　本条の規定による貸付を行わなかったものとするとき	本条の規定による貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて３か月以内に保険契約者から次のいずれかの請求があったときは、本条の規定による貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱いを行います。 ①　この保険契約の解約（第29条） ②　払済養老保険または払済終身保険への変更（第27条）。ただし、この保険契約が効力を失っている場合（第16条）を除きます。

9　失効と復活について

第16条　保険契約の失効

1．保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の１．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

2．本条の１．の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第30条）

第15条　補足説明

＊２　保険料

本条の規定による貸付金により充当される最終の月の保険料とします。

＊３　本条の規定による貸付金とその利息との合計額

第24条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含んだ金額とします。

があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3．本条の2．の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条　保険契約の復活

1．保険契約者は、第16条（保険契約の失効）、第15条（保険料の振替貸付）の2．－⑷または第24条（保険契約者に対する貸付）の⑶の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第30条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*1の申込みをすることはできません。
2．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。また、第15条（保険料の振替貸付）の2．－⑷または第24条（保険契約者に対する貸付）の⑶の規定によって効力を失った保険契約を復活させるときは、別に貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。
3．この保険契約は、本条の2．の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第17条　補足説明

＊1　保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

10　取消しと無効について

第18条　詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条　不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

⑴　保険金を不法に取得する目的
⑵　他人に保険金を不法に取得させる目的

11　告知義務と解除について

第20条　告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭

により告知することを必要とします。

第21条　告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第８条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴　この保険契約の締結、復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第８条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第23条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第22条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　責任開始の日
第２条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第８条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。
４．重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
５．本条の４．の規定にかかわらず、本条の１．－⑷の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の４．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12　保険契約者に対する貸付について

第24条　保険契約者に対する貸付

保険契約者は、返戻金額*1のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　貸付金の利息	会社の定める利率で計算します。

第23条　補足説明

＊１　保険金
この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

＊２　保険金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第24条　補足説明

＊１　返戻金額
第30条（返戻金）の規定により計算し、第15条（保険料の振替貸付）または本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

項　目	内　容
⑵　本条の規定による貸付金とその利息との合計額*2が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
⑶　会社が⑵の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が⑵の通知を発した日を含む月の翌々月１日から効力を失います。
⑷　貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ①　保険金が支払われるとき ②　保険金額が減額（第28条）されたとき ③　①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき

第24条　補足説明

＊2　本条の規定による貸付金とその利息との合計額

第15条（保険料の振替貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含んだ金額とします。

13　契約内容の変更について

第25条　保険料払込方法の変更

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第２回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。

2．保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第26条　保険料払込期間の変更

この保険契約の保険料払込期間の変更は取り扱いません。

第27条　払済養老保険または払済終身保険への変更

1．保険契約者は、将来の保険料の払込みを中止して、この保険契約を払済養老保険（保険料払込期間が終身の場合には払済終身保険）に変更★することができます。ただし、変更後の保険金額が会社の定める金額に満たないときは、この取扱いをしません。

2．払済養老保険または払済終身保険への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後の保険金額	返戻金額*1によって定めます。
⑵　変更後の保険期間（払済養老保険への変更の場合）	変更前の残余の保険料払込期間とします。

第27条　補足説明

＊1　返戻金額

第30条（返戻金）の規定により計算し、第15条（保険料の振替貸付）または第24条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

項　目	内　容
⑶　払済養老保険または払済終身保険に変更されたとき	①　払済養老保険への変更の場合には、保険契約者は、満期保険金受取人を指定することを必要とします。ただし、指定がないときは保険契約者を指定したものとします。 ②　払済養老保険または払済終身保険に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。 ③　第30条（返戻金）の規定にかかわらず、払済養老保険または払済終身保険に変更後の返戻金額は抑制しません。

★「払済養老保険または払済終身保険への変更の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第28条　保険金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分に対応する返戻金（第30条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。この場合、第６条（保険金の支払時期）の１．の規定を準用します。
⑵　将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
⑶　保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

14　解約等について

第29条　保険契約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。

2．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第30条　返戻金

1．返戻金は、保険料を払い込んだ年月数により計算します。なお、低解約返戻金期間中は、返戻金額を抑制します。

2．本条の１．にかかわらず、保険契約の解約（第29条）等*1の時期が低解約返戻金期間経過後にある場合でも、次のいずれかのときは、返戻金額を抑制します。

第30条　補足説明

＊１　保険契約の解約（第29条）等

次の⑴から⑹をいいます。

⑴　保険契約の解約（第29条）
⑵　保険契約の失効（第16条）
⑶　告知義務違反による解除（第21条）
⑷　重大事由による解除（第23条）
⑸　払済養老保険または払済終身保険への変更（第27条）
⑹　保険金額の減額（第28条）

⑴　低解約返戻金期間を保険料払込期間とする場合には、保険料払込期間中の最終の保険料が払い込まれていないとき
⑵　低解約返戻金期間を契約成立日（第２条）から被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日までの期間とする場合には、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）を含む払込期月の保険料が払い込まれていないとき

３．返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第31条　保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第８条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

⑴　保険金の支払事由（第３条）または免責事由（第４条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
⑵　告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
⑶　減額（第28条）または解約（第29条）されたとき

第32条　保険金の受取人による保険契約の存続

１．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。
２．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

⑴　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
⑵　保険契約者と異なる者であること

３．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第３条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

15　保険金の受取人および保険契約者について

第33条　会社への通知による保険金の受取人の変更

１．保険契約者は、保険金の支払事由（第３条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
２．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第31条　補足説明

＊１　消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊２　保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

第32条　補足説明

＊１　会社が債権者等に支払うべき金額
その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

第34条　遺言による保険金の受取人の変更

1．第33条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由（第３条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2．本条の１．の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3．本条の１．および２．による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第35条　保険金の受取人の死亡

1．保険金の受取人が保険金の支払事由（第３条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金の受取人とします。
2．本条の１．の規定により保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により保険金の受取人となった者のうち生存している他の保険金の受取人を保険金の受取人とします。
3．本条の１．および２．により保険金の受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第36条　保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第37条　保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4．死亡保険金について、受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。高度障害保険金についても同様とします。

16　契約年齢の計算等について

第38条　契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下のものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。
2．被保険者の契約後の年齢は、本条の１．に規定する契約年齢に契約成立日（第２条）の応当日（年単位）*1ごとに１歳加えて計算します。

第39条　契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第38条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第２条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第38条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第40条　性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

17　社員配当金（保険契約者への配当）について

第41条　社員配当金の割当ておよび支払い

1．会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑸の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑸に該当する保険契約については、⑷に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴　次の事業年度中に契約成立日*1（第２条）の５年ごとの応当日*2が到来する保険契約	①　その５年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その５年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ②　①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ．保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
⑵　次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。
⑶　次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	返戻金に加えて取り扱います。
⑷　次の事業年度中に契約成立日*1および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。
⑸　次の事業年度中に契約成立日*1からその日を含めて２年および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、⑵から⑷以外の事由により消滅する保険契約*3	保険契約者に支払います。

2．会社は、本条の１．の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

3．保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第６条（保険金の支払時期）の１．の規定を準用します。

第41条　補足説明

＊１　契約成立日
保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。

＊２　契約成立日の５年ごとの応当日
保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「５年ごと応当日」といいます。

＊３　消滅する保険契約
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

18 その他

第42条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第43条 保険契約者の住所の変更

1．保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2．保険契約者が本条の１．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第44条 契約内容の登録

1．会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

⑴ 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
⑵ 死亡保険金の金額
⑶ 契約成立日*1（第２条）
⑷ 当会社名

2．本条の１．の登録の期間は、契約成立日*1から５年*2以内とします。
3．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の１．の規定により登録された被保険者について、死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約の申込み*4を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4．各生命保険会社等は、本条の２．の登録の期間中に死亡保険金*3のある保険契約または特約の申込み*4があったときは、本条の３．によって連絡された内容を死亡保険金*3のある保険契約または特約の承諾*5の判断の参考とすることができます。
5．各生命保険会社等は、契約成立日*6から５年*7以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。
6．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*5の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
8．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9．本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第44条 補足説明

＊1 契約成立日
復活（第17条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊2 契約成立日から５年
契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

＊3 死亡保険金
災害死亡保険金を含みます。

＊4 申込み
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

＊5 承諾
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

＊6 契約成立日
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

＊7 契約成立日から５年
契約成立日*6において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*6から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第45条　時効

保険金（第３条）、保険料の払込免除（第８条）、返戻金（第30条）または社員配当金（第41条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第46条　管轄裁判所

1．この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2．この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の１．の規定を準用します。

19　特則について

第47条　団体定期保険契約等からこの保険契約へ加入する場合の特則

1．団体定期保険契約等*1の普通保険約款等の規定により、団体定期保険契約等*1からこの保険契約への加入が行われた場合には、会社は、責任開始の時（第２条）からこの保険契約上の責任を開始します。ただし、次の規定の適用にあたっては、この保険契約の保険期間は団体定期保険契約等*1のその被保険者に対する部分から継続したものとして取り扱います。

⑴　高度障害保険金の支払い（第３条）
⑵　被保険者の自殺による免責（第４条）
⑶　保険料の払込免除（第８条・第９条）
⑷　詐欺による取消し（第18条）または不法取得目的による無効（第19条）
⑸　告知義務違反による解除（第21条・第22条）

2．本条の１．の規定により団体定期保険契約等*1からこの保険契約への加入が行われた場合で、団体定期保険契約等*1に特約*2が付加されているとき、かつ、この保険契約に会社の定める同種の特約を付加するときは、本条の１．の規定を準用します。

第46条　補足説明

＊１　保険金の受取人
保険金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

＊２　同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第47条　補足説明

＊１　団体定期保険契約等
次の⑴から⑹をいいます。
⑴　団体定期保険契約
⑵　総合福祉団体定期保険契約
⑶　無配当団体定期保険契約
⑷　無配当総合福祉団体定期保険契約
⑸　団体定期保険こども特約
⑹　無配当団体定期保険こども特約

＊２　特約
次の⑴から⑭をいいます。
⑴　団体定期保険災害割増特約
⑵　団体定期保険傷害特約
⑶　団体定期保険災害保障特約
⑷　団体定期保険こども災害割増特約
⑸　団体定期保険こども傷害特約
⑹　団体定期保険こども災害保障特約
⑺　総合福祉団体定期保険災害総合保障特約
⑻　無配当団体定期保険災害割増特約
⑼　無配当団体定期保険傷害特約
⑽　無配当団体定期保険災害保障特約
⑾　無配当団体定期保険こども災害割増特約
⑿　無配当団体定期保険こども傷害特約
⒀　無配当団体定期保険こども災害保障特約
⒁　無配当総合福祉団体定期保険災害総合保障特約

別表１　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表３　保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．死亡保険金の支払い	(1)　死亡保険金支払請求書 (2)　医師の死亡診断書または検案書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．高度障害保険金の支払い	(1)　高度障害保険金支払請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
３．保険料の払込免除	(1)　保険料払込免除請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　不慮の事故（別表２）であることを証明する書類 (4)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3)　２．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

5年ごと利差配当付介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)普通保険約款目次

この保険の特色……271

1　保障の開始について
第１条　責任開始の時……271

2　年金等の支払いについて
第２条　年金・給付金の支払い……271
第３条　免責事由……273

3　年金等の支払請求手続について
第４条　年金・給付金の支払請求手続……274
第５条　年金・給付金の支払時期……274

4　死亡給付金の支払方法の選択について
第６条　死亡給付金の支払方法の選択……275

5　保険料の払込免除について
第７条　保険料の払込免除……276
第８条　保険料の払込免除の免責事由……277

6　保険料の払込免除の請求手続について
第９条　保険料の払込免除の請求手続……277

7　保険料払込期間中の被保険者の死亡について
第10条　保険料払込期間中の被保険者の死亡……277

8　保険料の払込みについて
第11条　保険料の払込み……278
第12条　保険料の払込方法（経路）……278
第13条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……278
第14条　保険料の前納および予納……279

9　失効と復活について
第15条　保険契約の失効……279
第16条　保険契約の復活……279

10　取消しと無効について
第17条　詐欺による取消し……280
第18条　不法取得目的による無効……280

11　告知義務と解除について
第19条　告知義務……280
第20条　告知義務違反による解除……280
第21条　告知義務違反による解除ができないとき……281
第22条　重大事由による解除……281

12　契約内容の変更および更新等について
第23条　保険料払込方法の変更……282
第24条　保険契約の更新……283
第25条　保険期間が終身の保険契約への変更……284
第26条　基準介護年金額の減額……285

13　解約等について
第27条　保険契約の解約……286
第28条　返戻金……286
第29条　保険料の未経過分に相当する返還金……286
第30条　年金または給付金の受取人による保険契約の存続……286

14　年金等の受取人および保険契約者について
第31条　会社への通知による年金または給付金の受取人の変更……287
第32条　遺言による年金または給付金の受取人の変更……287
第33条　年金または給付金の受取人の死亡……287
第34条　保険契約者の権利義務の承継……287
第35条　保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者……288

15　契約年齢の計算等について
第36条　契約年齢の計算……288
第37条　契約年齢の誤りの処理……288
第38条　性別の誤りの処理……288

16　社員配当金（保険契約者への配当）について
第39条　社員配当金の割当ておよび支払い……288

17　その他
第40条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……290
第41条　保険契約者の住所の変更……290
第42条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更……290
第43条　時効……291
第44条　管轄裁判所……291

18　特則について
第45条　特別条件を付ける場合の特則……291
第46条　被指定契約がある場合の特則……292

別表１　公的介護保険制度……294
別表２　要介護１以上の状態……294
別表３　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……294
別表４　対象となる不慮の事故……295
別表５　年金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……296
別表６　感染症……296

5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）(2012)普通保険約款

（実施　2012.4.2 ／改正　2020.7.2）

この保険の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
年金等の種類	⑴　介護年金 ⑵　死亡給付金
配当タイプ	５年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には返戻金があります。

1　保障の開始について

第１条　責任開始の時

１．この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
⑵　会社が、第１回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ②　第１回保険料相当額を受け取った時

２．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第36条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

３．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名または名称
⑶　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷　受取人の氏名または名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険給付の額
⑻　保険料およびその払込方法
⑼　契約成立日
⑽　保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2　年金等の支払いについて

第２条　年金・給付金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、年金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（年金等を支払う場合）	金　額	受取人
介護年金	⑴　第１回介護年金 責任開始の時*1以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、初めて公的介護保険制度（別表１★）に基づく要介護１以上の状態（別表２★）（以下「要介護１以上の状態」といいます。）に該当していると認定されたとき ⑵　第２回以後の介護年金 第１回介護年金の支払後、介護年金支払期間*3中の介護年金の支払日*4に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、要介護１以上の状態に該当していると認定されているとき （注）第１回介護年金の支払後、介護年金の支払日*4において、要介護１以上の状態から回復していたときは、介護年金の支払いは中断します。なお、その後の介護年金の支払日*4において、再度、要介護１以上の状態に該当したときは、介護年金の支払いを再開します。	介護年金の支払日*4における公的介護保険制度の要介護区分に応じ、介護年金額は次のとおりとします。 ①　要介護５ 基準介護年金額 ②　要介護４ 基準介護年金額×5/6 ③　要介護３ 基準介護年金額×4/6 ④　要介護２ 基準介護年金額×3/6 ⑤　要介護１ 基準介護年金額×2/6	介護年金受取人
死亡給付金	次のいずれかのとき ⑴　保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき（⑵に該当する場合を除きます。） （注）保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。 ⑵　被保険者が、介護年金支払期間*3中に死亡したとき	基準介護年金額	死亡給付金受取人

２．年金等の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　全般について

項　目	内　容
第１回介護年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	終身にわたり払い込む必要はありません。

⑵　介護年金について

項　目	内　容
①　介護年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。

第２条　補足説明

＊１　責任開始の時

第１条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊２　疾病

薬物依存Aは含みません。

A：平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号
F 11.2、F 12.2、F 13.2、F 14.2、F 15.2、F 16.2、F 18.2、F 19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊３　介護年金支払期間

第１回介護年金を支払う場合の支払事由発生日以後終身にわたる期間をいいます。

＊４　介護年金の支払日

介護年金の支払日は、次のとおりとします。

項　目	内　容
⑴　第１回介護年金の支払日	第１回介護年金の支払事由が生じた日
⑵　第２回以後の介護年金の支払日	⑴に規定する第１回介護年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年のその日の応当日

項　目	内　容
②　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として要介護１以上の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア．この保険契約の締結の際*5に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③　介護年金の支払事由が生じ、支払うべき介護年金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	介護年金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき介護年金を死亡給付金受取人に支払います。

⑶　死亡給付金について

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表１（P.294参照）、別表２（P.294参照）

第３条　免責事由

１．支払事由（第２条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金または給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても年金等を支払わない場合）
介護年金	被保険者が、次のいずれかによって要介護１以上の状態になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　介護年金受取人の故意または重大な過失 ⑷　被保険者の犯罪行為 ⑸　戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　死亡給付金受取人の故意 ⑶　責任開始の日*1からその日を含めて３年以内の自殺 ⑷　この保険契約の復活（第16条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 ⑸　戦争その他の変乱

２．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第２条　補足説明

＊５　この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第３条　補足説明

＊１　責任開始の日
第１条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

項　目	内　容
⑴　介護年金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要介護１以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要介護１以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑵　死亡給付金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑶　「戦争その他の変乱」によって介護年金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、介護年金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
⑷　免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金*2を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第３条　補足説明

＊２　責任準備金
基準介護年金の金額を限度とします。

３　年金等の支払請求手続について

第４条　年金・給付金の支払請求手続

１．年金または給付金の支払事由（第２条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
２．年金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表５★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
３．この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表５★）
⑵　次のいずれかの書類
①　死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表５（P.296参照）

第４条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

第５条　年金・給付金の支払時期

１．会社は、必要書類（別表５★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、会社の本社で年金または給付金を支払います。
２．会社は、年金または給付金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から年金または給付金の請求時までに会社に提出された

書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の１．の規定にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表５★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴　年金または給付金の支払事由（第２条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
⑵　年金または給付金支払いの免責事由（第３条）に該当する可能性がある場合	年金または給付金の支払事由が発生した原因
⑶　告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第22条（重大事由による解除）の１．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金・給付金請求時までにおける事実

３．本条の２．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の１．および２．にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表５★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

⑴　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180日
⑵　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　180日
⑶　本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　180日
⑷　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　180日

４．本条の２．および３．の確認を行うときは、会社は、年金または給付金の受取人（年金または給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。
５．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または給付金を支払いません。

★別表５（P.296参照）

4　死亡給付金の支払方法の選択について

第６条　死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

第５条　補足説明

＊１　⑴から⑷に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

＊２　⑴から⑷に定める日数
⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

＊３　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第６条　補足説明

＊１　死亡給付金
死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

5 保険料の払込免除について

第７条 保険料の払込免除

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第８条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表３★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表４★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表３★）になったとき

2．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ①　その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表３★）になったとき ②　その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表４★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表３★）になったとき
⑵　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表３★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ①　この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ②　その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
⑶　保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の１．に規定する払込期月中の契約成立日（第１条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第７条 補足説明

＊１　責任開始の時
第１条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊２　責任開始の時以後の原因
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊３　この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

★別表３（P.294参照）、別表４（P.295参照）

第８条　保険料の払込免除の免責事由

１．保険料の払込免除事由（第７条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
保険料の払込免除 高度障害状態による	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表３★）になったとき (1)　保険契約者の故意 (2)　被保険者の故意 (3)　被保険者の自殺行為 (4)　被保険者の犯罪行為 (5)　戦争その他の変乱
保険料の払込免除 身体障害の状態による	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表３★）になったとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)　地震、噴火または津波 (9)　戦争その他の変乱

２．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表３（P.294参照）

6　保険料の払込免除の請求手続について

第９条　保険料の払込免除の請求手続

１．保険料の払込免除事由（第７条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
２．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表５★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
３．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第５条（年金・給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表５（P.296参照）

7　保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第10条　保険料払込期間中の被保険者の死亡

１．保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
２．本条の１．の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡した

ことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴ 年払	契約成立日（第１条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵ 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	
⑶ 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

2．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第11条 補足説明

＊１ 契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２ 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴ 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
⑵ 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑶ 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑷ 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
⑸ 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
⑹ 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
⑴ 本条の１．－⑴の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
⑵ 本条の１．－⑴から⑷の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 補足説明

＊１ 会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２ 所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1．保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第１条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（第１回介護年金を支払うときはその受取人）

第13条 補足説明

＊１ 契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

に払い戻します。

(1)　この保険契約が消滅したとき
(2)　保険料の払込みが不要となったとき

2．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに、年金もしくは給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　第１回介護年金または死亡給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2)　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条　保険料の前納および予納

1．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
(1)　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2)　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて３か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

2．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

(1)　第１回介護年金を支払う場合には、その受取人に支払います。
(2)　(1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

第14条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

9　失効と復活について

第15条　保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の１．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条　保険契約の復活

1．保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて３年以内であれば、必要書

類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。

2．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。

3．この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。

4．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

10 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

(1) 年金または給付金を不法に取得する目的
(2) 他人に年金または給付金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金もしくは給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、年金もしくは給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明

＊1 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

⑴　年金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに年金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の2．の規定にかかわらず、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、介護年金受取人または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者、介護年金受取人または死亡給付金受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴　この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
⑸　責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に年金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の1．－⑵および⑶の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1．は適用しません。

第22条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第21条　補足説明

＊1　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊2　責任開始の日
第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または年金もしくは給付金の受取人が年金*1を詐取する目的もしくは他人に年金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　年金*1の請求に関し、年金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または年金もしくは給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、年金もしくは給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　年金または給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに年金または給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。
４．重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
５．本条の４．の規定にかかわらず、本条の１．－⑷の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の４．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12　契約内容の変更および更新等について

第23条　保険料払込方法の変更

１．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第２回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
２．保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更すると

第22条　補足説明

＊１　年金
この保険契約の年金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

＊２　給付金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

きは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条　保険契約の更新

1．この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の２週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　更新日*1における被保険者の年齢（第36条）が79歳以下であること
⑶　更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2．この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後契約の保険料	①　更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後契約の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の１．および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
⑶　更新後契約の基準介護年金額	更新前契約の保険期間満了日の基準介護年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の基準介護年金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後契約の保険期間および保険料払込期間	①　更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③　①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
⑸　この保険契約が更新されたとき	①　年金・給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③　この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第24条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日
本条において「更新日」といいます。

項　目	内　容
⑹　更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
⑺　更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑹の規定を準用します。ただし、更新後の基準介護年金額について、更新前契約の保険期間満了日の基準介護年金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条　保険期間が終身の保険契約への変更

1．第24条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の５年ごと利差配当付介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)契約に変更することができます。

⑴　この保険契約の保険料の払込みが免除（第７条）されていないこと
⑵　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑶　変更日*1における被保険者の年齢（第36条）が75歳以下であること

2．保険期間が終身の５年ごと利差配当付介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後契約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
⑵　変更後契約*2の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の１．および第13条(払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後契約*2の年金または給付金の支払事由（第２条） イ．変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第７条） ウ．変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。

第25条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日
本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

＊２　変更後契約
保険期間が終身の保険契約に変更された場合の５年ごと利差配当付介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)契約をいいます。

項　目	内　容
⑶　変更後契約*2の基準介護年金額	変更前契約の保険期間満了日*3の基準介護年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の基準介護年金額を変更することができます。
⑷　変更後契約*2に変更されたとき	①　変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　年金・給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④　変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤　変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑸　変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第１条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
⑹　変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑷－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑸の規定を準用します。ただし、変更後の基準介護年金額について、変更前契約の保険期間満了日*3の基準介護年金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条　基準介護年金額の減額

１．保険契約者は、将来に向かって基準介護年金額を減額★することができます。ただし、第１回介護年金の支払以後または保険料の払込免除（第７条）以後*1は減額できません。また、会社は、減額後の基準介護年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

２．基準介護年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第27条）されたものとして取り扱います。
⑵　将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
⑶　基準介護年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第25条　補足説明

＊３　保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第26条　補足説明

＊１　保険料の払込免除(第７条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

13 解約等について

第27条 保険契約の解約

1．保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、第１回介護年金の支払以後または保険料の払込免除（第７条）以後*1は解約できません。

2．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第28条 返戻金

1．この保険契約には返戻金はありません。

2．本条の１．の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（基準介護年金額）と同額とします。

(1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
(2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3．返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第29条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第１回介護年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除（第７条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

(1) 給付金の支払事由（第２条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
(2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
(3) 減額（第26条）または解約（第27条）されたとき

第30条 年金または給付金の受取人による保険契約の存続

1．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

2．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす年金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者と異なる者であること

3．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、年金または給付金の支払事由（第２条）が生じ、会社が年金または給付金を支払うべきときは、次のとおり

第27条 補足説明

＊1 保険料の払込免除(第７条)以後
保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第29条 補足説明

＊1 消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊2 保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

第30条 補足説明

＊1 会社が債権者等に支払うべき金額
その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

取り扱います。

項　目	内　容
⑴　介護年金の支払事由が生じたとき	①　支払うべき第１回介護年金の金額が本条の２．の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払い、その残額を介護年金受取人に支払います。 ②　支払うべき第１回介護年金の金額が本条の２．の金額を下回る場合には、第１回年金の支払事由発生時における責任準備金の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払います。さらに、その残額があるときは、第２条（年金・給付金の支払い）に定める第１回介護年金額を会社の定める方法により再計算のうえ、支払うべき年金を介護年金受取人に支払います。
⑵　死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払い、その残額を死亡給付金受取人に支払います。

14　年金等の受取人および保険契約者について

第31条　会社への通知による年金または給付金の受取人の変更

1．保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第２条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の年金または給付金の受取人に年金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から年金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第32条　遺言による年金または給付金の受取人の変更

1．第31条（会社への通知による年金または給付金の受取人の変更）の１．に定めるほか、保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第２条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。
2．本条の１．の年金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3．本条の１．および２．による年金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第33条　年金または給付金の受取人の死亡

1．年金または給付金の受取人が年金または給付金の支払事由（第２条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2．本条の１.の規定により年金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3．本条の１．および２．により年金または給付金の受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第34条　保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、第１回介護年金の支払事由（第２条）が生じる前に限り、被保険

者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。

2．第１回介護年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、介護年金受取人に承継されます。

3．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条　保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。

4．死亡給付金について、受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。介護年金についても同様とします。

15　契約年齢の計算等について

第36条　契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下のものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。

2．被保険者の契約後の年齢は、本条の１．に規定する契約年齢に契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに１歳加えて計算します。

第37条　契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第36条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第１条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第38条　性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

16　社員配当金（保険契約者への配当）について

第39条　社員配当金の割当ておよび支払い

1．第１回介護年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑸の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑷に該当する保険契約については、⑶に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第36条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴　次の事業年度中に契約成立日*1（第１条）の５年ごとの応当日*2が到来する保険契約	①　その５年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その５年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ②　①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．第１回介護年金または死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ．保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
⑵　次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約*3	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第24条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第25条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ①　⑴－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ②　⑴－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、⑴の規定を適用します。
⑶　次の事業年度中に契約成立日*4および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	①　死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ②　①以外の場合は、保険契約者に支払います。
⑷　次の事業年度中に契約成立日*4からその日を含めて２年および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、⑵または⑶以外の事由により消滅する保険契約*5	保険契約者に支払います。
⑸　次の事業年度中に契約成立日*4および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して第１回介護年金を支払う保険契約	第１回介護年金とともにその受取人に支払います。

２．第１回介護年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑶の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑶に該当する保険契約については、⑵に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第39条　補足説明

＊１　契約成立日

次の⑴から⑶のとおり取り扱います。

⑴　保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。

⑵　保険契約が更新されたときは、更新日とします。

⑶　保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

＊２　契約成立日の５年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の１．において「５年ごと応当日」といいます。

＊３　保険期間が満了する保険契約

第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第36条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

＊４　契約成立日

次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　保険契約が更新されたときは、更新日とします。

⑵　保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

＊５　消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴ 次の事業年度中に第１回介護年金の支払日の５年ごとの応当日*6が到来する保険契約	① その５年ごと応当日*6から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、介護年金受取人に支払います。 ウ．介護年金受取人から請求があったときは、介護年金受取人に支払います。
⑵ 次の事業年度中に第１回介護年金の支払日および直前の５年ごと応当日*6からその日を含めて１年を経過して、死亡給付金の支払いにより消滅する保険契約	死亡給付金とともにその受取人に支払います。
⑶ 次の事業年度中に第１回介護年金の支払日および直前の５年ごと応当日*6からその日を含めて１年を経過して、⑵以外の事由により消滅する保険契約	介護年金受取人に支払います。

3．会社は、本条の１．および２．の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

4．保険契約者または介護年金受取人からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第５条（年金･給付金の支払時期）の１．の規定を準用します。

第39条 補足説明

＊6　第１回介護年金の支払日の５年ごとの応当日

本条の２．において「５年ごと応当日」といいます。

17 その他

第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第41条 保険契約者の住所の変更

1．保険契約者*1は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。

2．保険契約者*1が本条の１．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者*1に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第41条 補足説明

＊1　保険契約者

介護年金支払期間A中は、介護年金受取人とします。

A：第１回介護年金を支払う場合の支払事由発生日以後終身にわたる期間をいいます。

第42条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1．会社は、この保険契約の介護年金の支払事由（第２条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

第42条 補足説明

＊1　変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第１条）の応当日（年単位）をいいます。

⑴　法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
⑵　介護に関する技術または環境の変化*2

2．この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

3．本条の２．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の２週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

⑴　この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
⑵　変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第27条）する方法

4．本条の３．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の３．－⑴の方法を指定されたものとみなします。

第43条　時効

年金・給付金（第２条）、保険料の払込免除（第７条）、返戻金（第28条）または社員配当金（第39条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第44条　管轄裁判所

1．この保険契約における介護年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または介護年金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

2．この保険契約における死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の１．の規定を準用します。

18　特則について

第45条　特別条件を付ける場合の特則

1．被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴から⑶のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。

⑴　割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

⑵　介護年金または死亡給付金の削減支払

①　契約成立日（第１条）から会社の定める削減期間中に被保険者が介護年金または死亡給付金の支払事由（第２条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。

ア．介護年金を支払うべきときは、介護年金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

イ．死亡給付金を支払うべきときは、死亡給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

②　①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表６★）によって支払事由に該当したときは、介護年金または死亡給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度／削減期間	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶　特定高度障害状態についての不担保
疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状

第42条　補足説明

＊２　介護に関する技術または環境の変化
公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第44条　補足説明

＊１　介護年金受取人
介護年金受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

＊２　同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第45条　補足説明

＊１　会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第７条）しません。ただし、感染症（別表６★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

２．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第16条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

⑵　この保険契約の更新（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
①　割増保険料の払込み	第24条（保険契約の更新）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
②　介護年金または死亡給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第24条（保険契約の更新）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた介護年金または死亡給付金の削減支払の条件は適用されません。
③　特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア．更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

⑶　保険期間が終身の保険契約への変更（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
①　割増保険料の払込み	第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
②　年金の削減支払	ア．削減期間中は、第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた年金の削減支払の条件は適用されません。
③　特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア．変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

⑷　割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表３（P.294参照）、別表６（P.296参照）

第46条　被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　この保険契約の保険料払込期間中に介護年金が支払われるべきときは、第２条（年金・給付金の支払い）の２．－⑵－③を次のとおり読み替えます。

第45条　補足説明

＊２　特定高度障害状態

高度障害状態（別表３★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

＊３　変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の５年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）(2012)契約をいいます。

第46条　補足説明

＊１　被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項　目	内　容
③　介護年金の支払事由が生じ、支払うべき介護年金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	介護年金受取人が被保険者の場合には、支払うべき介護年金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

⑵　この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

①　第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の１．中、「保険契約者（第１回介護年金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（第１回介護年金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。

②　第39条（社員配当金の割当ておよび支払い）の１．－⑴－②を次のとおり読み替えます。

②　①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

③　第39条（社員配当金の割当ておよび支払い）の１．－⑶の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

別表１　公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法(平成９年12月17日　法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

別表２　要介護１以上の状態

要介護１以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年４月30日　厚生省令第58号)第１条第１項に定める要介護１から要介護５までのいずれかの状態をいいます。

別表３　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、

または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵ 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴ 手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表４　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

１．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
２．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
３．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．入浴中の溺水
５．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
６．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
７．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
８．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
９．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表５　年金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．介護年金の支払い	⑴　介護年金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　被保険者が公的介護保険制度（別表１）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 ⑷　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑸　介護年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑹　介護年金の受取人の印鑑証明書 ⑺　最終の保険料の払込みを証明する書類（第１回介護年金の場合）
２．死亡給付金の支払い	⑴　死亡給付金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　死亡給付金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
３．保険料の払込免除	⑴　保険料払込免除請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書、第７条（保険料の払込免除）の１．に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表４）であることを証明する書類 ⑶　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　年金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 ⑶　１．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表６　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

5年ごと利差配当付介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)普通保険約款目次

この保険の特色……298

1　保障の開始について
第１条　責任開始の時……298

2　一時金等の支払いについて
第２条　一時金・給付金の支払い……298
第３条　免責事由……299

3　一時金等の支払請求手続について
第４条　一時金・給付金の支払請求手続……300
第５条　一時金・給付金の支払時期……301

4　一時金等の支払方法の選択について
第６条　介護一時金または死亡給付金の支払方法の選択……302

5　保険料の払込免除について
第７条　保険料の払込免除……302
第８条　保険料の払込免除の免責事由……303

6　保険料の払込免除の請求手続について
第９条　保険料の払込免除の請求手続……304

7　保険料払込期間中の被保険者の死亡について
第10条　保険料払込期間中の被保険者の死亡……304

8　保険料の払込みについて
第11条　保険料の払込み……304
第12条　保険料の払込方法（経路）……305
第13条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……305
第14条　保険料の前納および予納……306

9　失効と復活について
第15条　保険契約の失効……306
第16条　保険契約の復活……306

10　取消しと無効について
第17条　詐欺による取消し……307
第18条　不法取得目的による無効……307

11　告知義務と解除について
第19条　告知義務……307
第20条　告知義務違反による解除……307
第21条　告知義務違反による解除ができないとき……308
第22条　重大事由による解除……308

12　契約内容の変更および更新等について
第23条　保険料払込方法の変更……309
第24条　保険契約の更新……310
第25条　保険期間が終身の保険契約への変更……311
第26条　介護一時金額の減額……312

13　解約等について
第27条　保険契約の解約……313
第28条　返戻金……313
第29条　保険料の未経過分に相当する返還金……313
第30条　一時金または給付金の受取人による保険契約の存続……313

14　一時金等の受取人および保険契約者について
第31条　会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更……314
第32条　遺言による一時金または給付金の受取人の変更……314
第33条　一時金または給付金の受取人の死亡……314
第34条　保険契約者の権利義務の承継……314
第35条　保険契約者の代表者および一時金または給付金の受取人の代表者……314

15　契約年齢の計算等について
第36条　契約年齢の計算……315
第37条　契約年齢の誤りの処理……315
第38条　性別の誤りの処理……315

16　社員配当金（保険契約者への配当）について
第39条　社員配当金の割当ておよび支払い……315

17　その他
第40条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……316
第41条　保険契約者の住所の変更……316
第42条　法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更……316
第43条　時効……317
第44条　管轄裁判所……317

18　特則について
第45条　特別条件を付ける場合の特則……317
第46条　被指定契約がある場合の特則……318

別表１　公的介護保険制度……320
別表２　要介護３以上の状態……320
別表３　要介護１または２の状態……320
別表４　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……320
別表５　対象となる不慮の事故……321
別表６　一時金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……322
別表７　感染症……322

5年ごと利差配当付介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)普通保険約款

(実施　2012.4.2／改正　2020.7.2)

この保険の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
一時金等の種類	⑴　介護一時金 ⑵　死亡給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には返戻金があります。

1　保障の開始について

第1条　責任開始の時

1．この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
⑵　会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ②　第1回保険料相当額を受け取った時

2．本条の1．に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第36条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

3．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名または名称
⑶　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷　受取人の氏名または名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険給付の額
⑻　保険料およびその払込方法
⑼　契約成立日
⑽　保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2　一時金等の支払いについて

第2条　一時金・給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、一時金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して一時金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金　額	受取人
介護一時金	責任開始の時*1以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表１★）に基づく要介護３以上の状態（別表２★）（以下「要介護３以上の状態」といいます。）に該当していると認定されたとき	介護一時金額	介護一時金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき （注）　保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	介護一時金額の10%	死亡給付金受取人

２．一時金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　介護一時金について

項　目	内　容
①　介護一時金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
②　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として要介護３以上の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア．この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③　介護一時金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
④　死亡給付金を支払ったとき	その後に介護一時金の支払請求を受けても、介護一時金は支払いません。

⑵　死亡給付金について

項　目	内　容
①　被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。
②　死亡給付金の支払前に介護一時金の支払請求を受け、介護一時金が支払われるとき	死亡給付金は支払いません。

★別表１（P.320参照）、別表２（P.320参照）

第３条　免責事由

１．支払事由（第２条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、一時金または給付金を支払いません。

第２条　補足説明

＊１　責任開始の時

第１条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊２　疾病

薬物依存Aは含みません。

A：平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号
Ｆ11.2、Ｆ12.2、Ｆ13.2、Ｆ14.2、Ｆ15.2、Ｆ16.2、Ｆ18.2、Ｆ19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊３　この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

	免責事由（支払事由が生じても一時金等を支払わない場合）
介護一時金	被保険者が、次のいずれかによって要介護３以上の状態になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　死亡給付金受取人の故意 ⑶　この保険契約の復活（第16条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 ⑷　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　介護一時金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要介護３以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要介護３以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑵　死亡給付金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑶　「戦争その他の変乱」によって介護一時金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、介護一時金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
⑷　免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

3　一時金等の支払請求手続について

第４条　一時金・給付金の支払請求手続

1．一時金または給付金の支払事由（第２条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．一時金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表６★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

3．この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

第３条　補足説明

＊１　責任準備金
介護一時金額の10%の金額を限度とします。

第４条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

必要書類
⑴　死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表６★）
⑵　次のいずれかの書類
①　死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表６（P.322参照）

第５条　一時金・給付金の支払時期

１．会社は、必要書類（別表６★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、会社の本社で一時金または給付金を支払います。

２．会社は、一時金または給付金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から一時金または給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の１．の規定にかかわらず、一時金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表６★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴　一時金または給付金の支払事由（第２条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
⑵　一時金または給付金支払いの免責事由（第３条）に該当する可能性がある場合	一時金または給付金の支払事由が発生した原因
⑶　告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第22条（重大事由による解除）の１．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは一時金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から一時金・給付金請求時までにおける事実

３．本条の２．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の１．および２．にかかわらず、一時金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表６★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

⑴　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180日
⑵　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　180日
⑶　本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　180日
⑷　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　180日

４．本条の２．および３．の確認を行うときは、会社は、一時金または給付金の受取人（一時金または給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。

５．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受

第５条　補足説明

＊１　⑴から⑷に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

＊２　⑴から⑷に定める日数

⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金または給付金を支払いません。

★別表6（P.322参照）

4 一時金等の支払方法の選択について

第6条 介護一時金または死亡給付金の支払方法の選択

介護一時金または死亡給付金が支払われるときは、その受取人は、会社の取扱いの範囲内で、介護一時金または死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4★）になったとき
要介護1または2の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病によって保険料払込期間中に公的介護保険制度（別表1★）に基づく要介護1または2の状態（別表3★）（以下「要介護1または2の状態」といいます。）に該当していると認定されたとき

2．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴ 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったとき

第5条 補足説明

＊3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

＊1 介護一時金または死亡給付金

介護一時金または死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

＊1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

項　目	内　容
(2)　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表４★）または「要介護１または２の状態」になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ①　この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ②　その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3)　保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の１．に規定する払込期月中の契約成立日（第１条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表１（P.320参照）、別表３（P.320参照）、別表４（P.320参照）、別表５（P.321参照）

第８条　保険料の払込免除の免責事由

１．保険料の払込免除事由（第７条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表４★）になったとき (1)　保険契約者の故意 (2)　被保険者の故意 (3)　被保険者の自殺行為 (4)　被保険者の犯罪行為 (5)　戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表４★）になったとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)　地震、噴火または津波 (9)　戦争その他の変乱

第７条　補足説明

＊３　この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
払込免除状態による保険料の要介護1または2の	被保険者が、次のいずれかによって要介護１または２の状態になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　戦争その他の変乱

2．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表４（P.320参照）

6　保険料の払込免除の請求手続について

第９条　保険料の払込免除の請求手続

1．保険料の払込免除事由（第７条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表６★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第５条（一時金・給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表６（P.322参照）

7　保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第10条　保険料払込期間中の被保険者の死亡

1．保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2．本条の１．の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

8　保険料の払込みについて

第11条　保険料の払込み

1．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴　年払	契約成立日（第１条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵　半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	

第11条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２　翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑶　月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

２．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第12条　保険料の払込方法（経路）

１．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴　会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
⑵　会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑶　会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑷　所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
⑸　会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
⑹　会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

２．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　本条の１．－⑴の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	①　保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ②　月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
⑵　本条の１．－⑴から⑷の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	①　保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ②　変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条　補足説明

＊１　会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２　所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

１．保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第１条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（介護一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

⑴　この保険契約が消滅したとき
⑵　保険料の払込みが不要となったとき

２．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに一時金もしくは給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第13条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項　目	内　容
⑴　一時金または給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
⑵　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条　保険料の前納および予納

1．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
⑴　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
⑵　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて３か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

2．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

⑴　介護一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。
⑵　⑴以外の場合には、保険契約者に支払います。

第14条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

9　失効と復活について

第15条　保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の１．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条　保険契約の復活

1．保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて３年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。
2．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。
3．この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、

第16条　補足説明

＊１　保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

その払込みがあった日を復活の日とします。

4．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

10 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

⑴ 一時金または給付金を不法に取得する目的
⑵ 他人に一時金または給付金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、一時金もしくは給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、一時金もしくは給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 一時金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでに一時金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、一時金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、一時金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対し

て通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合 ⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴　この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき ⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき ⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき ⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき ⑸　責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に一時金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第22条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第21条　補足説明

＊1　保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊2　責任開始の日

第１条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、一時金もしくは給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、一時金または給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その一時金または給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　一時金または給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに一時金または給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。
4．重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5．本条の４．の規定にかかわらず、本条の１．－⑷の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の４．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12　契約内容の変更および更新等について

第23条　保険料払込方法の変更

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第２回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2．保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更すると

第22条　補足説明

＊１　一時金
この保険契約の一時金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

＊２　給付金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

きは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条　保険契約の更新

1．この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の２週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　更新日*1における被保険者の年齢（第36条）が79歳以下であること
⑶　更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2．この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後契約の保険料	①　更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後契約の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の１．および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
⑶　更新後契約の介護一時金額	更新前契約の保険期間満了日の介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の介護一時金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後契約の保険期間および保険料払込期間	①　更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③　①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
⑸　この保険契約が更新されたとき	①　一時金・給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③　この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第24条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日
本条において「更新日」といいます。

項　目	内　容
⑹　更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
⑺　更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑹の規定を準用します。ただし、更新後の介護一時金額について、更新前契約の保険期間満了日の介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条　保険期間が終身の保険契約への変更

1．第24条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の５年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）(2012)契約に変更することができます。

⑴　この保険契約の保険料の払込みが免除（第７条）されていないこと
⑵　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑶　変更日*1における被保険者の年齢（第36条）が75歳以下であること

2．保険期間が終身の５年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）(2012)契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後契約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
⑵　変更後契約*2の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の１．および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後契約*2の一時金または給付金の支払事由（第２条） イ．変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第７条） ウ．変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。

第25条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日
本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

＊２　変更後契約
保険期間が終身の保険契約に変更された場合の５年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）(2012)契約をいいます。

項　目	内　容
⑶　変更後契約*2の介護一時金額	変更前契約の保険期間満了日*3の介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の介護一時金額を変更することができます。
⑷　変更後契約*2に変更されたとき	①　変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　一時金・給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④　変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤　変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑸　変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第１条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
⑹　変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑷－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑸の規定を準用します。ただし、変更後の介護一時金額について、変更前契約の保険期間満了日*3の介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条　補足説明

＊３　保険期間満了日
保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第26条　介護一時金額の減額

１．保険契約者は、将来に向かって介護一時金額を減額★することができます。ただし、保険料の払込免除（第７条）以後*1は減額できません。また、会社は、減額後の介護一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
２．介護一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第27条）されたものとして取り扱います。
⑵　将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
⑶　介護一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第26条　補足説明

＊１　保険料の払込免除（第７条）以後
保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

13 解約等について

第27条 保険契約の解約

1．保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、保険料の払込免除（第７条）以後*1は解約できません。

2．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第28条 返戻金

1．この保険契約には返戻金はありません。

2．本条の１．の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（介護一時金額の10%の金額）と同額とします。

(1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
(2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3．返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第29条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第７条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、一時金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

(1) 一時金もしくは給付金の支払事由（第２条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
(2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
(3) 減額（第26条）または解約（第27条）されたとき

第30条 一時金または給付金の受取人による保険契約の存続

1．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

2．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす一時金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者と異なる者であること

3．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、一時金または給付金の支払事由（第２条）が生じ、会社が一時金または給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払います。この場合、

第27条 補足説明

＊1 保険料の払込免除(第７条)以後
保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第29条 補足説明

＊1 消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊2 保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

第30条 補足説明

＊1 会社が債権者等に支払うべき金額
その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、一時金または給付金の受取人に支払います。

14 一時金等の受取人および保険契約者について

第31条 会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更

1．保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、一時金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金または給付金の支払事由（第２条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に一時金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から一時金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第32条 遺言による一時金または給付金の受取人の変更

1．第31条（会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、一時金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金または給付金の支払事由（第２条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2．本条の１．の一時金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3．本条の１．および２．による一時金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第33条 一時金または給付金の受取人の死亡

1．一時金または給付金の受取人が一時金または給付金の支払事由（第２条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2．本条の１．の規定により一時金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3．本条の１．および２．により一時金または給付金の受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第34条 保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 保険契約者の代表者および一時金または給付金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4．死亡給付金について、受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。介護一時金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第36条 契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下のものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。
2．被保険者の契約後の年齢は、本条の１．に規定する契約年齢に契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに１歳加えて計算します。

第37条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第36条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第１条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または一時金額を調整して処理します。

第38条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または一時金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第39条 社員配当金の割当ておよび支払い

1．会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑷の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑷に該当する保険契約については、⑶に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴ 次の事業年度中に契約成立日*1（第１条）の５年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その５年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その５年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．一時金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．一時金または給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ．保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。

第36条 補足説明

＊１ 契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第39条 補足説明

＊１ 契約成立日
次の⑴から⑶のとおり取り扱います。
⑴ 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
⑵ 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
⑶ 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

＊２ 契約成立日の５年ごとの応当日
保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の１．において「５年ごと応当日」といいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑵　次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約*3	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新(第24条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更(第25条)されるときは、次のとおり取り扱います。 ①　⑴－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ②　⑴－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、⑴の規定を適用します。
⑶　次の事業年度中に契約成立日*4および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、一時金または給付金の支払いにより消滅する保険契約	一時金または給付金とともにその受取人に支払います。
⑷　次の事業年度中に契約成立日*4からその日を含めて２年および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、⑵および⑶以外の事由により消滅する保険契約*5	保険契約者に支払います。

2．会社は、本条の１．の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

3．保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第５条（一時金・給付金の支払時期）の１．の規定を準用します。

17　その他

第40条　被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第41条　保険契約者の住所の変更

1．保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。

2．保険契約者が本条の１．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第42条　法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更

1．会社は、この保険契約の介護一時金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由(第７条)にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由

第39条　補足説明

＊３　保険期間が満了する保険契約

第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第39条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

＊４　契約成立日

次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　保険契約が更新されたときは、更新日とします。

⑵　保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

＊５　消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第42条　補足説明

＊１　変更日

支払事由または保険料の払込免除事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第１条）の応当日（年単位）をいいます。

を変更することがあります。

⑴　法令等の改正による公的介護保険制度等の改正 ⑵　介護に関する技術または環境の変化*2

2．この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由を変更するときは、変更日*1の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

3．本条の２．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の２週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

⑴　この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法 ⑵　変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第27条）する方法

4．本条の３．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の３．－⑴の方法を指定されたものとみなします。

第43条　時効

一時金・給付金（第２条）、保険料の払込免除（第７条）、返戻金（第28条）または社員配当金（第39条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第44条　管轄裁判所

1．この保険契約における介護一時金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または介護一時金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

2．この保険契約における死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の１．の規定を準用します。

18　特則について

第45条　特別条件を付ける場合の特則

1．被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴から⑶のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。

⑴　割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

⑵　一時金の削減支払
契約成立日（第１条）から会社の定める削減期間中に被保険者が一時金の支払事由（第２条）に該当し、一時金を支払うべきときは、一時金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表７★）によって支払事由に該当したときは、一時金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度／削減期間	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶　特定高度障害状態についての不担保
疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第７条）しません。ただし、感染症（別表７★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

2．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

第42条　補足説明

＊２　介護に関する技術または環境の変化
公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第44条　補足説明

＊１　介護一時金受取人
介護一時金受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

＊２　同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第45条　補足説明

＊１　会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

＊２　特定高度障害状態
高度障害状態（別表４★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

⑴　この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第16条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

⑵　この保険契約の更新（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
①　割増保険料の払込み	第24条（保険契約の更新）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
②　一時金の削減支払	ア．削減期間中は、第24条（保険契約の更新）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた一時金の削減支払の条件は適用されません。
③　特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア．更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

⑶　保険期間が終身の保険契約への変更（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
①　割増保険料の払込み	第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
②　一時金の削減支払	ア．削減期間中は、第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた一時金の削減支払の条件は適用されません。
③　特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア．変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

⑷　割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表４（P.320参照）、別表７（P.322参照）

第46条　被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　この保険契約の保険料払込期間中に介護一時金が支払われるべきときは、次のとおり取り扱います。

第45条　補足説明

＊３　変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の５年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）(2012)契約をいいます。

第46条　補足説明

＊１　被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項　目	内　容
介護一時金の支払事由が生じ、支払うべき介護一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	介護一時金受取人が被保険者の場合には、支払うべき介護一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

⑵　この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

①　第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の１．中、「保険契約者（介護一時金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（介護一時金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。

②　第39条（社員配当金の割当ておよび支払い）の１．－⑴－②を次のとおり読み替えます。

②　①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

③　第39条（社員配当金の割当ておよび支払い）の１．－⑶の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

別表１　公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法(平成９年12月17日　法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

別表２　要介護３以上の状態

要介護３以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年４月30日　厚生省令第58号)第１条第１項に定める要介護３から要介護５までのいずれかの状態をいいます。

別表３　要介護１または２の状態

要介護１または２の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年４月30日　厚生省令第58号)第１条第１項に定める要介護１または要介護２の状態をいいます。

別表４　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場

合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴ 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵ 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴ 手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表５　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

１．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの

２．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息

３．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息

４．入浴中の溺水

５．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇

６．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎

７．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎

８．細菌性食中毒ならびにアレルギー性･食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎

９．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの

10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表６　一時金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．介護一時金の支払い	⑴　介護一時金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　被保険者が公的介護保険制度（別表１）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 ⑷　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑸　介護一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑹　介護一時金の受取人の印鑑証明書 ⑺　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．死亡給付金の支払い	⑴　死亡給付金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　死亡給付金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
３．保険料の払込免除	⑴　保険料払込免除請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書、第７条（保険料の払込免除）の１．に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表５）であることを証明する書類、第7条（保険料の払込免除）の１．に定める要介護１または２の状態による保険料の払込免除についてはさらに、被保険者が公的介護保険制度（別表１）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 ⑶　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　一時金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 ⑶　１．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表７　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険(返戻金なし型)普通保険約款目次

この保険の特色……324

1　保障の開始について
第１条　責任開始の時……324

2　年金等の支払いについて
第２条　年金・給付金の支払い……324
第３条　免責事由……326

3　年金等の支払請求手続について
第４条　年金・給付金の支払請求手続……327
第５条　年金・給付金の支払時期……327

4　死亡給付金の支払方法の選択について
第６条　死亡給付金の支払方法の選択……328

5　保険料の払込免除について
第７条　保険料の払込免除……329
第８条　保険料の払込免除の免責事由……330

6　保険料の払込免除の請求手続について
第９条　保険料の払込免除の請求手続……331

7　保険料払込期間中の被保険者の死亡について
第10条　保険料払込期間中の被保険者の死亡……331

8　保険料の払込みについて
第11条　保険料の払込み……331
第12条　保険料の払込方法（経路）……331
第13条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……332
第14条　保険料の前納および予納……332

9　失効と復活について
第15条　保険契約の失効……333
第16条　保険契約の復活……333

10　取消しと無効について
第17条　詐欺による取消し……333
第18条　不法取得目的による無効……333

11　告知義務と解除について
第19条　告知義務……334
第20条　告知義務違反による解除……334
第21条　告知義務違反による解除ができないとき……334
第22条　重大事由による解除……335

12　契約内容の変更および更新等について
第23条　保険料払込方法の変更……336
第24条　保険契約の更新……336
第25条　保険期間が終身の保険契約への変更……337
第26条　認知症介護年金額の減額……339

13　解約等について
第27条　保険契約の解約……339
第28条　返戻金……339
第29条　保険料の未経過分に相当する返還金……339
第30条　年金または給付金の受取人による保険契約の存続……340

14　年金等の受取人および保険契約者について
第31条　会社への通知による年金または給付金の受取人の変更……340
第32条　遺言による年金または給付金の受取人の変更……340
第33条　年金または給付金の受取人の死亡……341
第34条　保険契約者の権利義務の承継……341
第35条　保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者……341

15　契約年齢の計算等について
第36条　契約年齢の計算……341
第37条　契約年齢の誤りの処理……341
第38条　性別の誤りの処理……342

16　社員配当金（保険契約者への配当）について
第39条　社員配当金の割当ておよび支払い……342

17　その他
第40条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……343
第41条　保険契約者の住所の変更……344
第42条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更……344
第43条　時効……344
第44条　管轄裁判所……344

18　特則について
第45条　特別条件を付ける場合の特則……344
第46条　被指定契約がある場合の特則……346

別表１　特定認知症……347
別表２　公的介護保険制度……347
別表３　要介護１以上の状態……347
別表４　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……348
別表５　対象となる不慮の事故……349
別表６　年金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……349
別表７　感染症……350

5年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）普通保険約款

（実施　2016.4.4 ／改正　2020.7.2）

この保険の特色	
目的・内容	所定の認知症による公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
年金等の種類	⑴　認知症介護年金 ⑵　死亡給付金
配当タイプ	５年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1　保障の開始について

第１条　責任開始の時

１．この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
⑵　会社が、第１回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ②　第１回保険料相当額を受け取った時

２．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第36条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

３．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名または名称
⑶　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷　受取人の氏名または名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険給付の額
⑻　保険料およびその払込方法
⑼　契約成立日
⑽　保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2　年金等の支払いについて

第２条　年金・給付金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、年金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（年金等を支払う場合）	金　額	受取人
認知症介護年金	(1)　第１回認知症介護年金 責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たしたとき ①　被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、特定認知症（別表１★）（以下「特定認知症」といいます。）に該当していること ②　被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表２★）に基づく要介護１以上の状態（別表３★）（以下「要介護１以上の状態」といいます。）に該当していると認定されたこと (2)　第２回以後の認知症介護年金 第１回認知症介護年金の支払後、認知症介護年金支払期間*3中の認知症介護年金の支払日*4に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、第１回認知症介護年金の支払事由に規定する状態に該当しているとき （注）第１回認知症介護年金の支払後、認知症介護年金の支払日*4において、第１回認知症介護年金の支払事由に規定する状態から回復していたときは、認知症介護年金の支払いは中断します。なお、その後の認知症介護年金の支払日*4において、再度、第１回認知症介護年金の支払事由に規定する状態に該当したときは、認知症介護年金の支払いを再開します。	認知症介護年金額	認知症介護年金受取人
死亡給付金	次のいずれかのとき (1)　保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき（(2)に該当する場合を除きます。） （注）保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。 (2)　被保険者が、認知症介護年金支払期間*3中に死亡したとき	認知症介護年金額	死亡給付金受取人

2．年金等の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1)　全般について

項　目	内　容
第１回認知症介護年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	終身にわたり払い込む必要はありません。

(2)　認知症介護年金について

項　目	内　容
①　認知症介護年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。

第２条　補足説明

＊１　責任開始の時

第１条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊２　疾病

薬物依存Aは含みません。

A：平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号Ｆ11.2、Ｆ12.2、Ｆ13.2、Ｆ14.2、Ｆ15.2、Ｆ16.2、Ｆ18.2、Ｆ19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊３　認知症介護年金支払期間

第１回認知症介護年金を支払う場合の支払事由発生日以後終身にわたる期間をいいます。

＊４　認知症介護年金の支払日

認知症介護年金の支払日は、次のとおりとします。

項　目	内　容
(1)　第１回認知症介護年金の支払日	第１回認知症介護年金の支払事由が生じた日
(2)　第２回以後の認知症介護年金の支払日	(1)に規定する第１回認知症介護年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年のその日の応当日

項　目	内　容
②　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として、認知症介護年金の支払事由に規定する状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア．この保険契約の締結の際*5に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③　認知症介護年金の支払事由が生じ、支払うべき認知症介護年金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	認知症介護年金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき認知症介護年金を死亡給付金受取人に支払います。

⑶　死亡給付金について

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表１（P.347参照）、別表２（P.347参照）、別表３（P.347参照）

第３条　免責事由

１．支払事由（第２条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金または給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても年金等を支払わない場合）
認知症介護年金	被保険者が、次のいずれかによって認知症介護年金の支払事由に規定する状態になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　認知症介護年金受取人の故意または重大な過失 ⑷　被保険者の犯罪行為 ⑸　戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　死亡給付金受取人の故意 ⑶　責任開始の日*1からその日を含めて３年以内の自殺 ⑷　この保険契約の復活（第16条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 ⑸　戦争その他の変乱

２．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第２条　補足説明

＊５　この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第３条　補足説明

＊１　責任開始の日
第１条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

項　目	内　容
⑴　認知症介護年金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を認知症介護年金の支払事由に規定する状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を認知症介護年金の支払事由に規定する状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑵　死亡給付金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑶　「戦争その他の変乱」によって認知症介護年金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、認知症介護年金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
⑷　免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金*2を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第３条　補足説明

＊２　責任準備金
認知症介護年金の金額を限度とします。

3　年金等の支払請求手続について

第４条　年金・給付金の支払請求手続

1．年金または給付金の支払事由（第２条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．年金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表６★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3．この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表６★）
⑵　次のいずれかの書類
①　死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表６（P.349参照）

第４条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

第５条　年金・給付金の支払時期

1．会社は、必要書類（別表６★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、会社の本社で年金または給付金を支払います。

2．会社は、年金または給付金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から年金または給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の１．の規定にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表６★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴　年金または給付金の支払事由（第２条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
⑵　年金または給付金支払いの免責事由（第３条）に該当する可能性がある場合	年金または給付金の支払事由が発生した原因
⑶　告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第22条（重大事由による解除）の１．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金・給付金請求時までにおける事実

3．本条の２．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の１．および２．にかかわらず、年金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表６★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

⑴　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180日
⑵　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　180日
⑶　本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　180日
⑷　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　　180日

4．本条の２．および３．の確認を行うときは、会社は、年金または給付金の受取人（年金または給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金または給付金を支払いません。

★別表６（P.349参照）

4　死亡給付金の支払方法の選択について

第６条　死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

第５条　補足説明

＊１　⑴から⑷に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

＊２　⑴から⑷に定める日数
⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

＊３　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第６条　補足説明

＊１　死亡給付金
死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

5 保険料の払込免除について

第７条 保険料の払込免除

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第８条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表４★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表５★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表４★）になったとき
要介護１以上の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病によって保険料払込期間中に要介護１以上の状態に該当していると認定されたとき

２．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ①　その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表４★）になったとき ②　その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表５★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表４★）になったとき
⑵　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表４★）になったときまたは「要介護１以上の状態」になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ①　この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ②　その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第７条 補足説明

＊１　責任開始の時
第１条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊２　責任開始の時以後の原因
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊３　この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項　目	内　容
⑶　保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の１．に規定する払込期月中の契約成立日（第１条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表４（P.348参照）、別表５（P.349参照）

第８条　保険料の払込免除の免責事由

１．保険料の払込免除事由（第７条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
保険料の払込免除高度障害状態による	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表４★）になったとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　被保険者の故意 ⑶　被保険者の自殺行為 ⑷　被保険者の犯罪行為 ⑸　戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表４★）になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　地震、噴火または津波 ⑼　戦争その他の変乱
要介護１以上の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって要介護１以上の状態になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　戦争その他の変乱

２．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表４（P.348参照）

6 保険料の払込免除の請求手続について

第9条 保険料の払込免除の請求手続

1．保険料の払込免除事由（第７条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表６★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第５条（年金・給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表６（P.349参照）

7 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第10条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1．保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2．本条の１．の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴ 年払	契約成立日（第１条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵ 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	
⑶ 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

2．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴ 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
⑵ 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑶ 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑷ 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
⑸ 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
⑹ 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

第11条 補足説明

＊１ 契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２ 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

第12条 補足説明

＊１ 会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２ 所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項　目	内　容
⑴　本条の１．－⑴の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	①　保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ②　月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
⑵　本条の１．－⑴から⑷の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	①　保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ②　変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

１．保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第１条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（第１回認知症介護年金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

⑴　この保険契約が消滅したとき ⑵　保険料の払込みが不要となったとき

２．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに、年金もしくは給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　第１回認知症介護年金または死亡給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
⑵　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第14条　保険料の前納および予納

１．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
⑴　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。

第14条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

項　目	内　容
⑵　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

2．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

⑴　第1回認知症介護年金を支払う場合には、その受取人に支払います。
⑵　⑴以外の場合には、保険契約者に支払います。

9　失効と復活について

第15条　保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条　保険契約の復活

1．保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。
2．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。
3．この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

10　取消しと無効について

第17条　詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条　不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

⑴　年金または給付金を不法に取得する目的
⑵　他人に年金または給付金を不法に取得させる目的

第16条　補足説明

＊1　保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

11 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金もしくは給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、年金もしくは給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 年金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでに年金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、認知症介護年金受取人または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者、認知症介護年金受取人または死亡給付金受取人に通知します。

⑴ 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵ ⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条 告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴ この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵ 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶ 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷ 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸ 責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に年金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じないで、その期間を経過したとき

第21条 補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　責任開始の日
第１条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

2．本条の１．－⑵および⑶の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第22条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または年金もしくは給付金の受取人が年金*1を詐取する目的もしくは他人に年金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　年金*1の請求に関し、年金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または年金もしくは給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、年金もしくは給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　年金または給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに年金または給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。
4．重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5．本条の４．の規定にかかわらず、本条の１．－⑷の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の４．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第22条　補足説明

＊１　年金
この保険契約の年金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

＊２　給付金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

12 契約内容の変更および更新等について

第23条 保険料払込方法の変更

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第２回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。

2．保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条 保険契約の更新

1．この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の２週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴ この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵ 更新日*1における被保険者の年齢（第36条）が79歳以下であること
⑶ 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2．この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴ 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵ 更新後契約の第１回保険料の払込み	① 第１回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の１．および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
⑶ 更新後契約の認知症介護年金額	更新前契約の保険期間満了日の認知症介護年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の認知症介護年金額を変更して更新することができます。
⑷ 更新後契約の保険期間および保険料払込期間	① 更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② 更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③ ①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。

第24条 補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日
本条において「更新日」といいます。

項　目	内　容
⑸　この保険契約が更新されたとき	①　年金・給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③　この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
⑺　更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑹の規定を準用します。ただし、更新後の認知症介護年金額について、更新前契約の保険期間満了日の認知症介護年金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条　保険期間が終身の保険契約への変更

１．第24条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の５年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険(返戻金なし型)契約に変更することができます。

⑴　この保険契約の保険料の払込みが免除（第７条）されていないこと
⑵　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑶　変更日*1における被保険者の年齢（第36条）が75歳以下であること

２．保険期間が終身の５年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険(返戻金なし型)契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後契約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

第25条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日
本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

＊２　変更後契約
保険期間が終身の保険契約に変更された場合の５年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険(返戻金なし型)契約をいいます。

項　目	内　容
⑵　変更後契約*2の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の１．および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後契約*2の年金または給付金の支払事由（第２条） イ．変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第７条） ウ．変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
⑶　変更後契約*2の認知症介護年金額	変更前契約の保険期間満了日*3の認知症介護年金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の認知症介護年金額を変更することができます。
⑷　変更後契約*2に変更されたとき	①　変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　年金・給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④　変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤　変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑸　変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第１条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
⑹　変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑷－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑸の規定を準用します。ただし、変更後の認知症介護年金額について、変更前契約の保険期間満了日*3の認知症介護年金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条　補足説明

＊３　保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第26条　認知症介護年金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって認知症介護年金額を減額★することができます。ただし、第１回認知症介護年金の支払以後または保険料の払込免除（第７条）以後*1は減額できません。また、会社は、減額後の認知症介護年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．認知症介護年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

(1)　減額分を解約（第27条）されたものとして取り扱います。
(2)　将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
(3)　認知症介護年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

13　解約等について

第27条　保険契約の解約

1．保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、第１回認知症介護年金の支払以後または保険料の払込免除（第７条）以後*1は解約できません。

2．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第28条　返戻金

1．この保険契約には返戻金はありません。

2．本条の１．の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（認知症介護年金額）と同額とします。

(1)　保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
(2)　保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3．返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第29条　保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第１回認知症介護年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除（第７条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

(1)　給付金の支払事由（第２条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
(2)　告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
(3)　減額（第26条）または解約（第27条）されたとき

第26条　補足説明

＊１　保険料の払込免除(第７条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第27条　補足説明

＊１　保険料の払込免除(第７条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第29条　補足説明

＊１　消滅

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊２　保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

第30条　年金または給付金の受取人による保険契約の存続

1．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

2．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす年金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

⑴　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
⑵　保険契約者と異なる者であること

3．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、年金または給付金の支払事由（第２条）が生じ、会社が年金または給付金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　認知症介護年金の支払事由が生じたとき	①　支払うべき第１回認知症介護年金の金額が本条の２．の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払い、その残額を認知症介護年金受取人に支払います。 ②　支払うべき第１回認知症介護年金の金額が本条の２．の金額を下回る場合には、第１回年金の支払事由発生時における責任準備金の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払います。さらに、その残額があるときは、第２条（年金・給付金の支払い）に定める第１回認知症介護年金額を会社の定める方法により再計算のうえ、支払うべき年金を認知症介護年金受取人に支払います。
⑵　死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払い、その残額を死亡給付金受取人に支払います。

14　年金等の受取人および保険契約者について

第31条　会社への通知による年金または給付金の受取人の変更

1．保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第２条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、認知症介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。

2．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の年金または給付金の受取人に年金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から年金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第32条　遺言による年金または給付金の受取人の変更

1．第31条（会社への通知による年金または給付金の受取人の変更）の１．に定めるほか、保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第２条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、認知症介護年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。

第30条　補足説明

＊1　会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

2．本条の１．の年金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3．本条の１．および２．による年金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第33条　年金または給付金の受取人の死亡

1．年金または給付金の受取人が年金または給付金の支払事由（第２条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2．本条の１．の規定により年金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3．本条の１．および２．により年金または給付金の受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第34条　保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、第１回認知症介護年金の支払事由（第２条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2．第１回認知症介護年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、認知症介護年金受取人に承継されます。
3．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条　保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4．死亡給付金について、受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。認知症介護年金についても同様とします。

15　契約年齢の計算等について

第36条　契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下のものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。
2．被保険者の契約後の年齢は、本条の１．に規定する契約年齢に契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに１歳加えて計算します。

第37条　契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第36条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第１条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または認知症介護年金額を調整して処理します。

第36条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第38条　性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または認知症介護年金額を調整して処理します。

16　社員配当金（保険契約者への配当）について

第39条　社員配当金の割当ておよび支払い

1．第１回認知症介護年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑸の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑷に該当する保険契約については、⑶に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴　次の事業年度中に契約成立日*1（第１条）の５年ごとの応当日*2が到来する保険契約	①　その５年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その５年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ②　①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．第１回認知症介護年金または死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ．保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
⑵　次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約*3	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第24条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更(第25条)されるときは、次のとおり取り扱います。 ①　⑴－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ②　⑴－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、⑴の規定を適用します。
⑶　次の事業年度中に契約成立日*4および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	①　死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ②　①以外の場合は、保険契約者に支払います。

第39条　補足説明

＊１　契約成立日

次の⑴から⑶のとおり取り扱います。

⑴　保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。

⑵　保険契約が更新されたときは、更新日とします。

⑶　保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

＊２　契約成立日の５年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の１．において「５年ごと応当日」といいます。

＊３　保険期間が満了する保険契約

第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第36条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

＊４　契約成立日

次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　保険契約が更新されたときは、更新日とします。

⑵　保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑷　次の事業年度中に契約成立日*4からその日を含めて２年および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、⑵または⑶以外の事由により消滅する保険契約*5	保険契約者に支払います。
⑸　次の事業年度中に契約成立日*4および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して第１回認知症介護年金を支払う保険契約	第１回認知症介護年金とともにその受取人に支払います。

２．第１回認知症介護年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑶の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑶に該当する保険契約については、⑵に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴　次の事業年度中に第１回認知症介護年金の支払日の５年ごとの応当日*6が到来する保険契約	①　その５年ごと応当日*6から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ②　①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、認知症介護年金受取人に支払います。 ウ．認知症介護年金受取人から請求があったときは、認知症介護年金受取人に支払います。
⑵　次の事業年度中に第１回認知症介護年金の支払日および直前の５年ごと応当日*6からその日を含めて１年を経過して、死亡給付金の支払いにより消滅する保険契約	死亡給付金とともにその受取人に支払います。
⑶　次の事業年度中に第１回認知症介護年金の支払日および直前の５年ごと応当日*6からその日を含めて１年を経過して、⑵以外の事由により消滅する保険契約	認知症介護年金受取人に支払います。

３．会社は、本条の１．および２．の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

４．保険契約者または認知症介護年金受取人からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第５条（年金・給付金の支払時期）の１．の規定を準用します。

17　その他

第40条　被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第39条　補足説明

＊５　消滅する保険契約
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊６　第１回認知症介護年金の支払日の５年ごとの応当日
本条の２．において「５年ごと応当日」といいます。

第41条　保険契約者の住所の変更

1．保険契約者*1は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2．保険契約者*1が本条の1．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者*1に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第41条　補足説明

＊1　保険契約者
認知症介護年金支払期間A中は、認知症介護年金受取人とします。
A：第1回認知症介護年金を支払う場合の支払事由発生日以後終身にわたる期間をいいます。

第42条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1．会社は、この保険契約の認知症介護年金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由を変更することがあります。

(1)　法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
(2)　介護に関する技術または環境の変化*2

2．この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3．本条の2．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

(1)　この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法
(2)　変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第27条）する方法

4．本条の3．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3．－(1)の方法を指定されたものとみなします。

第42条　補足説明

＊1　変更日
支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

＊2　介護に関する技術または環境の変化
公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第43条　時効

年金・給付金（第2条）、保険料の払込免除（第7条）、返戻金（第28条）または社員配当金（第39条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第44条　管轄裁判所

1．この保険契約における認知症介護年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または認知症介護年金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2．この保険契約における死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1．の規定を準用します。

第44条　補足説明

＊1　認知症介護年金受取人
認知症介護年金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

＊2　同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

18　特則について

第45条　特別条件を付ける場合の特則

1．被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の(1)から(3)のうち1つまたは2つ以上の特別条件を付けることがあります。
(1)　割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
(2)　認知症介護年金または死亡給付金の削減支払
①　契約成立日（第1条）から会社の定める削減期間中に被保険者が認知症介護年金または死亡給付金の支払事由（第2条）に該当したときは、次

第45条　補足説明

＊1　会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

のとおり取り扱います。

ア．認知症介護年金を支払うべきときは、認知症介護年金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

イ．死亡給付金を支払うべきときは、死亡給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表７★）によって支払事由に該当したときは、認知症介護年金または死亡給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度／削減期間	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶ 特定高度障害状態についての不担保

疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第７条）しません。ただし、感染症（別表７★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

２．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴ この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第16条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

⑵ この保険契約の更新（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条（保険契約の更新）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 認知症介護年金または死亡給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第24条（保険契約の更新）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた認知症介護年金または死亡給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア．更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

⑶ 保険期間が終身の保険契約への変更（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 認知症介護年金の削減支払	ア．削減期間中は、第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた認知症介護年金の削減支払の条件は適用されません。

第45条 補足説明

＊２ 特定高度障害状態

高度障害状態（別表４★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

＊３ 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の５年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）契約をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
③　特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア．変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

⑷　割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表４（P.348参照）、別表７（P.350参照）

第46条　被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　この保険契約の保険料払込期間中に認知症介護年金が支払われるべきときは、第２条（年金・給付金の支払い）の２．－⑵－③を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
③　認知症介護年金の支払事由が生じ、支払うべき認知症介護年金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	認知症介護年金受取人が被保険者の場合には、支払うべき認知症介護年金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

⑵　この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

①　第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の１．中、「保険契約者（第１回認知症介護年金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（第１回認知症介護年金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。

②　第39条（社員配当金の割当ておよび支払い）の１．－⑴－②を次のとおり読み替えます。

②　①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

③　第39条（社員配当金の割当ておよび支払い）の１．－⑶の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第46条　補足説明

＊１　被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表１　特定認知症

特定認知症とは、次のすべてに該当している場合をいいます。

１．器質性認知症と診断確定されていること（注）

２．「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成５年10月26日　老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）」に基づく対象者の認知症の程度が「Ⅲ」、「Ⅳ」または「M」のいずれかであると医師の資格をもつ者によって判定されていること

注

１．「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の⑴、⑵のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者によって診断確定された場合をいいます。

⑴　脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

⑵　正常に成熟した脳が、⑴による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

なお、器質性認知症の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

①　画像所見による診断確定 ②　画像検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

２．１．の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

⑴　「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
他に分類されるその他の疾患の認知症（F02）のうち、	
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス[ＨＩＶ]病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症(外傷性脳損傷を原因とした認知症を含む。)	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち、	
せん妄、認知症に重なったもの	F 05.1
アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害（F10）のうち、	
残遺性および遅発性の精神病性障害（アルコール性認知症に限る。）	F 10.7

2003 年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に器質性認知症に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

⑵　「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表２　公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法(平成９年12月17日　法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

別表３　要介護１以上の状態

要介護１以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年４月30日厚生省令第58号)第１条第１項に定める要介護１から要介護５までのいずれかの状態をいいます。

別表４　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。
⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表５　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。
１．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
２．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
３．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．入浴中の溺水
５．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの(高山病・潜水病・潜函病を含みます。)、乗り物酔いならびに飢餓・渇
６．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
７．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
８．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
９．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表６　年金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．認知症介護年金の支払い	⑴ 認知症介護年金支払請求書 ⑵ 会社所定の様式による医師の診断書 ⑶ 被保険者が公的介護保険制度(別表２)に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 ⑷ 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑸ 認知症介護年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑹ 認知症介護年金の受取人の印鑑証明書 ⑺ 最終の保険料の払込みを証明する書類（第１回認知症介護年金の場合）

項　目	必要書類
2．死亡給付金の支払い	⑴　死亡給付金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　死亡給付金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
3．保険料の払込免除	⑴　保険料払込免除請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書、第７条（保険料の払込免除）の１．に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表５）であることを証明する書類、第７条（保険料の払込免除）の１．に定める要介護１以上の状態による保険料の払込免除についてはさらに、被保険者が公的介護保険制度(別表２)に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 ⑶　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　年金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 ⑶　１．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表７　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険(返戻金なし型)普通保険約款目次

この保険の特色……352

1　保障の開始について
第１条　責任開始の時……352

2　一時金等の支払いについて
第２条　一時金・給付金の支払い……352
第３条　免責事由……354

3　一時金等の支払請求手続について
第４条　一時金・給付金の支払請求手続……354
第５条　一時金・給付金の支払時期……355

4　一時金等の支払方法の選択について
第６条　認知症介護一時金または死亡給付金の支払方法の選択……356

5　保険料の払込免除について
第７条　保険料の払込免除……356
第８条　保険料の払込免除の免責事由……357

6　保険料の払込免除の請求手続について
第９条　保険料の払込免除の請求手続……358

7　保険料払込期間中の被保険者の死亡について
第10条　保険料払込期間中の被保険者の死亡……358

8　保険料の払込みについて
第11条　保険料の払込み……358
第12条　保険料の払込方法（経路）……359
第13条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……359
第14条　保険料の前納および予納……360

9　失効と復活について
第15条　保険契約の失効……360
第16条　保険契約の復活……360

10　取消しと無効について
第17条　詐欺による取消し……361
第18条　不法取得目的による無効……361

11　告知義務と解除について
第19条　告知義務……361
第20条　告知義務違反による解除……361
第21条　告知義務違反による解除ができないとき……362
第22条　重大事由による解除……362

12　契約内容の変更および更新等について
第23条　保険料払込方法の変更……363
第24条　保険契約の更新……364
第25条　保険期間が終身の保険契約への変更……365
第26条　認知症介護一時金額の減額……366

13　解約等について
第27条　保険契約の解約……367
第28条　返戻金……367
第29条　保険料の未経過分に相当する返還金……367
第30条　一時金または給付金の受取人による保険契約の存続……367

14　一時金等の受取人および保険契約者について
第31条　会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更……368
第32条　遺言による一時金または給付金の受取人の変更……368
第33条　一時金または給付金の受取人の死亡……368
第34条　保険契約者の権利義務の承継……368
第35条　保険契約者の代表者および一時金または給付金の受取人の代表者……368

15　契約年齢の計算等について
第36条　契約年齢の計算……369
第37条　契約年齢の誤りの処理……369
第38条　性別の誤りの処理……369

16　社員配当金（保険契約者への配当）について
第39条　社員配当金の割当ておよび支払い……369

17　その他
第40条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……370
第41条　保険契約者の住所の変更……370
第42条　法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更……370
第43条　時効……371
第44条　管轄裁判所……371

18　特則について
第45条　特別条件を付ける場合の特則……371
第46条　被指定契約がある場合の特則……372

別表１　特定認知症……374
別表２　公的介護保険制度……374
別表３　要介護１以上の状態……374
別表４　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……375
別表５　対象となる不慮の事故……376
別表６　一時金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……376
別表７　感染症……377

5年ごと利差配当付認知症介護一時金保険(返戻金なし型)普通保険約款

(実施　2016.4.4 ／改正　2020.7.2)

この保険の特色	
目的・内容	所定の認知症による公的介護保険制度における要介護状態に対する保障
一時金等の種類	⑴　認知症介護一時金 ⑵　死亡給付金
配当タイプ	５年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1　保障の開始について

第１条　責任開始の時

１．この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
⑵　会社が、第１回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ②　第１回保険料相当額を受け取った時

２．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第36条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

３．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名または名称
⑶　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷　受取人の氏名または名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険給付の額
⑻　保険料およびその払込方法
⑼　契約成立日
⑽　保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2　一時金等の支払いについて

第２条　一時金・給付金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、一時金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して一時金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（一時金等を支払う場合）	金　額	受取人
認知症介護一時金	責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たしたとき ⑴　被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、特定認知症（別表1★）（以下「特定認知症」といいます。）に該当していること ⑵　被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表2★）に基づく要介護1以上の状態（別表3★）（以下「要介護1以上の状態」といいます。）に該当していると認定されたこと	認知症介護一時金額	認知症介護一時金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき （注）　保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	認知症介護一時金額の10%	死亡給付金受取人

2．一時金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　認知症介護一時金について

項　目	内　容
①　認知症介護一時金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
②　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として、認知症介護一時金の支払事由に規定する状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア．この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
③　認知症介護一時金を支払ったとき	この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
④　死亡給付金を支払ったとき	その後に認知症介護一時金の支払請求を受けても、認知症介護一時金は支払いません。

⑵　死亡給付金について

項　目	内　容
①　被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。
②　死亡給付金の支払前に認知症介護一時金の支払請求を受け、認知症介護一時金が支払われるとき	死亡給付金は支払いません。

★別表1（P.374参照）、別表2（P.374参照）、別表3（P.374参照）

第2条　補足説明

＊1　責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊2　疾病

薬物依存Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊3　この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第３条　免責事由

1．支払事由（第２条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、一時金または給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても一時金等を支払わない場合）
認知症介護一時金	被保険者が、次のいずれかによって認知症介護一時金の支払事由に規定する状態になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　死亡給付金受取人の故意 ⑶　この保険契約の復活（第16条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 ⑷　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　死亡給付金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑵　「戦争その他の変乱」によって認知症介護一時金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、認知症介護一時金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
⑶　免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第３条　補足説明

＊１　責任準備金
認知症介護一時金額の10%の金額を限度とします。

3　一時金等の支払請求手続について

第４条　一時金・給付金の支払請求手続

1．一時金または給付金の支払事由（第２条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．一時金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表６★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

3．この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

第４条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

必要書類
⑴　死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表６★）
⑵　次のいずれかの書類
①　死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表６（P.376参照）

第５条　一時金・給付金の支払時期

１．会社は、必要書類（別表６★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、会社の本社で一時金または給付金を支払います。

２．会社は、一時金または給付金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から一時金または給付金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の１．の規定にかかわらず、一時金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表６★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴　一時金または給付金の支払事由（第２条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
⑵　一時金または給付金支払いの免責事由（第３条）に該当する可能性がある場合	一時金または給付金の支払事由が発生した原因
⑶　告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第22条（重大事由による解除）の１．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは一時金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から一時金・給付金請求時までにおける事実

３．本条の２．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の１．および２．にかかわらず、一時金または給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表６★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

⑴　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180日
⑵　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　180日
⑶　本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　180日
⑷　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　180日

４．本条の２．および３．の確認を行うときは、会社は、一時金または給付金の受取人（一時金または給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。

５．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受

第５条　補足説明

＊１　⑴から⑷に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

＊２　⑴から⑷に定める日数

⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は一時金または給付金を支払いません。

★別表6（P.376参照）

4 一時金等の支払方法の選択について

第6条 認知症介護一時金または死亡給付金の支払方法の選択

認知症介護一時金または死亡給付金が支払われるときは、その受取人は、会社の取扱いの範囲内で、認知症介護一時金または死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4★）になったとき
要介護1以上の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病によって保険料払込期間中に要介護1以上の状態に該当していると認定されたとき

2．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表5★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったとき

第5条 補足説明

＊3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第6条 補足説明

＊1 認知症介護一時金または死亡給付金

認知症介護一時金または死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第7条 補足説明

＊1 責任開始の時

第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊2 責任開始の時以後の原因

責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

項　目	内　容
(2)　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表４★）または「要介護１以上の状態」になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ①　この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ②　その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3)　保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の１．に規定する払込期月中の契約成立日（第１条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表４（P.375参照）、別表５（P.376参照）

第８条　保険料の払込免除の免責事由

１．保険料の払込免除事由（第７条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
保険料の払込免除　高度障害状態による	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表４★）になったとき (1)　保険契約者の故意 (2)　被保険者の故意 (3)　被保険者の自殺行為 (4)　被保険者の犯罪行為 (5)　戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表４★）になったとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)　地震、噴火または津波 (9)　戦争その他の変乱

第７条　補足説明

＊３　この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
要介護１以上の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって要介護１以上の状態になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　戦争その他の変乱

2．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表４（P.375参照）

6　保険料の払込免除の請求手続について

第９条　保険料の払込免除の請求手続

1．保険料の払込免除事由（第７条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表６★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第５条（一時金・給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表６（P.376参照）

7　保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第10条　保険料払込期間中の被保険者の死亡

1．保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2．本条の１．の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

8　保険料の払込みについて

第11条　保険料の払込み

1．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴　年払	契約成立日（第１条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵　半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	

第11条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２　翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑶　月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

２．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第12条　保険料の払込方法（経路）

１．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴　会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
⑵　会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑶　会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑷　所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
⑸　会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
⑹　会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

２．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　本条の１．－⑴の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	①　保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ②　月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
⑵　本条の１．－⑴から⑷の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	①　保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ②　変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条　補足説明

＊１　会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２　所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

１．保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第１条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（認知症介護一時金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

⑴　この保険契約が消滅したとき
⑵　保険料の払込みが不要となったとき

２．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに一時金もしくは給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第13条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項　目	内　容
⑴　一時金または給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
⑵　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条　保険料の前納および予納

1．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
⑴　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
⑵　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて３か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

2．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

⑴　認知症介護一時金を支払う場合には、その受取人に支払います。
⑵　⑴以外の場合には、保険契約者に支払います。

第14条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

9　失効と復活について

第15条　保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の１．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条　保険契約の復活

1．保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて３年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。
2．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。
3．この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、

第16条　補足説明

＊１　保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

その払込みがあった日を復活の日とします。

4．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

10 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

(1) 一時金または給付金を不法に取得する目的
(2) 他人に一時金または給付金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、一時金もしくは給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、一時金もしくは給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 一時金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2) すでに一時金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、一時金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、一時金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対し

て通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合 ⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴　この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき ⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき ⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき ⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき ⑸　責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に一時金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第22条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第21条　補足説明

＊1　保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊2　責任開始の日

第１条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、一時金もしくは給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、一時金または給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その一時金または給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　一時金または給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに一時金または給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。
4．重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5．本条の４．の規定にかかわらず、本条の１．－⑷の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の４．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12　契約内容の変更および更新等について

第23条　保険料払込方法の変更

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第２回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2．保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更すると

第22条　補足説明

＊１　一時金
この保険契約の一時金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

＊２　給付金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

きは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条　保険契約の更新

1．この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の２週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　更新日*1における被保険者の年齢（第36条）が79歳以下であること
⑶　更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2．この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後契約の保険料	①　更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後契約の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の１．および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
⑶　更新後契約の認知症介護一時金額	更新前契約の保険期間満了日の認知症介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の認知症介護一時金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後契約の保険期間および保険料払込期間	①　更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③　①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
⑸　この保険契約が更新されたとき	①　一時金・給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③　この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

第24条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日
本条において「更新日」といいます。

項　目	内　容
⑹　更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
⑺　更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑹の規定を準用します。ただし、更新後の認知症介護一時金額について、更新前契約の保険期間満了日の認知症介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条　保険期間が終身の保険契約への変更

1．第24条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の５年ごと利差配当付認知症介護一時金保険(返戻金なし型)契約に変更することができます。

⑴　この保険契約の保険料の払込みが免除（第７条）されていないこと
⑵　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑶　変更日*1における被保険者の年齢（第36条）が75歳以下であること

2．保険期間が終身の５年ごと利差配当付認知症介護一時金保険(返戻金なし型)契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後契約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
⑵　変更後契約*2の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の１．および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後契約*2の一時金または給付金の支払事由（第２条） イ．変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第７条） ウ．変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。

第25条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日
本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

＊２　変更後契約
保険期間が終身の保険契約に変更された場合の５年ごと利差配当付認知症介護一時金保険(返戻金なし型)契約をいいます。

項　目	内　容
⑶　変更後契約*2の認知症介護一時金額	変更前契約の保険期間満了日*3の認知症介護一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の認知症介護一時金額を変更することができます。
⑷　変更後契約*2に変更されたとき	①　変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　一時金・給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④　変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤　変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑸　変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第１条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
⑹　変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑷－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑸の規定を準用します。ただし、変更後の認知症介護一時金額について、変更前契約の保険期間満了日*3の認知症介護一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条　補足説明

＊３　保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第26条　認知症介護一時金額の減額

１．保険契約者は、将来に向かって認知症介護一時金額を減額★することができます。ただし、保険料の払込免除(第７条)以後*1は減額できません。また、会社は、減額後の認知症介護一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

２．認知症介護一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第27条）されたものとして取り扱います。
⑵　将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
⑶　認知症介護一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第26条　補足説明

＊１　保険料の払込免除(第７条)以後

保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

13 解約等について

第27条 保険契約の解約

1．保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、保険料の払込免除（第７条）以後*1は解約できません。

2．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第28条 返戻金

1．この保険契約には返戻金はありません。

2．本条の１．の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（認知症介護一時金額の10%の金額）と同額とします。

(1) 保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
(2) 保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3．返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第29条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第７条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、一時金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

(1) 一時金もしくは給付金の支払事由（第２条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
(2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
(3) 減額（第26条）または解約（第27条）されたとき

第30条 一時金または給付金の受取人による保険契約の存続

1．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

2．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす一時金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者と異なる者であること

3．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、一時金または給付金の支払事由（第２条）が生じ、会社が一時金または給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払います。この場合、

第27条 補足説明

＊1 保険料の払込免除(第７条)以後
保険期間が終身の保険契約の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中を除きます。

第29条 補足説明

＊1 消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊2 保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

第30条 補足説明

＊1 会社が債権者等に支払うべき金額
その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、一時金または給付金の受取人に支払います。

14 一時金等の受取人および保険契約者について

第31条 会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更

1．保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、一時金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、認知症介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金または給付金の支払事由（第２条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の受取人に一時金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から一時金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第32条 遺言による一時金または給付金の受取人の変更

1．第31条（会社への通知による一時金または給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、一時金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、認知症介護一時金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、一時金または給付金の支払事由（第２条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、受取人を変更することはできません。
2．本条の１．の一時金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3．本条の１．および２．による一時金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第33条 一時金または給付金の受取人の死亡

1．一時金または給付金の受取人が一時金または給付金の支払事由（第２条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2．本条の１．の規定により一時金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3．本条の１．および２．により一時金または給付金の受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第34条 保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条 保険契約者の代表者および一時金または給付金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4．死亡給付金について、受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。認知症介護一時金についても同様とします。

15 契約年齢の計算等について

第36条 契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下のものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。
2．被保険者の契約後の年齢は、本条の１．に規定する契約年齢に契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに１歳加えて計算します。

第37条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第36条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第１条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または認知症介護一時金額を調整して処理します。

第38条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または認知症介護一時金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第39条 社員配当金の割当ておよび支払い

1．会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑷の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑷に該当する保険契約については、⑶に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴ 次の事業年度中に契約成立日*1（第１条）の５年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その５年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その５年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．一時金または給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．一時金または給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ．保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。

第36条 補足説明

＊１ 契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第39条 補足説明

＊１ 契約成立日
次の⑴から⑶のとおり取り扱います。
⑴ 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。
⑵ 保険契約が更新されたときは、更新日とします。
⑶ 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

＊２ 契約成立日の５年ごとの応当日
保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の１．において「５年ごと応当日」といいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑵　次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約*3	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第24条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更(第25条)されるときは、次のとおり取り扱います。 ①　⑴－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ②　⑴－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、⑴の規定を適用します。
⑶　次の事業年度中に契約成立日*4および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、一時金または給付金の支払いにより消滅する保険契約	一時金または給付金とともにその受取人に支払います。
⑷　次の事業年度中に契約成立日*4からその日を含めて２年および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、⑵および⑶以外の事由により消滅する保険契約*5	保険契約者に支払います。

2．会社は、本条の１．の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

3．保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第５条（一時金・給付金の支払時期）の１．の規定を準用します。

17 その他

第40条　被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第41条　保険契約者の住所の変更

1．保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。

2．保険契約者が本条の１．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第42条　法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更

1．会社は、この保険契約の認知症介護一時金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由(第７条)にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由を変更することがあります。

第39条　補足説明

＊３　保険期間が満了する保険契約

第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第39条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

＊４　契約成立日

次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　保険契約が更新されたときは、更新日とします。

⑵　保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

＊５　消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第42条　補足説明

＊１　変更日

支払事由または保険料の払込免除事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第１条）の応当日（年単位）をいいます。

⑴　法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
⑵　介護に関する技術または環境の変化*2

2．この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由を変更するときは、変更日*1の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

3．本条の２．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の２週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

⑴　この保険契約の支払事由または保険料の払込免除事由の変更を承諾する方法
⑵　変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第27条）する方法

4．本条の３．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の３．－⑴の方法を指定されたものとみなします。

第43条　時効

一時金・給付金（第２条）、保険料の払込免除（第７条）、返戻金（第28条）または社員配当金（第39条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第44条　管轄裁判所

1．この保険契約における認知症介護一時金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または認知症介護一時金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

2．この保険契約における死亡給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の１．の規定を準用します。

18　特則について

第45条　特別条件を付ける場合の特則

1．被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴から⑶のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。

⑴　割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

⑵　認知症介護一時金の削減支払
契約成立日（第１条）から会社の定める削減期間中に被保険者が認知症介護一時金の支払事由（第２条）に該当し、認知症介護一時金を支払うべきときは、認知症介護一時金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表７★）によって支払事由に該当したときは、認知症介護一時金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度／削減期間	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶　特定高度障害状態についての不担保
疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第７条）しません。ただし、感染症（別表７★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。

2．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第16条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後

第42条　補足説明

＊２　介護に関する技術または環境の変化
公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第44条　補足説明

＊１　認知症介護一時金受取人
認知症介護一時金受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

＊２　同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第45条　補足説明

＊１　会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

＊２　特定高度障害状態
高度障害状態（別表４★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

は、この保険契約の復活は取り扱いません。

⑵ この保険契約の更新（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条（保険契約の更新）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 認知症介護一時金の削減支払	ア．削減期間中は、第24条（保険契約の更新）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた認知症介護一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア．更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

⑶ 保険期間が終身の保険契約への変更（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 認知症介護一時金の削減支払	ア．削減期間中は、第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた認知症介護一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア．変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

⑷ 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表４（P.375参照）、別表７（P.377参照）

第46条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴ この保険契約の保険料払込期間中に認知症介護一時金が支払われるべきときは、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
認知症介護一時金の支払事由が生じ、支払うべき認知症介護一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	認知症介護一時金受取人が被保険者の場合には、支払うべき認知症介護一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第45条 補足説明

＊３ 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の５年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）契約をいいます。

第46条 補足説明

＊１ 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

⑵ この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

① 第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の１．中、「保険契約者（認知症介護一時金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（認知症介護一時金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。

② 第39条（社員配当金の割当ておよび支払い）の１．－⑴－②を次のとおり読み替えます。

② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

③ 第39条（社員配当金の割当ておよび支払い）の１．－⑶の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

別表１　特定認知症

特定認知症とは、次のすべてに該当している場合をいいます。

１．器質性認知症と診断確定されていること（注）

２．「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成５年10月26日　老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）」に基づく対象者の認知症の程度が「Ⅲ」、「Ⅳ」または「M」のいずれかであると医師の資格をもつ者によって判定されていること

注

１．「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の⑴、⑵のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者によって診断確定された場合をいいます。

⑴　脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

⑵　正常に成熟した脳が、⑴による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

なお、器質性認知症の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

①　画像所見による診断確定 ②　画像検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

２．１．の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

⑴　「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
他に分類されるその他の疾患の認知症（F02）のうち、	
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス[ＨＩＶ]病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症(外傷性脳損傷を原因とした認知症を含む。)	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち、	
せん妄、認知症に重なったもの	F 05.1
アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害（F10）のうち、	
残遺性および遅発性の精神病性障害（アルコール性認知症に限る。）	F 10.7

2003 年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に器質性認知症に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

⑵　「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表２　公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法(平成９年12月17日　法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

別表３　要介護１以上の状態

要介護１以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年４月30日厚生省令第58号)第１条第１項に定める要介護１から要介護５までのいずれかの状態をいいます。

別表４　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。
⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表５　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。
１．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
２．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
３．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．入浴中の溺水
５．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの(高山病・潜水病・潜函病を含みます。)、乗り物酔いならびに飢餓・渇
６．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
７．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
８．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
９．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表６　一時金・給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．認知症介護一時金の支払い	⑴ 認知症介護一時金支払請求書 ⑵ 会社所定の様式による医師の診断書 ⑶ 被保険者が公的介護保険制度(別表２)に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 ⑷ 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑸ 認知症介護一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑹ 認知症介護一時金の受取人の印鑑証明書 ⑺ 最終の保険料の払込みを証明する書類

項　目	必要書類
2．死亡給付金の支払い	(1)　死亡給付金支払請求書 (2)　医師の死亡診断書または検案書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
3．保険料の払込免除	(1)　保険料払込免除請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書、第７条（保険料の払込免除）の１．に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表５）であることを証明する書類、第７条（保険料の払込免除）の１．に定める要介護１以上の状態による保険料の払込免除についてはさらに、被保険者が公的介護保険制度(別表２)に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (3)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　一時金・給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3)　１．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表７　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。)	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

５年ごと利差配当付軽度介護定期保険普通保険約款目次

この保険の特色……379

1　保障の開始について
第１条　責任開始の時……379

2　保険金の支払いについて
第２条　保険金の支払い……379
第３条　免責事由……381

3　保険金の支払請求手続について
第４条　保険金の支払請求手続……382
第５条　保険金の支払時期……383

4　保険金の支払方法の選択について
第６条　保険金の支払方法の選択……384

5　保険料の払込免除について
第７条　保険料の払込免除……384
第８条　保険料の払込免除の免責事由……384

6　保険料の払込免除の請求手続について
第９条　保険料の払込免除の請求手続……385

7　保険料の払込みについて
第10条　保険料の払込み……385
第11条　保険料の払込方法（経路）……386
第12条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……386
第13条　保険料の前納および予納……386

8　失効と復活について
第14条　保険契約の失効……387
第15条　保険契約の復活……387

9　取消しと無効について
第16条　詐欺による取消し……387
第17条　不法取得目的による無効……388

10　告知義務と解除について
第18条　告知義務……388
第19条　告知義務違反による解除……388
第20条　告知義務違反による解除ができないとき……388
第21条　重大事由による解除……389

11　契約内容の変更および更新等について
第22条　保険料払込方法の変更……390
第23条　保険契約の更新……390
第24条　保険期間が終身の保険契約への変更……391
第25条　保険金額の減額……393

12　解約等について
第26条　保険契約の解約……393
第27条　返戻金……393
第28条　保険料の未経過分に相当する返還金……393
第29条　保険金の受取人による保険契約の存続……393

13　保険金の受取人および保険契約者について
第30条　会社への通知による保険金の受取人の変更……394
第31条　遺言による保険金の受取人の変更……394
第32条　保険金の受取人の死亡……394
第33条　保険契約者の権利義務の承継……394
第34条　保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者……395

14　契約年齢の計算等について
第35条　契約年齢の計算……395
第36条　契約年齢の誤りの処理……395
第37条　性別の誤りの処理……395

15　社員配当金（保険契約者への配当）について
第38条　社員配当金の割当ておよび支払い……395

16　その他
第39条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……396
第40条　保険契約者の住所の変更……397
第41条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更……397
第42条　契約内容の登録……397
第43条　時効……398
第44条　管轄裁判所……398

別表１　公的介護保険制度……399
別表２　要支援２以上の状態……399
別表３　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……399
別表４　対象となる不慮の事故……400
別表５　保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……401

5年ごと利差配当付軽度介護定期保険普通保険約款

（実施　2018.10.2／改正　2020.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要支援２以上の状態、死亡、所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	⑴　軽度介護保険金 ⑵　死亡保険金 ⑶　高度障害保険金
配当タイプ	５年ごと利差配当

1　保障の開始について

第１条　責任開始の時

１．この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
⑵　会社が、第１回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第18条）を受けた時 ②　第１回保険料相当額を受け取った時

２．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第35条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

３．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名または名称
⑶　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷　受取人の氏名または名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険給付の額
⑻　保険料およびその払込方法
⑼　契約成立日
⑽　保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2　保険金の支払いについて

第２条　保険金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金を支払う場合）	金　額	受取人
軽度介護保険金	責任開始の時*1以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表１★）に基づく要支援２または要介護の状態（以下「要支援２以上の状態」といいます。）（別表２★）に該当していると認定されたとき	保険金額	受取人　軽度介護保険金
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき		受取人　死亡保険金
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表３★）になったとき		受取人　高度障害保険金

２．保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　全般について

項目	内　容
①　軽度介護保険金または高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	軽度介護保険金または高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、軽度介護保険金または高度障害保険金は支払いません。
②　軽度介護保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるとき	軽度介護保険金の支払事由が生じないで高度障害保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、軽度介護保険金は支払いません。
③　軽度介護保険金または高度障害保険金を支払ったとき	ア．この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 イ．その後に軽度介護保険金または高度障害保険金の支払請求を受けても、軽度介護保険金または高度障害保険金は支払いません。

⑵　軽度介護保険金について

項　目	内　容
①　軽度介護保険金受取人	高度障害保険金受取人と同一とします。
②　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として要支援２以上の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア．この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第18条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。

第２条　補足説明

＊１　責任開始の時

第１条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第15条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊２　疾病

薬物依存Aは含みません。

A：平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号Ｆ11.2、Ｆ12.2、Ｆ13.2、Ｆ14.2、Ｆ15.2、Ｆ16.2、Ｆ18.2、Ｆ19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊３　この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

⑶ 死亡保険金について

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

⑷ 高度障害保険金について

項　目	内　容
① 高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
② 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*4による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3★）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③ 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表3★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア．この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第18条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
④ 被保険者が、保険期間満了日に「高度障害状態（別表3★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、高度障害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、保険期間満了日に高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第23条）されたときは、更新後契約の普通保険約款の規定を適用します。 ア．保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ．その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと

★別表1（P.399参照）、別表2（P.399参照）、別表3（P.399参照）

第2条 補足説明

＊4　責任開始の時以後の原因
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

第3条　免責事由

1．支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）
軽度介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要支援2以上の状態になったとき ⑴ 保険契約者の故意または重大な過失 ⑵ 被保険者の故意または重大な過失 ⑶ 被保険者の犯罪行為 ⑷ 戦争その他の変乱
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき ⑴ 保険契約者の故意 ⑵ 死亡保険金受取人の故意 ⑶ 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 ⑷ この保険契約の復活（第15条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 ⑸ 戦争その他の変乱

第3条 補足説明

＊1　責任開始の日
第1条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

	免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表３★）になったとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　被保険者の故意 ⑶　被保険者の自殺行為 ⑷　被保険者の犯罪行為 ⑸　戦争その他の変乱

２．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　軽度介護保険金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要支援２以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要支援２以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑵　死亡保険金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑶　「戦争その他の変乱」によって保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、保険金の金額の一部または全部を支払います。
⑷　免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表３（P.399参照）

３　保険金の支払請求手続について

第４条　保険金の支払請求手続

１．保険金の支払事由（第２条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

２．保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表５★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

３．この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

第４条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

必要書類
⑴　保険金の支払請求に必要な書類（別表５★）
⑵　次のいずれかの書類
①　被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表５（P.401参照）

第５条　保険金の支払時期

１．会社は、必要書類（別表５★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。

２．会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の１．の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表５★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴　保険金の支払事由（第２条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
⑵　保険金支払いの免責事由（第３条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
⑶　告知義務違反（第19条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由（第21条）、詐欺（第16条）または不法取得目的（第17条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第21条（重大事由による解除）の１．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

３．本条の２．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の１．および２．にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表５★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

⑴　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180日
⑵　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　180日
⑶　本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　180日
⑷　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　180日

４．本条の２．および３．の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。

５．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

第５条　補足説明

＊１　⑴から⑷に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

＊２　⑴から⑷に定める日数
⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

＊３　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

★別表5（P.401参照）

4 保険金の支払方法の選択について

第6条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、その受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

第6条 補足説明

＊1 保険金
保険金とともに支払われる金銭を含みます。

5 保険料の払込免除について

第7条 保険料の払込免除

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第8条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
払込免除による保険料の身体障害の状態	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表3★）になったとき

2．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表4★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表3★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1．に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表3（P.399参照）、別表4（P.400参照）

第8条 保険料の払込免除の免責事由

1．保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第7条 補足説明

＊1 責任開始の時
第1条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第15条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表３★）になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　地震、噴火または津波 ⑼　戦争その他の変乱

２．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表３（P.399参照）

6　保険料の払込免除の請求手続について

第９条　保険料の払込免除の請求手続

１．保険料の払込免除事由（第７条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
２．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表５★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
３．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第５条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表５（P.401参照）

7　保険料の払込みについて

第10条　保険料の払込み

１．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴　年払	契約成立日（第１条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵　半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	
⑶　月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

２．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第10条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２　翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

第11条　保険料の払込方法（経路）

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

(1)　会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
(2)　会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(3)　会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
(4)　所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
(5)　会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
(6)　会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　本条の１．－(1)の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	①　保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ②　月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2)　本条の１．－(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	①　保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ②　変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第11条　補足説明

＊１　会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２　所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1．保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第１条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

(1)　この保険契約が消滅したとき
(2)　保険料の払込みが不要となったとき

2．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2)　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第12条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第13条　保険料の前納および予納

1．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
⑴　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
⑵　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて３か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

２．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

⑴　保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
⑵　⑴以外の場合には、保険契約者に支払います。

8　失効と復活について

第14条　保険契約の失効

１．保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の１．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
２．本条の１．の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第27条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
３．本条の２．の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第15条　保険契約の復活

１．保険契約者は、第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて３年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第18条）および告知義務違反による解除（第19条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第27条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*1の申込みをすることはできません。
２．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。
３．この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
４．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

9　取消しと無効について

第16条　詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第15条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消す

第13条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条　補足説明

＊１　保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

ことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第17条　不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第15条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

(1)　保険金を不法に取得する目的
(2)　他人に保険金を不法に取得させる目的

10　告知義務と解除について

第18条　告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第15条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第19条　告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第15条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2．会社は、保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1)　保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2)　すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3)　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

(1)　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2)　(1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第27条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第20条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第19条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴　この保険契約の締結または復活（第15条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じないで、その期間を経過したとき

２．本条の１．－⑵および⑶の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第21条　重大事由による解除

１．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第20条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　責任開始の日
第１条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第21条　補足説明

＊１　保険金
この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

⑴　保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第19条（告知義務違反による解除）の4．の規定を準用して取り扱います。
4．重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第27条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5．本条の4．の規定にかかわらず、本条の1．－⑷の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の2．－⑴または⑵の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の4．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

11　契約内容の変更および更新等について

第22条　保険料払込方法の変更

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2．保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第23条　保険契約の更新

1．この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　更新日*1における被保険者の年齢（第35条）が79歳以下であること
⑶　更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2．この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後契約の保険料	①　更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後契約の第1回保険料の払込み	①　第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の1．および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2．の規定を準用します。 ②　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
⑶　更新後契約の保険金額	更新前契約の保険期間満了日の保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険金額を変更して更新することができます。

第21条　補足説明

＊2　保険金
本条の1．－⑷のみに該当した場合で、本条の1．－⑷－①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第23条　補足説明

＊1　保険期間満了日の翌日
本条において「更新日」といいます。

項　目	内　容
⑷　更新後契約の保険期間および保険料払込期間	①　更新後契約の保険期間は、更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　更新後契約の保険料払込期間は、保険期間と同一とします。 ③　①および②に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間および保険料払込期間を変更して更新することができます。
⑸　この保険契約が更新されたとき	①　保険金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）および告知義務違反による解除（第19条・第20条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③　この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第36条・第37条）に準じて取り扱います。
⑺　更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑹の規定を準用します。ただし、更新後の保険金額について、更新前契約の保険期間満了日の保険金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第24条　保険期間が終身の保険契約への変更

１．第23条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を５年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）契約に変更★することができます。

⑴　この保険契約の保険料の払込みが免除（第７条）されていないこと
⑵　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑶　変更日*1における被保険者の年齢（第35条）が75歳以下であること

２．５年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

第24条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

項　目	内　容
⑴　変更後契約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　保険料の払込方法（回数）（第10条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
⑵　変更後契約*2の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の１．および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第10条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後契約*2の保険金の支払事由（第２条） イ．変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第７条） ウ．変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
⑶　変更後契約*2の保険金額	変更前契約の保険期間満了日*3の保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の保険金額を変更することができます。
⑷　変更後契約*2に変更されたとき	①　変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　保険金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）および告知義務違反による解除（第19条・第20条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④　変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤　変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑸　変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第１条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第36条・第37条）に準じて取り扱います。
⑹　変更日*1に会社が変更後契約*2の締結を取り扱っていないとき	①　この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑷－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑸の規定を準用します。ただし、変更後の保険金額について、

第24条　補足説明

＊２　変更後契約

５年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）契約をいいます。

＊３　保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

変更前契約の保険期間満了日*3の保険金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

★「5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）への変更の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第25条　保険金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分に対応する返戻金（第27条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。この場合、第５条（保険金の支払時期）の１．の規定を準用します。
⑵　将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
⑶　保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

12　解約等について

第26条　保険契約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。

2．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第27条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第27条　返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第28条　保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第７条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

⑴　保険金の支払事由（第２条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
⑵　告知義務違反（第19条）または重大事由（第21条）によりこの保険契約が解除されたとき
⑶　減額（第25条）または解約（第26条）されたとき

第29条　保険金の受取人による保険契約の存続

1．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）

第28条　補足説明

＊１　消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊２　保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

2．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者と異なる者であること

3．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第２条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

13 保険金の受取人および保険契約者について

第30条 会社への通知による保険金の受取人の変更

1．保険契約者は、保険金の支払事由（第２条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、軽度介護保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。

2．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第31条 遺言による保険金の受取人の変更

1．第30条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、軽度介護保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。

2．本条の１．の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3．本条の１．および２．による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第32条 保険金の受取人の死亡

1．保険金の受取人が保険金の支払事由（第２条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。

2．本条の１．の規定により受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。

3．本条の１．および２．により受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第33条 保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。

2．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している

第29条 補足説明

＊1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第34条　保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4．死亡保険金について、受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。軽度介護保険金および高度障害保険金についても同様とします。

14　契約年齢の計算等について

第35条　契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下のものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。
2．被保険者の契約後の年齢は、本条の１．に規定する契約年齢に契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに１歳加えて計算します。

第36条　契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第35条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第１条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第37条　性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

15　社員配当金（保険契約者への配当）について

第38条　社員配当金の割当ておよび支払い

1．会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑸の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑸に該当する保険契約については、⑷に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第35条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴　次の事業年度中に契約成立日*1（第１条）の５年ごとの応当日*2が到来する保険契約	①　その５年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その５年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ②　①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ．保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
⑵　次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約*3	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第23条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第24条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ①　⑴－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ②　⑴－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、⑴の規定を適用します。
⑶　次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	返戻金に加えて取り扱います。
⑷　次の事業年度中に契約成立日*4および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。
⑸　次の事業年度中に契約成立日*4からその日を含めて２年および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、⑵から⑷以外の事由により消滅する保険契約*5	保険契約者に支払います。

2．会社は、本条の１．の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

3．保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第５条（保険金の支払時期）の１．の規定を準用します。

16 その他

第39条　被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第38条　補足説明

＊１　契約成立日

次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　保険契約が更新されたときは、更新日とします。

⑵　保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

＊２　契約成立日の５年ごとの応当日

本条の１．において「５年ごと応当日」といいます。

＊３　保険期間が満了する保険契約

第24条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第35条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

＊４　契約成立日

次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　保険契約が更新されたときは、更新日とします。

⑵　保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

＊５　消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第40条　保険契約者の住所の変更

1．保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2．保険契約者が本条の1．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第41条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1．会社は、この保険契約の軽度介護保険金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

⑴　法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
⑵　介護に関する技術または環境の変化*2

2．この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3．本条の2．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

⑴　この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
⑵　変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第26条）する方法

4．本条の3．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3．－⑴の方法を指定されたものとみなします。

第42条　契約内容の登録

1．会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

⑴　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
⑵　死亡保険金の金額
⑶　契約成立日*1（第1条）
⑷　当会社名

2．本条の1．の登録の期間は、契約成立日*1から5年*2以内とします。
3．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の1．の規定により登録された被保険者について、死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約の申込み*4を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の1．の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4．各生命保険会社等は、本条の2．の登録の期間中に死亡保険金*3のある保険契約または特約の申込み*4があったときは、本条の3．によって連絡された内容を死亡保険金*3のある保険契約または特約の承諾*5の判断の参考とすることができます。
5．各生命保険会社等は、契約成立日*6から5年*7以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の1．の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。
6．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*5の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。

第41条　補足説明

＊1　変更日
支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

＊2　介護に関する技術または環境の変化
公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第42条　補足説明

＊1　契約成立日
復活（第15条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊2　契約成立日から5年
契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

＊3　死亡保険金
災害死亡保険金を含みます。

＊4　申込み
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

＊5　承諾
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

＊6　契約成立日
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

＊7　契約成立日から5年
契約成立日*6において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*6から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

8．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9．本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第43条 時効

保険金（第２条）、保険料の払込免除（第７条）、返戻金（第27条）または社員配当金（第38条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第44条 管轄裁判所

1．この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2．この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の１．の規定を準用します。

第44条 補足説明

＊１　保険金の受取人
保険金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

＊２　同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表１　公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成９年12月17日　法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表２　要支援２以上の状態

要支援２以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年４月30日　厚生省令第58号）第１条第１項または第２条第１項第２号に定める要介護１から要介護５までのいずれかまたは要支援２の状態をいいます。

別表３　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

6．上・下肢の障害

⑴ 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵ 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7．指の障害

⑴ 手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表４　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表５　保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．軽度介護保険金の支払い	⑴　軽度介護保険金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　被保険者が公的介護保険制度（別表１）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 ⑷　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑸　軽度介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑹　軽度介護保険金の受取人の印鑑証明書 ⑺　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．死亡保険金の支払い	⑴　死亡保険金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　死亡保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
３．高度障害保険金の支払い	⑴　高度障害保険金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
４．保険料の払込免除	⑴　保険料払込免除請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　不慮の事故（別表４）であることを証明する書類 ⑷　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 ⑶　１．および３．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

５年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款目次

この保険の特色……403

1　低解約返戻金期間について
第１条　低解約返戻金期間……403

2　保障の開始について
第２条　責任開始の時……403

3　保険金の支払いについて
第３条　保険金の支払い……404
第４条　免責事由……405

4　保険金の支払請求手続について
第５条　保険金の支払請求手続……406
第６条　保険金の支払時期……407

5　保険金の支払方法の選択について
第７条　保険金の支払方法の選択……408

6　保険料の払込免除について
第８条　保険料の払込免除……408
第９条　保険料の払込免除の免責事由……409

7　保険料の払込免除の請求手続について
第10条　保険料の払込免除の請求手続……409

8　保険料の払込みについて
第11条　保険料の払込み……410
第12条　保険料の払込方法（経路）……410
第13条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……410
第14条　保険料の前納および予納……411
第15条　保険料の振替貸付……411

9　失効と復活について
第16条　保険契約の失効……412
第17条　保険契約の復活……413

10　取消しと無効について
第18条　詐欺による取消し……413
第19条　不法取得目的による無効……413

11　告知義務と解除について
第20条　告知義務……413
第21条　告知義務違反による解除……414
第22条　告知義務違反による解除ができないとき……414
第23条　重大事由による解除……414

12　保険契約者に対する貸付について
第24条　保険契約者に対する貸付……415

13　契約内容の変更について
第25条　保険料払込方法の変更……416
第26条　保険料払込期間の変更……416
第27条　払済軽度介護終身保険への変更……416
第28条　保険金額の減額……416

14　解約等について
第29条　保険契約の解約……417
第30条　返戻金……417
第31条　保険料の未経過分に相当する返還金……417
第32条　保険金の受取人による保険契約の存続……418

15　保険金の受取人および保険契約者について
第33条　会社への通知による保険金の受取人の変更……418
第34条　遺言による保険金の受取人の変更……418
第35条　保険金の受取人の死亡……418
第36条　保険契約者の権利義務の承継……418
第37条　保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者……419

16　契約年齢の計算等について
第38条　契約年齢の計算……419
第39条　契約年齢の誤りの処理……419
第40条　性別の誤りの処理……419

17　社員配当金（保険契約者への配当）について
第41条　社員配当金の割当ておよび支払い……419

18　その他
第42条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……420
第43条　保険契約者の住所の変更……420
第44条　法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更……421
第45条　契約内容の登録……421
第46条　時効……421
第47条　管轄裁判所……422

別表１　公的介護保険制度……423
別表２　要支援２以上の状態……423
別表３　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……423
別表４　対象となる不慮の事故……424
別表５　保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……425

5年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款

（実施　2018.10.2／改正　2020.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	公的介護保険制度における要支援２以上の状態、死亡、所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	⑴　軽度介護保険金 ⑵　死亡保険金 ⑶　高度障害保険金
配当タイプ	５年ごと利差配当
備考	保険契約者のこの保険契約の継続に資するため、一定期間の返戻金の水準を低く設定し、これを保険料に反映します。

1　低解約返戻金期間について

第１条　低解約返戻金期間

低解約返戻金期間は、返戻金（第30条）の水準を低く設定している期間をいい、保険料払込期間とします。ただし、保険料払込期間が終身の場合には、契約成立日（第２条）から被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日までの期間とします。

2　保障の開始について

第２条　責任開始の時

１．この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
⑵　会社が、第１回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第20条）を受けた時 ②　第１回保険料相当額を受け取った時

２．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第38条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

３．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名または名称
⑶　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷　受取人の氏名または名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険給付の額
⑻　保険料およびその払込方法
⑼　契約成立日
⑽　保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

3 保険金の支払いについて

第3条 保険金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金を支払う場合）	金　額	受取人
軽度介護保険金	責任開始の時*1以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、公的介護保険制度（別表1★）に基づく要支援2または要介護の状態（以下「要支援2以上の状態」といいます。）（別表2★）に該当していると認定されたとき	保険金額	受取人 軽度介護保険金
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき		受取人 死亡保険金
高度障害保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険期間中に高度障害状態（別表3★）になったとき		受取人 高度障害保険金

2．保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1) 全般について

項　目	内　容
① 軽度介護保険金または高度障害保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡保険金の支払請求を受け、死亡保険金が支払われるとき	軽度介護保険金または高度障害保険金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、軽度介護保険金または高度障害保険金は支払いません。
② 軽度介護保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に高度障害保険金の支払請求を受け、高度障害保険金が支払われるとき	軽度介護保険金の支払事由が生じないで高度障害保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、軽度介護保険金は支払いません。
③ 軽度介護保険金または高度障害保険金を支払ったとき	ア．この保険契約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。 イ．その後に軽度介護保険金または高度障害保険金の支払請求を受けても、軽度介護保険金または高度障害保険金は支払いません。

(2) 軽度介護保険金について

項　目	内　容
① 軽度介護保険金受取人	高度障害保険金受取人と同一とします。

第3条 補足説明

＊1　責任開始の時

第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊2　疾病

薬物依存Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

項　目	内　容
②　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として要支援２以上の状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア．この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。

⑶　死亡保険金について

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

⑷　高度障害保険金について

項　目	内　容
①　高度障害保険金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
②　責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*4による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表３★）になったときは、高度障害保険金の支払事由が生じたものとします。
③　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表３★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア．この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第20条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。

★別表１（P.423参照）、別表２（P.423参照）、別表３（P.423参照）

第４条　免責事由

１．支払事由（第３条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金を支払いません。

第３条　補足説明

＊３　この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

＊４　責任開始の時以後の原因
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

	免責事由（支払事由が生じても保険金を支払わない場合）
軽度介護保険金	被保険者が、次のいずれかによって要支援２以上の状態になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　戦争その他の変乱
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　死亡保険金受取人の故意 ⑶　責任開始の日*1からその日を含めて３年以内の自殺 ⑷　この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 ⑸　戦争その他の変乱
高度障害保険金	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表３★）になったとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　被保険者の故意 ⑶　被保険者の自殺行為 ⑷　被保険者の犯罪行為 ⑸　戦争その他の変乱

２．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　軽度介護保険金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を要支援２以上の状態に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を要支援２以上の状態に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑵　死亡保険金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑶　「戦争その他の変乱」によって保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、保険金の金額の一部または全部を支払います。
⑷　免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

★別表３（P.423参照）

4　保険金の支払請求手続について

第５条　保険金の支払請求手続

１．保険金の支払事由（第３条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

２．保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表５★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

３．この保険契約が次の契約形態の場合で、保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人は保険金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要としま

第４条　補足説明

＊１　責任開始の日
第２条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

第５条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

す。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人または高度障害保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　保険金の支払請求に必要な書類（別表５★）
⑵　次のいずれかの書類
①　被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表５（P.425参照）

第６条　保険金の支払時期

１．会社は、必要書類（別表５★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、会社の本社で保険金を支払います。

２．会社は、保険金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の１．の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表５★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴　保険金の支払事由（第３条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
⑵　保険金支払いの免責事由（第４条）に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
⑶　告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第23条（重大事由による解除）の１．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

３．本条の２．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の１．および２．にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表５★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

第５条　補足説明

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

第６条　補足説明

＊１　⑴から⑷に定める事項の確認

会社が指定した医師による診断を含みます。

＊２　⑴から⑷に定める日数

⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

⑴	本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　180日
⑵	本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　180日
⑶	本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　180日
⑷	本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　180日

4．本条の２．および３．の確認を行うときは、会社は、保険金の受取人（保険金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。

5．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

★別表５（P.425参照）

5 保険金の支払方法の選択について

第７条 保険金の支払方法の選択

保険金が支払われるときは、その受取人は、会社の取扱いの範囲内で、保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第８条 保険料の払込免除

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第９条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
払込免除による保険料の身体障害の状態	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表４★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表３★）になったとき

2．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴ 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表４★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて１80日以内に身体障害の状態（別表３★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。

第６条 補足説明

＊３ 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第７条 補足説明

＊１ 保険金
保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第８条 補足説明

＊１ 責任開始の時
第２条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項　目	内　容
⑵　保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の１．に規定する払込期月中の契約成立日（第２条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表３（P.423参照）、別表４（P.424参照）

第９条　保険料の払込免除の免責事由

１．保険料の払込免除事由（第８条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表３★）になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　地震、噴火または津波 ⑼　戦争その他の変乱

２．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表３（P.423参照）

7　保険料の払込免除の請求手続について

第10条　保険料の払込免除の請求手続

１．保険料の払込免除事由（第８条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
２．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表５★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
３．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第６条（保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表５（P.425参照）

8 保険料の払込みについて

第11条 保険料の払込み

1．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴ 年払	契約成立日（第２条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵ 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	
⑶ 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

2．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第11条 補足説明

＊１ 契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２ 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

第12条 保険料の払込方法（経路）

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴ 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
⑵ 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑶ 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑷ 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
⑸ 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
⑹ 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
⑴ 本条の１．－⑴の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
⑵ 本条の１．－⑴から⑷の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 補足説明

＊１ 会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２ 所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1．保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第２条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

第13条 補足説明

＊１ 契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

⑴　この保険契約が消滅したとき ⑵　保険料の払込みが不要となったとき

2．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第８条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
⑵　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条　保険料の前納および予納

1．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
⑴　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第２条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
⑵　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて３か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

2．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

⑴　保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。 ⑵　⑴以外の場合には、保険契約者に支払います。

第14条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条　保険料の振替貸付

1．保険料が払い込まれずに猶予期間（第11条）が満了したときは、あらかじめ保険契約者から反対の申出がない限り、会社は、次の金額を保険契約者に貸し付けて、保険料に充当します。

⑴　年払契約および半年払契約の場合には、保険料に相当する金額 ⑵　月払契約の場合には、６か月分の保険料に相当する金額。ただし、本条の２．－⑴の規定により６か月分の保険料に相当する金額の貸付ができないときは、貸付ができる範囲で最も多い月数分の保険料に相当する金額とします。

2．保険料の振替貸付について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　貸付金とその利息との合計額が返戻金額*1を超えるとき	本条の規定による貸付は行いません。

第15条　補足説明

＊１　返戻金額

本条の１．に規定する金額を保険料として払い込んだものとみなして第30条（返戻金）の規定により計算し、本条または第24条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

項　目	内　容
⑵　貸付金の利息	①　年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日（第11条）の翌日以後、年８％以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後１年経過するごとに元金に繰り入れます。 ②　半年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後、半年４％以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過するごとに元金に繰り入れます。 ③　月払契約の場合 保険料*2の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後、月8/12%以下の会社の定める利率で計算し、保険料*2の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過するごとに元金に繰り入れます。ただし、本条の規定による貸付が行われた後に、新たに本条の規定による貸付が行われる場合で、直前の貸付金の利息を元金に繰り入れる前に新たな貸付金の利息が起算されるときは、直前の貸付金の利息は、新たな貸付金の利息の起算日に元金に繰り入れます。
⑶　本条の規定による貸付金とその利息との合計額*3が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
⑷　会社が⑶の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が⑶の通知を発した日を含む月の翌々月１日から効力を失います。
⑸　貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ①　保険金が支払われるとき ②　保険金額が減額（第28条）されたとき ③　①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき
⑹　本条の規定による貸付を行わなかったものとするとき	本条の規定による貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて３か月以内に保険契約者から次のいずれかの請求があったときは、本条の規定による貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱いを行います。 ①　この保険契約の解約（第29条） ②　払済軽度介護終身保険への変更（第27条）。ただし、この保険契約が効力を失っている場合（第16条）を除きます。

9　失効と復活について

第16条　保険契約の失効

1．保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の1．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

2．本条の1．の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第30条）

第15条　補足説明

＊2　保険料

本条の規定による貸付金により充当される最終の月の保険料とします。

＊3　本条の規定による貸付金とその利息との合計額

第24条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含んだ金額とします。

があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3．本条の2．の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条　保険契約の復活

1．保険契約者は、第16条（保険契約の失効）、第15条（保険料の振替貸付）の2．－⑷または第24条（保険契約者に対する貸付）の⑶の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第30条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*1の申込みをすることはできません。
2．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。また、第15条（保険料の振替貸付）の2．－⑷または第24条（保険契約者に対する貸付）の⑶の規定によって効力を失った保険契約を復活させるときは、別に貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。
3．この保険契約は、本条の2．の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第17条　補足説明

＊1　保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

10　取消しと無効について

第18条　詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条　不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

⑴　保険金を不法に取得する目的
⑵　他人に保険金を不法に取得させる目的

11　告知義務と解除について

第20条　告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第8条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭

により告知することを必要とします。

第21条　告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第８条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴　この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第８条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第23条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第22条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　責任開始の日
第２条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第８条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。
４．重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
５．本条の４．の規定にかかわらず、本条の１．－⑷の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の４．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12　保険契約者に対する貸付について

第24条　保険契約者に対する貸付

保険契約者は、返戻金額*1のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　貸付金の利息	会社の定める利率で計算します。

第23条　補足説明

＊１　保険金
この保険契約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

＊２　保険金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第24条　補足説明

＊１　返戻金額
第30条（返戻金）の規定により計算し、第15条（保険料の振替貸付）または本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

項　目	内　容
⑵　本条の規定による貸付金とその利息との合計額*2が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
⑶　会社が⑵の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が⑵の通知を発した日を含む月の翌々月１日から効力を失います。
⑷　貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ①　保険金が支払われるとき ②　保険金額が減額（第28条）されたとき ③　①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき

第24条　補足説明

＊2　本条の規定による貸付金とその利息との合計額

第15条（保険料の振替貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含んだ金額とします。

13　契約内容の変更について

第25条　保険料払込方法の変更

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第２回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。

2．保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第26条　保険料払込期間の変更

この保険契約の保険料払込期間の変更は取り扱いません。

第27条　払済軽度介護終身保険への変更

1．保険契約者は、将来の保険料の払込みを中止して、この保険契約を払済軽度介護終身保険に変更することができます。ただし、変更後の保険金額が会社の定める金額に満たないときは、この取扱いをしません。

2．払済軽度介護終身保険への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後の保険金額	返戻金額*1によって定めます。
⑵　払済軽度介護終身保険に変更されたとき	①　払済軽度介護終身保険に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。 ②　第30条（返戻金）の規定にかかわらず、払済軽度介護終身保険に変更後の返戻金額は抑制しません。

第27条　補足説明

＊1　返戻金額

第30条（返戻金）の規定により計算し、第15条（保険料の振替貸付）または第24条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

第28条　保険金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 減額分に対応する返戻金（第30条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。この場合、第６条（保険金の支払時期）の１．の規定を準用します。
(2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
(3) 保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

14 解約等について

第29条 保険契約の解約

１．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
２．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第30条 返戻金

１．返戻金は、保険料を払い込んだ年月数により計算します。なお、低解約返戻金期間中の返戻金額は、返戻金を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合*1を乗じた金額とします。
２．本条の１．にかかわらず、保険契約の解約（第29条）等*2の時期が低解約返戻金期間経過後にある場合でも、次のいずれかのときは、返戻金額は、返戻金を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合*1を乗じた金額とします。

(1) 低解約返戻金期間を保険料払込期間とする場合には、保険料払込期間中の最終の保険料が払い込まれていないとき
(2) 低解約返戻金期間を契約成立日（第２条）から被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日までの期間とする場合には、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）を含む払込期月の保険料が払い込まれていないとき

３．返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第31条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第８条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、保険金を支払うときはその受取人に支払います。

(1) 保険金の支払事由（第３条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
(2) 告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
(3) 減額（第28条）または解約（第29条）されたとき

第30条 補足説明

＊１ 低解約返戻金割合
低解約返戻金期間中の返戻金の支払割合をいい、70％とします。

＊２ 保険契約の解約（第29条）等
次の(1)から(6)をいいます。
(1) 保険契約の解約（第29条）
(2) 保険契約の失効（第16条）
(3) 告知義務違反による解除（第21条）
(4) 重大事由による解除（第23条）
(5) 払済軽度介護終身保険への変更（第27条）
(6) 保険金額の減額（第28条）

第31条 補足説明

＊１ 消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊２ 保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

第32条　保険金の受取人による保険契約の存続

1．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

2．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

⑴　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
⑵　保険契約者と異なる者であること

3．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金の支払事由（第３条）が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。

15　保険金の受取人および保険契約者について

第33条　会社への通知による保険金の受取人の変更

1．保険契約者は、保険金の支払事由（第３条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、軽度介護保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。

2．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の保険金の受取人に保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の保険金の受取人から保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第34条　遺言による保険金の受取人の変更

1．第33条（会社への通知による保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、保険金の受取人を変更することができます。ただし、高度障害保険金受取人は、保険契約者または被保険者に限り、軽度介護保険金受取人は、高度障害保険金受取人と同一とします。

2．本条の１．の保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3．本条の１．および２．による保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第35条　保険金の受取人の死亡

1．保険金の受取人が保険金の支払事由（第３条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。

2．本条の１．の規定により受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。

3．本条の１．および２．により受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第36条　保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三

第32条　補足説明

＊1　会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

者に承継させることができます。
2．本条の1．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第37条　保険契約者の代表者および保険金の受取人の代表者

1．保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2．本条の1．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3．保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4．死亡保険金について、受取人が2人以上いるときは、本条の1．および2．に準じて取り扱います。軽度介護保険金および高度障害保険金についても同様とします。

16　契約年齢の計算等について

第38条　契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2．被保険者の契約後の年齢は、本条の1．に規定する契約年齢に契約成立日（第2条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第39条　契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第38条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第2条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

第40条　性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または保険金額を調整して処理します。

17　社員配当金（保険契約者への配当）について

第41条　社員配当金の割当ておよび支払い

1．会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑷の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑷に該当する保険契約については、⑶に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第38条　補足説明

＊1　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴　次の事業年度中に契約成立日*1（第２条）の５年ごとの応当日*2が到来する保険契約	①　その５年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その５年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ②　①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ．保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
⑵　次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	返戻金に加えて取り扱います。
⑶　次の事業年度中に契約成立日*1および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、保険金の支払いにより消滅する保険契約	保険金とともにその受取人に支払います。
⑷　次の事業年度中に契約成立日*1からその日を含めて２年および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、⑵または⑶以外の事由により消滅する保険契約*3	保険契約者に支払います。

２．会社は、本条の１．の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
３．保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第６条（保険金の支払時期）の１．の規定を準用します。

18　その他

第42条　被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第43条　保険契約者の住所の変更

１．保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
２．保険契約者が本条の１．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第41条　補足説明

＊１　契約成立日
保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。

＊２　契約成立日の５年ごとの応当日
保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条の１．において「５年ごと応当日」といいます。

＊３　消滅する保険契約
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第44条　法令等の改正等に伴う支払事由または保険料の払込免除事由の変更

1．会社は、この保険契約の軽度介護保険金の支払事由（第３条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

⑴　法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
⑵　介護に関する技術または環境の変化*2

2．この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

3．本条の２．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の２週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

⑴　この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
⑵　変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第29条）する方法

4．本条の３．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の３．－⑴の方法を指定されたものとみなします。

第45条　契約内容の登録

1．会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

⑴　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
⑵　死亡保険金の金額
⑶　契約成立日*1（第２条）
⑷　当会社名

2．本条の１．の登録の期間は、契約成立日*1から５年*2以内とします。

3．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の１．の規定により登録された被保険者について、死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約の申込み*4を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。

4．各生命保険会社等は、本条の２．の登録の期間中に死亡保険金*3のある保険契約または特約の申込み*4があったときは、本条の３．によって連絡された内容を死亡保険金*3のある保険契約または特約の承諾*5の判断の参考とすることができます。

5．各生命保険会社等は、契約成立日*6から５年*7以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。

6．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*5の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。

7．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。

8．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9．本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第46条　時効

保険金（第３条）、保険料の払込免除（第８条）、返戻金（第30条）または社員

第44条　補足説明

＊１　変更日
支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第２条）の応当日（年単位）をいいます。

＊２　介護に関する技術または環境の変化
公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第45条　補足説明

＊１　契約成立日
復活（第17条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊２　契約成立日から５年
契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

＊３　死亡保険金
災害死亡保険金を含みます。

＊４　申込み
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

＊５　承諾
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

＊６　契約成立日
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

＊７　契約成立日から５年
契約成立日*6において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*6から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

配当金（第41条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第47条　管轄裁判所

1．この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2．この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の１．の規定を準用します。

第47条　補足説明

＊１　保険金の受取人
保険金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

＊２　同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表１　公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法（平成９年12月17日　法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。

別表２　要支援２以上の状態

要支援２以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年４月30日　厚生省令第58号）第１条第１項または第２条第１項第２号に定める要介護１から要介護５までのいずれかまたは要支援２の状態をいいます。

別表３　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害保険金支払の対象となる高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
保険料払込免除の対象となる身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

6．上・下肢の障害

⑴ 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵ 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7．指の障害

⑴ 手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表４　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの

2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息

3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息

4．入浴中の溺水

5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇

6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎

7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎

8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎

9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの

10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表５　保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．軽度介護保険金の支払い	⑴　軽度介護保険金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　被保険者が公的介護保険制度（別表１）に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 ⑷　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑸　軽度介護保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑹　軽度介護保険金の受取人の印鑑証明書 ⑺　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．死亡保険金の支払い	⑴　死亡保険金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　死亡保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
３．高度障害保険金の支払い	⑴　高度障害保険金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　高度障害保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　高度障害保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
４．保険料の払込免除	⑴　保険料払込免除請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　不慮の事故（別表４）であることを証明する書類 ⑷　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 ⑶　１．および３．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）(2010)普通保険約款目次

この保険の特色……427

1　保険契約の型・入院給付金の支払限度の型について
第１条　保険契約の型……427
第２条　入院給付金の支払限度の型……427

2　保障の開始について
第３条　責任開始の時……428

3　給付金等の支払いについて
第４条　給付金・祝金の支払い……428
第５条　免責事由……435

4　給付金等の支払請求手続について
第６条　給付金・祝金の支払請求手続……436
第７条　給付金・祝金の支払時期……437

5　死亡給付金の支払方法の選択について
第８条　死亡給付金の支払方法の選択……437

6　健康祝金のすえ置き支払について
第９条　健康祝金のすえ置き支払……438

7　保険料の払込免除について
第10条　保険料の払込免除……438
第11条　保険料の払込免除の免責事由……439

8　保険料の払込免除の請求手続について
第12条　保険料の払込免除の請求手続……440

9　保険料払込期間中の被保険者の死亡について
第13条　保険料払込期間中の被保険者の死亡……440

10　保険料の払込みについて
第14条　保険料の払込み……440
第15条　保険料の払込方法（経路）……440
第16条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……441
第17条　保険料の前納および予納……441

11　失効と復活について
第18条　保険契約の失効……442
第19条　保険契約の復活……442

12　取消しと無効について
第20条　詐欺による取消し……442
第21条　不法取得目的による無効……442

13　告知義務と解除について
第22条　告知義務……443
第23条　告知義務違反による解除……443
第24条　告知義務違反による解除ができないとき……443
第25条　重大事由による解除……444

14　契約内容の変更および更新等について
第26条　保険料払込方法の変更……445
第27条　保険契約の更新……445
第28条　保険期間が終身の保険契約への変更……446
第29条　入院給付金日額の減額……448

15　解約等について
第30条　保険契約の解約……448
第31条　返戻金……448
第32条　保険料の未経過分に相当する返還金……449
第33条　給付金の受取人による保険契約の存続……449

16　給付金の受取人および保険契約者について
第34条　会社への通知による給付金の受取人の変更……449
第35条　遺言による給付金の受取人の変更……450
第36条　給付金の受取人の死亡……450
第37条　保険契約者の権利義務の承継……450
第38条　保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者……450

17　契約年齢の計算等について
第39条　契約年齢の計算……450
第40条　契約年齢の誤りの処理……451
第41条　性別の誤りの処理……451

18　社員配当金（保険契約者への配当）について
第42条　社員配当金の割当ておよび支払い……451

19　その他
第43条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……452
第44条　保険契約者の住所の変更……452
第45条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更……452
第46条　契約内容の登録……453
第47条　時効……453
第48条　管轄裁判所……453

20　特則について
第49条　郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則……453
第50条　特別条件を付ける場合の特則……454
第51条　被指定契約がある場合の特則……455

別表１　入院給付金および入院初期重点給付金の支払対象となる入院……457
別表２　対象となる不慮の事故……457
別表３　病院または診療所……458
別表４　手術給付金の支払対象となる「手術」……458
別表５　公的医療保険制度……458
別表６　医科診療報酬点数表……458
別表７　歯科診療報酬点数表……458
別表８　先進医療……458
別表９　開頭脳手術、開胸心臓手術、がん組織摘出手術の定義……459
別表10　放射線治療給付金の支払対象となる診療行為……459
別表11　１．支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物……459
　　２．がんの定義……460
　　３．がんの診断確定……460
　　４．新生物の形態の性状コード……460
別表12　特定検査給付金の支払対象となる特定検査……460
別表13　給付金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……461
別表14　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……462
別表15　感染症……463
別表16　特定部位および指定疾病一覧表……464

5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）(2010)普通保険約款

（実施　2010.4.2 ／改正　2020.7.2）

この保険の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院や手術等に対する保障
給付金等の種類	(1)　入院給付金 (2)　入院初期重点給付金（保険契約の型がⅡ型・Ⅳ型の場合に限ります。） (3)　手術給付金 (4)　放射線治療給付金 (5)　特定検査給付金 (6)　死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。） (7)　健康祝金（保険契約の型がⅢ型・Ⅳ型の場合に限ります。）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1　保険契約の型・入院給付金の支払限度の型について

第1条　保険契約の型

1．保険契約の型は、給付金・祝金の組合せにより、次のⅠ型からⅣ型の4つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

保険契約の型 ／ 給付金・祝金	Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型
入院給付金	○	○	○	○
入院初期重点給付金	－	○	－	○
手術給付金	○	○	○	○
放射線治療給付金	○	○	○	○
特定検査給付金	○	○	○	○
死亡給付金	○	○	○	○
健康祝金	－	－	○	○

（注）○：当該給付金・祝金が組み込まれていることを表します。
ただし、死亡給付金については、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。

2．本条の1．により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

第2条　入院給付金の支払限度の型

1．入院給付金の支払限度の型は、1回の入院についての支払限度日数により、次の60日型、90日型、120日型または360日型の4つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか1つの型を選択することを必要とします。

支払限度の型	1回の入院についての支払限度日数
60日型	60日
90日型	90日
120日型	120日
360日型	360日

2．本条の1．により選択された入院給付金の支払限度の型の変更は取り扱いません。

2 保障の開始について

第3条 責任開始の時

1．この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴ 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
⑵ 会社が、第１回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第22条）を受けた時 ② 第１回保険料相当額を受け取った時

2．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第39条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

3．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴ 会社名
⑵ 保険契約者の氏名または名称
⑶ 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷ 受取人の氏名または名称
⑸ 支払事由
⑹ 保険期間
⑺ 保険給付の額
⑻ 保険料およびその払込方法
⑼ 契約成立日
⑽ 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

3 給付金等の支払いについて

第4条 給付金・祝金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第５条）に該当するときは支払いません。なお、給付金または祝金の支払いに関しては、第１条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・祝金の種類に限ります。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金　額	受取人
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表１★）をしたとき ⑴ 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 ⑵ ⑴の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 ⑶ 病院または診療所（別表３★）への入院 ⑷ 入院日数が１日*4以上の入院	１回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人

第4条 補足説明

＊1　責任開始の時
第３条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第19条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊2　傷害
責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）を直接の原因とする傷害をいいます。

＊3　疾病
公的医療保険制度（別表５★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた「不慮の事故（別表２★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊4　入院日数が１日
入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金　額	受取人
入院初期重点給付金	被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院（別表１★）をしたとき	１回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数） （注）　入院開始から入院日数30日分を限度として入院給付金に加えて支払います。	入院給付金受取人
手術給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす手術（別表４★）を受けたとき ⑴　責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする手術 ⑵　⑴の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする手術 ⑶　病院または診療所（別表３★）における手術 ⑷　次のいずれかに該当する手術 ①　公的医療保険制度（別表５★）に基づく医科診療報酬点数表（別表６★）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術*5 ただし、次に定める手術は除きます。 ア．創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。） イ．皮膚切開術 ウ．デブリードマン エ．骨、軟骨、関節のいずれかに対する整復術、整復固定術、授動術のうち非観血的または徒手的なもの オ．外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術 カ．皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術 キ．会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）または胎児外回転術 ク．抜歯手術 ②　先進医療（別表８★）に該当する手術*6	手術１回につき、次のいずれかの金額 ⑴　入院中に受けた手術 （入院給付金日額） × 20 ⑵　入院中以外に受けた手術 （入院給付金日額） × 5	
	③　上記①および②のうち、開頭脳手術、開胸心臓手術またはがん組織摘出手術（別表９★）に該当する手術	手術１回につき、上記⑴または⑵の金額に次の金額を加算します。 （入院給付金日額） × 20	

第４条　補足説明

＊５　医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

公的医療保険制度（別表５★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表７★）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

＊６　先進医療に該当する手術

放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金　額	受取人
手術給付金	（注）　医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術は、本条の２．－⑶－③の規定により、14日に１回の給付を限度とします。		入院給付金受取人
放射線治療給付金	被保険者が、保険期間中に、次のすべてを満たす診療行為（別表10★）（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき ⑴　責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする診療行為 ⑵　⑴の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする診療行為 ⑶　病院または診療所（別表３★）における診療行為 ⑷　次のいずれかに該当する診療行為 ①　医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為*7 ②　先進医療（別表８★）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為	放射線治療１回につき、 （入院給付金日額） × 20	
	③　上記①および②のうち、脳に対する定位放射線照射または脳に対する粒子線照射による診療行為	放射線治療１回につき、上記の金額に次の金額を加算します。 （入院給付金日額） × 20	
	（注）　本条の２．－⑷－②および本条の２．－⑷－③の規定により、「放射線照射*8」、「温熱療法」または「脳に対する定位放射線照射および脳に対する粒子線照射」による診療行為それぞれにつき、60日に１回の給付を限度とします。		
特定検査給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす特定検査を受けたとき ⑴　責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする特定検査 ⑵　⑴の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする特定検査 ⑶　病院または診療所（別表３★）における特定検査 ⑷　別表12★に定める特定検査	特定検査１回につき、 （入院給付金日額） × 5	
	（注）　別表12★の規定により、60日に１回の給付を限度とします。		
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき （注）　保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	（入院給付金日額） × 10	死亡給付金受取人

第４条　補足説明

＊７　医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為

公的医療保険制度（別表５★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表７★）に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

＊８　放射線照射

放射線治療給付金の支払事由の⑷－③に該当する放射線治療を除きます。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金　額	受取人
健康祝金	被保険者が、次のいずれかの「健康祝金判定期間」の満了時に生存し、かつ、その「健康祝金判定期間」中に５日以上の継続した入院に対する入院給付金が支払われなかったとき 「健康祝金判定期間」 ⑴　保険期間*9中の契約成立日*10（第３条）の５年ごとの応当日*11の前日を終期とする５年間 ⑵　保険期間*9中の最終の５年ごと応当日*11から保険期間*9満了の時までの期間*12 （注）　保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、⑵は適用しません。	（入院給付金日額） × 5	保険契約者

2．給付金または祝金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　全般について

項　目	内　容
①　入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
②　入院給付金等*13の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*13がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金等*13を死亡給付金受取人に支払います。

⑵　入院給付金および入院初期重点給付金について

項　目	内　容
①　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア．責任開始の日*14からその日を含めて２年を経過した後に入院を開始した場合 イ．この保険契約の締結の際*15に、会社が、告知（第22条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
②　被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 （注）　この規定は、手術給付金、放射線治療給付金、特定検査給付金および死亡給付金の支払いに関しては適用しません。

第４条　補足説明

＊９　保険期間

保険期間が終身の保険契約の場合で、保険期間と保険料払込期間が異なるときは、保険料払込期間とします。

＊10　契約成立日

次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　保険契約が更新（第27条）されたときは、更新日とします。

⑵　保険期間が終身の保険契約に変更（第28条）されたときは、変更日とします。

＊11　契約成立日の５年ごとの応当日

本条において「５年ごと応当日」といいます。

＊12　保険期間中の最終の５年ごと応当日から保険期間満了の時までの期間

保険期間*9が５年未満の場合には、契約成立日*10から保険期間*9満了の時までの期間とします。

＊13　入院給付金等

次の⑴から⑸をいいます。

⑴　入院給付金

⑵　入院初期重点給付金

⑶　手術給付金

⑷　放射線治療給付金

⑸　特定検査給付金

＊14　責任開始の日

第３条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊15　この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項　目	内　容
③　被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*16を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上したとき	「入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア．180日以下 「入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を１回の入院とみなします。 イ．181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④　被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*16を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア．保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、１回の入院とみなします。 イ．保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア．に準じて取り扱います。
⑤　入院給付金の支払限度日数	ア．保険契約者が選択した入院給付金の支払限度の型（第２条）に応じ、１回の入院について60日、90日、120日または360日とします。 イ．通算して1,000日とします。
⑥　入院初期重点給付金の支払限度日数	ア．１回の入院について30日とします。 イ．通算して240日とします。
⑦　入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」以外に異なる「傷害*2または疾病*3」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」により継続して入院したものとみなします。 （注）　特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第50条）が適用されたことによって入院給付金または入院初期重点給付金が支払われない入院の開始時に異なる「傷害*2または疾病*3」を併発していたとき、または入院中に異なる「傷害*2または疾病*3」を併発したときは、併発した「傷害*2または疾病*3」の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その「傷害*2または疾病*3」の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑧　入院給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」以外に異なる「傷害*2または疾病*3」が生じたとき	
⑨　入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金日額が減額（第29条）されたとき	入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する入院給付金または入院初期重点給付金の支払金額は、減額後の入院給付金日額に基づいて計算します。
⑩　入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する入院給付金または入院初期重点給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

第４条　補足説明

＊16　同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*3をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

⑶ 手術給付金および特定検査給付金について

項　目	内　容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により手術または特定検査を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア．責任開始の日*14からその日を含めて２年を経過した後に手術または特定検査を受けた場合 イ．この保険契約の締結の際*15に、会社が、告知（第22条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、同時期に２種類以上の手術給付金または特定検査給付金の支払事由に該当する手術*17または特定検査を受けたとき	ア．いずれか１種類の手術*17または特定検査についてのみ手術給付金または特定検査給付金を支払います。 イ．ア．の場合、それぞれの手術*17または特定検査の種類に応じた手術給付金または特定検査給付金の金額のうち、もっとも高い金額を支払います。 （注）この規定は、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術に対する手術給付金の支払いに関しては適用しません。

第４条　補足説明

＊17 手術

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

項　目	内　容
③　被保険者が、手術給付金の支払事由の⑷－①に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術*18に該当するとき	ア．一連の手術のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間を同一手術期間とします。 イ．同一手術期間経過後に一連の手術*18を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術*18を受けた場合についても同様とします。 ウ．同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の１．の規定に基づき手術給付金を支払い、同一手術期間中は１回の給付を限度とします。 エ．同一手術期間中、最初に受けた手術よりも手術給付金の倍率の高い手術を受けたときは、ウ．にかかわらず、倍率の高い手術のうち最初に受けた手術について、同一手術期間中最初に受けた手術に対する手術給付金の給付倍率を差し引いた給付倍率に基づいて計算した金額を支払います。 オ．同一手術期間中に、入院給付金日額が減額（第29条）された場合で、減額された日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ．により手術給付金が支払われるときは、減額後の入院給付金日額に基づいて計算した金額を支払います。 カ．同一手術期間中に、入院給付金受取人が変更された場合で、変更日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ．により手術給付金が支払われるときは、変更後の入院給付金受取人に支払います。

⑷　放射線治療給付金について

項　目	内　容
①　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により放射線治療を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア．責任開始の日*14からその日を含めて２年を経過した後に放射線治療を受けた場合 イ．この保険契約の締結の際*15に、会社が、告知（第22条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
②　被保険者が、放射線治療給付金の支払事由の⑷－①および②に該当する放射線治療*19を複数回受けたとき	ア．最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。なお、同一放射線治療期間の計算にあたっては、放射線照射による診療行為および温熱療法による診療行為は、それぞれ別に計算します。 イ．同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、１回の給付を限度とします。

第４条　補足説明

＊18　医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術

本条の２．－⑶－③において「一連の手術」といいます。

＊19　放射線治療給付金の支払事由の⑷－①および②に該当する放射線治療

放射線治療給付金の支払事由の⑷－③に該当する放射線治療を除きます。

項　目	内　容
③　被保険者が、放射線治療給付金の支払事由の⑷－③に該当する放射線治療を複数回受けたとき	ア．最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。 イ．同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、１回の給付を限度とします。

⑸　死亡給付金について

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

⑹　健康祝金について

項　目	内　容
①　被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*16を直接の原因として、入院給付金が支払われる入院を２回以上したとき	その２回以上の入院について、⑵－③または④により、入院給付金の支払いにあたって１回の入院とみなすときは、継続した１回の入院とみなします。
②　被保険者が、「健康祝金判定期間」の満了時を含んで入院給付金が支払われる入院を継続したとき	「健康祝金判定期間」の満了後の入院についても、その入院を開始した日を含む「健康祝金判定期間」中の入院とみなします。
③　健康祝金が支払われた後に、その「健康祝金判定期間」中に支払事由が生じた５日以上の継続した入院に対する入院給付金が支払われるとき	ア．入院給付金*20の合計額から健康祝金額を差し引いて支払います。 イ．入院給付金*20の合計額が健康祝金額に不足するときは、保険契約者は、その不足する金額を会社に返還することを必要とします。

★別表１（P.457参照）、別表２（P.457参照）、別表３（P.458参照）、別表４（P.458参照）、別表５（P.458参照）、別表６（P.458参照）、別表７（P.458参照）、別表８（P.458参照）、別表９（P.459参照）、別表10（P.459参照）、別表12（P.460参照）

第５条　免責事由

１．支払事由（第４条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
放射線治療給付金・特定検査給付金 入院給付金・入院初期重点給付金・手術給付金・	支払事由が次のいずれかによるとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） ⑼　地震、噴火または津波 ⑽　戦争その他の変乱

第４条　補足説明

＊20　入院給付金
同時に支払われる他の給付金を含みます。

第５条　補足説明

＊１　他覚所見のないもの
医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) この保険契約の復活（第19条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院給付金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院給付金等*2の金額の一部または全部を支払います。
(2) 死亡給付金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*3を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

4 給付金等の支払請求手続について

第６条 給付金・祝金の支払請求手続

1．給付金の支払事由（第４条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表13★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

3．この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表13★）
(2) 次のいずれかの書類
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

第５条 補足説明

＊２　入院給付金等
次の(1)から(5)をいいます。
(1) 入院給付金
(2) 入院初期重点給付金
(3) 手術給付金
(4) 放射線治療給付金
(5) 特定検査給付金

＊３　責任準備金
入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

第６条 補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

★別表13（P.461参照）

第７条　給付金・祝金の支払時期

1．会社は、必要書類（別表13★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、会社の本社で給付金または祝金を支払います。

2．会社は、給付金または祝金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から給付金または祝金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の１．の規定にかかわらず、給付金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表13★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴　給付金または祝金の支払事由（第４条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
⑵　給付金支払いの免責事由（第５条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
⑶　告知義務違反（第23条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由（第25条）、詐欺（第20条）または不法取得目的（第21条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第25条（重大事由による解除）の１．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3．本条の２．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の１．および２．にかかわらず、給付金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表13★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

⑴　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180日
⑵　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　180日
⑶　本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　180日
⑷　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　　180日

4．本条の２．および３．の確認を行うときは、会社は、給付金または祝金の受取人（給付金または祝金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。

5．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金または祝金を支払いません。

★別表13（P.461参照）

5　死亡給付金の支払方法の選択について

第８条　死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、

第７条　補足説明

＊１　⑴から⑷に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

＊２　⑴から⑷に定める日数
⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

＊３　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 健康祝金のすえ置き支払について

第9条 健康祝金のすえ置き支払

1．健康祝金の支払事由（第4条）が生じた日以後、会社は、健康祝金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。

2．すえ置いた健康祝金は、次のとおり支払います。

項　目	内　容
⑴　死亡給付金を支払うとき	死亡給付金受取人に支払います。
⑵　死亡給付金の支払以外によりこの保険契約が消滅するとき	保険契約者に支払います。
⑶　保険契約者から請求があったとき	

7 保険料の払込免除について

第10条 保険料の払込免除

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第14条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第11条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表14★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表14★）になったとき

2．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ①　その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表14★）になったとき ②　その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表14★）になったとき

第8条 補足説明

＊1　死亡給付金
死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第10条 補足説明

＊1　責任開始の時
第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第19条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊2　責任開始の時以後の原因
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

項　目	内　容
(2)　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表14★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ①　この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第22条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ②　その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3)　保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後の保険料について、第14条（保険料の払込み）の1．に規定する払込期月中の契約成立日（第3条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表2（P.457参照）、別表14（P.462参照）

第11条　保険料の払込免除の免責事由

1．保険料の払込免除事由（第10条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
保険料の払込免除 高度障害状態による	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表14★）になったとき (1)　保険契約者の故意 (2)　被保険者の故意 (3)　被保険者の自殺行為 (4)　被保険者の犯罪行為 (5)　戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表14★）になったとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)　地震、噴火または津波 (9)　戦争その他の変乱

第10条　補足説明

＊3　この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

2．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表14（P.462参照）

8 保険料の払込免除の請求手続について

第12条 保険料の払込免除の請求手続

1．保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表13★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第７条（給付金・祝金の支払時期）の規定を準用します。

★別表13（P.461参照）

9 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第13条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1．保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2．本条の１．の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

10 保険料の払込みについて

第14条 保険料の払込み

1．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴　年払	契約成立日（第３条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵　半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	
⑶　月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

2．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第15条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第15条 保険料の払込方法（経路）

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

第14条 補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２　翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

(1)　会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
(2)　会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(3)　会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
(4)　所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
(5)　会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
(6)　会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　本条の１．－(1)の方法において、払込期月（第14条）中に保険料が払い込まれなかったとき	①　保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第14条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第14条）中でも集金人を派遣します。 ②　月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
(2)　本条の１．－(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	①　保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ②　変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第16条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1．保険料が払込期月（第14条）の契約成立日（第３条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

(1)　この保険契約が消滅したとき
(2)　保険料の払込みが不要となったとき

2．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第14条）までに、給付金もしくは祝金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2)　健康祝金を支払うとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(3)　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第17条　保険料の前納および予納

1．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のと

第15条　補足説明

＊１　会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２　所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第16条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

おり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第14条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
⑴　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
⑵　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

2．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

11　失効と復活について

第18条　保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第14条（保険料の払込み）の1．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第19条　保険契約の復活

1．保険契約者は、第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第22条）および告知義務違反による解除（第23条）の規定を適用します。
2．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。
3．この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

12　取消しと無効について

第20条　詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第19条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第21条　不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第19条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社

第17条　補足説明

＊1　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第19条　補足説明

＊1　保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

に払い込まれた保険料は払い戻しません。

(1) 給付金を不法に取得する目的
(2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

13 告知義務と解除について

第22条 告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第19条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第10条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第23条 告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第19条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第22条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2．会社は、給付金もしくは祝金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 給付金または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2) すでに給付金または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、給付金もしくは祝金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金もしくは祝金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

(1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第24条 告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第23条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴　この保険契約の締結または復活（第19条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第22条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第22条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に給付金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じないで、その期間を経過したとき

２．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第22条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第25条　重大事由による解除

１．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、給付金もしくは祝金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金もしくは祝金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金もしくは祝金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第24条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　責任開始の日
第３条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第25条　補足説明

＊１　給付金
この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

⑴　給付金*2または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに給付金*2または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第23条（告知義務違反による解除）の4．の規定を準用して取り扱います。
4．重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5．本条の4．の規定にかかわらず、本条の1．－⑷の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の受取人に対して本条の2．－⑴または⑵の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

14 契約内容の変更および更新等について

第26条 保険料払込方法の変更

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第14条（保険料の払込み）および第15条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2．保険料の払込方法（回数）（第14条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第27条 保険契約の更新

1．この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　更新日*1における被保険者の年齢（第39条）が79歳以下であること
⑶　更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2．この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後契約の保険料	①　更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後契約の第1回保険料の払込み	①　第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1．および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2．の規定を準用します。 ②　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
⑶　更新後契約の入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の2週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の入院給付金日額を変更して更新することができます。

第25条 補足説明

＊2　給付金
本条の1．－⑷のみに該当した場合で、本条の1．－⑷－①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

第27条 補足説明

＊1　保険期間満了日の翌日
本条において「更新日」といいます。

項　目	内　容
⑷　更新後契約の保険期間	①　更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
⑸　この保険契約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第４条・第５条）、保険料の払込免除（第10条・第11条）および告知義務違反による解除（第23条・第24条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③　この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第３条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第40条・第41条）に準じて取り扱います。
⑺　更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑹の規定を準用します。ただし、更新後の入院給付金日額について、更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第28条　保険期間が終身の保険契約への変更

１．第27条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に変更することができます。

⑴　この保険契約の保険料の払込みが免除（第10条）されていないこと
⑵　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑶　変更日*1における被保険者の年齢（第39条）が75歳以下であること

２．保険期間が終身の５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）(2010)契約への変更について、次のとおり取り扱います。

第28条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日
本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

項　目	内　容
(1)　変更後契約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　保険料の払込方法（回数）（第14条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
(2)　変更後契約*2の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の１．および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第14条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後契約*2の給付金の支払事由（第４条） イ．変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第10条） ウ．変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
(3)　変更後契約*2の入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の入院給付金日額を変更することができます。
(4)　変更後契約*2に変更されたとき	①　変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第４条・第５条）、保険料の払込免除（第10条・第11条）および告知義務違反による解除（第23条・第24条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　変更前契約にすえ置かれた健康祝金があるときは、第９条（健康祝金のすえ置き支払）の２．の規定にかかわらず、変更後契約*2においても引き続きすえ置きます。 ⑤　変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑥　変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
(5)　変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第３条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第40条・第41条）に準じて取り扱います。

第28条　補足説明

＊２　変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）(2010)契約をいいます。

＊３　保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項　目	内　容
⑹　変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑷－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑸の規定を準用します。ただし、変更後の入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日*3の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第29条　入院給付金日額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第30条）されたものとして取り扱います。
⑵　将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
⑶　入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

15　解約等について

第30条　保険契約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。

2．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第31条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第31条　返戻金

1．この保険契約には返戻金はありません。

2．本条の１．の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（入院給付金日額の10倍の金額）と同額とします。

⑴　保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
⑵　保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3．返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第32条　保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第10条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

(1)　給付金の支払事由（第４条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
(2)　告知義務違反（第23条）または重大事由（第25条）によりこの保険契約が解除されたとき
(3)　減額（第29条）または解約（第30条）されたとき

第33条　給付金の受取人による保険契約の存続

1．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

2．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

(1)　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2)　保険契約者と異なる者であること

3．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金または祝金の支払事由（第４条）が生じ、会社が給付金または祝金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　給付金の支払事由が生じ、給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるとき	支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払い、その残額を給付金の受取人に支払います。
(2)　祝金の支払事由が生じたとき	①　支払うべき金額が本条の２．の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払い、その残額を祝金の受取人に支払います。 ②　支払うべき金額が本条の２．の金額を下回る場合には、支払うべき金額を債権者等に支払います。さらに、本条の１．により解約の効力が生じたときは、返戻金額を限度に、「本条の２．の金額から債権者等に支払った金額を差し引いた金額」を債権者等に支払い、その残額を保険契約者に支払います。

16　給付金の受取人および保険契約者について

第34条　会社への通知による給付金の受取人の変更

1．保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第４条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変

第32条　補足説明

＊１　消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊２　保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第14条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

第33条　補足説明

＊１　会社が債権者等に支払うべき金額
その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

更することはできません。なお、健康祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第35条　遺言による給付金の受取人の変更

1．第34条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第４条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。 なお、健康祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2．本条の１．の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3．本条の１．および２．による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第36条　給付金の受取人の死亡

1．給付金の受取人が給付金の支払事由（第４条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2．本条の１．の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3．本条の１．および２．により給付金の受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第37条　保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第38条　保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4．死亡給付金について、受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。入院給付金等*1についても同様とします。

第38条　補足説明

＊１　入院給付金等
次の⑴から⑸をいいます。
⑴　入院給付金
⑵　入院初期重点給付金
⑶　手術給付金
⑷　放射線治療給付金
⑸　特定検査給付金

17　契約年齢の計算等について

第39条　契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下のものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。

2．被保険者の契約後の年齢は、本条の1．に規定する契約年齢に契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第40条　契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第39条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第3条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第41条　性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

18　社員配当金（保険契約者への配当）について

第42条　社員配当金の割当ておよび支払い

1．会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑷の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑷に該当する保険契約については、⑶に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴　次の事業年度中に契約成立日*1（第3条）の5年ごとの応当日*2が到来する保険契約	①　その5年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その5年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ②　①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ．保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
⑵　次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約*3	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第27条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第28条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ①　⑴－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ②　⑴－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、⑴の規定を適用します。

第39条　補足説明

＊1　契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第42条　補足説明

＊1　契約成立日

次の⑴から⑶のとおり取り扱います。

⑴　保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。

⑵　保険契約が更新されたときは、更新日とします。

⑶　保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

＊2　契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「5年ごと応当日」といいます。

＊3　保険期間が満了する保険契約

第28条（保険期間が終身の保険契約への変更）の1．の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第39条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑶　次の事業年度中に契約成立日*4および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	①　死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ②　①以外の場合は、保険契約者に支払います。
⑷　次の事業年度中に契約成立日*4からその日を含めて２年および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、⑵または⑶以外の事由により消滅する保険契約*5	保険契約者に支払います。

2．会社は、本条の１．の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

3．保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第７条（給付金・祝金の支払時期）の１．の規定を準用します。

19 その他

第43条　被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第44条　保険契約者の住所の変更

1．保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。

2．保険契約者が本条の１．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第45条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1．会社は、この保険契約の給付金の支払事由（第４条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

⑴　法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
⑵　医療技術または医療環境の変化*2

2．この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

3．本条の２．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の２週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

⑴　この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
⑵　変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第30条）する方法

4．本条の３．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者によ

第42条　補足説明

＊４　契約成立日
次の⑴および⑵のとおり取り扱います。
⑴　保険契約が更新されたときは、更新日とします。
⑵　保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

＊５　消滅する保険契約
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第45条　補足説明

＊１　変更日
支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第３条）の応当日（年単位）をいいます。

＊２　医療技術または医療環境の変化
公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

り本条の３．－⑴の方法を指定されたものとみなします。

第46条　契約内容の登録

１．会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

⑴　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
⑵　入院給付金の種類
⑶　入院給付金の日額
⑷　契約成立日*1（第３条）
⑸　当会社名

２．本条の１．の登録の期間は、契約成立日*1から５年*2以内とします。
３．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の１．の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約または特約の申込み*3を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
４．各生命保険会社等は、本条の２．の登録の期間中に入院給付金のある保険契約または特約の申込み*3があったときは、本条の３．によって連絡された内容を入院給付金のある保険契約または特約の承諾*4の判断の参考とすることができます。
５．各生命保険会社等は、契約成立日*5から５年*6以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払いの判断の参考とすることができます。
６．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*4の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
７．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
８．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
９．本条中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第47条　時効

給付金・祝金（第４条）、保険料の払込免除（第10条）、返戻金（第31条）または社員配当金（第42条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第48条　管轄裁判所

１．この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
２．この保険契約における祝金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の１．の規定を準用します。

20　特則について

第49条　郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

第46条　補足説明

＊１　契約成立日
復活（第19条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊２　契約成立日から５年
契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

＊３　申込み
復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

＊４　承諾
復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

＊５　契約成立日
復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

＊６　契約成立日から５年
契約成立日*5において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*5から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第48条　補足説明

＊１　給付金の受取人
給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

＊２　同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

⑴　第17条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
⑵　第26条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第50条　特別条件を付ける場合の特則

1．被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴から⑷のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。

⑴　割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

⑵　給付金の削減支払
①　契約成立日（第３条）から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第４条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
ア．入院給付金・入院初期重点給付金を支払うべきときは、入院日各日について入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
イ．手術給付金等*2を支払うべきときは、手術給付金等*2の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
②　①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表15★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

削減期間＼保険年度	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶　特定部位または指定疾病についての不担保
身体の特定部位および指定疾病（別表16★）のうち、この保険契約の締結の際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術、放射線治療もしくは特定検査を受けたときは、これに対応する入院給付金等*3は支払いません。ただし、災害または感染症（別表15★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

⑷　特定高度障害状態についての不担保
疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*4になったときは、保険料の払込みを免除（第10条）しません。ただし、感染症（別表15★）によって特定高度障害状態*4になったときは、保険料の払込みを免除します。

2．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　この保険契約が効力を失ったとき（第18条）は、第19条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

⑵　この保険契約の更新（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
①　割増保険料の払込み	第27条（保険契約の更新）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
②　給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第27条（保険契約の更新）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。

第50条　補足説明

＊１　会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

＊２　手術給付金等
次の⑴から⑶をいいます。
⑴　手術給付金
⑵　放射線治療給付金
⑶　特定検査給付金

＊３　入院給付金等
次の⑴から⑸をいいます。
⑴　入院給付金
⑵　入院初期重点給付金
⑶　手術給付金
⑷　放射線治療給付金
⑸　特定検査給付金

＊４　特定高度障害状態
高度障害状態（別表14★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態*4についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア. 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*4についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*4についての不担保の条件は適用されません。

⑶ 保険期間が終身の保険契約への変更（第28条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第28条(保険期間が終身の保険契約への変更)の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第28条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*5には変更前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態*4についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*5には変更前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*4についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*5には変更前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*4についての不担保の条件は適用されません。

⑷ 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表14（P.462参照）、別表15（P.463参照）、別表16（P.464参照）

第51条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴ この保険契約の保険料払込期間中に入院給付金等*2が支払われるべきときは、第４条（給付金・祝金の支払い）の２．－⑴－②を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
② 入院給付金等*2の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*2がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院給付金等*2を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

⑵ この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

第50条 補足説明

＊５　変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）(2010)契約をいいます。

第51条 補足説明

＊１　被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

＊２　入院給付金等

次の⑴から⑸をいいます。

⑴ 入院給付金
⑵ 入院初期重点給付金
⑶ 手術給付金
⑷ 放射線治療給付金
⑸ 特定検査給付金

① 第９条（健康祝金のすえ置き支払）の２．の規定にかかわらず、すえ置かれた健康祝金は被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

② 第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の１．中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。

③ 第42条（社員配当金の割当ておよび支払い）の１．－⑴－②を次のとおり読み替えます。

② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

④ 第42条（社員配当金の割当ておよび支払い）の１．－⑶の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

別表１　入院給付金および入院初期重点給付金の支払対象となる入院

入院給付金および入院初期重点給付金の支払対象となる「入院」とは、医師（注１）による治療（注２）が必要であり、かつ自宅等での治療（注２）が困難なため、病院または診療所（別表３）に入り、常に医師（注１）の管理下において治療（注２）に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、次の⑴から⑶などは入院給付金および入院初期重点給付金の支払対象となる入院には該当しません。

⑴　美容整形のための入院
⑵　正常分娩のための入院
⑶　治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院

注
１．四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
２．柔道整復師による施術を含みます。

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。
１．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
２．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
３．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．入浴中の溺水
５．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
６．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
７．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
８．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
９．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表３　病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の⑴または⑵のいずれかに該当するものとします。

⑴　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（入院給付金および入院初期重点給付金の支払いについては、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。）

⑵　⑴と同等の日本国外にある医療施設

別表４　手術給付金の支払対象となる「手術」

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表３）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の⑴から⑻などは手術給付金の支払対象となる手術には該当しません。

⑴　処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック
⑵　診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注）
⑶　美容整形上の手術
⑷　不妊を目的とする手術
⑸　正常分娩における手術
⑹　人工妊娠中絶手術（注）
⑺　歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注）
⑻　屈折異常に対する視力矯正手術

注
医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で手術料が算定される場合には、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表５　公的医療保険制度

次の⑴から⑺のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

⑴　健康保険法
⑵　国民健康保険法
⑶　国家公務員共済組合法
⑷　地方公務員等共済組合法
⑸　私立学校教職員共済法
⑹　船員保険法
⑺　高齢者の医療の確保に関する法律

別表６　医科診療報酬点数表

平成22年４月１日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表７　歯科診療報酬点数表

平成22年４月１日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表８　先進医療

平成22年４月１日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、平成18年９月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。 なお、診断、測定、試験、解析、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与などは含みません。

別表９　開頭脳手術、開胸心臓手術、がん組織摘出手術の定義

手術名	手術の定義
開頭脳手術	脳に対する治療を直接の目的とした、開頭（穿頭を含みます。）を伴う手術（注）をいいます。なお、経鼻的下垂体腫瘍摘出術および経耳的聴神経腫瘍摘出術は、開頭脳手術とみなして取り扱います。 注　生検、試験開頭術および血管カテーテルによる手術は除きます。
開胸心臓手術	心臓または大動脈（冠動脈・大静脈・肺動脈・肺静脈を含みます。）に対する治療を直接の目的とした開胸（開心を含みます。）を伴う手術（注）をいいます。なお、開胸心臓マッサージおよび開胸心嚢ドレナージは、開胸心臓手術とみなして取り扱います。 注　生検、試験開胸術および血管カテーテルによる手術は除きます。
がん組織摘出手術	器具を用い生体に切開・切除を加えて、がん（別表11）組織を体外に摘出・摘除（注１）（蒸散・凝固・融解・焼灼は含みません。）する手術（注２）をいいます。 注１　摘出・摘除した組織に、がん（別表11）細胞が含まれていることを必要とします。 注２　生検および経口的、経鼻的、経耳的、経尿道的、経肛門的もしくは経膣的に行われるファイバースコープによる手術または血管カテーテルによる手術は除きます。

別表10　放射線治療給付金の支払対象となる診療行為

放射線治療給付金の支払対象となる「診療行為」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表３）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的とする放射線照射または温熱療法による診療行為をいいます。なお、次の⑴から⑸などは放射線治療給付金の支払対象となる診療行為には該当しません。

⑴　処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など）
⑵　検査（エックス線診断など）
⑶　血液照射
⑷　放射性化合物の投与による照射（内用療法など）（注）
⑸　歯科治療に伴う放射線照射（注）

注
医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で放射線治療料が算定される場合には、放射線治療給付金の支払対象となる診療行為に該当します。

別表11

１．支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物
　支払対象となる「悪性新生物および上皮内新生物」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

2．がんの定義

1．に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4．に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3．がんの診断確定

がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

⑴ 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
⑵ 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

4．新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表12　特定検査給付金の支払対象となる特定検査

特定検査給付金の支払対象となる「特定検査」とは、治療を直接の目的として行われる次の検査をいいます。ただし、すでに特定検査給付金の支払事由に該当しているときは、特定検査給付金が支払われることとなった最終の検査日からその日を含めて60日経過後に受けた特定検査であることを必要とします。

⑴ 脳動脈（内頸動脈、椎骨動脈を含みます。）に対する血管カテーテル検査
⑵ 心臓（冠動脈、肺動脈を含みます。）に対する血管カテーテル検査
⑶ 腹腔鏡検査
⑷ 胸腔鏡検査
⑸ 縦隔鏡検査

別表13　給付金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
1．入院給付金の支払い	(1)　入院給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3)　入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　不慮の事故（別表２）を原因とするときは、不慮の事故（別表２）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
2．入院初期重点給付金の支払い	(1)　入院初期重点給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3)　入院初期重点給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　入院初期重点給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　不慮の事故（別表２）を原因とするときは、不慮の事故（別表２）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
3．手術給付金の支払い	(1)　手術給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3)　手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　最終の保険料の払込みを証明する書類
4．放射線治療給付金の支払い	(1)　放射線治療給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3)　放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　放射線治療給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　最終の保険料の払込みを証明する書類
5．特定検査給付金の支払い	(1)　特定検査給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による特定検査を受けた病院または診療所の医師の検査証明書 (3)　特定検査給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　特定検査給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　最終の保険料の払込みを証明する書類
6．死亡給付金の支払い	(1)　死亡給付金支払請求書 (2)　医師の死亡診断書または検案書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
7．健康祝金の支払い	(1)　健康祝金支払請求書 (2)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3)　健康祝金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4)　健康祝金の受取人の印鑑証明書 (5)　最終の保険料の払込みを証明する書類
8．保険料の払込免除	(1)　保険料払込免除請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書、第10条（保険料の払込免除）の１．に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表２）であることを証明する書類 (3)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　給付金・祝金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3)　７．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表14　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表15　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

別表16　特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1．眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
2．鼻（副鼻腔を含む。）
3．耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
4．口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
5．甲状腺
6．咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
7．肺臓・胸膜・気管・気管支
8．胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）
9．肝臓・胆嚢・胆管
10．膵臓
11．盲腸（虫様突起を含む。）
12．大腸・小腸
13．直腸・肛門
14．腎臓・尿管
15．膀胱・尿道
16．前立腺
17．睾丸・副睾丸
18．乳房（乳腺を含む。）
19．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
20．頸椎部（当該神経を含む。）
21．胸椎部（当該神経を含む。）
22．腰椎部（当該神経を含む。）
23．右上肢（右肩関節部を含む。）
24．左上肢（左肩関節部を含む。）
25．右下肢（右股関節部を含む。）
26．左下肢（左股関節部を含む。）
27．鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28．鎖骨
29．皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30．妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31．仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32．食道
42．顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43．上顎骨・下顎骨・顎関節
44．甲状腺・副甲状腺
45．食道・胃・十二指腸
46．食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47．肝臓（肝内胆管を含む。）
48．胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49．脾臓
50．腎臓・尿管・膀胱・尿道
51．睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53．妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54．頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55．腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56．脊椎部（当該神経を含む。）
57．上肢（肩関節部を含む。）
58．下肢（股関節部を含む。）
59．上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60．痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61．末梢動脈疾患

5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）(2011)普通保険約款目次

この保険の特色……466

1　保障の開始について
第１条　責任開始の時……466

2　給付金の支払いについて
第２条　給付金の支払い……466
第３条　免責事由……472

3　給付金の支払請求手続について
第４条　給付金の支払請求手続……473
第５条　給付金の支払時期……473

4　死亡給付金の支払方法の選択について
第６条　死亡給付金の支払方法の選択……474

5　保険料の払込免除について
第７条　保険料の払込免除……474
第８条　保険料の払込免除の免責事由……475

6　保険料の払込免除の請求手続について
第９条　保険料の払込免除の請求手続……476

7　保険料払込期間中の被保険者の死亡について
第10条　保険料払込期間中の被保険者の死亡……476

8　保険料の払込みについて
第11条　保険料の払込み……476
第12条　保険料の払込方法（経路）……477
第13条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……477
第14条　保険料の前納および予納……478

9　失効と復活について
第15条　保険契約の失効……478
第16条　保険契約の復活……478

10　取消しと無効について
第17条　詐欺による取消し……479
第18条　不法取得目的による無効……479

11　告知義務と解除について
第19条　告知義務……479
第20条　告知義務違反による解除……479
第21条　告知義務違反による解除ができないとき……480
第22条　重大事由による解除……480

12　契約内容の変更および更新等について
第23条　保険料払込方法の変更……481
第24条　保険契約の更新……481
第25条　保険期間が終身の保険契約への変更……482
第26条　入院給付金日額の減額……484

13　解約等について
第27条　保険契約の解約……484
第28条　返戻金……484
第29条　保険料の未経過分に相当する返還金……484
第30条　給付金の受取人による保険契約の存続……485

14　給付金の受取人および保険契約者について
第31条　会社への通知による給付金の受取人の変更……485
第32条　遺言による給付金の受取人の変更……485
第33条　給付金の受取人の死亡……486
第34条　保険契約者の権利義務の承継……486
第35条　保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者……486

15　契約年齢の計算等について
第36条　契約年齢の計算……486
第37条　契約年齢の誤りの処理……486
第38条　性別の誤りの処理……486

16　社員配当金（保険契約者への配当）について
第39条　社員配当金の割当ておよび支払い……487

17　その他
第40条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……488
第41条　保険契約者の住所の変更……488
第42条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更……488
第43条　契約内容の登録……488
第44条　時効……489
第45条　管轄裁判所……489

18　特則について
第46条　郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則……489
第47条　特別条件を付ける場合の特則……489
第48条　被指定契約がある場合の特則……491

別表１　入院給付金の支払対象となる入院……492
別表２　対象となる不慮の事故……492
別表３　病院または診療所……492
別表４　手術給付金の支払対象となる「手術」……493
別表５　公的医療保険制度……493
別表６　医科診療報酬点数表……493
別表７　歯科診療報酬点数表……493
別表８　先進医療……493
別表９　放射線治療給付金の支払対象となる診療行為……493
別表10　給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……494
別表11　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……495
別表12　感染症……496
別表13　特定部位および指定疾病一覧表……497

5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）(2011)普通保険約款

（実施　2011.8.2 ／改正　2020.7.2）

この保険の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院や手術等に対する保障
給付金の種類	⑴　入院給付金 ⑵　手術給付金 ⑶　放射線治療給付金 ⑷　死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。）
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1　保障の開始について

第1条　責任開始の時

1．この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
⑵　会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第19条）を受けた時 ②　第1回保険料相当額を受け取った時

2．本条の1．に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第36条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

3．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名または名称
⑶　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷　受取人の氏名または名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険給付の額
⑻　保険料およびその払込方法
⑼　契約成立日
⑽　保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2　給付金の支払いについて

第2条　給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責

事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金　額	受取人
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表１★）をしたとき ⑴　責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 ⑵　⑴の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 ⑶　病院または診療所（別表３★）への入院 ⑷　入院日数が１日*4以上の入院	１回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人
手術給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす手術（別表４★）を受けたとき ⑴　責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする手術 ⑵　⑴の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする手術 ⑶　病院または診療所（別表３★）における手術 ⑷　次のいずれかに該当する手術 ①　公的医療保険制度（別表５★）に基づく医科診療報酬点数表（別表６★）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術*5 ただし、次に定める手術は除きます。 ア．創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。） イ．皮膚切開術 ウ．デブリードマン エ．骨、軟骨、関節のいずれかに対する整復術、整復固定術、授動術のうち非観血的または徒手的なもの オ．外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術 カ．皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術 キ．会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）または胎児外回転術 ク．抜歯手術 ②　先進医療（別表８★）に該当する手術*6	手術１回につき、次のいずれかの金額 ⑴　入院中に受けた手術 （入院給付金日額） × 10 ⑵　入院中以外に受けた手術 （入院給付金日額） × 5	
	（注）　医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術は、本条の２．－⑶－③の規定により、14日に１回の給付を限度とします。		

第２条　補足説明

＊１　責任開始の時

第１条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊２　傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）を直接の原因とする傷害をいいます。

＊３　疾病

公的医療保険制度（別表５★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた「不慮の事故（別表２★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号Ｆ11.2、Ｆ12.2、Ｆ13.2、Ｆ14.2、Ｆ15.2、Ｆ16.2、Ｆ18.2、Ｆ19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊４　入院日数が１日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

＊５　医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

公的医療保険制度（別表５★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表７★）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

＊６　先進医療に該当する手術

放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金　額	受取人
放射線治療給付金	被保険者が、保険期間中に、次のすべてを満たす診療行為（別表９★）（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき ⑴　責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする診療行為 ⑵　⑴の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする診療行為 ⑶　病院または診療所（別表３★）における診療行為 ⑷　次のいずれかに該当する診療行為 ①　医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為*7 ②　先進医療（別表８★）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為	放射線治療１回につき、 （入院給付金日額） × 10	入院給付金受取人
	（注）　本条の２．－⑷－②の規定により、「放射線照射」または「温熱療法」による診療行為それぞれにつき、60日に１回の給付を限度とします。		
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき （注）　保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	（入院給付金日額） × 10	死亡給付金受取人

２．給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　全般について

項　目	内　容
①　入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
②　入院給付金等*8の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*8がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金等*8を死亡給付金受取人に支払います。

第２条　補足説明

＊７　医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為

公的医療保険制度（別表５★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表７★）に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

＊８　入院給付金等

次の⑴から⑶をいいます。

⑴　入院給付金

⑵　手術給付金

⑶　放射線治療給付金

⑵ 入院給付金について

項　目	内　容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*9からその日を含めて２年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 （注） この規定は、手術給付金、放射線治療給付金および死亡給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*11を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上したとき	「入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を１回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*11を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、１回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 入院給付金の支払限度日数	ア. １回の入院について60日とします。 イ. 通算して1,000日とします。

第２条　補足説明

＊９　責任開始の日

第１条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊10 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

＊11 同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*3をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

項　目	内　容
⑥　入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」以外に異なる「傷害*2または疾病*3」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」により継続して入院したものとみなします。 (注)　特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第47条）が適用されたことによって入院給付金が支払われない入院の開始時に異なる「傷害*2または疾病*3」を併発していたとき、または入院中に異なる「傷害*2または疾病*3」を併発したときは、併発した「傷害*2または疾病*3」の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その「傷害*2または疾病*3」の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑦　入院給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」以外に異なる「傷害*2または疾病*3」が生じたとき	
⑧　入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金日額が減額（第26条）されたとき	入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する入院給付金の支払金額は、減額後の入院給付金日額に基づいて計算します。
⑨　入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

(3)　手術給付金について

項　目	内　容
①　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア．責任開始の日*9からその日を含めて２年を経過した後に手術を受けた場合 イ．この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
②　被保険者が、同時期に２種類以上の手術給付金の支払事由に該当する手術*12を受けたとき	ア．いずれか１種類の手術*12についてのみ手術給付金を支払います。 イ．ア．の場合、それぞれの手術*12の種類に応じた手術給付金の金額のうち、もっとも高い金額を支払います。 (注)　この規定は、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術に対する手術給付金の支払いに関しては適用しません。

第２条　補足説明

＊12　手術

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

項　目	内　容
③　被保険者が、手術給付金の支払事由の⑷－①に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術*13に該当するとき	ア．一連の手術*13のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間を同一手術期間とします。 イ．同一手術期間経過後に一連の手術*13を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術*13を受けた場合についても同様とします。 ウ．同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の１．の規定に基づき手術給付金を支払い、同一手術期間中は１回の給付を限度とします。 エ．同一手術期間中、最初に受けた手術よりも手術給付金の倍率の高い手術を受けたときは、ウ．にかかわらず、倍率の高い手術のうち最初に受けた手術について、同一手術期間中最初に受けた手術に対する手術給付金の給付倍率を差し引いた給付倍率に基づいて計算した金額を支払います。 オ．同一手術期間中に、入院給付金日額が減額（第26条）された場合で、減額された日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ．により手術給付金が支払われるときは、減額後の入院給付金日額に基づいて計算した金額を支払います。 カ．同一手術期間中に、入院給付金受取人が変更された場合で、変更日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ．により手術給付金が支払われるときは、変更後の入院給付金受取人に支払います。

⑷　放射線治療給付金について

項　目	内　容
①　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により放射線治療を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア．責任開始の日*9からその日を含めて２年を経過した後に放射線治療を受けた場合 イ．この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
②　被保険者が、放射線治療を複数回受けたとき	ア．最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。なお、同一放射線治療期間の計算にあたっては、放射線照射による診療行為および温熱療法による診療行為は、それぞれ別に計算します。 イ．同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、１回の給付を限度とします。

第２条　補足説明

＊13　医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術

本条の２．－⑶－③において「一連の手術」といいます。

⑸ 死亡給付金について

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表１（P.492参照）、別表２（P.492参照）、別表３（P.492参照）、別表４（P.493参照）、別表５（P.493参照）、別表６（P.493参照）、別表７（P.493参照）、別表８（P.493参照）、別表９（P.493参照）

第３条　免責事由

１．支払事由（第２条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金	支払事由が次のいずれかによるとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） ⑼　地震、噴火または津波 ⑽　戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　死亡給付金受取人の故意 ⑶　この保険契約の復活（第16条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 ⑷　戦争その他の変乱

２．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院給付金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院給付金等*2の金額の一部または全部を支払います。
⑵　死亡給付金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑶　「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
⑷　免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金*3を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第３条　補足説明

＊１　他覚所見のないもの
医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

＊２　入院給付金等
次の⑴から⑶をいいます。
⑴　入院給付金
⑵　手術給付金
⑶　放射線治療給付金

＊３　責任準備金
入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

3 給付金の支払請求手続について

第４条 給付金の支払請求手続

1．給付金の支払事由（第２条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表10★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

3．この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴ 死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表10★）
⑵ 次のいずれかの書類
① 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
② 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶ 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表10（P.494参照）

第５条 給付金の支払時期

1．会社は、必要書類（別表10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。

2．会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の１．の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴ 給付金の支払事由（第２条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
⑵ 給付金支払いの免責事由（第３条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
⑶ 告知義務違反（第20条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷ この約款に定める重大事由（第22条）、詐欺（第17条）または不法取得目的（第18条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第22条（重大事由による解除）の１．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3．本条の２．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の１．および２．にかかわらず、給付金を支払うべき期

第４条 補足説明

＊１ 死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２ 官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

第５条 補足説明

＊１ ⑴から⑷に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

限は、必要書類（別表10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

⑴　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180日
⑵　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　180日
⑶　本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　180日
⑷　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　　180日

４．本条の２．および３．の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。
５．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

★別表10（P.494参照）

第５条　補足説明

＊２　⑴から⑷に定める日数
⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

＊３　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

4　死亡給付金の支払方法の選択について

第６条　死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

第６条　補足説明

＊１　死亡給付金
死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

5　保険料の払込免除について

第７条　保険料の払込免除

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第11条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第８条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表11★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表11★）になったとき

第７条　補足説明

＊１　責任開始の時
第１条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第16条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ①　その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表11★）になったとき ②　その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表11★）になったとき
⑵　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表11★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ①　この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第19条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ②　その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
⑶　保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後の保険料について、第11条（保険料の払込み）の1．に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表2（P.492参照）、別表11（P.495参照）

第8条　保険料の払込免除の免責事由

1．保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
保険料の払込免除　高度障害状態による	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表11★）になったとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　被保険者の故意 ⑶　被保険者の自殺行為 ⑷　被保険者の犯罪行為 ⑸　戦争その他の変乱

第7条　補足説明

＊2　責任開始の時以後の原因
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊3　この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表11★）になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　地震、噴火または津波 ⑼　戦争その他の変乱

2．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表11（P.495参照）

6　保険料の払込免除の請求手続について

第９条　保険料の払込免除の請求手続

1．保険料の払込免除事由（第７条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表10★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第５条（給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表10（P.494参照）

7　保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第10条　保険料払込期間中の被保険者の死亡

1．保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2．本条の１．の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

8　保険料の払込みについて

第11条　保険料の払込み

1．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴　年払	契約成立日（第１条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵　半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	
⑶　月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

２．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第12条　保険料の払込方法（経路）

１．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴　会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
⑵　会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑶　会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑷　所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
⑸　会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
⑹　会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

２．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　本条の１．－⑴の方法において、払込期月（第11条）中に保険料が払い込まれなかったとき	①　保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第11条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第11条）中でも集金人を派遣します。 ②　月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
⑵　本条の１．－⑴から⑷の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	①　保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ②　変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第13条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

１．保険料が払込期月（第11条）の契約成立日（第１条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

⑴　この保険契約が消滅したとき
⑵　保険料の払込みが不要となったとき

２．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第11条）までに、給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第11条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２　翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

第12条　補足説明

＊１　会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２　所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第13条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項　目	内　容
(1)　給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2)　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条　保険料の前納および予納

1．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第11条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
(1)　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2)　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて３か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

2．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

第14条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

9　失効と復活について

第15条　保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第11条（保険料の払込み）の１．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第16条　保険契約の復活

1．保険契約者は、第15条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて３年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第19条）および告知義務違反による解除（第20条）の規定を適用します。
2．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。
3．この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

第16条　補足説明

＊１　保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

10 取消しと無効について

第17条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第16条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第18条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第16条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

(1) 給付金を不法に取得する目的
(2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

11 告知義務と解除について

第19条 告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第16条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第20条 告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第16条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2．会社は、給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

(1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第21条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第20条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴　この保険契約の締結または復活（第16条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第19条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第19条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第19条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第21条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　責任開始の日
第１条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第22条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

第22条　補足説明

＊１　給付金
この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

2．会社は、給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第20条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。
4．重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5．本条の４．の規定にかかわらず、本条の１．－⑷の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の４．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12　契約内容の変更および更新等について

第23条　保険料払込方法の変更

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第２回以後の保険料の払込方法について、第11条（保険料の払込み）および第12条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2．保険料の払込方法（回数）（第11条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第24条　保険契約の更新

1．この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の２週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　更新日*1における被保険者の年齢（第36条）が79歳以下であること
⑶　更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2．この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後契約の保険料	①　更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後契約の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の１．および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。

第22条　補足説明

＊２　給付金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

第24条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日
本条において「更新日」といいます。

項　目	内　容
⑶　更新後契約の入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の入院給付金日額を変更して更新することができます。
⑷　更新後契約の保険期間	①　更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
⑸　この保険契約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③　この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第１条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
⑺　更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑹の規定を準用します。ただし、更新後の入院給付金日額について、更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条　保険期間が終身の保険契約への変更

１．第24条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）契約に変更することができます。

⑴　この保険契約の保険料の払込みが免除（第７条）されていないこと
⑵　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑶　変更日*1における被保険者の年齢（第36条）が75歳以下であること

２．保険期間が終身の５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）(2011)契約への変更について、次のとおり取り扱います。

第25条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

項　目	内　容
⑴　変更後契約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　保険料の払込方法（回数）（第11条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
⑵　変更後契約*2の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第11条（保険料の払込み）の１．および第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第11条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後契約*2の給付金の支払事由（第２条） イ．変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第７条） ウ．変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
⑶　変更後契約*2の入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の入院給付金日額を変更することができます。
⑷　変更後契約*2に変更されたとき	①　変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第７条・第８条）および告知義務違反による解除（第20条・第21条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤　変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑸　変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第１条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第37条・第38条）に準じて取り扱います。
⑹　変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑷－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険

第25条　補足説明

＊２　変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）(2011)契約をいいます。

＊３　保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑸の規定を準用します。ただし、変更後の入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日*3の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条　入院給付金日額の減額

１．保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

２．入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第27条）されたものとして取り扱います。
⑵　将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
⑶　入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

13　解約等について

第27条　保険契約の解約

１．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。

２．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第28条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第28条　返戻金

１．この保険契約には返戻金はありません。

２．本条の１．の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（入院給付金日額の10倍の金額）と同額とします。

⑴　保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
⑵　保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

３．返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第29条　保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第７条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

第29条　補足説明

＊１　消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊２　保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第11条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

(1) 給付金の支払事由（第２条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
(2) 告知義務違反（第20条）または重大事由（第22条）によりこの保険契約が解除されたとき
(3) 減額（第26条）または解約（第27条）されたとき

第30条 給付金の受取人による保険契約の存続

1．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

2．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2) 保険契約者と異なる者であること

3．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第２条）が生じ、会社が給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

14 給付金の受取人および保険契約者について

第31条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1．保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第２条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。

2．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第32条 遺言による給付金の受取人の変更

1．第31条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第２条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。

2．本条の１．の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3．本条の１．および２．による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第30条 補足説明

＊1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

第33条　給付金の受取人の死亡

1．給付金の受取人が給付金の支払事由（第２条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2．本条の１．の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3．本条の１．および２．により給付金の受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第34条　保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第35条　保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4．死亡給付金について、受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。入院給付金等*1についても同様とします。

第35条　補足説明

＊１　入院給付金等
次の⑴から⑶をいいます。
⑴　入院給付金
⑵　手術給付金
⑶　放射線治療給付金

15　契約年齢の計算等について

第36条　契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下のものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。
2．被保険者の契約後の年齢は、本条の１．に規定する契約年齢に契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに１歳加えて計算します。

第36条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第37条　契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第36条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第１条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第38条　性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

16 社員配当金（保険契約者への配当）について

第39条 社員配当金の割当ておよび支払い

1．会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑷の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑷に該当する保険契約については、⑶に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴ 次の事業年度中に契約成立日*1（第１条）の５年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その５年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その５年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ．保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
⑵ 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約*3	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第24条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第25条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① ⑴－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② ⑴－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、⑴の規定を適用します。
⑶ 次の事業年度中に契約成立日*4および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	① 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ② ①以外の場合は、保険契約者に支払います。
⑷ 次の事業年度中に契約成立日*4からその日を含めて２年および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、⑵または⑶以外の事由により消滅する保険契約*5	保険契約者に支払います。

2．会社は、本条の１．の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

3．保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第５条（給付金の支払時期）の１．の規定を準用します。

第39条 補足説明

＊１ 契約成立日

次の⑴から⑶のとおり取り扱います。

⑴ 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。

⑵ 保険契約が更新されたときは、更新日とします。

⑶ 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

＊２ 契約成立日の５年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「５年ごと応当日」といいます。

＊３ 保険期間が満了する保険契約

第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第36条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

＊４ 契約成立日

次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴ 保険契約が更新されたときは、更新日とします。

⑵ 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

＊５ 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

17 その他

第40条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第41条 保険契約者の住所の変更

1．保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2．保険契約者が本条の1．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第42条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1．会社は、この保険契約の給付金の支払事由（第2条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

(1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
(2) 医療技術または医療環境の変化*2

2．この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3．本条の2．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の2週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

(1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第27条）する方法

4．本条の3．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の3．－(1)の方法を指定されたものとみなします。

第43条 契約内容の登録

1．会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
(2) 入院給付金の種類
(3) 入院給付金の日額
(4) 契約成立日*1（第1条）
(5) 当会社名

2．本条の1．の登録の期間は、契約成立日*1から5年*2以内とします。
3．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の1．の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約または特約の申込み*3を受けたときは、協会に対して本条の1．の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4．各生命保険会社等は、本条の2．の登録の期間中に入院給付金のある保険契約または特約の申込み*3があったときは、本条の3．によって連絡された内容を入院給付金のある保険契約または特約の承諾*4の判断の参考とすることができま

第42条 補足説明

＊1 変更日
支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第1条）の応当日（年単位）をいいます。

＊2 医療技術または医療環境の変化
公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第43条 補足説明

＊1 契約成立日
復活（第16条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊2 契約成立日から5年
契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

＊3 申込み
復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

＊4 承諾
復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

す。

5．各生命保険会社等は、契約成立日*5から５年*6以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払いの判断の参考とすることができます。

6．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*4の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。

7．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。

8．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9．本条中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第44条　時効

給付金（第２条）、保険料の払込免除（第７条）、返戻金（第28条）または社員配当金（第39条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条　管轄裁判所

1．この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

2．この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の１．の規定を準用します。

18　特則について

第46条　郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

⑴　第14条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。

⑵　第23条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第47条　特別条件を付ける場合の特則

1．被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴から⑷のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。

⑴　割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

⑵　給付金の削減支払

①　契約成立日（第１条）から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第２条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。

ア．入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。

イ．手術給付金または放射線治療給付金を支払うべきときは、手術給付金または放射線治療給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

②　①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表12★）によって支払事由に該当したときは、給付金の削減支払の対象とはなりません。

第43条　補足説明

＊５　契約成立日
復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

＊６　契約成立日から５年
契約成立日*5において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*5から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第45条　補足説明

＊１　給付金の受取人
給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

＊２　同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第47条　補足説明

＊１　会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

削減期間＼保険年度	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶　特定部位または指定疾病についての不担保
身体の特定部位および指定疾病（別表13★）のうち、この保険契約の締結の際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときまたは手術もしくは放射線治療を受けたときは、これに対応する入院給付金等*2は支払いません。ただし、災害または感染症（別表12★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

⑷　特定高度障害状態についての不担保
疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*3になったときは、保険料の払込みを免除（第７条）しません。ただし、感染症（別表12★）によって特定高度障害状態*3になったときは、保険料の払込みを免除します。

２．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　この保険契約が効力を失ったとき（第15条）は、第16条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

⑵　この保険契約の更新（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
①　割増保険料の払込み	第24条（保険契約の更新）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
②　給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第24条（保険契約の更新）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③　特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態*3についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア．更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*3についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*3についての不担保の条件は適用されません。

⑶　保険期間が終身の保険契約への変更（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
①　割増保険料の払込み	第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。

第47条　補足説明

＊２　入院給付金等
次の⑴から⑶をいいます。
⑴　入院給付金
⑵　手術給付金
⑶　放射線治療給付金

＊３　特定高度障害状態
高度障害状態（別表11★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
② 給付金の削減支払	ア. 削減期間中は、第25条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ. 削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*4には変更前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保または特定高度障害状態*3についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア. 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*4には変更前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*3についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ. 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*4には変更前契約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件または特定高度障害状態*3についての不担保の条件は適用されません。

⑷ 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表11（P.495参照）、別表12（P.496参照）、別表13（P.497参照）

第48条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴ この保険契約の保険料払込期間中に入院給付金等*2が支払われるべきときは、第２条（給付金の支払い）の２．－⑴－②を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
② 入院給付金等*2の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*2がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院給付金等*2を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

⑵ この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

① 第13条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の１．中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。

② 第39条（社員配当金の割当ておよび支払い）の１．－⑴－②を次のとおり読み替えます。

② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

③ 第39条（社員配当金の割当ておよび支払い）の１．－⑶の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第47条 補足説明

＊4　変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）(2011)契約をいいます。

第48条 補足説明

＊1　被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

＊2　入院給付金等

次の⑴から⑶をいいます。

⑴ 入院給付金
⑵ 手術給付金
⑶ 放射線治療給付金

別表１　入院給付金の支払対象となる入院

入院給付金の支払対象となる「入院」とは、医師（注１）による治療（注２）が必要であり、かつ自宅等での治療（注２）が困難なため、病院または診療所（別表３）に入り、常に医師（注１）の管理下において治療（注２）に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、次の⑴から⑶などは入院給付金の支払対象となる入院には該当しません。

⑴　美容整形のための入院
⑵　正常分娩のための入院
⑶　治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院

注
１．四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
２．柔道整復師による施術を含みます。

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。
１．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
２．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
３．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．入浴中の溺水
５．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
６．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
７．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
８．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
９．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表３　病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の⑴または⑵のいずれかに該当するものとします。
⑴　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（入院給付金の支払いについては、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。）
⑵　⑴と同等の日本国外にある医療施設

別表４　手術給付金の支払対象となる「手術」

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表３）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の⑴から⑻などは手術給付金の支払対象となる手術には該当しません。

⑴　処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック
⑵　診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注）
⑶　美容整形上の手術
⑷　不妊を目的とする手術
⑸　正常分娩における手術
⑹　人工妊娠中絶手術（注）
⑺　歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注）
⑻　屈折異常に対する視力矯正手術

注
医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で手術料が算定される場合には、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表５　公的医療保険制度

次の⑴から⑺のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
⑴　健康保険法
⑵　国民健康保険法
⑶　国家公務員共済組合法
⑷　地方公務員等共済組合法
⑸　私立学校教職員共済法
⑹　船員保険法
⑺　高齢者の医療の確保に関する法律

別表６　医科診療報酬点数表

平成22年４月１日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表７　歯科診療報酬点数表

平成22年４月１日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表８　先進医療

平成22年４月１日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、平成18年９月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。なお、診断、測定、試験、解析、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与などは含みません。

別表９　放射線治療給付金の支払対象となる診療行為

放射線治療給付金の支払対象となる「診療行為」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表３）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的とする放射線照射または温熱療法による診療行為をいいます。なお、次の⑴から⑸などは放射線治療給付金の支払対象となる診療行為には該当しません。

⑴　処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など）
⑵　検査（エックス線診断など）
⑶　血液照射
⑷　放射性化合物の投与による照射（内用療法など）（注）
⑸　歯科治療に伴う放射線照射（注）

注
医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で放射線治療料が算定される場合には、放射線治療給付金の支払対象となる診療行為に該当します。

別表10　給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
1．入院給付金の支払い	(1)　入院給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3)　入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　不慮の事故（別表２）を原因とするときは、不慮の事故（別表２）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
2．手術給付金の支払い	(1)　手術給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3)　手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　最終の保険料の払込みを証明する書類
3．放射線治療給付金の支払い	(1)　放射線治療給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の医師の放射線治療証明書 (3)　放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　放射線治療給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　最終の保険料の払込みを証明する書類
4．死亡給付金の支払い	(1)　死亡給付金支払請求書 (2)　医師の死亡診断書または検案書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
5．保険料の払込免除	(1)　保険料払込免除請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書、第７条（保険料の払込免除）の１．に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表２）であることを証明する書類 (3)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表11　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表12　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

別表13　特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1．眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
2．鼻（副鼻腔を含む。）
3．耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
4．口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
5．甲状腺
6．咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
7．肺臓・胸膜・気管・気管支
8．胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）
9．肝臓・胆嚢・胆管
10．膵臓
11．盲腸（虫様突起を含む。）
12．大腸・小腸
13．直腸・肛門
14．腎臓・尿管
15．膀胱・尿道
16．前立腺
17．睾丸・副睾丸
18．乳房（乳腺を含む。）
19．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
20．頸椎部（当該神経を含む。）
21．胸椎部（当該神経を含む。）
22．腰椎部（当該神経を含む。）
23．右上肢（右肩関節部を含む。）
24．左上肢（左肩関節部を含む。）
25．右下肢（右股関節部を含む。）
26．左下肢（左股関節部を含む。）
27．鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28．鎖骨
29．皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30．妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31．仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32．食道
42．顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43．上顎骨・下顎骨・顎関節
44．甲状腺・副甲状腺
45．食道・胃・十二指腸
46．食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47．肝臓（肝内胆管を含む。）
48．胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49．脾臓
50．腎臓・尿管・膀胱・尿道
51．睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53．妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54．頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55．腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56．脊椎部（当該神経を含む。）
57．上肢（肩関節部を含む。）
58．下肢（股関節部を含む。）
59．上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60．痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61．末梢動脈疾患

５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）普通保険約款目次

この保険の特色……499

1　保険契約の型について
第１条　保険契約の型……499

2　保障の開始について
第２条　保険期間開始の時……499
第３条　責任開始の時……500

3　がんの定義および診断確定について
第４条　がんの定義および診断確定……500

4　給付金等の支払いについて
第５条　給付金・支援金の支払い……500
第６条　死亡給付金の免責事由……502

5　給付金等の支払請求手続について
第７条　給付金・支援金の支払請求手続……503
第８条　給付金・支援金の支払時期……504

6　死亡給付金の支払方法の選択について
第９条　死亡給付金の支払方法の選択……505

7　がん健康支援金のすえ置き支払について
第10条　がん健康支援金のすえ置き支払……505

8　保険料の払込免除について
第11条　保険料の払込免除……505
第12条　保険料の払込免除の免責事由……506

9　保険料の払込免除の請求手続について
第13条　保険料の払込免除の請求手続……507

10　保険料払込期間中の被保険者の死亡について
第14条　保険料払込期間中の被保険者の死亡……507

11　保険料の払込みについて
第15条　保険料の払込み……507
第16条　保険料の払込方法（経路）……508
第17条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……508
第18条　保険料の前納および予納……509

12　失効と復活について
第19条　保険契約の失効……509
第20条　保険契約の復活……509

13　取消しと無効について
第21条　がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効……510
第22条　詐欺による取消し……510
第23条　不法取得目的による無効……510

14　告知義務と解除について
第24条　告知義務……511
第25条　告知義務違反による解除……511
第26条　告知義務違反による解除ができないとき……511
第27条　重大事由による解除……512

15　契約内容の変更および更新等について
第28条　保険料払込方法の変更……513
第29条　保険契約の更新……513
第30条　保険期間が終身の保険契約への変更……514
第31条　がん入院給付金日額の減額……516

16　解約等について
第32条　保険契約の解約……516
第33条　返戻金……516
第34条　保険料の未経過分に相当する返還金……516
第35条　給付金の受取人による保険契約の存続……517

17　給付金の受取人および保険契約者について
第36条　会社への通知による給付金の受取人の変更……517
第37条　遺言による給付金の受取人の変更……517
第38条　給付金の受取人の死亡……518
第39条　保険契約者の権利義務の承継……518
第40条　保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者……518

18　契約年齢の計算等について
第41条　契約年齢の計算……518
第42条　契約年齢の誤りの処理……518
第43条　性別の誤りの処理……518

19　社員配当金（保険契約者への配当）について
第44条　社員配当金の割当ておよび支払い……519

20　その他
第45条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……520
第46条　保険契約者の住所の変更……520
第47条　時効……520
第48条　管轄裁判所……520

21　特則について
第49条　郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則……520
第50条　特別条件を付ける場合の特則……520
第51条　被指定契約がある場合の特則……521

別表１　対象となる悪性新生物および上皮内新生物……522
別表２　新生物の形態の性状コード……522
別表３　給付金・支援金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……523
別表４　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……523
別表５　対象となる不慮の事故……525
別表６　感染症……525

5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）普通保険約款

（実施　2015.4.2 ／改正　2020.7.2）

この保険の特色	
目的・内容	がんによる所定の入院に対する保障
給付金等の種類	⑴　がん入院給付金 ⑵　死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。） ⑶　がん健康支援金（保険契約の型がⅡ型の場合に限ります。）
配当タイプ	５年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1　保険契約の型について

第１条　保険契約の型

１．保険契約の型は、給付金・支援金の組合せにより、次のⅠ型およびⅡ型の２つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか１つの型を選択することを必要とします。

保険契約の型 / 給付金・支援金	Ⅰ型	Ⅱ型
がん入院給付金	○	○
死亡給付金	○	○
がん健康支援金	－	○

（注）○：当該給付金・支援金が組み込まれていることを表します。
ただし、死亡給付金については、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。

２．本条の１．により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

2　保障の開始について

第２条　保険期間開始の時

１．この保険契約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
⑵　会社が、第１回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第24条）を受けた時 ②　第１回保険料相当額を受け取った時

２．本条の１．に規定する保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第41条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

３．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名または名称
⑶　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷　受取人の氏名または名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険給付の額
⑻　保険料およびその払込方法
⑼　契約成立日
⑽　保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

第3条　責任開始の時

この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
⑴　がん入院給付金	保険期間開始の日（第２条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
⑵　保険料の払込免除	保険期間開始の時*2（第２条）

3　がんの定義および診断確定について

第4条　がんの定義および診断確定

1．この保険契約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表１★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表２★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。
2．がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

⑴　病理組織学的所見*1による診断確定
⑵　病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

★別表１（P.522参照）、別表２（P.522参照）

4　給付金等の支払いについて

第5条　給付金・支援金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、給付金または支援金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または支援金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由（第６条）に該当するときは支払いません。なお、給付金または支援金の支払いに関しては、第１条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・支援金の種類に限ります。

第3条　補足説明

＊1　保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
「がん給付の責任開始の時」といいます。

＊2　保険期間開始の時
「保険料の払込免除の責任開始の時」といいます。

第4条　補足説明

＊1　病理組織学的所見
生検を含みます。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金　額	受取人
がん入院給付金	がん給付の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、がん給付の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をしたとき ⑴　がん給付の責任開始の時*1以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院 ⑵　病院または診療所*3への入院 ⑶　入院日数が１日*4以上の入院	１回の入院につき、 （がん入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき （注）　保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	（がん入院給付金日額） × 10	死亡給付金受取人
がん健康支援金	被保険者が、次のいずれかの「がん健康支援金判定期間」の満了時に生存し、かつ、その「がん健康支援金判定期間」中に５日以上の継続した入院に対するがん入院給付金が支払われなかったとき 「がん健康支援金判定期間」 ⑴　保険期間*5中の契約成立日*6（第２条）の５年ごとの応当日*7の前日を終期とする５年間 ⑵　保険期間*5中の最終の５年ごと応当日*7から保険期間*5満了の時までの期間*8 （注）　保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、⑵は適用しません。	（がん入院給付金日額） × 5	保険契約者

２．給付金または支援金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　全般について

項　目	内　容
①　入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
②　がん入院給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん入院給付金を死亡給付金受取人に支払います。

⑵　がん入院給付金について

項　目	内　容
①　被保険者が、保険期間中にがん入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。

第５条　補足説明

＊１　がん給付の責任開始の時

第３条（責任開始の時）の規定により、がん入院給付金について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

＊２　入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

＊３　病院または診療所

次の⑴または⑵のいずれかに該当するものとします。

⑴　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

⑵　⑴と同等の日本国外にある医療施設

＊４　入院日数が１日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

＊５　保険期間

保険期間が終身の保険契約の場合で、保険期間と保険料払込期間が異なるときは、保険料払込期間とします。

＊６　契約成立日

次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　保険契約が更新（第29条）されたときは、更新日とします。

⑵　保険期間が終身の保険契約に変更（第30条）されたときは、変更日とします。

＊７　契約成立日の５年ごとの応当日

本条において「５年ごと応当日」といいます。

項　目	内　容
②　被保険者が、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア．保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、１回の入院とみなします。 イ．保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア．に準じて取り扱います。
③　被保険者が、がん入院給付金の支払事由に該当する入院中に、「がん以外の疾病または傷害」の治療を開始し入院を継続したとき	その「がん以外の疾病または傷害」の治療を開始した日以後の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
④　被保険者が、「がん以外の疾病または傷害」による入院中に、がんと診断確定されたとき	そのがんの診断確定日以前の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
⑤　がん入院給付金が支払われるべき入院中に、がん入院給付金日額が減額（第31条）されたとき	がん入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対するがん入院給付金の支払金額は、減額後のがん入院給付金日額に基づいて計算します。
⑥　がん入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対するがん入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

⑶　死亡給付金について

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

⑷　がん健康支援金について

項　目	内　容
①　被保険者が、がん入院給付金が支払われる入院を２回以上したとき	その２回以上の入院について、⑵－②により、がん入院給付金の支払いにあたって１回の入院とみなすときは、継続した１回の入院とみなします。
②　被保険者が、「がん健康支援金判定期間」の満了時を含んでがん入院給付金が支払われる入院を継続したとき	「がん健康支援金判定期間」の満了後の入院についても、その入院を開始した日を含む「がん健康支援金判定期間」中の入院とみなします。
③　がん健康支援金が支払われた後に、その「がん健康支援金判定期間」中に支払事由が生じた５日以上の継続した入院に対するがん入院給付金が支払われるとき	ア．がん入院給付金の合計額からがん健康支援金額を差し引いて支払います。 イ．がん入院給付金の合計額ががん健康支援金額に不足するときは、保険契約者は、その不足する金額を会社に返還することを必要とします。

第６条　死亡給付金の免責事由

１．死亡給付金の支払事由（第５条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。

＊８　保険期間中の最終の５年ごと応当日から保険期間満了の時までの期間

保険期間*5が５年未満の場合には、契約成立日*6から保険期間*5満了の時までの期間とします。

	免責事由（支払事由が生じても死亡給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　死亡給付金受取人の故意 ⑶　この保険契約の復活（第20条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 ⑷　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　死亡給付金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑵　「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
⑶　免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

5　給付金等の支払請求手続について

第７条　給付金・支援金の支払請求手続

1．給付金の支払事由（第５条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．給付金または支援金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表３★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

3．この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表３★）
⑵　次のいずれかの書類
①　死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表３（P.523参照）

第６条　補足説明

＊１　責任準備金
がん入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

第７条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

第８条　給付金・支援金の支払時期

1．会社は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、会社の本社で給付金または支援金を支払います。

2．会社は、給付金または支援金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から給付金または支援金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の１．の規定にかかわらず、給付金または支援金を支払うべき期限は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴　給付金または支援金の支払事由（第５条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
⑵　給付金支払いの免責事由（第６条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
⑶　告知義務違反（第25条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由（第27条）、詐欺（第22条）または不法取得目的（第23条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第27条（重大事由による解除）の１．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3．本条の２．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の１．および２．にかかわらず、給付金または支援金を支払うべき期限は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

⑴　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180日
⑵　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　180日
⑶　本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　180日
⑷　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　180日

4．本条の２．および３．の確認を行うときは、会社は、給付金または支援金の受取人（給付金または支援金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。

5．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金または支援金を支払いません。

★別表３（P.523参照）

第８条　補足説明

＊１　⑴から⑷に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

＊２　⑴から⑷に定める日数
⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

＊３　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

6 死亡給付金の支払方法の選択について

第9条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

第9条 補足説明

＊1 死亡給付金
死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

7 がん健康支援金のすえ置き支払について

第10条 がん健康支援金のすえ置き支払

1．がん健康支援金の支払事由（第５条）が生じた日以後、会社は、がん健康支援金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。
2．すえ置いたがん健康支援金は、次のとおり支払います。

項　目	内　容
⑴ 死亡給付金を支払うとき	死亡給付金受取人に支払います。
⑵ 死亡給付金の支払以外によりこの保険契約が消滅するとき	保険契約者に支払います。
⑶ 保険契約者から請求があったとき	

8 保険料の払込免除について

第11条 保険料の払込免除

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第15条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第12条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表４★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表５★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表４★）になったとき

2．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

第11条 補足説明

＊1 保険料の払込免除の責任開始の時
第３条（責任開始の時）の規定により、保険料の払込免除について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項　目	内　容
(1)　保険料の払込免除の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ①　その障害状態に、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表４★）になったとき ②　その障害状態に、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表５★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表４★）になったとき
(2)　被保険者が、保険料の払込免除の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表４★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ①　この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第24条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ②　その原因について、この保険契約の保険料の払込免除の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、保険料の払込免除の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3)　保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後の保険料について、第15条（保険料の払込み）の１．に規定する払込期月中の契約成立日（第２条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表４（P.523参照）、別表５（P.525参照）

第12条　保険料の払込免除の免責事由

１．保険料の払込免除事由（第11条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
保険料の払込免除　高度障害状態による	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表４★）になったとき (1)　保険契約者の故意 (2)　被保険者の故意 (3)　被保険者の自殺行為 (4)　被保険者の犯罪行為 (5)　戦争その他の変乱

第11条　補足説明

＊２　保険料の払込免除の責任開始の時以後の原因

保険料の払込免除の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊３　この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表４★）になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　地震、噴火または津波 ⑼　戦争その他の変乱

２．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表４（P.523参照）

9　保険料の払込免除の請求手続について

第13条　保険料の払込免除の請求手続

１．保険料の払込免除事由（第11条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
２．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表３★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
３．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第８条（給付金・支援金の支払時期）の規定を準用します。

★別表３（P.523参照）

10　保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第14条　保険料払込期間中の被保険者の死亡

１．保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
２．本条の１．の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

11　保険料の払込みについて

第15条　保険料の払込み

１．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴　年払	契約成立日（第２条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵　半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	
⑶　月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

２．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第16条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第16条　保険料の払込方法（経路）

１．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴　会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
⑵　会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑶　会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑷　所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
⑸　会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
⑹　会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

２．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　本条の１．－⑴の方法において、払込期月（第15条）中に保険料が払い込まれなかったとき	①　保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第15条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第15条）中でも集金人を派遣します。 ②　月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
⑵　本条の１．－⑴から⑷の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	①　保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ②　変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第17条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

１．保険料が払込期月（第15条）の契約成立日（第２条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

⑴　この保険契約が消滅したとき
⑵　保険料の払込みが不要となったとき

２．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第15条）までに、給付金もしくは支援金の支払事由（第５条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第15条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２　翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

第16条　補足説明

＊１　会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２　所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第17条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項　目	内　容
(1)　給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2)　がん健康支援金を支払うとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(3)　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第18条　保険料の前納および予納

1．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第15条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
(1)　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第２条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
(2)　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて３か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

2．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

第18条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

12　失効と復活について

第19条　保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第15条（保険料の払込み）の１．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第20条　保険契約の復活

1．保険契約者は、第19条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて３年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第24条）および告知義務違反による解除（第25条）の規定を適用します。

2．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。

第20条　補足説明

＊１　保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

3．この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

13 取消しと無効について

第21条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1．被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第24条）の時前または告知の時からがん給付の責任開始の時*1前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この保険契約は無効とします。
2．本条の1．の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。なお、返戻金（第33条）がある場合には、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
(2) 告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からがん給付の責任開始の時*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3．本条の1．および2．の規定は、この保険契約の復活（第20条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料*2とします。
4．本条の3．の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約（第32条）されたものとして取り扱います。
5．本条の規定にかかわらず、第25条（告知義務違反による解除）または第27条（重大事由による解除）に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第22条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第20条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第23条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第20条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

(1) 給付金を不法に取得する目的
(2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

第21条 補足説明

＊1 がん給付の責任開始の時
第3条（責任開始の時）の規定により、がん入院給付金について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

＊2 その復活の時から無効とする時までの保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

14 告知義務と解除について

第24条 告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第20条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第５条）または保険料の払込免除事由（第11条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第25条 告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第20条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第24条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、給付金もしくは支援金の支払事由（第５条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 給付金または支援金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2) すでに給付金または支援金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、給付金もしくは支援金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金もしくは支援金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

(1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第33条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第26条 告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第25条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

(1) この保険契約の締結または復活（第20条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
(2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第24条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
(3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第24条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
(4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
(5) 保険期間開始の日*2からその日を含めて２年以内に給付金の支払事由（第５条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じないで、その期間を経過したとき

第26条 補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　保険期間開始の日
第２条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第24条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第27条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、給付金もしくは支援金の支払事由（第５条）または保険料の払込免除事由（第11条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金もしくは支援金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金もしくは支援金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　給付金*2または支援金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに給付金*2または支援金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第25条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。
4．重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第33条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5．本条の４．の規定にかかわらず、本条の１．－⑷の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の４．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第27条　補足説明

＊１　給付金
この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

＊２　給付金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

15 契約内容の変更および更新等について

第28条 保険料払込方法の変更

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第２回以後の保険料の払込方法について、第15条（保険料の払込み）および第16条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。

2．保険料の払込方法（回数）（第15条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第29条 保険契約の更新

1．この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の２週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴ この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵ 更新日*1における被保険者の年齢（第41条）が79歳以下であること
⑶ 更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2．この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴ 更新後契約の保険料	① 更新日*1の保険料率が適用されます。 ② 更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵ 更新後契約の第１回保険料の払込み	① 第１回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第15条（保険料の払込み）の１．および第17条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ② ①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
⑶ 更新後契約のがん入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日のがん入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約のがん入院給付金日額を変更して更新することができます。
⑷ 更新後契約の保険期間	① 更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ② ①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。

第29条 補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日
本条において「更新日」といいます。

項　目	内　容
⑸　この保険契約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第５条）、保険料の払込免除（第11条・第12条）および告知義務違反による解除（第25条・第26条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③　この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第２条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第42条・第43条）に準じて取り扱います。
⑺　更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑹の規定を準用します。ただし、更新後のがん入院給付金日額について、更新前契約の保険期間満了日のがん入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第30条　保険期間が終身の保険契約への変更

１．第29条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約に変更することができます。

⑴　この保険契約の保険料の払込みが免除（第11条）されていないこと
⑵　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑶　変更日*1における被保険者の年齢（第41条）が75歳以下であること

２．保険期間が終身の５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後契約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　保険料の払込方法（回数）（第15条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

第30条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日
本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

項　目	内　容
⑵　変更後契約*2の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第15条（保険料の払込み）の１．および第17条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第15条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後契約*2の給付金の支払事由（第５条） イ．変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第11条） ウ．変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
⑶　変更後契約*2のがん入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3のがん入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2のがん入院給付金日額を変更することができます。
⑷　変更後契約*2に変更されたとき	①　変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第５条）、保険料の払込免除（第11条・第12条）および告知義務違反による解除（第25条・第26条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 ④　変更前契約にすえ置かれたがん健康支援金があるときは、第10条（がん健康支援金のすえ置き支払）の２．の規定にかかわらず、変更後契約*2においても引き続きすえ置きます。 ⑤　変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑥　変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑸　変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第２条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第42条・第43条）に準じて取り扱います。
⑹　変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑷－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑸の規定を準用します。ただし、変更後のがん入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日*3のがん入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第30条　補足説明

＊２　変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約をいいます。

＊３　保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第31条　がん入院給付金日額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって、がん入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後のがん入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．がん入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第32条）されたものとして取り扱います。
⑵　将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
⑶　がん入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

16　解約等について

第32条　保険契約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。

2．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第33条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第33条　返戻金

1．この保険契約には返戻金はありません。

2．本条の１．の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（がん入院給付金日額の10倍の金額）と同額とします。

⑴　保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
⑵　保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3．返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第34条　保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第21条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効）の２．－⑴－②に該当した場合または保険料の払込みが免除（第11条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

⑴　給付金の支払事由（第５条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
⑵　告知義務違反（第25条）または重大事由（第27条）によりこの保険契約が解除されたとき
⑶　減額（第31条）または解約（第32条）されたとき

第34条　補足説明

＊１　消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊２　保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第15条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

第35条　給付金の受取人による保険契約の存続

1．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

2．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

(1)　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2)　保険契約者と異なる者であること

3．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第５条）が生じ、会社が給付金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1)　給付金の支払事由が生じ、給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるとき	支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払い、その残額を給付金の受取人に支払います。
(2)　支援金の支払事由が生じたとき	①　支払うべき金額が本条の２．の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払い、その残額を支援金の受取人に支払います。 ②　支払うべき金額が本条の２．の金額を下回る場合には、支払うべき金額を債権者等に支払います。さらに、本条の１．により解約の効力が生じたときは、返戻金額を限度に、「本条の２．の金額から債権者等に支払った金額を差し引いた金額」を債権者等に支払い、その残額を保険契約者に支払います。

17　給付金の受取人および保険契約者について

第36条　会社への通知による給付金の受取人の変更

1．保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第５条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。なお、がん健康支援金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

2．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第37条　遺言による給付金の受取人の変更

1．第36条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第５条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる

第35条　補足説明

＊1　会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

部分については、給付金の受取人を変更することはできません。なお、がん健康支援金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

2．本条の１．の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3．本条の１．および２．による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第38条　給付金の受取人の死亡

1．給付金の受取人が給付金の支払事由（第５条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。

2．本条の１．の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。

3．本条の１．および２．により給付金の受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第39条　保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。

2．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第40条　保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。

4．死亡給付金について、受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。がん入院給付金についても同様とします。

18　契約年齢の計算等について

第41条　契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下のものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。

2．被保険者の契約後の年齢は、本条の１．に規定する契約年齢に契約成立日（第２条）の応当日（年単位）*1ごとに１歳加えて計算します。

第42条　契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第41条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第２条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第43条　性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法

第41条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

19 社員配当金（保険契約者への配当）について

第44条 社員配当金の割当ておよび支払い

1．会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑷の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑷に該当する保険契約については、⑶に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴ 次の事業年度中に契約成立日*1（第２条）の５年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その５年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その５年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ．保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
⑵ 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約*3	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第29条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第30条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ① ⑴－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ② ⑴－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、⑴の規定を適用します。
⑶ 次の事業年度中に契約成立日*4および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	① 死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ② ①以外の場合は、保険契約者に支払います。
⑷ 次の事業年度中に契約成立日*4からその日を含めて２年および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、⑵または⑶以外の事由により消滅する保険契約*5	保険契約者に支払います。

2．会社は、本条の１．の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

3．保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第８条（給付金・支援金の支払時期）の１．の規定を準用します。

第44条 補足説明

＊１ 契約成立日

次の⑴から⑶のとおり取り扱います。

⑴ 保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。

⑵ 保険契約が更新されたときは、更新日とします。

⑶ 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

＊２ 契約成立日の５年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「５年ごと応当日」といいます。

＊３ 保険期間が満了する保険契約

第30条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第41条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

＊４ 契約成立日

次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴ 保険契約が更新されたときは、更新日とします。

⑵ 保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

＊５ 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

20 その他

第45条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第46条 保険契約者の住所の変更

1．保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2．保険契約者が本条の1．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第47条 時効

給付金・支援金（第5条）、保険料の払込免除（第11条）、返戻金（第33条）または社員配当金（第44条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第48条 管轄裁判所

1．この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2．この保険契約における支援金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1．の規定を準用します。

第48条 補足説明

＊1 給付金の受取人
給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

＊2 同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

21 特則について

第49条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

⑴ 第18条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
⑵ 第28条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第50条 特別条件を付ける場合の特則

1．被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、特定高度障害状態についての不担保の特別条件を付けることがあります。この場合、疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第11条）しません。ただし、感染症（別表6★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。
2．本条の1．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑶のとおり取り扱います。
⑴ この保険契約が効力を失ったとき（第19条）は、第20条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて2年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
⑵ この保険契約が更新（第29条）されるときは、次のとおり取り扱います。

第50条 補足説明

＊1 会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

＊2 特定高度障害状態
高度障害状態（別表4★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

① 更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。
② 更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

⑶ この保険契約が保険期間が終身の保険契約に変更（第30条）されるときは、次のとおり取り扱います。

① 変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。
② 変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

★別表4（P.523参照）、別表6（P.525参照）

第51条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴ この保険契約の保険料払込期間中にがん入院給付金が支払われるべきときは、第5条（給付金・支援金の支払い）の2．－⑴－②を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
② がん入院給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん入院給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん入院給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

⑵ この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。
① 第10条（がん健康支援金のすえ置き支払）の2．の規定にかかわらず、すえ置かれたがん健康支援金は被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
② 第17条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の1．中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
③ 第44条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1．－⑴－②を次のとおり読み替えます。
② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
④ 第44条（社員配当金の割当ておよび支払い）の1．－⑶の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第50条 補足説明

＊3　変更後契約
保険期間が終身の保険契約に変更された場合の5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約をいいます。

第51条 補足説明

＊1　被指定契約
この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表１　対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

別表２　新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類　腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第５桁コードが次のものをいいます。

第５桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表３　給付金・支援金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．がん入院給付金の支払い	⑴　がん入院給付金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 ⑶　病理組織検査報告書 ⑷　がん入院給付金の受取人の戸籍抄本 ⑸　がん入院給付金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．死亡給付金の支払い	⑴　死亡給付金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　死亡給付金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
３．がん健康支援金の支払い	⑴　がん健康支援金支払請求書 ⑵　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑶　がん健康支援金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑷　がん健康支援金の受取人の印鑑証明書 ⑸　最終の保険料の払込みを証明する書類
４．保険料の払込免除	⑴　保険料払込免除請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書、第11条（保険料の払込免除）の１．に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表５）であることを証明する書類 ⑶　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　給付金・支援金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 ⑶　３．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表４　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵ 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3．耳の障害（聴力障害）

⑴ 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵ 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5．脊柱の障害

⑴ 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵ 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

6．上・下肢の障害

⑴ 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵ 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7．指の障害

⑴ 手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表５　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

１．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
２．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
３．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．入浴中の溺水
５．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの(高山病・潜水病・潜函病を含みます。)、乗り物酔いならびに飢餓・渇
６．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
７．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
８．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
９．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表６　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款目次

この保険の特色……527

1　生活習慣病入院給付金の支払限度の型・７大疾病給付金の給付倍率について
第１条　生活習慣病入院給付金の支払限度の型……527
第２条　７大疾病給付金の給付倍率……527

2　保障の開始について
第３条　保険期間開始の時……527
第４条　責任開始の時……528

3　給付金の支払いについて
第５条　給付金の支払い……529
第６条　死亡給付金の免責事由……536

4　給付金の支払請求手続について
第７条　給付金の支払請求手続……536
第８条　給付金の支払時期……537

5　死亡給付金の支払方法の選択について
第９条　死亡給付金の支払方法の選択……537

6　保険料の払込免除について
第10条　保険料の払込免除……538
第11条　保険料の払込免除の免責事由……539

7　保険料の払込免除の請求手続について
第12条　保険料の払込免除の請求手続……539

8　保険料払込期間中の被保険者の死亡について
第13条　保険料払込期間中の被保険者の死亡……540

9　保険料の払込みについて
第14条　保険料の払込み……540
第15条　保険料の払込方法（経路）……540
第16条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……541
第17条　保険料の前納および予納……541

10　失効と復活について
第18条　保険契約の失効……542
第19条　保険契約の復活……542

11　取消しと無効について
第20条　がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効……542
第21条　がん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い……543
第22条　詐欺による取消し……544
第23条　不法取得目的による無効……544

12　告知義務と解除について
第24条　告知義務……544
第25条　告知義務違反による解除……544
第26条　告知義務違反による解除ができないとき……545
第27条　重大事由による解除……545

13　契約内容の変更および更新等について
第28条　保険料払込方法の変更……546
第29条　保険契約の更新……546
第30条　保険期間が終身の保険契約への変更……547
第31条　生活習慣病入院給付金日額の減額……549

14　解約等について
第32条　保険契約の解約……549
第33条　返戻金……549
第34条　保険料の未経過分に相当する返還金……550
第35条　給付金の受取人による保険契約の存続……550

15　給付金の受取人および保険契約者について
第36条　会社への通知による給付金の受取人の変更……550
第37条　遺言による給付金の受取人の変更……550
第38条　給付金の受取人の死亡……551
第39条　保険契約者の権利義務の承継……551
第40条　保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者……551

16　契約年齢の計算等について
第41条　契約年齢の計算……551
第42条　契約年齢の誤りの処理……551
第43条　性別の誤りの処理……551

17　その他
第44条　社員配当金……552
第45条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……552
第46条　保険契約者の住所の変更……552
第47条　契約内容の登録……552
第48条　時効……553
第49条　管轄裁判所……553

18　特則について
第50条　郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則……553
第51条　特別条件を付ける場合の特則……553
第52条　被指定契約がある場合の特則……554
第53条　７大疾病給付金の給付倍率が０倍の場合の特則……555
第54条　契約成立日が平成20年４月１日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則……555

別表１　１．生活習慣病入院給付金および７大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物……557
２．がんの定義……557
３．がんの診断確定……557
４．新生物の形態の性状コード……557
別表２　生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」……558
別表３　１．７大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の７大疾病」……558
２．急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義……559
別表４　１．急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤、大動脈瘤等についての７大疾病給付金の支払対象となる手術……559
２．糖尿病性網膜症についての７大疾病給付金の支払対象となる手術……559
３．視力の測定……559
４．糖尿病性壊疽についての７大疾病給付金の支払対象となる切断術……559
別表５　同一種類の臓器……560
別表６　給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……560
別表７　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……561
別表８　対象となる不慮の事故……563
別表９　感染症……563

無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）普通保険約款

（実施　2005.4.1 ／改正　2020.7.2）

この保険の特色	
目的・内容	７つの生活習慣病による所定の入院や７大疾病による所定の状態・手術に対する保障
給付金の種類	⑴　生活習慣病入院給付金 ⑵　７大疾病給付金 ⑶　死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。）
配当タイプ	無配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1　生活習慣病入院給付金の支払限度の型・７大疾病給付金の給付倍率について

第１条　生活習慣病入院給付金の支払限度の型

１．生活習慣病入院給付金の支払限度の型は、１回の入院についての支払限度日数により、次の120日型または360日型の２つの型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、いずれか１つの型を選択することを必要とします。

支払限度の型	１回の入院についての支払限度日数
120日型	120日
360日型	360日

２．本条の１．により選択された生活習慣病入院給付金の支払限度の型の変更は取り扱いません。

第２条　７大疾病給付金の給付倍率

１．７大疾病給付金の給付倍率は、次の７つの倍率があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか１つの倍率を選択することを必要とします。７大疾病給付金の金額は生活習慣病入院給付金日額に選択された給付倍率を乗じた金額とします。

給付倍率	７大疾病給付金の金額
1,000倍	（生活習慣病入院給付金日額）×1,000
500倍	（生活習慣病入院給付金日額）×500
400倍	（生活習慣病入院給付金日額）×400
300倍	（生活習慣病入院給付金日額）×300
200倍	（生活習慣病入院給付金日額）×200
100倍	（生活習慣病入院給付金日額）×100
０倍	７大疾病給付金はありません。

２．本条の１．により選択された７大疾病給付金の給付倍率の変更は取り扱いません。

2　保障の開始について

第３条　保険期間開始の時

１．この保険契約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時

承諾の時期	保険期間開始の時
⑵ 会社が、第１回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第24条）を受けた時 ② 第１回保険料相当額を受け取った時

2．本条の１．に規定する保険期間開始の時を含む日を保険期間開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第41条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

3．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴ 会社名
⑵ 保険契約者の氏名または名称
⑶ 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷ 受取人の氏名または名称
⑸ 支払事由
⑹ 保険期間
⑺ 保険給付の額
⑻ 保険料およびその払込方法
⑼ 契約成立日
⑽ 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

第４条　責任開始の時

この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
⑴ 次の給付（以下「がん給付」といいます。） ① 別表１★に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とする生活習慣病入院給付金 ② がんを直接の原因とする７大疾病給付金	保険期間開始の日（第３条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
⑵ 次の給付（以下「がん給付以外の給付」といいます。） ① 別表２★に定めるがん以外の生活習慣病（以下「がん以外の生活習慣病」といいます。）を直接の原因とする生活習慣病入院給付金 ② 別表３★に定めるがん以外の７大疾病（以下「がん以外の７大疾病」といいます。）を直接の原因とする７大疾病給付金 ③ 保険料の払込免除	保険期間開始の時*2（第３条）

★別表１（P.557参照）、別表２（P.558参照）、別表３（P.558参照）

第４条　補足説明

＊１　保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日
「がん給付の責任開始の時」といいます。

＊２　保険期間開始の時
「がん給付以外の給付の責任開始の時」といいます。

3 給付金の支払いについて

第５条 給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、死亡給付金については、免責事由（第６条）に該当するときは支払いません。なお、７大疾病給付金の給付倍率（第２条）が０倍の場合には、７大疾病給付金の支払いはありません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金　額	受取人
生活習慣病入院給付金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1)　がん 「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定(別表１★に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時*1以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をしたとき ①　「がん給付」の責任開始の時*1以後に診断確定されたがんの治療を直接の目的とする入院 ②　病院または診療所*3への入院 ③　入院日数が１日*4以上の入院 (2)　がん以外の生活習慣病 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、次のすべてを満たす入院*2をしたとき ①　「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後に発病した「がん以外の生活習慣病」の治療を直接の目的とする入院 ②　病院または診療所*3への入院 ③　入院日数が１日*4以上の入院	１回の入院につき、(生活習慣病入院給付金日額) × (入院日数)	入院給付金受取人

第５条 補足説明

＊１　「がん給付」の責任開始の時

第４条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この保険契約の復活（第19条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

＊２　入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

＊３　病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

(1)　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

(2)　(1)と同等の日本国外にある医療施設

＊４　入院日数が１日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

＊５　「がん給付以外の給付」の責任開始の時

第４条（責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金　額	受取人
7大疾病給付金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1)　がん 「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、「がん給付」の責任開始の時*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき (2)　急性心筋梗塞または拡張型心筋症 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ①　急性心筋梗塞（別表３★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、労働の制限を必要とする状態*6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的として手術（別表４★）もしくは心移植手術を受けたとき ②　拡張型心筋症（別表３★）（以下「拡張型心筋症」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、労働の制限を必要とする状態*6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的として手術（別表４★）もしくは心移植手術を受けたとき	１回につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × 保険契約者が選択した 給付倍率（第２条）	入院給付金受取人

第５条　補足説明

＊６　労働の制限を必要とする状態

軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるがそれ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金　額	受取人
7大疾病給付金	(3)　脳卒中または脳動脈瘤 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ①　脳卒中（別表3★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日、他覚的な神経学的後遺症*7が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき ②　脳動脈瘤（別表3★）（以下「脳動脈瘤」といいます。）が生じ、それが破裂したと医師によって診断されたとき、または脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき	1回につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × 保険契約者が選択した 給付倍率（第2条）	入院給付金受取人
	(4)　慢性腎不全 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、慢性腎不全（別表3★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①　その疾病により永続的な人工透析療法*8を開始したとき ②　その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき		
	(5)　肝硬変 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、肝硬変（別表3★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①　その疾病により生じた食道静脈瘤（別表3★）（以下「食道静脈瘤」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた食道静脈瘤の治療を直接の目的として手術（別表4★）を受けたとき ②　その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき		

第5条　補足説明

＊7　他覚的な神経学的後遺症
医師が症状を裏付けることができる言語障害、運動失調、麻痺等をいいます。

＊8　人工透析療法
血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金　額	受取人
7大疾病給付金	(6)　糖尿病 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、糖尿病（別表３★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①　その疾病により糖尿病性網膜症（別表３★）（以下「糖尿病性網膜症」といいます。）を発病し、その治療を直接の目的として手術（別表４★）を初めて受けたとき（糖尿病性網膜症により、別表４★に定める視力の測定方法に基づく両眼の視力の和が初めて0.08以下となり、回復の見込みがないと医師によって診断されたときは、手術（別表４★）を初めて受けたものとみなします。） ②　その疾病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽（別表３★）（以下「糖尿病性壊疽」といいます。）の治療を直接の目的として、１手の１手指以上または１足の１足指以上について切断術（別表４★）を受けたとき	１回につき、 （生活習慣病入院給付金日額） × 保険契約者が選択した 給付倍率（第２条）	入院給付金受取人
	(7)　高血圧性疾患 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後保険期間中に、高血圧性疾患（別表３★）を発病した場合で、その疾病により生じた大動脈瘤（別表３★）もしくは解離性大動脈瘤（別表３★）（以下、「大動脈瘤等」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表４★）を受けたとき		
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき (注)　保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。	（生活習慣病入院給付金日額） × 10	受取人 死亡給付金

２．給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1)　全般について

項　目	内　容
①　入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
②　生活習慣病入院給付金または７大疾病給付金の支払事由が生じ、支払うべき生活習慣病入院給付金または７大疾病給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき生活習慣病入院給付金または７大疾病給付金を死亡給付金受取人に支払います。

(2) 生活習慣病入院給付金について

項　目	内　容
① 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5前に生じた「がん以外の生活習慣病」を原因とする入院をしたとき	次のいずれかの場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなします。 ア. 「がん給付以外の給付」の責任開始の日*9からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知（第24条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5以後の「がん以外の生活習慣病」によるものとみなしません。
② 被保険者が、保険期間中に生活習慣病入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 （注） この規定は、7大疾病給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、同一の生活習慣病*11を直接の原因として、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「生活習慣病入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「生活習慣病入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の生活習慣病*11を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 生活習慣病入院給付金の支払限度日数	ア. 保険契約者が選択した生活習慣病入院給付金の支払限度の型（第1条）に応じ、1回の入院について120日または360日とします。 イ. 通算して1,000日とします。
⑥ 被保険者が、異なる生活習慣病*12を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1. の規定を適用します。

第5条　補足説明

＊9 「がん給付以外の給付」の責任開始の日

第4条（責任開始の時）に規定する「がん給付以外の給付」についての責任開始の時を含む日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊10 この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

＊11 同一の生活習慣病

医学上密接な関係にある一連の生活習慣病*12をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の生活習慣病*12として取り扱います。

＊12 生活習慣病

「がん」および「がん以外の生活習慣病」をいいます。

項　目	内　容
⑦　被保険者が、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる生活習慣病*12を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった生活習慣病*12により継続して入院したものとみなします。
⑧　被保険者が、生活習慣病入院給付金の支払事由に該当する入院中に、異なる生活習慣病*12を併発したとき	
⑨　被保険者が、「がん以外の疾病または傷害」による入院中に、がんと診断確定されたとき	そのがんの診断確定日以前の入院日数のうち、がんの治療を目的とした入院日数については、がんの治療を直接の目的とした入院日数に含めます。
⑩　生活習慣病*12以外の事由を直接の原因とする入院中に、生活習慣病*12の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって生活習慣病*12の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑪　継続した入院中に、生活習慣病*12の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その生活習慣病*12の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。
⑫　生活習慣病入院給付金が支払われるべき入院中に、生活習慣病入院給付金日額が減額（第31条）されたとき	生活習慣病入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する生活習慣病入院給付金の支払金額は、減額後の生活習慣病入院給付金日額に基づいて計算します。
⑬　生活習慣病入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する生活習慣病入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

⑶　７大疾病給付金について

項　目	内　容
①　被保険者が、保険期間中に急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中を発病した場合で、７大疾病給付金の支払事由に規定する被保険者の状態がその疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日継続する前に保険期間が満了したとき	保険期間満了日からその日を含めて60日以内に急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中による７大疾病給付金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したときは、保険期間満了日に７大疾病給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この保険契約が更新（第29条）されたときまたは保険期間が終身の保険契約に変更(第30条)されたときは、更新後契約または変更後契約の普通保険約款の規定を適用します。
②　被保険者が、同時に７大疾病給付金の支払事由に複数該当したとき	７大疾病給付金を重複しては支払いません。

項　目	内　容
③　被保険者が、７大疾病給付金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて２年以内に新たに７大疾病給付金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する７大疾病給付金は支払いません。
④　被保険者が、７大疾病給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて２年を経過した日の翌日」以後、新たに７大疾病給付金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する７大疾病給付金を支払います。ただし、次のいずれかの場合には、それぞれ次の要件を満たすことを必要とします。 ア．がんの場合 新たながん*13の診断確定であること イ．急性心筋梗塞または脳卒中の場合 それぞれ急性心筋梗塞または脳卒中を新たに発病していること ウ．脳動脈瘤、食道静脈瘤、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等の場合 それぞれ脳動脈瘤、食道静脈瘤、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等が新たに生じていること
⑤　７大疾病給付金の支払事由中、拡張型心筋症、人工透析療法*8の開始または糖尿病性網膜症による７大疾病給付金の支払限度	保険期間を通じて１回とします。
⑥　被保険者が、７大疾病給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて２年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき	その日に新たながん*13と診断確定されたものとみなして、７大疾病給付金を支払います。
⑦　被保険者が、７大疾病給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて２年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき	新たながん*13の診断確定がない場合でも、その入院の開始日に新たながん*13と診断確定されたものとみなして、７大疾病給付金を支払います。
⑧　被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*5前に発病した「がん以外の７大疾病」を原因として、７大疾病給付金の支払事由に該当したとき	この保険契約の締結の際に会社の承諾した範囲内で７大疾病給付金を支払います。ただし、告知義務違反（第25条）があったときは、この限りではありません。

⑷　死亡給付金について

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表１（P.557参照）、別表３（P.558参照）、別表４（P.559参照）

第５条　補足説明

＊13 新たながん
原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

第６条　死亡給付金の免責事由

１．死亡給付金の支払事由（第５条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても死亡給付金を支払わない場合）
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　死亡給付金受取人の故意 ⑶　この保険契約の復活（第19条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 ⑷　戦争その他の変乱

２．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　死亡給付金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑵　「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
⑶　免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金*1を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この保険契約は被保険者が死亡した時に消滅します。

第６条　補足説明

＊１　責任準備金
生活習慣病入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

4　給付金の支払請求手続について

第７条　給付金の支払請求手続

１．給付金の支払事由（第５条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
２．給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表６★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
３．この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表６★）
⑵　次のいずれかの書類
①　死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

第７条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

★別表6（P.560参照）

第8条　給付金の支払時期

1．会社は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。

2．会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1．の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴　給付金の支払事由（第5条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
⑵　給付金支払いの免責事由（第6条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
⑶　告知義務違反（第25条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由（第27条）、詐欺（第22条）または不法取得目的（第23条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第27条（重大事由による解除）の1．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3．本条の2．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1．および2．にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表6★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

⑴　本条の2．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180日
⑵　本条の2．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　180日
⑶　本条の2．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　180日
⑷　本条の2．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　　180日

4．本条の2．および3．の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。

5．本条の2．および3．の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

★別表6（P.560参照）

5　死亡給付金の支払方法の選択について

第9条　死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、

第8条　補足説明

＊1　⑴から⑷に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

＊2　⑴から⑷に定める日数
⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

＊3　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6 保険料の払込免除について

第10条 保険料の払込免除

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第14条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第11条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表7★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表8★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表7★）になったとき

2．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴ 「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表7★）になったとき ② その障害状態に、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表8★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表7★）になったとき
⑵ 被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表7★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第24条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第9条 補足説明

＊1 死亡給付金
死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第10条 補足説明

＊1 「がん給付以外の給付」の責任開始の時
第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第19条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊2 「がん給付以外の給付」の責任開始の時以後の原因
「がん給付以外の給付」の責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊3 この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項　目	内　容
⑶　保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後の保険料について、第14条（保険料の払込み）の１．に規定する払込期月中の契約成立日（第３条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表７（P.561参照）、別表８（P.563参照）

第11条　保険料の払込免除の免責事由

１．保険料の払込免除事由（第10条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
保険料の払込免除 高度障害状態による	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表７★）になったとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　被保険者の故意 ⑶　被保険者の自殺行為 ⑷　被保険者の犯罪行為 ⑸　戦争その他の変乱
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表７★）になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　地震、噴火または津波 ⑼　戦争その他の変乱

２．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表７（P.561参照）

7　保険料の払込免除の請求手続について

第12条　保険料の払込免除の請求手続

１．保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
２．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表６★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
３．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第８条（給付金の支払時期）

の規定を準用します。

★別表６（P.560参照）

8 保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第13条 保険料払込期間中の被保険者の死亡

1．保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2．本条の１．の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

9 保険料の払込みについて

第14条 保険料の払込み

1．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴ 年払	契約成立日（第３条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵ 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	
⑶ 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

2．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第15条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第14条 補足説明

＊１ 契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２ 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

第15条 保険料の払込方法（経路）

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴ 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
⑵ 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑶ 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑷ 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
⑸ 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
⑹ 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
⑴ 本条の１．－⑴の方法において、払込期月（第14条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第14条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第14条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。

第15条 補足説明

＊１ 会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２ 所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

項　目	内　容
⑵　本条の１．－⑴から⑷の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	①　保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ②　変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第16条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

１．保険料が払込期月（第14条）の契約成立日（第３条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

⑴　この保険契約が消滅したとき
⑵　保険料の払込みが不要となったとき

２．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第14条）までに、給付金の支払事由（第５条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
⑵　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第16条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第17条　保険料の前納および予納

１．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第14条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
⑴　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第３条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
⑵　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて３か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

２．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

第17条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

10 失効と復活について

第18条 保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第14条（保険料の払込み）の1．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第19条 保険契約の復活

1．保険契約者は、第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第24条）および告知義務違反による解除（第25条）の規定を適用します。
2．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。
3．この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第19条 補足説明

＊1 保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

11 取消しと無効について

第20条 がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1．被保険者がこの保険契約締結の際の告知（第24条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この保険契約は無効とします。
2．本条の1．の場合には、それまでに会社に払い込まれた保険料は次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1) 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。なお、返戻金（第33条）がある場合には、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
(2) 告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3．本条の1．および2．の規定は、この保険契約の復活（第19条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までの保険料*2とします。
4．本条の3．の場合、この保険契約はその復活が行われずに、解約（第32条）されたものとして取り扱います。
5．本条の規定にかかわらず、第25条（告知義務違反による解除）または第27条（重大事由による解除）に定めるこの保険契約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの保険契約を解除することができます。

第20条 補足説明

＊1 「がん給付」の責任開始の時
第4条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

＊2 その復活の時から無効とする時までの保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

第21条　がん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い

1．第20条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効）の規定にかかわらず、次のすべてに該当する場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の２．に規定する特別取扱いを適用し、この保険契約を無効としません。

⑴　被保険者が、保険契約締結の際の告知（第24条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定されていたとき
⑵　告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき

2．特別取扱いの内容は、次のとおりとします。

⑴　第５条（給付金の支払い）に規定する生活習慣病入院給付金および７大疾病給付金の支払事由中、「がん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されたことがないこと」を必要とする旨の規定は適用しません。
⑵　第５条（給付金の支払い）の規定にかかわらず、がん不担保期間*2中に診断確定されたがんについては、生活習慣病入院給付金および７大疾病給付金を支払いません。
⑶　第５条（給付金の支払い）の規定にかかわらず、この保険契約締結の際の告知の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前に診断確定されていたがんが生じた臓器と同一種類の臓器（別表５★）に生じたがんについては、がん不担保期間*2経過後でも生活習慣病入院給付金および７大疾病給付金を支払いません。

3．本条の２．に規定する特別取扱いが適用されたこの保険契約について、次のとおり取り扱います。

⑴　第５条（給付金の支払い）の２．－⑵－⑦および⑧の内容を次のとおり読み替えます。

内　容
ア．入院開始の直接の原因となった生活習慣病*3により継続して入院したものとみなします。 イ．ア．にかかわらず、次のすべてに該当するときは、異なる生活習慣病の併発日に異なる生活習慣病を直接の原因として入院を開始したものとします。 ㈠　その入院開始の直接の原因となった生活習慣病ががんの場合 ㈡　併発した異なる生活習慣病が「がん以外の生活習慣病」の場合 ㈢　第21条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い）に規定する特別取扱いの適用により、㈠のがんを直接の原因とする生活習慣病入院給付金が支払われない場合

⑵　この保険契約が更新（第29条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第30条）されるときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
本条の２．－⑵の特別取扱い	①　更新日または変更日の前日までにがん不担保期間*2が満了しているとき 更新後契約または変更後契約*4には本条の２．－⑵の特別取扱いは適用されません。 ②　更新日または変更日の前日までにがん不担保期間*2が満了していないとき 更新後契約または変更後契約*4に残余のがん不担保期間*2が引き継がれ、本条の２．－⑵の特別取扱いが引き続き適用されます。
本条の２．－⑶の特別取扱い	更新後契約または変更後契約*4には本条の２．－⑶の特別取扱いが引き続き適用されます。

4．本条の１．から３．の規定は、この保険契約の復活（第19条）の場合に準用します。

★別表５（P.560参照）

第21条　補足説明

＊１　「がん給付」の責任開始の時
第４条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの保険契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

＊２　がん不担保期間
保険期間開始の日からその日を含めて５年を経過する日までの期間をいいます。

＊３　生活習慣病
「がん」および「がん以外の生活習慣病」をいいます。

＊４　変更後契約
保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約をいいます。

第22条　詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第19条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第23条　不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第19条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

⑴　給付金を不法に取得する目的
⑵　他人に給付金を不法に取得させる目的

12　告知義務と解除について

第24条　告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第19条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第５条）または保険料の払込免除事由（第10条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第25条　告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第19条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第24条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2．会社は、給付金の支払事由（第５条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第33条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第26条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第25条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴　この保険契約の締結または復活（第19条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第24条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第24条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　保険期間開始の日*2からその日を含めて２年以内に給付金の支払事由（第５条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第24条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第26条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　保険期間開始の日
第３条（保険期間開始の時）に規定する保険期間開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第27条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、給付金の支払事由（第５条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の

第27条　補足説明

＊１　給付金
この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴	給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵	すでに給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶	すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第25条（告知義務違反による解除）の4．の規定を準用して取り扱います。

4．重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第33条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

5．本条の4．の規定にかかわらず、本条の1．－⑷の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の2．－⑴または⑵の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の4．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第27条 補足説明

＊2　給付金

本条の1．－⑷のみに該当した場合で、本条の1．－⑷－①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

13 契約内容の変更および更新等について

第28条 保険料払込方法の変更

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第14条（保険料の払込み）および第15条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。

2．保険料の払込方法（回数）（第14条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第29条 保険契約の更新

1．この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の2週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴	この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵	更新日*1における被保険者の年齢（第41条）が79歳以下であること
⑶	更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2．この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後契約の保険料	①　更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後契約の第1回保険料の払込み	①　第1回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の1．および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の2．の規定を準用します。 ②　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。

第29条 補足説明

＊1　保険期間満了日の翌日

本条において「更新日」といいます。

項　目	内　容
⑶　更新後契約の生活習慣病入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の生活習慣病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の生活習慣病入院給付金日額を変更して更新することができます。
⑷　更新後契約の保険期間	①　更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
⑸　この保険契約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第５条）、保険料の払込免除（第10条・第11条）、告知義務違反による解除（第25条・第26条）および７大疾病給付金の給付倍率が０倍の場合の特則（第53条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③　この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第３条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第42条・第43条）に準じて取り扱います。
⑺　更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑹の規定を準用します。ただし、更新後の生活習慣病入院給付金日額について、更新前契約の保険期間満了日の生活習慣病入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第30条　保険期間が終身の保険契約への変更

１．第29条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に変更することができます。

第30条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

⑴　この保険契約の保険料の払込みが免除（第10条）されていないこと ⑵　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること ⑶　変更日*1における被保険者の年齢（第41条）が75歳以下であること

2．保険期間が終身の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後契約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　保険料の払込方法（回数）（第14条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
⑵　変更後契約*2の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第14条（保険料の払込み）の１．および第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第14条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後契約*2の給付金の支払事由（第５条） イ．変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第10条） ③　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
⑶　変更後契約*2の生活習慣病入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3の生活習慣病入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の生活習慣病入院給付金日額を変更することができます。
⑷　変更後契約*2に変更されたとき	①　変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第５条）、保険料の払込免除（第10条・第11条）、告知義務違反による解除（第25条・第26条）および７大疾病給付金の給付倍率が０倍の場合の特則（第53条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤　変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑸　変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第３条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第42条・第43条）に準じて取り扱います。

第30条　補足説明

＊２　変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約をいいます。

＊３　保険期間満了日

保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項　目	内　容
⑹　変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑷－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑸の規定を準用します。ただし、変更後の生活習慣病入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日*3の生活習慣病入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第31条　生活習慣病入院給付金日額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって生活習慣病入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の生活習慣病入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．生活習慣病入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第32条）されたものとして取り扱います。
⑵　将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
⑶　生活習慣病入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

14　解約等について

第32条　保険契約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。

2．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第33条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第33条　返戻金

1．この保険契約には返戻金はありません。

2．本条の１．の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（生活習慣病入院給付金日額の10倍の金額）と同額とします。

⑴　保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
⑵　保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3．返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第34条　保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第20条（がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効）の２．－⑴－②に該当した場合または保険料の払込みが免除（第10条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

⑴　給付金の支払事由（第５条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
⑵　告知義務違反（第25条）または重大事由（第27条）によりこの保険契約が解除されたとき
⑶　減額（第31条）または解約（第32条）されたとき

第35条　給付金の受取人による保険契約の存続

１．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。
２．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

⑴　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
⑵　保険契約者と異なる者であること

３．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第５条）が生じ、会社が給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

15　給付金の受取人および保険契約者について

第36条　会社への通知による給付金の受取人の変更

１．保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第５条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
２．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第37条　遺言による給付金の受取人の変更

１．第36条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第５条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
２．本条の１．の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を

第34条　補足説明

＊１　消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊２　保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第14条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

第35条　補足説明

＊１　会社が債権者等に支払うべき金額
その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

生じません。
3．本条の１．および２．による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第38条　給付金の受取人の死亡

1．給付金の受取人が給付金の支払事由（第５条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2．本条の１．の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3．本条の１．および２．により給付金の受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第39条　保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第40条　保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4．死亡給付金について、受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。生活習慣病入院給付金および７大疾病給付金についても同様とします。

16　契約年齢の計算等について

第41条　契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下のものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。
2．被保険者の契約後の年齢は、本条の１．に規定する契約年齢に契約成立日（第３条）の応当日（年単位）*1ごとに１歳加えて計算します。

第42条　契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第41条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第３条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第43条　性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第41条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

17 その他

第44条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第45条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第46条 保険契約者の住所の変更

1．保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2．保険契約者が本条の１．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第47条 契約内容の登録

1．会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
(2) 入院給付金の種類
(3) 入院給付金の日額
(4) 契約成立日*1（第３条）
(5) 当会社名

2．本条の１．の登録の期間は、契約成立日*1から５年*2以内とします。
3．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の１．の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約または特約の申込み*3を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4．各生命保険会社等は、本条の２．の登録の期間中に入院給付金のある保険契約または特約の申込み*3があったときは、本条の３．によって連絡された内容を入院給付金のある保険契約または特約の承諾*4の判断の参考とすることができます。
5．各生命保険会社等は、契約成立日*5から５年*6以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払いの判断の参考とすることができます。
6．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*4の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
8．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9．本条中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第47条 補足説明

＊1　契約成立日
復活（第19条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊2　契約成立日から５年
契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

＊3　申込み
復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

＊4　承諾
復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

＊5　契約成立日
復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

＊6　契約成立日から５年
契約成立日*5において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*5から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第48条　時効

給付金（第５条）、保険料の払込免除（第10条）または返戻金（第33条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第49条　管轄裁判所

１．この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
２．この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の１．の規定を準用します。

18　特則について

第50条　郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

⑴　第17条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
⑵　第28条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第51条　特別条件を付ける場合の特則

１．被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴から⑶のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。
　⑴　割増保険料の払込み
　　会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
　⑵　給付金の削減支払
　　契約成立日（第３条）から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金の支払事由（第５条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
　　①　生活習慣病入院給付金を支払うべきときは、入院日各日について生活習慣病入院給付金日額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。
　　②　７大疾病給付金を支払うべきときは、７大疾病給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

削減期間＼保険年度	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

　⑶　特定高度障害状態についての不担保
　　疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第10条）しません。ただし、感染症（別表９★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。
２．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。
　⑴　この保険契約が効力を失ったとき（第18条）は、第19条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。
　⑵　この保険契約の更新（第29条）について、次のとおり取り扱います。

第49条　補足説明

＊１　給付金の受取人
給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

＊２　同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第51条　補足説明

＊１　会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

＊２　特定高度障害状態
高度障害状態（別表７★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

付けられた特別条件	保険契約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第29条（保険契約の更新）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第29条（保険契約の更新）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後契約には更新前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア．更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後契約には更新前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

⑶ 保険期間が終身の保険契約への変更（第30条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の保険契約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第30条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第30条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定高度障害状態*2についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア．変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後契約*3には変更前契約に適用されていた特定高度障害状態*2についての不担保の条件は適用されません。

⑷ 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表７（P.561参照）、別表９（P.563参照）

第52条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴ この保険契約の保険料払込期間中に生活習慣病入院給付金または７大疾病給付金が支払われるべきときは、第５条（給付金の支払い）の２．－⑴－②を次のとおり読み替えます。

第51条 補足説明

＊３ 変更後契約

保険期間が終身の保険契約に変更された場合の無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約をいいます。

第52条 補足説明

＊１ 被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

項　目	内　容
②　生活習慣病入院給付金または７大疾病給付金の支払事由が生じ、支払うべき生活習慣病入院給付金または７大疾病給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき生活習慣病入院給付金または７大疾病給付金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

⑵　この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、第16条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の１.中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。

第53条　７大疾病給付金の給付倍率が０倍の場合の特則

第２条（７大疾病給付金の給付倍率）の規定により選択された７大疾病給付金の給付倍率が０倍の場合で、保険料払込期間中に生活習慣病入院給付金の支払日数が通算して1,000日に達したときは、この保険契約は消滅します。

第54条　契約成立日が平成20年４月１日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年４月１日以前のこの保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の⑴から⑼のとおり取り扱います。ただし、この保険契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

⑴　入院給付金受取人が被保険者の場合で、入院給付金受取人が生活習慣病入院給付金または７大疾病給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が入院給付金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

①　請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
②　請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族

⑵　⑴の規定により、指定代理請求人が生活習慣病入院給付金または７大疾病給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表６★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

①　被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
②　指定代理請求人の印鑑証明書
③　指定代理請求人の住民票
④　被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

⑶　保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は⑴に規定する者に限ります。

⑷　⑶の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。

⑸　⑴の規定により会社が生活習慣病入院給付金または７大疾病給付金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその生活習慣病入院給付金また

は７大疾病給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑹ 第８条（給付金の支払時期）の４．中、「給付金の受取人（給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）」とあるのを「給付金の受取人（給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）または指定代理請求人」と読み替えます。

⑺ 第８条（給付金の支払時期）の５．中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

⑻ 第25条（告知義務違反による解除）の３．中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

⑼ 第25条（告知義務違反による解除）の４．中、「被保険者または給付金の受取人」とあるのを「被保険者、給付金の受取人または指定代理請求人」と読み替えます。

★別表６（P.560参照）

別表1

1．生活習慣病入院給付金および７大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

生活習慣病入院給付金および７大疾病給付金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

2．がんの定義

1．に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが４．に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3．がんの診断確定

がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

⑴　病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
⑵　病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

4．新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第３版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第５桁コードが次のものをいいます。

第５桁性状コード番号
／２……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／３……悪性、原発部位
／６……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／９……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表２　生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」

生活習慣病入院給付金の支払対象となる「がん以外の生活習慣病」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
⑴　心・血管疾患	慢性リウマチ性心疾患	Ｉ05-Ｉ09
	虚血性心疾患	Ｉ20-Ｉ25
	肺性心疾患および肺循環疾患	Ｉ26-Ｉ28
	その他の型の心疾患	Ｉ30-Ｉ52
	循環器系の処置後障害、他に分類されないもの（Ｉ97）のうち、	
	心（臓）切開後症候群	Ｉ97.0
	心臓手術に続発するその他の機能障害	Ｉ97.1
⑵　脳血管疾患	脳血管疾患	Ｉ60-Ｉ69
⑶　腎疾患	糸球体疾患	N00-N08
	腎不全	N17-N19
⑷　肝疾患	ウイルス肝炎	B15-B19
	肝疾患	K70-K77
	食道静脈瘤	Ｉ85
	その他の部位の静脈瘤（Ｉ86）のうち、	
	胃静脈瘤	Ｉ86.4
⑸　糖尿病	糖尿病	E10-E14
⑹　高血圧性疾患	高血圧性疾患	Ｉ10-Ｉ15
	大動脈瘤および解離	Ｉ71

別表３

１．７大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の７大疾病」

７大疾病給付金の支払対象となる「がん以外の７大疾病」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。ただし、「⑴　急性心筋梗塞、拡張型心筋症」および「⑵　脳卒中、脳動脈瘤」については、２．によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名		分類項目	基本分類コード
⑴	急性心筋梗塞	虚血性心疾患（Ｉ20-Ｉ25）のうち、	
		急性心筋梗塞	Ｉ21
		再発性心筋梗塞	Ｉ22
	拡張型心筋症	心筋症（Ｉ42）のうち、	
		拡張型心筋症	Ｉ42.0
⑵	脳卒中	脳血管疾患（Ｉ60-Ｉ69）のうち、	
		くも膜下出血	Ｉ60
		脳内出血	Ｉ61
		脳梗塞	Ｉ63
	脳動脈瘤	その他の脳血管疾患（Ｉ67）のうち、	
		脳動脈壁の解離、非＜未＞破裂性	Ｉ67.0
		脳動脈瘤、非＜未＞破裂性	Ｉ67.1
⑶	慢性腎不全	高血圧性腎疾患（Ｉ12）のうち、	
		腎不全を伴う高血圧性腎疾患	Ｉ12.0
		慢性腎不全	N18

疾病名		分類項目	基本分類コード
(4)	肝硬変	アルコール性肝疾患（K70）のうち、 　アルコール性肝硬変 肝線維症および肝硬変（K74）のうち、 　原発性胆汁性肝硬変 　続発性胆汁性肝硬変 　胆汁性肝硬変、詳細不明 　その他および詳細不明の肝硬変	 K70.3 K74.3 K74.4 K74.5 K74.6
	食道静脈瘤	食道静脈瘤	Ⅰ85
	胃静脈瘤	その他の部位の静脈瘤（Ⅰ86）のうち、 　胃静脈瘤	 Ⅰ86.4
(5)	糖尿病	糖尿病	E10-E14
	糖尿病性網膜症	糖尿病（E10-E14）のうち、 　眼合併症を伴うもの	E10.3、E11.3、E12.3、E13.3、E14.3
	糖尿病性壊疽	糖尿病（E10-E14）のうち、 　末梢循環合併症を伴うもの	E10.5、E11.5、E12.5、E13.5、E14.5
(6)	高血圧性疾患	高血圧性疾患	Ⅰ10-Ⅰ15
	大動脈瘤、解離性大動脈瘤	大動脈瘤および解離	Ⅰ71

2．急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
拡張型心筋症	心臓の内腔が著しく大きくなり、心臓の収縮力が低下し、重症のうっ血性心不全や治療に抵抗性の不整脈が起こる疾病（他の心疾患との鑑別のために冠動脈造影および心筋生検が施行されていることを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）
脳動脈瘤	脳の血管壁の一部に欠損、断裂もしくは解離が生じ、脳動脈が瘤状、嚢状または紡錘状に拡張した疾病（画像診断所見により、器質的な病変が認められることを必要とします。）

別表４

1．急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤、大動脈瘤等についての７大疾病給付金の支払対象となる手術
　開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

2．糖尿病性網膜症についての７大疾病給付金の支払対象となる手術
　網膜または硝子体に対する手術をいいます。

3．視力の測定
　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

4．糖尿病性壊疽についての７大疾病給付金の支払対象となる切断術
　手指については、末節の２分の１以上の切断術、足指については、第１指（母指）は末節の２分の１以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表５　同一種類の臓器

下表の１．～19.、29. および32. ～41. に属する臓器は、それぞれ臓器名が異なる場合または臓器が複数ある場合であっても、これを同一種類の臓器として取り扱います。

同一種類の臓器
１．眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
２．鼻（副鼻腔を含む。）
３．耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
４．口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
５．甲状腺
６．咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
７．肺臓・胸膜・気管・気管支
８．胃・十二指腸
９．肝臓・胆嚢・胆管
10. 膵臓
11. 盲腸（虫様突起を含む。）
12. 大腸・小腸
13. 直腸・肛門
14. 腎臓・尿管
15. 膀胱・尿道
16. 前立腺
17. 睾丸・副睾丸
18. 乳房（乳腺を含む。）
19. 子宮（胎盤を含む。）・卵巣・卵管
29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。）
32. 食道
33. 胸腺・心臓・縦隔
34. 骨・関節・関節軟骨
35. 造血組織・リンパ組織（血液・骨髄・脾臓・リンパ節を含む。）
36. 末梢神経・自律神経系
37. 後腹膜・腹膜
38. 結合組織・皮下組織・軟部組織（血管・軟骨・筋・リンパ管を含む。）
39. 髄膜・脳・脳神経・脊髄
40. 副腎
41. １．～19.、29. および32. ～40. 以外の臓器（ただし、臓器名が同一のものに限る。）

別表６　給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．生活習慣病入院給付金の支払い	(1)　生活習慣病入院給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3)　生活習慣病入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　生活習慣病入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．７大疾病給付金の支払い	(1)　７大疾病給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　７大疾病給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　７大疾病給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
３．死亡給付金の支払い	(1)　死亡給付金支払請求書 (2)　医師の死亡診断書または検案書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類

項　目	必要書類
4．保険料の払込免除	(1)　保険料払込免除請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書、第10条（保険料の払込免除）の1．に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表8）であることを証明する書類 (3)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3)　2．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表7　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1)　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2)　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3)　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4)　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5)　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6)　1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7)　1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1)　1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2)　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3)　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4)　1上肢を手関節以上で失ったもの (5)　1下肢を足関節以上で失ったもの (6)　1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7)　1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8)　1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9)　10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1．眼の障害（視力障害）
　(1)　視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
　(2)　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
　(3)　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2．言語またはそしゃくの障害
　(1)　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
　　①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
　　②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
　　③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合
　(2)　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3．耳の障害（聴力障害）
　(1)　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。
　(2)　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

　　の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4．常に介護を要するもの
　「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5．脊柱の障害
　(1)　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
　(2)　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回

旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

6．上・下肢の障害

⑴ 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵ 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7．指の障害

⑴ 手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表８　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表９　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

無配当こども医療保険Ｌ（返戻金なし型）(2011)普通保険約款目次

この保険の特色……565

1　保障の開始について
第１条　責任開始の時……565

2　給付金の支払いについて
第２条　給付金の支払い……565
第３条　免責事由……571

3　給付金の支払請求手続について
第４条　給付金の支払請求手続……571
第５条　給付金の支払時期……571

4　保険料の払込免除について
第６条　保険料の払込免除……572
第７条　保険料の払込免除の免責事由……573

5　保険料の払込免除の請求手続について
第８条　保険料の払込免除の請求手続……574

6　被保険者の死亡について
第９条　被保険者の死亡……574

7　保険料の払込みについて
第10条　保険料の払込み……574
第11条　保険料の払込方法（経路）……575
第12条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……575
第13条　保険料の前納および予納……576

8　失効と復活について
第14条　保険契約の失効……576
第15条　保険契約の復活……576

9　取消しと無効について
第16条　詐欺による取消し……577
第17条　不法取得目的による無効……577

10　告知義務と解除について
第18条　告知義務……577
第19条　告知義務違反による解除……577
第20条　告知義務違反による解除ができないとき……578
第21条　重大事由による解除……578

11　契約内容の変更等について
第22条　保険料払込方法の変更……579
第23条　５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）契約への変更……579
第24条　入院給付金日額の減額……581

12　解約等について
第25条　保険契約の解約……581
第26条　返戻金……581
第27条　保険料の未経過分に相当する返還金……581
第28条　給付金の受取人による保険契約の存続……581

13　給付金の受取人および保険契約者について
第29条　会社への通知による給付金の受取人の変更……582
第30条　遺言による給付金の受取人の変更……582
第31条　給付金の受取人の死亡……582
第32条　保険契約者の権利義務の承継……582
第33条　保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者……582

14　契約年齢の計算等について
第34条　契約年齢の計算……583
第35条　契約年齢の誤りの処理……583
第36条　性別の誤りの処理……583

15　その他
第37条　社員配当金……583
第38条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……583
第39条　保険契約者の住所の変更……583
第40条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更……583
第41条　契約内容の登録……584
第42条　時効……584
第43条　管轄裁判所……584

16　特則について
第44条　郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則……585
第45条　被指定契約がある場合の特則……585
第46条　２件以上加入する場合の特則……585

別表１　入院給付金の支払対象となる入院……586
別表２　対象となる不慮の事故……586
別表３　病院または診療所……586
別表４　手術給付金の支払対象となる「手術」……587
別表５　公的医療保険制度……587
別表６　医科診療報酬点数表……587
別表７　歯科診療報酬点数表……587
別表８　先進医療……587
別表９　放射線治療給付金の支払対象となる診療行為……587
別表10　給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……588
別表11　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……588

無配当こども医療保険L（返戻金なし型）(2011)普通保険約款

（実施　2011.8.2／改正　2020.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院や手術等に対する保障
給付金の種類	⑴　入院給付金 ⑵　手術給付金 ⑶　放射線治療給付金
配当タイプ	無配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。

1　保障の開始について

第１条　責任開始の時

1．この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
⑵　会社が、第１回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第18条）を受けた時 ②　第１回保険料相当額を受け取った時

2．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第34条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

3．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名または名称
⑶　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷　受取人の氏名または名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険給付の額
⑻　保険料およびその払込方法
⑼　契約成立日
⑽　保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2　給付金の支払いについて

第２条　給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金　額	受取人
入院給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表１★）をしたとき ⑴　責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院 ⑵　⑴の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 ⑶　病院または診療所（別表３★）への入院 ⑷　入院日数が１日*4以上の入院	１回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人
手術給付金	被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす手術（別表４★）を受けたとき ⑴　責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする手術 ⑵　⑴の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする手術 ⑶　病院または診療所（別表３★）における手術 ⑷　次のいずれかに該当する手術 ①　公的医療保険制度（別表５★）に基づく医科診療報酬点数表（別表６★）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術*5 ただし、次に定める手術は除きます。 ア．創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。） イ．皮膚切開術 ウ．デブリードマン エ．骨、軟骨、関節のいずれかに対する整復術、整復固定術、授動術のうち非観血的または徒手的なもの オ．外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術 カ．皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術 キ．会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）または胎児外回転術 ク．抜歯手術 ②　先進医療（別表８★）に該当する手術*6	手術１回につき、次のいずれかの金額 ⑴　入院中に受けた手術 （入院給付金日額） × 10 ⑵　入院中以外に受けた手術 （入院給付金日額） × 5	
	（注）　医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術は、本条の２．－⑶－③の規定により、14日に１回の給付を限度とします。		

第２条　補足説明

＊１　責任開始の時

第１条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第15条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊２　傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）を直接の原因とする傷害をいいます。

＊３　疾病

公的医療保険制度（別表５★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた「不慮の事故（別表２★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号Ｆ11.2、Ｆ12.2、Ｆ13.2、Ｆ14.2、Ｆ15.2、Ｆ16.2、Ｆ18.2、Ｆ19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊４　入院日数が１日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

＊５　医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

公的医療保険制度（別表５★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表７★）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

＊６　先進医療に該当する手術

放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金　額	受取人
放射線治療給付金	被保険者が、保険期間中に、次のすべてを満たす診療行為（別表９★）（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき ⑴　責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする診療行為 ⑵　⑴の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする診療行為 ⑶　病院または診療所（別表３★）における診療行為 ⑷　次のいずれかに該当する診療行為 ①　医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為*7 ②　先進医療（別表８★）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為	放射線治療１回につき、 （入院給付金日額） × 10	入院給付金受取人
	（注）　本条の２．－⑷－②の規定により、「放射線照射」または「温熱療法」による診療行為それぞれにつき、60日に１回の給付を限度とします。		

２．給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　全般について

項　目	内　容
入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。

⑵　入院給付金について

項　目	内　容
①　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア．責任開始の日*8からその日を含めて２年を経過した後に入院を開始した場合 イ．この保険契約の締結の際*9に、会社が、告知（第18条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
②　被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 （注）　この規定は、手術給付金および放射線治療給付金の支払いに関しては適用しません。

第２条　補足説明

＊７　医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為

公的医療保険制度（別表５★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表７★）に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

＊８　責任開始の日

第１条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊９　この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項　目	内　容
③　被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*10を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上したとき	「入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア．180日以下 「入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を１回の入院とみなします。 イ．181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④　被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*10を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア．保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、１回の入院とみなします。 イ．保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア．に準じて取り扱います。
⑤　入院給付金の支払限度日数	ア．１回の入院について60日とします。 イ．通算して1,000日とします。
⑥　入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」以外に異なる「傷害*2または疾病*3」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった傷害*2または疾病*3により継続して入院したものとみなします。
⑦　入院給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」以外に異なる「傷害*2または疾病*3」が生じたとき	
⑧　入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金日額が減額（第24条）されたとき	入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する入院給付金の支払金額は、減額後の入院給付金日額に基づいて計算します。
⑨　入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。

第2条　補足説明

＊10　同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*3をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

⑶ 手術給付金について

項　目	内　容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*8からその日を含めて２年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*9に、会社が、告知（第18条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
② 被保険者が、同時期に２種類以上の手術給付金の支払事由に該当する手術*11を受けたとき	ア. いずれか１種類の手術*11についてのみ手術給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術*11の種類に応じた手術給付金の金額のうち、もっとも高い金額を支払います。 （注） この規定は、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術に対する手術給付金の支払いに関しては適用しません。

第2条　補足説明

＊11 手術

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

項　目	内　容
③　被保険者が、手術給付金の支払事由の⑷－①に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術*12に該当するとき	ア．一連の手術*12のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間を同一手術期間とします。 イ．同一手術期間経過後に一連の手術*12を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術*12を受けた場合についても同様とします。 ウ．同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の１．の規定に基づき手術給付金を支払い、同一手術期間中は１回の給付を限度とします。 エ．同一手術期間中、最初に受けた手術よりも手術給付金の倍率の高い手術を受けたときは、ウ．にかかわらず、倍率の高い手術のうち最初に受けた手術について、同一手術期間中最初に受けた手術に対する手術給付金の給付倍率を差し引いた給付倍率に基づいて計算した金額を支払います。 オ．同一手術期間中に、入院給付金日額が減額（第24条）された場合で、減額された日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ．により手術給付金が支払われるときは、減額後の入院給付金日額に基づいて計算した金額を支払います。 カ．同一手術期間中に、入院給付金受取人が変更された場合で、変更日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ．により手術給付金が支払われるときは、変更後の入院給付金受取人に支払います。

⑷　放射線治療給付金について

項　目	内　容
①　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により放射線治療を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア．責任開始の日*8からその日を含めて２年を経過した後に放射線治療を受けた場合 イ．この保険契約の締結の際*9に、会社が、告知（第18条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。
②　被保険者が、放射線治療を複数回受けたとき	ア．最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。なお、同一放射線治療期間の計算にあたっては、放射線照射による診療行為および温熱療法による診療行為は、それぞれ別に計算します。 イ．同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、１回の給付を限度とします。

第2条　補足説明

＊12　医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術

本条の２．－⑶－③において「一連の手術」といいます。

★別表１（P.586参照）、別表２（P.586参照）、別表３（P.586参照）、別表４（P.587参照）、別表５（P.587参照）、別表６（P.587参照）、別表７（P.587参照）、別表８（P.587参照）、別表９（P.587参照）

第３条　免責事由

１．支払事由（第２条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金	支払事由が次のいずれかによるとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） ⑼　地震、噴火または津波 ⑽　戦争その他の変乱

２．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院給付金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院給付金等*2の金額の一部または全部を支払います。

3　給付金の支払請求手続について

第４条　給付金の支払請求手続

１．給付金の支払事由（第２条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

２．給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表10★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表10（P.588参照）

第５条　給付金の支払時期

１．会社は、必要書類（別表10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。

２．会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の１．の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴　給付金の支払事由（第２条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
⑵　給付金支払いの免責事由（第３条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因

第３条　補足説明

＊１　他覚所見のないもの
医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

＊２　入院給付金等
次の⑴から⑶をいいます。
⑴　入院給付金
⑵　手術給付金
⑶　放射線治療給付金

第５条　補足説明

＊１　⑴から⑷に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
⑶　告知義務違反（第19条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由（第21条）、詐欺（第16条）または不法取得目的（第17条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第21条（重大事由による解除）の１．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3．本条の２．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の１．および２．にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表10★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

⑴　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180日
⑵　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　180日
⑶　本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　180日
⑷　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　　180日

4．本条の２．および３．の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

★別表10（P.588参照）

4　保険料の払込免除について

第６条　保険料の払込免除

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第７条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表11★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表11★）になったとき

第５条　補足説明

＊２　⑴から⑷に定める日数
⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

＊３　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第６条　補足説明

＊１　責任開始の時
第１条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第15条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ①　その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表11★）になったとき ②　その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表11★）になったとき
⑵　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表11★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ①　この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第18条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ②　その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
⑶　保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の1．に規定する払込期月中の契約成立日（第1条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表2（P.586参照）、別表11（P.588参照）

第7条　保険料の払込免除の免責事由

1．保険料の払込免除事由（第6条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
保険料の払込免除 高度障害状態による	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表11★）になったとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　被保険者の故意 ⑶　被保険者の自殺行為 ⑷　被保険者の犯罪行為 ⑸　戦争その他の変乱

第6条　補足説明

＊2　責任開始の時以後の原因
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊3　この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
保険料の払込免除 身体障害の状態による	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表11★）になったとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表11（P.588参照）

5 保険料の払込免除の請求手続について

第8条 保険料の払込免除の請求手続

1．保険料の払込免除事由（第6条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表10★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表10（P.588参照）

6 被保険者の死亡について

第9条 被保険者の死亡

1．被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。
2．本条の1．の場合、保険契約者は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1．保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴　年払	契約成立日（第１条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵　半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	
⑶　月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

２．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第11条　保険料の払込方法（経路）

１．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴　会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
⑵　会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑶　会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑷　所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
⑸　会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
⑹　会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

２．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　本条の１．－⑴の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	①　保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ②　月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
⑵　本条の１．－⑴から⑷の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	①　保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ②　変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

１．保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第１条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

⑴　この保険契約が消滅したとき
⑵　保険料の払込みが不要となったとき

２．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに、給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

第10条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２　翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

第11条　補足説明

＊１　会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２　所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

項　目	内　容
⑴　給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
⑵　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条　保険料の前納および予納

1．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
⑴　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
⑵　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて３か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

2．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

第13条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

8　失効と復活について

第14条　保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の１．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第15条　保険契約の復活

1．保険契約者は、第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて３年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第18条）および告知義務違反による解除（第19条）の規定を適用します。
2．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。
3．この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

第15条　補足説明

＊１　保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

9 取消しと無効について

第16条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第15条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第17条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第15条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

⑴ 給付金を不法に取得する目的
⑵ 他人に給付金を不法に取得させる目的

10 告知義務と解除について

第18条 告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第15条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第６条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第19条 告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第15条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2．会社は、給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第20条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第19条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴　この保険契約の締結または復活（第15条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第21条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第20条　補足説明

＊1　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊2　責任開始の日
第１条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

⑴　保険契約者、被保険者または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第19条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

11　契約内容の変更等について

第22条　保険料払込方法の変更

１．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第２回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
２．保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第23条　５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）契約への変更

１．この保険契約の最終の保険料が払い込まれているときは、保険契約者が保険期間

第21条　補足説明

＊１　給付金
この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

満了日の２週間前までにこの保険契約を５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）契約に変更しない旨を会社に通知しない限り、変更の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）契約に変更されます。

２．５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後契約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　保険料の払込方法（回数・経路）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数・経路）と同一とします。
⑵　変更後契約*2の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第10条（保険料の払込み）の１．および第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、変更後契約*2の効力は生じません。
⑶　変更後契約*2の入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の入院給付金日額を変更することができます。
⑷　変更後契約*2の保険期間	変更前契約の保険期間と同一とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の保険期間を変更することができます。
⑸　変更後契約*2の保険契約者、被保険者および入院給付金受取人	それぞれ変更前契約の保険契約者、被保険者および入院給付金受取人と同一とします。
⑹　変更後契約*2に変更されたとき	①　給付金の支払い、保険料の払込免除および告知義務違反による解除に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ③　変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑺　変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑻　変更日*1に会社が５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）契約の締結を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を変更日*1に締結します。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑹－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、この保険契約の最終の保険料が払い込まれているときは、保険契約者は、保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更する

第23条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日

本条において「変更日」といいます。

＊２　変更後契約

この保険契約から変更された場合の５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）契約をいいます。

ことができます。この場合、本条の２．の⑴から⑺の規定を準用します。ただし、変更後の入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第24条　入院給付金日額の減額

１．保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

２．入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第25条）されたものとして取り扱います。
⑵　将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
⑶　入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

12　解約等について

第25条　保険契約の解約

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求★することができます。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第26条　返戻金

この保険契約には返戻金はありません。

第27条　保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第６条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。

⑴　被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
⑵　告知義務違反（第19条）または重大事由（第21条）によりこの保険契約が解除されたとき
⑶　減額（第24条）または解約（第25条）されたとき

第28条　給付金の受取人による保険契約の存続

１．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

２．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

第27条　補足説明

＊１　消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊２　保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

第28条　補足説明

＊１　会社が債権者等に支払うべき金額
その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

(1)　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2)　保険契約者と異なる者であること

13 給付金の受取人および保険契約者について

第29条　会社への通知による給付金の受取人の変更

1．保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第２条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第30条　遺言による給付金の受取人の変更

1．第29条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第２条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。
2．本条の１．の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3．本条の１．および２．による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第31条　給付金の受取人の死亡

1．給付金の受取人が給付金の支払事由（第２条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。
2．本条の１．の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。
3．本条の１．および２．により給付金の受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第32条　保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第33条　保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

第33条　補足説明

＊１　入院給付金等
次の(1)から(3)をいいます。
(1)　入院給付金
(2)　手術給付金
(3)　放射線治療給付金

3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4．入院給付金等*1について、受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。

14 契約年齢の計算等について

第34条 契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下のものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。
2．被保険者の契約後の年齢は、本条の１．に規定する契約年齢に契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに１歳加えて計算します。

第35条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第34条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第１条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、契約年齢を訂正します。

第36条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、性別を訂正します。

15 その他

第37条 社員配当金

この保険契約に対する社員配当金はありません。

第38条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第39条 保険契約者の住所の変更

1．保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2．保険契約者が本条の１．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第40条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1．会社は、この保険契約の給付金の支払事由（第２条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

(1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
(2) 医療技術または医療環境の変化*2

第34条 補足説明

＊１ 契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第40条 補足説明

＊１ 変更日
支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第１条）の応当日（年単位）をいいます。

＊２ 医療技術または医療環境の変化
公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

2．この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3．本条の２．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の２週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

⑴　この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
⑵　変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第25条）する方法

4．本条の３．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の３．－⑴の方法を指定されたものとみなします。

第41条　契約内容の登録

1．会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

⑴　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
⑵　入院給付金の種類
⑶　入院給付金の日額
⑷　契約成立日*1（第１条）
⑸　当会社名

2．本条の１．の登録の期間は、契約成立日*1から５年*2以内とします。
3．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の１．の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約または特約の申込み*3を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4．各生命保険会社等は、本条の２．の登録の期間中に入院給付金のある保険契約または特約の申込み*3があったときは、本条の３．によって連絡された内容を入院給付金のある保険契約または特約の承諾*4の判断の参考とすることができます。
5．各生命保険会社等は、契約成立日*5から５年*6以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払いの判断の参考とすることができます。
6．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*4の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
8．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9．本条中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第42条　時効

給付金（第２条）または保険料の払込免除（第６条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第43条　管轄裁判所

1．この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2．この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の１．の規定を準用します。

第41条　補足説明

＊１　契約成立日
復活（第15条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊２　契約成立日から５年
契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

＊３　申込み
復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

＊４　承諾
復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

＊５　契約成立日
復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

＊６　契約成立日から５年
契約成立日*5において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*5から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第43条　補足説明

＊１　給付金の受取人
給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

＊２　同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

16 特則について

第44条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

⑴ 第13条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
⑵ 第22条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第45条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴ 入院給付金等*2が支払われるべきときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
入院給付金等*2の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*2がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院給付金等*2を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

⑵ 被保険者が死亡したときは、第12条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の１．中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。

第46条 ２件以上加入する場合の特則

１．会社は、会社の取扱いの範囲内で、５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）(2011)契約と組み合わせて加入するこの保険契約について、次のとおり取り扱います。

⑴ この保険契約締結の際、同一の５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）(2011)契約と組み合わせて加入した他の無配当こども医療保険Ｌ（返戻金なし型）(2011)契約*1があるときは、保険契約者の申出によりこの特則を適用します。この場合、この保険契約には会社の定める保険料率を適用します。
⑵ 他の無配当こども医療保険Ｌ（返戻金なし型）(2011)契約*1がない場合で、この保険契約と他の無配当こども医療保険Ｌ（返戻金なし型）(2011)契約*1を同時に締結するときは、⑴に準じて取り扱います。この場合、いずれか１件の保険契約にはこの特則を適用しません。

２．この保険契約の保険期間中、この特則は消滅しません。また、この特則の取消しはできません。

第45条 補足説明

＊１　被指定契約
この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

＊２　入院給付金等
次の⑴から⑶をいいます。
⑴ 入院給付金
⑵ 手術給付金
⑶ 放射線治療給付金

第46条 補足説明

＊１　他の無配当こども医療保険Ｌ（返戻金なし型）(2011)契約
既に消滅している場合を含みます。

別表１　入院給付金の支払対象となる入院

入院給付金の支払対象となる「入院」とは、医師（注１）による治療（注２）が必要であり、かつ自宅等での治療（注２）が困難なため、病院または診療所（別表３）に入り、常に医師（注１）の管理下において治療（注２）に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、次の⑴から⑶などは入院給付金の支払対象となる入院には該当しません。

⑴　美容整形のための入院
⑵　正常分娩のための入院
⑶　治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院

注
１．四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
２．柔道整復師による施術を含みます。

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。
１．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
２．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
３．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．入浴中の溺水
５．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
６．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
７．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
８．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
９．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表３　病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の⑴または⑵のいずれかに該当するものとします。
⑴　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（入院給付金の支払いについては、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。）
⑵　⑴と同等の日本国外にある医療施設

別表４　手術給付金の支払対象となる「手術」

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表３）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の⑴から⑻などは手術給付金の支払対象となる手術には該当しません。

⑴　処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック
⑵　診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注）
⑶　美容整形上の手術
⑷　不妊を目的とする手術
⑸　正常分娩における手術
⑹　人工妊娠中絶手術（注）
⑺　歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注）
⑻　屈折異常に対する視力矯正手術

注
医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で手術料が算定される場合には、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表５　公的医療保険制度

次の⑴から⑺のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
⑴　健康保険法
⑵　国民健康保険法
⑶　国家公務員共済組合法
⑷　地方公務員等共済組合法
⑸　私立学校教職員共済法
⑹　船員保険法
⑺　高齢者の医療の確保に関する法律

別表６　医科診療報酬点数表

平成22年４月１日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表７　歯科診療報酬点数表

平成22年４月１日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表８　先進医療

平成22年４月１日以降､手術または放射線治療を受けた時点までの間において､平成18年９月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。なお、診断、測定、試験、解析、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与などは含みません。

別表９　放射線治療給付金の支払対象となる診療行為

放射線治療給付金の支払対象となる「診療行為」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表３）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的とする放射線照射または温熱療法による診療行為をいいます。なお、次の⑴から⑸などは放射線治療給付金の支払対象となる診療行為には該当しません。

⑴　処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など）
⑵　検査（エックス線診断など）
⑶　血液照射
⑷　放射性化合物の投与による照射（内用療法など）（注）
⑸　歯科治療に伴う放射線照射（注）

注
医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で放射線治療料が算定される場合には、放射線治療給付金の支払対象となる診療行為に該当します。

別表10　給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
1．入院給付金の支払い	(1)　入院給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3)　入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　不慮の事故（別表２）を原因とするときは、不慮の事故（別表２）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
2．手術給付金の支払い	(1)　手術給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3)　手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　最終の保険料の払込みを証明する書類
3．放射線治療給付金の支払い	(1)　放射線治療給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の医師の放射線治療証明書 (3)　放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　放射線治療給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　最終の保険料の払込みを証明する書類
4．保険料の払込免除	(1)　保険料払込免除請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書、第６条（保険料の払込免除）の１．に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表２）であることを証明する書類 (3)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表11　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1)　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） (2)　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） (3)　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） (4)　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６(1)） (5)　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６(1)） (6)　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６(1)） (7)　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1)　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） (2)　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） (3)　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） (4)　１上肢を手関節以上で失ったもの (5)　１下肢を足関節以上で失ったもの (6)　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） (7)　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） (8)　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７(1)、(2)、(3)） (9)　10足指を失ったもの（注７(4)）

注

1．眼の障害（視力障害）

(1)　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2)　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

(3)　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2．言語またはそしゃくの障害

(1)　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵ 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3．耳の障害（聴力障害）

⑴ 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵ 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5．脊柱の障害

⑴ 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵ 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

6．上・下肢の障害

⑴ 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵ 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7．指の障害

⑴ 手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

５年ごと利差配当付収入サポート保険普通保険約款目次

この保険の特色……591

1　保障の開始について
第１条　責任開始の時……591

2　年金等の支払いについて
第２条　年金、給付金または祝金の支払い……591
第３条　免責事由……594

3　年金等の支払請求手続について
第４条　年金、給付金または祝金の支払請求手続……595
第５条　年金、給付金または祝金の支払時期……595

4　死亡給付金の支払方法の選択について
第６条　死亡給付金の支払方法の選択……596

5　保険料の払込免除について
第７条　保険料の払込免除……597
第８条　保険料の払込免除の免責事由……598

6　保険料の払込免除の請求手続について
第９条　保険料の払込免除の請求手続……598

7　保険料の払込みについて
第10条　保険料の払込み……599
第11条　保険料の払込方法（経路）……599
第12条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……599
第13条　保険料の前納および予納……600

8　失効と復活について
第14条　保険契約の失効……600
第15条　保険契約の復活……601

9　取消しと無効について
第16条　詐欺による取消し……601
第17条　不法取得目的による無効……601

10　告知義務と解除について
第18条　告知義務……601
第19条　告知義務違反による解除……602
第20条　告知義務違反による解除ができないとき……602
第21条　重大事由による解除……602

11　契約内容の変更について
第22条　保険料払込方法の変更……603
第23条　第１回収入サポート年金額の減額……604

12　解約等について
第24条　保険契約の解約……604
第25条　返戻金……604
第26条　保険料の未経過分に相当する返還金……604
第27条　年金または給付金の受取人による保険契約の存続……604

13　年金等の受取人および保険契約者について
第28条　会社への通知による年金または給付金の受取人の変更……605
第29条　遺言による年金または給付金の受取人の変更……605
第30条　年金または給付金の受取人の死亡……606
第31条　保険契約者の権利義務の承継……606
第32条　保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者……606

14　契約年齢の計算等について
第33条　契約年齢の計算……606
第34条　契約年齢の誤りの処理……606
第35条　性別の誤りの処理……607

15　社員配当金（保険契約者への配当）について
第36条　社員配当金の割当ておよび支払い……607

16　その他
第37条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……608
第38条　保険契約者の住所の変更……608
第39条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更……609
第40条　契約内容の登録……609
第41条　時効……609
第42条　管轄裁判所……610

17　特則について
第43条　特別条件を付ける場合の特則……610
第44条　被指定契約がある場合の特則……611

別表１　公的介護保険制度……612
別表２　要介護１以上の状態……612
別表３　年金・給付金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……612
別表４　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……612
別表５　対象となる不慮の事故……614
別表６　感染症……614
別表７　特定部位および指定疾病一覧表……615

５年ごと利差配当付収入サポート保険普通保険約款

（実施　2017.4.3／改正　2020.7.2）

この保険の特色	
目的・内容	「身体障害者手帳の１級、２級または３級の障害状態」または「公的介護保険制度における要介護状態」に対する保障
年金等の種類	⑴　収入サポート年金 ⑵　死亡給付金 ⑶　満了祝金
配当タイプ	５年ごと利差配当

1　保障の開始について

第１条　責任開始の時

１．この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
⑵　会社が、第１回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第18条）を受けた時 ②　第１回保険料相当額を受け取った時

２．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第33条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

３．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名または名称
⑶　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷　受取人の氏名または名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険給付の額
⑻　保険料およびその払込方法
⑼　契約成立日
⑽　保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

2　年金等の支払いについて

第２条　年金、給付金または祝金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、年金、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して年金、給付金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（年金等を支払う場合）	金　額	受取人
収入サポート年金	⑴　第１回収入サポート年金 責任開始の時*1以後保険期間中に、被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた傷害または疾病*2により、次に定めるいずれかに該当したとき ①　身体障害者手帳の１級、２級または３級の障害状態 身体障害者福祉法（昭和24年　法律第283号。以下同じ。）に定める障害の級別が１級、２級または３級の障害状態に該当し、その障害に対して障害の級別が１級、２級または３級の身体障害者手帳を交付されたとき （注）　被保険者が、責任開始の時以後の傷害または疾病を原因として、身体障害者福祉法に定める２つ以上の障害（以下、「複数障害」といいます。）に重複して該当したことにより、その複数障害につき、同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、１級、２級または３級の身体障害者手帳を交付されたときを含みます。 ②　要介護状態 公的介護保険制度（別表１★）に基づく要介護１以上の状態（別表２★）に該当していると認定されたとき ⑵　第２回以後の収入サポート年金 第１回収入サポート年金の支払後、収入サポート年金支払期間*3中の収入サポート年金の支払日*4に、被保険者が、生存していたとき	⑴　第１回収入サポート年金 第１回収入サポート年金額 ⑵　第２回以後の収入サポート年金 第１回収入サポート年金額と同額	収入サポート年金受取人
死亡給付金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき。ただし、保険期間中に収入サポート年金の支払事由が生じた場合で、収入サポート年金が支払われたときは除きます。	第１回収入サポート年金額	死亡給付金受取人
満了祝金	被保険者が、保険期間満了の時に生存していたとき。ただし、保険期間満了の時までに収入サポート年金の支払事由が生じた場合で、収入サポート年金が支払われたときは除きます。	第１回収入サポート年金額の10%	保険契約者

２．年金等の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　全般について

項　目	内　容
①　第１回収入サポート年金を支払う場合の支払事由発生後の保険料	払い込む必要はありません。
②　第１回収入サポート年金の支払事由が生じた場合で、その支払前に死亡給付金の支払請求を受け、死亡給付金が支払われることとなるとき	第１回収入サポート年金の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、収入サポート年金は支払いません。

第２条　補足説明

＊１　責任開始の時

第１条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第15条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊２　疾病

薬物依存Aは含みません。

A：平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号Ｆ11.2、Ｆ12.2、Ｆ13.2、Ｆ14.2、Ｆ15.2、Ｆ16.2、Ｆ18.2、Ｆ19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊３　収入サポート年金支払期間

第１回収入サポート年金の支払事由発生日以後、この保険契約の締結の際に指定した保険期間の終期までの期間をいいます。

＊４　収入サポート年金の支払日

収入サポート年金の支払日は、次のとおりとします。

項　目	内　容
⑴　第１回収入サポート年金の支払日	第１回収入サポート年金の支払事由が生じた日
⑵　第２回以後の収入サポート年金の支払日	⑴に規定する第１回収入サポート年金の支払日を含む年の翌年以降、毎年のその日の応当日

項　目	内　容
③　被保険者が収入サポート年金支払期間中*3に死亡したとき	この保険契約は消滅します。

⑵　収入サポート年金について

項　目	内　容
①　第５回の収入サポート年金支払日*4がこの保険契約の収入サポート年金支払期間*3を超えて到来するとき	第５回の収入サポート年金支払日*4まで収入サポート年金支払期間*3を延長します。 （注）　収入サポート年金は被保険者が収入サポート年金支払日*3に生存しているときに支払います。
②　収入サポート年金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
③　責任開始の時*1前にすでに身体障害者福祉法に定める４級以下の障害状態が生じていたとき	その障害状態に、責任開始の時*1以後の傷害または疾病（責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のないものに限ります。）を原因とする障害が新たに加わって、身体障害者手帳の１級、２級または３級の障害状態になったときは、第１回収入サポート年金の支払事由が生じたものとします。
④　被保険者が、責任開始の時*1前に生じた傷害または疾病*2を原因として第１回収入サポート年金の支払事由に規定する状態に該当したとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなします。 ア．この保険契約の締結の際*5に、会社が、告知（第18条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。 イ．その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*2によるものとみなしません。
⑤　第１回収入サポート年金を支払ったとき	その後に第１回収入サポート年金の支払請求を受けても、これによる収入サポート年金は支払いません。
⑥　保険期間が満了したことにより消滅した場合で、被保険者が、保険期間中に第１回収入サポート年金の支払事由に規定する身体障害者手帳の１級、２級または３級の障害状態の障害が固定または確定したと医師によって診断され、この保険契約の保険期間満了の日の翌日からその日を含めて３年以内に身体障害者福祉法にもとづく、１級、２級または３級の身体障害者手帳の交付があったとき	その身体障害者手帳の交付がこの保険契約の保険期間満了の日にあったものとみなします。

第２条　補足説明

＊５　この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

⑶ 死亡給付金について

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

⑷ 満了祝金について

項　目	内　容
満了祝金が支払われた後に、その保険期間中に支払事由が生じた収入サポート年金または死亡給付金が支払われるとき	第１回収入サポート年金額または死亡給付金額から満了祝金額を差し引いて支払います。

★別表１（P.612参照）、別表２（P.612参照）

第３条　免責事由

１．支払事由（第２条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、年金または給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても年金等を支払わない場合）
収入サポート年金（身体障害者手帳の１級、２級または３級の障害状態）	被保険者が、次のいずれかによって収入サポート年金の支払事由に規定する身体障害者手帳の１級、２級または３級の障害状態になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　地震、噴火または津波 ⑼　戦争その他の変乱
収入サポート年金（要介護状態）	被保険者が、次のいずれかによって収入サポート年金の支払事由に規定する要介護状態になったとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　死亡給付金受取人の故意 ⑶　責任開始の日*1からその日を含めて３年以内の自殺 ⑷　この保険契約の復活（第15条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 ⑸　戦争その他の変乱

２．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　死亡給付金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。

第３条　補足説明

＊１　責任開始の日
第１条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

項　目	内　容
⑵　「地震、噴火または津波」によって第1回収入サポート年金（身体障害者手帳の1級、2級または3級の障害状態）の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、第1回収入サポート年金（身体障害者手帳の1級、2級または3級の障害状態）の金額の一部または全部を支払います。
⑶　「戦争その他の変乱」によって第1回収入サポート年金または死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、第1回収入サポート年金または死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
⑷　免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金*2を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

3　年金等の支払請求手続について

第4条　年金、給付金または祝金の支払請求手続

1．年金または給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．年金、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

3．この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表3★）
⑵　次のいずれかの書類
①　死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3（P.612参照）

第5条　年金、給付金または祝金の支払時期

1．会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で年金、給付金または祝金を支払います。

2．会社は、年金、給付金または祝金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から年金、給付金または祝金の請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1．の規定にかかわらず、年金、給付

第3条　補足説明

＊2　責任準備金
第1回収入サポート年金の金額を限度とします。

第4条　補足説明

＊1　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊2　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の3．において「当該団体」といいます。

第5条　補足説明

＊1　⑴から⑷に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴　年金、給付金または祝金の支払事由（第２条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
⑵　年金または給付金支払いの免責事由（第３条）に該当する可能性がある場合	年金または給付金の支払事由が発生した原因
⑶　告知義務違反（第19条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由（第21条）、詐欺（第16条）または不法取得目的（第17条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第21条（重大事由による解除）の１．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡給付金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金・給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金・給付金請求時までにおける事実

３．本条の２．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の１．および２．にかかわらず、年金、給付金または祝金を支払うべき期限は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

⑴　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180日
⑵　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　180日
⑶　本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　180日
⑷　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　　180日

４．本条の２．および３．の確認を行うときは、会社は、年金、給付金または祝金の受取人（年金、給付金または祝金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。
５．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金、給付金もしくは祝金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金、給付金または祝金を支払いません。

★別表３（P.612参照）

第５条　補足説明

＊２　⑴から⑷に定める日数
⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

＊３　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

4　死亡給付金の支払方法の選択について

第６条　死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

第６条　補足説明

＊１　死亡給付金
死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

5 保険料の払込免除について

第７条 保険料の払込免除

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第10条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第８条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後の原因によって保険料払込期間中に高度障害状態（別表４★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表５★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表４★）になったとき

２．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後の原因*2による障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表４★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表５★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表４★）になったとき
(2) 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により高度障害状態（別表４★）になったとき	次のいずれかに該当する場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ① この保険契約の締結の際*3に、会社が、告知（第18条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ② その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
(3) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第10条（保険料の払込み）の１．に規定する払込期月中の契約成立日（第１条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第７条 補足説明

＊１　責任開始の時
第１条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第15条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊２　責任開始の時以後の原因
責任開始の時*1前にすでに生じていた障害状態の原因と因果関係のないものに限ります。

＊３　この保険契約の締結の際
この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

★別表4（P.612参照）、別表5（P.614参照）

第8条　保険料の払込免除の免責事由

1．保険料の払込免除事由（第7条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
保険料の払込免除 高度障害状態による	被保険者が、次のいずれかによって高度障害状態（別表4★）になったとき (1)　保険契約者の故意 (2)　被保険者の故意 (3)　被保険者の自殺行為 (4)　被保険者の犯罪行為 (5)　戦争その他の変乱
保険料の払込免除 身体障害の状態による	被保険者が、次のいずれかによって身体障害の状態（別表4★）になったとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)　地震、噴火または津波 (9)　戦争その他の変乱

2．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

★別表4（P.612参照）

6　保険料の払込免除の請求手続について

第9条　保険料の払込免除の請求手続

1．保険料の払込免除事由（第7条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第5条（年金、給付金または祝金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3（P.612参照）

7 保険料の払込みについて

第10条 保険料の払込み

1．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴　年払	契約成立日（第１条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵　半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	
⑶　月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

2．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第11条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第10条 補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２　翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

第11条 保険料の払込方法（経路）

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴　会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
⑵　会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑶　会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑷　所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
⑸　会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
⑹　会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　本条の１．－⑴の方法において、払込期月（第10条）中に保険料が払い込まれなかったとき	①　保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第10条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第10条）中でも集金人を派遣します。 ②　月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
⑵　本条の１．－⑴から⑷の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	①　保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ②　変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第11条 補足説明

＊１　会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２　所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第12条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1．保険料が払込期月（第10条）の契約成立日（第１条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（第１回収入サポート年金または死亡給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

第12条 補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

⑴　この保険契約が消滅したとき ⑵　保険料の払込みが不要となったとき

2．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第10条）までに、年金、給付金もしくは祝金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　第１回収入サポート年金または死亡給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
⑵　満了祝金を支払うとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
⑶　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第13条　保険料の前納および予納

1．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第10条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
⑴　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
⑵　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて３か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

2．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

⑴　第１回収入サポート年金を支払う場合には、その受取人に支払います。 ⑵　⑴以外の場合には、保険契約者に支払います。

第13条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

8　失効と復活について

第14条　保険契約の失効

1．保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第10条（保険料の払込み）の１．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

2．本条の１．の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第25条）

があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3．本条の2．の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第15条　保険契約の復活

1．保険契約者は、第14条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて3年以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第18条）および告知義務違反による解除（第19条）の規定を適用します。ただし、この保険契約の効力を失った後、保険契約者が返戻金（第25条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*1の申込みをすることはできません。
2．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。
3．この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

9　取消しと無効について

第16条　詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第15条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第17条　不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第15条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

(1)　年金または給付金を不法に取得する目的
(2)　他人に年金または給付金を不法に取得させる目的

10　告知義務と解除について

第18条　告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第15条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、年金もしくは給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第15条　補足説明

＊1　保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

第19条　告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第15条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、年金、給付金もしくは祝金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　年金、給付金または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに年金、給付金または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、年金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、収入サポート年金受取人または死亡給付金受取人が証明したときは、会社は、年金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者、収入サポート年金受取人または死亡給付金受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第25条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第20条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第19条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴　この保険契約の締結または復活（第15条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第18条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第18条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に年金もしくは給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第18条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第21条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除*1することができます。

第20条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　責任開始の日
第１条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第21条　補足説明

＊１　解除
給付金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し給付金を支払わないこととするときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分の解除とします。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または年金もしくは給付金の受取人が年金*2を詐取する目的もしくは他人に年金*2を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　年金*2の請求に関し、年金*2の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または年金もしくは給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または年金もしくは給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、年金、給付金もしくは祝金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除*1することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除*1までの間に、年金、給付金もしくは祝金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その年金、給付金もしくは祝金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　年金、給付金*3または祝金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに年金、給付金*3または祝金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除*1の通知については、第19条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。
4．重大事由によりこの保険契約が解除*1された場合で、返戻金（第25条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5．本条の４．の規定にかかわらず、本条の１．－⑷の規定によって保険契約を解除*1した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し給付金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の４．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

11　契約内容の変更について

第22条　保険料払込方法の変更

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第２回以後の保険料の払込方法について、第10条（保険料の払込み）および第11条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。

第21条　補足説明

＊2　年金
この保険契約の年金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

＊3　給付金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

2．保険料の払込方法（回数）（第10条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第23条　第１回収入サポート年金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって第１回収入サポート年金額を減額★することができます。ただし、第１回収入サポート年金の支払以後は減額できません。また、会社は、減額後の第１回収入サポート年金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．第１回収入サポート年金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第24条）されたものとして取り扱います。
⑵　将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
⑶　第１回収入サポート年金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

12　解約等について

第24条　保険契約の解約

1．保険契約者は、将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。ただし、第１回収入サポート年金の支払以後は解約できません。
2．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第25条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第25条　返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第26条　保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合、第１回収入サポート年金が支払われた場合または保険料の払込みが免除（第７条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、年金または給付金を支払うときはその受取人に支払います。

⑴　給付金の支払事由（第２条）または免責事由（第３条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
⑵　告知義務違反（第19条）または重大事由（第21条）によりこの保険契約が解除されたとき
⑶　減額（第23条）または解約（第24条）されたとき

第27条　年金または給付金の受取人による保険契約の存続

1．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）

第26条　補足説明

＊１　消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊２　保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第10条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

２．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす年金または給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

⑴　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること ⑵　保険契約者と異なる者であること

３．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、年金、給付金または祝金の支払事由（第２条）が生じ、会社が年金、給付金または祝金を支払うべきときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　収入サポート年金の支払事由が生じたとき	①　支払うべき第１回収入サポート年金の金額が本条の２．の金額以上の場合には、支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払い、その残額を収入サポート年金受取人に支払います。 ②　支払うべき第１回収入サポート年金の金額が本条の２．の金額を下回る場合には、第１回収入サポート年金の支払事由発生時における責任準備金の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払います。さらに、その残額があるときは、第２条（年金、給付金または祝金の支払い）に定める第１回収入サポート年金額を会社の定める方法により再計算のうえ、支払うべき年金を収入サポート年金受取人に支払います。
⑵　死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払い、その残額を死亡給付金受取人に支払います。
⑶　満了祝金の支払事由が生じたとき	支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払い、その残額を満了祝金の受取人に支払います。

13　年金等の受取人および保険契約者について

第28条　会社への通知による年金または給付金の受取人の変更

１．保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第２条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、年金または給付金の受取人を変更することができます。ただし、収入サポート年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。なお、満了祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

２．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の年金または給付金の受取人に年金または給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の受取人から年金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第29条　遺言による年金または給付金の受取人の変更

１．第28条（会社への通知による年金または給付金の受取人の変更）の１．に定めるほか、保険契約者は、年金または給付金の支払事由（第２条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、年金または給付金の受取人を変更することができ

第27条　補足説明

＊１　会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

ます。ただし、収入サポート年金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。なお、満了祝金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2．本条の１．の年金または給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3．本条の１．および２．による年金または給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第30条　年金または給付金の受取人の死亡

1．年金または給付金の受取人が年金または給付金の支払事由（第２条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を受取人とします。
2．本条の１．の規定により年金または給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により受取人となった者のうち生存している他の受取人を受取人とします。
3．本条の１．および２．により年金または給付金の受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第31条　保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、第１回収入サポート年金の支払事由（第２条）が生じる前に限り、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2．第１回収入サポート年金を支払う場合には、その支払事由に該当した時に保険契約者のこの保険契約上のすべての権利義務は、収入サポート年金受取人に承継されます。
3．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第32条　保険契約者の代表者および年金または給付金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4．死亡給付金について、受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。収入サポート年金についても同様とします。

14　契約年齢の計算等について

第33条　契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下のものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。
2．被保険者の契約後の年齢は、本条の１．に規定する契約年齢に契約成立日（第１条）の応当日（年単位）*1ごとに１歳加えて計算します。

第34条　契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第33条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第１条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

第33条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第35条　性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または年金額を調整して処理します。

15　社員配当金（保険契約者への配当）について

第36条　社員配当金の割当ておよび支払い

1．第１回収入サポート年金の支払以前の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑸の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑷に該当する保険契約については、⑶に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴　次の事業年度中に契約成立日（第１条）の５年ごとの応当日*1が到来する保険契約	①　その５年ごと応当日*1から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その５年ごと応当日の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ②　①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．第１回収入サポート年金または死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ．保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
⑵　次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。
⑶　次の事業年度中に契約成立日および直前の５年ごと応当日*1からその日を含めて１年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	①　死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ②　①以外の場合は、保険契約者に支払います。
⑷　次の事業年度中に契約成立日からその日を含めて２年および直前の５年ごと応当日*1からその日を含めて１年を経過して、⑵または⑶以外の事由により消滅する保険契約*2	保険契約者に支払います。
⑸　次の事業年度中に契約成立日および直前の５年ごと応当日*1からその日を含めて１年を経過して第１回収入サポート年金を支払う保険契約	第１回収入サポート年金とともにその受取人に支払います。

2．第１回収入サポート年金の支払後の保険契約については、会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑷の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑷に該当する保険契約については、⑶に該当

第36条　補足説明

＊１　契約成立日の５年ごとの応当日

本条の１．において「５年ごと応当日」といいます。

＊２　消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴ 次の事業年度中に第１回収入サポート年金の支払日の５年ごとの応当日*3が到来する保険契約	① その５年ごと応当日*3から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、収入サポート年金受取人に支払います。 イ．収入サポート年金受取人から請求があったときは、収入サポート年金受取人に支払います。
⑵ 次の事業年度中に最終の年金を支払う保険契約	最終の年金とともにその受取人に支払います。
⑶ 次の事業年度中に第１回収入サポート年金の支払日および直前の５年ごと応当日*3からその日を含めて１年を経過して、収入サポート年金の受取人の死亡により消滅する保険契約	① 収入サポート年金受取人が保険契約者のときは、収入サポート年金受取人に支払います。 ② 収入サポート年金受取人被保険者のときは、収入サポート年金受取人の相続人に支払います。
⑷ 次の事業年度中に第１回収入サポート年金の支払日および直前の５年ごと応当日*3からその日を含めて１年を経過して、⑵または⑶以外の事由により消滅する保険契約	収入サポート年金受取人に支払います。

3．会社は、本条の１．および２．の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

4．保険契約者または収入サポート年金受取人からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第５条（年金、給付金または祝金の支払時期）の１．の規定を準用します。

第36条 補足説明

＊3　第１回収入サポート年金の支払日の５年ごとの応当日

本条の２．において「５年ごと応当日」といいます。

16 その他

第37条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第38条 保険契約者の住所の変更

1．保険契約者*1は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。

2．保険契約者*1が本条の１．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者*1に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第38条 補足説明

＊1　保険契約者

収入サポート年金支払期間A中は、収入サポート年金受取人とします。

A：第１回収入サポート年金の支払事由発生日以後、この保険契約の締結の際に指定した保険期間の終期までの期間をいいます。

第39条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1．会社は、この保険契約の収入サポート年金の支払事由（第２条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

⑴　身体障害者福祉法*2または法令等の改正による公的介護保険制度等の改正
⑵　医療または介護に関する技術または環境の変化*3

2．この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

3．本条の２．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の２週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

⑴　この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
⑵　変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第24条）する方法

4．本条の３．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の３．－⑴の方法を指定されたものとみなします。

第40条　契約内容の登録

1．会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

⑴　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
⑵　死亡給付金の金額
⑶　契約成立日*1
⑷　当会社名

2．本条の１．の登録の期間は、契約成立日*1から５年*2以内とします。

3．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の１．の規定により登録された被保険者について、死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約の申込み*4を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。

4．各生命保険会社等は、本条の２．の登録の期間中に死亡保険金*3のある保険契約または特約の申込み*4があったときは、本条の３．によって連絡された内容を死亡保険金*3のある保険契約または特約の承諾*5の判断の参考とすることができます。

5．各生命保険会社等は、契約成立日*6から５年*7以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。

6．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*5の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。

7．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。

8．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9．本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第41条　時効

年金、給付金または祝金（第２条）、保険料の払込免除（第７条）、返戻金（第25条）または社員配当金（第36条）を請求する権利は、その請求権者が、その

第39条　補足説明

＊１　変更日
支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第１条）の応当日（年単位）をいいます。

＊２　身体障害者福祉法
身体障害者福祉法施行令および身体障害者福祉法施行規則等を含みます。

＊３　医療または介護に関する技術または環境の変化
公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、医療または介護に関する社会環境の変化等をいいます。

第40条　補足説明

＊１　契約成立日
復活（第15条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊２　契約成立日から５年
契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

＊３　死亡保険金
災害死亡保険金を含みます。

＊４　申込み
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

＊５　承諾
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

＊６　契約成立日
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

＊７　契約成立日から５年
契約成立日*6において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*6から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い

権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第42条　管轄裁判所

1．この保険契約における収入サポート年金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または収入サポート年金受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2．この保険契約における死亡給付金、祝金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の１．の規定を準用します。

17　特則について

第43条　特別条件を付ける場合の特則

1．被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴から⑷のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。
⑴　割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
⑵　収入サポート年金または死亡給付金の削減支払
①　契約成立日（第１条）から会社の定める削減期間中に被保険者が第１回収入サポート年金または死亡給付金の支払事由（第２条）に該当したときは、次のとおり取り扱います。
ア．第１回収入サポート年金を支払うべきときは、第１回収入サポート年金額に次の表の割合を乗じた金額を第１回収入サポート年金額として支払います。
イ．死亡給付金を支払うべきときは、死亡給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
②　①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表６★）によって支払事由に該当したときは、第１回収入サポート年金または死亡給付金の削減支払の対象とはなりません。

削減期間＼保険年度	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶　特定部位または指定疾病についての不担保
身体の特定部位および指定疾病（別表７★）のうち、この保険契約の締結の際に会社が指定した部位または疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が収入サポート年金の支払事由に規定する状態に該当したときは、これに対応する収入サポート年金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表６★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。
⑷　特定高度障害状態についての不担保
疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除（第７条）しません。ただし、感染症（別表６★）によって特定高度障害状態*2になったときは、保険料の払込みを免除します。
2．本条の１．の特別条件が付けられたこの保険契約が効力を失ったとき（第14条）は、第15条（保険契約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この保険契約の復活は取り扱いません。

★別表４（P.612参照）、別表６（P.614参照）、別表７（P.615参照）

期間とします。

第42条　補足説明

＊１　収入サポート年金受取人
収入サポート年金受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

＊２　同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

第43条　補足説明

＊１　会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

＊２　特定高度障害状態
高度障害状態（別表４★）のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。

第44条　被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　収入サポート年金の支払いに関して次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
収入サポート年金の支払事由が生じ、支払うべき収入サポート年金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	収入サポート年金受取人が被保険者の場合には、支払うべき収入サポート年金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

⑵　第１回収入サポート年金の支払後に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。

①　第36条（社員配当金の割当ておよび支払い）の２．－⑴－②を次のとおり読み替えます。

②　①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

②　第36条（社員配当金の割当ておよび支払い）の２．－⑶の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第44条　補足説明

＊１　被指定契約

この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表１　公的介護保険制度

公的介護保険制度とは、介護保険法(平成９年12月17日　法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

別表２　要介護１以上の状態

要介護１以上の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年４月30日厚生省令第58号)第１条第１項に定める要介護１から要介護５までのいずれかの状態をいいます。

別表３　年金・給付金・祝金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．収入サポート年金の支払い	(1)　収入サポート年金支払請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　身体障害者手帳の１級、２級または３級の障害状態による収入サポート年金を請求するときは、被保険者の身体障害者手帳の写し (4)　要介護状態による収入サポート年金を請求するときは、被保険者が公的介護保険制度(別表１)に基づく所定の状態に該当していることを通知する書類 (5)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (6)　収入サポート年金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (7)　収入サポート年金の受取人の印鑑証明書 (8)　最終の保険料の払込みを証明する書類（第１回収入サポート年金の場合）
２．死亡給付金の支払い	(1)　死亡給付金支払請求書 (2)　医師の死亡診断書または検案書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
３．満了祝金	(1)　満了祝金支払請求書 (2)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (3)　満了祝金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4)　満了祝金の受取人の印鑑証明書 (5)　最終の保険料の払込みを証明する書類
４．保険料の払込免除	(1)　保険料払込免除請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書、第７条（保険料の払込免除）の１．に定める身体障害の状態による保険料の払込免除についてはさらに、不慮の事故（別表４）であることを証明する書類 (3)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　年金・給付金・祝金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3)　１．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表４　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1)　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） (2)　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） (3)　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） (4)　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６(1)） (5)　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６(1)） (6)　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６(1)） (7)　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６(1)）

身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵　「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶　「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷　「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

別表５　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

１．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
２．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
３．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．入浴中の溺水
５．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
６．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
７．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
８．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
９．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表６　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

別表７　特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1．眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
2．鼻（副鼻腔を含む。）
3．耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
4．口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
5．甲状腺
6．咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
7．肺臓・胸膜・気管・気管支
8．胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）
9．肝臓・胆嚢・胆管
10．膵臓
11．盲腸（虫様突起を含む。）
12．大腸・小腸
13．直腸・肛門
14．腎臓・尿管
15．膀胱・尿道
16．前立腺
17．睾丸・副睾丸
18．乳房（乳腺を含む。）
19．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
20．頸椎部（当該神経を含む。）
21．胸椎部（当該神経を含む。）
22．腰椎部（当該神経を含む。）
23．右上肢（右肩関節部を含む。）
24．左上肢（左肩関節部を含む。）
25．右下肢（右股関節部を含む。）
26．左下肢（左股関節部を含む。）
27．鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28．鎖骨
29．皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30．妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31．仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32．食道
42．顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43．上顎骨・下顎骨・顎関節
44．甲状腺・副甲状腺
45．食道・胃・十二指腸
46．食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47．肝臓（肝内胆管を含む。）
48．胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49．脾臓
50．腎臓・尿管・膀胱・尿道
51．睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53．妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54．頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55．腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56．脊椎部（当該神経を含む。）
57．上肢（肩関節部を含む。）
58．下肢（股関節部を含む。）
59．上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60．痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61．末梢動脈疾患

５年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）普通保険約款目次

この保険の特色……617

1　用語の意義について
第１条　用語の意義……617

2　保障の開始について
第２条　責任開始の時……617

3　保険金の支払いについて
第３条　死亡保険金の支払い……618
第４条　免責事由……618
第５条　災害死亡の場合の取扱い……618

4　保険金の支払請求手続について
第６条　死亡保険金の支払請求手続……619
第７条　死亡保険金の支払時期……620

5　保険金の支払方法の選択について
第８条　死亡保険金の支払方法の選択……621

6　保険料の払込免除について
第９条　保険料の払込免除……621
第10条　保険料の払込免除の免責事由……622

7　保険料の払込免除の請求手続について
第11条　保険料の払込免除の請求手続……622

8　保険料の払込みについて
第12条　保険料の払込み……623
第13条　保険料の払込方法（経路）……623
第14条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……624
第15条　保険料の前納および予納……624

9　失効と復活について
第16条　保険契約の失効……624
第17条　保険契約の復活……625

10　取消しと無効について
第18条　詐欺による取消し……625
第19条　不法取得目的による無効……625

11　告知義務と解除について
第20条　告知義務……625
第21条　告知義務違反による解除……625
第22条　告知義務違反による解除ができないとき……626
第23条　重大事由による解除……626

12　契約内容の変更等について
第24条　保険料払込方法の変更……627
第25条　保険期間の変更……628
第26条　保険契約の更新……628
第27条　死亡保険金額の減額……628

13　解約等について
第28条　保険契約の解約……628
第29条　返戻金……628
第30条　保険料の未経過分に相当する返還金……628
第31条　死亡保険金の受取人による保険契約の存続……629

14　保険金の受取人および保険契約者について
第32条　会社への通知による死亡保険金の受取人の変更……629
第33条　遺言による死亡保険金の受取人の変更……629
第34条　死亡保険金の受取人の死亡……629
第35条　保険契約者の権利義務の承継……629
第36条　保険契約者の代表者および死亡保険金の受取人の代表者……630

15　契約年齢の計算等について
第37条　契約年齢の計算……630
第38条　契約年齢の誤りの処理……630
第39条　性別の誤りの処理……630

16　社員配当金（保険契約者への配当）について
第40条　社員配当金の割当ておよび支払い……630

17　その他
第41条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……631
第42条　保険契約者の住所の変更……631
第43条　契約内容の登録……632
第44条　時効……632
第45条　管轄裁判所……632

18　特則について
第46条　郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則……632

別表１　対象となる不慮の事故……634
別表２　感染症……634
別表３　死亡保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……635
別表４　保険料払込免除の対象となる高度障害状態および身体障害の状態……635

5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）普通保険約款

（実施　2014.10.2／改正　2020.7.2）

この保険の特色	
目的・内容	死亡に対する保障
保険金の種類	死亡保険金
配当タイプ	５年ごと利差配当

1　用語の意義について

第１条　用語の意義

この普通保険約款において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用　語	意　義
保険年度	第２条の２．に規定する責任開始の日から契約成立日の１年後の応当日の前日までの期間を第１保険年度とし、以後、契約成立日の応当日（年単位）*1ごとに１年を加えて計算します。

2　保障の開始について

第２条　責任開始の時

１．この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
⑵　会社が、第１回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第20条）を受けた時 ②　第１回保険料相当額を受け取った時

２．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第37条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

３．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名または名称
⑶　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷　受取人の氏名または名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険給付の額
⑻　保険料およびその払込方法
⑼　契約成立日
⑽　保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

第１条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

3 保険金の支払いについて

第3条 死亡保険金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、死亡保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して死亡保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

	支払事由(死亡保険金を支払う場合)	金　額	受取人
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	死亡保険金の支払事由が生じた保険年度に応じ、死亡保険金の金額は、次のとおりとします。 第1保険年度：死亡保険金額×50% 第2保険年度以後：死亡保険金額	死亡保険金受取人

2．死亡保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

第3条 補足説明

＊1　責任開始の時
第2条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

第4条 免責事由

1．支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても死亡保険金を支払わない場合）
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1)　保険契約者の故意 (2)　死亡保険金受取人の故意 (3)　責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺 (4)　この保険契約の復活（第17条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺 (5)　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2)　「戦争その他の変乱」によって死亡保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡保険金の金額の一部または全部を支払います。
(3)　免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第4条 補足説明

＊1　責任開始の日
第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

第5条 災害死亡の場合の取扱い

1．被保険者が、第1保険年度中に、次のいずれかの事由に該当したときは、第3条（死亡保険金の支払い）の1．の規定にかかわらず、死亡保険金の金額について、

50%の削減支払を行いません。

⑴　責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）による傷害*2を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき
⑵　責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表２★）を直接の原因として死亡したとき

2．次のいずれかにより本条の１．－⑴または⑵の事由に該当したときは、会社は、本条の１．は適用しません。

⑴　保険契約者の故意または重大な過失
⑵　被保険者の故意または重大な過失
⑶　死亡保険金受取人の故意または重大な過失
⑷　被保険者の犯罪行為
⑸　被保険者の精神障害を原因とする事故
⑹　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
⑺　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
⑻　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
⑼　地震、噴火または津波
⑽　戦争その他の変乱

3．本条の２．に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　死亡保険金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させたとき	故意または重大な過失により被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額の部分については、次のとおり取り扱います。なお、残額については、50%の削減支払を行わずにその他の受取人に支払います。 ①　死亡保険金受取人が故意により被保険者を死亡させた場合は、第４条（免責事由）の２．－⑴および⑶の規定を適用します。 ②　死亡保険金受取人が重大な過失により被保険者を死亡させた場合は、第３条（死亡保険金の支払い）の１．の規定により算出した金額を支払います。
⑵　「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって死亡保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡保険金の金額の一部または全部を支払います。

★別表１（P.634参照）、別表２（P.634参照）

4　保険金の支払請求手続について

第６条　死亡保険金の支払請求手続

1．死亡保険金の支払事由（第３条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．死亡保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表３★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3．この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人は死亡保険金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

第５条　補足説明

＊１　責任開始の時
第２条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

＊２　傷害
責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）を直接の原因とする傷害をいいます。

第６条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　死亡保険金の支払請求に必要な書類（別表３★）
⑵　次のいずれかの書類
①　死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表３（P.635参照）

第７条　死亡保険金の支払時期

１．会社は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、会社の本社で死亡保険金を支払います。

２．会社は、死亡保険金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から死亡保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の１．の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴　死亡保険金の支払事由（第３条）または第５条（災害死亡の場合の取扱い）の１．－⑴または⑵に定める事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡保険金の支払事由または第５条（災害死亡の場合の取扱い）の１．－⑴または⑵に定める事由に該当する事実の有無
⑵　死亡保険金支払いの免責事由（第４条）または第５条（災害死亡の場合の取扱い）の２．に定める事由に該当する可能性がある場合	死亡保険金の支払事由または第５条（災害死亡の場合の取扱い）の２．に定める事由が発生した原因
⑶　告知義務違反（第21条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由（第23条）、詐欺（第18条）または不法取得目的（第19条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第23条（重大事由による解除）の１．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金請求時までにおける事実

３．本条の２．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の１．および２．にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

第６条　補足説明

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

第７条　補足説明

＊１　⑴から⑷に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

＊２　⑴から⑷に定める日数
⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

⑴　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　180日
⑵　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　180日
⑶　本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　180日
⑷　本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　180日

4．本条の２．および３．の確認を行うときは、会社は、死亡保険金の受取人（死亡保険金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金を支払いません。

★別表３（P.635参照）

5　保険金の支払方法の選択について

第８条　死亡保険金の支払方法の選択

死亡保険金が支払われるときは、死亡保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

6　保険料の払込免除について

第９条　保険料の払込免除

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第12条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に高度障害状態（別表４★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表４★）になったとき

第７条　補足説明

＊３　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第８条　補足説明

＊１　死亡保険金
死亡保険金とともに支払われる金銭を含みます。

第９条　補足説明

＊１　責任開始の時
第２条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第17条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ①　その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表４★）になったとき ②　その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表４★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
⑵　保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後の保険料について、第12条（保険料の払込み）の１．に規定する払込期月中の契約成立日（第２条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表１（P.634参照）、別表４（P.635参照）

第10条　保険料の払込免除の免責事由

１．保険料の払込免除事由（第９条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
高度障害状態または身体障害の状態による保険料の払込免除	保険料の払込免除事由が、次のいずれかによるとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　地震、噴火または津波 ⑼　戦争その他の変乱

２．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

7　保険料の払込免除の請求手続について

第11条　保険料の払込免除の請求手続

１．保険料の払込免除事由（第９条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、

すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表３★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。

3．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第７条（死亡保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表３（P.635参照）

8 保険料の払込みについて

第12条 保険料の払込み

1．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴ 年払	契約成立日（第２条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵ 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	
⑶ 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

2．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第13条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第13条 保険料の払込方法（経路）

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴ 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
⑵ 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑶ 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑷ 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
⑸ 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
⑹ 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

2．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項 目	内 容
⑴ 本条の１．－⑴の方法において、払込期月（第12条）中に保険料が払い込まれなかったとき	① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第12条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第12条）中でも集金人を派遣します。 ② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
⑵ 本条の１．－⑴から⑷の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第12条 補足説明

＊１ 契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２ 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

第13条 補足説明

＊１ 会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２ 所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第14条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1．保険料が払込期月（第12条）の契約成立日（第２条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（死亡保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

⑴　この保険契約が消滅したとき
⑵　保険料の払込みが不要となったとき

2．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第12条）までに、死亡保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第９条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　死亡保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
⑵　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第14条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第15条　保険料の前納および予納

1．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第12条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
⑴　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第２条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
⑵　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて３か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

2．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

⑴　死亡保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
⑵　⑴以外の場合には、保険契約者に支払います。

第15条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

9　失効と復活について

第16条　保険契約の失効

1．保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第12条（保険料の払込み）の１．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2．本条の１．の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第29条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3．本条の２．の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第17条　保険契約の復活

1．保険契約者は、第16条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて3か月以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第20条）および告知義務違反による解除（第21条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第29条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*1の申込みをすることはできません。
2．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。
3．この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

10　取消しと無効について

第18条　詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第17条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第19条　不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第17条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

(1)　死亡保険金を不法に取得する目的
(2)　他人に死亡保険金を不法に取得させる目的

11　告知義務と解除について

第20条　告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第17条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、死亡保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。

第21条　告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第17条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2．会社は、死亡保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）

第17条　補足説明

＊1　保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　死亡保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに死亡保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の2．の規定にかかわらず、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人が証明したときは、会社は、死亡保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または死亡保険金の受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第22条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第21条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴　この保険契約の締結または復活（第17条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
⑸　責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に死亡保険金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の1．－⑵および⑶の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1．は適用しません。

第23条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第22条　補足説明

＊1　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊2　責任開始の日
第2条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

⑴　保険契約者または死亡保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または死亡保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、死亡保険金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第９条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その死亡保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　死亡保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに死亡保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第21条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。
４．重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
５．本条の４．の規定にかかわらず、本条の１．－⑷の規定によってこの保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については本条の４．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

12　契約内容の変更等について

第24条　保険料払込方法の変更

１．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第２回以後の保険料の払込方法について、第12条（保険料の払込み）および第13条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
２．保険料の払込方法（回数）（第12条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方

第23条　補足説明

＊１　保険金
この保険契約の死亡保険金または保険料の払込免除をいいます。

＊２　死亡保険金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが死亡保険金の受取人のみであり、その死亡保険金の受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。

法（回数）を年払または半年払とします。

第25条　保険期間の変更

この保険契約の保険期間の変更は取り扱いません。

第26条　保険契約の更新

この保険契約の更新は取り扱いません。

第27条　死亡保険金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって死亡保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の死亡保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．死亡保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第28条）されたものとして取り扱います。
⑵　将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
⑶　死亡保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

13　解約等について

第28条　保険契約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。

2．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第29条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第29条　返戻金

返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第30条　保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第９条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡保険金を支払うときはその受取人に支払います。

⑴　死亡保険金の支払事由（第３条）または免責事由（第４条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
⑵　告知義務違反（第21条）または重大事由（第23条）によりこの保険契約が解除されたとき
⑶　減額（第27条）または解約（第28条）されたとき

第30条　補足説明

＊１　消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊２　保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第12条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

第31条　死亡保険金の受取人による保険契約の存続

1．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

2．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす死亡保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

(1)　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2)　保険契約者と異なる者であること

3．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由（第３条）が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金の受取人に支払います。

14　保険金の受取人および保険契約者について

第32条　会社への通知による死亡保険金の受取人の変更

1．保険契約者は、死亡保険金の支払事由（第３条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、死亡保険金の受取人を変更することができます。

2．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金の受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金の受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第33条　遺言による死亡保険金の受取人の変更

1．第32条（会社への通知による死亡保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由（第３条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金の受取人を変更することができます。

2．本条の１．の死亡保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3．本条の１．および２．による死亡保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第34条　死亡保険金の受取人の死亡

1．死亡保険金の受取人が死亡保険金の支払事由（第３条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金の受取人とします。

2．本条の１．の規定により死亡保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により死亡保険金の受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金の受取人を死亡保険金の受取人とします。

3．本条の１．および２．により死亡保険金の受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第35条　保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三

第31条　補足説明

＊1　会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

者に承継させることができます。
2．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第36条　保険契約者の代表者および死亡保険金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4．死亡保険金の受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。

15　契約年齢の計算等について

第37条　契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下のものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。
2．被保険者の契約後の年齢は、本条の１．に規定する契約年齢に契約成立日（第２条）の応当日（年単位）*1ごとに１歳加えて計算します。

第37条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第38条　契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第37条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第２条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または死亡保険金額を調整して処理します。

第39条　性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または死亡保険金額を調整して処理します。

16　社員配当金（保険契約者への配当）について

第40条　社員配当金の割当ておよび支払い

1．会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑸の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑸に該当する保険契約については、⑷に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴ 次の事業年度中に契約成立日（第２条）の５年ごとの応当日*1が到来する保険契約	① その５年ごと応当日*1から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、その５年ごと応当日*1の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．死亡保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．死亡保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ．保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
⑵ 次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約	保険契約者に支払います。
⑶ 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	責任準備金に加えて取り扱います。
⑷ 次の事業年度中に契約成立日および直前の５年ごと応当日*1からその日を含めて１年を経過して、死亡保険金の支払いにより消滅する保険契約	死亡保険金とともにその受取人に支払います。
⑸ 次の事業年度中に契約成立日からその日を含めて２年および直前の５年ごと応当日*1からその日を含めて１年を経過して、⑵から⑷以外の事由により消滅する保険契約*2	保険契約者に支払います。

2．会社は、本条の１．の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3．保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第７条（死亡保険金の支払時期）の１．の規定を準用します。

17 その他

第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第42条 保険契約者の住所の変更

1．保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2．保険契約者が本条の１．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第40条 補足説明

＊１ 契約成立日の５年ごとの応当日

本条の１．において「５年ごと応当日」といいます。

＊２ 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第43条　契約内容の登録

1．会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

⑴　保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
⑵　死亡保険金の金額
⑶　契約成立日*1（第２条）
⑷　当会社名

2．本条の１．の登録の期間は、契約成立日*1から５年*2以内とします。
3．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の１．の規定により登録された被保険者について、死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約の申込み*4を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4．各生命保険会社等は、本条の２．の登録の期間中に死亡保険金*3のある保険契約または特約の申込み*4があったときは、本条の３．によって連絡された内容を死亡保険金*3のある保険契約または特約の承諾*5の判断の参考とすることができます。
5．各生命保険会社等は、契約成立日*6から５年*7以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。
6．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*5の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
8．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9．本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第44条　時効

死亡保険金（第３条）、保険料の払込免除（第９条）、返戻金（第29条）または社員配当金（第40条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第45条　管轄裁判所

1．この保険契約における死亡保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または死亡保険金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2．この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の１．の規定を準用します。

18　特則について

第46条　郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

第43条　補足説明

＊１　契約成立日
復活（第17条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊２　契約成立日から５年
契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

＊３　死亡保険金
災害死亡保険金を含みます。

＊４　申込み
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

＊５　承諾
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

＊６　契約成立日
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

＊７　契約成立日から５年
契約成立日*6において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*6から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第45条　補足説明

＊１　死亡保険金の受取人
死亡保険金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

＊２　同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

(1) 第15条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
(2) 第24条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

別表１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

１．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
２．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
３．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．入浴中の溺水
５．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの(高山病・潜水病・潜函病を含みます。)、乗り物酔いならびに飢餓・渇
６．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
７．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
８．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
９．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表２　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

別表３　死亡保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．死亡保険金の支払い	⑴　死亡保険金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　不慮の事故（別表１）を原因とするときは、不慮の事故（別表１）であることを証明する書類 ⑷　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑸　死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑹　死亡保険金の受取人の印鑑証明書 ⑺　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．保険料の払込免除	⑴　保険料払込免除請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　不慮の事故（別表１）であることを証明する書類 ⑷　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　死亡保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表４　保険料払込免除の対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5．脊柱の障害

⑴ 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵ 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

6．上・下肢の障害

⑴ 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵ 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7．指の障害

⑴ 手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款目次

この保険の特色……638

1　用語の意義について
第１条　用語の意義……638

2　低解約返戻金期間について
第２条　低解約返戻金期間……638

3　保障の開始について
第３条　責任開始の時……638

4　保険金の支払いについて
第４条　死亡保険金の支払い……639
第５条　免責事由……639
第６条　災害死亡の場合の取扱い……640

5　保険金の支払請求手続について
第７条　死亡保険金の支払請求手続……641
第８条　死亡保険金の支払時期……641

6　保険金の支払方法の選択について
第９条　死亡保険金の支払方法の選択……642

7　保険料の払込免除について
第10条　保険料の払込免除……642
第11条　保険料の払込免除の免責事由……643

8　保険料の払込免除の請求手続について
第12条　保険料の払込免除の請求手続……644

9　保険料の払込みについて
第13条　保険料の払込み……644
第14条　保険料の払込方法（経路）……644
第15条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……645
第16条　保険料の前納および予納……645
第17条　保険料の振替貸付……646

10　失効と復活について
第18条　保険契約の失効……647
第19条　保険契約の復活……647

11　取消しと無効について
第20条　詐欺による取消し……647
第21条　不法取得目的による無効……648

12　告知義務と解除について
第22条　告知義務……648
第23条　告知義務違反による解除……648
第24条　告知義務違反による解除ができないとき……648
第25条　重大事由による解除……649

13　保険契約者に対する貸付について
第26条　保険契約者に対する貸付……650

14　契約内容の変更について
第27条　保険料払込方法の変更……650
第28条　保険料払込期間の変更……650
第29条　払済引受基準緩和型終身保険への変更……651
第30条　死亡保険金額の減額……651

15　解約等について
第31条　保険契約の解約……651
第32条　返戻金……651
第33条　保険料の未経過分に相当する返還金……652
第34条　死亡保険金の受取人による保険契約の存続……652

16　保険金の受取人および保険契約者について
第35条　会社への通知による死亡保険金の受取人の変更……652
第36条　遺言による死亡保険金の受取人の変更……653
第37条　死亡保険金の受取人の死亡……653
第38条　保険契約者の権利義務の承継……653
第39条　保険契約者の代表者および死亡保険金の受取人の代表者……653

17　契約年齢の計算等について
第40条　契約年齢の計算……653
第41条　契約年齢の誤りの処理……653
第42条　性別の誤りの処理……654

18　社員配当金（保険契約者への配当）について
第43条　社員配当金の割当ておよび支払い……654

19　その他
第44条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……654
第45条　保険契約者の住所の変更……655
第46条　契約内容の登録……655
第47条　時効……655
第48条　管轄裁判所……656

別表１　対象となる不慮の事故……657
別表２　感染症……657
別表３　死亡保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……658
別表４　保険料払込免除の対象となる高度障害状態および身体障害の状態……658

5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款

（実施　2014.10.2／改正　2020.7.2）

この保険の特色	
目的・内容	死亡に対する保障
保険金の種類	死亡保険金
配当タイプ	５年ごと利差配当
備考	保険契約者のこの保険契約の継続に資するため、一定期間の返戻金の水準を低く設定し、これを保険料に反映します。

1 用語の意義について

第１条　用語の意義

この普通保険約款において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用　語	意　義
保険年度	第３条の２．に規定する責任開始の日から契約成立日の１年後の応当日の前日までの期間を第１保険年度とし、以後、契約成立日の応当日（年単位）*1ごとに１年を加えて計算します。

2 低解約返戻金期間について

第２条　低解約返戻金期間

低解約返戻金期間は、返戻金（第32条）の水準を低く設定している期間をいい、保険料払込期間とします。ただし、保険料払込期間が終身の場合には、契約成立日（第３条）から被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日までの期間とします。

3 保障の開始について

第３条　責任開始の時

１．この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
⑵　会社が、第１回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第22条）を受けた時 ②　第１回保険料相当額を受け取った時

２．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第40条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

３．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

第１条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

⑴　会社名 ⑵　保険契約者の氏名または名称 ⑶　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項 ⑷　受取人の氏名または名称 ⑸　支払事由 ⑹　保険期間 ⑺　保険給付の額 ⑻　保険料およびその払込方法 ⑼　契約成立日 ⑽　保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

4　保険金の支払いについて

第４条　死亡保険金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、死亡保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して死亡保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第５条）に該当するときは支払いません。

	支払事由(死亡保険金を支払う場合)	金　額	受取人
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	死亡保険金の支払事由が生じた保険年度に応じ、死亡保険金の金額は、次のとおりとします。 第１保険年度：死亡保険金額×50% 第２保険年度以後：死亡保険金額	死亡保険金受取人

2．死亡保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

第５条　免責事由

1．支払事由（第４条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても死亡保険金を支払わない場合）
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　死亡保険金受取人の故意 ⑶　責任開始の日*1からその日を含めて３年以内の自殺 ⑷　この保険契約の復活（第19条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 ⑸　戦争その他の変乱

第４条　補足説明

＊１　責任開始の時
第３条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

第５条　補足説明

＊１　責任開始の日
第３条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　死亡保険金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑵　「戦争その他の変乱」によって死亡保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡保険金の金額の一部または全部を支払います。
⑶　免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	①　保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ②　この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第６条　災害死亡の場合の取扱い

１．被保険者が、第１保険年度中に、次のいずれかの事由に該当したときは、第４条（死亡保険金の支払い）の１．の規定にかかわらず、死亡保険金の金額について、50%の削減支払を行いません。

⑴　責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）による傷害*2を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき
⑵　責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表２★）を直接の原因として死亡したとき

２．次のいずれかにより本条の１．－⑴または⑵の事由に該当したときは、会社は、本条の１．は適用しません。

⑴　保険契約者の故意または重大な過失
⑵　被保険者の故意または重大な過失
⑶　死亡保険金受取人の故意または重大な過失
⑷　被保険者の犯罪行為
⑸　被保険者の精神障害を原因とする事故
⑹　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
⑺　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
⑻　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
⑼　地震、噴火または津波
⑽　戦争その他の変乱

３．本条の２．に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　死亡保険金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させたとき	故意または重大な過失により被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額の部分については、次のとおり取り扱います。なお、残額については、50%の削減支払を行わずにその他の受取人に支払います。 ①　死亡保険金受取人が故意により被保険者を死亡させた場合は、第５条（免責事由）の２．－⑴および⑶の規定を適用します。 ②　死亡保険金受取人が重大な過失により被保険者を死亡させた場合は、第４条（死亡保険金の支払い）の１．の規定により算出した金額を支払います。

第６条　補足説明

＊１　責任開始の時
第３条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

＊２　傷害
責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）を直接の原因とする傷害をいいます。

項　目	内　容
⑵　「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって死亡保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡保険金の金額の一部または全部を支払います。

★別表１（P.657参照）、別表２（P.657参照）

5　保険金の支払請求手続について

第７条　死亡保険金の支払請求手続

１．死亡保険金の支払事由（第４条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

２．死亡保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表３★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

３．この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人は死亡保険金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　死亡保険金の支払請求に必要な書類（別表３★）
⑵　次のいずれかの書類
①　死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表３（P.658参照）

第７条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

第８条　死亡保険金の支払時期

１．会社は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に、会社の本社で死亡保険金を支払います。

２．会社は、死亡保険金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から死亡保険金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の１．の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴　死亡保険金の支払事由（第４条）または第６条（災害死亡の場合の取扱い）の１．－⑴または⑵に定める事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡保険金の支払事由または第６条（災害死亡の場合の取扱い）の１．－⑴または⑵に定める事由に該当する事実の有無

第８条　補足説明

＊１　⑴から⑷に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
⑵ 死亡保険金支払いの免責事由（第５条）または第６条（災害死亡の場合の取扱い）の２．に定める事由に該当する可能性がある場合	死亡保険金の支払事由または第６条（災害死亡の場合の取扱い）の２．に定める事由が発生した原因
⑶ 告知義務違反（第23条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷ この約款に定める重大事由（第25条）、詐欺（第20条）または不法取得目的（第21条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第25条（重大事由による解除）の１．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金請求時までにおける事実

３．本条の２．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の１．および２．にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表３★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

⑴ 本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　180日
⑵ 本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　180日
⑶ 本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の２．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　180日
⑷ 本条の２．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　180日

４．本条の２．および３．の確認を行うときは、会社は、死亡保険金の受取人（死亡保険金の受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。
５．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金を支払いません。

★別表３（P.658参照）

6 保険金の支払方法の選択について

第９条 死亡保険金の支払方法の選択

死亡保険金が支払われるときは、死亡保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

7 保険料の払込免除について

第10条 保険料の払込免除

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第13条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第11条）に該当するときは免除しません。

第８条 補足説明

＊２ ⑴から⑷に定める日数
⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

＊３ 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第９条 補足説明

＊１ 死亡保険金
死亡保険金とともに支払われる金銭を含みます。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に高度障害状態（別表４★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表４★）になったとき

2．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表４★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表４★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第13条（保険料の払込み）の１．に規定する払込期月中の契約成立日（第３条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表１（P.657参照）、別表４（P.658参照）

第11条　保険料の払込免除の免責事由

1．保険料の払込免除事由（第10条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
高度障害状態または身体障害の状態による保険料の払込免除	保険料の払込免除事由が、次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

第10条　補足説明

＊1　責任開始の時

第３条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第19条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

8 保険料の払込免除の請求手続について

第12条 保険料の払込免除の請求手続

1．保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表３★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第８条（死亡保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表３（P.658参照）

9 保険料の払込みについて

第13条 保険料の払込み

1．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴　年払	契約成立日（第３条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵　半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	
⑶　月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

2．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第14条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第13条 補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２　翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

第14条 保険料の払込方法（経路）

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴　会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
⑵　会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑶　会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑷　所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
⑸　会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
⑹　会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

第14条 補足説明

＊１　会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２　所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

2．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　本条の１．－⑴の方法において、払込期月（第13条）中に保険料が払い込まれなかったとき	①　保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第13条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第13条）中でも集金人を派遣します。 ②　月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
⑵　本条の１．－⑴から⑷の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	①　保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ②　変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第15条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1．保険料が払込期月（第13条）の契約成立日（第３条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（死亡保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

⑴　この保険契約が消滅したとき
⑵　保険料の払込みが不要となったとき

2．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第13条）までに、死亡保険金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　死亡保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
⑵　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第15条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第16条　保険料の前納および予納

1．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第13条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
⑴　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第３条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
⑵　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて３か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

第16条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

2．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

⑴　死亡保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。 ⑵　⑴以外の場合には、保険契約者に支払います。

第17条　保険料の振替貸付

1．保険料が払い込まれずに猶予期間（第13条）が満了したときは、あらかじめ保険契約者から反対の申出がない限り、会社は、次の金額を保険契約者に貸し付けて、保険料に充当します。

⑴　年払契約および半年払契約の場合には、保険料に相当する金額 ⑵　月払契約の場合には、６か月分の保険料に相当する金額。ただし、本条の２．－⑴の規定により６か月分の保険料に相当する金額の貸付ができないときは、貸付ができる範囲で最も多い月数分の保険料に相当する金額とします。

2．保険料の振替貸付について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　貸付金とその利息との合計額が返戻金額*1を超えるとき	本条の規定による貸付は行いません。
⑵　貸付金の利息	①　年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日（第13条）の翌日以後、年８％以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後１年経過するごとに元金に繰り入れます。 ②　半年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後、半年４％以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過するごとに元金に繰り入れます。 ③　月払契約の場合 保険料*2の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後、月8/12%以下の会社の定める利率で計算し、保険料*2の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過するごとに元金に繰り入れます。ただし、本条の規定による貸付が行われた後に、新たに本条の規定による貸付が行われる場合で、直前の貸付金の利息を元金に繰り入れる前に新たな貸付金の利息が起算されるときは、直前の貸付金の利息は、新たな貸付金の利息の起算日に元金に繰り入れます。
⑶　本条の規定による貸付金とその利息との合計額*3が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
⑷　会社が⑶の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が⑶の通知を発した日を含む月の翌々月１日から効力を失います。

第17条　補足説明

＊１　返戻金額

本条の１．に規定する金額を保険料として払い込んだものとみなして第32条（返戻金）の規定により計算し、本条または第26条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

＊２　保険料

本条の規定による貸付金により充当される最終の月の保険料とします。

＊３　本条の規定による貸付金とその利息との合計額

第26条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含んだ金額とします。

項　目	内　容
⑸　貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ①　死亡保険金が支払われるとき ②　死亡保険金額が減額（第30条）されたとき ③　①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき
⑹　本条の規定による貸付を行わなかったものとするとき	本条の規定による貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて３か月以内に保険契約者から次のいずれかの請求があったときは、本条の規定による貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱いを行います。 ①　この保険契約の解約（第31条） ②　払済引受基準緩和型終身保険への変更（第29条）。ただし、この保険契約が効力を失っている場合（第18条）を除きます。

10　失効と復活について

第18条　保険契約の失効

1．保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第13条（保険料の払込み）の１．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2．本条の１．の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第32条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3．本条の２．の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第19条　保険契約の復活

1．保険契約者は、第18条（保険契約の失効）、第17条（保険料の振替貸付）の２．－⑷または第26条（保険契約者に対する貸付）の⑶の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて３か月以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第22条）および告知義務違反による解除（第23条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第32条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*1の申込みをすることはできません。
2．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。また、第17条（保険料の振替貸付）の２．－⑷または第26条（保険契約者に対する貸付）の⑶の規定によって効力を失った保険契約を復活させるときは、別に貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。
3．この保険契約は、本条の２．の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第19条　補足説明

＊１　保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

11　取消しと無効について

第20条　詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは

復活（第19条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第21条　不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第19条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

(1)　死亡保険金を不法に取得する目的
(2)　他人に死亡保険金を不法に取得させる目的

12　告知義務と解除について

第22条　告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第19条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、死亡保険金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第10条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。

第23条　告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第19条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第22条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2．会社は、死亡保険金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1)　死亡保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2)　すでに死亡保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3)　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人が証明したときは、会社は、死亡保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または死亡保険金の受取人に通知します。

(1)　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2)　(1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第24条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第23条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴ この保険契約の締結、復活（第19条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵ 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第22条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶ 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第22条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷ 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸ 責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に死亡保険金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じないで、その期間を経過したとき

２．本条の１．－⑵および⑶の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第22条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第25条　重大事由による解除

１．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

⑴ 保険契約者または死亡保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵ 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷ 保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④ 保険契約者または死亡保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸ 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　② 保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、死亡保険金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その死亡保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第24条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　責任開始の日
第３条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第25条　補足説明

＊１　保険金
この保険契約の死亡保険金または保険料の払込免除をいいます。

⑴	死亡保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵	すでに死亡保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶	すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第23条（告知義務違反による解除）の4．の規定を準用して取り扱います。

4．重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

5．本条の4．の規定にかかわらず、本条の1．－⑷の規定によってこの保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して本条の2．－⑴または⑵の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については本条の4．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

第25条 補足説明

＊2 死亡保険金

本条の1．－⑷のみに該当した場合で、本条の1．－⑷－①から⑤までに該当したのが死亡保険金の受取人のみであり、その死亡保険金の受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。

13 保険契約者に対する貸付について

第26条 保険契約者に対する貸付

保険契約者は、返戻金額*1のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴ 貸付金の利息	会社の定める利率で計算します。
⑵ 本条の規定による貸付金とその利息との合計額*2が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
⑶ 会社が⑵の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が⑵の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
⑷ 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。 ① 死亡保険金が支払われるとき ② 死亡保険金額が減額（第30条）されたとき ③ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき

第26条 補足説明

＊1 返戻金額

第32条（返戻金）の規定により計算し、第17条（保険料の振替貸付）または本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

＊2 本条の規定による貸付金とその利息との合計額

第17条（保険料の振替貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含んだ金額とします。

14 契約内容の変更について

第27条 保険料払込方法の変更

1．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第13条（保険料の払込み）および第14条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。

2．保険料の払込方法（回数）（第13条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第28条 保険料払込期間の変更

この保険契約の保険料払込期間の変更は取り扱いません。

第29条　払済引受基準緩和型終身保険への変更

1．保険契約者は、将来の保険料の払込みを中止して、この保険契約を払済引受基準緩和型終身保険に変更★することができます。ただし、変更後の死亡保険金額が会社の定める金額に満たないときは、この取扱いをしません。

2．払済引受基準緩和型終身保険への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後の死亡保険金額	返戻金額*1によって定めます。
⑵　払済引受基準緩和型終身保険に変更されたとき	①　払済引受基準緩和型終身保険に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。 ②　第32条（返戻金）の規定にかかわらず、払済引受基準緩和型終身保険に変更後の返戻金額は抑制しません。

★「払済引受基準緩和型終身保険への変更の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第30条　死亡保険金額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって死亡保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の死亡保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．死亡保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分に対応する返戻金（第32条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。この場合、第８条（死亡保険金の支払時期）の１．の規定を準用します。
⑵　将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
⑶　死亡保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

15　解約等について

第31条　保険契約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。

2．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第32条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第32条　返戻金

1．返戻金は、保険料を払い込んだ年月数により計算します。なお、低解約返戻金期間中の返戻金額は、返戻金を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合*1を乗じた金額とします。

2．本条の１．にかかわらず、保険契約の解約（第31条）等*2の時期が低解約返戻金期間経過後にある場合でも、次のいずれかのときは、返戻金額は、返戻金を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合*1を乗じた金額とします。

第29条　補足説明

＊１　返戻金額

第32条（返戻金）の規定により計算し、第17条（保険料の振替貸付）または第26条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

第32条　補足説明

＊１　低解約返戻金割合

低解約返戻金期間中の返戻金の支払割合をいい、70%とします。

＊２　保険契約の解約（第31条）等

次の⑴から⑹をいいます。

⑴　保険契約の解約（第31条）
⑵　保険契約の失効（第18条）
⑶　告知義務違反による解除（第23条）
⑷　重大事由による解除（第25条）
⑸　払済引受基準緩和型終身保険への変更（第29条）
⑹　死亡保険金額の減額（第30条）

⑴ 低解約返戻金期間を保険料払込期間とする場合には、保険料払込期間中の最終の保険料が払い込まれていないとき
⑵ 低解約返戻金期間を契約成立日（第３条）から被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日までの期間とする場合には、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）を含む払込期月の保険料が払い込まれていないとき

3．返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第33条　保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第10条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡保険金を支払うときはその受取人に支払います。

⑴ 死亡保険金の支払事由（第４条）または免責事由（第５条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
⑵ 告知義務違反（第23条）または重大事由（第25条）によりこの保険契約が解除されたとき
⑶ 減額（第30条）または解約（第31条）されたとき

第34条　死亡保険金の受取人による保険契約の存続

1．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。

2．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす死亡保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

⑴ 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
⑵ 保険契約者と異なる者であること

3．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由（第４条）が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金の受取人に支払います。

16　保険金の受取人および保険契約者について

第35条　会社への通知による死亡保険金の受取人の変更

1．保険契約者は、死亡保険金の支払事由（第４条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、死亡保険金の受取人を変更することができます。

2．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金の受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金の受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第33条　補足説明

＊１　消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊２　保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第13条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

第34条　補足説明

＊１　会社が債権者等に支払うべき金額
その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

第36条　遺言による死亡保険金の受取人の変更

1．第35条（会社への通知による死亡保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由（第４条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金の受取人を変更することができます。
2．本条の１．の死亡保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3．本条の１．および２．による死亡保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第37条　死亡保険金の受取人の死亡

1．死亡保険金の受取人が死亡保険金の支払事由（第４条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金の受取人とします。
2．本条の１．の規定により死亡保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により死亡保険金の受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金の受取人を死亡保険金の受取人とします。
3．本条の１．および２．により死亡保険金の受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第38条　保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。
2．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第39条　保険契約者の代表者および死亡保険金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4．死亡保険金の受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。

17　契約年齢の計算等について

第40条　契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下のものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。
2．被保険者の契約後の年齢は、本条の１．に規定する契約年齢に契約成立日（第３条）の応当日（年単位）*1ごとに１歳加えて計算します。

第41条　契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第40条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第３条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または死亡保険金額を調整して処理します。

第40条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第42条　性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または死亡保険金額を調整して処理します。

18　社員配当金（保険契約者への配当）について

第43条　社員配当金の割当ておよび支払い

1．会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑷の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑷に該当する保険契約については、⑶に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴　次の事業年度中に契約成立日*1（第３条）の５年ごとの応当日*2が到来する保険契約	①　その５年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その５年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ②　①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．死亡保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．死亡保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ．保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
⑵　次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	返戻金に加えて取り扱います。
⑶　次の事業年度中に契約成立日*1および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、死亡保険金の支払いにより消滅する保険契約	死亡保険金とともにその受取人に支払います。
⑷　次の事業年度中に契約成立日*1からその日を含めて２年および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、⑵または⑶以外の事由により消滅する保険契約*3	保険契約者に支払います。

2．会社は、本条の１．の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

3．保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第８条（死亡保険金の支払時期）の１．の規定を準用します。

19　その他

第44条　被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのよ

第43条　補足説明

＊１　契約成立日
保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。

＊２　契約成立日の５年ごとの応当日
保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「５年ごと応当日」といいます。

＊３　消滅する保険契約
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

うな場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第45条　保険契約者の住所の変更

1．保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2．保険契約者が本条の１．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第46条　契約内容の登録

1．会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
(2) 死亡保険金の金額
(3) 契約成立日*1（第３条）
(4) 当会社名

2．本条の１．の登録の期間は、契約成立日*1から５年*2以内とします。
3．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の１．の規定により登録された被保険者について、死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約の申込み*4を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4．各生命保険会社等は、本条の２．の登録の期間中に死亡保険金*3のある保険契約または特約の申込み*4があったときは、本条の３．によって連絡された内容を死亡保険金*3のある保険契約または特約の承諾*5の判断の参考とすることができます。
5．各生命保険会社等は、契約成立日*6から５年*7以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。
6．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*5の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
8．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9．本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第47条　時効

死亡保険金（第４条）、保険料の払込免除（第10条）、返戻金（第32条）または社員配当金（第43条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第46条　補足説明

＊１　契約成立日
復活（第19条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊２　契約成立日から５年
契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

＊３　死亡保険金
災害死亡保険金を含みます。

＊４　申込み
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

＊５　承諾
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

＊６　契約成立日
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

＊７　契約成立日から５年
契約成立日*6において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*6から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第48条　管轄裁判所

1．この保険契約における死亡保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または死亡保険金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

2．この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の１．の規定を準用します。

第48条　補足説明

＊１　死亡保険金の受取人

死亡保険金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

＊２　同一の都道府県内にある支社

同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

１．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
２．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
３．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．入浴中の溺水
５．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの(高山病・潜水病・潜函病を含みます。)、乗り物酔いならびに飢餓・渇
６．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
７．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
８．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
９．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表２　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

別表３　死亡保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．死亡保険金の支払い	⑴　死亡保険金支払請求書 ⑵　医師の死亡診断書または検案書 ⑶　不慮の事故（別表１）を原因とするときは、不慮の事故（別表１）であることを証明する書類 ⑷　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑸　死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑹　死亡保険金の受取人の印鑑証明書 ⑺　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．保険料の払込免除	⑴　保険料払込免除請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　不慮の事故（別表１）であることを証明する書類 ⑷　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　死亡保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表４　保険料払込免除の対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4．常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5．脊柱の障害
⑴ 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
⑵ 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

6．上・下肢の障害
⑴ 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。
⑵ 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7．指の障害
⑴ 手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。
⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）普通保険約款目次

この保険の特色……661

1　用語の意義について
第１条　用語の意義……661

2　保険契約の型について
第２条　保険契約の型……661

3　保障の開始について
第３条　責任開始の時……661

4　給付金の支払いについて
第４条　給付金の支払い……662
第５条　免責事由……670

5　給付金の支払請求手続について
第６条　給付金の支払請求手続……671
第７条　給付金の支払時期……672

6　死亡給付金の支払方法の選択について
第８条　死亡給付金の支払方法の選択……673

7　保険料の払込免除について
第９条　保険料の払込免除……673
第10条　保険料の払込免除の免責事由……674

8　保険料の払込免除の請求手続について
第11条　保険料の払込免除の請求手続……674

9　保険料払込期間中の被保険者の死亡について
第12条　保険料払込期間中の被保険者の死亡……674

10　保険料の払込みについて
第13条　保険料の払込み……675
第14条　保険料の払込方法（経路）……675
第15条　払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い……675
第16条　保険料の前納および予納……676

11　失効と復活について
第17条　保険契約の失効……676
第18条　保険契約の復活……676

12　取消しと無効について
第19条　詐欺による取消し……677
第20条　不法取得目的による無効……677

13　告知義務と解除について
第21条　告知義務……677
第22条　告知義務違反による解除……677
第23条　告知義務違反による解除ができないとき……678
第24条　重大事由による解除……678

14　契約内容の変更および更新等について
第25条　保険料払込方法の変更……679
第26条　保険契約の更新……680
第27条　保険期間が終身の保険契約への変更……681
第28条　入院給付金日額の減額……682

15　解約等について
第29条　保険契約の解約……682
第30条　返戻金……683
第31条　保険料の未経過分に相当する返還金……683
第32条　給付金の受取人による保険契約の存続……683

16　給付金の受取人および保険契約者について
第33条　会社への通知による給付金の受取人の変更……683
第34条　遺言による給付金の受取人の変更……684
第35条　給付金の受取人の死亡……684
第36条　保険契約者の権利義務の承継……684
第37条　保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者……684

17　契約年齢の計算等について
第38条　契約年齢の計算……684
第39条　契約年齢の誤りの処理……685
第40条　性別の誤りの処理……685

18　社員配当金（保険契約者への配当）について
第41条　社員配当金の割当ておよび支払い……685

19　その他
第42条　被保険者の業務の変更、転居および旅行……686
第43条　保険契約者の住所の変更……686
第44条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更……686
第45条　契約内容の登録……687
第46条　時効……687
第47条　管轄裁判所……687

20　特則について
第48条　郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則……688
第49条　被指定契約がある場合の特則……688

別表１　入院給付金の支払対象となる入院……689
別表２　対象となる不慮の事故……689
別表３　病院または診療所……689
別表４　手術給付金の支払対象となる「手術」……690
別表５　公的医療保険制度……690
別表６　医科診療報酬点数表……690
別表７　歯科診療報酬点数表……690
別表８　先進医療……690
別表９　非電離放射線の定義……690
別表10　放射線治療給付金の支払対象となる診療行為……690
別表11　給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類……691
別表12　対象となる高度障害状態および身体障害の状態……692

5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）普通保険約款

（実施　2012.10.2／改正　2020.4.1）

この保険の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院や手術等に対する保障
給付金の種類	(1)　入院給付金 (2)　入院準備費用給付金（保険契約の型がＢ型の場合に限ります。） (3)　手術給付金 (4)　放射線治療給付金 (5)　死亡給付金（保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。）
配当タイプ	５年ごと利差配当
備考	この保険契約には、返戻金はありません。ただし、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合には、返戻金があります。

1　用語の意義について

第１条　用語の意義

この普通保険約款において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用　語	意　義
保険年度	第３条の２．に規定する責任開始の日から契約成立日の１年後の応当日の前日までの期間を第１保険年度とし、以後、契約成立日の応当日（年単位）*1ごとに１年を加えて計算します。

2　保険契約の型について

第２条　保険契約の型

１．保険契約の型は、給付金の組合せにより、次のＡ型およびＢ型があります。保険契約者は、この保険契約締結の際、会社の取扱いの範囲内で、いずれか１つの型を選択することを必要とします。

保険契約の型／給付金	Ａ型	Ｂ型
入院給付金	○	○
入院準備費用給付金	－	○
手術給付金	○	○
放射線治療給付金	○	○
死亡給付金	○	○

（注）○：当該給付金が組み込まれていることを表します。
ただし、死亡給付金については、保険期間が終身の保険契約の場合で、かつ、保険料払込期間満了後の保険期間中の場合に限ります。

２．本条の１．により選択された保険契約の型の変更は取り扱いません。

3　保障の開始について

第３条　責任開始の時

１．この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

第１条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
⑵　会社が、第１回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第21条）を受けた時 ②　第１回保険料相当額を受け取った時

2．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第38条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

3．この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

⑴　会社名
⑵　保険契約者の氏名または名称
⑶　被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
⑷　受取人の氏名または名称
⑸　支払事由
⑹　保険期間
⑺　保険給付の額
⑻　保険料およびその払込方法
⑼　契約成立日
⑽　保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.8参照）。

4　給付金の支払いについて

第４条　給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第５条）に該当するときは支払いません。

<table>
<tr><th></th><th>支払事由（給付金を支払う場合）</th><th>金　額</th><th>受取人</th></tr>
<tr><td>入院給付金</td><td>被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表１★）をしたとき
⑴　責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする入院
⑵　⑴の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院
⑶　病院または診療所（別表３★）への入院
⑷　入院日数が１日*4以上の入院</td><td>入院給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、入院給付金の金額は、１回の入院につき、次のとおりとします。<table><tr><th>第１保険年度</th><th>第２保険年度以後</th></tr><tr><td>（入院給付金日額）
×
（入院日数）
×
50%
ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行いません。</td><td>（入院給付金日額）
×
（入院日数）</td></tr></table></td><td rowspan="2">入院給付金受取人</td></tr>
<tr><td>入院準備費用給付金</td><td>被保険者が、保険期間中に、入院給付金が支払われる入院を開始したとき</td><td>入院準備費用給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、入院準備費用給付金の金額は、１回の入院につき、次のとおりとします。<table><tr><th>第１保険年度</th><th>第２保険年度以後</th></tr><tr><td>（入院給付金日額）
×
10
×
50%
ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行いません。</td><td>（入院給付金日額）
×
10</td></tr></table></td></tr>
</table>

第４条　補足説明

＊１　責任開始の時

第３条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊２　傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）を直接の原因とする傷害をいいます。

＊３　疾病

公的医療保険制度（別表５★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた「不慮の事故（別表２★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号Ｆ11.2、Ｆ12.2、Ｆ13.2、Ｆ14.2、Ｆ15.2、Ｆ16.2、Ｆ18.2、Ｆ19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊４　入院日数が１日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

<table>
<tr><th></th><th>支払事由（給付金を支払う場合）</th><th>金　額</th><th>受取人</th></tr>
<tr><td>手術給付金</td><td>被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす手術（別表４★）を受けたとき
⑴　責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする手術
⑵　⑴の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする手術
⑶　病院または診療所（別表３★）における手術
⑷　次のいずれかに該当する手術
①　公的医療保険制度（別表５★）に基づく医科診療報酬点数表（別表６★）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術*5
ただし、次に定める手術は除きます。
ア．創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。）
イ．皮膚切開術
ウ．デブリードマン
エ．骨、軟骨、関節のいずれかに対する整復術、整復固定術、授動術のうち非観血的または徒手的なもの
オ．外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術
カ．皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術
キ．会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）または胎児外回転術
ク．抜歯手術
②　先進医療（別表８★）に該当する手術*6</td><td>手術給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、手術給付金の金額は、手術１回につき、次のとおりとします。
<table><tr><th>第１保険年度</th><th>第２保険年度以後</th></tr><tr><td>次のいずれかの金額
⑴入院中に受けた手術（入院給付金日額）×10×50%
⑵入院中以外に受けた手術（入院給付金日額）×5×50%
ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行いません。</td><td>次のいずれかの金額
⑴入院中に受けた手術（入院給付金日額）×10
⑵入院中以外に受けた手術（入院給付金日額）×5</td></tr></table></td><td>入院給付金受取人</td></tr>
<tr><td colspan="4">（注）医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術および同一の先進医療（別表８★）に該当する手術*6は、本条の２．－⑷－③および④の規定により、14日（別表９★に定める非電離放射線による療法の場合には60日）に１回の給付を限度とします。</td></tr>
</table>

第４条　補足説明

＊５　医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術

公的医療保険制度（別表５★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表７★）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

＊６　先進医療に該当する手術

放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

<table>
<tr><th></th><th>支払事由（給付金を支払う場合）</th><th>金　額</th><th>受取人</th></tr>
<tr><td>放射線治療給付金</td><td>被保険者が、保険期間中に、次のすべてを満たす診療行為（別表10★）（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき
⑴　責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする診療行為
⑵　⑴の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする診療行為
⑶　病院または診療所（別表３★）における診療行為
⑷　次のいずれかに該当する診療行為
①　医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為*7
②　先進医療（別表８★）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為</td><td>放射線治療給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、放射線治療給付金の金額は、放射線治療１回につき、次のとおりとします。
<table><tr><th>第１保険年度</th><th>第２保険年度以後</th></tr><tr><td>（入院給付金日額）
×
10
×
50%
ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行いません。</td><td>（入院給付金日額）
×
10</td></tr></table></td><td>入院給付金受取人</td></tr>
<tr><td colspan="3">（注）　本条の２．－⑸－②の規定により、「放射線照射」または「温熱療法」による診療行為それぞれにつき、60日に１回の給付を限度とします。</td></tr>
<tr><td>死亡給付金</td><td>保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき
（注）保険料払込期間が終身の保険契約の場合には、死亡給付金はありません。</td><td>（入院給付金日額）
×
10</td><td>死亡給付金受取人</td></tr>
</table>

２．給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　全般について

項　目	内　容
①　入院給付金受取人	保険契約者または被保険者に限ります。ただし、あらかじめ指定がないときは被保険者とします。
②　入院給付金等*8の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*8がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による死亡給付金の支払請求があったとき	入院給付金受取人が被保険者の場合で、死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院給付金等*8を死亡給付金受取人に支払います。

第４条　補足説明

＊７　医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為

公的医療保険制度（別表５★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表７★）に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

＊８　入院給付金等

次の⑴から⑷をいいます。

⑴　入院給付金
⑵　入院準備費用給付金
⑶　手術給付金
⑷　放射線治療給付金

⑵ 入院給付金について

項　目	内　容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*9からその日を含めて２年を経過した後に入院を開始した場合 イ. この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 エ. 責任開始の時*1以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*3を発病したことなどにより、責任開始の時*1前を含めて初めてその入院が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反（第22条）があったときは、この限りではありません。
② 被保険者が、保険期間中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院について、保険期間満了後も保険期間中の入院とみなします。 （注） この規定は、入院準備費用給付金、手術給付金、放射線治療給付金および死亡給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*11を直接の原因として、入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上したとき	「入院給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ア. 180日以下 「入院給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を１回の入院とみなします。 イ. 181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
④ 被保険者が、同一の傷害*2または同一の疾病*11を直接の原因として、転入院または再入院したとき	次のとおり取り扱います。 ア. 保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、１回の入院とみなします。 イ. 保険期間満了後に転入院または再入院した場合でも、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、ア. に準じて取り扱います。
⑤ 入院給付金の支払限度日数	ア. １回の入院について60日とします。 イ. 通算して1,000日とします。

第４条　補足説明

＊９　責任開始の日

第３条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊10　この保険契約の締結の際

この保険契約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

＊11　同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*3をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

項　目	内　容
⑥　入院給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」以外に異なる「傷害*2または疾病*3」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった傷害*2または疾病*3により継続して入院したものとみなします。なお、第１保険年度中は次のとおり取り扱います。 ア．傷害*2により継続して入院したものとみなされる場合であっても、疾病*3の治療のみを直接の目的とする入院日に対する入院給付金の支払いについては、50%の削減支払を行います。 イ．疾病*3により継続して入院したものとみなされる場合であっても、傷害*2の治療を直接の目的とする入院日に対する入院給付金の支払いについては、50%の削減支払を行いません。
⑦　入院給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*2または疾病*3」以外に異なる「傷害*2または疾病*3」が生じたとき	
⑧　入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金日額が減額（第28条）されたとき	入院給付金日額が減額された日以後の入院日に対する入院給付金の支払金額は、減額後の入院給付金日額に基づいて計算します。
⑨　入院給付金が支払われるべき入院中に、入院給付金受取人が変更されたとき	変更日以後の入院日に対する入院給付金は、変更後の入院給付金受取人に支払います。
⑩　被保険者が、第１保険年度中に入院給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が第２保険年度以後も継続したとき	第２保険年度以後の入院日に対する入院給付金の支払いについては、50%の削減支払を行いません。

⑶　入院準備費用給付金について

項　目	内　容
入院準備費用給付金の支払限度	ア．１回の入院について１回とします。 イ．通算して30回とします。

⑷ 手術給付金について

項　目	内　容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*9からその日を含めて２年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 エ. 責任開始の時*1以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*3を発病したことなどにより、責任開始の時*1前を含めて初めてその手術が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反（第22条）があったときは、この限りではありません。
② 被保険者が、同時期に２種類以上の手術給付金の支払事由に該当する手術*12を受けたとき	ア. いずれか１種類の手術*12についてのみ手術給付金を支払います。 イ. ア. の場合、それぞれの手術*12の種類に応じた手術給付金の金額のうち、もっとも高い金額を支払います。 （注）この規定は、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術および先進医療（別表８★）に該当する手術*6に対する手術給付金の支払いに関しては適用しません。

第４条　補足説明

＊12 手術

医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術および先進医療（別表８★）に該当する手術*6を除きます。

項　目	内　容
③　被保険者が、手術給付金の支払事由の⑷－①に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術*13に該当するとき	ア．一連の手術*13のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間（別表９★に定める非電離放射線による療法の場合には60日間）を同一手術期間とします。 イ．同一手術期間経過後に一連の手術*13を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間（別表９★に定める非電離放射線による療法の場合には60日間）を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術*13を受けた場合についても同様とします。 ウ．同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の１．の規定に基づき手術給付金を支払い、同一手術期間中は１回の給付を限度とします。 エ．同一手術期間中、最初に受けた手術よりも手術給付金の倍率の高い手術を受けたときは、ウ．にかかわらず、倍率の高い手術のうち最初に受けた手術について、同一手術期間中最初に受けた手術に対する手術給付金の給付倍率を差し引いた給付倍率に基づいて計算した金額を支払います。 オ．同一手術期間中に、入院給付金日額が減額（第28条）された場合で、減額された日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ．により手術給付金が支払われるときは、減額後の入院給付金日額に基づいて計算した金額を支払います。 カ．同一手術期間中に、入院給付金受取人が変更された場合で、変更日以後同一手術期間中に受けた手術に対してエ．により手術給付金が支払われるときは、変更後の入院給付金受取人に支払います。
④　被保険者が、同一の先進医療（別表８★）に該当する手術*6を複数回受けたとき	それらの手術については、一連の手術*13とみなして③の規定を適用します。

第４条　補足説明

＊13　医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術

本条の２．－⑷－③および④において「一連の手術」といいます。

⑸ 放射線治療給付金について

項　目	内　容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により放射線治療を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. 責任開始の日*9からその日を含めて２年を経過した後に放射線治療を受けた場合 イ. この保険契約の締結の際*10に、会社が、告知（第21条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この保険契約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 エ. 責任開始の時*1以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*3を発病したことなどにより、責任開始の時*1前を含めて初めてその放射線治療が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反（第22条）があったときは、この限りではありません。
② 被保険者が、放射線治療を複数回受けたとき	ア. 最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。なお、同一放射線治療期間の計算にあたっては、放射線照射による診療行為および温熱療法による診療行為は、それぞれ別に計算します。 イ. 同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、１回の給付を限度とします。

⑹ 死亡給付金について

項　目	内　容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

★別表１（P.689参照）、別表２（P.689参照）、別表３（P.689参照）、別表４（P.690参照）、別表５（P.690参照）、別表６（P.690参照）、別表７（P.690参照）、別表８（P.690参照）、別表９（P.690参照）、別表10（P.690参照）

第５条　免責事由

１．支払事由（第４条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
手術給付金・放射線治療給付金 入院給付金・入院準備費用給付金・	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱
死亡給付金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき (1) 保険契約者の故意 (2) 死亡給付金受取人の故意 (3) この保険契約の復活（第18条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて３年以内の自殺 (4) 戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院給付金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院給付金等*2の金額の一部または全部を支払います。
(2) 死亡給付金受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(3) 「戦争その他の変乱」によって死亡給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡給付金の金額の一部または全部を支払います。
(4) 免責事由に該当して死亡給付金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金*3を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

5 給付金の支払請求手続について

第６条 給付金の支払請求手続

1．給付金の支払事由（第４条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表11★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

3．この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡給付金受取人は死亡給付金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

第５条 補足説明

＊１　他覚所見のないもの
医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

＊２　入院給付金等
次の(1)から(4)をいいます。
(1) 入院給付金
(2) 入院準備費用給付金
(3) 手術給付金
(4) 放射線治療給付金

＊３　責任準備金
入院給付金日額の10倍の金額を限度とします。

第６条 補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡給付金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　死亡給付金の支払請求に必要な書類（別表11★）
⑵　次のいずれかの書類
①　死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表11（P.691参照）

第7条　給付金の支払時期

1．会社は、必要書類（別表11★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で給付金を支払います。

2．会社は、給付金を支払うために確認が必要な次の⑴から⑷の場合において、保険契約の締結時から給付金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ⑴から⑷に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1．の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表11★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
⑴　給付金の支払事由（第4条）発生の有無の確認が必要な場合	支払事由に該当する事実の有無
⑵　給付金支払いの免責事由（第5条）に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
⑶　告知義務違反（第22条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
⑷　この約款に定める重大事由（第24条）、詐欺（第19条）または不法取得目的（第20条）に該当する可能性がある場合	⑵、⑶に定める事項、第24条（重大事由による解除）の1．－⑷－①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

3．本条の2．の確認をするため、次の⑴から⑷の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1．および2．にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、必要書類（別表11★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の⑴から⑷に定める日数*2を経過する日とします。

⑴　本条の2．－⑴から⑷に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会　　180日
⑵　本条の2．－⑴から⑷に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定　　180日
⑶　本条の2．－⑴から⑷に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2．－⑴から⑷に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会　　180日
⑷　本条の2．－⑴から⑷に定める事項についての日本国外における調査　180日

4．本条の2．および3．の確認を行うときは、会社は、給付金の受取人（給付金の

第6条　補足説明

＊2　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の3．において「当該団体」といいます。

第7条　補足説明

＊1　⑴から⑷に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

＊2　⑴から⑷に定める日数
⑴から⑷のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

受取人が２人以上いるときは、その代表者）に通知します。

5．本条の２．および３．の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。

★別表11（P.691参照）

6 死亡給付金の支払方法の選択について

第８条 死亡給付金の支払方法の選択

死亡給付金が支払われるときは、死亡給付金受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡給付金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

7 保険料の払込免除について

第９条 保険料の払込免除

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第13条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第10条）に該当するときは免除しません。

	保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に高度障害状態（別表12★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表12★）になったとき

2．保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ①　その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表12★）になったとき ②　その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表２★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表12★）になったとき

第７条 補足説明

＊３　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第８条 補足説明

＊１　死亡給付金

死亡給付金とともに支払われる金銭を含みます。

第９条 補足説明

＊１　責任開始の時

第３条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第18条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

項　目	内　容
⑵　保険料の払込みが免除されたとき	①　保険料の払込免除後の保険料について、第13条（保険料の払込み）の１．に規定する払込期月中の契約成立日（第３条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ②　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表２（P.689参照）、別表12（P.692参照）

第10条　保険料の払込免除の免責事由

１．保険料の払込免除事由（第９条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

	保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）
状態による保険料の払込免除 高度障害状態または身体障害の	保険料の払込免除事由が次のいずれかによるとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　地震、噴火または津波 ⑼　戦争その他の変乱

２．保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

8　保険料の払込免除の請求手続について

第11条　保険料の払込免除の請求手続

１．保険料の払込免除事由（第９条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
２．保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表11★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
３．保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第７条（給付金の支払時期）の規定を準用します。

★別表11（P.691参照）

9　保険料払込期間中の被保険者の死亡について

第12条　保険料払込期間中の被保険者の死亡

１．保険料払込期間中、被保険者が死亡したときは、この保険契約は消滅します。

2．本条の１．の場合、保険契約者または死亡給付金受取人は、被保険者が死亡したことをすみやかに会社に通知し、被保険者の住民票、戸籍謄本または戸籍抄本を会社に提出することを必要とします。

10 保険料の払込みについて

第13条 保険料の払込み

１．保険料の払込方法（回数）は、次の⑴から⑶のいずれかとし、第２回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
⑴　年払	契約成立日（第３条）の応当日*1（年単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
⑵　半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の１日から末日までの期間	
⑶　月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の１日から末日までの期間	払込期月の翌月１日から末日までの期間

２．第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第14条（保険料の払込方法（経路））の１．に定める払込方法（経路）に従い、本条の１．に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の１．に定める猶予期間があります。

第13条 補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

＊２　翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間
払込期月の契約成立日の応当日*1が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日までの期間とします。

第14条 保険料の払込方法（経路）

１．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

⑴　会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
⑵　会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
⑶　会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
⑷　所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
⑸　会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
⑹　会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

２．保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　本条の１．－⑴の方法において、払込期月（第13条）中に保険料が払い込まれなかったとき	①　保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第13条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第13条）中でも集金人を派遣します。 ②　月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。
⑵　本条の１．－⑴から⑷の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	①　保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。 ②　変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第14条 補足説明

＊１　会社の派遣した集金人に払い込む方法
保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

＊２　所属団体または集団を通じ払い込む方法
所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

第15条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

１．保険料が払込期月（第13条）の契約成立日（第３条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その

第15条 補足説明

＊１　契約成立日の応当日
保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

払い込まれた保険料を保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

⑴　この保険契約が消滅したとき ⑵　保険料の払込みが不要となったとき

2．保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第13条）までに、給付金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第９条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　給付金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。ただし、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
⑵　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第16条　保険料の前納および予納

1．保険契約者は、第２回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第13条）を年払に変更することを必要とします。

項　目	内　容
⑴　年払契約における前納	保険料の前納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の前納は、２年分以上の保険料とします。 ②　前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。 ③　保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。 ④　保険料の前納金は、契約成立日（第３条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。
⑵　月払契約における予納	保険料の予納について、次のとおり取り扱います。 ①　保険料の予納は、当月分を含めて３か月分以上12か月分以内の保険料とします。 ②　会社の定める率で保険料を割り引きます。

2．前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額を保険契約者に支払います。

第16条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

11　失効と復活について

第17条　保険契約の失効

保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第13条（保険料の払込み）の１．に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。

第18条　保険契約の復活

1．保険契約者は、第17条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日からその日を含めて３か月以内であれば、必要書類★を提出してこの保険契約の復活*1の申込みをすることができます。この場合、告知義務（第21条）および告知義務違反による解除（第22条）の規定を適

第18条　補足説明

＊１　保険契約の復活
効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

用します。
2．会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*1の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料を払い込むことを必要とします。
3．この保険契約は、延滞保険料の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4．この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

12 取消しと無効について

第19条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第18条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第18条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

(1) 給付金を不法に取得する目的
(2) 他人に給付金を不法に取得させる目的

13 告知義務と解除について

第21条 告知義務

1．会社は、この保険契約の締結または復活（第18条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。

第22条 告知義務違反による解除

1．この保険契約の締結または復活（第18条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2．会社は、給付金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第9条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の2．の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者ま

たは給付金の受取人が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または給付金の受取人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5．告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第23条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第22条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

⑴　この保険契約の締結または復活（第18条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に給付金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第９条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第24条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第23条　補足説明

＊１　保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　責任開始の日

第３条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡給付金の場合は被保険者を除きます。）または給付金の受取人が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または給付金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、給付金の支払事由（第４条）または保険料の払込免除事由（第９条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　給付金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに給付金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第22条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。
４．重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
５．本条の４．の規定にかかわらず、本条の１．－⑷の規定によってこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して本条の２．－⑴または⑵の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については本条の４．の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

14　契約内容の変更および更新等について

第25条　保険料払込方法の変更

１．保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第２回以後の保険料の払込方法について、第13条（保険料の払込み）および第14条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
２．保険料の払込方法（回数）（第13条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保

第24条　補足説明

＊１　給付金
この保険契約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

＊２　給付金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが給付金の受取人のみであり、その給付金の受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第26条　保険契約の更新

1．この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者が保険期間満了日の２週間前までにこの保険契約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この保険契約は、保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　更新日*1における被保険者の年齢（第38条）が79歳以下であること
⑶　更新後契約の保険期間満了日の翌日の被保険者の年齢が80歳以下であること

2．この保険契約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後契約の保険料	①　更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後契約の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第13条（保険料の払込み）の１．および第15条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後契約の効力は生じません。
⑶　更新後契約の入院給付金日額	更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の入院給付金日額を変更して更新することができます。
⑷　更新後契約の保険期間	①　更新前契約の保険期間と同一とします。ただし、更新後契約の保険期間を更新前契約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑶の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、保険契約者は、更新前契約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後契約の保険期間を変更して更新することができます。
⑸　この保険契約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第４条・第５条）、保険料の払込免除（第９条・第10条）および告知義務違反による解除（第22条・第23条）に関する規定について、更新後契約の保険期間は、この保険契約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後契約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日*1の普通保険約款が適用されます。 ③　この保険契約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第３条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第39条・第40条）に準じて取り扱います。

第26条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日
本条において「更新日」といいます。

項　目	内　容
⑺　更新日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約を更新日*1に締結します。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この保険契約を会社の定める同種の保険契約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑹の規定を準用します。ただし、更新後の入院給付金日額について、更新前契約の保険期間満了日の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条　保険期間が終身の保険契約への変更

1．第26条（保険契約の更新）の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間満了日の翌日*1に、この保険契約を保険期間が終身の５年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約に変更することができます。

⑴　この保険契約の保険料の払込みが免除（第９条）されていないこと
⑵　この保険契約の最終の保険料が払い込まれていること
⑶　変更日*1における被保険者の年齢（第38条）が75歳以下であること

2．保険期間が終身の５年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後契約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　保険料の払込方法（回数）（第13条）は、変更前契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
⑵　変更後契約*2の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、変更日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、第13条（保険料の払込み）の１．および第15条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の２．の規定を準用します。 ②　①の保険料が払い込まれないまま、変更日*1以後変更後契約*2の保険料払込みの猶予期間満了日（第13条）までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後契約*2の給付金の支払事由（第４条） イ．変更後契約*2の保険料の払込免除事由（第９条） ウ．変更後契約*2に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この保険契約は変更後契約*2に変更されなかったものとします。
⑶　変更後契約*2の入院給付金日額	変更前契約の保険期間満了日*3の入院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前契約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後契約*2の入院給付金日額を変更することができます。

第27条　補足説明

＊１　保険期間満了日の翌日
本条において「変更日」といいます。なお、変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を「変更日」とします。

＊２　変更後契約
保険期間が終身の保険契約に変更された場合の５年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約をいいます。

＊３　保険期間満了日
保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項　目	内　容
⑷　変更後契約*2に変更されたとき	①　変更後契約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前契約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第４条・第５条）、保険料の払込免除（第９条・第10条）および告知義務違反による解除（第22条・第23条）に関する規定について、変更後契約*2の保険期間は、変更前契約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後契約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　変更日*1の普通保険約款が適用されます。 ⑤　変更後契約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑸　変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	契約成立日（第３条）の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理（第39条・第40条）に準じて取り扱います。
⑹　変更日*1に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき	①　この保険契約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の保険契約に変更されます。 ②　①の場合、この保険契約の保険期間と会社の定める同種の保険契約の保険期間とは、⑷－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この保険契約を保険期間が終身の「会社の定める同種の保険契約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑸の規定を準用します。ただし、変更後の入院給付金日額について、変更前契約の保険期間満了日*3の入院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第28条　入院給付金日額の減額

1．保険契約者は、将来に向かって入院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．入院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第29条）されたものとして取り扱います。
⑵　将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
⑶　入院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

15　解約等について

第29条　保険契約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。

2．この保険契約が解約された場合で、返戻金（第30条）があるときは、会社は、

この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて５営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第30条　返戻金

1．この保険契約には返戻金はありません。
2．本条の１．の規定にかかわらず、この保険契約が次のすべてを満たすときは、返戻金があります。この場合、返戻金額は死亡給付金の金額（入院給付金日額の10倍の金額）と同額とします。

(1)　保険期間が終身の保険契約の場合で、保険料払込期間満了後の保険期間中であること
(2)　保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれていること

3．返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第31条　保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第９条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡給付金を支払うときはその受取人に支払います。

(1)　給付金の支払事由（第４条）に該当したときまたは保険料払込期間中に被保険者が死亡したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
(2)　告知義務違反（第22条）または重大事由（第24条）によりこの保険契約が解除されたとき
(3)　減額（第28条）または解約（第29条）されたとき

第32条　給付金の受取人による保険契約の存続

1．保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて１か月を経過した日に効力を生じます。
2．本条の１．の解約が通知された場合でも、その通知の時において次のすべてを満たす給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の１．の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の１．の解約はその効力を生じません。

(1)　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
(2)　保険契約者と異なる者であること

3．本条の１．の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは本条の２．の規定により効力が生じなくなるまでに、給付金の支払事由（第４条）が生じ、会社が給付金を支払うべき場合において、その支払いによりこの保険契約が消滅することとなるときは、その支払うべき金額の限度で、本条の２．の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金の受取人に支払います。

16　給付金の受取人および保険契約者について

第33条　会社への通知による給付金の受取人の変更

1．保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付

第31条　補足説明

＊１　消滅
保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

＊２　保険料の未経過分に相当する返還金
保険料の払込方法（回数）（第13条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、１か月未満の端数は切り捨てます。

第32条　補足説明

＊１　会社が債権者等に支払うべき金額
その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第４条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。

2．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第34条　遺言による給付金の受取人の変更

1．第33条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、入院給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、給付金の支払事由（第４条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、給付金の受取人を変更することはできません。

2．本条の１．の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3．本条の１．および２．による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第35条　給付金の受取人の死亡

1．給付金の受取人が給付金の支払事由（第４条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金の受取人とします。

2．本条の１．の規定により給付金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により給付金の受取人となった者のうち生存している他の給付金の受取人を給付金の受取人とします。

3．本条の１．および２．により給付金の受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第36条　保険契約者の権利義務の承継

1．保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三者に承継させることができます。

2．本条の１．の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第37条　保険契約者の代表者および給付金の受取人の代表者

1．保険契約者が２人以上いるときは、代表者１人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。

2．本条の１．の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。

3．保険契約者が２人以上いるときは、その責任は連帯とします。

4．死亡給付金について、受取人が２人以上いるときは、本条の１．および２．に準じて取り扱います。入院給付金等*1についても同様とします。

第37条　補足説明

＊１　入院給付金等

次の⑴から⑷をいいます。

⑴　入院給付金

⑵　入院準備費用給付金

⑶　手術給付金

⑷　放射線治療給付金

17　契約年齢の計算等について

第38条　契約年齢の計算

1．被保険者の契約年齢は満年で計算し、１年未満の端数については、６か月以下の

ものは切り捨て、６か月を超えるものは１年とします。

２．被保険者の契約後の年齢は、本条の１．に規定する契約年齢に契約成立日（第３条）の応当日（年単位）*1ごとに１歳加えて計算します。

第39条　契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第38条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第３条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

第40条　性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または給付金額を調整して処理します。

18　社員配当金（保険契約者への配当）について

第41条　社員配当金の割当ておよび支払い

１．会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の⑴から⑷の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、⑷に該当する保険契約については、⑶に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑴　次の事業年度中に契約成立日*1（第３条）の５年ごとの応当日*2が到来する保険契約	①　その５年ごと応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中にあっては、その５年ごと応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限ります。 ②　①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア．死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ．死亡給付金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ．保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。

第38条　補足説明

＊１　契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

第41条　補足説明

＊１　契約成立日

次の⑴から⑶のとおり取り扱います。

⑴　保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。

⑵　保険契約が更新されたときは、更新日とします。

⑶　保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

＊２　契約成立日の５年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「５年ごと応当日」といいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
⑵　次の事業年度中に保険期間が満了する保険契約*3	保険契約者に支払います。ただし、保険契約が更新（第26条）されるとき、または保険期間が終身の保険契約に変更（第27条）されるときは、次のとおり取り扱います。 ①　⑴－①の規定に準じて更新日または変更日から積み立てます。 ②　⑴－①の規定により積み立てた更新前契約または変更前契約の社員配当金については、更新後契約または変更後契約においても引き続き積み立て、更新日または変更日以後、⑴の規定を適用します。
⑶　次の事業年度中に契約成立日*4および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、被保険者の死亡により消滅する保険契約	①　死亡給付金を支払うときは、その受取人に支払います。 ②　①以外の場合は、保険契約者に支払います。
⑷　次の事業年度中に契約成立日*4からその日を含めて２年および直前の５年ごと応当日*2からその日を含めて１年を経過して、⑵または⑶以外の事由により消滅する保険契約*5	保険契約者に支払います。

2．会社は、本条の１．の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。

3．保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第７条（給付金の支払時期）の１．の規定を準用します。

19　その他

第42条　被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第43条　保険契約者の住所の変更

1．保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。

2．保険契約者が本条の１．に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター（フリーダイヤル0120-714-532）となります。

第44条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1．会社は、この保険契約の給付金の支払事由（第４条）にかかわる次のいずれかの事由が、この保険契約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この保険契約の支払事由を変更することがあります。

第41条　補足説明

＊３　保険期間が満了する保険契約

第27条（保険期間が終身の保険契約への変更）の１．の規定により、保険期間中に、被保険者の年齢（第38条）が75歳となる契約成立日の応当日（年単位）を変更日として、保険期間が終身の保険契約に変更される保険契約を含みます。

＊４　契約成立日

次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　保険契約が更新されたときは、更新日とします。

⑵　保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

＊５　消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するときは、その消滅する部分とします。

第44条　補足説明

＊１　変更日

支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する契約成立日（第３条）の応当日（年単位）をいいます。

(1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
(2) 医療技術または医療環境の変化*2

2．この保険契約の支払事由を変更するときは、変更日*1の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3．本条の２．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の２週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

(1) この保険契約の支払事由の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第29条）する方法

4．本条の３．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の３．－(1)の方法を指定されたものとみなします。

第45条 契約内容の登録

1．会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

(1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
(2) 入院給付金の種類
(3) 入院給付金の日額
(4) 契約成立日*1（第３条）
(5) 当会社名

2．本条の１．の登録の期間は、契約成立日*1から５年*2以内とします。
3．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の１．の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある保険契約または特約の申込み*3を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4．各生命保険会社等は、本条の２．の登録の期間中に入院給付金のある保険契約または特約の申込み*3があったときは、本条の３．によって連絡された内容を入院給付金のある保険契約または特約の承諾*4の判断の参考とすることができます。
5．各生命保険会社等は、契約成立日*5から５年*6以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払いの判断の参考とすることができます。
6．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*4の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
8．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9．本条中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第46条 時効

給付金（第４条）、保険料の払込免除（第９条）、返戻金（第30条）または社員配当金（第41条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から３年以内に請求がない場合には消滅します。

第47条 管轄裁判所

1．この保険契約における給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または給付金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2．この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の１．の規定を準用します。

第44条 補足説明

＊２ 医療技術または医療環境の変化
公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第45条 補足説明

＊１ 契約成立日
復活（第18条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊２ 契約成立日から５年
契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

＊３ 申込み
復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

＊４ 承諾
復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

＊５ 契約成立日
復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

＊６ 契約成立日から５年
契約成立日*5において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*5から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第47条 補足説明

＊１ 給付金の受取人
給付金の受取人が２人以上いるときは、その代表者とします。

＊２ 同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

20 特則について

第48条 郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合の特則

郵便等の方法により申込みを行う保険契約の場合には、次のとおりとします。

⑴ 第16条（保険料の前納および予納）の規定にかかわらず、保険料の前納および予納はできません。
⑵ 第25条（保険料払込方法の変更）の規定にかかわらず、保険料払込方法の変更はできません。

第49条 被指定契約がある場合の特則

被指定契約*1がある場合で、この保険契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴ この保険契約の保険料払込期間中に入院給付金等*2が支払われるべきときは、第４条（給付金の支払い）の２．－⑴－②を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
② 入院給付金等*2の支払事由が生じ、支払うべき入院給付金等*2がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院給付金等*2を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

⑵ この保険契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、次のとおり取り扱います。
① 第15条（払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い）の１．中、「保険契約者（給付金を支払うときはその受取人）」とあるのを「被指定契約*1の死亡給付金受取人（給付金を支払うときはその受取人）」と読み替えます。
② 第41条（社員配当金の割当ておよび支払い）の１．－⑴－②を次のとおり読み替えます。
② ①により積み立てられた社員配当金は、被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。
③ 第41条（社員配当金の割当ておよび支払い）の１．－⑶の「支払方法」を次のとおり読み替えます。

支払方法
被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第49条 補足説明

＊１　被指定契約
この保険契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

＊２　入院給付金等
次の⑴から⑷をいいます。
⑴ 入院給付金
⑵ 入院準備費用給付金
⑶ 手術給付金
⑷ 放射線治療給付金

別表１　入院給付金の支払対象となる入院

入院給付金の支払対象となる「入院」とは、医師（注１）による治療（注２）が必要であり、かつ自宅等での治療（注２）が困難なため、病院または診療所（別表３）に入り、常に医師（注１）の管理下において治療（注２）に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、次の⑴から⑶などは入院給付金の支払対象となる入院には該当しません。

⑴　美容整形のための入院
⑵　正常分娩のための入院
⑶　治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院

注
１．四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
２．柔道整復師による施術を含みます。

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。
１．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
２．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
３．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．入浴中の溺水
５．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
６．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
７．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
８．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
９．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表３　病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の⑴または⑵のいずれかに該当するものとします。
⑴　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（入院給付金および入院準備費用給付金の支払いについては、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。）
⑵　⑴と同等の日本国外にある医療施設

別表４　手術給付金の支払対象となる「手術」

手術給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表３）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の⑴から⑻などは手術給付金の支払対象となる手術には該当しません。

⑴　処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック
⑵　診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注）
⑶　美容整形上の手術
⑷　不妊を目的とする手術
⑸　正常分娩における手術
⑹　人工妊娠中絶手術（注）
⑺　歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注）
⑻　屈折異常に対する視力矯正手術

注
医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で手術料が算定される場合には、手術給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表５　公的医療保険制度

次の⑴から⑺のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
⑴　健康保険法
⑵　国民健康保険法
⑶　国家公務員共済組合法
⑷　地方公務員等共済組合法
⑸　私立学校教職員共済法
⑹　船員保険法
⑺　高齢者の医療の確保に関する法律

別表６　医科診療報酬点数表

平成22年４月１日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表７　歯科診療報酬点数表

平成22年４月１日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表８　先進医療

平成22年４月１日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、平成18年９月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。ただし、平成22年４月１日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、医科診療報酬点数表（別表６）に手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療は除きます。なお、診断、測定、試験、解析、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与などは含みません。

別表９　非電離放射線の定義

非電離放射線とは、物質を電離する能力をもたない電磁波（マイクロ波、ラジオ波、可視光線など）および超音波をいいます。

別表10　放射線治療給付金の支払対象となる診療行為

放射線治療給付金の支払対象となる「診療行為」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表３）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的とする放射線照射または温熱療法による診療行為をいいます。なお、次の⑴から⑸などは放射線治療給付金の支払対象となる診療行為には該当しません。

⑴　処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など）
⑵　検査（エックス線診断など）
⑶　血液照射
⑷　放射性化合物の投与による照射（内用療法など）（注）
⑸　歯科治療に伴う放射線照射（注）

注
医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で放射線治療料が算定される場合には、放射線治療給付金の支払対象となる診療行為に該当します。

別表11　給付金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項　目	必要書類
1．入院給付金の支払い	(1)　入院給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3)　入院給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　入院給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　不慮の事故（別表２）を原因とするときは、不慮の事故（別表２）であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
2．入院準備費用給付金の支払い	(1)　入院準備費用給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3)　入院準備費用給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　入院準備費用給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　不慮の事故(別表２)を原因とするときは、不慮の事故(別表２)であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
3．手術給付金の支払い	(1)　手術給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3)　手術給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　手術給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　最終の保険料の払込みを証明する書類
4．放射線治療給付金の支払い	(1)　放射線治療給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の医師の放射線治療証明書 (3)　放射線治療給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　放射線治療給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　最終の保険料の払込みを証明する書類
5．死亡給付金の支払い	(1)　死亡給付金支払請求書 (2)　医師の死亡診断書または検案書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　死亡給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　死亡給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
6．保険料の払込免除	(1)　保険料払込免除請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　不慮の事故（別表２）であることを証明する書類 (4)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　給付金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表12　対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注４） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注６⑴） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注６⑴）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　１眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注３） ⑶　脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注５） ⑷　１上肢を手関節以上で失ったもの ⑸　１下肢を足関節以上で失ったもの ⑹　１上肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑺　１下肢の用または３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注６） ⑻　１手の第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注７⑴、⑵、⑶） ⑼　10足指を失ったもの（注７⑷）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．耳の障害（聴力障害）

⑴　聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵　「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

４．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

５．脊柱の障害

⑴　「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵　「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

６．上・下肢の障害

⑴　「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵　「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

７．指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

⑵ 「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶ 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

無配当災害割増特約目次

この特約の特色……695

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……695

2　保険金の支払いについて
第２条　災害保険金の支払い……695
第３条　免責事由……696

3　保険金の支払請求手続について
第４条　災害保険金の支払請求手続……697

4　保険料の払込免除について
第５条　特約の保険料の払込免除……697

5　保険期間および保険料払込期間について
第６条　特約の保険期間および保険料払込期間……698

6　保険料の払込みについて
第７条　特約の保険料の払込み……698
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……698
第９条　特約の保険料の振替貸付……698

7　失効と復活について
第10条　特約の失効……699
第11条　特約の復活……699

8　告知義務と解除について
第12条　告知義務……699
第13条　告知義務違反による解除……699
第14条　告知義務違反による解除ができないとき……700
第15条　重大事由による解除……700

9　内容の変更および更新について
第16条　特約の更新……701
第17条　災害保険金額の増額……704
第18条　災害保険金額の減額……704

10　復旧について
第19条　特約の復旧……705

11　解約等について
第20条　特約の解約……705
第21条　特約の消滅……705
第22条　返戻金……705

12　被保険者の変更について
第23条　特約の被保険者の変更……706

13　その他
第24条　社員配当金……706
第25条　契約内容の登録……706
第26条　管轄裁判所……707
第27条　普通保険約款の規定の準用……707

14　特則について
第28条　５年ごと利差配当付普通終身保険契約等に付加する場合の特則……707
第29条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……707
第30条　連生終身保険契約に付加する場合の特則……708
第31条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則……708
第32条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則……708
第33条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……709
第34条　主契約が更新または変更される場合の特則……709
第35条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則……709
第36条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則……710
第37条　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……710
第38条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則……710

別表１　対象となる不慮の事故……712
別表２　対象となる高度障害状態……713
別表３　災害保険金の支払請求に必要な書類……713
別表４　感染症……714

無配当災害割増特約

（実施　1996.10.2／改正　2020.7.2）

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故もしくは所定の感染症による死亡または所定の高度障害状態に対する保障
保険金の種類	災害保険金
配当タイプ	無配当

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の1．に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　保険金の支払いについて

第２条　災害保険金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、災害保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して災害保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（災害保険金を支払う場合）	金　額	受取人
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ⑴　この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ⑵　この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表４★）を直接の原因として死亡したとき	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人
	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ⑴　この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表２★）になったとき ⑵　この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表４★）を直接の原因として高度障害状態（別表２★）になったとき		主契約の高度障害保険金受取人

第２条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2．災害保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　この特約の責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、災害保険金の支払事由が生じたものとします。 ①　その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表１★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表２★）になったとき ②　その障害状態に、この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表４★）を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、高度障害状態（別表２★）になったとき
⑵　被保険者が、この特約の保険期間満了日に「高度障害状態（別表２★）のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、災害保険金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に災害保険金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第16条・第34条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ①　この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと ②　その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと。ただし、不慮の事故（別表１★）による傷害を原因とするときは、その事故の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。
⑶　「高度障害状態（別表２★）による災害保険金」の支払事由が生じた場合で、その支払前に「死亡による災害保険金」の支払請求を受け、「死亡による災害保険金」が支払われるとき	「高度障害状態（別表２★）による災害保険金」の支払事由が生じないで被保険者が死亡したものとして取り扱い、「高度障害状態（別表２★）による災害保険金」は支払いません。
⑷　災害保険金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。

★別表１（P.712参照）、別表２（P.713参照）、別表４（P.714参照）

第３条　免責事由

1．支払事由（第２条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、災害保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても災害保険金を支払わない場合）
災害保険金	支払事由が次のいずれかによるとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　災害保険金の受取人の故意または重大な過失 ⑷　被保険者の犯罪行為 ⑸　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑹　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑺　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑻　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑼　地震、噴火または津波 ⑽　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　災害保険金の受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑵　「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、災害保険金の金額の一部または全部を支払います。

3　保険金の支払請求手続について

第４条　災害保険金の支払請求手続

1．災害保険金の支払事由（第２条）が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．災害保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表３★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3．この特約が次の契約形態の場合で、災害保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、災害保険金の受取人は、災害保険金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
災害保険金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　災害保険金の支払請求に必要な書類（別表３★）
⑵　次のいずれかの書類
①　被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表３（P.713参照）

4　保険料の払込免除について

第５条　特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

第４条　補足説明

＊１　死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3．第７条（特約の保険料の払込み）の２．および３．の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の２．の規定を準用します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第６条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。

6 保険料の払込みについて

第７条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約の保険料は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

(1) 払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。
(2) (1)の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

3．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。
4．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の２．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第20条）されたものとします。

第８条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による災害保険金の支払事由（第２条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

第９条 特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

第７条 補足説明

＊１ 主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料
本条の２．において「払込期間満了後保険料」といいます。

(1) 普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
(2) (1)にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

7 失効と復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第11条 補足説明

＊1 **復活**
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第19条）、災害保険金額の増額（第17条）または被保険者の変更（第23条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第19条）、災害保険金額の増額（第17条）または被保険者の変更（第23条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（災害保険金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。
2．会社は、災害保険金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 災害保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2) すでに災害保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の2．の規定にかかわらず、災害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人が証明したときは、会社は、災害保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または災害保険金の受取

人に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第11条）、復旧（第19条）、災害保険金額の増額（第17条）または被保険者の変更（第23条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に災害保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第15条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第14条　補足説明

＊１　保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日

第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の日とします。

⑴　保険契約者、被保険者（死亡による災害保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、災害保険金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、災害保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その災害保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　災害保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに災害保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更および更新について

第16条 特約の更新

１．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

２．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があった場合に限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の３．－⑵－②の規定により更新後特約の第１回保険料を払い込むことを必要とします。
３．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第15条 補足説明

＊１　保険金
この特約の保険金または保険料の払込免除をいいます。

＊２　災害保険金
本条の１．－⑷のみに該当した場合で、本条の１．－⑷－①から⑤までに該当したのが災害保険金の受取人のみであり、その災害保険金の受取人が災害保険金の一部の受取人であるときは、災害保険金のうち、その受取人に支払われるべき災害保険金をいいます。

第16条 補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

＊２　主契約の保険期間満了日
主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
(1)　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㈠　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㈡　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア．⑴−②にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④　①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。

項　目	内　容
⑶　更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑵の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
⑸　この特約が更新されたとき	①　保険金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）および告知義務違反による解除（第13条・第14条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第17条　災害保険金額の増額

１．保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て災害保険金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の災害保険金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。

２．災害保険金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第２条（災害保険金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。

⑵　災害保険金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第18条　災害保険金額の減額

１．保険契約者は、将来に向かって災害保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

２．災害保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 減額分を解約（第20条）されたものとして取り扱います。
(2) 災害保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

10 復旧について

第19条 特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 第2条（災害保険金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
(2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 解約等について

第20条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第21条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ってこの特約の災害保険金を支払わないときは、消滅しません。
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
(3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
(4) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第22条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にある場合またはこの特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支

第21条 補足説明

＊1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。
(1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
(2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4) 年金移行特約
(5) 夫婦年金移行特約
(6) 介護保障移行特約

＊2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。
(1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
(2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4) 年金移行特約
(5) 夫婦年金移行特約
(6) 介護保障移行特約
(7) 個人年金保険介護年金特約

払います。

① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第10条）
② 解除または解約（第20条）されたとき
③ 第21条（特約の消滅）の⑵の規定により消滅したとき

⑵ 本条の⑴の規定にかかわらず、第15条（重大事由による解除）の１．－⑷の規定によってこの特約を解除した場合で、災害保険金の一部の受取人に対して第15条（重大事由による解除）の２．－⑴または⑵の規定を適用し災害保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない災害保険金に対応する部分については本条の⑴の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

⑶ 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。

⑷ この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 被保険者の変更について

第23条 特約の被保険者の変更

１．主契約が５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。

２．この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 第２条（災害保険金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。

⑵ この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 その他

第24条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第25条 契約内容の登録

１．会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

⑴ 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

⑵ 死亡保険金の金額

⑶ 契約成立日*1

⑷ 当会社名

２．本条の１．の登録の期間は、契約成立日*1から５年*2以内とします。

３．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の１．の規定により登録された被保険者について、死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約の申込み*4を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。

４．各生命保険会社等は、本条の２．の登録の期間中に死亡保険金*3のある保険契

第25条 補足説明

＊１ 契約成立日
復活（第11条）または復旧（第19条）が行われたときは、最終の復活または復旧の日とします。

＊２ 契約成立日から５年
契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

＊３ 死亡保険金
災害死亡保険金を含みます。

＊４ 申込み
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

約または特約の申込み*4があったときは、本条の３．によって連絡された内容を死亡保険金*3のある保険契約または特約の承諾*5の判断の参考とすることができます。

5．各生命保険会社等は、契約成立日*6から５年*7以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。

6．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*5の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。

7．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。

8．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9．この特約が５年ごと利差配当付普通定期保険契約または普通定期保険契約に付加されている場合で、主契約の保険金額の増額が行われたときは、この特約の契約内容の登録については、本条の２．の規定にかかわらず、主契約の保険金額の増額日から５年*8間を登録の期間とします。

10. 本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第26条　管轄裁判所

この特約における災害保険金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14　特則について

第28条　５年ごと利差配当付普通終身保険契約等に付加する場合の特則

1．この特約を５年ごと利差配当付普通終身保険契約等*1に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

2．この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第５条（特約の保険料の払込免除）の３．の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第29条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

(1)　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。

(2)　第２条（災害保険金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。

(3)　第21条（特約の消滅）の(1)を次のとおり読み替えます。

　(1)　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき

(4)　第22条（返戻金）の(1)中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第25条　補足説明

＊５　承諾

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

＊６　契約成立日

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

＊７　契約成立日から５年

契約成立日*6において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*6から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

＊８　主契約の保険金額の増額日から５年

主契約の保険金額の増額日において被保険者が満15歳未満の場合には、主契約の保険金額の増額日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第28条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通終身保険契約等

次の(1)から(8)をいいます。

(1)　５年ごと利差配当付普通終身保険契約

(2)　５年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約

(3)　生存給付金付終身保険契約

(4)　有期払込高保障終身保険契約

(5)　有期払込普通終身保険契約

(6)　普通終身保険契約

(7)　有期払込終身保険契約

(8)　特別終身年金保険契約

第30条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第２条（災害保険金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第１被保険者」と読み替えます。
⑶　この特約の保険期間の終期は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、第１被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
⑷　第21条（特約の消滅）および第22条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
⑸　この特約の災害保険金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の災害保険金の受取人は次のとおりとします。
　①　主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
　②　主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第２被保険者
　③　主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第１被保険者
　④　主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第１被保険者
⑹　第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第31条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

１．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。
⑵　第２条（災害保険金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑶　この特約の保険期間の終期は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
⑷　第21条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
⑸　第22条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。
⑹　主契約が年金支払開始日の前日に２つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

２．この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の１．に規定するほか、第22条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第32条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

１．この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　第21条（特約の消滅）および第22条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。
⑵　この特約については特別勘定による運用は行いません。

2．この特約を変額保険（終身型）契約に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第33条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第34条　主契約が更新または変更される場合の特則

1．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
⑵　主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
⑵　更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　保険金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第35条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

第33条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
⑵　⑴の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
　①　この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
　②　保険契約者に支払うべき金額があるときは、５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもとになる合計額に含めます。

２．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の１．の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第36条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

１．保険契約者は、この特約が付加された５年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による災害保険金額がこの特約による災害保険金額以下であること

２．本条の１．の取扱いが行われたときは、災害保険金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。

第37条　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　第２条（災害保険金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑵　第21条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑶　第22条（返戻金）の⑴中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第38条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年４月１日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の⑴から⑸のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

⑴　「高度障害状態（別表２★）による災害保険金」の受取人が被保険者の場合で、その災害保険金の受取人がその災害保険金を請求できない特別な事情があるときは、次の者がその災害保険金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

第36条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の⑴から⑹をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付普通定期保険契約
⑵　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
⑶　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約
⑷　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約
⑸　普通定期保険契約
⑹　長期生活保障保険契約

① この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または３親等内の親族に限ります。
② ①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている「死亡による災害保険金」の受取人

⑵ ⑴の場合、②に該当する「死亡による災害保険金」の受取人が２人以上いるときは、その災害保険金の受取人は共同して請求することを必要とします。

⑶ ⑴の規定により、⑴に定める代理人が災害保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表３★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

① 被保険者と⑴に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
② ⑴に定める代理人の印鑑証明書
③ ⑴に定める代理人の住民票
④ 被保険者または⑴に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

⑷ ⑴の規定により、会社が災害保険金を⑴に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその災害保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑸ 災害保険金を支払うための確認に際し、⑴に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は災害保険金を支払いません。

★別表２（P.713参照）、別表３（P.713参照）

第38条 補足説明

＊１ 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

別表１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表２　対象となる高度障害状態

高度障害状態 災害保険金支払の対象となる	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 ⑴　両眼の視力を全く永久に失ったもの（注１） ⑵　言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注２） ⑶　中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注３） ⑷　両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注４） ⑸　両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注４） ⑹　１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注４） ⑺　１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注４）

注

１．眼の障害（視力障害）

⑴　視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵　「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶　視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

２．言語またはそしゃくの障害

⑴　「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合

②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合

③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵　「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

３．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

４．上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

別表３　災害保険金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
災害保険金の支払い	死亡保険金、高度障害保険金、死亡年金、高度障害年金、死亡給付金または高度障害給付金の支払請求に必要とする書類のほか、次の書類の提出を必要とします。 ⑴　災害保険金支払請求書 ⑵　不慮の事故（別表１）であることを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表４　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

無配当傷害特約目次

この特約の特色……716

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……716

2　被保険者および特約の型について
第２条　この特約の被保険者および特約の型……716

3　保険金等の支払いについて
第３条　保険金・給付金の支払い……716
第４条　免責事由……718

4　保険金等の支払請求手続について
第５条　保険金・給付金の支払請求手続……718

5　保険料の払込免除について
第６条　特約の保険料の払込免除……719

6　保険期間および保険料払込期間について
第７条　特約の保険期間および保険料払込期間……719

7　保険料の払込みについて
第８条　特約の保険料の払込み……719
第９条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……720
第10条　特約の保険料の振替貸付……720

8　失効と復活について
第11条　特約の失効……720
第12条　特約の復活……720

9　告知義務と解除について
第13条　告知義務……721
第14条　告知義務違反による解除……721
第15条　告知義務違反による解除ができないとき……721
第16条　重大事由による解除……722

10　内容の変更および更新について
第17条　特約の更新……723
第18条　災害保険金額の増額……725
第19条　災害保険金額の減額……725

11　復旧について
第20条　特約の復旧……726

12　解約等について
第21条　特約の解約……726
第22条　特約の消滅……726
第23条　返戻金……726

13　被保険者の変更について
第24条　特約の被保険者の変更……727

14　その他
第25条　社員配当金……727
第26条　契約内容の登録……727
第27条　管轄裁判所……728
第28条　普通保険約款の規定の準用……728

15　特則について
第29条　５年ごと利差配当付普通終身保険契約等に付加する場合の特則……728
第30条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……728
第31条　連生終身保険契約に付加する場合の特則……729
第32条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則……730
第33条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則……730
第34条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則……730
第35条　主契約が更新または変更される場合の特則……731
第36条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則……731
第37条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則……732
第38条　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……732
第39条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則……732
第40条　更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則……733

別表１　対象となる不慮の事故……736
別表２　給付割合表……737
別表３　身体の同一部位……739
別表４　保険金・給付金の支払請求に必要な書類……739
別表５　感染症……740

無配当傷害特約

（実施　1996.10.2 ／改正　2020.7.2）

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故もしくは所定の感染症による死亡または不慮の事故による所定の身体障害の状態に対する保障
保険金等の種類	⑴　災害保険金 ⑵　障害給付金
配当タイプ	無配当

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

１．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

２．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

３．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　被保険者および特約の型について

第２条　この特約の被保険者および特約の型

この特約の被保険者は、主契約の被保険者とし、この特約の型は、「本人型」とします。

3　保険金等の支払いについて

第３条　保険金・給付金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して保険金または給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第４条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（保険金等を支払う場合）	金　額	受取人
災害保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のいずれかに該当したとき ⑴　この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき ⑵　この特約の責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表5★）を直接の原因として死亡したとき	災害保険金額	主契約の死亡保険金受取人
障害給付金	被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に給付割合表（別表2★）に定めるいずれかの身体障害の状態になったとき	⑴　身体障害の状態が給付割合表（別表2★）の1種目のみに該当するとき 災害保険金額に給付割合表（別表2★）のその該当する種目に対応する給付割合を乗じた金額 ⑵　身体障害の状態が給付割合表（別表2★）の2種目以上に該当するとき その該当する各種目*2ごとに⑴の規定を適用して得られる金額の合計額	主契約の高度障害保険金受取人

2．保険金または給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　災害保険金について

項　目	内　容
災害保険金を支払う場合で、その災害保険金と同一の不慮の事故（別表1★）による障害給付金をすでに支払っているか、または支払請求があるもまだ支払っていないとき	災害保険金額にその該当する給付割合（別表2★）を乗じた金額の合計額を災害保険金から差し引きます。

⑵　障害給付金について

項　目	内　容
①　すでに給付割合表（別表2★）に該当する身体障害が生じていた場合で、それと同一部位（別表3★）に新たに身体障害が生じたとき	次のア．の給付割合からイ．の給付割合を差し引いた割合を給付割合として、障害給付金の金額を算定します。 ア．すでにあった身体障害*3を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合 イ．すでにあった身体障害*3の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合
②　被保険者が、この特約の保険期間満了日に「給付割合表（別表2★）に定める身体障害の状態のうち回復の見込みのないことのみが明らかでない状態」であるために、障害給付金が支払われないとき	次のすべてに該当したときは、この特約の保険期間満了日に障害給付金の支払事由が生じたものとします。ただし、この特約が更新（第17条・第35条）されたときは、更新後特約の規定を適用します。 ア．この特約の保険期間満了後も引き続きその状態が継続していたこと イ．その状態の回復の見込みのないことが明らかになったこと。ただし、その原因となった不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。

第3条　補足説明

＊1　特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊2　その該当する各種目

身体の同一部位（別表3★）に生じた2種目以上の障害については、その最も上位の種目のみとします。

＊3　すでにあった身体障害

「この特約の責任開始の時*1前に生じていた身体障害」および「この特約の責任開始の時*1前の原因によりこの特約の責任開始の時*1以後に生じた身体障害」を含みます。

項　目	内　容
③　障害給付金の支払限度	給付割合を通算して10割とします。
④　災害保険金を支払ったとき	その後に災害保険金と同一の不慮の事故（別表1★）による障害給付金の支払請求を受けても、その障害給付金は支払いません。
⑤　障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の高度障害保険金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡保険金が支払われるときは、支払うべき障害給付金を主契約の死亡保険金受取人に支払います。

★別表1（P.736参照）、別表2（P.737参照）、別表3（P.739参照）、別表5（P.740参照）

第4条　免責事由

1．支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険金または給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても保険金等を支払わない場合）
災害保険金・障害給付金	支払事由が次のいずれかによるとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　災害保険金に関しては、災害保険金の受取人の故意または重大な過失 ⑷　被保険者の犯罪行為 ⑸　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑹　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑺　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑻　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑼　地震、噴火または津波 ⑽　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　災害保険金の受取人が２人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させたとき	故意または重大な過失により被保険者を災害保険金の支払事由に該当させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
⑵　「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって災害保険金または障害給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、災害保険金または障害給付金の金額の一部または全部を支払います。

4　保険金等の支払請求手続について

第5条　保険金・給付金の支払請求手続

1．保険金または給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．保険金または給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表

4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

3．この特約が次の契約形態の場合で、保険金もしくは給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として被保険者または死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、災害保険金または障害給付金の受取人は、保険金または給付金の支払いを請求する際、次の⑴から⑶のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が２人以上いるときは、そのうちの１人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
災害保険金または障害給付金の受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
⑴　保険金または給付金の支払請求に必要な書類（別表４★）
⑵　次のいずれかの書類
①　被保険者または死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書
②　被保険者または死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
⑶　死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表４（P.739参照）

5　保険料の払込免除について

第６条　特約の保険料の払込免除

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

⑵　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3．第８条（特約の保険料の払込み）の２．および３．の規定によってこの特約の保険料が払い込まれているときは、主契約の普通保険約款の保険料の払込免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。この場合、本条の２．の規定を準用します。

6　保険期間および保険料払込期間について

第７条　特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間の終期を限度とします。

7　保険料の払込みについて

第８条　特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除き、この特約の保険料

第５条　補足説明

＊１　死亡退職金等

遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。

＊２　官公署・会社・工場・組合等の団体

団体の代表者を含みます。本条の３．において「当該団体」といいます。

は、第７条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

２．本条の１．の規定にかかわらず、この特約の保険料払込期間の終期が主契約の保険料払込期間満了日を超えるときは、主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料*1の払込方法（回数）は年払とし、次のとおり払い込むことを必要とします。この場合、主契約の普通保険約款の保険料の払込みの規定を準用します。

⑴　払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。
⑵　⑴の規定にかかわらず、払込期間満了後保険料*1は、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。

３．この特約を一時払契約に付加するときは、この特約の保険料払込方法（回数）は一時払または年払とし、年払の場合には、この特約の保険料をこの特約の付加時に一括して前納することを必要とします。

４．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないとき、または本条の２．の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第21条）されたものとします。

第９条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による保険金または給付金の支払事由（第３条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

⑴　保険金または給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
⑵　⑴の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第10条　特約の保険料の振替貸付

この特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合で、主契約の保険料およびこの特約の保険料が払い込まれないまま保険料払込みの猶予期間を経過したときは、次のとおり取り扱います。

⑴　普通保険約款に保険料の振替貸付の規定があるときは、主契約の保険料およびこの特約の保険料の合計額について普通保険約款の保険料の振替貸付の規定を適用します。
⑵　⑴にかかわらず、主契約に団体特約または事業保険特約が付加されているときは、その特約の定めるところによります。

8　失効と復活について

第11条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条　特約の復活

１．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。

２．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第８条　補足説明

＊１　主契約の保険料払込期間満了後に払い込むべきこの特約の保険料

本条の２．において「払込期間満了後保険料」といいます。

第12条　補足説明

＊１　復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1．会社は、この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、保険金もしくは給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）にあたって保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除（災害保険金額の増額が行われたときは増額分を解除。以下同じ。）することができます。

2．会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 保険金または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または災害保険金の受取人が証明したときは、会社は、保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または災害保険金の受取人に通知します。

⑴ 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵ ⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結、復活（第12条）、復旧（第20条）、災害保険金額の増額（第18条）または被保険者の変更（第24条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に保険金もしくは給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じないで、その期間を経過したとき

２．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第16条　重大事由による解除

１．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者、被保険者（災害保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金の受取人が保険金*1を詐取する目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者または保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、保険金もしくは給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その保険金もしくは給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

第15条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の際の告知義務違反による解除に関しては、それぞれ復活、復旧、災害保険金額の増額または被保険者の変更の日とします。

第16条　補足説明

＊１　保険金
この特約の保険金もしくは給付金または保険料の払込免除をいいます。

⑴　保険金*2または給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。 ⑵　すでに保険金*2または給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。 ⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の4．の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更および更新について

第17条 特約の更新

1．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること ⑵　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

2．本条の1．の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払で、かつ、主契約の保険料の払込みが免除されているときは、保険契約者から更新する旨の申出があったときに限り、会社は、この特約の更新を取り扱います。この場合、保険契約者は本条の3．－⑵－②の規定により更新後特約の第1回保険料を払い込むことを必要とします。

3．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。ただし、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の保険料の払込方法（回数）を変更することができます。

第16条 補足説明

＊2　保険金

本条の1．－⑷のみに該当した場合で、本条の1．－⑷－①から⑤までに該当したのが保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

第17条 補足説明

＊1　この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約更新日」といいます。

＊2　主契約の保険期間満了日

主契約の保険期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　特約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、第１回保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。 ウ．第９条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次のとおり取り扱います。 ア．第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．第９条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）の規定を準用します。 ウ．第１回保険料の払込みの猶予期間は次のとおりとします。 ㈠　主契約の保険料の払込方法（回数）が年払、半年払または月払の場合には、特約更新日*1を含む月に払い込むべき主契約の保険料の払込みの猶予期間と同一とします。 ㈡　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ③　この特約を主契約の保険料払込期間満了後に更新するときは、次のとおり取り扱います。 ア．⑴－②にかかわらず、更新後特約の保険料の払込方法（回数）は一時払または年払とし、第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに払い込むことを必要とします。 イ．普通保険約款に定める保険料の払込方法（回数）が年払の保険契約の猶予期間の規定を準用します。 ウ．更新後特約の保険料の払込方法（回数）を年払としたときは、更新後特約の保険料の払込みについて、次のとおり取り扱います。 ㈠　会社の取扱いの範囲内で、一括または５年単位で分割して前納することを必要とします。 ㈡　㈠にかかわらず、会社の取扱いの範囲内で、前納によらず口座振替または振込みにより払い込むことができます。 ④　①から③の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
⑶　更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。

項　目	内　容
⑷　更新後特約の保険期間	①　更新前特約の保険期間と同一とします。ただし、更新後特約の保険期間を更新前特約の保険期間と同一とすると本条の１．－⑵の条件を満たさなくなるときは、その条件を満たす限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更して更新されることがあります。
⑸　この特約が更新されたとき	①　保険金・給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）および告知義務違反による解除（第14条・第15条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。ただし、保険料の払込免除について、この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、⑴－②の規定により更新後特約の保険料の払込方法（回数）が変更されたときは、この限りではありません。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第18条　災害保険金額の増額

１．保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て災害保険金額を増額することができます。ただし、会社は、増額後の災害保険金額が会社の定める限度を超える増額は取り扱いません。

２．災害保険金額が増額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　第３条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、増額分についてその増額の時とします。

⑵　災害保険金額が増額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第19条　災害保険金額の減額

１．保険契約者は、将来に向かって災害保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

２．災害保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 減額分を解約（第21条）されたものとして取り扱います。
(2) 災害保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

11 復旧について

第20条 特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 第3条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、最終の復旧の時とします。
(2) この特約の復旧が行われた旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 解約等について

第21条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第22条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 主契約の保険金を支払ったとき。ただし、主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*1が付加されて主契約の一部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されている場合で、主契約の高度障害保険金を支払ってこの特約の障害給付金を支払わないときは、消滅しません。
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
(3) 主契約が払済保険または延長保険に変更されたとき
(4) この特約による障害給付金の支払割合が通算して10割となったとき
(5) 主契約に5年ごと利差配当付年金移行特約等*2が付加されている場合で、被保険者が死亡したとき

第23条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にある場合またはこの特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

(1) この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者

第22条 補足説明

＊1 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

(1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
(2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4) 年金移行特約
(5) 夫婦年金移行特約
(6) 介護保障移行特約

＊2 5年ごと利差配当付年金移行特約等

次の(1)から(7)をいいます。

(1) 5年ごと利差配当付年金移行特約
(2) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(3) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約
(4) 年金移行特約
(5) 夫婦年金移行特約
(6) 介護保障移行特約
(7) 個人年金保険介護年金特約

に支払います。ただし、主契約の死亡保険金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第11条）
② 解除または解約（第21条）されたとき
③ 第22条（特約の消滅）の⑵または⑷の規定により消滅したとき

⑵ 本条の⑴の規定にかかわらず、第16条（重大事由による解除）の１．－⑷の規定によってこの特約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第16条（重大事由による解除）の２．－⑴または⑵の規定を適用し保険金を支払わないときは、この特約のうち支払われない保険金に対応する部分については本条の⑴の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

⑶ 主契約を払済保険または延長保険に変更するときは、この特約の返戻金を主契約の返戻金に加えて取り扱います。

⑷ この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

13 被保険者の変更について

第24条 特約の被保険者の変更

１．主契約が５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約または生存給付金付定期保険契約の場合で、主契約の被保険者が変更されたときは、主契約の普通保険約款の被保険者の変更の規定を準用して、この特約についても同時に被保険者が変更されたものとします。

２．この特約の被保険者の変更が行われたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 第３条（保険金・給付金の支払い）の責任開始の時は、この特約の被保険者の変更の時とします。
⑵ この特約の被保険者が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

14 その他

第25条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第26条 契約内容の登録

１．会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

⑴ 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
⑵ 死亡保険金の金額
⑶ 契約成立日*1
⑷ 当会社名

２．本条の１．の登録の期間は、契約成立日*1から５年*2以内とします。

３．協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の１．の規定により登録された被保険者について、死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約の申込み*4を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連

第26条 補足説明

＊１ 契約成立日
復活（第12条）または復旧（第20条）が行われたときは、最終の復活または復旧の日とします。

＊２ 契約成立日から５年
契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

＊３ 死亡保険金
災害死亡保険金を含みます。

＊４ 申込み
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

絡を受けます。

4．各生命保険会社等は、本条の２．の登録の期間中に死亡保険金*3のある保険契約または特約の申込み*4があったときは、本条の３．によって連絡された内容を死亡保険金*3のある保険契約または特約の承諾*5の判断の参考とすることができます。

5．各生命保険会社等は、契約成立日*6から５年*7以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の１．の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。

6．各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*5の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。

7．協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。

8．保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9．この特約が５年ごと利差配当付普通定期保険契約または普通定期保険契約に付加されている場合で、主契約の保険金額の増額が行われたときは、この特約の契約内容の登録については、本条の２．の規定にかかわらず、主契約の保険金額の増額日から５年*8間を登録の期間とします。

10. 本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第27条　管轄裁判所

この特約における保険金、給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15　特則について

第29条　５年ごと利差配当付普通終身保険契約等に付加する場合の特則

1．この特約を５年ごと利差配当付普通終身保険契約等*1に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第７条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

2．この特約を特別終身年金保険契約に付加する場合で、主契約の保険料払込期間満了後に被保険者が高度障害保険金が支払われるべき身体障害の状態になったときは、第６条（特約の保険料の払込免除）の３．の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱いを行います。

第30条　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

第26条　補足説明

＊５　承諾

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

＊６　契約成立日

復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

＊７　契約成立日から５年

契約成立日*6において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*6から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

＊８　主契約の保険金額の増額日から５年

主契約の保険金額の増額日において被保険者が満15歳未満の場合には、主契約の保険金額の増額日から５年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第29条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通終身保険契約等

次の⑴から⑻をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付普通終身保険契約
⑵　５年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約
⑶　生存給付金付終身保険契約
⑷　有期払込高保障終身保険契約
⑸　有期払込普通終身保険契約
⑹　普通終身保険契約
⑺　有期払込終身保険契約
⑻　特別終身年金保険契約

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第３条（保険金・給付金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑶　第３条（保険金・給付金の支払い）の２．－⑵－⑤中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第１回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑷　第22条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑸　第23条（返戻金）の⑴中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第31条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次の⑴から⑻のとおり取り扱います。
⑴　この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。ただし、第40条（更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）にあっては「主契約の被保険者」とあるのをすべて「主契約の第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第３条（保険金・給付金の支払い）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「第１被保険者」と読み替えます。
⑶　第３条（保険金・給付金の支払い）の２．－⑵－⑤を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑤　障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき障害給付金がある場合で、その支払前に第１被保険者の死亡による主契約の死亡見舞金または死亡保険金の支払請求があったとき	主契約の死亡見舞金または死亡保険金が支払われるときは、支払うべき障害給付金をそれぞれ第２被保険者または死亡保険金受取人に支払います。

⑷　この特約の保険期間の終期は、第７条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、第１被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。
⑸　第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「払済終身保険」と読み替えます。
⑹　第40条（更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則）の適用により第２被保険者がこの特約の被保険者となっているときは、第13条（告知義務）の１．の規定にかかわらず、妻に関する告知は第２被保険者が行うことを必要とします。この場合、第14条（告知義務違反による解除）および第15条（告知義務違反による解除ができないとき）中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者または第２被保険者」と読み替えます。
⑺　第１被保険者についてこの特約の災害保険金を主契約の保険金または見舞金とともに支払うときは、この特約の災害保険金の受取人は次のとおりとします。

①　主契約の死亡保険金とともに支払うときは、主契約の死亡保険金受取人
②　主契約の死亡見舞金とともに支払うときは、第２被保険者
③　主契約の高度障害保険金とともに支払うときは、第１被保険者
④　主契約の高度障害見舞金とともに支払うときは、第１被保険者

⑻　第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

第32条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

1．この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次の⑴から⑺のとおり取り扱います。

⑴　年金支払開始日以後の場合には、この特約中、「保険証券」とあるのをすべて「年金証書」と読み替えます。

⑵　第３条（保険金・給付金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡給付金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」とそれぞれ読み替えます。

⑶　第３条（保険金・給付金の支払い）の２．－⑵－⑤を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑤　障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき障害給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

⑷　この特約の保険期間の終期は、第７条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

⑸　第22条（特約の消滅）中、「主契約の保険金を支払ったとき」とあるのを「主契約の死亡給付金を支払ったときまたは主契約の年金支払開始日以後に被保険者が死亡したとき」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑹　第23条（返戻金）中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡給付金」と、「払済保険または延長保険」とあるのを「払済年金保険」とそれぞれ読み替えます。

⑺　主契約が年金支払開始日の前日に２つ以上の年金の種類、型または年金支払期間に変更され、かつ、確定年金の解約により主契約の保険期間が短縮されたときは、この特約の保険期間の終期を主契約の保険期間の終期まで短縮します。

2．この特約を新個人年金保険契約に付加するときは、本条の１．に規定するほか、第23条（返戻金）中、「責任準備金が支払われるとき」とあるのを「責任準備金（死亡給付金の金額を限度とします。）が支払われるとき」と、「主契約の返戻金」とあるのを「主契約の返戻金額を下回らない範囲で会社の定める方法により計算した金額」とそれぞれ読み替えます。

第33条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

1．この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　第22条（特約の消滅）および第23条（返戻金）中、「払済保険または延長保険」とあるのをすべて「自動延長保険、定額払済終身保険、定額払済保険または定額延長保険」と読み替えます。

⑵　この特約については特別勘定による運用は行いません。

2．この特約を変額保険（終身型）契約に付加するときは、この特約の保険期間の終期は、第７条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の被保険者の年齢が80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日を限度とします。

第34条　主契約の更新または変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第34条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第35条　主契約が更新または変更される場合の特則

1．主契約が更新または変更されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約が保険契約者の申出によって更新される場合で、この特約を更新しない旨の申出がないときは、保険契約者がこの特約を更新する申出をしたものとします。
⑵　主契約が保険契約者の更新または変更しない旨の通知がないことによって更新または変更される場合で、この特約を更新しない旨の通知がないときは、この特約も同時に更新されます。

2．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
⑵　更新後特約の災害保険金額	更新前特約の保険期間満了日の災害保険金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の災害保険金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　保険金・給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第９条）および特約の消滅（第22条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新または変更の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新または変更の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

第36条　主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加する場合の特則

1．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の全部が年金支払に移行されるときは、次のとおり取り扱います。

⑴　５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約の年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、この特約の保険期間の終期が年金支払期間の終期を超えるときは、この特約の保険期間を年金支払期間の終期まで短縮します。
⑵　⑴の短縮を行うときは、次のとおり取り扱います。
　①　この特約について将来払い込むべき保険料を新たに定めます。
　②　保険契約者に支払うべき金額があるときは、５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約に規定する第１回年金額の計算のもととなる合計額に含めます。

2．主契約に５年ごと利差配当付年金移行特約または年金移行特約を付加して主契約の一部が年金支払に移行され、かつ、年金の種類が保証期間付有期年金、有期年金または確定年金の場合で、年金支払に移行されていない部分が消滅するときは、本条の１．の規定に準じてこの特約の保険期間を短縮します。

第37条　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等について他の保険契約への加入を取り扱う場合の特則

１．保険契約者は、この特約が付加された５年ごと利差配当付普通定期保険契約等*1について、普通保険約款の規定に基づき他の保険契約への加入が行われるときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約の被保険者を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、この特約の被保険者について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴　２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵　付加後の特約による災害保険金額がこの特約による災害保険金額以下であること

２．本条の１．の取扱いが行われたときは、保険金および給付金の支払いに関しては、付加後の特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。
（注）　付加後の特約の給付限度の判定にあたっては、付加前に支払われた給付を含んで取り扱います。

第38条　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　第３条（保険金・給付金の支払い）の１．中、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑵　第３条（保険金・給付金の支払い）の２．－⑵－⑤中、「主契約の死亡保険金」とあるのをすべて「主契約の死亡年金の第１回年金または一時金」と、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」と、「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の死亡年金受取人」とそれぞれ読み替えます。
⑶　第22条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　主契約の第１回年金または一時金を支払ったとき
⑷　第23条（返戻金）の⑴中、「主契約の死亡保険金」とあるのを「主契約の死亡年金」と読み替えます。

第39条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年４月１日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の⑴から⑸のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

⑴　被保険者が給付割合表（別表２★）に定める第１級の身体障害の状態に該当したことにより障害給付金を請求する際に、障害給付金の受取人が被保険者の場合で、障害給付金の受取人が障害給付金を請求できない特別な事情があるときは、次の者が障害給付金の受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。

①　この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）において、指定代理請求人が指定されているときは、その者。ただし、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者または３親等内の親族に限ります。
②　①に該当する者がいないときは、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金受取人、死亡給付金受取人または死亡年金受取人

⑵　⑴の場合、②に該当する主契約の死亡保険金受取人、死亡給付金受取人または死亡年金受取人が２人以上いるときは、その死亡保険金受取人、死亡給付金受取人または死亡年金受取人は共同して請求することを必要とします。

第37条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付普通定期保険契約等

次の⑴から⑹をいいます。
⑴　５年ごと利差配当付普通定期保険契約
⑵　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約
⑶　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約
⑷　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約
⑸　普通定期保険契約
⑹　長期生活保障保険契約

⑶ ⑴の規定により、⑴に定める代理人が障害給付金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表４★）（受取人の戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

① 被保険者と⑴に定める代理人との戸籍謄本または戸籍抄本
② ⑴に定める代理人の印鑑証明書
③ ⑴に定める代理人の住民票
④ 被保険者または⑴に定める代理人の健康保険被保険者証の写し

⑷ ⑴の規定により会社が障害給付金を⑴に定める代理人に支払ったときは、その後重複してその障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑸ 保険金または給付金を支払うための確認に際し、⑴に定める代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

★別表２（P.737参照）、別表４（P.739参照）

第40条 更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」の場合の特則

１．この特約が更新後特約の場合で、更新前特約の特約の型が「本人・妻子型」、「本人・妻型」または「本人・子型」のときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴ この特約の被保険者とすることができる者は、主契約の被保険者に加え、次のとおりとします。

妻	主契約の被保険者と同一の戸籍にその妻として記載されている者（以下「妻」といいます。）
子	主契約の被保険者と同一の戸籍にその子として記載されている満20歳未満の者（以下「子」といいます。）

⑵ この特約の型および被保険者の範囲は、第２条（この特約の被保険者および特約の型）の規定にかかわらず、次のいずれかのうち、更新前特約と同一とします。

特約の型	被保険者の範囲
本人・妻子型	主契約の被保険者、妻および子
本人・妻型	主契約の被保険者および妻
本人・子型	主契約の被保険者および子

⑶ この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の１．－⑴の被保険者に該当した者はその日から、被保険者になります。

⑷ この特約の締結後、戸籍上の異動により本条の１．－⑴の被保険者に該当しなくなった者はその日から、また、子については満20歳となった日の直後の主契約の契約成立日の応当日（年単位）を迎えた者はその日から、被保険者ではなくなります。

２．本条の１．の規定を適用するときは、被保険者である妻および子の保険金または給付金の支払いに関して、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴ 第３条（保険金・給付金の支払い）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 「責任開始の時」とあるのをすべて「責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）*1」と読み替えます。
② 「災害保険金額」とあるのをすべて「災害保険金額×0.6」と読み替えます。
③ 「主契約の死亡保険金受取人」とあるのを「主契約の高度障害保険金受取人」と読み替えます。ただし、主契約が個人年金保険契約または新個人年金保険契約の場合には、「主契約の死亡給付金受取人」とあるのを「主契約の年金受取人」と、主契約が５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約または長期生活保障保険契約の場合には、「主契約の死亡年金受取人」とあるのを「主契約の高度障害年金受取人」とそれぞれ読み替えます。

⑵ 第４条（免責事由）の１．の規定を次のとおり読み替えて適用します。

第39条 補足説明

＊１ 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第40条 補足説明

＊１ 責任開始の時（この特約の締結後に被保険者となった者については被保険者となった日）

この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

① ⑵中、「被保険者」とあるのを「主契約の被保険者または支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。
② ⑷から⑻中、「被保険者」とあるのをすべて「支払事由に該当した被保険者」と読み替えます。

3．本条の１．の規定を適用するときは、この特約の型について、次の⑴および⑵のとおり変更を取り扱います。

⑴ 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の取扱いの範囲内で、「本人・妻子型」、「本人・妻型」もしくは「本人・子型」から「本人型」へ、または「本人・妻子型」から「本人・妻型」もしくは「本人・子型」へこの特約の型を変更することができます。ただし、この特約の保険料の払込みが免除される場合には、保険料の払込免除事由（第６条）が生じた時以後、この特約の型の変更はできません。

⑵ 特約の型の変更が行われたときは、次のとおり取り扱います。

① 保険料払込期間中にあっては、将来に向かって、この特約の保険料を変更します。
② 会社が承諾した日から変更の効力が生じ、その日を変更の日とします。
③ この特約の型の変更により被保険者でなくなる妻または子は、変更の効力が生じた時から被保険者でなくなります。この場合、この特約が次のいずれかに該当するときは、会社は、変更前の返戻金額から変更後の返戻金額を差し引いた金額を保険契約者に支払います。
ア．この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるとき
イ．この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき
④ この特約の型が変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

4．この特約が５年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約とともに主契約に付加され、この特約の型が「本人・妻子型」または「本人・妻型」の場合で、この特約の被保険者であった妻が戸籍上の異動により本条の１．－⑴の条件を満たさなくなったことまたは主契約の被保険者が死亡したことによって被保険者でなくなったときは、この特約の被保険者であった妻は、５年ごと利差配当付配偶者定期保険特約または配偶者定期保険特約の規定に基づき他の保険契約への加入が行われる際に、会社の取扱いの範囲内で、妻の被保険者選択を受けないで、妻を被保険者とするこの特約またはこの特約と同種の特約をその保険契約に付加することができます。この場合、妻について次のすべてを満たすことを必要とします。

⑴ ２年以上継続してこの特約の被保険者であったこと
⑵ この特約による保険金および給付金の支払事由（本条の２．）が生じていないこと
⑶ この特約の被保険者でなくなった日から１か月を経過していないこと
⑷ 付加後の特約の災害保険金額がこの特約の災害保険金額の６割以下であること

5．更新前特約の規定によるこの特約の復活、復旧、災害保険金額の増額または特約の型の変更の際に告知義務違反があったときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定を準用して、会社は、この特約または新たに被保険者として加えられた部分を解除することができます。

6．第３条（保険金・給付金の支払い）の２．－⑵－⑤、第６条（特約の保険料の払込免除）および第22条（特約の消滅）の規定を除き、この特約の被保険者である妻および子について、本条に別段の定めのないときは、この特約中、本条を除く部分の規定を準用します。ただし、第５条（保険金・給付金の支払請求手続）の２．および３．については、必要書類（別表４★）を次の⑴および⑵のとおり読み替えて準用します。

⑴ 「１．災害保険金の支払い」の必要書類を次のとおり読み替えます。

⑴　災害保険金支払請求書 ⑵　不慮の事故（別表1★）であることを証明する書類 ⑶　会社所定の様式による医師の死亡診断書または検案書 ⑷　主契約の被保険者の戸籍謄本および災害保険金の受取人の戸籍抄本 ⑸　災害保険金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類

⑵　「２．障害給付金の支払い」の必要書類中、「⑷障害給付金の受取人の戸籍抄本」とあるのを「⑷主契約の被保険者の戸籍謄本および障害給付金の受取人の戸籍抄本」と読み替えます。

★別表1（P.736参照）、別表4（P.739参照）

別表１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表２　給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1．両眼の視力を全く永久に失ったもの（注３） 2．言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注４） 3．中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注１） 4．両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注７(1)） 5．両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注７(1)） 6．１上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用を全く永久に失ったもの（注７(1)） 7．１上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの（注７(1)）	10割
第2級	8．１上肢および１下肢の用を全く永久に失ったもの（注７(1)） 9．10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの（注９） 10．１肢に第３級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の１肢に第３級の13から15までまたは第４級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11．両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注５）	7割
第3級	12．１眼の視力を全く永久に失ったもの（注３） 13．１上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注７） 14．１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの（注７） 15．１手の５手指を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったもの（注９(1)(2)） 16．10足指を失ったもの（注10(1)） 17．脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注８(1)(2)）	5割
第4級	18．両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの（注３(3)） 19．言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの（注４(2)(4)） 20．中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの（注２） 21．１上肢の３大関節中の１関節の用を全く永久に失ったもの（注７(2)） 22．１下肢の３大関節中の１関節の用を全く永久に失ったもの（注７(2)） 23．１下肢が永久に５センチ以上短縮したもの 24．１手の第１指（母指）および第２指（示指）を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）のうち少なくとも１手指を含んで３手指以上を失ったもの（注９(1)(2)） 25．１手の５手指の用を全く永久に失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで３手指以上の用を全く永久に失ったもの（注９(1)(3)） 26．10足指の用を全く永久に失ったもの（注10(2)） 27．１足の５足指を失ったもの（注10(1)）	3割
第5級	28．１上肢の３大関節中の２関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注７(3)） 29．１下肢の３大関節中の２関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注７(3)） 30．１手の第１指（母指）もしくは第２指（示指）を失ったか、第１指（母指）もしくは第２指（示指）を含んで２手指を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）以外の３手指を失ったもの（注９(1)(2)） 31．１手の第１指（母指）および第２指（示指）の用を全く永久に失ったもの（注９(1)(3)） 32．１足の５足指の用を全く永久に失ったもの（注10(2)） 33．両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの（注５(1)(3)） 34．１耳の聴力を全く永久に失ったもの（注５(1)(2)） 35．鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの（注６） 36．脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの（注８(3)）	1.5割
第6級	37．１上肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注７(3)） 38．１下肢の３大関節中の１関節の機能に著しい障害を永久に残すもの（注７(3)） 39．１下肢が永久に３センチ以上短縮したもの 40．１手の第１指（母指）もしくは第２指（示指）の用を全く永久に失ったか、第１指（母指）もしくは第２指（示指）を含んで２手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）以外の２手指もしくは３手指の用を全く永久に失ったもの（注９(1)(3)） 41．１手の第１指（母指）および第２指（示指）以外の１手指または２手指を失ったもの（注９(1)(2)） 42．１足の第１指（母指）または他の４足指を失ったもの（注10(1)） 43．１足の第１指（母指）を含んで３足指以上の用を全く永久に失ったもの（注10(2)）	１割

注

1．常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

2．日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。

3．眼の障害（視力障害）

⑴ 視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。

⑵ 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑶ 「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4．言語またはそしゃくの障害

⑴ 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

⑵ 「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思の疎通が困難となり、その回復の見込みがない場合をいいます。

⑶ 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

⑷ 「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込みがない場合をいいます。

5．耳の障害（聴力障害）

⑴ 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオ・メータで行います。

⑵ 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ、ｂ、ｃデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

⑶ 「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記⑵の

$$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$$

の値が70デシベル以上（40㎝を超えると話声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

6．鼻の障害

⑴ 「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の２分の１以上を欠損した場合をいいます。

⑵ 「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込みのない場合をいいます。

7．上・下肢の障害

⑴ 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上･下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

⑵ 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

⑶ 「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の他動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、関節に付随した筋力に障害がある場合には、関節の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

8．脊柱の障害

⑴ 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

⑵ 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下に制限された場合をいいます。

⑶ 「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動の他動運動範囲のうち２種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の３分の２以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、２種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の３分の２以下に制限された場合をいいます。

9．手指の障害

⑴　手指の障害については、５手指をもって１手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合せることはありません。

⑵　「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

⑶　「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の２分の１以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込みのない場合をいいます。

10．足指の障害

⑴　「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

⑵　「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第１指（母指）は末節の２分の１以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込みのない場合をいいます。

傷害の図解

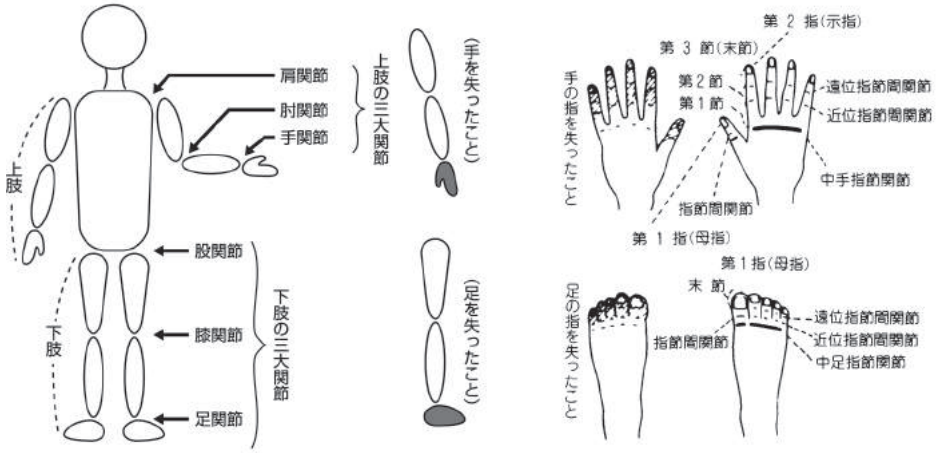

別表３　身体の同一部位

⑴　１上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。

⑵　１下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。

⑶　眼については、両眼を同一部位とします。

⑷　耳については、両耳を同一部位とします。

⑸　脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。

⑹　〔別表２〕の第１級の４．、５．、６．もしくは７．、第２級の８．、９．もしくは10．、第３級の16．または第４級の26．の障害に該当するときは、両上肢、両下肢、１上肢と１下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表４　保険金・給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．災害保険金の支払い	死亡保険金、死亡年金または死亡給付金の支払請求に必要とする書類のほか、次の書類の提出を必要とします。 ⑴　災害保険金支払請求書 ⑵　不慮の事故（別表１）であることを証明する書類
２．障害給付金の支払い	⑴　障害給付金支払請求書 ⑵　不慮の事故（別表１）であることを証明する書類 ⑶　会社所定の様式による医師の診断書 ⑷　障害給付金の受取人の戸籍抄本 ⑸　障害給付金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　保険金・給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表５　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）目次

この特約の特色……742

1　保障の開始について
第１条　特約の保険期間開始の時……742
第２条　特約の責任開始の時……742

2　給付金の支払いについて
第３条　軽度認知障害給付金の支払い……742
第４条　免責事由……743

3　給付金の支払請求手続について
第５条　軽度認知障害給付金の支払請求手続……744

4　保険料の払込免除について
第６条　特約の保険料の払込免除……744

5　保険期間および保険料払込期間について
第７条　特約の保険期間および保険料払込期間……744

6　保険料の払込みについて
第８条　特約の保険料の払込み……744
第９条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……744

7　失効と復活について
第10条　特約の失効……745
第11条　特約の復活……745

8　告知の時からこの特約の責任開始時前の取扱いについて
第12条　告知の時からこの特約の責任開始時前に軽度認知障害または器質性認知症と診断確定された場合の取扱い……745

9　告知義務と解除について
第13条　告知義務……745
第14条　告知義務違反による解除……746
第15条　告知義務違反による解除ができないとき……746
第16条　重大事由による解除……746

10　内容の変更について
第17条　軽度認知障害給付金額の減額……747

11　解約等について
第18条　特約の解約……748
第19条　特約の消滅……748
第20条　返戻金……748

12　その他
第21条　社員配当金……748
第22条　管轄裁判所……748
第23条　普通保険約款の規定の準用……748

13　特則について
第24条　特別条件を付ける場合の特則……748
第25条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則……749
第26条　主契約が更新される場合の特則……749
第27条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則……750
第28条　主契約に被指定契約がある場合の特則……751

別表１　軽度認知障害……752
別表２　器質性認知症……752
別表３　軽度認知障害給付金の支払いの請求に必要な書類……753

無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）

（実施　2020.4.2）

この特約の特色	
目的・内容	所定の軽度認知障害または所定の器質性認知症の診断確定に対する保障
給付金の種類	軽度認知障害給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、５年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）契約または５年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約に返戻金はありません。

1　保障の開始について

第１条　特約の保険期間開始の時

１．この特約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
⑴　会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

２．本条の１．に規定する保険期間開始の時を含む日をこの特約の保険期間開始の日とします。

３．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第２条　特約の責任開始の時

この特約の責任開始の時は保険期間開始の日（第１条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

2　給付金の支払いについて

第３条　軽度認知障害給付金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、軽度認知障害給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して軽度認知障害給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第４条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（軽度認知障害給付金を支払う場合）	金　額	受取人
軽度認知障害給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のいずれかに該当したとき (1)　この特約の保険期間開始の時以後に生じた傷害または疾病*1により、この特約の責任開始の時*2以後に軽度認知障害（別表1★）と診断確定されたとき (2)　この特約の保険期間開始の時以後に生じた傷害または疾病*1により、この特約の責任開始の時*2以後に器質性認知症（別表2★）と診断確定されたとき	軽度認知障害給付金額	主契約の認知症介護一時金受取人または認知症介護年金受取人

2．軽度認知障害給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　被保険者が、この特約の保険期間開始の時前に生じた傷害または疾病を原因として軽度認知障害給付金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかの場合には、この特約の保険期間開始の時以後の疾病*1によるものとみなします。 ①　この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の保険期間開始の時以後の疾病*1によるものとみなしません。 ②　その原因について、この特約の保険期間開始の時前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の保険期間開始の時以後の疾病*1によるものとみなしません。
(2)　軽度認知障害給付金を支払ったとき	この特約は、その支払事由が生じた時にさかのぼって消滅します。
(3)　軽度認知障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき軽度認知障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の認知症介護年金受取人または認知症介護一時金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき軽度認知障害給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.752参照）、別表2（P.752参照）

第4条　免責事由

1．支払事由（第3条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、軽度認知障害給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても軽度認知障害給付金を支払わない場合）
軽度認知障害給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　戦争その他の変乱

第3条　補足説明

＊1　疾病

薬物依存Aは含みません。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊2　特約の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

＊3　この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「戦争その他の変乱」によって軽度認知障害給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、軽度認知障害給付金の金額の一部または全部を支払います。

3　給付金の支払請求手続について

第5条　軽度認知障害給付金の支払請求手続

1．軽度認知障害給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．軽度認知障害給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表3（P.753参照）

4　保険料の払込免除について

第6条　特約の保険料の払込免除

1．主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
⑵　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5　保険期間および保険料払込期間について

第7条　特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。

6　保険料の払込みについて

第8条　特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第9条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当

日以後猶予期間満了日までに、この特約による軽度認知障害給付金の支払事由（第３条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 軽度認知障害給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効と復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知の時からこの特約の責任開始時前の取扱いについて

第12条 告知の時からこの特約の責任開始時前に軽度認知障害または器質性認知症と診断確定された場合の取扱い

1．被保険者がこの特約の締結の際の告知（第13条）の時からのこの特約の責任開始の時*1前に軽度認知障害または器質性認知症と診断確定された場合には、この特約を無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は払い戻します。
2．本条の１．の規定は、この特約の復活（第11条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料*2とします。
3．本条の２．の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第18条）されたものとして取り扱います。
4．本条の規定にかかわらず、第14条（告知義務違反による解除）または第16条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
5．本条の適用があるときは、第19条（特約の消滅）および第20条（返戻金）の規定は適用しません。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1．会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、軽度認知障害給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第11条 補足説明

＊1 復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第12条 補足説明

＊1 この特約の責任開始の時
第２条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

＊2 その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

第14条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、軽度認知障害給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　軽度認知障害給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに軽度認知障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、軽度認知障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、軽度認知障害給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の保険期間開始の日*2からその日を含めて２年以内に軽度認知障害給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第16条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第15条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の保険期間開始の日
第１条（特約の保険期間開始の時）に規定するこの特約の保険期間開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

⑴ 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵ 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸ 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、軽度認知障害給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、軽度認知障害給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その軽度認知障害給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 軽度認知障害給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでに軽度認知障害給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第17条 軽度認知障害給付金額の減額

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって軽度認知障害給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の軽度認知障害給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．軽度認知障害給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
⑵ 軽度認知障害給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第16条 補足説明

＊1 給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

11 解約等について

第18条 特約の解約

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴ 被保険者が死亡したとき
⑵ 主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶ この特約の軽度認知障害給付金を支払ったとき

第20条 返戻金

1．この特約には返戻金はありません。
2．主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約における軽度認知障害給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第24条 特別条件を付ける場合の特則

1．この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴および⑵のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。
⑴ 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
⑵ 軽度認知障害給付金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が軽度認知障害給付金の支払事由（第３条）に該当し、軽度認知障害給付金を支払うべきときは、軽度認知障害給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害によって支払事由に該当したときは、軽度認知障害給付金の削減支

第24条 補足説明

＊１ 会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

払の対象とはなりません。

削減期間＼保険年度	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

２．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　この特約が効力を失ったとき（第10条）は、第11条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

⑵　この特約の更新（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
①　割増保険料の払込み	第26条（主契約が更新される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
②　軽度認知障害給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第26条（主契約が更新される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた軽度認知障害給付金の削減支払の条件は適用されません。

⑶　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるとき（第27条）は、この特約について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合のこの特約の取扱い
①　割増保険料の払込み	第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
②　軽度認知障害給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた軽度認知障害給付金の削減支払の条件は適用されません。

⑷　割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第25条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

第１条（特約の保険期間開始の時）および第２条（特約の責任開始の時）の規定を準用します。

第26条　主契約が更新される場合の特則

１．主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。

第24条　補足説明

＊２　変更後特約

主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内の保険期間および保険料払込期間の特約に変更された場合の無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）をいいます。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の軽度認知障害給付金額	更新前特約の保険期間満了日の軽度認知障害給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の軽度認知障害給付金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第９条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、更新後の軽度認知障害給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の軽度認知障害給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

１．主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に、主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内の保険期間および保険料払込期間の無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）に変更されます。

２．本条の１．に定める無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　変更後特約*2の軽度認知障害給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の軽度認知障害給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の軽度認知障害給付金額を変更することができます。

第27条　補足説明

＊１　主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

＊２　変更後特約

主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内の保険期間および保険料払込期間の特約に変更された場合の無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）をいいます。

＊３　保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱い範囲内の保険期間および保険料払込期間の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項　目	内　容
⑶　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第９条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④　変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑷　変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、変更後の軽度認知障害給付金額について、変更前特約の保険期間満了日の軽度認知障害給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第28条　主契約に被指定契約がある場合の特則

主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、軽度認知障害給付金が支払われるべきときは、第３条（軽度認知障害給付金の支払い）の２．－⑶を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑶　軽度認知障害給付金の支払事由が生じ、支払うべき軽度認知障害給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の認知症介護年金受取人または認知症介護一時金受取人が被保険者の場合には、支払うべき軽度認知障害給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第28条　補足説明

＊１　被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表１　軽度認知障害

「軽度認知障害」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
脳の損傷および機能不全ならびに身体疾患によるその他の明示された精神障害（Ｆ06）うち、軽症認知障害（外傷性脳損傷を原因とした軽症認知障害および物質・医薬品を原因とした軽症認知障害を含む。）	Ｆ06.7

2013年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に軽度認知障害に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

別表２　器質性認知症

１．「器質性認知症と診断確定されたとき」とは、次の⑴、⑵のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者によって診断確定された場合をいいます。

⑴　脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること

⑵　正常に成熟した脳が、⑴による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

なお、器質性認知症の診断確定は、次のいずれかによるものとする必要があります。

①　画像所見による診断確定 ②　画像検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

２．１．の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。

⑴　「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	Ｆ00
血管性認知症	Ｆ01
他に分類されるその他の疾患の認知症（Ｆ02）のうち、	
ピック病の認知症	Ｆ02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	Ｆ02.1
ハンチントン病の認知症	Ｆ02.2
パーキンソン病の認知症	Ｆ02.3
ヒト免疫不全ウイルス[ＨＩＶ]病の認知症	Ｆ02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症(外傷性脳損傷を原因とした認知症を含む。)	Ｆ02.8
詳細不明の認知症	Ｆ03
せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）のうち、	
せん妄、認知症に重なったもの	Ｆ05.1
アルコール使用＜飲酒＞による精神および行動の障害（F10）のうち、	
残遺性および遅発性の精神病性障害（アルコール性認知症に限る。）	Ｆ10.7
神経系のその他の変性疾患、他の分類されないもの（Ｇ31）のうち、	
限局性脳萎縮症（前頭側頭型認知症（ＦＴＤ）に限る。）	Ｇ31.0
神経性のその他の明示された変性疾患（レヴィ小体型認知症に限る。）	Ｇ31.8

2013年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」において、上記疾病以外に器質性認知症に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

⑵　「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

別表３　軽度認知障害給付金の支払いの請求に必要な書類

項　目	必要書類
軽度認知障害給付金の支払い	⑴　軽度認知障害給付金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　軽度認知障害給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　軽度認知障害給付金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色……755

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……755

2　給付金の支払いについて
第２条　入院準備費用給付金の支払い……755
第３条　免責事由……756

3　給付金の支払請求手続について
第４条　入院準備費用給付金の支払請求手続……757

4　保険料の払込免除について
第５条　特約の保険料の払込免除……757

5　保険期間および保険料払込期間について
第６条　特約の保険期間および保険料払込期間……757

6　保険料の払込みについて
第７条　特約の保険料の払込み……757
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……758

7　失効と復活について
第９条　特約の失効……758
第10条　特約の復活……758

8　告知義務と解除について
第11条　告知義務……758
第12条　告知義務違反による解除……758
第13条　告知義務違反による解除ができないとき……759
第14条　重大事由による解除……759

9　内容の変更について
第15条　入院準備費用給付金額の減額……760

10　解約等について
第16条　特約の解約……760
第17条　特約の消滅……760
第18条　返戻金……760

11　その他
第19条　社員配当金……761
第20条　管轄裁判所……761
第21条　普通保険約款の規定の準用……761

12　特則について
第22条　特別条件を付ける場合の特則……761
第23条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則……762
第24条　主契約が更新される場合の特則……762
第25条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則……763
第26条　５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約等に付加する場合の特則……764
第27条　５年ごと利差配当付新医療保険契約に付加する場合の特則……764
第28条　無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則……765

別表１　入院準備費用給付金の支払請求に必要な書類……767
別表２　特定部位および指定疾病一覧表……767
別表３　感染症……768

無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施　2009.4.2 ／改正　2020.7.2）

この特約の特色	
目的・内容	病気・けがによる所定の入院に対する保障
給付金の種類	入院準備費用給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、５年ごと利差配当付新医療保険契約、５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約、５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約、無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

１．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第11条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

２．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

３．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　給付金の支払いについて

第２条　入院準備費用給付金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、入院準備費用給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して入院準備費用給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（入院準備費用給付金を支払う場合）	金　額	受取人
入院準備費用給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因により主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したとき	１回の入院につき、入院準備費用給付金額	受取人　主契約の入院給付金

第２条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2．入院準備費用給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因による入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ①　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年を経過した後に入院を開始した場合 ②　この特約の付加の際*3に、会社が、告知（第11条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ③　その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。
⑵　入院準備費用給付金の支払限度	①　主契約の普通保険約款に規定する１回の入院について１回とします。 ②　通算して30回とします。
⑶　入院準備費用給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院準備費用給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院準備費用給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第３条　免責事由

1．支払事由（第２条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、入院準備費用給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても入院準備費用給付金を支払わない場合）
入院準備費用給付金	支払事由が次のいずれかによるとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） ⑼　地震、噴火または津波 ⑽　戦争その他の変乱

第２条　補足説明

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊３　この特約の付加の際
この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第３条　補足説明

＊１　他覚所見のないもの
医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって入院準備費用給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、入院準備費用給付金の金額の一部または全部を支払います。

3　給付金の支払請求手続について

第4条　入院準備費用給付金の支払請求手続

1．入院準備費用給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．入院準備費用給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表1★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3．本条の2．の規定にかかわらず、入院準備費用給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約の入院給付金の請求があったときは、入院準備費用給付金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

★別表1（P.767参照）

4　保険料の払込免除について

第5条　特約の保険料の払込免除

1．主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
⑵　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5　保険期間および保険料払込期間について

第6条　特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6　保険料の払込みについて

第7条　特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第16条）されたものとします。

第8条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による入院準備費用給付金の支払事由（第２条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1)　入院準備費用給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2)　(1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7　失効と復活について

第9条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第10条　補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8　告知義務と解除について

第11条　告知義務

1．会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、入院準備費用給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第12条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2．会社は、入院準備費用給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1)　入院準備費用給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2)　すでに入院準備費用給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3)　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、入院準備費用給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、入院準備費用給付金の支払いまたは

保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第13条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第12条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に入院準備費用給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第13条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第14条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、入院準備費用給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由

第14条　補足説明

＊１　給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

（第５条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、入院準備費用給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その入院準備費用給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　入院準備費用給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに入院準備費用給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第12条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第15条 入院準備費用給付金額の減額

１．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって入院準備費用給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の入院準備費用給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
２．入院準備費用給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第16条）されたものとして取り扱います。
⑵　入院準備費用給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

10 解約等について

第16条 特約の解約

１．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
２．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第17条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　主契約の死亡給付金を支払ったとき
⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶　主契約の入院給付金の支払日数が通算して1,000日に達したとき
⑷　この特約による入院準備費用給付金の支払回数が通算して30回に達したとき

第18条 返戻金

１．この特約には返戻金はありません。
２．主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第19条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第20条 管轄裁判所

この特約における入院準備費用給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第22条 特別条件を付ける場合の特則

1．この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴から⑶のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。

⑴ 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

⑵ 入院準備費用給付金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が入院準備費用給付金の支払事由（第２条）に該当し、入院準備費用給付金を支払うべきときは、入院準備費用給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表３★）によって支払事由に該当したときは、入院準備費用給付金の削減支払の対象とはなりません。

削減期間＼保険年度	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶ 特定部位または指定疾病についての不担保
身体の特定部位および指定疾病（別表２★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときは、これに対応する入院準備費用給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表３★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴ この特約が効力を失ったとき（第９条）は、第10条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

⑵ この特約の更新（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条（主契約が更新される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。

第22条 補足説明

＊１ 会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
② 入院準備費用給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第24条（主契約が更新される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた入院準備費用給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア．更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑶ 保険期間が終身の特約への変更（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第25条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 入院準備費用給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第25条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた入院準備費用給付金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア．変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑷ 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表２（P.767参照）、別表３（P.768参照）

第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第24条 主契約が更新される場合の特則

１．主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第22条 補足説明

＊２ 変更後特約
保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

第23条 補足説明

＊１ この特約の第１回保険料を受け取った時
主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の入院準備費用給付金額	更新前特約の保険期間満了日の入院準備費用給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の入院準備費用給付金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第12条・第13条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）および特約の消滅（第17条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、更新後の入院準備費用給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の入院準備費用給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

１．主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

２．保険期間が終身の無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　変更後特約*2の入院準備費用給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の入院準備費用給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の入院準備費用給付金額を変更することができます。

第25条　補足説明

＊１　主契約の変更日
本条において「変更日」といいます。

＊２　変更後特約
保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当入院サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

＊３　保険期間満了日
この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項　目	内　容
⑶　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第12条・第13条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）および特約の消滅（第17条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑷　変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、変更後の入院準備費用給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*3の入院準備費用給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条　５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約等に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約等*1に付加するときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　被指定契約*2がある場合で、主契約と被指定契約*2の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に入院準備費用給付金が支払われるべきときは、第２条（入院準備費用給付金の支払い）の２．－⑶を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑶　入院準備費用給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院準備費用給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき入院準備費用給付金を被指定契約*2の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

⑵　第17条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。

⑴　被保険者が死亡したとき

第27条　５年ごと利差配当付新医療保険契約に付加する場合の特則

５年ごと利差配当付新医療保険契約の保険期間または保険料払込期間の変更は取り扱いません。

第26条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約等

次の⑴から⑶をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

⑵　５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約

⑶　５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）契約

＊２　被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

第28条　無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の⑴から⑸のとおり取り扱います。

⑴　第1条（特約の責任開始の時）の1．－⑴中、「主契約の責任開始の時」とあるのを「主契約の保険期間開始の時」と読み替えます。

⑵　第2条（入院準備費用給付金の支払い）を次のとおり読み替えます。

第2条　入院準備費用給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、入院準備費用給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して入院準備費用給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（入院準備費用給付金を支払う場合）	金　額	受取人
入院準備費用給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす入院*1を開始したとき ⑴　この特約の責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする入院 ⑵　⑴の傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする入院 ⑶　病院または診療所*5への入院 ⑷　入院日数が1日*6以上の入院	1回の入院につき、入院準備費用給付金額	主契約の入院給付金受取人

2．入院準備費用給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因による入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなします。 ①　この特約の責任開始の日*7からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ②　この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第11条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 ③　その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。

第28条　補足説明

＊1　入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*5に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

＊2　特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊3　傷害

この特約の責任開始の時*2以後に生じた主契約に定める不慮の事故を直接の原因とする傷害をいいます。

＊4　疾病

公的医療保険制度Aによる療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存Bは含みません。なお、この特約の責任開始の時*2以後に生じた「主契約に定める不慮の事故以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：次の⑴から⑺のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

⑴　健康保険法
⑵　国民健康保険法
⑶　国家公務員共済組合法
⑷　地方公務員等共済組合法
⑸　私立学校教職員共済法
⑹　船員保険法
⑺　高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

項　目	内　容
⑵　被保険者が、同一の傷害*3または同一の疾病*9を直接の原因として、入院準備費用給付金の支払事由に定める入院を2回以上したとき	「入院準備費用給付金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ①　180日以下 「入院準備費用給付金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 ②　181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
⑶　被保険者が、同一の傷害*3または同一の疾病*9を直接の原因として、転入院または再入院したとき	保険期間中に転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の翌日からその日を含めて転入院または再入院の開始日の前日までの期間が30日以下のときは、1回の入院とみなします。
⑷　入院準備費用給付金の支払限度	①　1回の入院について1回とします。 ②　通算して30回とします。
⑸　入院準備費用給付金の支払事由に該当する入院の開始時に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*3または疾病*4」以外に異なる「傷害*3または疾病*4」が生じていたとき	入院開始の直接の原因となった傷害*3または疾病*4により継続して入院したものとみなします。
⑹　入院準備費用給付金の支払事由に該当する入院中に、その入院開始の直接の原因となった「傷害*3または疾病*4」以外に異なる「傷害*3または疾病*4」が生じたとき	
⑺　入院準備費用給付金の支払事由が生じ、支払うべき入院準備費用給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき入院準備費用給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

⑶　第4条（入院準備費用給付金の支払請求手続）の3. 中、「主契約の入院給付金」とあるのを「主契約の生活習慣病入院給付金」と読み替えます。

⑷　第17条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。

第17条　特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　主契約の死亡給付金を支払ったとき
⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶　この特約による入院準備費用給付金の支払回数が通算して30回に達したとき

⑸　主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

＊5　病院または診療所

次の⑴または⑵のいずれかに該当するものとします。

⑴　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所A

⑵　⑴と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

＊6　入院日数が1日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

＊7　特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊8　この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

＊9　同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*4をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

別表1　入院準備費用給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
入院準備費用給付金の支払い	(1)　入院準備費用給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3)　入院準備費用給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　入院準備費用給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　主契約の普通保険約款に定める不慮の事故を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類

(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
(2)　給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。

別表2　特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1．眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
2．鼻（副鼻腔を含む。）
3．耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
4．口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
5．甲状腺
6．咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
7．肺臓・胸膜・気管・気管支
8．胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）
9．肝臓・胆嚢・胆管
10．膵臓
11．盲腸（虫様突起を含む。）
12．大腸・小腸
13．直腸・肛門
14．腎臓・尿管
15．膀胱・尿道
16．前立腺
17．睾丸・副睾丸
18．乳房（乳腺を含む。）
19．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
20．頸椎部（当該神経を含む。）
21．胸椎部（当該神経を含む。）
22．腰椎部（当該神経を含む。）
23．右上肢（右肩関節部を含む。）
24．左上肢（左肩関節部を含む。）
25．右下肢（右股関節部を含む。）
26．左下肢（左股関節部を含む。）
27．鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28．鎖骨
29．皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30．妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31．仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32．食道
42．顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43．上顎骨・下顎骨・顎関節
44．甲状腺・副甲状腺
45．食道・胃・十二指腸
46．食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47．肝臓（肝内胆管を含む。）
48．胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49．脾臓
50．腎臓・尿管・膀胱・尿道
51．睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53．妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病

特定部位および指定疾病
54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56. 脊椎部（当該神経を含む。）
57. 上肢（肩関節部を含む。）
58. 下肢（股関節部を含む。）
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61. 末梢動脈疾患

別表３　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色……770

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……770

2　給付金等の支払いについて
第２条　給付金・一時金の支払い……770
第３条　免責事由……774

3　給付金等の支払請求手続について
第４条　給付金・一時金の支払請求手続……774

4　保険料の払込免除について
第５条　特約の保険料の払込免除……774

5　保険期間および保険料払込期間について
第６条　特約の保険期間および保険料払込期間……775

6　保険料の払込みについて
第７条　特約の保険料の払込み……775
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……775

7　失効と復活について
第９条　特約の失効……775
第10条　特約の復活……775

8　告知義務と解除について
第11条　告知義務……776
第12条　告知義務違反による解除……776
第13条　告知義務違反による解除ができないとき……776
第14条　重大事由による解除……777

9　内容の変更について
第15条　通院給付金日額の減額……777

10　解約等について
第16条　特約の解約……778
第17条　特約の消滅……778
第18条　返戻金……778

11　その他
第19条　社員配当金……778
第20条　管轄裁判所……778
第21条　普通保険約款の規定の準用……778

12　特則について
第22条　特別条件を付ける場合の特則……778
第23条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則……780
第24条　主契約が更新される場合の特則……780
第25条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則……781
第26条　５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）(2010)契約等に付加する場合の特則　……781

別表１　対象となる不慮の事故……783
別表２　給付金または一時金の支払請求に必要な書類……784
別表３　特定部位および指定疾病一覧表……785
別表４　感染症……786

無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施　2018.4.2 ／改正　2020.7.2）

この特約の特色	
目的・内容	通院に対する保障
給付金の種類	⑴　通院給付金 ⑵　通院一時金 ⑶　通院手術一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、５年ごと利差配当付医療保険契約（返戻金なし型）(2010)または５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）(2011)契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

１．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第11条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

２．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

３．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　給付金等の支払いについて

第２条　給付金・一時金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、給付金または一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または一時金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金　額	受取人
通院給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす通院*1をしたとき (1)　この特約の責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因として主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院の直接の原因となった傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする通院 (2)　病院または診療所*5への通院 (3)　(1)に定める入院の退院日*6の翌日以後180日の期間（以下「通院期間*7」といいます。）内における通院	1回の入院の通院につき、 （通院給付金日額） × （通院日数）	主契約の入院給付金受取人
通院一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に通院給付金が支払われる通院*1を開始したとき	1回の通院期間*7につき、 （通院給付金日額）× 5	
通院手術一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術を入院中以外に受けたとき	手術1回につき、 （通院給付金日額）× 5	

2．給付金または一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

(1)　通院給付金について

項　目	内　容
①　被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなします。 ア．この特約の責任開始の日*8からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 イ．この特約の付加の際*9に、会社が、告知（第11条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 ウ．その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。
②　被保険者が、この特約の保険期間満了日を含む通院期間中に通院をしたとき	その通院期間中の通院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。

第2条　補足説明

＊1　通院

医師[A]による治療[B]が必要であり、かつ自宅等での治療[B]が困難なため、病院または診療所*5において、医師[A]による治療[B]を入院によらないで受けることをいいます（往診を含みます）。ただし、平常の生活もしくは業務に従事することに支障がない程度に治った時以降の通院、または通院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的と認められない通院を除きます。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

＊2　特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊3　傷害

特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）を直接の原因とする傷害をいいます。

＊4　疾病

公的医療保険制度[A]による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存[B]は含みません。なお、この特約の責任開始の時*2以後に生じた「不慮の事故（別表1★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

(1)　健康保険法
(2)　国民健康保険法
(3)　国家公務員共済組合法
(4)　地方公務員等共済組合法
(5)　私立学校教職員共済法
(6)　船員保険法
(7)　高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁

項　目	内　容
③　被保険者が、この特約の保険期間中に本条の１．－⑴に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約またはこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。
④　通院給付金の支払限度日数	ア．１回の入院の通院*10について、45日とします。 イ．通算して1,095日とします。
⑤　被保険者が、本条の１．－⑴に規定する入院の開始時に、異なる傷害*3または疾病*4を併発していたとき	その異なる傷害*3または疾病*4について、入院の必要性がある場合*11には、その異なる傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする通院も通院給付金の支払事由に定める通院に含めます。
⑥　被保険者が、本条の１．－⑴に規定する入院中に、異なる傷害*3または疾病*4を併発したとき	
⑦　被保険者が、主契約の入院給付金が支払われる入院日に通院給付金の支払事由に該当する通院をしたとき	その入院日の通院に対する通院給付金は支払いません。
⑧　被保険者が、同一の日に２回以上の通院をしたとき	１回の通院をしたものとみなします。この場合、２つ以上の原因により通院したときは、最も早く生じた通院の原因*12により通院したものとして取り扱います。
⑨　被保険者が、２つ以上の事由の治療を目的とする１回の通院をしたとき	
⑩　通院給付金が支払われるべき通院期間中に、通院給付金日額が減額（第15条）されたとき	通院給付金日額が減額された日以後の通院日に対する通院給付金の支払金額は、減額後の通院給付金日額に基づいて計算します。
⑪　通院給付金が支払われるべき通院期間中に、通院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の通院日に対する通院給付金は、変更後の受取人に支払います。
⑫　通院給付金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき通院給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

⑵　通院一時金について

項　目	内　容
①　通院一時金の支払限度	ア．１回の通院期間*7について１回とします。 イ．通算して30回とします。

告示第75号に定められた分類項目中の分類番号Ｆ11.2、Ｆ12.2、Ｆ13.2、Ｆ14.2、Ｆ15.2、Ｆ16.2、Ｆ18.2、Ｆ19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊５　病院または診療所

次の⑴または⑵のいずれかに該当するものとします。

⑴　医療法に定める日本国内にある病院または診療所A

⑵　⑴と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

＊６　退院日

被保険者が、本条の１．－⑴に規定する入院を２回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により１回の入院とみなされるときは、最終の入院Aの退院日を本条の１．－⑶の退院日とみなします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が、主契約の普通保険約款に定める１回の入院についての支払限度日数に達したときは、その支払限度日数に達した日を含んだ入院をいいます。

＊７　通院期間

被保険者が、本条の１．－⑴に規定する入院を２回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により１回の入院とみなされるときは、最初の入院の退院日後、最終の入院Aの入院日までの期間についても通院期間とみなし、それらの通院期間と最終の入院Aの退院日*6の翌日以後180日の期間を１回の通院期間とします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が、主契約の普通保険約款に定める１回の入院についての支払限度日数に達したときは、その支払限度日数に達した日を含んだ入院をいいます。

項　目	内　容
②　通院一時金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき通院一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

⑶　通院手術一時金について

項　目	内　容
①　被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなします。 ア．この特約の責任開始の日*8からその日を含めて２年を経過した後に手術を受けた場合 イ．この特約の付加の際*9に、会社が、告知（第11条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 ウ．その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。
②　被保険者が、同時期に２種類以上の主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術*13を入院中以外に受けたとき	いずれか１種類の手術*13について通院手術一時金を支払います。 （注）　この規定は、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術に対する通院手術一時金の支払いに関しては適用しません。
③　被保険者が、通院手術一時金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するとき	ア．主契約に定める同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の１．の規定に基づき通院手術一時金を支払い、同一手術期間中は１回の給付を限度とします。

＊８　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊９　この特約の付加の際
この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

＊10　１回の入院の通院
主契約の普通保険約款の規定により１回の入院とみなされる入院の通院を含みます。

＊11　入院の必要性がある場合
医師[A]による治療[B]が必要であり、かつ自宅等での治療[B]が困難なため、病院または診療所*5に入り、常に医師[A]の管理下において治療[B]に専念する場合をいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な場合に限ります。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

＊12　最も早く生じた通院の原因
本条の１．－⑴に規定する入院を開始した日に原因が生じたものとして判定します。

＊13　手術
主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

項　目	内　容
④　通院手術一時金の支払事由が生じ、支払うべき通院手術一時金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき通院手術一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.783参照）

第3条　免責事由

1．支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、通院給付金、通院一時金または通院手術一時金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても通院給付金を支払わない場合）
通院給付金・通院一時金・通院手術一時金	支払事由が次のいずれかによるとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)　頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9)　地震、噴火または津波 (10)　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって通院給付金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、通院給付金等の金額の一部または全部を支払います。

3　給付金等の支払請求手続について

第4条　給付金・一時金の支払請求手続

1．給付金または一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．給付金または一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.784参照）

4　保険料の払込免除について

第5条　特約の保険料の払込免除

1．主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

第3条　補足説明

＊1　他覚所見のないもの
医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

＊2　通院給付金等
次の(1)から(3)をいいます。
(1)　通院給付金
(2)　通院一時金
(3)　通院手術一時金

2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第16条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金または一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 給付金または一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効と復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第10条 補足説明

＊1 復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第11条 告知義務

1．会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金、一時金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第12条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、給付金、一時金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 給付金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでに給付金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、給付金、一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金、一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴ 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵ ⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第13条 告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第12条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴ この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵ 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶ 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷ 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸ この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に給付金、一時金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でない

第13条 補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

ことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第14条　重大事由による解除

１．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、給付金、一時金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金、一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金、一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　給付金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに給付金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第12条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

9　内容の変更について

第15条　通院給付金日額の減額

１．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、通院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の通院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
２．通院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第16条）されたものとして取り扱います。
⑵　通院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第14条　補足説明

＊1　給付金
この特約の給付金、一時金または保険料の払込免除をいいます。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

10 解約等について

第16条 特約の解約

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第17条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴ 主契約の死亡給付金を支払ったとき
⑵ 主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき

第18条 返戻金

1．この特約には返戻金はありません。
2．主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第19条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第20条 管轄裁判所

この特約における給付金、一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第22条 特別条件を付ける場合の特則

1．この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴から⑶のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。
⑴ 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
⑵ 通院給付金等の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金または一時金の支払事由（第２条）に該当し、給付金または一時金を支払うべきとき

第22条 補足説明

＊１ 会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

は、通院日各日について給付金日額または一時金額に次の表の割合を乗じて得た金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表４★）によって支払事由に該当したときは、給付金または一時金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度／削減期間	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶　特定部位または指定疾病についての不担保
身体の特定部位および指定疾病（別表３★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が通院したときまたは手術を受けたときは、これに対応する給付金または一時金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表４★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

２．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　この特約が効力を失ったとき（第９条）は、第10条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

⑵　この特約の更新（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
①　割増保険料の払込み	第24条（主契約が更新される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
②　給付金または一時金の削減支払	ア．削減期間中は、第24条（主契約が更新される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた通院給付金の削減支払の条件は適用されません。
③　特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア．更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑶　保険期間が終身の特約への変更（第25条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
①　割増保険料の払込み	第25条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
②　給付金または一時金の削減支払	ア．削減期間中は、第25条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金または一時金の削減支払の条件は適用されません。

第22条　補足説明

＊２　変更後特約
保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
③　特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア．変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑷　割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表３（P.785参照）、別表４（P.786参照）

第23条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第24条　主契約が更新される場合の特則

１．主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の通院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の通院給付金日額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金または一時金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第12条・第13条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）および特約の消滅（第17条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、更新後の通院給付金日額について、更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とした場合に、会社

第23条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1．主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

2．保険期間が終身の無配当通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　変更後特約*2の通院給付金日額	変更前特約の保険期間満了日*3の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の通院給付金日額を変更することができます。
⑶　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金または一時金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第12条・第13条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）および特約の消滅（第17条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑷　変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の１．に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、変更後の通院給付金日額について、変更前特約の保険期間満了日*3の通院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条　補足説明

＊１　主契約の変更日
本条において「変更日」といいます。

＊２　変更後特約
保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当通院保障特約（返戻金なし型）をいいます。

＊３　保険期間満了日
この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第26条　５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）(2010)契約等に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）(2010)契約または５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）(2011)契約に付加するときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のと

第26条　補足説明

＊１　被指定契約
主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

き、かつ、主契約の保険料払込期間中に通院給付金が支払われるべきときは、第２条（給付金・一時金の支払い）の２．－⑴－⑫を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑫　通院給付金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき通院給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

⑵　被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に通院一時金が支払われるべきときは、第２条（給付金・一時金の支払い）の２．－⑵－②を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
②　通院一時金の支払事由が生じ、支払うべき通院一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき通院一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

⑶　被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に通院手術一時金が支払われるべきときは、第２条（給付金・一時金の支払い）の２．－⑶－④を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
④　通院手術一時金の支払事由が生じ、支払うべき通院手術一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき通院手術一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

⑷　第17条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。

⑴　被保険者が死亡したとき

別表１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

１．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
２．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
３．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．入浴中の溺水
５．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
６．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
７．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
８．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
９．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表２　給付金または一時金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
通院給付金の支払い	(1)　通院給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (3)　通院給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　通院給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　不慮の事故(別表１)を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
通院一時金の支払い	(1)　通院一時金支払請求書 (2)　会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (3)　通院一時金の受取人の戸籍抄本 (4)　通院一時金の受取人の印鑑証明書 (5)　不慮の事故(別表１)を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
通院手術一時金の支払い	(1)　通院手術一時金支払請求書 (2)　会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3)　通院手術一時金の受取人の戸籍抄本 (4)　通院手術一時金の受取人の印鑑証明書 (5)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　給付金または一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表３　特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1．眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
2．鼻（副鼻腔を含む。）
3．耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
4．口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
5．甲状腺
6．咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
7．肺臓・胸膜・気管・気管支
8．胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）
9．肝臓・胆嚢・胆管
10．膵臓
11．盲腸（虫様突起を含む。）
12．大腸・小腸
13．直腸・肛門
14．腎臓・尿管
15．膀胱・尿道
16．前立腺
17．睾丸・副睾丸
18．乳房（乳腺を含む。）
19．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
20．頸椎部（当該神経を含む。）
21．胸椎部（当該神経を含む。）
22．腰椎部（当該神経を含む。）
23．右上肢（右肩関節部を含む。）
24．左上肢（左肩関節部を含む。）
25．右下肢（右股関節部を含む。）
26．左下肢（左股関節部を含む。）
27．鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28．鎖骨
29．皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30．妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31．仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32．食道
42．顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43．上顎骨・下顎骨・顎関節
44．甲状腺・副甲状腺
45．食道・胃・十二指腸
46．食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47．肝臓（肝内胆管を含む。）
48．胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49．脾臓
50．腎臓・尿管・膀胱・尿道
51．睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53．妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54．頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55．腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56．脊椎部（当該神経を含む。）
57．上肢（肩関節部を含む。）
58．下肢（股関節部を含む。）
59．上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60．痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61．末梢動脈疾患

別表４　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

無配当女性手術重点保障特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色……788

1　特約の型について
第１条　特約の型……788

2　保障の開始について
第２条　特約の責任開始の時……788

3　給付金の支払いについて
第３条　給付金の支払い……788
第４条　免責事由……790

4　給付金の支払請求手続について
第５条　給付金の支払請求手続……791

5　女性応援給付金のすえ置き支払について
第６条　女性応援給付金のすえ置き支払……791

6　保険料の払込免除について
第７条　特約の保険料の払込免除……792

7　保険期間および保険料払込期間について
第８条　特約の保険期間および保険料払込期間……792

8　保険料の払込みについて
第９条　特約の保険料の払込み……792
第10条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……792

9　失効と復活について
第11条　特約の失効……792
第12条　特約の復活……792

10　告知義務と解除について
第13条　告知義務……793
第14条　告知義務違反による解除……793
第15条　告知義務違反による解除ができないとき……793
第16条　重大事由による解除……794

11　内容の変更について
第17条　女性手術給付金額の減額……794

12　解約等について
第18条　特約の解約……795
第19条　特約の消滅……795
第20条　返戻金……795

13　給付金の受取人について
第21条　会社への通知による給付金の受取人の変更……795
第22条　遺言による給付金の受取人の変更……795

14　その他
第23条　社員配当金……796
第24条　管轄裁判所……796
第25条　普通保険約款の規定の準用……796

15　特則について
第26条　特別条件を付ける場合の特則……796
第27条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則……797
第28条　主契約が更新される場合の特則……798
第29条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則……798
第30条　主契約に被指定契約がある場合の特則……799

別表１　女性特定部位……800
別表２　乳房再建術、乳頭再建術および乳輪再建術……800
別表３　給付金の支払請求に必要な書類……800
別表４　特定部位および指定疾病一覧表……800
別表５　感染症……801

無配当女性手術重点保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施　2016.10.3／改正　2020.7.2）

この特約の特色	
目的・内容	女性特定部位への所定の手術に対する保障
給付金の種類	⑴　女性手術給付金 ⑵　女性応援給付金（特約の型がⅡ型の場合に限ります。）
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、女性を被保険者とする５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約または５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1　特約の型について

第１条　特約の型

１．特約の型は、給付金の組合せにより、次のⅠ型およびⅡ型の２つの型があります。保険契約者は、この特約の付加の際、いずれか１つの型を選択することを必要とします。

特約の型／給付金	Ⅰ型	Ⅱ型
女性手術給付金	○	○
女性応援給付金	－	○

（注）○：当該給付金が組み込まれていることを表します。

２．本条の１．により選択された特約の型の変更は取り扱いません。

2　保障の開始について

第２条　特約の責任開始の時

１．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

２．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

３．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3　給付金の支払いについて

第３条　給付金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第４条）に該当するときは支払いません。なお、給付金の支払いに関して

は、第１条（特約の型）の規定により選択された特約の型に定められている給付金の種類に限ります。

	支払事由（給付金を支払う場合）	金　額	受取人
女性手術給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次の⑴および⑵を満たす手術を受けたとき ⑴　主契約の手術給付金の支払事由に該当する手術 ⑵　この特約の責任開始の時*1以後に生じた原因による女性特定部位（別表１★）に対する手術 ただし、次に定める手術は除きます。 ア．子宮頸管ポリープ切除術 イ．異常妊娠または異常分娩による手術	手術１回につき、女性手術給付金額	主契約の入院給付金受取人
女性応援給付金	被保険者が、次のいずれかの「女性応援給付金判定期間」の満了時に生存し、かつ、その「女性応援給付金判定期間」中に女性手術給付金が支払われなかったとき 「女性応援給付金判定期間」 ⑴　この特約の保険期間*2中の主契約の契約成立日*3の５年ごとの応当日*4の前日を終期とする５年間 ⑵　この特約の保険期間*2中の最終の５年ごと応当日*4から特約の保険期間*2満了の時までの期間*5 （注）保険料払込期間が終身の特約の場合には、⑵は適用しません。	女性手術給付金額の10%	保険契約者

２．給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　女性手術給付金について

項　目	内　容
①　女性手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき女性手術給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。
②　被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア．この特約の責任開始の日*6からその日を含めて２年を経過した後に手術を受けた場合 イ．この特約の締結の際*7に、会社が、告知（第13条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ウ．その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。

第３条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時

第２条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第12条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊２　特約の保険期間

この特約の保険期間が終身の場合で、保険期間と保険料払込期間が異なるときは、保険料払込期間とします。

＊３　主契約の契約成立日

次の⑴から⑶のとおり取り扱います。

⑴　この特約とともに主契約が更新されたときは、主契約の更新日とします。

⑵　この特約とともに主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されたときは、変更日とします。

⑶　主契約の契約成立日後にこの特約が付加されたときは、特約の付加日とします。

＊４　主契約の契約成立日の５年ごとの応当日

本条において「５年ごと応当日」といいます。

＊５　保険期間中の最終の５年ごと応当日から保険期間満了の時までの期間

保険期間*2が５年未満の場合には、主契約の契約成立日*3から保険期間*2満了の時までの期間とします。

＊６　特約の責任開始の日

第２条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊７　この特約の締結の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項　目	内　容
③　被保険者が、同時期に２種類以上の女性手術給付金の支払事由に該当する手術*8を受けたとき	いずれか１種類の手術*8についてのみ女性手術給付金を支払います。 (注)　この規定は、主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術に対する女性手術給付金の支払いに関しては適用しません。
④　乳房再建術（別表２★）に対する女性手術給付金の支払限度	一乳房について１回とします。
⑤　乳頭再建術および乳輪再建術（別表２★）に対する女性手術給付金の支払限度	乳頭再建術および乳輪再建術を合わせて、一乳房について１回とします。
⑥　被保険者が、女性手術給付金の支払事由に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するとき	主契約に定める同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の１．の規定に基づき女性手術給付金を支払い、同一の手術期間中は１回の給付を限度とします。

(2)　女性応援給付金について

項　目	内　容
女性応援給付金が支払われた後に、その「女性応援給付金判定期間」中に支払事由が生じた手術に対する女性手術給付金が支払われるとき	女性手術給付金から女性応援給付金を差し引いて支払います。

★別表１（P.800参照）、別表２（P.800参照）

第４条　免責事由

１．支払事由（第３条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、女性手術給付金を支払いません。

第３条　補足説明

＊８　手術

主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

	免責事由（支払事由が生じても女性手術給付金を支払わない場合）
女性手術給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって女性手術給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、女性手術給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 給付金の支払請求手続

1．給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3．本条の2．の規定にかかわらず、女性手術給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約の手術給付金の請求があったときは、その受取人から請求があったものとして取り扱います。

★別表3（P.800参照）

5 女性応援給付金のすえ置き支払について

第6条 女性応援給付金のすえ置き支払

1．女性応援給付金の支払事由（第3条）が生じた日以後、会社は、女性応援給付金を会社の定める利率による利息をつけてすえ置きます。
2．すえ置いた女性応援給付金は、次のとおり支払います。

項　目	内　容
(1) 主契約の死亡給付金を支払うとき	死亡給付金の受取人に支払います。
(2) 主契約の死亡給付金の支払以外により主契約が消滅するとき	保険契約者に支払います。
(3) 保険契約者から請求があったとき	

6 保険料の払込免除について

第7条 特約の保険料の払込免除

1．主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

7 保険期間および保険料払込期間について

第8条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

8 保険料の払込みについて

第9条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第8条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第10条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。

(2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

9 失効と復活について

第11条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第12条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。

第12条 補足説明

＊1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

10 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1．会社は、この特約の締結または復活（第12条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結または復活（第12条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1) 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2) すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の2．の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

(1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
(2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

(1) この特約の締結または復活（第12条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
(2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
(3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
(4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
(5) この特約の責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第7条）が生じないで、その期間を経過したとき

第15条 補足説明

＊1 保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊2 特約の責任開始の日
第2条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第16条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第７条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

第16条　補足説明

＊１　給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

11　内容の変更について

第17条　女性手術給付金額の減額

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって女性手術給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の女性手術給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．女性手術給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
⑵　女性手術給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

12 解約等について

第18条 特約の解約

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　被保険者が死亡したとき
⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき

第20条 返戻金

1．この特約には返戻金はありません。
2．主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

13 給付金の受取人について

第21条 会社への通知による給付金の受取人の変更

1．保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、女性手術給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、女性手術給付金の支払事由（第３条）が発生した場合には、その支払事由に基づき支払われる部分については、女性手術給付金の受取人を変更することはできません。なお、女性応援給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。
2．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の女性手術給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の女性手術給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第22条 遺言による給付金の受取人の変更

1．第21条（会社への通知による給付金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、女性手術給付金の受取人を変更することができます。ただし、女性手術給付金受取人は、保険契約者または被保険者に限ります。また、女性手術給付金の支払事由（第３条）が発生した場合には、その支払事由

に基づき支払われる部分については、女性手術給付金の受取人を変更することはできません。なお、女性応援給付金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

2．本条の１．の女性手術給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3．本条の１．および２．による女性手術給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

14 その他

第23条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第24条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

15 特則について

第26条 特別条件を付ける場合の特則

1．この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴から⑶のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。

⑴ 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

⑵ 給付金の削減支払
① この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が女性手術給付金の支払事由（第３条）に該当した場合で、女性手術給付金を支払うべきときは、女性手術給付金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。
② ①にかかわらず、被保険者が災害または感染症（別表５★）によって支払事由に該当したときは、女性手術給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度／削減期間	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶ 特定部位または指定疾病についての不担保
身体の特定部位および指定疾病（別表４★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が手術を受けたときは、これに対応する女性手術給付金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表５★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

第26条 補足説明

＊１ 会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

2．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　この特約が効力を失ったとき（第11条）は、第12条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

⑵　この特約の更新（第28条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
①　割増保険料の払込み	第28条（主契約が更新される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
②　給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第28条（主契約が更新される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③　特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア．更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑶　保険期間が終身の特約への変更（第29条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
①　割増保険料の払込み	第29条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
②　給付金の削減支払	ア．削減期間中は、第29条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金の削減支払の条件は適用されません。
③　特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア．変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑷　割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表４（P.800参照）、別表５（P.801参照）

第27条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第26条　補足説明

＊２　変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当女性手術重点保障特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

第27条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第28条　主契約が更新される場合の特則

1．主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。

2．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の女性手術給付金額	更新前特約の保険期間満了日の女性手術給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の女性手術給付金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第７条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第10条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の１．に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、更新後の女性手術給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の女性手術給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第29条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1．主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当女性手術重点保障特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

2．保険期間が終身の無配当女性手術重点保障特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　変更後特約*2の女性手術給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の女性手術給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の女性手術給付金額を変更することができます。

第29条　補足説明

＊１　主契約の変更日
本条において「変更日」といいます。

＊２　変更後特約
保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当女性手術重点保障特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

＊３　保険期間満了日
この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項　目	内　容
⑶　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第７条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第10条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　変更前特約にすえ置かれた女性応援給付金があるときは、第６条（女性応援給付金のすえ置き支払）の２．の規定にかかわらず、変更後契約*2においても引き続きすえ置きます。 ⑤　変更日*1の特約が適用されます。 ⑥　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑷　変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、変更後の女性入院給付金日額について、変更前特約の保険期間満了日*3の女性手術給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第30条　主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　主契約の保険料払込期間中に女性手術給付金が支払われるべきときは、第３条（給付金の支払い）の２．－⑴－①を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
女性手術給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性手術給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき女性手術給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

⑵　主契約の保険料払込期間中に被保険者が死亡したときは、第６条（女性応援給付金のすえ置き支払）の２．の規定にかかわらず、すえ置かれた女性応援給付金は被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第30条　補足説明

＊１　被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表１　女性特定部位

乳房、子宮、卵巣、卵管、甲状腺および上皮小体（副甲状腺）をいいます。

別表２　乳房再建術、乳頭再建術および乳輪再建術

手術名	手術の定義
１．乳房再建術	特約の責任開始の時(第２条)以後の乳房(乳頭・乳輪は含みません。)に対する手術により喪失された乳房(乳頭・乳輪は含みません。)の形態を正常に近い状態に戻すことを目的とする観血手術をいい、名称の如何を問いません。なお、乳房(乳頭・乳輪は含みません。)に対する「組織拡張器による再建術」は乳房再建術として取り扱います。
２．乳頭再建術および乳輪再建術	特約の責任開始の時(第２条)以後の乳房に対する手術により喪失された乳頭または乳輪の形態を正常に近い状態に戻すことを目的とする観血手術をいい、名称の如何を問いません。

別表３　給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
１．女性手術給付金の支払い	⑴　女性手術給付金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 ⑶　女性手術給付金の受取人の戸籍抄本 ⑷　女性手術給付金の受取人の印鑑証明書 ⑸　最終の保険料の払込みを証明する書類
２．女性応援給付金の支払い	⑴　女性応援給付金支払請求書 ⑵　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑶　女性応援給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑷　女性応援給付金の受取人の印鑑証明書 ⑸　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 ⑶　２．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表４　特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
１．眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
２．鼻（副鼻腔を含む。）
３．耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
４．口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
５．甲状腺
６．咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
７．肺臓・胸膜・気管・気管支
８．胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）
９．肝臓・胆嚢・胆管
10．膵臓
11．盲腸（虫様突起を含む。）
12．大腸・小腸
13．直腸・肛門
14．腎臓・尿管
15．膀胱・尿道
16．前立腺
17．睾丸・副睾丸
18．乳房（乳腺を含む。）
19．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
20．頸椎部（当該神経を含む。）
21．胸椎部（当該神経を含む。）
22．腰椎部（当該神経を含む。）
23．右上肢（右肩関節部を含む。）
24．左上肢（左肩関節部を含む。）
25．右下肢（右股関節部を含む。）
26．左下肢（左股関節部を含む。）

特定部位および指定疾病
27. 鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28. 鎖骨
29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30. 妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31. 仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32. 食道
42. 顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43. 上顎骨・下顎骨・顎関節
44. 甲状腺・副甲状腺
45. 食道・胃・十二指腸
46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47. 肝臓（肝内胆管を含む。）
48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49. 脾臓
50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道
51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56. 脊椎部（当該神経を含む。）
57. 上肢（肩関節部を含む。）
58. 下肢（股関節部を含む。）
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61. 末梢動脈疾患

別表５　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色……803

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……803

2　給付金等の支払いについて
第２条　給付金・見舞金の支払い……803
第３条　免責事由……805

3　給付金等の支払請求手続について
第４条　給付金・見舞金の支払請求手続……805

4　保険料の払込免除について
第５条　特約の保険料の払込免除……805

5　保険期間および保険料払込期間について
第６条　特約の保険期間および保険料払込期間……806

6　保険料の払込みについて
第７条　特約の保険料の払込み……806
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……806

7　失効と復活について
第９条　特約の失効……806
第10条　特約の復活……806

8　告知義務と解除について
第11条　告知義務……806
第12条　告知義務違反による解除……807
第13条　告知義務違反による解除ができないとき……807
第14条　重大事由による解除……807

9　更新等について
第15条　特約の更新……808
第16条　保険期間が終身の特約への変更……809

10　解約等について
第17条　特約の解約……811
第18条　特約の消滅……811
第19条　返戻金……811

11　その他
第20条　社員配当金……811
第21条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更……811
第22条　管轄裁判所……812
第23条　普通保険約款の規定の準用……812

12　特則について
第24条　特別条件を付ける場合の特則……812
第25条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則……813
第26条　主契約が更新される場合の特則……813
第27条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則……814
第28条　５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等に付加する場合の特則……815
第29条　無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則……816
第30条　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等に付加する場合の特則……816
第31条　特約の付加の申込みをした日が2020年10月１日以前の場合の特則……816

別表１　公的医療保険制度……818
別表２　先進医療……818
別表３　対象となる不慮の事故……818
別表４　給付金・見舞金の支払請求に必要な書類……819
別表５　特定部位および指定疾病一覧表……819
別表６　感染症……820

無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施　2012.4.2／改正　2020.10.2）

この特約の特色	
目的・内容	先進医療による療養に対する保障
給付金等の種類	⑴　先進医療給付金 ⑵　先進医療見舞金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約、無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約、５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）(2011)契約、無配当こども医療保険Ｌ（返戻金なし型）(2011)契約、５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約、無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約または５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

１．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第11条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

２．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

３．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　給付金等の支払いについて

第２条　給付金・見舞金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、給付金または見舞金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または見舞金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

第２条　補足説明

＊１　療養

次の⑴から⑶のいずれかに該当するものをいいます。

⑴　診察

⑵　薬剤または治療材料の支給

⑶　処置、手術その他の治療

＊２　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金　額	受取人
先進医療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす療養*1を受けたとき (1)　この特約の責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする療養 (2)　公的医療保険制度（別表１★）における先進医療（別表２★）（以下、「先進医療」といいます。）による療養*5	１回の療養につき、先進医療の技術にかかる費用*6と同額	主契約の入院給付金受取人
先進医療見舞金	被保険者が、この特約の保険期間中に先進医療給付金が支払われる療養*1を受けたとき	１回の療養につき、先進医療給付金の支払金額の10％相当額	

2．給付金または見舞金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因による療養を受けたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなします。 ア．この特約の責任開始の日*7からその日を含めて２年を経過した後に療養を受けた場合 イ．この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第11条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。 ウ．その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。
(2)　被保険者が、同一の傷害*3または同一の疾病*9を直接の原因として、同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養*10として受けたとき	一連の療養*10として受けた同一の先進医療による複数回の療養を１回の療養とみなします。この場合、一連の療養*10を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。 （注）　一連の療養*10として受けた先進医療の技術にかかる費用*6の総額を、本条の１．に定める先進医療の技術にかかる費用*6とします。
(3)　先進医療給付金の支払限度	通算して2,000万円とします。
(4)　先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じ、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表１（P.818参照）、別表２（P.818参照）、別表３（P.818参照）

第２条　補足説明

＊３　傷害

この特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表３★）を直接の原因とする傷害をいいます。

＊４　疾病

公的医療保険制度（別表１★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存Aは含みません。なお、この特約の責任開始の時*2以後に生じた「不慮の事故（別表３★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号Ｆ11.2、Ｆ12.2、Ｆ13.2、Ｆ14.2、Ｆ15.2、Ｆ16.2、Ｆ18.2、Ｆ19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊５　先進医療による療養

次の(1)または(2)のいずれかに該当する療養は除きます。

(1)　先進医療の技術にかかる費用*6が「０」となる療養

(2)　「先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準」において、歯科Aのみで実施することが定められている先進医療による療養

A：歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科をいいます。

＊６　先進医療の技術にかかる費用

被保険者が受けた先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいい、次の(1)から(5)の費用などは含みません。

(1)　公的医療保険制度（別表１★）の法律に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。）

(2)　先進医療以外の評価療養のための費用

(3)　選定療養のための費用

(4)　食事療養のための費用

(5)　生活療養のための費用

第3条　免責事由

1．支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金または見舞金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金等を支払わない場合）
先進医療給付金・先進医療見舞金	支払事由が次のいずれかによるとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)　頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9)　地震、噴火または津波 (10)　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、先進医療給付金または先進医療見舞金の金額の一部または全部を支払います。

3　給付金等の支払請求手続について

第4条　給付金・見舞金の支払請求手続

1．給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．給付金または見舞金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.819参照）

4　保険料の払込免除について

第5条　特約の保険料の払込免除

1．主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1)　主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

(2)　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

＊7　特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊8　この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

＊9　同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*4をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

＊10　一連の療養

療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に基づく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含みません。

第3条　補足説明

＊1　他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 給付金または見舞金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効と復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第10条 補足説明

＊1 復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第11条 告知義務

1．会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知すること

を必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第12条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　給付金または見舞金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに給付金または見舞金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、給付金もしくは見舞金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金もしくは見舞金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第13条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第12条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に給付金もしくは見舞金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第14条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第13条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

⑴　保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金もしくは見舞金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金もしくは見舞金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　給付金または見舞金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに給付金または見舞金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第12条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

9　更新等について

第15条　特約の更新

１．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　主契約が更新および終身変更されないこと
⑵　この特約の最終の保険料が払い込まれていること
⑶　特約更新日*1における被保険者の年齢が79歳以下であること
⑷　この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間の満了日*2前にあること

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第14条　補足説明

＊１　給付金
この特約の給付金もしくは見舞金または保険料の払込免除をいいます。

第15条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

＊２　主契約の保険料払込期間の満了日
主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
⑶　更新後特約の保険期間	10年とします。ただし、更新後特約の保険期間が主契約の保険料払込期間の満了日*2を超えるときは、主契約の保険料払込期間の満了日*2まで保険期間を短縮します。
⑷　この特約が更新されたとき	①　給付金・見舞金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第12条・第13条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑸　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑹　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑷－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑷のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑸の規定を準用します。

第16条　保険期間が終身の特約への変更

1．第15条（特約の更新）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更することができます。

第16条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、変更前特約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

⑴　この特約の保険料の払込みが免除（第５条）されていないこと ⑵　この特約の最終の保険料が払い込まれていること ⑶　主契約の保険期間が終身であること ⑷　特約変更日*1における被保険者の年齢が75歳であること

２．保険期間が終身の無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、変更前特約と同一とします。
⑵　変更後特約*2の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　①の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後特約*2の給付金の支払事由（第２条） イ．変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第５条） ③　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。
⑶　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金・見舞金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第12条・第13条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑷　特約変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑸　特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第16条　補足説明

＊２　変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

3．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑷のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、特約変更日*1に、保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑷の規定を準用します。

10 解約等について

第17条 特約の解約

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴ 主契約の死亡給付金を支払ったとき
⑵ 主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶ この特約による先進医療給付金の支払金額が通算して2,000万円に達したとき

第19条 返戻金

1．この特約には返戻金はありません。
2．主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1．会社は、この特約の給付金または見舞金の支払事由（第２条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

⑴ 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
⑵ 医療技術または医療環境の変化*2

2．この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3．本条の２．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の２週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

⑴ この特約の支払事由の変更を承諾する方法
⑵ 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第17条）する方法

4．本条の３．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の３．－⑴の方法を指定されたものとみなします。

第21条 補足説明

＊１ 変更日
支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

＊２ 医療技術または医療環境の変化
公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第22条　管轄裁判所

この特約における給付金もしくは見舞金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12　特則について

第24条　特別条件を付ける場合の特則

1．この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴から⑶のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。

⑴　割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

⑵　給付金または見舞金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が給付金または見舞金の支払事由（第２条）に該当し、給付金または見舞金を支払うべきときは、給付金または見舞金の金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表６★）によって支払事由に該当したときは、給付金または見舞金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度／削減期間	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶　特定部位または指定疾病についての不担保
身体の特定部位および指定疾病（別表５★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が療養を受けたときは、これに対応する給付金または見舞金は支払いません。ただし、災害または感染症（別表６★）によって支払事由に該当したときは、特定部位または指定疾病についての不担保の対象とはなりません。

2．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　この特約が効力を失ったとき（第９条）は、第10条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

⑵　この特約の更新（第15条・第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
①　割増保険料の払込み	第15条（特約の更新）の１．および第26条（主契約が更新される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
②　給付金または見舞金の削減支払	ア．削減期間中は、第15条（特約の更新）の１．および第26条（主契約が更新される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた給付金または見舞金の削減支払の条件は適用されません。

第24条　補足説明

＊１　会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア．更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑶ 保険期間が終身等の特約への変更（第16条・第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身等の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第16条（保険期間が終身の特約への変更）の１．および第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 給付金または見舞金の削減支払	ア．削減期間中は、第16条（保険期間が終身の特約への変更）の１．および第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた給付金または見舞金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア．変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑷ 割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表５（P.819参照）、別表６（P.820参照）

第25条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第26条 主契約が更新される場合の特則

１．主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴ 更新後特約の保険料	① 更新日の保険料率が適用されます。 ② 更新日の被保険者の年齢によって定めます。

第24条 補足説明

＊２　変更後特約

次のいずれかの特約をいいます。

⑴ 保険期間が終身の特約に変更された無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

⑵ 保険期間が10年または第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の１．の規定により10年未満となる特約に変更された無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

第25条 補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の保険期間	10年とします。ただし、更新後特約の保険期間が主契約の保険料払込期間の満了日*1を超えるときは、主契約の保険料払込期間の満了日*1まで保険期間を短縮します。
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金・見舞金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第12条・第13条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の１．に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。

第26条　の補足説明

＊１　主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

第27条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1．主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合、次のとおり取り扱います。

⑴　被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

⑵　被保険者の年齢が75歳未満となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、次のとおり取り扱います。

①　この特約は、変更日*1に保険期間が10年の無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

②　①の規定にかかわらず、保険期間を10年とした場合に主契約の保険料払込期間の満了日*2を超えるときは、変更日*1に主契約の保険料払込期間の満了日*2を終期とする無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

2．本条の１．の場合、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*3の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。

第27条　補足説明

＊１　主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

＊２　主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

＊３　変更後特約

次のいずれかの特約をいいます。

⑴　保険期間が終身の特約に変更された無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

⑵　保険期間が10年または本条の１．の規定により10年未満となる特約に変更された無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

項　目	内　容
⑵　変更後特約*3に変更されたとき	①　変更後特約*3の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金・見舞金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第12条・第13条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、変更後特約*3の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*3の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑶　変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑵－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、次のとおり変更することができます。この場合、本条の２．の⑴および⑵の規定を準用します。

⑴　被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、変更日*1に保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。

⑵　被保険者の年齢が75歳未満となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、次のとおり取り扱います。

①　この特約は、変更日*1に保険期間が10年の会社の定める同種の特約に変更することができます。

②　①の規定にかかわらず、保険期間を10年とした場合に主契約の保険料払込期間の満了日*2を超えるときは、変更日*1に主契約の保険料払込期間の満了日*2を終期とする会社の定める同種の特約に変更することができます。

第28条　５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等*1に付加するときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　被指定契約*2がある場合で、主契約と被指定契約*2の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に給付金または見舞金が支払われるべきときは、第２条（給付金・見舞金の支払い）の２．－⑷を次のとおり読み替えます。

第28条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等

次の⑴から⑶をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約

⑵　５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）(2011)契約

⑶　無配当こども医療保険Ｌ（返戻金なし型）(2011)契約

＊２　被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

項　目	内　容
⑷　先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じ、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金を被指定契約*2の死亡給付金受取人に支払います。

⑵　第18条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　被保険者が死亡したとき

第29条　無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　第１条（特約の責任開始の時）の１．－⑴中、「主契約の責任開始の時」とあるのを「主契約の保険期間開始の時」と読み替えます。

⑵　主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第30条　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等*1に付加するときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　第１条（特約の責任開始の時）の１．－⑴中、「主契約の責任開始の時」とあるのを「主契約の保険期間開始の時」と読み替えます。

⑵　被指定契約*2がある場合で、主契約と被指定契約*2の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に給付金または見舞金が支払われるべきときは、第２条（給付金・見舞金の支払い）の２．－⑷を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑷　先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じ、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金を被指定契約*2の死亡給付金受取人に支払います。

⑶　第18条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。
　⑴　被保険者が死亡したとき

⑷　主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第31条　特約の付加の申込みをした日が2020年10月１日以前の場合の特則

１．この特則は、特約の付加の申込みをした日が2020年10月１日以前の特約（2020年10月２日以後に更新または変更される場合を含みます）に適用します。

２．この特則により、第６条、第24条および第27条の規定を次のとおり読み替えます。

第30条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等

次の⑴から⑶をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

⑵　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

⑶　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約

＊２　被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

⑴ 第６条中、「主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。」とあるのを「主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。」と読み替えます。

⑵ 第24条の２．－⑵中、「この特約の更新（第15条・第26条）」および「第15条（特約の更新）の１．および第26条（主契約が更新される場合の特則）の１．」とあるのをそれぞれ「この特約の更新（第26条）」および「第26条（主契約が更新される場合の特則）の１．」と読み替えます。

⑶ 第24条の２．－⑶中、「保険期間が終身等の特約への変更（第16条・第27条）」および「第16条（保険期間が終身の特約への変更）の１．および第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の１．」とあるのをそれぞれ「保険期間が終身の特約への変更（第27条）」および「第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の１．」と読み替えます。

⑷ 第27条の１．を次のとおり読み替えます。

１．主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

⑸ 第27条の３．をを次のとおり読み替えます。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴および⑵の規定を準用します。

３．第15条（特約の更新）、第16条（保険期間が終身の特約への変更）および第26条（主契約が更新される場合の特則）の２．－⑵は適用しません。

第31条 補足説明

＊１　主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

別表１　公的医療保険制度

次の⑴から⑺のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

⑴　健康保険法
⑵　国民健康保険法
⑶　国家公務員共済組合法
⑷　地方公務員等共済組合法
⑸　私立学校教職員共済法
⑹　船員保険法
⑺　高齢者の医療の確保に関する法律

別表２　先進医療

療養を受けた時点において、別表１の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

別表３　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

１．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
２．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
３．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．入浴中の溺水
５．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
６．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
７．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
８．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
９．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。

・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表４　給付金・見舞金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
先進医療給付金の支払い	(1)　先進医療給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による療養を受けた病院または診療所の医師の診断書 (3)　先進医療の技術にかかる費用の支出を証明する書類 (4)　先進医療給付金の受取人の戸籍抄本 (5)　先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　不慮の事故（別表３）を原因とするときは、不慮の事故（別表３）であることを証明する書類 (7)　最終の保険料の払込みを証明する書類
先進医療見舞金の支払い	(1)　先進医療見舞金支払請求書 (2)　会社所定の様式による療養を受けた病院または診療所の医師の診断書 (3)　先進医療の技術にかかる費用の支出を証明する書類 (4)　先進医療見舞金の受取人の戸籍抄本 (5)　先進医療見舞金の受取人の印鑑証明書 (6)　不慮の事故（別表３）を原因とするときは、不慮の事故（別表３）であることを証明する書類 (7)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　給付金・見舞金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表５　特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
1．眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
2．鼻（副鼻腔を含む。）
3．耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
4．口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
5．甲状腺
6．咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
7．肺臓・胸膜・気管・気管支
8．胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）
9．肝臓・胆嚢・胆管
10．膵臓
11．盲腸（虫様突起を含む。）
12．大腸・小腸
13．直腸・肛門
14．腎臓・尿管
15．膀胱・尿道
16．前立腺
17．睾丸・副睾丸
18．乳房（乳腺を含む。）
19．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
20．頸椎部（当該神経を含む。）
21．胸椎部（当該神経を含む。）
22．腰椎部（当該神経を含む。）
23．右上肢（右肩関節部を含む。）
24．左上肢（左肩関節部を含む。）
25．右下肢（右股関節部を含む。）
26．左下肢（左股関節部を含む。）
27．鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28．鎖骨
29．皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30．妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31．仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32．食道
42．顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43．上顎骨・下顎骨・顎関節

特定部位および指定疾病
44. 甲状腺・副甲状腺
45. 食道・胃・十二指腸
46. 食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47. 肝臓（肝内胆管を含む。）
48. 胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49. 脾臓
50. 腎臓・尿管・膀胱・尿道
51. 睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52. 子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53. 妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54. 頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56. 脊椎部（当該神経を含む。）
57. 上肢（肩関節部を含む。）
58. 下肢（股関節部を含む。）
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61. 末梢動脈疾患

別表６　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

無配当特定損傷特約（医療保険）目次

この特約の特色……822

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……822

2　給付金の支払いについて
第２条　特定損傷給付金の支払い……822
第３条　免責事由……823

3　給付金の支払請求手続について
第４条　特定損傷給付金の支払請求手続……823

4　保険料の払込免除について
第５条　特約の保険料の払込免除……823

5　保険期間および保険料払込期間について
第６条　特約の保険期間および保険料払込期間……824

6　保険料の払込みについて
第７条　特約の保険料の払込み……824
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……824

7　失効と復活について
第９条　特約の失効……824
第10条　特約の復活……824

8　告知義務と解除について
第11条　告知義務……825
第12条　告知義務違反による解除……825
第13条　告知義務違反による解除ができないとき……825
第14条　重大事由による解除……826

9　内容の変更について
第15条　特定損傷給付金額の減額……826

10　解約等について
第16条　特約の解約……827
第17条　特約の消滅……827
第18条　返戻金……827

11　その他
第19条　社員配当金……827
第20条　管轄裁判所……827
第21条　普通保険約款の規定の準用……827

12　特則について
第22条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則……828
第23条　主契約が更新される場合の特則……828
第24条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則……828
第25条　５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加する場合の特則……829

別表１　対象となる不慮の事故……831
別表２　特定損傷給付金の支払請求に必要な書類……831

無配当特定損傷特約（医療保険）

（実施　2001.1.4 ／改正　2017.4.3）

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故による骨折、関節脱臼または腱の断裂の治療に対する保障
給付金の種類	特定損傷給付金
配当タイプ	無配当

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第11条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　給付金の支払いについて

第２条　特定損傷給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特定損傷給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特定損傷給付金を支払う場合）	金　額	受取人
特定損傷給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす治療*1を受けたとき ⑴　この特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表１★）による特定損傷*3に対して受けた治療 ⑵　⑴に定める不慮の事故（別表１★）の日からその日を含めて180日以内に受けた治療 ⑶　病院または診療所*4における治療	特定損傷給付金額	給付金受取人 主契約の入院

2．特定損傷給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　特定損傷給付金の支払限度	①　同一の不慮の事故（別表１★）について１回とします。 ②　通算して10回とします。

第２条　補足説明

＊１　治療

医師[A]による治療[B]をいいます。

A：四肢における骨折または脱臼に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

＊２　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊３　特定損傷

特定損傷とは、次の⑴から⑶のいずれかをいいます。

⑴　骨折

骨の構造上の連続性が完全

項　目	内　容
(2)　特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき特定損傷給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.831参照）

第3条　免責事由

1．支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特定損傷給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特定損傷給付金を支払わない場合）
特定損傷給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)　地震、噴火または津波 (9)　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって特定損傷給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特定損傷給付金の金額の一部または全部を支払います。

3　給付金の支払請求手続について

第4条　特定損傷給付金の支払請求手続

1．特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.831参照）

4　保険料の払込免除について

第5条　特約の保険料の払込免除

1．主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

(2)　関節脱臼
関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。

(3)　腱の断裂
腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

＊4　病院または診療所
次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

(1)　医療法に定める日本国内にある病院または診療所A

(2)　(1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折または脱臼に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。ただし、主契約の保険期間中または保険料払込期間中に被保険者の年齢が60歳となるときは、60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第16条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 特定損傷給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効と復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第10条 補足説明

＊1 復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第11条 告知義務

1．会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、特定損傷給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第12条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、特定損傷給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 特定損傷給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、特定損傷給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴ 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵ ⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第13条 告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第12条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴ この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵ 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶ 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷ 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸ この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に特定損傷給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でない

第13条 補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

ことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第14条　重大事由による解除

１．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、特定損傷給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特定損傷給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　特定損傷給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第12条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

9　内容の変更について

第15条　特定損傷給付金額の減額

１．保険契約者は、将来に向かって特定損傷給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特定損傷給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
２．特定損傷給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第16条）されたものとして取り扱います。
⑵　特定損傷給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第14条　補足説明

＊１　給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

10 解約等について

第16条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第17条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴ 主契約の死亡給付金を支払ったとき
⑵ 主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶ この特約による特定損傷給付金の支払回数が通算して10回に達したとき

第18条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴ この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

① この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第９条）
② 解除または解約（第16条）されたとき
③ 第17条（特約の消滅）の⑵または⑶の規定により消滅したとき

⑵ この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 その他

第19条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第20条 管轄裁判所

この特約における特定損傷給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第22条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第23条 主契約が更新される場合の特則

1．主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。

2．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	更新日の保険料率が適用されます。
⑵　更新後特約の特定損傷給付金額	更新前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特定損傷給付金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第12条・第13条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）および特約の消滅（第17条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の１．に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、更新後の特定損傷給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第24条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1．主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、この特約の保険期間の終期が被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日である場合を除き、主契約の変更日*1に、保険期間の終期を被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする無配当特定損傷特約（医療保険）に変更されます。

2．本条の１．に定める無配当特定損傷特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

第22条 補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第24条 補足説明

＊１　主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	変更日*1の保険料率が適用されます。
⑵　変更後特約*2の特定損傷給付金額	変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の特定損傷給付金額を変更することができます。
⑶　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第12条・第13条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）および特約の消滅（第17条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑷　変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間の終期が被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日である場合を除き、変更日*1に、保険期間の終期を被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、変更後の特定損傷給付金額について、変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第24条　補足説明

＊２　変更後特約

保険期間の終期を被保険者の年齢が60歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする特約に変更された場合の無配当特定損傷特約（医療保険）をいいます。

第25条　５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加するときは、次の⑴から⑶のとおり取り扱います。

⑴　被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に特定損傷給付金が支払われるべきときは、第２条（特定損傷給付金の支払い）の２．－⑵を次のとおり読み替えます。

第25条　補足説明

＊１　被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

項　目	内　容
⑵　特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき特定損傷給付金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

⑵　第17条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。

⑴　被保険者が死亡したとき

⑶　第18条（返戻金）を次のとおり読み替えます。

第18条（返戻金）

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険料払込期間満了後の保険期間中に、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

①　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第９条）
②　解除または解約（第16条）されたとき
③　第17条（特約の消滅）の⑵または⑶の規定により消滅したとき

⑵　この特約の返戻金額は、この特約の付加の際に保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。本条において以下同じ。）します。ただし、主契約の返戻金額を通知するときは、これとあわせて通知します。

別表１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表２　特定損傷給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
特定損傷給付金の支払い	(1)　特定損傷給付金支払請求書 (2)　不慮の事故（別表１）であることを証明する書類 (3)　会社所定の様式による医師の診断書 (4)　特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (5)　特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）目次

この特約の特色……833

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……833

2　給付金の支払いについて
第２条　特定損傷給付金の支払い……833
第３条　免責事由……834

3　給付金の支払請求手続について
第４条　特定損傷給付金の支払請求手続……834

4　保険料の払込免除について
第５条　特約の保険料の払込免除……834

5　保険期間および保険料払込期間について
第６条　特約の保険期間および保険料払込期間……835

6　保険料の払込みについて
第７条　特約の保険料の払込み……835
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……835

7　失効と復活について
第９条　特約の失効……835
第10条　特約の復活……835

8　告知義務と解除について
第11条　告知義務……836
第12条　告知義務違反による解除……836
第13条　告知義務違反による解除ができないとき……836
第14条　重大事由による解除……837

9　無配当特定損傷特約（医療保険）への変更について
第15条　無配当特定損傷特約（医療保険）への変更……837
第16条　無配当特定損傷特約（医療保険）への申出による変更……838

10　内容の変更について
第17条　特定損傷給付金額の減額……839

11　解約等について
第18条　特約の解約……840
第19条　特約の消滅……840
第20条　返戻金……840

12　その他
第21条　社員配当金……840
第22条　管轄裁判所……840
第23条　普通保険約款の規定の準用……841

13　特則について
第24条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則……841
第25条　主契約が更新される場合の特則……841
第26条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則……842
第27条　５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加する場合の特則……843
第28条　無配当こども医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）契約に付加する場合の特則……843

別表１　対象となる不慮の事故……845
別表２　特定損傷給付金の支払請求に必要な書類……845

無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）

（実施　2001.4.2／改正　2017.4.3）

この特約の特色	
目的・内容	不慮の事故による骨折、関節脱臼、腱の断裂または熱傷の治療に対する保障
給付金の種類	特定損傷給付金
配当タイプ	無配当

1　保障の開始について

第1条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第11条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の1．に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　給付金の支払いについて

第2条　特定損傷給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して特定損傷給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（特定損傷給付金を支払う場合）	金　額	受取人
特定損傷給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす治療*1を受けたとき ⑴　この特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）による特定損傷*3に対して受けた治療 ⑵　⑴に定める不慮の事故（別表1★）の日からその日を含めて180日以内に受けた治療 ⑶　病院または診療所*4における治療	特定損傷給付金額	主契約の入院給付金受取人

2．特定損傷給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　特定損傷給付金の支払限度	①　同一の不慮の事故（別表1★）について1回とします。 ②　通算して10回とします。

第2条　補足説明

＊1　治療

医師[A]による治療[B]をいいます。

A：四肢における骨折または脱臼に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

＊2　特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊3　特定損傷

特定損傷とは、次の⑴から⑷のいずれかをいいます。

⑴　骨折

骨の構造上の連続性が完全

項　目	内　容
(2)　特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき特定損傷給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.845参照）

第3条　免責事由

1．支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特定損傷給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特定損傷給付金を支払わない場合）
特定損傷給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)　地震、噴火または津波 (9)　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって特定損傷給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特定損傷給付金の金額の一部または全部を支払います。

3　給付金の支払請求手続について

第4条　特定損傷給付金の支払請求手続

1．特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．特定損傷給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.845参照）

4　保険料の払込免除について

第5条　特約の保険料の払込免除

1．主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

(2)　関節脱臼
関節を構成する骨が、正常な解剖学的位置関係から偏位した状態をいいます。ただし、先天性脱臼、病的脱臼および反復性脱臼を除きます。

(3)　腱の断裂
腱の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、疾病を原因とする腱の断裂を除きます。

(4)　熱傷
直径2cm以上のⅡ度深達性熱傷またはⅢ度熱傷の状態をいいます。この場合、Ⅱ度深達性熱傷とは、真皮層の深部まで障害された状態をいい、Ⅲ度熱傷とは、皮膚全層ならびに皮下組織まで障害された状態をいいます。

＊4　病院または診療所
次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

(1)　医療法に定める日本国内にある病院または診療所A

(2)　(1)と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折または脱臼に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。ただし、主契約の保険期間中または保険料払込期間中に被保険者の年齢が30歳となるときは、30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特定損傷給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 特定損傷給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効と復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第10条 補足説明

＊1 復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第11条 告知義務

1．会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、特定損傷給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第12条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、特定損傷給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 特定損傷給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、特定損傷給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴ 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵ ⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第13条 告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第12条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴ この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵ 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶ 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷ 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸ この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に特定損傷給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でない

第13条 補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

ことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第14条　重大事由による解除

１．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、特定損傷給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、特定損傷給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その特定損傷給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　特定損傷給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに特定損傷給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第12条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

第14条　補足説明

＊１　給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

9　無配当特定損傷特約（医療保険）への変更について

第15条　無配当特定損傷特約（医療保険）への変更

１．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を無配当特定損傷特約（医療保険）に変更しない旨を会社に通知しない限り、変更の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に無配当特定損傷特約（医療保険）に変更されます。

⑴　この特約の最終の保険料が払い込まれていること
⑵　この特約の保険期間満了日が、主契約の保険期間満了日前にあり、かつ、被保険者の年齢が30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日であること

２．無配当特定損傷特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

第15条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約変更日」といいます。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更後特約*2の保険料の払込方法（回数）は、変更前特約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
⑵　変更後特約*2の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、変更後特約*2の効力は生じません。
⑶　変更後特約*2の特定損傷給付金額	変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の特定損傷給付金額を変更することができます。
⑷　変更後特約*2の保険期間	①　変更前特約の保険期間と同一とします。ただし、変更前特約の保険期間と同一とすると変更後特約*2に定める保険期間の限度を超えるときは、その限度まで保険期間を短縮します。 ②　①に定めるほか、変更後特約*2は、会社の取扱いの範囲内で、保険期間を変更されることがあります。
⑸　この特約が変更後特約*2に変更されたとき	①　給付金の支払い、保険料の払込免除、告知義務違反による解除および特約の消滅に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　特約変更日*1の特約が適用されます。 ③　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑹　特約変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑺　特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約変更日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑸－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴および⑵を満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、特約変更日*1に、この特約を会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑹の規定を準用します。

第16条　無配当特定損傷特約（医療保険）への申出による変更

１．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間満了日の翌日*1に、この特約を無配当特定損傷特約（医療保険）に変更することができます。

第15条　補足説明

＊２　変更後特約
この特約から変更された場合の無配当特定損傷特約（医療保険）をいいます。

第16条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約変更日」といいます。

⑴　この特約の保険料の払込みが免除（第５条）されていないこと ⑵　この特約の最終の保険料が払い込まれていること ⑶　この特約の保険期間満了日が主契約の保険期間満了日*2前にあること

２．無配当特定損傷特約（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*3の保険料	①　特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更後特約*3の特定損傷給付金額によって定めます。 ③　変更後特約*3の保険料の払込方法（回数）は、変更前特約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
⑵　変更後特約*3の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　①の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*3の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。 ア．変更後特約*3の給付金の支払事由 イ．変更後特約*3の保険料の払込免除事由 ウ．主契約の給付金の支払事由 エ．主契約に付加された特約の保険金・給付金の支払事由 ③　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*3に変更されなかったものとします。
⑶　変更後特約*3の特定損傷給付金額	変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額を限度とします。
⑷　この特約が変更後特約*3に変更されたとき	①　給付金の支払い、保険料の払込免除、告知義務違反による解除および特約の消滅に関する規定について、変更後特約*3の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*3の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　特約変更日*1の特約が適用されます。 ③　変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。

３．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑶のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、特約変更日*1に、この特約を会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑷の規定を準用します。

10　内容の変更について

第17条　特定損傷給付金額の減額

１．保険契約者は、将来に向かって特定損傷給付金額を減額★することができます。

第16条　補足説明

＊２　主契約の保険期間満了日
主契約の保険期間中に被保険者の年齢が30歳となるときは、30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

＊３　変更後特約
この特約から変更された場合の無配当特定損傷特約（医療保険）をいいます。

ただし、会社は、減額後の特定損傷給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

2．特定損傷給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
⑵　特定損傷給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

11 解約等について

第18条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。

2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　主契約の死亡給付金を支払ったとき
⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶　この特約による特定損傷給付金の支払回数が通算して10回に達したとき

第20条 返戻金

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

①　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第９条）
②　解除または解約（第18条）されたとき
③　第19条（特約の消滅）の⑵または⑶の規定により消滅したとき

⑵　この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

12 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約における特定損傷給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟に

ついては、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13　特則について

第24条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第25条　主契約が更新される場合の特則

1．主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨または第15条（無配当特定損傷特約（医療保険）への変更）に定める変更後特約*1に変更しない旨を会社に通知しない限り、更新または変更の申出があったものとして、この特約も同時に更新または変更されます。ただし、保険契約者は、第16条（無配当特定損傷特約（医療保険）への申出による変更）の規定により、更新日に、この特約を無配当特定損傷特約（医療保険）に申出により変更することができます。

2．この特約の更新または変更後特約*1への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約または変更後特約*1の保険料	更新日または第15条（無配当特定損傷特約（医療保険）への変更）に定める特約変更日*2の保険料率が適用されます。
⑵　更新後特約または変更後特約*1の特定損傷給付金額	更新前特約または変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約または変更前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約または変更後特約*1の特定損傷給付金額を変更して更新または変更することができます。
⑶　この特約が更新または変更後特約*1に変更されたとき	①　給付金の支払い、保険料の払込免除、告知義務違反による解除、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱いおよび特約の消滅に関する規定について、更新後特約または変更後特約*1の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約または変更後特約*1の給付限度の判定にあたっては、更新前または変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日または特約変更日*2の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約または変更後特約*1の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新または変更の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の１．に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本

第24条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第25条　補足説明

＊１　第15条（無配当特定損傷特約（医療保険）への変更）に定める変更後特約

本条において「変更後特約」といいます。

＊２　第15条（無配当特定損傷特約（医療保険）への変更）に定める特約変更日

本条において「特約変更日」といいます。

条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、更新後の特定損傷給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

１．主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、この特約の保険期間の終期が被保険者の年齢が30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日である場合を除き、主契約の変更日*1に、保険期間の終期を被保険者の年齢が30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）に変更されます。

２．本条の１．に定める無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	変更日*1の保険料率が適用されます。
⑵　変更後特約*2の特定損傷給付金額	変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の特定損傷給付金額を変更することができます。
⑶　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第12条・第13条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑷　変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間の終期が被保険者の年齢が30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日である場合を除き、変更日*1に、保険期間の終期を被保険者の年齢が30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、変更後の特定損傷給付金額について、変更前特約の保険期間満了日の特定損傷給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条　補足説明

＊１　主契約の変更日
本条において「変更日」といいます。

＊２　変更後特約
保険期間の終期を被保険者の年齢が30歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とする特約に変更された場合の無配当特定損傷特約Ⅱ型（医療保険）をいいます。

第27条　5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約に付加するときは、次の⑴から⑶のとおり取り扱います。

⑴　被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に特定損傷給付金が支払われるべきときは、第2条（特定損傷給付金の支払い）の2．－⑵を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑵　特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき特定損傷給付金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

⑵　第19条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。

⑴　被保険者が死亡したとき

⑶　第20条（返戻金）を次のとおり読み替えます。

第20条（返戻金）

この特約の保険料払込期間満了日が保険期間満了日前にあるときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。ただし、主契約の保険料払込期間満了後の保険期間中に、主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われるときは、これとあわせてこの特約の責任準備金を支払います。

①　この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第9条）
②　解除または解約（第18条）されたとき
③　第19条（特約の消滅）の⑵または⑶の規定により消滅したとき

⑵　この特約の返戻金額は、この特約の付加の際に保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。本条において以下同じ。）します。ただし、主契約の返戻金額を通知するときは、これとあわせて通知します。

第27条　補足説明

＊1　被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

第28条　無配当こども医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当こども医療保険L（返戻金なし型）（2011）契約に付加するときは、次の⑴から⑶のとおり取り扱います。

⑴　被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のときは、第2条（特定損傷給付金の支払い）の2．－⑵を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑵　特定損傷給付金の支払事由が生じ、支払うべき特定損傷給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき特定損傷給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

⑵　第19条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。

⑴　被保険者が死亡したとき

⑶　第24条（主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則）および第25条（主契約が更新される場合の

第28条　補足説明

＊1　被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

特則）中、「主契約の更新」とあるのをすべて「主契約の変更」と、「主契約が更新」とあるのをすべて「主契約が変更」とそれぞれ読み替えます。

別表１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の1．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表２　特定損傷給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
特定損傷給付金の支払い	(1)　特定損傷給付金支払請求書 (2)　不慮の事故（別表１）であることを証明する書類 (3)　会社所定の様式による医師の診断書 (4)　特定損傷給付金の受取人の戸籍抄本 (5)　特定損傷給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

５年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色……847

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……847

2　がんの定義および診断確定について
第２条　がんの定義および診断確定……847

3　給付金の支払いについて
第３条　がん治療給付金の支払い……847

4　給付金の支払請求手続について
第４条　がん治療給付金の支払請求手続……848

5　保険料の払込免除について
第５条　特約の保険料の払込免除……849

6　保険期間および保険料払込期間について
第６条　特約の保険期間および保険料払込期間……849

7　保険料の払込みについて
第７条　特約の保険料の払込み……849
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……849

8　失効と復活について
第９条　特約の失効……849
第10条　特約の復活……850

9　無効について
第11条　この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効……850

10　告知義務と解除について
第12条　告知義務……850
第13条　告知義務違反による解除……851
第14条　告知義務違反による解除ができないとき……851
第15条　重大事由による解除……851

11　内容の変更について
第16条　がん治療給付金額の減額……852

12　解約等について
第17条　特約の解約……853
第18条　特約の消滅……853
第19条　返戻金……853

13　その他
第20条　社員配当金の割当ておよび支払い……853
第21条　管轄裁判所……853
第22条　普通保険約款の規定の準用……853
第23条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更……853

14　特則について
第24条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則……854
第25条　主契約が更新される場合の特則……854
第26条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則……854
第27条　主契約に被指定契約がある場合の特則……855

別表１　対象となる悪性新生物および上皮内新生物……856
別表２　新生物の形態の性状コード……856
別表３　がん治療給付金の支払対象となる「入院」……856
別表４　病院または診療所……856
別表５　がん治療給付金の支払対象となる「手術」……857
別表６　がん治療給付金の支払対象となる「放射線治療」……857
別表７　がん治療給付金の支払対象となる「抗がん剤治療」……857
別表８　公的医療保険制度……857
別表９　医科診療報酬点数表……857
別表10　歯科診療報酬点数表……857
別表11　がん治療給付金の支払請求に必要な書類……858

5年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施　2015.4.2／改正　2017.4.3）

この特約の特色	
目的・内容	がんによる所定の入院、手術、放射線治療、抗がん剤治療に対する保障
給付金の種類	がん治療給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1　保障の開始について

第1条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時からその日を含めて90日を経過した日の翌日
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第12条）を受けた時からその日を含めて90日を経過した日の翌日 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時からその日を含めて90日を経過した日の翌日

2．本条の1．に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　がんの定義および診断確定について

第2条　がんの定義および診断確定

1．この特約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

2．がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

⑴　病理組織学的所見*1による診断確定
⑵　病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

★別表1（P.856参照）、別表2（P.856参照）

第2条　補足説明

＊1　病理組織学的所見
生検を含みます。

3　給付金の支払いについて

第3条　がん治療給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、がん治療給付金の支払事由が

生じたときは、その支払事由に対応してがん治療給付金をその受取人に支払います。

	支払事由（がん治療給付金を支払う場合）	金　額	受取人
がん治療給付金	この特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に診断確定されたがんの治療を直接の目的として、以下のいずれかの治療を受けたとき ⑴　入院日数が１日*2以上の入院（別表３★） ⑵　別表５★に定める手術 ⑶　別表６★に定める放射線治療 ⑷　別表７★に定める抗がん剤治療	がん治療給付金が支払われる治療を受けた日*3の属する月ごとに、 がん治療給付金月額	主契約の入院給付金受取人

2．がん治療給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　被保険者ががん治療給付金の支払事由に該当する治療を受けた日*3が、同一の月に２日以上あるとき	その月の最初の治療を受けた日*3に支払事由が生じたものとみなして取り扱います。
⑵　被保険者が、本条の１．－⑴から⑷のうち、同時に複数の治療を受けたとき	がん治療給付金を重複して支払いません。
⑶　がん治療給付金の支払限度	支払月数を通算して120か月を限度とします。
⑷　がん治療給付金が支払われる治療を受けた日*3の属する月中にがん治療給付金額が減額されたとき	その治療を受けた日*3現在のがん治療給付金額とします。
⑸　がん治療給付金が支払われる治療を受けた日*3の属する月中に主契約の入院給付金受取人が変更されたとき	その治療を受けた日*3現在の主契約の入院給付金受取人に支払います。
⑹　がん治療給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん治療給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん治療給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表３（P.856参照）、別表５（P.857参照）、別表６（P.857参照）、別表７（P.857参照）

4　給付金の支払請求手続について

第４条　がん治療給付金の支払請求手続

1．がん治療給付金の支払事由（第３条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．がん治療給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表11★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

第３条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時
第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

＊２　入院日数が１日
入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

＊３　治療を受けた日
次の⑴から⑷をいいます。
⑴　入院のときは、入院日各日
⑵　手術のときは、手術日
⑶　放射線治療のときは、放射線照射日
⑷　抗がん剤治療のときは、医師が注射による抗がん剤の投与を行った日または医師が抗がん剤の処方を行った日（医師の処方せんの交付により支給を受けた抗がん剤による治療については、その投薬期間にかかわらず、その処方せんの交付の日とします。）

★別表11（P.858参照）

5 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1．主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約によるがん治療給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1) がん治療給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。

(2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効と復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9　無効について

第11条　この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1．被保険者がこの特約の締結の際の告知（第12条）の時前または告知の時からこの特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2．本条の1．の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	①　その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ②　その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
⑵　告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の責任開始の時*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3．本条の1．および2．の規定は、この特約の復活（第10条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は、その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料*2とします。
4．本条の3．の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第17条）されたものとして取り扱います。
5．本条の規定にかかわらず、第13条（告知義務違反による解除）または第15条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
6．本条の適用があるときは、第18条（特約の消滅）および第19条（返戻金）の規定は適用しません。

10　告知義務と解除について

第12条　告知義務

1．会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん治療給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第10条　補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第11条　補足説明

＊1　特約の責任開始の時
第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

＊2　その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

第13条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、がん治療給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　がん治療給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでにがん治療給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、がん治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、がん治療給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　次のいずれかの時（復活の場合は、復活の時）からその日を含めて２年以内にがん治療給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じないで、その期間を経過したとき
　①　この特約を主契約の締結の際に付加した場合には、主契約の保険期間開始の時
　②　この特約を主契約の締結後に付加した場合には、次のいずれか遅い時
　　ア．被保険者に関する告知（第12条）を受けた時
　　イ．この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第15条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第14条　補足説明

＊1　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

⑴ 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵ 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸ 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、がん治療給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん治療給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、そのがん治療給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ がん治療給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでにがん治療給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

11 内容の変更について

第16条 がん治療給付金額の減額

１．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってがん治療給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後のがん治療給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
２．がん治療給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
⑵ がん治療給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第15条 補足説明

＊１ 給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

12 解約等について

第17条 特約の解約

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 被保険者が死亡したとき
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
(3) この特約によるがん治療給付金の支払月数が通算して120か月に達したとき

第19条 返戻金

1．この特約には返戻金はありません。
2．主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

13 その他

第20条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第21条 管轄裁判所

この特約におけるがん治療給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第23条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1．会社は、この特約の給付金の支払事由（第３条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

(1) 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
(2) 医療技術または医療環境の変化*2

2．この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3．本条の２．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の２週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

(1) この特約の支払事由の変更を承諾する方法
(2) 変更日*1の前日にこの特約を解約（第17条）する方法

4．本条の３．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者によ

第23条 補足説明

＊1 変更日
支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

＊2 医療技術または医療環境の変化
公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

り本条の３．－⑴の方法を指定されたものとみなします。

14 特則について

第24条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を開始します。

第25条 主契約が更新される場合の特則

１．主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約のがん治療給付金額	更新前特約の保険期間満了日のがん治療給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約のがん治療給付金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、更新後のがん治療給付金額について、更新前特約の保険期間満了日のがん治療給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条 主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

１．主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の５年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

２．保険期間が終身の５年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。

第24条 補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第26条 補足説明

＊１　主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

＊２　変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の５年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

項　目	内　容
⑵　変更後特約*2のがん治療給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3のがん治療給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2のがん治療給付金額を変更することができます。
⑶　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い(第３条)、保険料の払込免除(第５条)、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④　変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑷　変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、変更後のがん治療給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*3のがん治療給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条　補足説明

＊３　保険期間満了日

この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

第27条　主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中にがん治療給付金が支払われるべきときは、第３条（がん治療給付金の支払い）の２．－⑹を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑹　がん治療給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん治療給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん治療給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第27条　補足説明

＊１　被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表１　対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち、	
ランゲルハンス細胞組織球症、他に分類されないもの	D76.0

別表２　新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類　腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第５桁コードが次のものをいいます。

第５桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表３　がん治療給付金の支払対象となる「入院」

がん治療給付金の支払対象となる「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表４）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

別表４　病院または診療所

次の⑴または⑵のいずれかに該当するものとします。

⑴　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

⑵　⑴と同等の日本国外にある医療施設

別表５　がん治療給付金の支払対象となる「手術」

がん治療給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表４）に入り、医師の管理下において、がんの治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の⑴から⑸などは、がん治療給付金の支払対象となる「手術」には該当しません。

⑴　処置（持続性胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック
⑵　診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注）
⑶　美容整形上の手術
⑷　歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注）
⑸　屈折異常に対する視力矯正手術

注
公的医療保険制度（別表８）に基づく医科診療報酬点数表（別表９）で手術料が算定される場合には、がん治療給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表６　がん治療給付金の支払対象となる「放射線治療」

がん治療給付金の支払対象となる「放射線治療」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表４）に入り、医師の管理下において、がんの治療を直接の目的として行われる放射線照射または温熱療法をいいます。なお、次の⑴から⑷などは、がん治療給付金の支払対象となる「放射線治療」には該当しません。

⑴　処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など）
⑵　検査（エックス線診断など）
⑶　血液照射
⑷　歯科治療に伴う放射線照射（注）

注
公的医療保険制度（別表８）に基づく医科診療報酬点数表（別表９）で放射線治療料が算定される場合には、がん治療給付金の支払対象となる放射線治療に該当します。

別表７　がん治療給付金の支払対象となる「抗がん剤治療」

がん治療給付金の支払対象となる「抗がん剤治療」とは、医師による治療が必要であり、医師の管理下で行われる次のすべてを満たす治療をいいます。

⑴　次のすべてを満たす医薬品の投与または処方
　①　投与または処方を受けた時点において、被保険者が診断確定された「がん（別表１）」に対する効能または効果が厚生労働大臣により認められた医薬品
　②　がん細胞の消滅、破壊または発育もしくは増殖の抑制を目的として使用された医薬品
⑵　⑴の投与または処方について、公的医療保険制度（別表８）に基づく医科診療報酬点数表（別表９）または歯科診療報酬点数表（別表10）で薬剤料または処方せん料が算定されていること（医科診療報酬点数表、歯科診療報酬点数表または厚生労働大臣が定める診断群分類点数表により算定される診療報酬に、薬剤料または処方せん料に相当する費用が含まれる場合を含みます。）

注
処方は、処方せんの交付を受け、その処方せんに基づく医薬品の支給を受けている場合に限ります。

別表８　公的医療保険制度

次の⑴から⑺のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

⑴　健康保険法
⑵　国民健康保険法
⑶　国家公務員共済組合法
⑷　地方公務員等共済組合法
⑸　私立学校教職員共済法
⑹　船員保険法
⑺　高齢者の医療の確保に関する法律

別表９　医科診療報酬点数表

手術、放射線治療または抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表10　歯科診療報酬点数表

抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表11　がん治療給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
がん治療給付金の支払い	(1)　がん治療給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による治療を受けた病院または診療所の医師の治療証明書 (3)　病理組織検査報告書 (4)　保険医療機関または保険薬局が発行する診療明細書（調剤明細書を含みます。） (5)　がん治療給付金の受取人の戸籍抄本 (6)　がん治療給付金の受取人の印鑑証明書 (7)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

５年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色……860

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……860

2　がんの定義および診断確定について
第２条　がんの定義および診断確定……860

3　給付金の支払いについて
第３条　がん診断給付金の支払い……860

4　給付金の支払請求手続について
第４条　がん診断給付金の支払請求手続……861

5　保険料の払込免除について
第５条　特約の保険料の払込免除……862

6　保険期間および保険料払込期間について
第６条　特約の保険期間および保険料払込期間……862

7　保険料の払込みについて
第７条　特約の保険料の払込み……862
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……862

8　失効と復活について
第９条　特約の失効……862
第10条　特約の復活……863

9　無効について
第11条　この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効……863

10　告知義務と解除について
第12条　告知義務……863
第13条　告知義務違反による解除……864
第14条　告知義務違反による解除ができないとき……864
第15条　重大事由による解除……864

11　内容の変更について
第16条　がん診断給付金額の減額……865

12　解約等について
第17条　特約の解約……866
第18条　特約の消滅……866
第19条　返戻金……866

13　その他
第20条　社員配当金の割当ておよび支払い……866
第21条　管轄裁判所……866
第22条　普通保険約款の規定の準用……866

14　特則について
第23条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則……866
第24条　主契約が更新される場合の特則……866
第25条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則……867
第26条　主契約に被指定契約がある場合の特則……868

別表１　対象となる悪性新生物および上皮内新生物……869
別表２　新生物の形態の性状コード……869
別表３　がん診断給付金の支払請求に必要な書類……869

5年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施　2019.10.2）

この特約の特色	
目的・内容	がんの診断確定に対する保障
給付金の種類	がん診断給付金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	この特約は、5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴ 会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時からその日を含めて90日を経過した日の翌日
⑵ 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第12条）を受けた時からその日を含めて90日を経過した日の翌日 ② この特約の保険料に相当する金額を受け取った時からその日を含めて90日を経過した日の翌日

2．本条の1．に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 がんの定義および診断確定について

第2条 がんの定義および診断確定

1．この特約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表1★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表2★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

2．がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

⑴ 病理組織学的所見*1による診断確定
⑵ 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

★別表1（P.869参照）、別表2（P.869参照）

第2条 補足説明

＊1　病理組織学的所見
生検を含みます。

3 給付金の支払いについて

第3条 がん診断給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、がん診断給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応してがん診断給付金をその受取人に支払います。

	支払事由（がん診断給付金を支払う場合）	金　額	受取人
がん診断給付金	この特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき	がん診断給付金額	給付金受取人 主契約の入院

2．がん診断給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　被保険者が、同時に複数のがんと診断確定されたとき	がん診断給付金を重複しては支払いません。
(2)　被保険者が、がん診断給付金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて１年以内に新たながん*2と診断確定されたとき	そのがんの診断確定に対するがん診断給付金は支払いません。
(3)　被保険者が、がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて１年を経過した日の翌日」以後、新たながん*2と診断確定されたとき	そのがんの診断確定に対するがん診断給付金を支払います。
(4)　被保険者が、がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて１年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院*3中のとき	その日に新たながん*2と診断確定されたものとみなして、がん診断給付金を支払います。
(5)　被保険者が、がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて１年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院*3したとき	新たながん*2の診断確定がない場合でも、その入院*3の開始日に新たながん*2と診断確定されたものとみなして、がん診断給付金を支払います。
(6)　がん診断給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん診断給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべきがん診断給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

4　給付金の支払請求手続について

第４条　がん診断給付金の支払請求手続

1．がん診断給付金の支払事由（第３条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

第３条　補足説明

＊１　特約の責任開始の時
第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

＊２　新たながん
原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

＊３　入院
医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*4に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

＊４　病院または診療所
次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。
(1)　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
(2)　(1)と同等の日本国外にある医療施設

2．がん診断給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表３★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表３（P.869参照）

5 保険料の払込免除について

第５条 特約の保険料の払込免除

1．主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第６条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第７条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第８条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約によるがん診断給付金の支払事由（第３条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1) がん診断給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効と復活について

第９条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

9　無効について

第11条　この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1．被保険者がこの特約の締結の際の告知（第12条）の時前または告知の時からこの特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2．本条の1．の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	①　その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ②　その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
⑵　告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の責任開始の時*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3．本条の1．および2．の規定は、この特約の復活（第10条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は、その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料*2とします。
4．本条の3．の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第17条）されたものとして取り扱います。
5．本条の規定にかかわらず、第13条（告知義務違反による解除）または第15条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
6．本条の適用があるときは、第18条（特約の消滅）および第19条（返戻金）の規定は適用しません。

10　告知義務と解除について

第12条　告知義務

1．会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、がん診断給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第10条　補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

第11条　補足説明

＊1　特約の責任開始の時
第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

＊2　その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

第13条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、がん診断給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　がん診断給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでにがん診断給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、がん診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、がん診断給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　次のいずれかの時（復活の場合は、復活の時）からその日を含めて２年以内にがん診断給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じないで、その期間を経過したとき
　①　この特約を主契約の締結の際に付加した場合には、主契約の保険期間開始の時
　②　この特約を主契約の締結後に付加した場合には、次のいずれか遅い時
　　ア．被保険者に関する告知（第12条）を受けた時
　　イ．この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第15条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第14条　補足説明

＊1　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

⑴ 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵ 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸ 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、がん診断給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、がん診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、そのがん診断給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ がん診断給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでにがん診断給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

11 内容の変更について

第16条 がん診断給付金額の減額

１．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってがん診断給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後のがん診断給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
２．がん診断給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
⑵ がん診断給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第15条 補足説明

＊１ 給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

12 解約等について

第17条 特約の解約

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴ 被保険者が死亡したとき
⑵ 主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶ 普通保険約款に定める主契約の更新または終身変更が取扱われない場合で、この特約の保険期間満了日の１年以内にがん診断給付金が支払われたとき

第19条 返戻金

1．この特約には返戻金はありません。
2．主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

13 その他

第20条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第21条 管轄裁判所

この特約におけるがん診断給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を開始します。

第24条 主契約が更新される場合の特則

1．主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。

第23条 補足説明

＊1　この特約の第１回保険料を受け取った時
主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

2．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約のがん診断給付金額	更新前特約の保険期間満了日のがん診断給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約のがん診断給付金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い(第３条)、保険料の払込免除(第５条)、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の１．に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、更新後のがん診断給付金額について、更新前特約の保険期間満了日のがん診断給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1．主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の５年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

2．保険期間が終身の５年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　変更後特約*2のがん診断給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3のがん診断給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2のがん診断給付金額を変更することができます。

第25条　補足説明

＊１　主契約の変更日
本条において「変更日」といいます。

＊２　変更後特約
保険期間が終身の特約に変更された場合の５年ごと利差配当付新がん診断給付特約(医療保険)（返戻金なし型）をいいます。

＊３　保険期間満了日
この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項　目	内　容
⑶　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④　変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑷　変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、変更後のがん診断給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*3のがん診断給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条　主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中にがん診断給付金が支払われるべきときは、第３条（がん診断給付金の支払い）の２．－⑹を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑹　がん診断給付金の支払事由が生じ、支払うべきがん診断給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべきがん診断給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第26条　補足説明

＊１　被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表１　対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5

別表２　新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類　腫瘍学（NCC監修）第3.1版（2018年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第５桁コードが次のものをいいます。

第５桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表３　がん診断給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
がん診断給付金の支払い	(1)　がん診断給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　病理組織検査報告書 (5)　がん診断給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6)　がん診断給付金の受取人の印鑑証明書 (7)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

5年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色……871

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……871

2　がんの定義および診断確定について
第２条　がんの定義および診断確定……871

3　給付金の支払いについて
第３条　女性がん診断給付金の支払い……871

4　給付金の支払請求手続について
第４条　女性がん診断給付金の支払請求手続……873

5　保険料の払込免除について
第５条　特約の保険料の払込免除……873

6　保険期間および保険料払込期間について
第６条　特約の保険期間および保険料払込期間……873

7　保険料の払込みについて
第７条　特約の保険料の払込み……873
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……873

8　失効と復活について
第９条　特約の失効……874
第10条　特約の復活……874

9　無効について
第11条　この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効……874

10　告知義務と解除について
第12条　告知義務……874
第13条　告知義務違反による解除……875
第14条　告知義務違反による解除ができないとき……875
第15条　重大事由による解除……876

11　内容の変更について
第16条　女性がん診断給付金額の減額……876

12　解約等について
第17条　特約の解約……877
第18条　特約の消滅……877
第19条　返戻金……877

13　その他
第20条　社員配当金の割当ておよび支払い……877
第21条　管轄裁判所……877
第22条　普通保険約款の規定の準用……877

14　特則について
第23条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則……877
第24条　主契約が更新される場合の特則……877
第25条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則……878
第26条　主契約に被指定契約がある場合の特則……879

別表１　対象となる悪性新生物および上皮内新生物……880
別表２　新生物の形態の性状コード……880
別表３　女性特定がん……880
別表４　女性がん診断給付金の支払請求に必要な書類……881

5年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施　2019.10.2）

この特約の特色	
目的・内容	女性特定がんの診断確定に対する保障
給付金の種類	女性がん診断給付金
配当タイプ	５年ごと利差配当
備考	この特約は、女性を被保険者とする５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時からその日を含めて90日を経過した日の翌日
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第12条）を受けた時からその日を含めて90日を経過した日の翌日 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時からその日を含めて90日を経過した日の翌日

2．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　がんの定義および診断確定について

第２条　がんの定義および診断確定

1．この特約において「がん」とは、「悪性新生物および上皮内新生物」（別表１★）のうち、新生物の形態の性状コード（別表２★）が悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

2．がんの診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

⑴　病理組織学的所見*1による診断確定
⑵　病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

★別表１（P.880参照）、別表２（P.880参照）

第２条　補足説明

＊１　病理組織学的所見
生検を含みます。

3　給付金の支払いについて

第３条　女性がん診断給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、女性がん診断給付金の支払事

由が生じたときは、その支払事由に対応して女性がん診断給付金をその受取人に支払います。

	支払事由（女性がん診断給付金を支払う場合）	金　額	受取人
女性がん診断給付金	この特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、この特約の責任開始の時*1以後保険期間中に女性特定がん（別表3★）と診断確定されたとき	女性がん診断給付金額	主契約の入院給付金受取人

2．女性がん診断給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　被保険者が、同時に複数の女性特定がん（別表3★）と診断確定されたとき	女性がん診断給付金を重複しては支払いません。
(2)　被保険者が、女性がん診断給付金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年以内に新たな女性特定がん（別表3★）と診断確定されたとき	その女性特定がんの診断確定に対する女性がん診断給付金は支払いません。
(3)　被保険者が、女性がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、新たな女性特定がん（別表3★）と診断確定されたとき	その女性特定がんの診断確定に対する女性がん診断給付金を支払います。
(4)　被保険者が、女性がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」に女性特定がん（別表3★）の治療を直接の目的とする継続入院*2中のとき	その日に新たな女性特定がんと診断確定されたものとみなして、女性がん診断給付金を支払います。
(5)　被保険者が、女性がん診断給付金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日」以後、女性特定がん（別表3★）の治療を直接の目的として入院*2したとき	新たな女性特定がんの診断確定がない場合でも、その入院*2の開始日に新たな女性特定がんと診断確定されたものとみなして、女性がん診断給付金を支払います。
(6)　女性がん診断給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性がん診断給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき女性がん診断給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表3（P.880参照）

第3条　補足説明

＊1　特約の責任開始の時

第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われたときは、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

＊2　入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

＊3　病院または診療所

次の(1)または(2)のいずれかに該当するものとします。

(1)　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

(2)　(1)と同等の日本国外にある医療施設

4 給付金の支払請求手続について

第4条 女性がん診断給付金の支払請求手続

1．女性がん診断給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．女性がん診断給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.881参照）

5 保険料の払込免除について

第5条 特約の保険料の払込免除

1．主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による女性がん診断給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 女性がん診断給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効と復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第10条 補足説明

＊1 復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

9 無効について

第11条 この特約の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1．被保険者がこの特約の締結の際の告知（第12条）の時前または告知の時からこの特約の責任開始の時*1前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2．本条の1．の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴ 告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	① その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ② その事実を保険契約者および被保険者のいずれか1人でも知っていたときは、払い戻しません。
⑵ 告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の責任開始の時*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3．本条の1．および2．の規定は、この特約の復活（第10条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は、その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料*2とします。
4．本条の3．の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第17条）されたものとして取り扱います。
5．本条の規定にかかわらず、第13条（告知義務違反による解除）または第15条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。
6．本条の適用があるときは、第18条（特約の消滅）および第19条（返戻金）の規定は適用しません。

第11条 補足説明

＊1 特約の責任開始の時
第1条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。

＊2 その復活の時から無効とする時までのこの特約の保険料
その復活の延滞保険料を含みます。

10 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1．会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、女性がん診断給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第５条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第13条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、女性がん診断給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　女性がん診断給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに女性がん診断給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、女性がん診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、女性がん診断給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　次のいずれかの時（復活の場合は、復活の時）からその日を含めて２年以内に女性がん診断給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じないで、その期間を経過したとき
　①　この特約を主契約の締結の際に付加した場合には、主契約の保険期間開始の時
　②　この特約を主契約の締結後に付加した場合には、次のいずれか遅い時
　　ア．被保険者に関する告知（第12条）を受けた時
　　イ．この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第14条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第15条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、女性がん診断給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、女性がん診断給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その女性がん診断給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　女性がん診断給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに女性がん診断給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

11　内容の変更について

第16条　女性がん診断給付金額の減額

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって女性がん診断給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の女性がん診断給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．女性がん診断給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
⑵　女性がん診断給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第15条　補足説明

＊1　給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

12 解約等について

第17条 特約の解約

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴ 被保険者が死亡したとき
⑵ 主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶ 普通保険約款に定める主契約の更新または終身変更が取扱われない場合で、この特約の保険期間満了日の１年以内に女性がん診断給付金が支払われたとき

第19条 返戻金

1．この特約には返戻金はありません。
2．主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

13 その他

第20条 社員配当金の割当ておよび支払い

この特約の社員配当金の割当ておよび支払いは、主契約に準じて取り扱います。

第21条 管轄裁判所

この特約における女性がん診断給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

14 特則について

第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からその日を含めて90日を経過した日の翌日からこの特約上の責任を開始します。

第24条 主契約が更新される場合の特則

1．主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。

第23条 補足説明

＊1 この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

2．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の女性がん診断給付金額	更新前特約の保険期間満了日の女性がん診断給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の女性がん診断給付金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い(第３条)、保険料の払込免除(第５条)、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の１．に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、更新後の女性がん診断給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の女性がん診断給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1．主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の５年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

2．保険期間が終身の５年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　変更後特約*2の女性がん診断給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の女性がん診断給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の女性がん診断給付金額を変更することができます。

第25条　補足説明

＊１　主契約の変更日
本条において「変更日」といいます。

＊２　変更後特約
保険期間が終身の特約に変更された場合の５年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

＊３　保険期間満了日
この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項　目	内　容
⑶　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）および払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④　変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑷　変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、変更後の女性がん診断給付金額について、変更前特約の保険期間満了日*3の女性がん診断給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条　主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に女性がん診断給付金が支払われるべきときは、第３条（女性がん診断給付金の支払い）の２．－⑹を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑹　女性がん診断給付金の支払事由が生じ、支払うべき女性がん診断給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき女性がん診断給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第26条　補足説明

＊１　被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表１　対象となる悪性新生物および上皮内新生物

対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5

別表２　新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類　腫瘍学（NCC監修）第3.1版（2018年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第５桁コードが次のものをいいます。

第５桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表３　女性特定がん

特定部位（甲状腺、上皮小体（副甲状腺）、乳房、子宮、卵巣、卵管、外陰部、膣および胎盤をいいます。別表３において以下同じ。）に生じたがんをいいます。

（注）転移性がんについては、転移病巣が特定部位に生じたことを必要とします。

別表４　女性がん診断給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
女性がん診断給付金の支払い	(1)　女性がん診断給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　病理組織検査報告書 (4)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5)　女性がん診断給付金の受取人の戸籍抄本 (6)　女性がん診断付金の受取人の印鑑証明書 (7)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色……883

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……883

2　一時金の支払いについて
第２条　初期生活習慣病入院一時金の支払い……883

3　一時金の支払請求手続について
第３条　初期生活習慣病入院一時金の支払請求手続……885

4　保険料の払込免除について
第４条　特約の保険料の払込免除……885

5　保険期間および保険料払込期間について
第５条　特約の保険期間および保険料払込期間……885

6　保険料の払込みについて
第６条　特約の保険料の払込み……885
第７条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……886

7　失効と復活について
第８条　特約の失効……886
第９条　特約の復活……886

8　告知義務と解除について
第10条　告知義務……886
第11条　告知義務違反による解除……886
第12条　告知義務違反による解除ができないとき……887
第13条　重大事由による解除……887

9　内容の変更について
第14条　初期生活習慣病入院一時金額の減額……888

10　解約等について
第15条　特約の解約……889
第16条　特約の消滅……889
第17条　返戻金……889

11　その他
第18条　社員配当金……889
第19条　管轄裁判所……889
第20条　普通保険約款の規定の準用……889

12　特則について
第21条　特別条件を付ける場合の特則……889
第22条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則……891
第23条　主契約が更新される場合の特則……891
第24条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則……892
第25条　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則……892

別表１　初期生活習慣病入院一時金の支払対象となる「初期生活習慣病」……894
別表２　初期生活習慣病入院一時金の支払請求に必要な書類……895
別表３　特定部位および指定疾病一覧表……895

無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施　2014.4.2／改正　2017.4.3）

この特約の特色	
目的・内容	初期生活習慣病による所定の入院に対する保障
給付金の種類	初期生活習慣病入院一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第10条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の1．に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　一時金の支払いについて

第２条　初期生活習慣病入院一時金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して初期生活習慣病入院一時金をその受取人に支払います。

	支払事由 （初期生活習慣病入院一時金を支払う場合）	金　額	受取人
初期生活習慣病入院一時金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす入院*1を開始したとき ⑴　この特約の責任開始の時*2以後に発病した初期生活習慣病（別表１★）（以下「初期生活習慣病」といいます。）を直接の原因とする入院 ⑵　⑴の初期生活習慣病の治療を直接の目的とする入院 ⑶　病院または診療所*3への入院 ⑷　入院日数が１日*4以上の入院	１回の入院につき、初期生活習慣病入院一時金額	主契約の入院給付金受取人

2．初期生活習慣病入院一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

第２条　補足説明

＊１　入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

＊２　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第９条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊３　病院または診療所

次の⑴または⑵のいずれかに該当するものとします。

⑴　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

⑵　⑴と同等の日本国外にある医療施設

＊４　入院日数が１日

入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

項　目	内　容
(1)　被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因による入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなします。 ①　この特約の責任開始の日*5からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始した場合 ②　この特約の付加の際*6に、会社が、告知（第10条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。 ③　その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。
(2)　被保険者が、同一の初期生活習慣病*7を直接の原因として、初期生活習慣病入院一時金の支払事由に該当する入院を2回以上したとき	「初期生活習慣病入院一時金が支払われる最終の入院」の退院日の翌日から、その日を含めて「次の入院」の開始日までの期間に応じ、次のとおり取り扱います。 ①　180日以下 「初期生活習慣病入院一時金が支払われる最終の入院」と「次の入院」を1回の入院とみなします。 ②　181日以上 「次の入院」を新たな入院とみなします。
(3)　初期生活習慣病入院一時金の支払限度	①　1回の入院について1回とします。 ②　通算して30回とします。
(4)　被保険者が、異なる初期生活習慣病を直接の原因として2回以上入院をしたとき	それぞれの入院について、そのつど本条の1．の規定を適用します。
(5)　被保険者が、初期生活習慣病入院一時金の支払事由に該当する入院の開始時に、異なる初期生活習慣病を併発していたとき	入院開始の直接の原因となった初期生活習慣病により継続して入院したものとみなします。 (注)　特定部位・指定疾病についての不担保の特別条件（第21条）が適用されたことによって初期生活習慣病入院一時金が支払われない入院の開始時に異なる初期生活習慣病を併発していたとき、または入院中に異なる初期生活習慣病を併発したときは、併発した初期生活習慣病の治療を目的とする入院の期間が開始した日をもって、その初期生活習慣病の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
(6)　被保険者が、初期生活習慣病入院一時金の支払事由に該当する入院中に、異なる初期生活習慣病を併発したとき	
(7)　初期生活習慣病以外の事由を直接の原因とする入院中に、初期生活習慣病の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもって初期生活習慣病の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
(8)　継続した入院中に、初期生活習慣病の治療を目的とする入院の期間が断続してあるとき	その初期生活習慣病の治療を目的とする断続した入院は、継続した入院とみなします。

第2条　補足説明

＊5　特約の責任開始の日

第1条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊6　この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

＊7　同一の初期生活習慣病

医学上密接な関係にある一連の初期生活習慣病をいいます。「胆石性膵炎と胆石症」、「腎結石と尿管結石」または「胃潰瘍と十二指腸潰瘍」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の初期生活習慣病として取り扱います。

項　目	内　容
(9)　初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じ、支払うべき初期生活習慣病入院一時金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき初期生活習慣病入院一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表1（P.894参照）

3　一時金の支払請求手続について

第3条　初期生活習慣病入院一時金の支払請求手続

1．初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.895参照）

4　保険料の払込免除について

第4条　特約の保険料の払込免除

1．主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1)　主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
(2)　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5　保険期間および保険料払込期間について

第5条　特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6　保険料の払込みについて

第6条　特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第5条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第15条）されたものとします。

第７条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第２条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1)　初期生活習慣病入院一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2)　(1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7　失効と復活について

第８条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第９条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第９条　補足説明

＊１　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8　告知義務と解除について

第10条　告知義務

1．会社は、この特約の締結または復活（第９条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第４条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第11条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結または復活（第９条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第10条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。
2．会社は、初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第４条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

(1)　初期生活習慣病入院一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
(2)　すでに初期生活習慣病入院一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
(3)　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、初期生活習慣病入院一時金の支払事由または保

険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、初期生活習慣病入院一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第12条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第11条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結または復活（第９条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第10条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第10条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第４条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第10条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第13条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第12条　補足説明

＊１　保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日

第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

⑴　保険契約者または被保険者が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第４条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、初期生活習慣病入院一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その初期生活習慣病入院一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　初期生活習慣病入院一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに初期生活習慣病入院一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第11条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

9　内容の変更について

第14条　初期生活習慣病入院一時金額の減額

１．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって初期生活習慣病入院一時金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の初期生活習慣病入院一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
２．初期生活習慣病入院一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第15条）されたものとして取り扱います。
⑵　初期生活習慣病入院一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第13条　補足説明

＊１　一時金
この特約の一時金または保険料の払込免除をいいます。

10 解約等について

第15条 特約の解約

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第16条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴ 被保険者が死亡したとき
⑵ 主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶ この特約による初期生活習慣病入院一時金の支払回数が通算して30回に達したとき

第17条 返戻金

1．この特約には返戻金はありません。
2．主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第18条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第19条 管轄裁判所

この特約における初期生活習慣病入院一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第20条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12 特則について

第21条 特別条件を付ける場合の特則

1．この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴から⑶のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。
⑴ 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。
⑵ 初期生活習慣病入院一時金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が初期生活習慣病入院一時金の支払事由（第２条）に該当し、初期生活習慣病入院一時金を支払うべきときは、初期生活習慣病入院一時金額に次の表の割合を乗じた金額

第21条 補足説明

＊１ 会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

を支払います。

削減期間＼保険年度	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶ 特定部位または指定疾病についての不担保
身体の特定部位および指定疾病（別表３★）のうち、この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位または疾病の治療を直接の目的として、会社の定める期間中に被保険者が入院したときは、これに対応する初期生活習慣病入院一時金は支払いません。

２．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴ この特約が効力を失ったとき（第８条）は、第９条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

⑵ この特約の更新（第23条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
① 割増保険料の払込み	第23条（主契約が更新される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
② 初期生活習慣病入院一時金の削減支払	ア．削減期間中は、第23条（主契約が更新される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた初期生活習慣病入院一時金の削減支払の条件は適用されません。
③ 特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり更新を取り扱います。 ア．更新日の前日までに不担保期間が満了していないときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．更新日の前日までに不担保期間が満了しているときは、更新後特約には更新前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑶ 保険期間が終身の特約への変更（第24条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
① 割増保険料の払込み	第24条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
② 初期生活習慣病入院一時金の削減支払	ア．削減期間中は、第24条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた初期生活習慣病入院一時金の削減支払の条件は適用されません。

第21条 補足説明

＊２ 変更後特約
保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
③　特定部位または指定疾病についての不担保	次のとおり変更を取り扱います。 ア．変更日の前日までに不担保期間が満了していないときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。 イ．変更日の前日までに不担保期間が満了しているときは、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた特定部位または指定疾病についての不担保の条件は適用されません。

⑷　割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

★別表３（P.895参照）

第22条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第23条　主契約が更新される場合の特則

１．主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の初期生活習慣病入院一時金額	更新前特約の保険期間満了日の初期生活習慣病入院一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の初期生活習慣病入院一時金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　初期生活習慣病入院一時金の支払い（第２条）、保険料の払込免除（第４条）、告知義務違反による解除（第11条・第12条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第７条）および特約の消滅（第16条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、更新後の初期生活習慣病入院

第22条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

一時金額について、更新前特約の保険期間満了日の初期生活習慣病入院一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第24条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1．主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

2．保険期間が終身の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　変更後特約*2の初期生活習慣病入院一時金額	変更前特約の保険期間満了日*3の初期生活習慣病入院一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の初期生活習慣病入院一時金額を変更することができます。
⑶　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第２条）、保険料の払込免除（第４条）、告知義務違反による解除（第11条・第12条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第７条）および特約の消滅（第16条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑷　変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の１．に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、変更後の初期生活習慣病入院一時金額について、変更前特約の保険期間満了日*3の初期生活習慣病入院一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の

第24条　補足説明

＊１　主契約の変更日
本条において「変更日」といいます。

＊２　変更後特約
保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当初期生活習慣病入院一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

＊３　保険期間満了日
この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に初期生活習慣病入院一時金が支払われるべきときは、第２条（初期生活習慣病入院一時金の支払い）の２．－⑼を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑼　初期生活習慣病入院一時金の支払事由が生じ、支払うべき初期生活習慣病入院一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき初期生活習慣病入院一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

⑵　主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第25条　補足説明

＊１　被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表１　初期生活習慣病入院一時金の支払対象となる「初期生活習慣病」

初期生活習慣病入院一時金の支払対象となる「初期生活習慣病」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

	傷病名		分類項目	基本分類コード
(1)	膵疾患		急性膵炎	K85
			その他の膵疾患	K86
			他に分類される疾患における胆のう〈嚢〉、胆道および膵の障害（K87）のうち、	
			他に分類される疾患における膵の障害	K87.1
(2)	胆嚢・胆管疾患		胆石症	K80
			胆のう〈嚢〉炎	K81
			胆のう〈嚢〉のその他の疾患	K82
			胆道のその他の疾患	K83
			他に分類される疾患における胆のう〈嚢〉、胆道および膵の障害（K87）のうち、	
			他に分類される疾患における胆のう〈嚢〉および胆道の障害	K87.0
			消化器系の処置後障害、他に分類されないもの（K91）のうち、	
			胆のう〈嚢〉摘出〈除〉後症候群	K91.5
(3)	脾疾患		脾疾患	D73
(4)	消化管潰瘍		食道のその他の疾患（K22）のうち、	
			食道潰瘍	K22.1
			胃潰瘍	K25
			十二指腸潰瘍	K26
			部位不明の消化性潰瘍	K27
			胃空腸潰瘍	K28
			クローン<Crohn>病［限局性腸炎］	K50
			潰瘍性大腸炎	K51
			肛門および直腸のその他の疾患（K62）のうち、	
			肛門および直腸の潰瘍（ただし、肛門は除く。）	K62.6
			腸のその他の疾患（K63）のうち、	
			腸潰瘍	K63.3
(5)	痛風		痛風	M10
			他に分類されるその他の疾患における関節障害（M14）のうち、	
			酵素欠損およびその他の遺伝性障害による痛風性関節障害	M14.0
			プリンおよびピリミジン代謝障害	E79
(6)	尿路結石		腎結石および尿管結石	N20
			下部尿路結石	N21
			他に分類される疾患における尿路結石	N22
(7)	特定動脈疾患	一過性脳虚血発作	一過性脳虚血発作および関連症候群	G45
		末梢動脈疾患	アテローム〈じゅく〈粥〉状〉硬化(症)（Ｉ70）のうち、	
			(四)肢の動脈のアテローム〈じゅく〈粥〉状〉硬化(症)（閉塞性動脈硬化症に限る。）	Ｉ70.2
			全身性および詳細不明のアテローム〈じゅく〈粥〉状〉硬化(症)（閉塞性動脈硬化症に限る。）	Ｉ70.9
			大動脈瘤および解離	Ｉ71
			その他の動脈瘤	Ｉ72
			その他の末梢血管疾患（Ｉ73）のうち、	
			閉塞性血栓血管炎［ビュルガー＜バージャー＞<Buerger>病］	Ｉ73.1
			動脈の塞栓症および血栓症	Ｉ74
			動脈および細動脈のその他の障害	Ｉ77
			腎および尿管のその他の障害、他に分類されないもの（N28）のうち、	
			腎虚血および腎梗塞	N28.0
			腸の血行障害（K55）のうち、	
			腸の急性血行障害	K55.0
			腸の慢性血行障害	K55.1

別表２　初期生活習慣病入院一時金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
初期生活習慣病入院一時金の支払い	⑴　初期生活習慣病入院一時金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 ⑶　初期生活習慣病入院一時金の受取人の戸籍抄本 ⑷　初期生活習慣病入院一時金の受取人の印鑑証明書 ⑸　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表３　特定部位および指定疾病一覧表

特定部位および指定疾病
１．眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
２．鼻（副鼻腔を含む。）
３．耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
４．口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
５．甲状腺
６．咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
７．肺臓・胸膜・気管・気管支
８．胃・十二指腸（この臓器の手術にともなって空腸の手術を受けたときは空腸も含む。）
９．肝臓・胆嚢・胆管
10．膵臓
11．盲腸（虫様突起を含む。）
12．大腸・小腸
13．直腸・肛門
14．腎臓・尿管
15．膀胱・尿道
16．前立腺
17．睾丸・副睾丸
18．乳房（乳腺を含む。）
19．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）
20．頸椎部（当該神経を含む。）
21．胸椎部（当該神経を含む。）
22．腰椎部（当該神経を含む。）
23．右上肢（右肩関節部を含む。）
24．左上肢（左肩関節部を含む。）
25．右下肢（右股関節部を含む。）
26．左下肢（左股関節部を含む。）
27．鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニアまたは大腿ヘルニアが生じた場合に限る。）
28．鎖骨
29．皮膚（頭皮および口唇を含む。）
30．妊娠子宮（異常妊娠もしくは異常分娩が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）
31．仙骨部・尾骨部（当該神経を含む。）
32．食道
42．顔面部（口唇裂・顎裂・口蓋裂およびこれらの合併の場合に限る。）
43．上顎骨・下顎骨・顎関節
44．甲状腺・副甲状腺
45．食道・胃・十二指腸
46．食道・胃・小腸（十二指腸、空腸、回腸を含む。）・大腸（盲腸、結腸、直腸を含む。）
47．肝臓（肝内胆管を含む。）
48．胆嚢・胆管（肝内胆管を含まない。）
49．脾臓
50．腎臓・尿管・膀胱・尿道
51．睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢（陰嚢を含む。）
52．子宮・卵巣・卵管（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合を含む。）・妊娠糖尿病
53．妊娠子宮（異常妊娠、異常分娩もしくは異常産褥が生じた場合または帝王切開を受けた場合に限る。）・妊娠糖尿病
54．頸椎部・腰椎部（当該神経を含む。）

特定部位および指定疾病
55. 腰椎部・仙骨部（当該神経を含む。）
56. 脊椎部（当該神経を含む。）
57. 上肢（肩関節部を含む。）
58. 下肢（股関節部を含む。）
59. 上肢・下肢（肩関節部・股関節部を含む。）
60. 痛風（痛風結節、痛風性関節炎、高尿酸血症を含む。）・尿路結石（腎結石、尿管結石、膀胱結石、尿道結石をいう。）
61. 末梢動脈疾患

無配当７大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色……898

1　保障の開始について
第１条　特約の保険期間開始の時……898
第２条　特約の責任開始の時……898

2　一時金の支払いについて
第３条　７大疾病一時金の支払い……898

3　７大疾病一時金の支払請求手続について
第４条　７大疾病一時金の支払請求手続……902

4　保険料の払込免除について
第５条　特約の保険料の払込免除……902

5　保険期間および保険料払込期間について
第６条　特約の保険期間および保険料払込期間……902

6　保険料の払込みについて
第７条　特約の保険料の払込み……902
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……903

7　失効と復活について
第９条　特約の失効……903
第10条　特約の復活……903

8　無効について
第11条　この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効……903
第12条　この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い……904

9　告知義務と解除について
第13条　告知義務……905
第14条　告知義務違反による解除……905
第15条　告知義務違反による解除ができないとき……905
第16条　重大事由による解除……906

10　内容の変更について
第17条　７大疾病一時金額の減額……906

11　解約等について
第18条　特約の解約……907
第19条　特約の消滅……907
第20条　返戻金……907

12　その他
第21条　社員配当金……907
第22条　管轄裁判所……907
第23条　普通保険約款の規定の準用……907

13　特則について
第24条　特別条件を付ける場合の特則……907
第25条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則……908
第26条　主契約が更新される場合の特則……908
第27条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則……909
第28条　５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等に付加する場合の特則……910
第29条　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則……910

別表１　１．７大疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物……912
　　２．悪性新生物および上皮内新生物の定義……912
　　３．悪性新生物および上皮内新生物の診断確定……912
　　４．新生物の形態の性状コード……912
別表２　１．７大疾病一時金の支払対象となる「がん以外の７大疾病」……913
　　２．急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義……914
別表３　入院日数が１日以上の入院……914
別表４　１．急性心筋梗塞、拡張型心筋症、狭心症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤等、大動脈瘤等についての７大疾病一時金の支払対象となる手術……914
　　２．糖尿病性網膜症についての７大疾病一時金の支払対象となる手術……914
　　３．糖尿病性壊疽についての７大疾病一時金の支払対象となる切断術……914
別表５　７大疾病一時金の支払請求に必要な書類……914
別表６　同一種類の臓器……915

無配当７大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施　2019.10.2）

この特約の特色	
目的・内容	７大疾病による所定の入院・状態・手術に対する保障
給付金の種類	７大疾病一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約、５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）契約または無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1　保障の開始について

第１条　特約の保険期間開始の時

１．この特約の保険期間開始の時は、次のとおりとします。

承諾の時期	保険期間開始の時
⑴　会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の保険期間開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第13条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

２．本条の１．に規定する保険期間開始の時を含む日をこの特約の保険期間開始の日とします。

３．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第２条　特約の責任開始の時

この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

給付の種類	責任開始の時
⑴　別表１★に定めるがん（以下「がん」といいます。）を直接の原因とする７大疾病一時金（以下「がん給付」といいます。）	保険期間開始の日（第１条）からその日を含めて90日を経過した日の翌日*1
⑵　別表２★に定めるがん以外の７大疾病（以下「がん以外の７大疾病」といいます。）を直接の原因とする７大疾病一時金（以下「がん給付以外の給付」といいます。）	保険期間開始の時*2（第１条）

★別表１（P.912参照）、別表２（P.913参照）

第２条　補足説明

＊１　保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日

「がん給付の責任開始の時」といいます。

＊２　保険期間開始の時

「がん給付以外の給付の責任開始の時」といいます。

2　一時金の支払いについて

第３条　７大疾病一時金の支払い

１．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、７大疾病一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して７大疾病一時金をその受取人に支払います。

	支払事由（７大疾病一時金を支払う場合）	金　額	受取人
７大疾病一時金	被保険者が、次のいずれかに該当したとき (1)　がん この特約の「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定（別表１★に定めるところによります。以下同じ。）されたことのない被保険者が、この特約の「がん給付」の責任開始の時*1以後保険期間中にがんと診断確定されたとき (2)　急性心筋梗塞、拡張型心筋症または狭心症 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ①　急性心筋梗塞（別表２★）（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が１日以上の入院（別表３★）を開始したとき、もしくは手術（別表４★）を受けたとき ②　拡張型心筋症（別表２★）（以下「拡張型心筋症」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が１日以上の入院（別表３★）を開始したとき、もしくは手術（別表４★）を受けたとき ③　狭心症（別表２★）（以下「狭心症」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として手術（別表４★）を受けたとき (3)　脳卒中または脳動脈瘤 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、次のいずれかに該当したとき ①　脳卒中（別表２★）（以下「脳卒中」といいます。）を発病した場合で、その疾病の治療を直接の目的として入院日数が１日以上の入院（別表３★）を開始したとき、もしくは手術（別表４★）を受けたとき ②　脳動脈瘤（別表２★）（以下「脳動脈瘤」といいます。）が生じ、それが破裂したと医師によって診断されたとき、または脳動脈瘤が生じ、その治療を直接の目的として手術（別表４★）を受けたとき (4)　慢性腎不全 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、慢性腎不全（別表２★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①　慢性腎臓病のステージ４またはステージ５（別表２★）（以下「慢性腎臓病」といいます。）と医師によって診断されたとき ②　その疾病の治療を直接の目的として腎移植手術を受けたとき	７大疾病一時金額	主契約の入院給付金受取人

第３条　補足説明

＊１　この特約の「がん給付」の責任開始の時

第２条（特約の責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われた場合には、最終の復活の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。

＊２　この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時

第２条（特約の責任開始の時）の規定により、「がん給付以外の給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

	支払事由（７大疾病一時金を支払う場合）	金　額	受取人
７大疾病一時金	⑸　肝硬変 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、肝硬変（別表２★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①　肝硬変（別表２★）と医師によって診断されたとき ②　その疾病により生じた食道静脈瘤もしくは胃静脈瘤（別表２★）（以下「食道静脈瘤等」といいます。）が破裂したと医師によって診断されたとき、またはその疾病により生じた食道静脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表４★）を受けたとき ③　その疾病の治療を直接の目的として肝移植手術を受けたとき	７大疾病一時金額	主契約の入院給付金受取人
	⑹　糖尿病 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、糖尿病（別表２★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①　糖尿病性網膜症（別表２★）と医師によって診断されたとき ②　その疾病により糖尿病性網膜症または糖尿病性壊疽（別表２★）（以下「糖尿病合併症」といいます。）を発病し、その治療を直接の目的として手術（別表４★）を受けたとき		
	⑺　高血圧性疾患 この特約の「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2以後保険期間中に、高血圧性疾患（別表２★）を発病した場合で、次のいずれかに該当したとき ①　その疾病により生じた大動脈瘤（別表２★）もしくは解離性大動脈瘤（別表２★）（以下、「大動脈瘤等」といいます。）と医師によって診断されたとき ②　その疾病により生じた大動脈瘤等が破裂したと医師によって診断されたとき ③　その疾病により生じた大動脈瘤等の治療を直接の目的として手術（別表４★）を受けたとき		

２．７大疾病一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
①　被保険者が、その他の疾病または傷害の治療を直接の原因とする入院中に、急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を開始したとき	急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を開始した日に、急性心筋梗塞、拡張型心筋症または脳卒中の治療を直接の目的とする入院を開始したものとみなします。
②　被保険者が、同時に７大疾病一時金の支払事由に複数該当したとき	７大疾病一時金を重複しては支払いません。

項　目	内　容
③　被保険者が、７大疾病一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて１年以内に新たに７大疾病一時金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する７大疾病一時金は支払いません。
④　被保険者が、７大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて１年を経過した日の翌日」以後、新たに７大疾病一時金の支払事由に該当したとき	新たに該当した支払事由に対する７大疾病一時金を支払います。ただし、次のいずれかの場合には、それぞれ次の要件を満たすことを必要とします。 ア．がんの場合 新たながん*3の診断確定であること イ．急性心筋梗塞、狭心症または脳卒中の場合 それぞれ急性心筋梗塞、狭心症または脳卒中を新たに発病していること ウ．脳動脈瘤、食道静脈瘤等、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等の場合 それぞれ脳動脈瘤、食道静脈瘤等、糖尿病性壊疽または大動脈瘤等が新たに生じていること
⑤　以下の支払事由に該当した場合の７大疾病一時金の支払限度 ア．医師の診断による慢性腎臓病 イ．医師の診断による肝硬変 ウ．医師の診断による糖尿病性網膜症 エ．医師の診断による大動脈瘤等 オ．拡張型心筋症	保険期間を通じてそれぞれ１回とします。
⑥　被保険者が、７大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて１年を経過した日の翌日」にがんの治療を直接の目的とする継続入院中のとき	その日に新たながん*3と診断確定されたものとみなして、７大疾病一時金を支払います。
⑦　被保険者が、７大疾病一時金が支払われた「最終の支払事由該当日からその日を含めて１年を経過した日の翌日」以後、がんの治療を直接の目的として入院したとき	新たながん*3の診断確定がない場合でも、その入院の開始日に新たながん*3と診断確定されたものとみなして、７大疾病一時金を支払います。
⑧　被保険者が、「がん給付以外の給付」の責任開始の時*2前に発病した「がん以外の７大疾病」を原因として、７大疾病一時金の支払事由に該当したとき	この特約の付加の際*4に会社の承諾した範囲内で７大疾病一時金を支払います。ただし、告知義務違反（第14条）があったときは、この限りではありません。

第３条　補足説明

＊３　新たながん
原発病巣、再発・転移病巣の如何を問いません。

＊４　この特約の付加の際
この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

項　目	内　容
⑨　７大疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき７大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき７大疾病一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表１（P.912参照）、別表２（P.913参照）、別表３（P.914参照）、別表４（P.914参照）

3　７大疾病一時金の支払請求手続について

第４条　７大疾病一時金の支払請求手続

１．７大疾病一時金の支払事由（第３条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
２．７大疾病一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表５★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
３．本条の２．の規定にかかわらず、７大疾病一時金の支払事由が生じ、かつ、主契約の入院給付金の請求があったときは、７大疾病一時金についてその受取人から請求があったものとして取り扱います。

★別表５（P.914参照）

4　保険料の払込免除について

第５条　特約の保険料の払込免除

１．主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
２．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
⑵　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5　保険期間および保険料払込期間について

第６条　特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6　保険料の払込みについて

第７条　特約の保険料の払込み

１．この特約の保険料は、第６条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。

2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第18条）されたものとします。

第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による７大疾病一時金の支払事由（第３条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1)　７大疾病一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2)　(1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7　失効と復活について

第９条　特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条　特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の１．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第10条　補足説明

＊１　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8　無効について

第11条　この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効

1．被保険者がこの特約の締結の際の告知（第13条）の時前または告知の時から「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定されていた場合には、保険契約者および被保険者が、その事実を知っていた場合、知らなかった場合のいずれについても、この特約は無効とします。
2．本条の１．の場合には、それまでに会社に払い込まれたこの特約の保険料は次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
(1)　告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていたとき	①　その事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったときは、保険契約者に払い戻します。 ②　その事実を保険契約者および被保険者のいずれか１人でも知っていたときは、払い戻しません。
(2)　告知の時前にがんと診断確定されたことのない被保険者が、告知の時からこの特約の「がん給付」の責任開始の時*1の前日までにがんと診断確定されていたとき	保険契約者に払い戻します。

3．本条の１．および２．の規定は、この特約の復活（第10条）の場合に準用します。ただし、それまでに会社に払い込まれた保険料は、その復活の時から無効とする

第11条　補足説明

＊１　この特約の「がん給付」の責任開始の時
第２条（責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

時までの保険料*2とします。

4．本条の３．の場合、この特約はその復活が行われずに、解約（第18条）されたものとして取り扱います。

5．本条の規定にかかわらず、第14条（告知義務違反による解除）または第16条（重大事由による解除）に定めるこの特約の解除の要件を満たすときは、会社は、その規定によりこの特約を解除することができます。

6．本条の適用があるときは、第19条（特約の消滅）の規定は適用しません。

第12条　この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定の場合の特別取扱い

1．第11条（この特約のがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効）の規定にかかわらず、次のすべてに該当する場合で、保険契約者から請求があったときは、本条の２．に規定する特別取扱いを適用し、この特約を無効としません。

⑴　被保険者が、この特約の締結の際の告知（第13条）の時前または告知の時からこの特約の「がん給付」の責任開始の時*1前にがんと診断確定されていたとき

⑵　告知の時前に被保険者ががんと診断確定されていた事実を保険契約者および被保険者のすべてが知らなかったとき

2．特別取扱いの内容は、次のとおりとします。

⑴　第３条（７大疾病一時金の支払い）に規定する７大疾病一時金の支払事由中、「がん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されたことがないこと」を必要とする旨の規定は適用しません。

⑵　第３条（７大疾病一時金の支払い）の規定にかかわらず、がん不担保期間*2中に診断確定されたがんについては、７大疾病一時金を支払いません。

⑶　第３条（７大疾病一時金の支払い）の規定にかかわらず、この特約の締結の際の告知の時前または告知の時からこの特約の「がん給付」の責任開始の時*1前に診断確定されていたがんが生じた臓器と同一種類の臓器（別表６★）に生じたがんについては、がん不担保期間*2経過後でも７大疾病一時金を支払いません。

3．本条の２．に規定する特別取扱いが適用されたこの特約が更新（第26条）されるとき、または保険期間が終身の無配当７大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更（第27条）されるときは、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
本条の２．－⑵の特別取扱い	①　更新日または変更日の前日までにがん不担保期間*2が満了しているとき 更新後特約または変更後特約*3には本条の２．－⑵の特別取扱いは適用されません。 ②　更新日または変更日の前日までにがん不担保期間*2が満了していないとき 更新後特約または変更後特約*3に残余のがん不担保期間*2が引き継がれ、本条の２．－⑵の特別取扱いが引き続き適用されます。
本条の２．－⑶の特別取扱い	更新後特約または変更後特約*3には本条の２．－⑶の特別取扱いが引き続き適用されます。

4．本条の１．から３．の規定は、この特約の復活（第10条）の場合に準用します。

5．保険契約者から主契約の「がん給付」の責任開始の時*4前のがん診断確定の場合の特別取扱いの請求があったときは、この特約の「がん給付」の責任開始の時*1前のがん診断確定の場合の特別取扱いの請求があったものとみなします。

★別表６（P.915参照）

第11条　補足説明

＊２　その復活の時から無効とする時までの保険料

その復活の延滞保険料を含みます。

第12条　補足説明

＊１　この特約の「がん給付」の責任開始の時

第２条（特約の責任開始の時）の規定により、「がん給付」について会社がこの特約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

＊２　がん不担保期間

この特約の保険期間開始の日からその日を含めて５年を経過する日までの期間をいいます。

＊３　変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当７大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

＊４　主契約の「がん給付」の責任開始の時

普通保険約款の規定により、「がん給付」について会社がこの主契約上の責任を開始する時（保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）をいいます。

9 告知義務と解除について

第13条 告知義務

1．会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。

2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、７大疾病一時金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第５条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第14条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、７大疾病一時金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ ７大疾病一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでに７大疾病一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、７大疾病一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、７大疾病一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴ 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵ ⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第15条 告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第14条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴ この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵ 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第13条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶ 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第13条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷ 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸ この特約の保険期間開始の日*2からその日を含めて２年以内に７大疾病一時金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第13条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第15条 補足説明

＊１ 保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２ 特約の保険期間開始の日
第１条（特約の保険期間開始の時）に規定するこの特約の保険期間開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

第16条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

⑴　保険契約者または被保険者が一時金*1を詐取する目的もしくは他人に一時金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　一時金*1の請求に関し、一時金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2．会社は、７大疾病一時金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、７大疾病一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その７大疾病一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　７大疾病一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに７大疾病一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．重大事由による解除の通知については、第14条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

10　内容の変更について

第17条　７大疾病一時金額の減額

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって７大疾病一時金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の７大疾病一時金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
2．７大疾病一時金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　減額分を解約（第18条）されたものとして取り扱います。
⑵　７大疾病一時金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第16条　補足説明

＊1　一時金
この特約の７大疾病一時金または保険料の払込免除をいいます。

11 解約等について

第18条 特約の解約

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第19条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴ 主契約の死亡給付金を支払ったとき
⑵ 主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶ 次の①および②のうち１つ以上に該当した場合で、この特約の保険期間満了日の１年以内に７大疾病一時金が支払われたとき
　① 普通保険約款に定める主契約の更新または終身変更が取扱われない場合
　② 第24条（特別条件を付ける場合の特則）の２．⑵および⑶に定めるこの特約の更新または終身変更が取扱われない場合

第20条 返戻金

1．この特約には返戻金はありません。
2．主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第21条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第22条 管轄裁判所

この特約における７大疾病一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第24条 特別条件を付ける場合の特則

1．この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴および⑵のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。
　⑴ 割増保険料の払込み
　　会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

第24条 補足説明

＊１ 会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

⑵　７大疾病一時金の削減支払

この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者が７大疾病一時金の支払事由（第３条）に該当し、７大疾病一時金を支払うべきときは、７大疾病一時金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。

保険年度／削減期間	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

２．本条の１．の特別条件が付けられたときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　この特約が効力を失ったとき（第９条）は、第10条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

⑵　この特約の更新（第26条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	特約の更新の取扱い
①　割増保険料の払込み	第26条（主契約が更新される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。
②　７大疾病一時金の削減支払	ア．削減期間中は、第26条（主契約が更新される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、更新を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、更新を取り扱います。この場合、更新後特約には更新前特約に適用されていた７大疾病一時金の削減支払の条件は適用されません。

⑶　保険期間が終身の特約への変更（第27条）について、次のとおり取り扱います。

付けられた特別条件	保険期間が終身の特約への変更の取扱い
①　割増保険料の払込み	第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。
②　７大疾病一時金の削減支払	ア．削減期間中は、第27条（主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則）の１．の規定にかかわらず、変更を取り扱いません。 イ．削減期間経過後は、変更を取り扱います。この場合、変更後特約*2には変更前特約に適用されていた７大疾病一時金の削減支払の条件は適用されません。

⑷　割増保険料については、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第25条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

第１条（特約の保険期間開始の時）および第２条（特約の責任開始の時）の規定を準用します。

第26条　主契約が更新される場合の特則

１．主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。

第24条　補足説明

＊２　変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当７大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

項　目	内　容
⑵　更新後特約の７大疾病一時金額	更新前特約の保険期間満了日の７大疾病一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の７大疾病一時金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　７大疾病一時金の支払い（第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、更新後の７大疾病一時金額について、更新前特約の保険期間満了日の７大疾病一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第27条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

１．主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当７大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

２．保険期間が終身の無配当７大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　変更後特約*2の７大疾病一時金額	変更前特約の保険期間満了日*3の７大疾病一時金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の７大疾病一時金額を変更することができます。

第27条　補足説明

＊１　主契約の変更日
本条において「変更日」といいます。

＊２　変更後特約
保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当７大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

＊３　保険期間満了日
この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項　目	内　容
⑶　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　７大疾病一時金の支払い（第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第14条・第15条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）および特約の消滅（第19条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑷　変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、変更後の７大疾病一時金額について、変更前特約の保険期間満了日*3の７大疾病一時金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第28条　５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等*1に付加するときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　第１条の１．－⑴中、「主契約の保険期間開始の時」とあるのを「主契約の責任開始の時」と読み替えます。

⑵　被指定契約*2がある場合で、主契約と被指定契約*2の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に７大疾病一時金が支払われるべきときは、第３条（７大疾病一時金の支払い）の２．⑨を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑨　７大疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき７大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき７大疾病一時金を被指定契約*2の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

第29条　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の⑴から⑵のとおり取り扱います。

第28条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約等

次の⑴または⑵をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約

⑵　５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）契約

＊２　被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

⑴ 被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に７大疾病一時金が支払われるべきときは、第３条（７大疾病一時金の支払い）の２．⑨を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑨　７大疾病一時金の支払事由が生じ、支払うべき７大疾病一時金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき７大疾病一時金を被指定契約*1の死亡保険金受取人または死亡給付金受取人に支払います。

⑵ 主契約の普通保険約款に定めるがん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効に関する規定により主契約が無効となるときは、この特約も無効とし、主契約の保険料を保険契約者に払い戻すときは、会社は、この特約の保険料についても主契約に準じて取り扱います。

第29条　補足説明

＊１　被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1

1．7大疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物

7大疾病一時金の支払対象となる悪性新生物および上皮内新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
消化器の悪性新生物	C15-C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43-C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
腎尿路の悪性新生物	C64-C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00-D07、D09
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明の その他の新生物（D47）のうち、	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
骨髄線維症	D47.4
慢性好酸球性白血病[好酸球増加症候群]	D47.5

2．悪性新生物および上皮内新生物の定義

1．に定める悪性新生物および上皮内新生物のうち、新生物の形態の性状コードが4．に定める悪性または上皮内癌に該当するものをいいます。

3．悪性新生物および上皮内新生物の診断確定

悪性新生物および上皮内新生物の診断確定は、次のいずれかによる必要があります。

⑴ 病理組織学的所見（生検を含みます。）による診断確定
⑵ 病理組織学的検査が行われなかった場合で、その検査が行われなかった理由および画像所見など他の所見による診断確定の根拠が明らかであるときは、その診断確定

4．新生物の形態の性状コード

新生物の形態の性状コードが悪性または上皮内癌に該当するものとは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類腫瘍学（NCC監修）第3.1版（2018年改正版）」に記載された形態の性状コード中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3……悪性、原発部位
／6……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9……悪性、原発部位または転移部位の別不詳

別表2

1．7大疾病一時金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」

7大疾病一時金の支払対象となる「がん以外の7大疾病」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。ただし、「⑴ 急性心筋梗塞、拡張型心筋症」および「⑵ 脳卒中、脳動脈瘤」については、2．によって定義づけられる疾病であることを必要とします。

疾病名		分類項目	基本分類コード
⑴	狭心症	虚血性心疾患（Ⅰ20-Ⅰ25）のうち、 狭心症	 Ⅰ20
		アテローム硬化性心血管疾患と記載されたもの	Ⅰ25.0
		アテローム硬化性心疾患	Ⅰ25.1
		陳旧性心筋梗塞	Ⅰ25.2
		無痛性心筋虚血	Ⅰ25.6
		その他の型の慢性虚血性心疾患	Ⅰ25.8
		慢性虚血性心疾患、詳細不明	Ⅰ25.9
	急性心筋梗塞	虚血性心疾患（Ⅰ20-Ⅰ25）のうち、 急性心筋梗塞	 Ⅰ21
		再発性心筋梗塞	Ⅰ22
	拡張型心筋症	心筋症（Ⅰ42）のうち、 拡張型心筋症	 Ⅰ42.0
⑵	脳卒中	脳血管疾患（Ⅰ60-Ⅰ69）のうち、 くも膜下出血	 Ⅰ60
		脳内出血	Ⅰ61
		脳梗塞	Ⅰ63
	脳動脈瘤	その他の脳血管疾患（Ⅰ67）のうち、 脳動脈壁の解離、非＜未＞破裂性	 Ⅰ67.0
		脳動脈瘤、非＜未＞破裂性	Ⅰ67.1
		頚動脈瘤および解離（頭蓋内に限る。）	Ⅰ72.0
		その他の脳実質外動脈（脳底動脈、頚動脈、椎骨動脈）の動脈瘤および解離（頭蓋内に限る。）	Ⅰ72.5
		椎骨動脈の動脈瘤および解離（頭蓋内に限る。）	Ⅰ72.6
⑶	慢性腎不全	高血圧性腎疾患（Ⅰ12）のうち、 腎不全を伴う高血圧性腎疾患	 Ⅰ12.0
		慢性腎臓病	N18
	慢性腎臓病	慢性腎臓病、ステージ4	N18.4
		慢性腎臓病、ステージ5	N18.5
⑷	肝硬変	アルコール性肝疾患（K70）のうち、 アルコール性肝硬変	 K70.3
		肝線維症および肝硬変（K74）のうち、	
		原発性胆汁性肝硬変	K74.3
		続発性胆汁性肝硬変	K74.4
		胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
		その他および詳細不明の肝硬変	K74.6
	食道静脈瘤	食道静脈瘤	Ⅰ85
	胃静脈瘤	その他の部位の静脈瘤（Ⅰ86）のうち、 胃静脈瘤	 Ⅰ86.4
⑸	糖尿病	糖尿病	E10-E14
	糖尿病性網膜症	糖尿病（E10-E14）のうち、 眼合併症を伴うもの（網膜または硝子体に限る。）	E10.3、E11.3、E12.3、E13.3、E14.3
	糖尿病性壊疽	糖尿病（E10-E14）のうち、 末梢循環合併症を伴うもの	E10.5、E11.5、E12.5、E13.5、E14.5
⑹	高血圧性疾患	高血圧性疾患	Ⅰ10-Ⅰ15
	大動脈瘤、解離性大動脈瘤	大動脈瘤および解離	Ⅰ71

2．急性心筋梗塞、拡張型心筋症、脳卒中、脳動脈瘤の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病（典型的な胸部痛の病歴、新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化および心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇のすべてを満たすことを必要とします。）
拡張型心筋症	心臓の内腔が著しく大きくなり、心臓の収縮力が低下し、重症のうっ血性心不全や治療に抵抗性の不整脈が起こる疾病（他の心疾患との鑑別のために冠動脈造影および心筋生検が施行されていることを必要とします。）
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病（画像診断所見により、脳内に器質的な病変あるいは損傷が認められることを必要とします。）
脳動脈瘤	脳の血管壁の一部に欠損、断裂もしくは解離が生じ、脳動脈が瘤状、嚢状または紡錘状に拡張した疾病（画像診断所見により、器質的な病変が認められることを必要とします。）

別表３　入院日数が１日以上の入院

次の１．から３．のすべてを満たすことを必要とします。

１．入院
　医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表３－２．）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

２．病院または診療所
　次の⑴または⑵のいずれかに該当するものとします。
　⑴　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
　⑵　⑴と同等の日本国外にある医療施設

３．入院日数が１日
　入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

別表４

１．急性心筋梗塞、拡張型心筋症、狭心症、脳卒中、脳動脈瘤、食道静脈瘤等、大動脈瘤等についての７大疾病一時金の支払対象となる手術
　開頭術、開胸術、開腹術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

２．糖尿病性網膜症についての７大疾病一時金の支払対象となる手術
　網膜または硝子体に対する手術をいいます。

３．糖尿病性壊疽についての７大疾病一時金の支払対象となる切断術
　手指については、末節の２分の１以上の切断術、足指については、第１指（母指）は末節の２分の１以上、その他の指は遠位指節間関節以上の切断術をいいます。

別表５　７大疾病一時金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
７大疾病一時金の支払い	⑴　７大疾病一時金支払請求書 ⑵　会社所定の様式による医師の診断書、がんを原因とするときはさらに、病理組織検査報告書 ⑶　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか ⑷　７大疾病一時金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 ⑸　７大疾病一時金の受取人の印鑑証明書 ⑹　最終の保険料の払込みを証明する書類
⑴　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 ⑵　一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 ⑶　被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

別表６　同一種類の臓器

下表の１．～19.、29. および32. ～41. に属する臓器は、それぞれ臓器名が異なる場合または臓器が複数ある場合であっても、これを同一種類の臓器として取り扱います。

同一種類の臓器
１．眼球・眼球付属器（眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含む。）
２．鼻（副鼻腔を含む。）
３．耳（内耳・中耳および外耳を含む。）・乳様突起
４．口腔・歯・舌・顎下腺・耳下腺・舌下腺
５．甲状腺
６．咽頭（扁桃を含む。）・喉頭
７．肺臓・胸膜・気管・気管支
８．胃・十二指腸
９．肝臓・胆嚢・胆管
10. 膵臓
11. 盲腸（虫様突起を含む。）
12. 大腸・小腸
13. 直腸・肛門
14. 腎臓・尿管
15. 膀胱・尿道
16. 前立腺
17. 睾丸・副睾丸
18. 乳房（乳腺を含む。）
19. 子宮（胎盤を含む。）・卵巣・卵管
29. 皮膚（頭皮および口唇を含む。）
32. 食道
33. 胸腺・心臓・縦隔
34. 骨・関節・関節軟骨
35. 造血組織・リンパ組織（血液・骨髄・脾臓・リンパ節を含む。）
36. 末梢神経・自律神経系
37. 後腹膜・腹膜
38. 結合組織・皮下組織・軟部組織（血管・軟骨・筋・リンパ管を含む。）
39. 髄膜・脳・脳神経・脊髄
40. 副腎
41. １．～19.、29. および32. ～40. 以外の臓器（ただし、臓器名が同一のものに限る。）

無配当メンタル疾患特約目次

この特約の特色……917

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……917

2　給付金の支払いについて
第２条　メンタル疾患給付金の支払い……917
第３条　免責事由……919

3　給付金の支払請求手続について
第４条　メンタル疾患給付金の支払請求手続……919

4　保険料の払込免除について
第５条　特約の保険料の払込免除……919

5　保険期間および保険料払込期間について
第６条　特約の保険期間および保険料払込期間……920

6　保険料の払込みについて
第７条　特約の保険料の払込み……920
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……920

7　失効と復活について
第９条　特約の失効……920
第10条　特約の復活……920

8　告知義務と解除について
第11条　告知義務……920
第12条　告知義務違反による解除……921
第13条　告知義務違反による解除ができないとき……921
第14条　重大事由による解除……921

9　内容の変更について
第15条　メンタル疾患給付金額の減額……922

10　解約等について
第16条　特約の解約……923
第17条　特約の消滅……923
第18条　返戻金……923

11　その他
第19条　社員配当金……923
第20条　管轄裁判所……923
第21条　普通保険約款の規定の準用……923

12　特則について
第22条　特別条件を付ける場合の特則……924
第23条　主契約に被指定契約がある場合の特則……924

別表１　メンタル疾患……925
別表２　メンタル疾患給付金の支払いの請求に必要な書類……925

無配当メンタル疾患特約

（実施　2017.4.3）

この特約の特色	
目的・内容	所定のメンタル疾患に対する保障
給付金の種類	メンタル疾患給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、５年ごと利差配当付収入サポート保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第11条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　給付金の支払いについて

第２条　メンタル疾患給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、メンタル疾患給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応してメンタル疾患給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（メンタル疾患給付金を支払う場合）	金　額	受取人
メンタル疾患給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす入院*1を60日継続したとき ⑴　この特約の責任開始の時*2以後に生じたメンタル疾患（別表１★）を直接の原因とする入院 ⑵　⑴のメンタル疾患（別表１★）の治療を直接の目的とする入院 ⑶　病院または診療所*3への入院	メンタル疾患給付金額	主契約の収入サポート年金受取人

第２条　補足説明

＊１　入院

医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所*3に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。

＊２　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊３　病院または診療所

次の⑴または⑵のいずれかに該当するものとします。

⑴　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所

⑵　⑴と同等の日本国外にある医療施設

2．メンタル疾患給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じたメンタル疾患（別表１★）を原因としてメンタル疾患給付金の支払事由に規定する被保険者の状態に該当したとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後のメンタル疾患（別表１★）によるものとみなします。 ①　この特約の責任開始の日*4からその日を含めて２年を経過した後に入院を開始した場合 ②　この特約の付加の際*5に、会社が、告知（第11条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後のメンタル疾患（別表１★）によるものとみなしません。 ③　その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後のメンタル疾患（別表１★）によるものとみなしません。
⑵　被保険者が、この特約の保険期間中にメンタル疾患給付金の支払事由に定める入院を開始した場合で、その入院が次のいずれかの事由が生じた日を含んで継続したとき ①　この特約の保険期間が満了したとき ②　第17条（特約の消滅）の１．－⑵の規定により、この特約が消滅したとき	その継続した入院について、保険期間中の入院とみなします。
⑶　被保険者が、メンタル疾患（別表１★）により、転入院または再入院したとき	転入院または再入院したことを証明する書類があり、かつ、退院日の当日または翌日に転入院または再入院したときは、継続した入院とみなします。
⑷　メンタル疾患（別表１★）以外の事由を直接の原因とする入院中に、メンタル疾患（別表１★）の治療を目的とする入院の期間があるとき	その期間が開始した日をもってメンタル疾患（別表１★）の治療を目的とする入院を開始したものとして取り扱います。
⑸　メンタル疾患給付金の支払事由が生じ、支払うべきメンタル疾患給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の収入サポート年金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべきメンタル疾患給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表１（P.925参照）

第２条　補足説明

＊４　特約の責任開始の日

第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊５　この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

第3条　免責事由

1．支払事由（第2条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、メンタル疾患給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じてもメンタル疾患給付金を支払わない場合）
メンタル疾患給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1)　保険契約者の故意または重大な過失 (2)　被保険者の故意または重大な過失 (3)　被保険者の犯罪行為 (4)　被保険者の精神障害を原因とする事故 (5)　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)　頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9)　地震、噴火または津波 (10)　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によってメンタル疾患給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、メンタル疾患給付金の金額の一部または全部を支払います。

3　給付金の支払請求手続について

第4条　メンタル疾患給付金の支払請求手続

1．メンタル疾患給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．メンタル疾患給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.925参照）

4　保険料の払込免除について

第5条　特約の保険料の払込免除

1．主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1)　主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

(2)　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第3条　補足説明

＊1　他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

5 保険期間および保険料払込期間について

第6条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第16条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約によるメンタル疾患給付金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

⑴ メンタル疾患給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
⑵ ⑴の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効と復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第10条 補足説明

＊1 復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

8 告知義務と解除について

第11条 告知義務

1．会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、メンタル疾患給付金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを

必要とします。ただし、会社が指定した医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第12条　告知義務違反による解除

1．この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、メンタル疾患給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　メンタル疾患給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでにメンタル疾患給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、メンタル疾患給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、メンタル疾患給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第13条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第12条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内にメンタル疾患給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第14条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第13条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

⑴ 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵ 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸ 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、メンタル疾患給付金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、メンタル疾患給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、そのメンタル疾患給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ メンタル疾患給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでにメンタル疾患給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第12条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

9 内容の変更について

第15条 メンタル疾患給付金額の減額

１．保険契約者は、将来に向かってメンタル疾患給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後のメンタル疾患給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
２．メンタル疾患給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 減額分を解約（第16条）されたものとして取り扱います。
⑵ メンタル疾患給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第14条 補足説明

＊１ 給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

10 解約等について

第16条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第17条 特約の消滅

1．次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴ この特約のメンタル疾患給付金を支払ったとき
⑵ 主契約の第１回収入サポート年金または死亡給付金を支払ったとき*1
⑶ 主契約の死亡給付金の免責事由に該当したとき
⑷ 主契約が被保険者の死亡以外の事由によって消滅したとき

2．本条の１．－⑵に該当したときは、会社は、この特約の責任準備金をその受取人に支払います。
3．本条の１．－⑶に該当し、保険契約者に責任準備金が支払われるときは、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

第18条 返戻金

1．この特約が、次のいずれかに該当したときは、会社は、返戻金を保険契約者に支払います。

⑴ この特約の保険期間中に効力を失ったとき（第９条）
⑵ 解除または解約（第16条）されたとき
⑶ 第17条（特約の消滅）の１．－⑷の規定により消滅したとき

2．この特約の返戻金額は、主契約の返戻金額とあわせて保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

11 その他

第19条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第20条 管轄裁判所

この特約におけるメンタル疾患給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第21条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第17条 補足説明

＊1 主契約の第１回収入サポート年金または死亡給付金を支払ったとき

主契約の第１回収入サポート年金または死亡給付金の支払事由が生じた時にさかのぼって、この特約は消滅します。

12 特則について

第22条 特別条件を付ける場合の特則

1．この特約を主契約に付加する際、被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、会社は、その危険の種類および程度に応じて、次の⑴および⑵のうち１つまたは２つ以上の特別条件を付けることがあります。

⑴ 割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

⑵ メンタル疾患給付金の削減支払
この特約の付加日から会社の定める削減期間中に被保険者がメンタル疾患給付金の支払事由（第２条）に該当し、メンタル疾患給付金を支払うべきときは、メンタル疾患給付金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害によって支払事由に該当したときは、メンタル疾患給付金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度／削減期間	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

2．本条の１．の特別条件が付けられたこの特約が効力を失ったとき（第９条）は、第10条（特約の復活）の規定にかかわらず、効力を失った日からその日を含めて２年を経過した後は、この特約の復活は取り扱いません。

第22条 補足説明

＊１ 会社の定める基準に適合しない場合
保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

第23条 主契約に被指定契約がある場合の特則

主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、メンタル疾患給付金が支払われるべきときは、第２条（メンタル疾患給付金の支払い）の２．－⑸を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑸ メンタル疾患給付金の支払事由が生じ、支払うべきメンタル疾患給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の収入サポート年金受取人が被保険者の場合には、支払うべきメンタル疾患給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第23条 補足説明

＊１ 被指定契約
主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表1　メンタル疾患

「メンタル疾患」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

メンタル疾患の種類	分類項目	基本分類コード
精神および行動の障害	◎症状性を含む器質性精神障害（F00-F09）中の	
	○器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの	F04
	○せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中の	
	・せん妄、認知症に重ならないもの	F05.0
	・その他のせん妄	F05.8
	・せん妄、詳細不明	F05.9
	○脳の損傷および機能不全ならびに身体疾患によるその他の精神障害	F06
	○脳の疾患、損傷および機能不全による人格および行動の障害	F07
	○詳細不明の器質性または症状性精神障害	F09
	◎精神作用物質使用による精神および行動の障害（F10－F19）中の	
	○アルコール使用＜飲酒＞による精神障害および行動の障害	F10
	○カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害（F 15）中の	
	・カフェインによる精神および行動の障害	F15.0a、F15.1a、F15.3a、F15.4a、F15.5a、F15.6a、F15.7a、F15.8a、F15.9a
	○タバコ使用＜喫煙＞による精神障害および行動の障害	F17
	◎統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F20－F29
	◎気分〔感情〕障害	F30－F39
	◎神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F40－F48
	◎生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群（F50－F59）中の	
	○摂食障害	F50
	○非器質性睡眠障害	F51
	○産じょく〈褥〉に関連した精神および行動の障害、他に分類されないもの	F53
	○他に分類される障害または疾病に関連する心理的または行動的要因	F54
	○生理的障害および身体的要因に関連した詳細不明の行動症候群	F59
	◎成人の人格および行動の障害	F60－F69
	◎詳細不明の精神障害（心因（性）反応およびICU症候群に限る。）	F99

別表2　メンタル疾患給付金の支払いの請求に必要な書類

項　目	必要書類
メンタル疾患給付金の支払い	(1)　メンタル疾患給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (3)　メンタル疾患給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　メンタル疾患給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　最終の保険料の払込みを証明する書類

(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
(2)　給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。

無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色……927

1　用語の意義について
第１条　用語の意義……927

2　保障の開始について
第２条　特約の責任開始の時……927

3　給付金等の支払いについて
第３条　給付金・一時金の支払い……928
第４条　免責事由……930

4　給付金等の支払請求手続について
第５条　給付金・一時金の支払請求手続……931

5　保険料の払込免除について
第６条　特約の保険料の払込免除……931

6　保険期間および保険料払込期間について
第７条　特約の保険期間および保険料払込期間……931

7　保険料の払込みについて
第８条　特約の保険料の払込み……932
第９条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……932

8　失効と復活について
第10条　特約の失効……932
第11条　特約の復活……932

9　告知義務と解除について
第12条　告知義務……932
第13条　告知義務違反による解除……932
第14条　告知義務違反による解除ができないとき……933
第15条　重大事由による解除……933

10　内容の変更について
第16条　通院給付金日額の減額……934

11　解約等について
第17条　特約の解約……935
第18条　特約の消滅……935
第19条　返戻金……935

12　その他
第20条　社員配当金……935
第21条　管轄裁判所……935
第22条　普通保険約款の規定の準用……935

13　特則について
第23条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則……935
第24条　主契約が更新される場合の特則……935
第25条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則……936
第26条　主契約に被指定契約がある場合の特則……937

別表１　対象となる不慮の事故……938
別表２　給付金または一時金の支払請求に必要な書類……938

無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施　2020.10.2）

この特約の特色	
目的・内容	通院に対する保障
給付金の種類	⑴　通院給付金 ⑵　通院一時金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、５年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険契約（返戻金なし型）（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1　用語の意義について

第１条　用語の意義

この特約において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用　語	意　義
特約の付加日	次のいずれかの日をいいます。 ⑴　会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合は、主契約の契約成立日。 ⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合は、この特約の責任開始の時以後はじめて到来する主契約の契約成立日の応当日（月単位）。
特約の付加日の応当日（年単位）	この特約の保険期間中にむかえる毎年の特約の付加日に対応する日をいいます。
保険年度	第２条２項に規定する特約の責任開始の日から特約の付加日の１年後の応当日の前日までの期間を第１保険年度とし、以後、特約の付加日の応当日（年単位）ごとに１年を加えて計算します。

2　保障の開始について

第２条　特約の責任開始の時

１．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

２．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

３．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3 給付金等の支払いについて

第3条 給付金・一時金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、給付金または一時金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または一時金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

<table>
<tr><th></th><th>支払事由（給付金等を支払う場合）</th><th>金　額</th><th>受取人</th></tr>
<tr><td>通院給付金</td><td>被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす通院*1をしたとき
(1) この特約の責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因として主契約の入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院の直接の原因となった傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする通院
(2) 病院または診療所*5への通院
(3) (1)に定める入院の退院日*6の翌日以後180日の期間（以下「通院期間*7」といいます。）内における通院</td><td>通院給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、通院給付金の金額は、1回の入院の通院につき、次のとおりとします。
<table><tr><th>第1保険年度</th><th>第2保険年度以後</th></tr><tr><td>（通院給付金日額）
×
（通院日数）
×
50%
ただし、責任開始の時*2以後に生じた傷害*3を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行いません。</td><td>（通院給付金日額）
×
（通院日数）</td></tr></table></td><td rowspan="2">主契約の入院給付金受取人</td></tr>
<tr><td>通院一時金</td><td>被保険者が、この特約の保険期間中に通院給付金が支払われる通院*1を開始したとき</td><td>通院一時金の支払事由が生じた保険年度に応じ、通院一時金の金額は、1回の通院期間につき、次のとおりとします。
<table><tr><th>第1保険年度</th><th>第2保険年度以後</th></tr><tr><td>（通院給付金日額）
×
5
×
50%
ただし、責任開始の時*2以後に生じた傷害*3を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行いません。</td><td>（通院給付金日額）
×
5</td></tr></table></td></tr>
</table>

第3条 補足説明

＊1 通院

医師[A]による治療[B]が必要であり、かつ自宅等での治療[B]が困難なため、病院または診療所*5において、医師[A]による治療[B]を入院によらないで受けることをいいます（往診を含みます）。ただし、平常の生活もしくは業務に従事することに支障がない程度に治った時以降の通院、または通院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的と認められない通院を除きます。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

＊2 特約の責任開始の時

第2条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊3 傷害

特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表1★）を直接の原因とする傷害をいいます。

＊4 疾病

公的医療保険制度[A]による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存[B]は含みません。なお、この特約の責任開始の時*2以後に生じた「不慮の事故（別表1★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：次の(1)から(7)のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

(1) 健康保険法
(2) 国民健康保険法
(3) 国家公務員共済組合法
(4) 地方公務員等共済組合法
(5) 私立学校教職員共済法
(6) 船員保険法
(7) 高齢者の医療の確保に関する法律

B：平成6年10月12日総務庁

2．給付金または一時金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　全般について

項　目	内　容
通院給付金または通院一時金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金または通院一時金がある場合で、その支払い前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき通院給付金または通院一時金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

⑵　通院給付金について

項　目	内　容
①　被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因により入院をしたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなします。 ア．この特約の責任開始の日*8からその日を含めて２年を経過した後に入院を開始した場合 イ．この特約の付加の際*9に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 ウ．その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病*4によるものとみなしません。 エ．責任開始の時*2以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*4を発病したことなどにより、責任開始の時*2前を含めて初めてその入院が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反（第13条）があったときは、この限りではありません。
②　被保険者が、この特約の保険期間満了日を含む通院期間中に通院をしたとき	その通院期間中の通院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。
③　被保険者が、この特約の保険期間中に本条の１．－⑴に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約またはこの特約の保険期間満了日を含んで継続したとき	その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、この特約の保険期間満了後もこの特約の保険期間中の通院とみなします。
④　通院給付金の支払限度日数	ア．１回の入院の通院*10について、45日とします。 イ．通算して1,095日とします。

告示第75号に定められた分類項目中の分類番号Ｆ11.2、Ｆ12.2、Ｆ13.2、Ｆ14.2、Ｆ15.2、Ｆ16.2、Ｆ18.2、Ｆ19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊５　病院または診療所

次の⑴または⑵のいずれかに該当するものとします。

⑴　医療法に定める日本国内にある病院または診療所A

⑵　⑴と同等の日本国外にある医療施設

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容されたときは、その施術所を含みます。

＊６　退院日

被保険者が、本条の１．－⑴に規定する入院を２回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により１回の入院とみなされるときは、最終の入院Aの退院日を本条の１．－⑶の退院日とみなします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が、主契約の普通保険約款に定める１回の入院についての支払限度日数に達したときは、その支払限度日数に達した日を含んだ入院をいいます。

＊７　通院期間

被保険者が、本条の１．－⑴に規定する入院を２回以上した場合で、主契約の普通保険約款の規定により１回の入院とみなされるときは、最初の入院の退院日後、最終の入院Aの入院日までの期間についても通院期間とみなし、それらの通院期間と最終の入院Ａの退院日*6の翌日以後180日の期間を１回の通院期間とします。

A：主契約の入院給付金の支払日数が、主契約の普通保険約款に定める１回の入院についての支払限度日数に達したときは、その支払限度日数に達した日を含んだ入院をいいます。

項　目	内　容
⑤　被保険者が、本条の１．－⑴に規定する入院の開始時に、異なる傷害*3または疾病*4を併発していたとき	その異なる傷害*3または疾病*4について、入院の必要性がある場合*11には、その異なる傷害*3または疾病*4の治療を直接の目的とする通院も通院給付金の支払事由に定める通院に含めます。 なお、第１保険年度中は次のとおり取り扱います。 ア．傷害*3による入院の必要性があり、その傷害*3の治療を直接の目的とする通院日に対する通院給付金の支払金額については、50%の削減を行いません。 イ．疾病*4による入院の必要性があり、その疾病*4の治療を直接の目的とする通院日に対する通院給付金の支払金額については、50%の削減を行います。
⑥　被保険者が、本条の１．－⑴に規定する入院中に、異なる傷害*3または疾病*4を併発したとき	
⑦　被保険者が、主契約の入院給付金が支払われる入院日に通院給付金の支払事由に該当する通院をしたとき	その入院日の通院に対する通院給付金は支払いません。
⑧　被保険者が、同一の日に２回以上の通院をしたとき	１回の通院をしたものとみなします。この場合、２つ以上の原因により通院したときは、最も早く生じた通院の原因*12により通院したものとして取り扱います。
⑨　被保険者が、２つ以上の事由の治療を目的とする１回の通院をしたとき	
⑩　通院給付金が支払われるべき通院期間中に、通院給付金日額が減額（第16条）されたとき	通院給付金日額が減額された日以後の通院日に対する通院給付金の支払金額は、減額後の通院給付金日額に基づいて計算します。
⑪　通院給付金が支払われるべき通院期間中に、通院給付金の受取人が変更されたとき	変更日以後の通院日に対する通院給付金は、変更後の受取人に支払います。
⑫　被保険者が、第１保険年度中に通院給付金の支払事由に定める通院を開始した場合で、その通院が第２保険年度以後も継続したとき	第２保険年度以後の通院日に対する通院給付金の支払については、50%の削減を行いません。

⑶　通院一時金について

項　目	内　容
通院一時金の支払限度	ア．１回の通院期間*7について１回とします。 イ．通算して30回とします。

★別表1（P.938参照）

第４条　免責事由

１．支払事由（第３条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、通院給付金または通院一時金を支払いません。

＊８　特約の責任開始の日
第２条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊９　この特約の付加の際
この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

＊10　１回の入院の通院
主契約の普通保険約款の規定により１回の入院とみなされる入院の通院を含みます。

＊11　入院の必要性がある場合
医師Aによる治療Bが必要であり、かつ自宅等での治療Bが困難なため、病院または診療所*5に入り、常に医師Aの管理下において治療Bに専念する場合をいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な場合に限ります。

A：四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。

B：柔道整復師による施術を含みます。

＊12　最も早く生じた通院の原因
本条の１．－⑴に規定する入院を開始した日に原因が生じたものとして判定します。

	免責事由（支払事由が生じても給付金等を支払わない場合）
通院給付金・通院一時金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって通院給付金等*2の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、通院給付金等*2の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金等の支払請求手続について

第5条 給付金・一時金の支払請求手続

1．給付金または一時金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。

2．給付金または一時金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表2★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表2（P.938参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1．主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。

2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。

(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。

第4条 補足説明

＊1 他覚所見のないもの

医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

＊2 通院給付金等

次の(1)および(2)をいいます。

(1) 通院給付金

(2) 通院一時金

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金または一時金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 給付金または一時金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効と復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第11条 補足説明

＊1 復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

9 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1．会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金、一時金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、給付金、一時金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　給付金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに給付金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、給付金、一時金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金、一時金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に給付金、一時金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第15条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第14条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第２条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

⑴ 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵ 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸ 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、給付金、一時金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金、一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金、一時金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 給付金または一時金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでに給付金または一時金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第16条 通院給付金日額の減額

１．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、通院給付金日額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の通院給付金日額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
２．通院給付金日額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
⑵ 通院給付金日額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第15条 補足説明

＊１ 給付金
この特約の給付金、一時金または保険料の払込免除をいいます。

11 解約等について

第17条 特約の解約

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 被保険者が死亡したとき
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
(3) この特約による通院給付金の支払日数が通算して1,095日に達したとき

第19条 返戻金

1．この特約には返戻金はありません。
2．主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 管轄裁判所

この特約における給付金、一時金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第24条 主契約が更新される場合の特則

1．主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
2．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第23条 補足説明

＊1 この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の通院給付金日額	更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の通院給付金日額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金または一時金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第９条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、更新後の通院給付金日額について、更新前特約の保険期間満了日の通院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

１．主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

２．保険期間が終身の無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　変更後特約*2の通院給付金日額	変更前特約の保険期間満了日*3の通院給付金日額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の通院給付金日額を変更することができます。

第25条　補足説明

＊１　主契約の変更日
本条において「変更日」といいます。

＊２　変更後特約
保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

＊３　保険期間満了日
この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項　目	内　容
⑶　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金または一時金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第９条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑷　変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、変更後の通院給付金日額について、変更前特約の保険期間満了日*3の通院給付金日額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条　主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に通院給付金または通院一時金が支払われるべきときは、第３条２．－⑴を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
通院給付金または通院一時金の支払事由が生じ、支払うべき通院給付金または通院一時金がある場合で、その支払い前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき通院給付金または通院一時金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第26条　補足説明

＊１　被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表１　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

１．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
２．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
３．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．入浴中の溺水
５．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
６．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
７．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
８．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
９．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表２　給付金または一時金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
通院給付金の支払い	(1)　通院給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (3)　通院給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　通院給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　不慮の事故（別表１）を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
通院一時金の支払い	(1)　通院一時金支払請求書 (2)　会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書 (3)　通院一時金の受取人の戸籍抄本 (4)　通院一時金の受取人の印鑑証明書 (5)　不慮の事故（別表１）を原因とするときは、不慮の事故であることを証明する書類および会社所定の様式による医師の診断書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　給付金または一時金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色……940

1　用語の意義について
第１条　用語の意義……940

2　保障の開始について
第２条　特約の責任開始の時……940

3　給付金の支払いについて
第３条　給付金の支払い……941
第４条　免責事由……944

4　給付金の支払請求手続について
第５条　給付金の支払請求手続……945

5　保険料の払込免除について
第６条　特約の保険料の払込免除……945

6　保険期間および保険料払込期間について
第７条　特約の保険期間および保険料払込期間……945

7　保険料の払込みについて
第８条　特約の保険料の払込み……946
第９条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……946

8　失効と復活について
第10条　特約の失効……946
第11条　特約の復活……946

9　告知義務と解除について
第12条　告知義務……946
第13条　告知義務違反による解除……946
第14条　告知義務違反による解除ができないとき……947
第15条　重大事由による解除……947

10　内容の変更について
第16条　特約基準給付金額の減額……948

11　解約等について
第17条　特約の解約……949
第18条　特約の消滅……949
第19条　返戻金……949

12　その他
第20条　社員配当金……949
第21条　管轄裁判所……949
第22条　普通保険約款の規定の準用……949

13　特則について
第23条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則……949
第24条　主契約が更新される場合の特則……949
第25条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則……950
第26条　主契約に被指定契約がある場合の特則……951

別表１　手術加算給付金の支払対象となる「手術」……952
別表２　対象となる不慮の事故……952
別表３　病院または診療所……952
別表４　入院……953
別表５　公的医療保険制度……953
別表６　医科診療報酬点数表……953
別表７　歯科診療報酬点数表……953
別表８　先進医療……953
別表９　非電離放射線の定義……953
別表10　放射線治療給付金の支払対象となる診療行為……953
別表11　給付金の支払請求に必要な書類……954

無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施　2020.10.2）

この特約の特色	
目的・内容	入院中の所定の手術・放射線治療に対する保障
給付金の種類	⑴　手術加算給付金 ⑵　放射線治療加算給付金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、５年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1　用語の意義について

第１条　用語の意義

この特約において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用語	意義
特約の付加日	次のいずれかの日をいいます。 ⑴　会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合は、主契約の契約成立日。 ⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合は、この特約の責任開始の時以後はじめて到来する主契約の契約成立日の応当日（月単位）。
特約の付加日の応当日（年単位）	この特約の保険期間中にむかえる毎年の特約の付加日に対応する日をいいます。
保険年度	第２条２項に規定する特約の責任開始の日から特約の付加日の１年後の応当日の前日までの期間を第１保険年度とし、以後、特約の付加日の応当日（年単位）ごとに１年を加えて計算します。

2　保障の開始について

第２条　特約の責任開始の時

１．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第12条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

２．本条の１.に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

３．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

3 給付金の支払いについて

第3条 給付金の支払い

1．会社は、次の表および本条の2．の規定のとおり、給付金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第4条）に該当するときは支払いません。

<table>
<tr><th></th><th>支払事由（給付金を支払う場合）</th><th>金　額</th><th>受取人</th></tr>
<tr><td rowspan="2">手術加算給付金</td><td>被保険者が、この特約の保険期間中に次のすべてを満たす手術（別表1★）を受けたとき
⑴　この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする手術
⑵　⑴の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする手術
⑶　病院または診療所（別表3★）における手術
⑷　入院日数が1日*4以上の入院（別表4★）中に受けた手術
⑸　次のいずれかに該当する手術
①　公的医療保険制度（別表5★）に基づく医科診療報酬点数表（別表6★）（以下「医科診療報酬点数表」といいます。）に手術料の算定対象として列挙されている手術*5
ただし、次に定める手術は除きます。
ア．創傷処理（創傷処理に伴う縫合術を含みます。）
イ．皮膚切開術
ウ．デブリードマン
エ．骨、軟骨、関節のいずれかに対する整復術、整復固定術、授動術のうち非観血的または徒手的なもの
オ．外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術
カ．皮膚腫瘍または皮下腫瘍の摘出術
キ．会陰（陰門）切開および縫合術（分娩時）または胎児外回転術
ク．抜歯手術
②　先進医療（別表8★）に該当する手術*6</td><td>手術加算給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、手術加算給付金の金額は、手術1回につき、次のとおりとします。
<table><tr><th>第1保険年度</th><th>第2保険年度以後</th></tr><tr><td>（特約基準給付金額）
×
50%
ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行いません。</td><td>（特約基準給付金額）</td></tr></table></td><td rowspan="2">主契約の入院給付金受取人</td></tr>
<tr><td colspan="2">（注）　医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術および同一の先進医療（別表8★）に該当する手術*6は、本条の2．－⑵－③および④の規定により、14日（別表9★に定める非電離放射線による療法の場合には60日）に1回の給付を限度とします。</td></tr>
</table>

第3条 補足説明

＊1　特約の責任開始の時
第2条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第11条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊2　傷害
責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表2★）を直接の原因とする傷害をいいます。

＊3　疾病
公的医療保険制度（別表5★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存Aは含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた「不慮の事故（別表2★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

＊4　入院日数が1日
入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがある場合などをいいます。

＊5　医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術
公的医療保険制度（別表5★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表7★）に手術料の算定対象として列挙されている手術のうち、医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）においても手術料の算定対象として列挙されている手術を含みます。

＊6　先進医療に該当する手術
放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。

<table>
<tr><th></th><th>支払事由（給付金を支払う場合）</th><th>金　額</th><th>受取人</th></tr>
<tr><td>放射線治療加算給付金</td><td>被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす診療行為（別表10★）（以下「放射線治療」といいます。）を受けたとき
⑴　この特約の責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3を直接の原因とする診療行為
⑵　⑴の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする診療行為
⑶　病院または診療所（別表３★）における診療行為
⑷　次のいずれかに該当する診療行為
①　医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為*7
②　先進医療（別表８★）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為</td><td>放射線治療加算給付金の支払事由が生じた保険年度に応じ、放射線治療加算給付金の金額は、放射線治療１回につき、次のとおりとします。
<table><tr><th>第１保険年度</th><th>第２保険年度以後</th></tr><tr><td>（特約基準給付金額）
×
50%
ただし、責任開始の時*1以後に生じた傷害*2を直接の原因とする場合には、50%の削減支払を行いません。</td><td>（特約基準給付金額）</td></tr></table></td><td>主契約の入院給付金受取人</td></tr>
<tr><td colspan="4">（注）　本条の２．－⑶－②の規定により、「放射線照射」または「温熱療法」による診療行為それぞれにつき、60日に１回の給付を限度とします。</td></tr>
</table>

２．給付金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

⑴　全般について

項　目	内　容
手術加算給付金または放射線治療加算給付金の支払事由が生じ、支払うべき手術加算給付金または放射線治療加算給付金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき手術加算給付金または放射線治療加算給付金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

第３条　補足説明

＊７　医科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線照射または温熱療法による診療行為

公的医療保険制度（別表５★）に基づく歯科診療報酬点数表（別表７★）に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

⑵ 手術加算給付金について

項　目	内　容
① 被保険者が、この特約の責任開始の時*1前に生じた原因により手術を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*8からその日を含めて２年を経過した後に手術を受けた場合 イ. この特約の締結の際*9に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病によるものとみなしません。 エ. この特約の責任開始の時*1以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*3を発病したことなどにより、この特約の責任開始の時*1前を含めて初めてその手術が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反（第12条）があったときは、この限りではありません。
② 被保険者が、同時期に２種類以上の手術加算給付金の支払事由に該当する手術*10を受けたとき	いずれか１種類の手術*10についてのみ手術加算給付金を支払います。 （注） この規定は医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術および先進医療（別表８★）に該当する手術*6に対する手術加算給付金の支払いに関しては適用しません。
③ 被保険者が、手術加算給付金の支払事由⑸－①に該当する同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、それらの手術が主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術*11に該当するとき	ア. 一連の手術*11のうち最初の手術を受けた日からその日を含めて14日間（別表９★に定める非電離放射線による療法の場合には60日間）を同一手術期間とします。 イ. 同一手術期間経過後に一連の手術*11を受けた場合には、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて14日間（別表９★に定める非電離放射線による療法の場合には60日間）を新たな同一手術期間とします。それ以後、同一手術期間経過後に一連の手術*11を受けた場合についても同様とします。 ウ. 同一手術期間中、最初に受けた手術に対し、本条の１．の規定に基づき手術加算給付金を支払い、同一手術期間中は１回の給付を限度とします。
④ 被保険者が、同一の先進医療（別表８★）に該当する手術*6を複数回受けたとき	それらの手術については、一連の手術*11とみなして③の規定を適用します。

第３条 補足説明

＊８　特約の責任開始の日
第２条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊９　この特約の締結の際
この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

＊10 手術
主契約に定める医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術を除きます。

＊11 医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が１回のみ算定されるものとして定められている手術
本条の２．－⑵－③および④において「一連の手術」といいます。

⑶ 放射線給付金について

項　目	内　容
① 被保険者が、責任開始の時*1前に生じた原因により放射線治療を受けたとき	次のいずれかの場合には、責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなします。 ア. この特約の責任開始の日*8からその日を含めて２年を経過した後に放射線治療を受けた場合 イ. この特約の締結の際*9に、会社が、告知（第12条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 ウ. その原因について、この特約の責任開始の時*1前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*1以後の疾病*3によるものとみなしません。 エ. この特約責任開始の時*1以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*3を発病したことなどにより、この特約の責任開始の時*1前を含めて初めてその放射線治療が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反（第13条）があったときは、この限りではありません。
② 被保険者が、放射線治療を複数回受けたとき	ア. 最初の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日間ごとを同一放射線治療期間とします。なお、同一放射線治療期間の計算にあたっては、放射線照射による診療行為および温熱療法による診療行為は、それぞれ別に計算します。 イ. 同一放射線治療期間中に受けた放射線治療については、１回の給付を限度とします。

★別表1（P.952参照）、別表2（P.952参照）、別表3（P.952参照）、別表4（P.953参照）、別表5（P.953参照）、別表6（P.953参照）、別表7（P.953参照）、別表8（P.953参照）、別表9（P.953参照）、別表10（P.953参照）

第４条　免責事由

１．支払事由（第３条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金を支払わない場合）
手術加算給付金・放射線治療加算給付金	支払事由が次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） (9) 地震、噴火または津波 (10) 戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって給付金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、給付金の金額の一部または全部を支払います。

4 給付金の支払請求手続について

第5条 給付金の支払請求手続

1．給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表11★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
3．本条の2．の規定にかかわらず、給付金の支払事由が生じ、かつ、主契約の給付金の請求があったときは、その受取人から請求があったものとして取り扱います。

★別表11（P.954参照）

5 保険料の払込免除について

第6条 特約の保険料の払込免除

1．主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 保険期間および保険料払込期間について

第7条 特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間および保

第4条 補足説明

＊1 他覚所見のないもの
医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

険料払込期間の終期と同一とします。

7 保険料の払込みについて

第8条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第7条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第9条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金の支払事由（第3条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 給付金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

8 失効と復活について

第10条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第11条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第11条 補足説明

＊1 復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

9 告知義務と解除について

第12条 告知義務

1．会社は、この特約の締結または復活（第11条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金の支払事由（第3条）または保険料の払込免除事由（第6条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。

第13条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結または復活（第11条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた

ときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

2．会社は、給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第14条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第13条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結または復活（第11条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第12条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第12条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第12条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第15条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第14条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第２条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

⑴ 保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵ 給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
④ 保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸ 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
① 他の保険契約が重大事由により解除されたとき
② 保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、給付金の支払事由（第３条）または保険料の払込免除事由（第６条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 給付金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵ すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶ すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第13条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

10 内容の変更について

第16条 特約基準給付金額の減額

１．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって特約基準給付金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の特約基準給付金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
２．特約基準給付金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴ 減額分を解約（第17条）されたものとして取り扱います。
⑵ 特約基準給付金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第15条 補足説明

＊１ 給付金
この特約の給付金または保険料の払込免除をいいます。

11 解約等について

第17条 特約の解約

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴ 被保険者が死亡したとき
⑵ 主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき

第19条 返戻金

1．この特約には返戻金はありません。
2．主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でもこの特約の責任準備金は支払いません。

12 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 管轄裁判所

この特約における給付金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

13 特則について

第23条 主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第24条 主契約が更新される場合の特則

1．主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。
2．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第23条 補足説明

＊１ この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の特約基準給付金額	更新前特約の保険期間満了日の特約基準給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、更新前特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、更新後特約の特約基準給付金額を変更して更新することができます。
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第９条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、更新後の特約基準給付金額について、更新前特約の保険期間満了日の特約基準給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第25条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

１．主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

２．保険期間が終身の無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　変更後特約*2の特約基準給付金額	変更前特約の保険期間満了日*3の特約基準給付金額と同額とします。ただし、保険契約者は、変更前特約の保険期間満了日*3の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、変更後特約*2の特約基準給付金額を変更することができます。

第25条　補足説明

＊１　主契約の変更日
本条において「変更日」といいます。

＊２　変更後特約
保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

＊３　保険期間満了日
この特約の保険期間中に、被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を変更日*1として、保険期間が終身の特約に変更されるときは、変更日*1の前日とします。

項　目	内　容
⑶　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金の支払い（第３条・第４条）、保険料の払込免除（第６条）、告知義務違反による解除（第13条・第14条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第９条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 ④　変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑷　変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－③に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の「会社の定める同種の特約」に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。ただし、変更後の女性入院給付金日額について、変更前特約の保険期間満了日*3の特約基準給付金額と同額とした場合に、会社の定める限度額を超えるときは、その限度額と同額とします。

第26条　主契約に被指定契約がある場合の特則

この特約の主契約に被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に手術加算給付金または放射線治療加算給付金が支払われるべきときは、第３条（給付金の支払い）の２．－⑴を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
手術加算給付金または放射線治療加算給付金の支払事由が生じ、支払うべき手術加算給付金または放射線治療加算給付金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき手術加算給付金または放射線治療加算給付金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

第26条　補足説明

＊１　被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

別表１　手術加算給付金の支払対象となる「手術」

手術加算給付金の支払対象となる「手術」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表３）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的として、器具を用い生体に切開、切除、摘出、除去およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。なお、次の⑴から⑻などは手術加算給付金の支払対象となる手術には該当しません。

⑴　処置（持続的胸腔ドレナージ、経皮的エタノール注入療法など）、検査、神経ブロック
⑵　診断・検査（生検・腹腔鏡検査・臓器穿刺など）のための手術（注）
⑶　美容整形上の手術
⑷　不妊を目的とする手術
⑸　正常分娩における手術
⑹　人工妊娠中絶手術（注）
⑺　歯科治療に伴う歯科手術（歯肉切除手術、インプラントなど）（注）
⑻　屈折異常に対する視力矯正手術

注
医科診療報酬点数表（手術を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で手術料が算定される場合には、手術加算給付金の支払対象となる手術に該当します。

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。
1．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4．入浴中の溺水
5．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渇
6．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8．細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表３　病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の⑴または⑵のいずれかに該当するものとします。
⑴　医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
⑵　⑴と同等の日本国外にある医療施設

別表４　入院

「入院」とは、医師（注１）による治療（注２）が必要であり、かつ自宅等での治療（注２）が困難なため、病院または診療所（別表３）に入り、常に医師（注１）の管理下において治療（注２）に専念することをいいます。ただし、入院時の医学的水準、医学的常識に照らし、客観的、合理的な入院に限ります。なお、次の⑴から⑶などは入院には該当しません。

⑴　美容整形のための入院
⑵　正常分娩のための入院
⑶　治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院

注
１．四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関しては、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
２．柔道整復師による施術を含みます。

別表５　公的医療保険制度

次の⑴から⑺のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
⑴　健康保険法
⑵　国民健康保険法
⑶　国家公務員共済組合法
⑷　地方公務員等共済組合法
⑸　私立学校教職員共済法
⑹　船員保険法
⑺　高齢者の医療の確保に関する法律

別表６　医科診療報酬点数表

平成22年４月１日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表７　歯科診療報酬点数表

平成22年４月１日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

別表８　先進医療

平成22年４月１日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、平成18年９月12日厚生労働省告示第495号「厚生労働大臣の定める評価療養および選定療養」の規定に基づき、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において行われるものも先進医療とみなして取り扱います。）をいいます。ただし、平成22年４月１日以降、手術または放射線治療を受けた時点までの間において、医科診療報酬点数表（別表６）に手術料または放射線治療料の算定対象として列挙されている手術または放射線治療は除きます。なお、診断、測定、試験、解析、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに注射、点滴、薬剤投与などは含みません。

別表９　非電離放射線の定義

非電離放射線とは、物質を電離する能力をもたない電磁波（マイクロ波、ラジオ波、可視光線など）および超音波をいいます。

別表10　放射線治療給付金の支払対象となる診療行為

放射線治療給付金の支払対象となる「診療行為」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所（別表３）に入り、医師の管理下において、治療を直接の目的とする放射線照射または温熱療法による診療行為をいいます。なお、次の⑴から⑸などは放射線治療加算給付金の支払対象となる診療行為には該当しません。

⑴　処置（光線療法・皮膚レーザー照射療法など）
⑵　検査（エックス線診断など）
⑶　血液照射
⑷　放射性化合物の投与による照射（内用療法など）（注）
⑸　歯科治療に伴う放射線照射（注）

注
医科診療報酬点数表（診療行為を受けた時点における医科診療報酬点数表に限ります。）で放射線治療料が算定される場合には、放射線治療加算給付金の支払対象となる診療行為に該当します

別表11　給付金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
1．手術加算給付金の支払い	(1)　手術加算給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の医師の手術証明書 (3)　手術加算給付金の受取人の戸籍抄本 (4)　手術加算給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　最終の保険料の払込みを証明する書類
2．放射線治療加算給付金の支払い	(1)　放射線治療加算給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による放射線治療を受けた病院または診療所の医師の放射線治療証明書 (3)　放射線治療加算給付金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (4)　放射線治療加算給付金の受取人の印鑑証明書 (5)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　給付金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3)　2．については、被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）目次

この特約の特色……956

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……956

2　給付金等の支払いについて
第２条　給付金・見舞金の支払い……956
第３条　免責事由……957

3　給付金等の支払請求手続について
第４条　給付金・見舞金の支払請求手続……958

4　保険料の払込免除について
第５条　特約の保険料の払込免除……958

5　保険期間および保険料払込期間について
第６条　特約の保険期間および保険料払込期間……958

6　保険料の払込みについて
第７条　特約の保険料の払込み……959
第８条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……959

7　失効と復活について
第９条　特約の失効……959
第10条　特約の復活……959

8　告知義務と解除について
第11条　告知義務……959
第12条　告知義務違反による解除……959
第13条　告知義務違反による解除ができないとき……960
第14条　重大事由による解除……960

9　更新等について
第15条　特約の更新……961
第16条　保険期間が終身の特約への変更……962

10　解約等について
第17条　特約の解約……964
第18条　特約の消滅……964
第19条　返戻金……964

11　その他
第20条　社員配当金……964
第21条　法令等の改正等に伴う支払事由の変更……964
第22条　管轄裁判所……965
第23条　普通保険約款の規定の準用……965

12　特則について
第24条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則……965
第25条　主契約が更新される場合の特則……965
第26条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則……965
第27条　５年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則……967
第28条　特約の付加の申込みをした日が2020年10月１日以前の場合の特則……967

別表１　公的医療保険制度……968
別表２　先進医療……968
別表３　対象となる不慮の事故……968
別表４　給付金・見舞金の支払請求に必要な書類……969

無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

（実施　2012.10.2／改正　2020.10.2）

この特約の特色	
目的・内容	先進医療による療養に対する保障
給付金等の種類	⑴　先進医療給付金 ⑵　先進医療見舞金
配当タイプ	無配当
備考	この特約は、５年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約（以下「主契約」といいます。）に付加することができます。また、この特約には返戻金はありません。

1　保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主契約の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ①　被保険者に関する告知（第11条）を受けた時 ②　この特約の保険料に相当する金額を受け取った時

2．本条の１．に規定する責任開始の時を含む日をこの特約の責任開始の日とします。

3．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2　給付金等の支払いについて

第２条　給付金・見舞金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、給付金または見舞金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または見舞金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由（給付金等を支払う場合）	金　額	受取人
先進医療給付金	被保険者が、この特約の保険期間中に、次のすべてを満たす療養*1を受けたとき ⑴　この特約の責任開始の時*2以後に生じた傷害*3または疾病*4を直接の原因とする療養 ⑵　公的医療保険制度（別表１★）における先進医療（別表２★）（以下、「先進医療」といいます。）による療養*5	１回の療養につき、先進医療の技術にかかる費用*6と同額	主契約の入院給付金受取人
先進医療見舞金	被保険者が、この特約の保険期間中に先進医療給付金が支払われる療養*1を受けたとき	１回の療養につき、先進医療給付金の支払金額の10％相当額	

2．給付金または見舞金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

第２条　補足説明

＊１　療養

次の⑴から⑶のいずれかに該当するものをいいます。

⑴　診察

⑵　薬剤または治療材料の支給

⑶　処置、手術その他の治療

＊２　特約の責任開始の時

第１条（特約の責任開始の時）の規定により、会社がこの特約上の責任を開始する時をいいます。なお、この特約の復活（第10条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

＊３　傷害

この特約の責任開始の時*2以後に生じた不慮の事故（別表３★）を直接の原因とする傷害をいいます。

＊４　疾病

公的医療保険制度（別表１★）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、薬物依存Aは含みません。なお、この特約の責任開始の時*2以後に生じた「不慮の事故（別表３★）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、疾病とみなして取り扱います。

A：平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号Ｆ11.2、Ｆ12.2、Ｆ13.2、Ｆ14.2、Ｆ15.2、Ｆ16.2、Ｆ18.2、Ｆ19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

項　目	内　容
(1)　被保険者が、この特約の責任開始の時*2前に生じた原因による療養を受けたとき	次のいずれかの場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなします。 ア．この特約の責任開始の日*7からその日を含めて２年を経過した後に療養を受けた場合 イ．この特約の付加の際*8に、会社が、告知（第11条）等により知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾した場合。ただし、事実の一部が告知されなかったこと等により、その原因に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。 ウ．その原因について、この特約の責任開始の時*2前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、その原因による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合には、この特約の責任開始の時*2以後の疾病によるものとみなしません。 エ．この特約の責任開始の時*2以後に、その原因による症状が悪化したことまたはその原因と医学上密接な関係にある疾病*4を発病したことなどにより、責任開始の時*2前を含めて初めてその療養が必要であると医師に診断された場合。ただし、告知義務違反（第12条）があったときは、この限りではありません。
(2)　被保険者が、同一の傷害*3または同一の疾病*9を直接の原因として、同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養*10として受けたとき	一連の療養*10として受けた同一の先進医療による複数回の療養を１回の療養とみなします。この場合、一連の療養*10を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。 （注）　一連の療養*10として受けた先進医療の技術にかかる費用*6の総額を、本条の１．に定める先進医療の技術にかかる費用*6とします。
(3)　先進医療給付金の支払限度	通算して2,000万円とします。
(4)　先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じ、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金がある場合で、その支払前に被保険者の死亡による主契約の死亡給付金の支払請求があったとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合で、主契約の死亡給付金が支払われるときは、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金を主契約の死亡給付金受取人に支払います。

★別表１（P.968参照）、別表２（P.968参照）、別表３（P.968参照）

第３条　免責事由

１．支払事由（第２条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、給付金または見舞金を支払いません。

＊５　先進医療による療養

次の(1)または(2)のいずれかに該当する療養は除きます。

(1)　先進医療の技術にかかる費用*6が「０」となる療養

(2)　「先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準」において、歯科Aのみで実施することが定められている先進医療による療養

A：歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科をいいます。

＊６　先進医療の技術にかかる費用

被保険者が受けた先進医療に対する被保険者の負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいい、次の(1)から(5)の費用などは含みません。

(1)　公的医療保険制度（別表１★）の法律に基づき保険給付の対象となる費用（自己負担分を含みます。）

(2)　先進医療以外の評価療養のための費用

(3)　選定療養のための費用

(4)　食事療養のための費用

(5)　生活療養のための費用

＊７　特約の責任開始の日

第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活が行われたときは、最終の復活の日とします。

＊８　この特約の付加の際

この特約の復活が行われたときは、最終の復活の際とします。

＊９　同一の疾病

医学上密接な関係にある一連の疾病*4をいいます。「糖尿病と糖尿病性網膜症」、「肝硬変と食道静脈瘤」または「狭心症と心筋梗塞」など病名や部位が異なる場合であっても、医学上密接な関係があるときは、同一の疾病として取り扱います。

＊10　一連の療養

療養開始にあたっての医師による療養に関する計画に基づく一連の療養をいいます。なお、療養開始後に新たに行われることとなった療養は、一連の療養には含みません。

	免責事由（支払事由が生じても給付金等を支払わない場合）
先進医療給付金・先進医療見舞金	支払事由が次のいずれかによるとき ⑴　保険契約者の故意または重大な過失 ⑵　被保険者の故意または重大な過失 ⑶　被保険者の犯罪行為 ⑷　被保険者の精神障害を原因とする事故 ⑸　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑹　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑺　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑻　頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの*1（原因の如何を問いません。） ⑼　地震、噴火または津波 ⑽　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、先進医療給付金または先進医療見舞金の金額の一部または全部を支払います。

3　給付金等の支払請求手続について

第4条　給付金・見舞金の支払請求手続

1．給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2．給付金または見舞金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表4★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。

★別表4（P.969参照）

4　保険料の払込免除について

第5条　特約の保険料の払込免除

1．主契約の保険料の払込みが免除されたときは、会社は、同時にこの特約の保険料の払込みを免除します。
2．この特約の保険料の払込みが免除されたときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約の保険料の払込免除事由が生じた日の直後に到来する払込期月から、払込期月の主契約の契約成立日の応当日ごとにその保険料が払い込まれたものとします。
⑵　保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

5　保険期間および保険料払込期間について

第6条　特約の保険期間および保険料払込期間

この特約の保険期間および保険料払込期間の終期は、主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。

第3条　補足説明

＊1　他覚所見のないもの
医師が、視診、触診や画像診断などにより症状を裏付けることができないものをいいます。

6 保険料の払込みについて

第7条 特約の保険料の払込み

1．この特約の保険料は、第6条（特約の保険期間および保険料払込期間）の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この特約の保険料を前納または予納する場合も同様とします。
2．主契約の保険料が払い込まれこの特約の保険料が払い込まれないときは、この特約は、その保険料払込みの猶予期間満了日の翌日以降、将来に向かって解約（第17条）されたものとします。

第8条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

この特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による給付金または見舞金の支払事由（第2条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 給付金または見舞金を支払うときは、未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) (1)の場合、会社の支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

7 失効と復活について

第9条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第10条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

8 告知義務と解除について

第11条 告知義務

1．会社は、この特約の締結または復活（第10条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2．告知を求められた保険契約者または被保険者は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第2条）または保険料の払込免除事由（第5条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。

第12条 告知義務違反による解除

1．この特約の締結または復活（第10条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

第10条 補足説明

＊1 **復活**
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

2．会社は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの特約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　給付金または見舞金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに給付金または見舞金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3．本条の２．の規定にかかわらず、給付金もしくは見舞金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者または被保険者が証明したときは、会社は、給付金もしくは見舞金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

4．告知義務違反によりこの特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者に通知します。

⑴　保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
⑵　⑴のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第13条　告知義務違反による解除ができないとき

1．会社は、次のいずれかに該当するときは、第12条（告知義務違反による解除）の規定によりこの特約を解除することはできません。

⑴　この特約の締結または復活（第10条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
⑵　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
⑶　保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
⑷　会社が解除の原因を知った日からその日を含めて１か月以内に解除しなかったとき
⑸　この特約の責任開始の日*2からその日を含めて２年以内に給付金もしくは見舞金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じないで、その期間を経過したとき

2．本条の１．－⑵および⑶の場合で、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の１．は適用しません。

第14条　重大事由による解除

1．会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この特約を将来に向かって解除することができます。

第13条　補足説明

＊１　保険媒介者
会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

＊２　特約の責任開始の日
第１条（特約の責任開始の時）に規定するこの特約の責任開始の日をいいます。なお、この特約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

⑴　保険契約者または被保険者が給付金*1を詐取する目的もしくは他人に給付金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
⑵　給付金*1の請求に関し、給付金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
⑶　他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
⑷　保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
　①　暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
　②　反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
　③　反社会的勢力を不当に利用していると認められること
　④　保険契約者が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
　⑤　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
⑸　次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者または被保険者に対する信頼を損ない、かつ、この特約を継続することを期待しえない⑴から⑷と同等の事由があるとき
　①　他の保険契約が重大事由により解除されたとき
　②　保険契約者または被保険者のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

２．会社は、給付金もしくは見舞金の支払事由（第２条）または保険料の払込免除事由（第５条）が生じた後でも、重大事由によりこの特約を解除することができます。この場合、本条の１．に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、給付金もしくは見舞金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その給付金もしくは見舞金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

⑴　給付金または見舞金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
⑵　すでに給付金または見舞金を支払っていたときは、その返還を請求します。
⑶　すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

３．重大事由による解除の通知については、第12条（告知義務違反による解除）の４．の規定を準用して取り扱います。

9　更新等について

第15条　特約の更新

１．この特約が次のすべてを満たすときは、保険契約者がこの特約の保険期間満了日の２週間前までにこの特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約は、この特約の保険期間満了日の翌日*1に更新されます。

⑴　主契約が更新および終身変更されないこと
⑵　この特約の最終の保険料が払い込まれていること
⑶　特約更新日*1における被保険者の年齢が79歳以下であること
⑷　この特約の保険期間満了日が主契約の保険料払込期間の満了日*2前にあること

２．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

第14条　補足説明

＊１　給付金
この特約の給付金もしくは見舞金または保険料の払込免除をいいます。

第15条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日
本条において「特約更新日」といいます。

＊２　主契約の保険料払込期間の満了日
主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　特約更新日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約更新日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、更新前特約と同一とします。
⑵　更新後特約の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、特約更新日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、更新後特約の効力は生じません。
⑶　更新後特約の保険期間	10年とします。ただし、更新後特約の保険期間が主契約の保険料払込期間の満了日*2を超えるときは、主契約の保険料払込期間の満了日*2まで保険期間を短縮します。
⑷　この特約が更新されたとき	①　給付金・見舞金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第12条・第13条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　特約更新日*1の特約が適用されます。 ③　この特約が更新された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑸　特約更新日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑹　特約更新日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を特約更新日*1に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑷－①に準じて継続したものとして取り扱います。

３．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑷のすべてを満たすときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑸の規定を準用します。

第16条　保険期間が終身の特約への変更

１．第15条（特約の更新）の規定にかかわらず、次のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、この特約の保険期間満了日の翌日*1に、この特約を保険期間が終身の無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更することができます。

第16条　補足説明

＊１　この特約の保険期間満了日の翌日

本条において「特約変更日」といいます。なお、変更前特約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、被保険者年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）を「特約変更日」とします。

⑴　この特約の保険料の払込みが免除（第５条）されていないこと ⑵　この特約の最終の保険料が払い込まれていること ⑶　主契約の保険期間が終身であること ⑷　特約変更日*1における被保険者の年齢が75歳であること

２．保険期間が終身の無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）への変更について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　変更後特約*2の保険料	①　特約変更日*1の保険料率が適用されます。 ②　特約変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。 ③　特約の保険料の払込方法（回数）は、変更前特約と同一とします。
⑵　変更後特約*2の第１回保険料の払込み	①　第１回保険料は、特約変更日*1を含む月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、第８条（払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い）および普通保険約款の保険料の払込みの猶予期間の規定を準用します。 ②　①の保険料が払い込まれないまま、特約変更日*1以後変更後特約*2の保険料払込みの猶予期間満了日までに、次のいずれかの事由が生じたときは、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。 ア．変更後特約*2の給付金の支払事由（第２条） イ．変更後特約*2の保険料の払込免除事由（第５条） ③　①の保険料が、猶予期間満了の時までに払い込まれない場合には、この特約は変更後特約*2に変更されなかったものとします。
⑶　変更後特約*2に変更されたとき	①　変更後特約*2の責任は特約変更日*1から開始します。 ②　変更前特約は特約変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③　給付金・見舞金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第12条・第13条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、変更後特約*2の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*2の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④　特約変更日*1の特約が適用されます。 ⑤　変更後特約*2に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑷　特約変更日*1の被保険者の年齢または性別に誤りがあるとき	主契約の契約成立日の被保険者の契約年齢または性別に誤りがある場合の処理に準じて取り扱います。
⑸　特約変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－③に準じて継続したものとして取り扱います。

第16条　補足説明

＊２　変更後特約

保険期間が終身の特約に変更された場合の無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）をいいます。

3．本条の１．に定めるほか、本条の１．の⑴から⑷のすべてを満たすときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、特約変更日*1に、保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑷の規定を準用します。

10 解約等について

第17条 特約の解約

1．保険契約者は、この特約の保険料払込期間中に限り、将来に向かってこの特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第18条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴ 主契約の死亡給付金を支払ったとき
⑵ 主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき
⑶ この特約による先進医療給付金の支払金額が通算して2,000万円に達したとき

第19条 返戻金

1．この特約には返戻金はありません。
2．主契約の死亡給付金の免責事由に該当して主契約の責任準備金が支払われる場合でも、この特約の責任準備金は支払いません。

11 その他

第20条 社員配当金

この特約に対する社員配当金はありません。

第21条 法令等の改正等に伴う支払事由の変更

1．会社は、この特約の給付金または見舞金の支払事由（第２条）にかかわる次のいずれかの事由が、この特約の支払事由に影響を及ぼすときは、主務官庁の認可を得て、変更日*1から将来に向かって、この特約の支払事由を変更することがあります。

⑴ 法令等の改正による公的医療保険制度等の改正
⑵ 医療技術または医療環境の変化*2

2．この特約の支払事由を変更するときは、変更日*1の２か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
3．本条の２．の通知を受けた保険契約者は、変更日*1の２週間前までに次のいずれかの方法を指定することを必要とします。

⑴ この特約の支払事由の変更を承諾する方法
⑵ 変更日*1の前日にこの保険契約を解約（第17条）する方法

4．本条の３．の指定がなされないまま変更日*1が到来したときは、保険契約者により本条の３．－⑴の方法を指定されたものとみなします。

第21条 補足説明

＊１ 変更日
支払事由の変更にかかる認可日以後、会社の定める日の直後に到来する主契約の契約成立日の応当日（年単位）をいいます。

＊２ 医療技術または医療環境の変化
公的医療保険制度によらない治療の状況の変化、医療に関する社会環境の変化等をいいます。

第22条　管轄裁判所

この特約における給付金もしくは見舞金または保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第23条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

12　特則について

第24条　主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加する場合の特則

主契約の更新または保険期間が終身の保険契約への変更の際にこの特約を付加して締結した場合には、会社は、この特約の第１回保険料を受け取った時*1からこの特約上の責任を開始します。

第25条　主契約が更新される場合の特則

1．主契約が更新されるときは、この特約を更新しない旨を会社に通知しない限り、更新の申出があったものとして、この特約も同時に更新されます。

2．この特約の更新について、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　更新後特約の保険料	①　更新日の保険料率が適用されます。 ②　更新日の被保険者の年齢によって定めます。
⑵　更新後特約の保険期間	10年とします。ただし、更新後特約の保険期間が主契約の保険料払込期間の満了日*1を超えるときは、主契約の保険料払込期間の満了日*1まで保険期間を短縮します。
⑶　この特約が更新されたとき	①　給付金・見舞金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第12条・第13条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い(第８条)および特約の消滅（第18条）に関する規定について、更新後特約の保険期間は、この特約から継続したものとして取り扱います。 （注）更新後特約の給付限度の判定にあたっては、更新前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ②　更新日の特約が適用されます。
⑷　主契約の更新の際に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	①　保険契約者から特段の申出のない限り、更新の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約を主契約の更新の際に付加します。 ②　①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑶－①に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の１．に定めるほか、主契約が更新されるときは、保険契約者は、この特約の保険期間満了日の２週間前までに申し出て、会社の取扱いの範囲内で、この特約を会社の定める同種の特約に変更して更新することができます。この場合、本条の２．の⑴から⑶の規定を準用します。

第26条　主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合の特則

1．主契約が保険期間が終身の保険契約に変更される場合、次のとおり取り扱います。

⑴　被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主

第24条　補足説明

＊１　この特約の第１回保険料を受け取った時

主契約の更新前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の更新日、主契約の変更前にこの特約の第１回保険料相当額を受け取った場合には主契約の変更日とします。

第25条　補足説明

＊１　主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

⑵ 被保険者の年齢が75歳未満となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、次のとおり取り扱います。

① この特約は、変更日*1に保険期間が10年の無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

② ①の規定にかかわらず、保険期間を10年とした場合に主契約の保険料払込期間の満了日*2を超えるときは、変更日*1に主契約の保険料払込期間の満了日*2を終期とする無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

2．本条の1．の場合、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴ 変更後特約*3の保険料	① 変更日*1の保険料率が適用されます。 ② 変更日*1の被保険者の年齢によって定めます。
⑵ 変更後特約*3に変更されたとき	① 変更後特約*3の責任は変更日*1から開始します。 ② 変更前特約は、変更日*1の前日の満了時に消滅します。 ③ 給付金・見舞金の支払い（第２条・第３条）、保険料の払込免除（第５条）、告知義務違反による解除（第12条・第13条）、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い（第８条）および特約の消滅（第18条）に関する規定について、変更後特約*3の保険期間は、変更前特約から継続したものとして取り扱います。 （注）変更後特約*3の給付限度の判定にあたっては、変更前に支払われた給付を含んで取り扱います。 ④ 変更日*1の特約が適用されます。 ⑤ 変更後特約*3に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。この場合、保険証券は発行しません。
⑶ 変更日*1に会社がこの特約の付加を取り扱っていないとき	① この特約は、本条の取扱いに準じて、会社の定める同種の特約に変更されます。 ② ①の場合、この特約の保険期間と会社の定める同種の特約の保険期間とは、⑵－③に準じて継続したものとして取り扱います。

3．本条の1．に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、次のとおり変更することができます。この場合、本条の2．の⑴および⑵の規定を準用します。

⑴ 被保険者の年齢が75歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、変更日*1に保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。

⑵ 被保険者の年齢が75歳未満となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）に主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、次のとおり取り扱います。

① この特約は、変更日*1に保険期間が10年の会社の定める同種の特約に変更することができます。

② ①の規定にかかわらず、保険期間を10年とした場合に主契約の保険料払込期間の満了日*2を超えるときは、変更日*1に主契約の保険料払込期間の満了日*2を終期とする会社の定める同種の特約に変更することができます。

第26条 補足説明

＊1　主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

＊2　主契約の保険料払込期間の満了日

主契約の保険料払込期間中に被保険者の年齢が80歳となるときは、80歳となる主契約の契約成立日の応当日（年単位）の前日とします。

＊3　変更後特約

次のいずれかの特約をいいます。

⑴ 保険期間が終身の特約に変更された無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

⑵ 保険期間が10年または本条の1．の規定により10年未満となる特約に変更された無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）

第27条　5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約に付加するときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　被指定契約*1がある場合で、主契約と被指定契約*1の被保険者が同一のとき、かつ、主契約の保険料払込期間中に給付金または見舞金が支払われるべきときは、第2条（給付金・見舞金の支払い）の2．－⑷を次のとおり読み替えます。

項　目	内　容
⑷　先進医療給付金または先進医療見舞金の支払事由が生じ、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金がある場合で、その支払前に被保険者が死亡したとき	主契約の入院給付金受取人が被保険者の場合には、支払うべき先進医療給付金または先進医療見舞金を被指定契約*1の死亡給付金受取人に支払います。

⑵　第18条（特約の消滅）の⑴を次のとおり読み替えます。

⑴　被保険者が死亡したとき

第28条　特約の付加の申込みをした日が2020年10月1日以前の場合の特則

1．この特則は、特約の付加の申込みをした日が2020年10月1日以前の特約（2020年10月2日以後に更新または変更される場合を含みます）に適用します。

2．この特則により、第6条および第26条の規定を次のとおり読み替えます。

⑴　第6条中、「主契約の保険期間または保険料払込期間の終期を限度とし、会社の取扱いの範囲内とします。」とあるのを「主契約の保険期間および保険料払込期間の終期と同一とします。」と読み替えます。

⑵　第26条の1．を次のとおり読み替えます。

1．主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、この特約は、主契約の変更日*1に保険期間が終身の無配当引受基準緩和型先進医療特約（医療保険）（返戻金なし型）に変更されます。

⑶　第26条の3．を次のとおり読み替えます。

3．本条の1．に定めるほか、主契約が保険期間が終身の保険契約に変更されるときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、変更日*1に、この特約を保険期間が終身の会社の定める同種の特約に変更することができます。この場合、本条の2．の⑴および⑵の規定を準用します。

3．第15条（特約の更新）、第16条（保険期間が終身の特約への変更）および第25条（主契約が更新される場合の特則）の2．－⑵は適用しません。

第27条　補足説明

＊1　被指定契約

主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険契約をいいます。

第28条　補足説明

＊1　主契約の変更日

本条において「変更日」といいます。

別表１　公的医療保険制度

次の⑴から⑺のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

⑴　健康保険法
⑵　国民健康保険法
⑶　国家公務員共済組合法
⑷　地方公務員等共済組合法
⑸　私立学校教職員共済法
⑹　船員保険法
⑺　高齢者の医療の確保に関する法律

別表２　先進医療

療養を受けた時点において、別表１の法律に定める評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。

別表３　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表１によるものとします。

表１

用　語	定　義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （注）慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （注）被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （注）疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注　次の１．から10．は対象となる不慮の事故には該当しません。

１．医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
２．吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
３．疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
４．入浴中の溺水
５．熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの(高山病・潜水病・潜函病を含みます。)、乗り物酔いならびに飢餓・渇
６．外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
７．洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
８．細菌性食中毒ならびにアレルギー性･食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
９．過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10．処刑

表２　対象となる不慮の事故に該当する具体例

次のような事故は、表１の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。
・交通事故
・火災
・転倒・墜落
・海・川での溺水
・落雷・感電

別表４　給付金・見舞金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
先進医療給付金の支払い	(1)　先進医療給付金支払請求書 (2)　会社所定の様式による療養を受けた病院または診療所の医師の診断書 (3)　先進医療の技術にかかる費用の支出を証明する書類 (4)　先進医療給付金の受取人の戸籍抄本 (5)　先進医療給付金の受取人の印鑑証明書 (6)　不慮の事故（別表３）を原因とするときは、不慮の事故（別表３）であることを証明する書類 (7)　最終の保険料の払込みを証明する書類
先進医療見舞金の支払い	(1)　先進医療見舞金支払請求書 (2)　会社所定の様式による療養を受けた病院または診療所の医師の診断書 (3)　先進医療の技術にかかる費用の支出を証明する書類 (4)　先進医療見舞金の受取人の戸籍抄本 (5)　先進医療見舞金の受取人の印鑑証明書 (6)　不慮の事故（別表３）を原因とするときは、不慮の事故（別表３）であることを証明する書類 (7)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　給付金・見舞金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

リビング・ニーズ特約目次

1　保障の開始について
第１条　特約の責任開始の時……971

2　保険金の支払いについて
第２条　特約保険金の支払い……971
第３条　免責事由……972

3　保険料の払込みについて
第４条　特約の保険料の払込み……973
第５条　払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……973

4　失効と復活について
第６条　特約の失効……973
第７条　特約の復活……973

5　復旧について
第８条　特約の復旧……973

6　解約等について
第９条　特約の解約……973
第10条　特約の消滅……974
第11条　返戻金……974

7　特約保険金受取人について
第12条　会社への通知による特約保険金受取人の変更……974
第13条　遺言による特約保険金受取人の変更……974
第14条　特約保険金受取人の死亡……974

8　社員配当金について
第15条　社員配当金の特別取扱い……975

9　その他
第16条　管轄裁判所……975
第17条　普通保険約款の規定の準用……975

10　特則について
第18条　主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則……975
第19条　保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則……975
第20条　主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則……975
第21条　主契約に災害入院特約（06）等が付加されている場合の特則……976
第22条　保険契約の保険料が前納または予納されている場合の特則……976
第23条　主契約が更新または変更される場合の特則……976
第24条　連生終身保険契約に付加する場合の特則……976
第25条　特定疾病保障終身保険契約または５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則……977
第26条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則……977
第27条　就業不能保障保険に付加する場合の特則……977
第28条　主契約に中途一時払特約が付加されている場合の特則……978
第29条　長期生活保障保険契約等に付加する場合の特則……978
第30条　介護・特定疾病終身保険契約または５年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則……978
第31条　５年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則……979
第32条　５年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合の特則……979
第33条　５年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合の特則……979
第34条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則……980
第35条　５年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または５年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則……981
第36条　５年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加する場合の特則……982
第37条　主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則……983

別表　特約保険金の支払請求に必要な書類……984

リビング・ニーズ特約

（実施　1994.4.2 ／改正　2021.4.2）

1 保障の開始について

第１条　特約の責任開始の時

1．この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
⑴　会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
⑵　会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	会社が承諾した日

2．主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金の支払いについて

第２条　特約保険金の支払い

1．会社は、次の表および本条の２．の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じ、その支払請求があったときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第３条）に該当するときは支払いません。

	支払事由 （特約保険金を支払う場合）	金　額	受取人
特約保険金	被保険者の余命が６か月以内と判断されるとき*1	主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める特約保険金額の限度内★で特約保険金受取人が特約保険金の請求時に指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により計算する次の金額を差し引いた金額 ⑴　必要書類（別表★）が会社に到着した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から６か月間の指定保険金額に対応する利息 ⑵　特約保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対応する保険料相当額	特約保険金受取人

第２条　補足説明

＊１　被保険者の余命が６か月以内と判断されるとき

この判断は、医師の診断に基づき、特約保険金の請求時における被保険者の状態について会社が判断するものとします。また、次の場合などは「被保険者の余命が６か月以内と判断されるとき」に該当しません。

⑴　被保険者の余命が６か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、特約保険金の請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合

⑵　被保険者の余命が６か月以内と医師により診断された後、特約保険金の請求日の前に被保険者が死亡した場合

2．特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ①　必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ②　特約保険金の請求日が主契約の保険期間満了の時*2前１年以内であるときは、特約保険金を支払いません。
⑵　特約保険金受取人	被保険者または保険契約者とし、主契約の高度障害保険金受取人と同一とします。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。
⑶　主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	①　主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ②　①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。 ③　①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じても、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④　特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
⑷　特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
⑸　普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

★別表（P.984参照）
★「会社の定める特約保険金額の限度内」⇒「ご契約のしおり」の「リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いについて」に掲載しています（P.103参照）。

第３条　免責事由

1．支払事由（第２条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約保険金	支払事由が次のいずれかによるとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　被保険者の故意 ⑶　指定代理請求人の故意 ⑷　被保険者の自殺行為 ⑸　被保険者の犯罪行為 ⑹　戦争その他の変乱

2．免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第２条　補足説明

＊２　主契約の保険期間満了の時
次の⑴および⑵のとおり取り扱います。
⑴　普通保険約款の規定により更新される場合には、更新後契約の保険期間満了の時とします。
⑵　普通保険約款の規定により変更される場合には、変更後契約の保険期間満了の時とします。

項　目	内　容
「戦争その他の変乱」によって特約保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。

3 保険料の払込みについて

第4条 特約の保険料の払込み

この特約は、保険料の払込みを必要としません。

第5条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

主契約および主契約に付加されている特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から主契約および主契約に付加されている特約の未払込保険料を差し引きます。

4 失効と復活について

第6条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条 特約の復活

1．主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

第7条 補足説明

＊1　復活
効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

5 復旧について

第8条 特約の復旧

1．主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとします。
2．会社は、本条の1．の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3．この特約の復旧が行われたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

6 解約等について

第9条 特約の解約

1．保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2．この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第10条　特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1)　特約保険金を支払ったとき
(2)　主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
(3)　主契約が延長保険に変更されたとき
(4)　主契約に年金移行特約等*1が付加されている場合で、主契約の全部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されたとき
(5)　主契約の高度障害保険金受取人が特約保険金受取人以外の者に変更されたとき

第11条　返戻金

この特約には返戻金はありません。

7　特約保険金受取人について

第12条　会社への通知による特約保険金受取人の変更

1．保険契約者は、特約保険金の支払事由（第２条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人と主契約の高度障害保険金受取人は同一とします。
2．本条の１．の通知が会社に到達する前に変更前の特約保険金受取人に特約保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の特約保険金受取人から、特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第13条　遺言による特約保険金受取人の変更

1．第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第２条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人と主契約の高度障害保険金受取人は同一とします。
2．本条の１．の特約保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3．本条の１．および２．による特約保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第14条　特約保険金受取人の死亡

1．特約保険金受取人が特約保険金の支払事由（第２条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約保険金受取人とします。
2．本条の１．の規定により特約保険金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の１．の規定により特約保険金受取人となった者のうち生存している他の特約保険金受取人を特約保険金受取人とします。
3．本条の１．および２．により特約保険金受取人となった者が２人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第10条　補足説明

＊1　年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

(1)　年金移行特約
(2)　夫婦年金移行特約
(3)　介護保障移行特約
(4)　５年ごと利差配当付年金移行特約
(5)　５年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
(6)　５年ごと利差配当付介護保障移行特約

8 社員配当金について

第15条 社員配当金の特別取扱い

1．会社は、特約保険金を支払うときは、普通保険約款および主契約に付加されている特約の社員配当金の支払いに関する規定により、指定保険金額の部分に対応する社員配当金を支払います。この場合、支払うべき社員配当金は、特約保険金とともにその受取人に支払います。

2．会社は、特約保険金を支払うときは、社員配当金を一時払保険料とする生存保険について、次のとおり取り扱います。

⑴ 生存保険は、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合で消滅するものとします。この場合、会社は、消滅した部分に対応する返戻金を支払いません。

⑵ ⑴の場合、特約保険金の支払後における主契約の社員配当金は、利息をつけて積み立てる方法により取り扱います。

3．会社は、特約保険金を支払うときは、社員配当金により増額された保険金額のうち、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合に相当する金額を、特約保険金の請求日から６か月間のその部分に対応する利息を差し引いて、特約保険金とともにその受取人に支払います。

9 その他

第16条 管轄裁判所

この特約における特約保険金の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第17条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

10 特則について

第18条 主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則

主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合で、その保険期間中に特約保険金を支払うときは、買増保険の死亡保険金額のうち、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合に相当する金額を、特約保険金とともにその受取人に支払います。

第19条 保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された保険契約に特別条件特約が付加され、保険金の削減支払の条件が適用されている場合で、保険金の削減期間中に特約保険金の請求があったときは、会社は、第２条（特約保険金の支払い）の１．の保険金額に特約保険金の請求日における特別条件特約に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。

第20条 主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則

主契約に定期保険特約等*1が付加されているときは、次のとおり取り扱います。ただし、付加された定期保険特約等*1について各特約の保険期間満了の時*2前１年間は、この特則を適用しません。

第20条 補足説明

＊１ 定期保険特約等

次の⑴から㉑をいいます。

⑴ 定期保険特約
⑵ 生存給付金付定期保険特約
⑶ 養老保険増額特約
⑷ 終身保険増額特約
⑸ 特定疾病保障終身保険増額特約
⑹ 逓減定期保険特約
⑺ 長期生活保障特約
⑻ 特定疾病保障定期保険特約
⑼ 介護・特定疾病定期保険特約
⑽ 介護・特定疾病終身保険特約
⑾ ５年ごと利差配当付定期保険特約
⑿ ５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
⒀ ５年ごと利差配当付養老保険増額特約
⒁ ５年ごと利差配当付終身保険増額特約
⒂ ５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約
⒃ ５年ごと利差配当付逓減定期保険特約
⒄ ５年ごと利差配当付長期生活保障特約
⒅ ５年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
⒆ ５年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
⒇ ５年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約
㉑ ５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

＊２ 各特約の保険期間満了の時

次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴ 特約の規定により更新される場合には、更新後特約の保険期間満了の時とします。
⑵ 特約の規定により変更される場合には、変更後特約の保険期間満了の時とします。

⑴　第２条（特約保険金の支払い）の１．、２．－⑶、第15条（社員配当金の特別取扱い）の２．－⑴、３．および第18条（主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則）の主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3を加えた額とします。
⑵　第２条（特約保険金の支払い）の１．の指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3のそれぞれの割合に応じて、主契約の死亡保険金額および定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3から指定されたものとします。
⑶　この特則による特約保険金の支払いについては、第２条（特約保険金の支払い）の規定を準用して取り扱います。
⑷　第２条（特約保険金の支払い）の２．－⑶の規定によって逓減定期保険特約等*4の全部または一部が消滅するときは、逓減定期保険特約等*4は、指定保険金額の⑴に定める主契約の死亡保険金額に対する割合で消滅します。

第21条　主契約に災害入院特約（06）等が付加されている場合の特則

１．主契約に付加されている災害入院特約（06）等*1にあっては、各特約の被保険者が、各特約の保険期間中に各特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の入院とみなします。
２．主契約に付加されている通院特約（06）または無配当通院特約にあっては、各特約の被保険者が、主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含む通院期間中に通院をしたときは、その通院期間中の通院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の通院とみなします。また、各特約の被保険者が、各特約の保険期間中に各特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の通院とみなします。
３．主契約に付加されている５年ごと利差配当付健康支援特約にあっては、その特約の被保険者が、その特約の保険期間中にその特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことによりその特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院およびその入院に対する退院について、その特約の消滅後もその特約の保険期間中の入院および退院とみなします。
４．本条の１．から３．に定める特約のほか、会社の定める他の特約についても、本条の１．から３．の規定を準用します。

第22条　保険契約の保険料が前納または予納されている場合の特則

この特約が付加された保険契約の保険料が前納または予納されている場合で、特約保険金を支払うときは、消滅した部分について保険料の前納金または予納保険料の残額があれば、特約保険金とともにその受取人に支払います。

第23条　主契約が更新または変更される場合の特則

主契約が更新または変更されるときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は、引き続きその主契約に付加されます。

第24条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

第20条　補足説明

＊３　定期保険特約等の特約死亡保険金額

次の⑴および⑵のとおり取り扱います。
⑴　逓減定期保険特約または５年ごと利差配当付逓減定期保険特約については、特約保険金の請求日の６か月後の応当日の特約死亡保険金額とします。
⑵　長期生活保障特約、５年ごと利差配当付長期生活保障特約または５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約については、特約保険金の請求日の６か月後の応当日の特約一時金額とします。

＊４　逓減定期保険特約等

次の⑴から⑸をいいます。
⑴　逓減定期保険特約
⑵　長期生活保障特約
⑶　５年ごと利差配当付逓減定期保険特約
⑷　５年ごと利差配当付長期生活保障特約
⑸　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

第21条　補足説明

＊１　災害入院特約（06）等

次の⑴から⑭をいいます。
⑴　災害入院特約（06）
⑵　手術給付金付疾病入院特約（06）
⑶　成人病入院特約（06）
⑷　女性入院特約（06）
⑸　長期入院特約（07）
⑹　新女性医療特約
⑺　入院初期給付特約
⑻　無配当災害入院特約
⑼　無配当手術給付金付疾病入院特約
⑽　無配当成人病入院特約
⑾　無配当女性入院特約
⑿　無配当長期入院特約
⒀　無配当新女性医療特約
⒁　無配当入院初期給付特約

⑴　主契約に定期保険特約等*1を付加することを必要とします。ただし、この特約の責任開始の日において、第１被保険者もしくは第２被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていた場合を除きます。
⑵　この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「主契約の第１被保険者（この特約の責任開始の日において、第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていたときは第２被保険者）」と読み替えます。
⑶　第２条（特約保険金の支払い）の２．－⑵の規定にかかわらず、特約保険金受取人は被保険者に限るものとし、第10条（特約の消滅）の⑸、第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）、第13条（遺言による特約保険金受取人の変更）および第14条（特約保険金受取人の死亡）の規定は適用しません。
⑷　第１被保険者もしくは第２被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていた場合に限り、主契約の死亡保険金額を指定保険金額の対象とし、第20条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）の適用にあたって連生終身保険増額特約を含んで取り扱います。
⑸　次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
　①　主契約の第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったとき
　②　⑴により付加を必要とする定期保険特約等*1のすべてが消滅したとき

第25条　特定疾病保障終身保険契約または５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険契約または５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加するときは、第10条（特約の消滅）の⑶中、「延長保険」とあるのを「延長特定疾病保障保険」と読み替えます。

第26条　個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　主契約に定期保険特約等*1を付加することを必要とします。
⑵　第２条（特約保険金の支払い）の２．－⑵、第10条（特約の消滅）の⑸、第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の１．および第13条（遺言による特約保険金受取人の変更）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の年金受取人」と読み替えます。
⑶　第10条（特約の消滅）の⑶中、「延長保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。
⑷　第20条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）の適用にあたって、主契約の死亡給付金額は指定保険金額の対象とはしません。
⑸　⑴の定期保険特約等*1のすべてが消滅したときは、この特約は消滅します。

第27条　就業不能保障保険に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険に付加するときは、次のとおり取り扱います。

第24条　補足説明

＊１　定期保険特約等
次の⑴から⑽をいいます。
⑴　定期保険特約
⑵　生存給付金付定期保険特約
⑶　養老保険増額特約
⑷　終身保険増額特約
⑸　特定疾病保障終身保険増額特約
⑹　逓減定期保険特約
⑺　長期生活保障特約
⑻　特定疾病保障定期保険特約
⑼　介護・特定疾病定期保険特約
⑽　介護・特定疾病終身保険特約

第26条　補足説明

＊１　定期保険特約等
次の⑴から⑼をいいます。
⑴　定期保険特約
⑵　生存給付金付定期保険特約
⑶　養老保険増額特約
⑷　特定疾病保障終身保険増額特約
⑸　逓減定期保険特約
⑹　長期生活保障特約
⑺　特定疾病保障定期保険特約
⑻　介護・特定疾病定期保険特約
⑼　介護・特定疾病終身保険特約

⑴　第２条（特約保険金の支払い）の２．－⑶および⑷中、「普通保険約款に定める保険金」とあるのをすべて「普通保険約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」と読み替えます。
⑵　第19条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約」とあるのをすべて「就業不能保障保険特別条件特約」と読み替えます。
⑶　被保険者が、主契約の保険期間中に就業不能状態に該当し、主契約の全部が消滅する日を含んで引き続いて就業不能状態にあるときは、その日以後の就業不能状態を、主契約の保険期間中の就業不能状態とみなします。
⑷　主契約に保険料の一部一時払の特則が適用されている場合で、特約保険金が支払われるときは、主契約の一時払保険部分および平準払保険部分の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じて、指定保険金額が指定されます。

第28条　主契約に中途一時払特約が付加されている場合の特則

主契約に中途一時払特約が付加されている場合で、特約保険金が支払われるときは、その特約による取扱いを受ける主契約および主契約に付加された特約それぞれの一時払部分および分割払部分の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じて、指定保険金額が指定されます。

第29条　長期生活保障保険契約等に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約、５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約、５年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約、５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約、５年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または５年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加するときは、この特約中の主契約の死亡保険金額は、特約保険金の請求日の６か月後の応当日の一時金額とし、次のとおり読み替えます。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡年金」と読み替えます。
⑶　第２条（特約保険金の支払い）の２．－⑵、第10条（特約の消滅）の⑸、第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の１．および第13条（遺言による特約保険金受取人の変更）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
⑷　第２条（特約保険金の支払い）の２．－⑶－①中、「指定保険金額の部分について」とあるのを「指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合で」と読み替えます。
⑸　第２条（特約保険金の支払い）の２．－⑶－②中、「保険金」とあるのを「一時金」と読み替えます。
⑹　第２条（特約保険金の支払い）の２．－⑶－③中、「保険金の支払事由」とあるのを「第１回年金の支払事由」と、「保険金」とあるのを「第１回年金または一時金」とそれぞれ読み替えます。
⑺　第２条（特約保険金の支払い）の２．－⑷中、「保険金」とあるのをすべて「第１回年金」と読み替えます。
⑻　第10条（特約の消滅）の⑵を次のとおり読み替えます。
　⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき。ただし、第１回年金が支払われる場合を含みます。
⑼　第19条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第１回年金の削減」と読み替えます。

第30条　介護・特定疾病終身保険契約または５年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を介護・特定疾病終身保険契約または５年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加するときは、第10条（特約の消滅）の⑶中、「延長保険」とあるのを「延長介護・特定疾病保険」と読み替えます。

第31条　5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加するときは、この特約中の主契約の死亡保険金額は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の保険金額とします。

第32条　5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合には、次のとおり読み替えます。

⑴　この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡給付金」と読み替えます。
⑵　第2条（特約保険金の支払い）の1．中、「死亡保険金額」とあるのを「死亡給付金の金額」と読み替えます。
⑶　第2条（特約保険金の支払い）の2．－⑵、第10条（特約の消滅）の⑸、第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1．および第13条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の介護年金受取人」と読み替えます。
⑷　第2条（特約保険金の支払い）の2．－⑶中、「主契約の死亡保険金額」とあるのを「主契約の死亡給付金の金額」と読み替えます。
⑸　第2条（特約保険金の支払い）の2．－⑶－①中、「主契約は、指定保険金額の部分について」とあるのを「第1回介護年金額について、主契約は、指定保険金額の主契約の死亡給付金の金額に対する割合で」と読み替えます。
⑹　第2条（特約保険金の支払い）の2．－⑶－②中、「主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。」とあるのを「主契約の死亡給付金が支払われたものとして取り扱います。」と読み替えます。
⑺　第2条（特約保険金の支払い）の2．－⑶－③中、「保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金」と読み替えます。
⑻　第2条（特約保険金の支払い）の2．－⑷中、「保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金」と読み替えます。
⑼　第19条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約が付加」とあるのをすべて「特別条件特則*1が適用」と、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金の削減」と、「特別条件特約に定める」とあるのを「特別条件特則*1に定める」とそれぞれ読み替えます。

第33条　5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合には、次のとおり読み替えます。

第32条　補足説明

＊1　特別条件特則
普通保険約款に定める特別条件をつける場合の特則をいいます。

⑴　この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡給付金」と読み替えます。
⑵　第２条（特約保険金の支払い）の１．中、「死亡保険金額」とあるのを「死亡給付金の金額」と読み替えます。
⑶　第２条（特約保険金の支払い）の２．－⑵、第10条（特約の消滅）の⑸、第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の１．および第13条（遺言による特約保険金受取人の変更）の１．中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の介護保険金受取人」と読み替えます。
⑷　第２条（特約保険金の支払い）の２．－⑶中、「主契約の死亡保険金額」とあるのを「主契約の死亡給付金の金額」と読み替えます。
⑸　第２条（特約保険金の支払い）の２．－⑶－①中、「主契約は、指定保険金額の部分について」とあるのを「介護保険金額について、主契約は、指定保険金額の主契約の死亡給付金の金額に対する割合で」と読み替えます。
⑹　第２条（特約保険金の支払い）の２．－⑶－②中、「主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。」とあるのを「主契約の死亡給付金が支払われたものとして取り扱います。」と読み替えます。
⑺　第２条（特約保険金の支払い）の２．－⑶－③中、「保険金」とあるのをすべて「介護保険金または死亡給付金」と読み替えます。
⑻　第２条（特約保険金の支払い）の２．－⑷中、「保険金」とあるのをすべて「介護保険金または死亡給付金」と読み替えます。
⑼　第19条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約が付加」とあるのをすべて「特別条件特則*1が適用」と、「保険金の削減」とあるのをすべて「介護保険金等*2の削減」と、「特別条件特約に定める」とあるのを「特別条件特則*1に定める」とそれぞれ読み替えます。

第34条　契約成立日が平成20年４月１日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年４月１日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の⑴から⑻のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

⑴　特約保険金受取人が被保険者の場合で、特約保険金受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特約保険金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

①　請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
②　請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族

⑵　⑴の規定により、指定代理請求人が特約保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

①　被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
②　指定代理請求人の印鑑証明書
③　指定代理請求人の住民票
④　被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

⑶　保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は⑴に規定する者に限ります。
⑷　⑶の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続して

第33条　補足説明

＊１　特別条件特則
普通保険約款に定める特別条件をつける場合の特則をいいます。

＊２　介護保険金等
次の⑴から⑶をいいます。
⑴　介護保険金
⑵　介護見舞金
⑶　死亡給付金

いる情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。

⑸ 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。

⑹ ⑴の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

⑺ 特約保険金を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

⑻ この特約が付加された保険契約が普通保険約款もしくは主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によって解除される場合で、通知すべき保険契約者またはその住所や居所が不明のとき、その他正当な事由によって保険契約者に通知できないときは、会社は、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

★別表（P.984参照）

第35条 5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または５年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加するときは、次の⑴から⑷のとおり読み替えます。

⑴ 第２条（特約保険金の支払い）の２．を次のとおり読み替えます。

２．特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴ 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が次のいずれかの期間にあるときは、特約保険金を支払いません。 ア．主契約に定める第１保険年度中 イ．主契約の保険期間満了の時前１年以内
⑵ 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者に限ります。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。
⑶ 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。 ③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じても、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第34条 補足説明

＊1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

項　目	内　容
⑷　特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
⑸　普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

⑵　第10条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。

第10条（特約の消滅）

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　特約保険金を支払ったとき ⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき

⑶　第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の１．を次のとおり読み替えます。

１．保険契約者は、特約保険金の支払事由（第２条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

⑷　第13条（遺言による特約保険金受取人の変更）の１．を次のとおり読み替えます。

１．第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第２条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

★別表（P.984参照）
★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.147参照）。

第36条　５年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加するときは、次の⑴から⑷のとおり読み替えます。

⑴　第２条（特約保険金の支払い）の２．を次のとおり読み替えます。

２．特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項　目	内　容
⑴　特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ①　必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ②　特約保険金の請求日が次のいずれかの期間にあるときは、特約保険金を支払いません。 ア．主契約に定める第１保険期間中 イ．主契約の保険期間満了の時前１年以内
⑵　特約保険金受取人	被保険者または保険契約者に限ります。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。

項　目	内　容
⑶　主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	①　主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ②　①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。 ③　①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じても、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④　特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
⑷　特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
⑸　普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

⑵　第10条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。

第10条（特約の消滅）

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

⑴　特約保険金を支払ったとき ⑵　主契約が⑴以外の事由によって消滅したとき

⑶　第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の１．を次のとおり読み替えます。

１．保険契約者は、特約保険金の支払事由（第２条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

⑷　第13条（遺言による特約保険金受取人の変更）の１．を次のとおり読み替えます。

１．第12条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第２条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

★別表（P.984参照）

第37条　主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

主契約に保険契約者代理特約が付加されているときは、第３条（免責事由）の１．を次のとおり読み替えます。

１．支払事由（第２条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約保険金	支払事由が次のいずれかによるとき ⑴　保険契約者の故意 ⑵　被保険者の故意 ⑶　保険契約者代理人の故意 ⑷　指定代理請求人の故意 ⑸　被保険者の自殺行為 ⑹　被保険者の犯罪行為 ⑺　戦争その他の変乱

別表　特約保険金の支払請求に必要な書類

項　目	必要書類
特約保険金の支払い	(1)　特約保険金支払請求書 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4)　特約保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5)　特約保険金の受取人の印鑑証明書 (6)　最終の保険料の払込みを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3)　被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

保険契約者代理特約目次

第１条　特約の付加……986
第２条　保険契約者代理人による手続き……986
第３条　保険契約者代理人の変更および指定の取消し……987
第４条　告知義務違反による解除に関する取扱い……988
第５条　告知義務違反または重大事由による解除の通知……988
第６条　この特約の消滅……988
第７条　普通保険約款の規定の準用……988
第８条　連生終身保険契約に付加する場合の特則……988
第９条　生存給付金付定期保険契約または５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則……988
第10条　新こども保険契約に付加する場合の特則……988
第11条　長期生活保障保険契約または５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……989
第12条　この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または５年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則……989

別表　保険契約者代理人が代理手続きを行う際に必要な書類……990

保険契約者代理特約

（実施　2021.4.2）

第１条　特約の付加

1．この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者（年金開始日以後の保険契約にこの特約を付加するときは年金受取人とします。以下同じ。）の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。

2．この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、保険契約者代理人を１人指定することを必要とします。

3．この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
⑴　主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	次のいずれか早い日 ①　主契約の責任開始の日 ②　主契約の保険期間開始の日*1
⑵　主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

4．主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第２条　保険契約者代理人による手続き

1．保険契約者に次のいずれかの事情があるため、保険契約者が自ら本条の２．に定める手続きを行うことができないと会社が認めたときは、保険契約者代理人が保険契約者に代わって以後の手続きを行うことができます。

⑴　傷害または疾病により、本条の２．に定める手続きを行う意思表示ができないこと
⑵　その他⑴に準じた状態であること

2．保険契約者代理人が行うことができる手続き（以下「代理手続き」といいます。）は、次のものとします。

⑴　主契約の普通保険約款および特約に定める保険契約者が行うことができる手続きとします。この場合、保険契約者代理人は、保険契約者と保険金等*1の受取人が同一人である場合における保険金等*1の受取人が行うことができる手続き*2については会社の取扱いの範囲内で行うことができるものとします。

⑵　⑴にかかわらず、次の手続きは代理手続きの対象外とします。

①　保険金等*1の受取人の変更手続き
②　保険契約者の変更手続き
③　告知を要する手続き
④　保険契約者代理人の変更手続き
⑤　保険契約者、被保険者および保険金等*1の受取人が同一人である場合で、被保険者が行うことができる保険金等*1の請求手続き

3．保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、会社は、被保険者および保険金等*1の受取人、またはその一方から同意を求めることがあります。

4．保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、保険契約者代理人から申出があり、会社が認めたときは、会社はこの特約が付加されている保険契約に関する情報について、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者代理人に対して開示することができます。

5．保険契約者代理人が代理手続きを行う場合には、保険契約者代理人は代理手続きを行う時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

第１条　補足説明

＊１　主契約の保険期間開始の日

次の⑴から⑶の締結の際にこの特約を付加したときは、この特約の効力は保険期間開始の日から開始します。

⑴　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
⑵　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
⑶　無配当生活習慣病一時金保険（返戻金なし型）Ｄ契約

第２条　補足説明

＊１　保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

⑴　保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
　①　保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
　②　社員配当金
　③　すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
⑵　保険料の払込免除

＊２　保険契約者と保険金等の受取人が同一人である場合における保険金等の受取人が行うことができる手続き

以下の手続きは、この特約が付加された主契約に指定代理請求人が指定されていないときに限ります。

⑴　年金支払開始日前の保険契約で、保険契約者、被保険者および年金受取人が同一人の場合の保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）の請求手続き。
⑵　年金支払開始日以後の保険契約で、被保険者と年金受

(1) 次の範囲内の者
　① 保険契約者の戸籍上の配偶者
　② 保険契約者の直系血族
　③ 保険契約者の３親等内の血族
　④ 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている保険契約者の３親等内の親族
(2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険契約者のために保険契約者代理人が代理手続きを行うべき適当な理由があると会社が認める者
　① 保険契約者と同居し、または保険契約者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
　② 保険契約者との財産管理契約により財産管理を行っている者

6．本条の１．にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、保険契約者代理人は代理手続きを行うことができません。

(1) 保険契約者について、法令に定める代理人に、保険契約の手続きに関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
(2) 保険契約者代理人が故意に保険金等*1の支払事由*3を生じさせたとき
(3) 保険契約者代理人が故意に保険契約者を本条の１．－(1)または(2)の状態に該当させたとき

7．保険契約者代理人は、代理手続きを行う際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

(1) 保険契約者が自ら本条の２．に定める手続きを行うことができない事情があることを証明する書類
(2) 別表★に定める必要書類

8．保険契約者代理人が代理手続きを行う際に、本条の６．に該当する可能性がある場合は、普通保険約款および特約に定める保険金等*1を支払うための確認の取扱いに準じて取り扱います。この場合、会社は、その旨を保険契約者代理人に通知します。
9．本条の８．の取扱いに際し、保険契約者代理人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*4は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等*1の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。
10．本条の１．から９．の規定により、会社が保険金等*1を保険契約者代理人に支払ったときは、その後重複してその保険金等*1の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
11．保険契約者が本条の１．に定める状態に該当した後、保険契約者から申出があり、保険契約者が本条の１．に定める状態にないことを会社が認めたときは、それ以後再度本条の１．に定める状態に該当するまでは、保険契約者代理人は本条にもとづく代理手続きを行うことはできません。

★別表（P.990参照）

第３条　保険契約者代理人の変更および指定の取消し

１．保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更すること、または保険契約者代理人の指定を取り消すことができます。
２．本条の１．の規定により保険契約者代理人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
３．本条の１．および２．の規定による保険契約者代理人の変更等を行った後は、変更等を行う前に手続き可能な代理手続きがあっても、変更等を行う前の保険契約者代理人は代理手続きを行うことはできません。

取人が同一人の場合の保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）の請求手続き。（ただし、主契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動型積立保険または利率変動型終身保険がある場合を除きます。）

＊３　保険金等の支払事由
保険料の払込免除事由を含みます。

＊４　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第４条　告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等*1の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、保険金等*1の受取人または保険契約者代理人が証明したときは、会社は、保険金等*1の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第５条　告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等*1の受取人、または保険契約者代理人に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

⑴　保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
⑵　⑴の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

第６条　この特約の消滅

１．次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

⑴　保険契約者が死亡したとき
⑵　保険契約者が変更されたとき
⑶　第３条（保険契約者代理人の変更および指定の取消し）の規定により保険契約者代理人の指定を取り消したとき
⑷　その他の法令に定める代理権の消滅事由に該当したとき

２．本条の１．の⑷に該当した場合には、すみやかに会社に通知することを必要とします。

第７条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第８条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

１．この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

⑴　この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。
⑵　第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

２．本条の１．にかかわらず、第１被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第２被保険者」と読み替えます。

第９条　生存給付金付定期保険契約または５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、保険契約者代理人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

⑴　生存給付金付定期保険契約
⑵　５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第10条　新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、次の⑴から⑶のとおり取り扱い

第４条　補足説明

＊１　保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

⑴　保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
　①　保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
　②　社員配当金
　③　すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
⑵　保険料の払込免除

第５条　補足説明

＊１　保険金等

この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

⑴　保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が受け取ることとなる次の給付（給付とともに支払われる金銭を含みます。）
　①　保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
　②　社員配当金
　③　すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
⑵　保険料の払込免除

ます。

⑴ 第１条（特約の付加）の規定にかかわらず、保険契約者代理人は保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人とします。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第１条（特約の付加）の２．の規定により保険契約者代理人を指定することを必要とします。

⑵ 第３条（保険契約者代理人の変更および指定の取消し）の１．中、「被保険者の同意と会社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更すること、または保険契約者代理人の指定を取り消すことができます」とあるのを「保険契約者代理人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。

⑶ 普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

第11条 長期生活保障保険契約または５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。

⑴ 長期生活保障保険契約
⑵ ５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約

第12条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または５年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。

⑴ 長期生活保障特約
⑵ ５年ごと利差配当付長期生活保障特約

別表　保険契約者代理人が代理手続きを行う際に必要な書類

項　目	必要書類
代理手続き	(1)　普通保険約款および各特約に定める手続き等の請求書類 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　保険契約者と保険契約者代理人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4)　保険契約者代理人の印鑑証明書 (5)　保険契約者代理人の住民票 (6)　保険契約者または保険契約者代理人の健康保険被保険者証の写し (7)　保険契約者代理人が保険契約者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8)　最終の保険料の払込みを証明する書類 (9)　保険契約者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類 (10)　保険契約者代理人が代理手続きを行う目的等を確認する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

指定代理請求特約（2016）目次

1　特約の付加について
　第１条　特約の付加……992

2　保険金等の請求について
　第２条　特約の対象となる保険金等……992
　第３条　指定代理請求人による保険金等の請求手続き……992

3　指定代理請求人の変更等について
　第４条　指定代理請求人の変更および指定の取消し……993

4　保険契約等の解除に関する取扱いについて
　第５条　告知義務違反による解除に関する取扱い……993
　第６条　告知義務違反または重大事由による解除の通知……994

5　特約の消滅について
　第７条　この特約の消滅……994

6　その他
　第８条　この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用……994
　第９条　普通保険約款の規定の準用……994
　第10条　連生終身保険契約に付加する場合の特則……994
　第11条　生存給付金付定期保険契約または５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則……995
　第12条　新こども保険契約に付加する場合の特則……995
　第13条　長期生活保障保険契約または５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……995
　第14条　この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または５年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則……995
　第15条　主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則……996

別表　指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類……997

指定代理請求特約（2016）

（実施　2016.4.4 ／改正　2021.4.2）

1 特約の付加について

第１条　特約の付加

1．この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。

2．本条の１．にかかわらず、主契約または主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「付加特約」といいます。）に、第２条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等がないときは、この特約を付加することはできません。

3．この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を１人指定することを必要とします。

4．この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
⑴　主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任開始の日
⑵　主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

5．主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金等の請求について

第２条　特約の対象となる保険金等

この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

⑴　被保険者が受け取ることとなる次の給付*1
　①　保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
　②　社員配当金
　③　すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
⑵　被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第３条　指定代理請求人による保険金等の請求手続き

1．保険金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が保険金等を自ら請求できないと会社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等を請求することができます。

⑴　傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと
⑵　治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
⑶　その他⑴または⑵に準じた状態であること

第２条　補足説明

＊１　被保険者が受け取ることとなる次の給付

被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を含みます。また、給付とともに支払われる金銭を含みます。

2．指定代理請求人が本条の１．の請求を行う場合には、指定代理請求人は請求時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

⑴　次の範囲内の者
　①　被保険者の戸籍上の配偶者
　②　被保険者の直系血族
　③　被保険者の３親等内の血族
　④　被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族
⑵　次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める者
　①　被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている⑴以外の範囲の者
　②　被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

3．本条の１．にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、指定代理請求人は保険金等を請求することができません。

⑴　被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
⑵　指定代理請求人が故意に保険金等の支払事由*1を生じさせたとき
⑶　指定代理請求人が故意に保険金等の受取人を本条の１．－⑴から⑶の状態に該当させたとき

4．指定代理請求人は、保険金等の請求をする際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

⑴　被保険者が保険金等を請求できない事情があることを証明する書類
⑵　別表★に定める必要書類

5．普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認を行うときは、会社は、指定代理請求人に通知します。
6．普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*2は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。
7．本条の１．から６．の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★別表（P.997参照）

3　指定代理請求人の変更等について

第４条　指定代理請求人の変更および指定の取消し

1．保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます。
2．本条の１．の規定により指定代理請求人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
3．本条の１．および２．の規定による指定代理請求人の変更等を行った後は、変更等を行う前に請求可能な保険金等があっても、変更等を行う前の指定代理請求人はその保険金等を請求することはできません。

4　保険契約等の解除に関する取扱いについて

第５条　告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特

第３条　補足説明

＊１　保険金等の支払事由
保険料の払込免除事由を含みます。

＊２　正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき
会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人が証明したときは、会社は、保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第6条　告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

(1)　保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
(2)　(1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5　特約の消滅について

第7条　この特約の消滅

次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

(1)　第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の規定により指定代理請求人の指定を取り消したとき
(2)　保険金等の受取人の変更により、この特約の対象となる保険金等がなくなったとき

6　その他

第8条　この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用

この特約が付加された主契約の普通保険約款または付加特約に定める次の規定は、第7条（この特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅した後も含めて、適用しません。

(1)　指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定
(2)　死亡保険金等の受取人が、高度障害保険金・介護保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定

第9条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第10条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

1．この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

(1)　この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
(2)　第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

2．本条の1．にかかわらず、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第2被保険者」と読み替えます。

第11条　生存給付金付定期保険契約または５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、指定代理請求人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

⑴　生存給付金付定期保険契約
⑵　５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第12条　新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、次の⑴から⑸のとおり取り扱います。

⑴　第２条（特約の対象となる保険金等）中、⑴および⑵について、次のとおり読み替えます。

⑴　保険契約者が受け取ることとなる次の給付
　①　保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
　②　社員配当金
　③　すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
⑵　保険料の払込免除

⑵　第３条（指定代理請求人による保険金等の請求手続き）の１．から４．および別表★中、「被保険者」とあるのをすべて「保険契約者」と読み替えます。

⑶　第１条（特約の付加）の規定にかかわらず、指定代理請求人は保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人とします。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第１条（特約の付加）の３．の規定により指定代理請求人を指定することを必要とします。

⑷　第４条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の１．中、「被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます」とあるのを「指定代理請求人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。

⑸　普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

★別表（P.997参照）

第13条　長期生活保障保険契約または５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。

⑴　長期生活保障保険契約
⑵　５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約

第14条　この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または５年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。

⑴　長期生活保障特約
⑵　５年ごと利差配当付長期生活保障特約

第15条　主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

1．第２条（特約の対象となる保険金等）中、⑴および⑵について、次のとおり読み替えます。

被保険者が受け取ることとなる次の給付*1
⑴　保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
⑵　社員配当金
⑶　すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）

2．主契約が新こども保険の場合は、次のとおり取り扱います。

⑴　新こども保険に保険契約者代理特約を付加するときは、この特約を付加することはできません。
⑵　この特約が付加されている主契約に保険契約者代理特約が付加されたときは、この特約は消滅します。

第15条　補足説明

＊１　被保険者が受け取ることとなる次の給付

給付とともに支払われる金銭を含みます。ただし、被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を除きます。

別表　指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類

項　目	必要書類
保険金等の代理請求	(1)　普通保険約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2)　会社所定の様式による医師の診断書 (3)　被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4)　指定代理請求人の印鑑証明書 (5)　指定代理請求人の住民票 (6)　被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7)　指定代理請求人が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8)　最終の保険料の払込みを証明する書類 (9)　被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類
(1)　会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。 (2)　保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

特別条件特約目次

第１条　特約の付加……999
第２条　特別条件……999
第３条　この特約を付加した保険契約および特約の取扱い……999
第４条　この特約を付加した保険契約の失効・復活……1001
第５条　この特約を付加した保険契約の減額……1001
第６条　長期生活保障保険契約または５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……1001
第７条　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……1002
第８条　長期生活保障特約または５年ごと利差配当付長期生活保障特約に付加する場合の特則……1002
第９条　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約に付加する場合の特則……1002
第10条　指定契約にこの特約を付加する場合の特則……1003
第11条　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則……1003
第12条　５年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または５年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加する場合の特則……1003
第13条　無配当普通定期保険（低解約返戻金型）契約、５年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約または５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則……1004

別表　感染症……1005

特別条件特約

（実施　1956.4.1 ／改正　2020.7.2）

第１条　特約の付加

保険契約申込みの際の被保険者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合*1には、保険契約締結の際にこの特約を主たる保険契約または特約に付加することがあります。

第２条　特別条件

この特約により付加する特別条件は、次の⑴から⑶のうち１つまたは２つ以上の併用とします。

⑴　割増保険料の払込み
会社の定める割増保険料を、普通保険料とともにその払込期間中払い込むことを必要とします。

⑵　保険金の削減支払
契約成立日から会社の定める削減期間中に、被保険者が死亡したとき、普通保険約款に定める高度障害状態になったとき、または介護保険金、特定疾病保険金、７大疾病保険金もしくは軽度介護保険金の支払事由に該当したときは、その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。ただし、災害または感染症（別表★）によって、死亡したとき、普通保険約款に定める高度障害状態になったとき、または介護保険金もしくは軽度介護保険金の支払事由に該当したときは、保険金の削減支払の対象とはなりません。

保険年度／削減期間	第１年度	第２年度	第３年度	第４年度	第５年度
１年	5.0割				
２年	3.0割	6.0割			
３年	2.5割	5.0割	7.5割		
４年	2.0割	4.0割	6.0割	8.0割	
５年	1.5割	3.0割	4.5割	6.0割	8.0割

⑶　特定高度障害状態についての不担保
疾病を直接の原因として、会社の定める期間中に被保険者が特定高度障害状態（普通保険約款に定める高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」をいいます。以下同じ。）になったときは、高度障害保険金を支払いません。ただし、感染症（別表★）によって、特定高度障害状態になったときは、高度障害保険金を支払います。

★別表（P.1005参照）

第３条　この特約を付加した保険契約および特約の取扱い

１．この特約を付加した保険契約および特約については、次の⑴から⑯の取扱いは行いません。

⑴　保険契約の更新または５年ごと利差配当付逓減定期保険普通保険約款、５年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款もしくは５年ごと利差配当付特定生活障害年金保険普通保険約款に定める５年ごと利差配当付普通定期保険契約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

⑵　定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、逓減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、５年ごと利差配当付定期保険特約、５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、５年ごと利差配当付養老保険増額特約、５年ごと利差配当付逓減定期保険特約、５年ごと利差配当付長期生活保障特約、５年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、５年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約または５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約の更新。た

第１条　補足説明

＊１　会社の定める基準に適合しない場合

保険契約者間の公平性を確保するため、過去の支払実績等の統計的な数値により定めた基準に照らして、標準的な数値に合致しない場合をいいます。

だし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

⑶ 定期保険特約から生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約、逓減定期保険特約もしくは長期生活保障特約への変更または５年ごと利差配当付定期保険特約から５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、５年ごと利差配当付養老保険増額特約、５年ごと利差配当付終身保険増額特約、５年ごと利差配当付逓減定期保険特約もしくは５年ごと利差配当付長期生活保障特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

⑷ 逓減定期保険特約から定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは長期生活保障特約への変更または５年ごと利差配当付逓減定期保険特約から５年ごと利差配当付定期保険特約、５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、５年ごと利差配当付養老保険増額特約、５年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは５年ごと利差配当付長期生活保障特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

⑸ 長期生活保障特約から定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは逓減定期保険特約への変更または５年ごと利差配当付長期生活保障特約から５年ごと利差配当付定期保険特約、５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、５年ごと利差配当付養老保険増額特約、５年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは５年ごと利差配当付逓減定期保険特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

⑹ 特定疾病保障定期保険特約から生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは特定疾病保障終身保険増額特約への変更または５年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約から５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、５年ごと利差配当付養老保険増額特約、５年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

⑺ 介護・特定疾病定期保険特約から生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約もしくは介護・特定疾病終身保険特約への変更または５年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約から５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、５年ごと利差配当付養老保険増額特約、５年ごと利差配当付終身保険増額特約もしくは５年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

⑻ ５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約から５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、５年ごと利差配当付養老保険増額特約または５年ごと利差配当付終身保険増額特約への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

⑼ 保険契約の契約成立日後の定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、養老保険増額特約、終身保険増額特約、連生終身保険増額特約、特定疾病保障終身保険増額特約、逓減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、介護・特定疾病終身保険特約、５年ごと利差配当付定期保険特約、５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約、５年ごと利差配当付養老保険増額特約、５年ごと利差配当付終身保険増額特約、５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約、５年ごと利差配当付逓減定期保険特約、５年ごと利差配当付長期生活保障特約、５年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、５年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約、５年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約または５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約の付加。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保期間経過後は取り扱います。

⑽ 普通定期保険普通保険約款、特定疾病保障定期保険普通保険約款、長期生活保障保険普通保険約款、介護・特定疾病定期保険普通保険約款、５年ごと利差配当付普通定期保険普通保険約款、５年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険普通保険約款、５年ごと利差配当付長期生活保障保険普通保険約款、５年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険普通保険約款、５年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険普通保険約款、５年ごと利差配当付逓減定期保険

普通保険約款、５年ごと利差配当付新長期生活保障保険普通保険約款、５年ごと利差配当付特定生活障害年金保険普通保険約款、５年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）普通保険約款、定期保険特約、逓減定期保険特約、長期生活保障特約、特定疾病保障定期保険特約、介護・特定疾病定期保険特約、５年ごと利差配当付定期保険特約、５年ごと利差配当付逓減定期保険特約、５年ごと利差配当付長期生活保障特約、５年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、５年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約および５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約に定める他の保険契約への加入。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

⑾ ５年ごと利差配当付軽度介護定期保険普通保険約款に定める５年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

⑿ 普通終身保険普通保険約款または５年ごと利差配当付普通終身保険普通保険約款に定める保険料をステップ払込方式で払い込む方式への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

⒀ 延長保険、延長特定疾病保障保険、延長介護・特定疾病保険、払済保険、払済養老保険、払済終身保険（名称の如何を問いません。）への変更。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

⒁ 保険期間または保険料払込期間の延長。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

⒂ 年金支払期間の延長。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

⒃ 介護保障移行特約または５年ごと利差配当付介護保障移行特約の付加。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保の場合には取り扱います。

２．本条の１．－⑴の場合、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた保険金の削減支払の条件は適用されません。また、保険期間満了の時までに特定高度障害状態についての不担保期間が満了しているときは、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた特定高度障害状態についての不担保の条件は適用されず、不担保期間が満了していないときは、更新後契約または変更後契約には更新前契約または変更前契約に付加されていた特定高度障害状態についての不担保の条件と同一の条件が適用されます。

３．本条の１．－⑵から⑻および⑽の場合、本条の２．の規定を準用します。

第４条　この特約を付加した保険契約の失効・復活

１．この特約を付加した保険契約が効力を失ったときは、失効後２年以内に限り復活の申込みができます。

２．会社が保険契約の復活を承諾したときは、この特約は、契約成立日にさかのぼって適用されます。

第５条　この特約を付加した保険契約の減額

この特約を付加した保険契約の保険金額が減額されたときは、その減額後２年以内に限り、会社は、第４条（この特約を付加した保険契約の失効・復活）に準じて、保険契約の復旧を取り扱います。

第６条　長期生活保障保険契約または５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　第２条（特別条件）の⑵中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第１回年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第１回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第１回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
⑵　第２条（特別条件）の⑶中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
⑶　第３条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第１回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第１回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
⑷　第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第１回年金の削減期間」と読み替えます。

第７条　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　第２条（特別条件）の⑵中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第１回年金の削減」と、「介護保険金」とあるのをすべて「第１回介護年金」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第１回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第１回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
⑵　第２条（特別条件）の⑶中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
⑶　第３条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第１回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第１回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
⑷　第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第１回年金の削減期間」と読み替えます。

第８条　長期生活保障特約または５年ごと利差配当付長期生活保障特約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障特約または５年ごと利差配当付長期生活保障特約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　第２条（特別条件）の⑵中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第１回特約年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第１回特約年金額に次の表の割合を乗じた金額を第１回特約年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
⑵　第２条（特別条件）の⑶中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「特約年金」と読み替えます。
⑶　第３条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第１回特約年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第１回特約年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
⑷　第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第１回特約年金の削減期間」と読み替えます。

第９条　５年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　第２条（特別条件）の⑵中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第１回特約年金の削減」と、「介護保険金」とあるのをすべて「第１回特約介護年金」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第１回特約年金額に次の表の割合を乗じた金額を第１回特約年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
⑵　第２条（特別条件）の⑶中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「特約高度障害年金」と読み替えます。
⑶　第３条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第１回特約年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第１回特約年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
⑷　第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第１回特約年金の削減期間」と読み替えます。

第10条　指定契約にこの特約を付加する場合の特則

保険契約指定特約に定める指定契約にこの特約を付加するときは、保険契約者は、保険契約指定特約に定める被指定契約の第２保険期間が開始する場合の無選択限度額に加える保険金額としてその指定契約を指定することはできません。ただし、保険金の削減期間経過後または特定高度障害状態についての不担保（被指定契約に特定高度障害状態についての不担保の条件が付加されている場合に限ります。）のときは、保険契約者は、その指定契約を指定することができます。

第11条　５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　第２条（特別条件）の⑵中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第１回年金の削減」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第１回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第１回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
⑵　第２条（特別条件）の⑶中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
⑶　第３条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第１回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第１回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
⑷　第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第１回年金の削減期間」と読み替えます。

第12条　５年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または５年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加する場合の特則

１．この特約を５年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または５年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　第２条（特別条件）の⑵中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第１回年金の削減」と、「介護保険金もしくは特定疾病保険金」とあるのを「第１回特定生活障害年金」と、「介護保険金の支払事由」とあるのを「第１回特定生活障害年金の支払事由」と、「その保険金額に次の表の割合を乗じた金額を支払います。」とあるのを「その第１回年金額に次の表の割合を乗じた金額を第１回年金額として支払います。」とそれぞれ読み替えます。
⑵　第２条（特別条件）の⑶中、「高度障害保険金」とあるのをすべて「高度障害年金」と読み替えます。
⑶　第３条（この特約を付加した保険契約および特約の取扱い）中、「保険金の削減期間」とあるのをすべて「第１回年金の削減期間」と、「保険金の削減支払」とあるのを「第１回年金の削減支払」とそれぞれ読み替えます。
⑷　第10条（指定契約にこの特約を付加する場合の特則）中、「保険金の削減期間」とあるのを「第１回年金の削減期間」と読み替えます。

第13条　無配当普通定期保険（低解約返戻金型）契約、５年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約または５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

低解約返戻金期間中、割増保険料については、返戻金の払戻しはありません。

別表　感染症

「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスＡ	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] （ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

注　新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第11号）第１条に定める新型コロナウイルス感染症をいいます。以下同じ。）は、「感染症」に含めます。ただし、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第６条第２項、第３項または第４項の疾病に指定された場合、その指定が解除された日以後に支払事由が生じたときは、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めません。

保険契約転換特約目次

1　用語の意義について
第１条　用語の意義……1007

2　特約の適用について
第２条　特約の適用……1007

3　被転換契約の転換価格および転換後契約の構成について
第３条　被転換契約の転換価格……1007
第４条　転換後契約の構成……1007

4　転換日および被転換契約の取扱いについて
第５条　転換日……1008
第６条　被転換契約の取扱い……1008

5　転換後契約の特別取扱いについて
第７条　転換後契約の特別取扱い……1008

6　特則について
第８条　転換後契約の特別取扱いの特則……1009
第９条　転換後契約が利率変動積立型終身保険契約等の場合の特則……1009
第10条　転換時の貸付特則……1010
第11条　被転換契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されている場合の特則……1011
第12条　被転換契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則……1011
第13条　被転換契約が５年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約または５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約の場合の特則……1011
第14条　被転換契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則……1012
第15条　被転換契約に保険契約者代理特約が付加されていない場合の特則……1012

保険契約転換特約

（実施　1976.9.27／改正　2021.4.2）

1　用語の意義について

第１条　用語の意義

この特約において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用　語	意　義
⑴　被転換契約	すでに締結されている会社の定める要件を満たした保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。
⑵　転換後契約	転換の取扱いにより新たに締結する保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。
⑶　保険料払込部分	転換後契約のうち、保険契約者から払い込まれる保険料に対応する部分をいいます。
⑷　転換部分	転換後契約のうち、保険料の払込みを必要としない部分をいいます。

2　特約の適用について

第２条　特約の適用

この特約は、被保険者の同意を得て、被転換契約について転換の取扱いをする場合に適用します。

3　被転換契約の転換価格および転換後契約の構成について

第３条　被転換契約の転換価格

1．会社は、転換時に、本条の２．に規定する被転換契約の転換価格のうち、「⑴」および「⑵を一時払保険料に振り替えて算出して得た金額」を転換部分の責任準備金に充当します。

2．被転換契約の転換価格は、次の⑴および⑵の合計額とします。ただし、被転換契約において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額を⑵から差し引き、差し引けない金額があれば、それを⑴から差し引きます。

⑴　被転換契約の転換時の責任準備金の額
⑵　次の金額の合計額
　①　転換時までの経過期間に応じて計算した被転換契約の社員配当金相当額
　②　被転換契約において積み立てられた社員配当金またはすえ置かれた社員配当金があるときは、その元利合計額
　③　被転換契約において保険料の前納または予納が行われているときは、その残金の元利合計額
　④　被転換契約においてすえ置かれた生存給付金、教育資金、進学資金、特約保険金、特約生存給付金、健康支援給付金、無事故給付金、健康祝金、生存祝金または積立金があるときは、その元利合計額
　⑤　被転換契約において保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、その金額

第４条　転換後契約の構成

1．転換後契約は保険料払込部分および転換部分により構成されます。

2．転換後契約の保険料払込部分と転換部分の保険種類は同一とします。

4 転換日および被転換契約の取扱いについて

第５条 転換日

転換日は、転換後契約の契約成立日とします。

第６条 被転換契約の取扱い

被転換契約は、転換後契約の契約成立時に消滅したものとして取り扱います。

5 転換後契約の特別取扱いについて

第７条 転換後契約の特別取扱い

１．転換後契約について、次の⑴から⑷のいずれかの事由が生じた場合で、保険契約者から請求があったときは、転換は行われず、被転換契約は消滅しなかったものとして取り扱います。ただし、⑵から⑷にあっては、転換後契約の死亡保険金額*1が被転換契約の死亡保険金額*1を超える場合に限り、本条の取扱いを行います。

⑴ 転換後契約が無効のとき。ただし、普通保険約款に定める保険契約者もしくは被保険者の詐欺による取消しの場合または保険契約者の不法取得目的による無効の場合を除きます。

⑵ 転換後契約の締結の際の告知義務違反により、転換後契約またはそのうちの付加特約のみが解除されるとき

⑶ 被保険者が、転換後契約の保険金等*2の支払事由または保険料の払込免除事由に規定する状態に該当したが、転換後契約の責任開始の時前の原因によるため、転換後契約による保険金等*2の支払いまたは保険料の払込免除が行われないとき

⑷ 被保険者が、転換後契約の自殺免責期間*3中に自殺したため、転換後契約の死亡保険金*4が支払われないとき

次の①および②の場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。なお、被転換契約については、被転換契約への転換が行われなかったものとする取扱いはありません。

① 被保険者が、保険期間満了前の被転換契約*5の自殺免責期間*3経過後に自殺した場合で、被転換契約の普通保険約款の規定（付加特約の規定を含みます。以下同じ。）により被転換契約の死亡保険金*4が支払われることとなるとき

被転換契約の死亡保険金*4を支払います。

② 被保険者が、被転換契約の自殺免責期間*3中に自殺した場合で、被転換契約を転換後契約とする保険期間満了前の被転換契約等*6があり、その普通保険約款の規定により被転換契約の被転換契約等*6の死亡保険金*4が支払われることとなるとき

「被転換契約の死亡保険金*4の金額」および「被転換契約の被転換契約等*6の死亡保険金*4の金額」のうち、いずれか低い金額を被転換契約において支払います。

２．本条の１．の取扱いを行うときは、会社は請求がなされた日までの、保険料、前納保険料、予納保険料、社員配当金、保険料の振替貸付金および保険契約者に対する貸付金を精算して払い戻すべき金額を保険契約者（死亡保険金等*7が支払われるときは、その受取人）に支払い、不足額があるときは保険契約者はその不足額を払い込むことを必要とします。ただし、被転換契約により死亡保険金等*7が支払われるときは、死亡保険金等*7から不足額を差し引きます。

３．本条の１．により消滅しなかったものとして取り扱う被転換契約については、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴ 被転換契約の保険金受取人*8と転換後契約の保険金受取人*8とが異なるときは、被転換契約の保険金受取人*8は転換後契約の保険金受取人*8に変更されたものとみなします。

⑵ 転換後契約において保険契約者の権利義務の承継がなされたときは、被転換契約についても、同じ承継がなされたものとみなします。ただし、被転換契

第７条 補足説明

＊１ 死亡保険金額
死亡給付金額、死亡年金額および未払いの年金現価を含みます。

＊２ 保険金等
保険金・給付金・見舞金・年金をいいます。

＊３ 自殺免責期間
被保険者が自殺した場合で、普通保険約款または付加特約の規定により免責事由に該当し、死亡保険金*4が支払われない期間をいいます。

＊４ 死亡保険金
被保険者の死亡に対して支払われる保険金や給付金をいい、その名称の如何を問いません。

＊５ 保険期間満了前の被転換契約
更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。

＊６ 被転換契約を転換後契約とする保険期間満了前の被転換契約等
「被転換契約を転換後契約とする保険期間満了前の被転換契約」または「被転換契約を転換後契約とする保険期間満了前の保険契約一部転換特約に定める被転換部分」をいい（被転換契約について復活があった場合を除きます。）、更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。本条において「被転換契約の被転換契約等」といいます。

＊７ 死亡保険金等

約の普通保険約款で保険契約者の範囲が限定されているときは、その範囲内で承継された場合に限ります。

4．転換後契約が次の⑴から⑺のいずれかに該当するときは、本条の１．から３．による取扱いは行いません。

⑴ 本条の１．－⑴から⑷のいずれかに該当したが、会社の指定する日までに保険契約者が本条の１．による請求をしなかったとき

⑵ 保険金等*2の金額の変更または払済保険、払済養老保険、払済終身保険、払済７大疾病終身保険、払済年金保険もしくは延長保険への変更等、保険種類の変更が行われたとき

⑶ すでに保険金、給付金、年金、見舞金または祝金が支払われたとき

⑷ 保険料の払込みが免除されているとき

⑸ 被転換契約が生存給付金付定期保険契約または５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約の場合で、転換と同時に被保険者の変更が行われたとき

⑹ 転換後契約が生存給付金付定期保険契約または５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約の場合で、転換後に被保険者の変更が行われたとき

⑺ 転換後契約の復活が行われたとき

6 特則について

第８条 転換後契約の特別取扱いの特則

転換後契約の死亡保険金額*1が被転換契約の死亡保険金額*1と同額以下の場合で、転換後契約について、次の⑴から⑶のいずれかの事由が生じたときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 転換後契約の締結の際の告知義務違反により、転換後契約またはそのうちの付加特約のみが解除に相当するとき

転換後契約の締結の際の告知義務違反による解除の取扱いを行いません。ただし、転換後契約の保険金等*2の金額が、被転換契約の同種の保険金等*2の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を解除することができます。

⑵ 被保険者が、転換後契約の保険金等*2の支払事由または保険料の払込免除事由に規定する状態に該当したが、転換後契約の責任開始の時前の原因によるため、転換後契約による保険金等*2の支払いまたは保険料の払込免除が行われないこととなるとき

保険契約者から請求があったときは、その原因は転換後契約の責任開始の時以後に生じたものとみなします。ただし、転換後契約の保険金等*2の金額が、被転換契約の同種の保険金等*2の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を支払いません。

⑶ 被保険者が、転換後契約の自殺免責期間*3中に自殺したため、転換後契約の死亡保険金*4が支払われないこととなるとき

次の①または②の場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。

① 被保険者が、保険期間満了前の被転換契約*5の自殺免責期間*3経過後に自殺したとき

転換後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、転換後契約の死亡保険金*4を支払います。

② 被保険者が、被転換契約の自殺免責期間*3中に自殺したとき

ア．転換後契約の死亡保険金*4は支払いません。

イ．被転換契約を転換後契約とする保険期間満了前の被転換契約等*6があるときは、ア．の規定は適用せず、「転換後契約の死亡保険金*4の金額」および「被転換契約の被転換契約等*6の死亡保険金*4の金額」のうち、いずれか低い金額を、転換後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、転換後契約において支払います。

第９条 転換後契約が利率変動積立型終身保険契約等の場合の特則

転換後契約が利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の場合には、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴ 第３条（被転換契約の転換価格）を次のとおり読み替えます。

第３条（被転換契約の転換価格）

１．会社は、転換時に、本条の２．に規定する被転換契約の転換価格を

次の⑴から⑲をいいます。

⑴ 死亡保険金
⑵ 高度障害保険金
⑶ 介護保険金
⑷ 特定疾病保険金
⑸ 災害死亡保険金
⑹ 災害高度障害保険金
⑺ 死亡給付金
⑻ 災害死亡給付金
⑼ 高度障害給付金
⑽ 死亡見舞金
⑾ 高度障害見舞金
⑿ 死亡年金
⒀ 高度障害年金
⒁ 介護年金
⒂ 育英年金
⒃ 特定生活障害年金
⒄ 特約年金
⒅ 一時金
⒆ ７大疾病保険金

＊８ 保険金受取人

給付金受取人および年金受取人を含みます。

第８条 補足説明

＊１ 死亡保険金額

死亡給付金額、死亡年金額および未払いの年金現価を含みます。

＊２ 保険金等

保険金・給付金・見舞金・年金をいいます。

＊３ 自殺免責期間

被保険者が自殺した場合で、普通保険約款または付加特約の規定により免責事由に該当し、死亡保険金*4が支払われない期間をいいます。

＊４ 死亡保険金

被保険者の死亡に対して支払われる保険金や給付金をいい、その名称の如何を問いません。

＊５ 保険期間満了前の被転換契約

更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。

＊６ 被転換契約を転換後契約とする保険期間満了前の被転換契約等

「被転換契約を転換後契約とする保険期間満了前の被転換契約」または「被転換契約を転換

転換後契約の積立金に充当します。

2．被転換契約の転換価格は、次の⑴および⑵の合計額とします。ただし、被転換契約において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額を⑵から差し引き、差し引けない金額があれば、それを⑴から差し引きます。

⑴　被転換契約の転換時の責任準備金の額
⑵　次の金額の合計額
　①　転換時までの経過期間に応じて計算した被転換契約の社員配当金相当額
　②　被転換契約において積み立てられた社員配当金またはすえ置かれた社員配当金があるときは、その元利合計額
　③　被転換契約において保険料の前納または予納が行われているときは、その残金の元利合計額
　④　被転換契約においてすえ置かれた生存給付金、教育資金、進学資金、特約保険金、特約生存給付金、健康支援給付金、無事故給付金、健康祝金、生存祝金または積立金があるときは、その元利合計額
　⑤　被転換契約において社員配当金特殊支払特則による買増保険の返戻金額があるときは、その金額
　⑥　被転換契約において保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、その金額

⑵　転換後契約の締結の際に、指定契約*1を同時に締結するときは、次の①および②のとおり取り扱います。
　①　第７条（転換後契約の特別取扱い）または第８条（転換後契約の特別取扱いの特則）の適用については、転換後契約と指定契約*1をあわせて取り扱います。
　②　指定契約*1が無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約の場合で、被転換契約が成人病入院特約(06)（会社の定める同種の特約を含みます。）が付加されている保険契約のときは、指定契約*1の給付金の額のうち、被転換契約において指定契約*1と同種の給付金の額を超えない部分については、会社は、次のア．およびイ．のとおり取り扱うことができます。ただし、指定契約*1について保険契約の復活があったときは、この取扱いを行いません。
　　ア．指定契約*1の保険期間開始の日からその日を含めて90日の間にがんと診断確定された場合でも、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した後にがんと診断確定されたものとみなして取り扱います。
　　イ．指定契約*1の保険期間開始の日前にがんと診断確定されていた場合でも、指定契約*1の「がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効の取扱い」は行いません。また、指定契約*1の給付金の支払いにおいて、がん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されていないことおよびがん給付の責任開始の時以後に診断確定されたがんであることを必要としません。

後契約とする保険期間満了前の保険契約一部転換特約に定める被転換部分」をいい（被転換契約について復活があった場合を除きます。）、更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。本条において「被転換契約の被転換契約等」といいます。

第９条　補足説明

＊１　指定契約
転換後契約を保険契約指定特約に定める被指定契約とし、かつ、被保険者が転換後契約の被保険者と同一である保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。

第10条　転換時の貸付特則

1．保険契約者は、転換の申出の際に、会社の取扱いの範囲内で、転換後契約の第１回保険料*1を払い込むため、被転換契約の責任準備金等の額を限度として、転換後契約の第１回保険料*1と同額の貸付を受ける取扱いを申し出ることができます。
2．本条の１．の申出後、転換後契約の第１回保険料*1が増額され、その額が被転換契約の責任準備金等の額以上となるときは、会社は、本条の取扱いを行いません。
3．本条の１．の場合、保険契約者が転換後契約の申込みをした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時に転換後契約の第１回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
4．本条の取扱いによる貸付金の利息はありません。
5．会社は、本条の取扱いによる貸付時に、転換後契約の転換部分の責任準備金または転換後契約の積立金となるべき金額から本条の取扱いによる貸付金を差し引きます。

第10条　補足説明

＊１　第１回保険料
第１回保険料相当額を含みます。

6．本条の取扱いにより払い込まれた転換後契約の第１回保険料*1については、保険料領収証を発行しません。

7．本条による取扱いを行うときは、次の⑴から⑶のとおり読み替えます。

⑴　第３条（被転換契約の転換価格）の２．のただし書きを次のとおり読み替えます。

ただし、被転換契約において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額（第10条（転換時の貸付特則）の１．による貸付金額を含みます。）を⑵から差し引き、差し引けない金額があれば、それを⑴から差し引きます。

⑵　第７条（転換後契約の特別取扱い）の２．を次のとおり読み替えます。

２．本条の１．の取扱いを行うときは、第10条（転換時の貸付特則）の１．による転換後契約の第１回保険料*1と同額の貸付を受ける取扱いは行われなかったものとし、会社は請求がなされた日までの、保険料、前納保険料、予納保険料、社員配当金、保険料の振替貸付金および保険契約者に対する貸付金を精算して払い戻すべき金額を保険契約者（死亡保険金等*2が支払われるときは、その受取人）に支払い、不足額があるときは保険契約者はその不足額を払い込むことを必要とします。ただし、被転換契約により死亡保険金等*2が支払われるときは、死亡保険金等*2から不足額を差し引きます。

⑶　第９条（転換後契約が利率変動積立型終身保険契約等の場合の特則）の⑴中、第３条（被転換契約の転換価格）の２．のただし書きを次のとおり読み替えます。

ただし、被転換契約において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額（第10条（転換時の貸付特則）の１．による貸付金額を含みます。）を⑵から差し引き、差し引けない金額があれば、それを⑴から差し引きます。

第11条　被転換契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されている場合の特則

被転換契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されている場合で、第７条（転換後契約の特別取扱い）の１．により消滅しなかったものとして取り扱う被転換契約には、指定代理請求特約（2016）が付加されます。この場合、被転換契約の指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人は、転換後契約の指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人と同一人に変更されます。なお、被転換契約の指定代理請求特約は消滅します。また、転換後契約に指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、被転換契約の指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）は消滅します。

第12条　被転換契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

第７条（転換後契約の特別取扱い）の１．により消滅しなかったものとして取り扱う被転換契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合で、転換後契約に指定代理請求特約（2016）が付加されているときは、被転換契約に指定代理請求特約（2016）が付加されます。この場合、指定代理請求人は転換後契約の指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人と同一人が指定されます。ただし、被転換契約に普通保険約款または付加特約による指定代理請求人が指定されている場合で、転換後契約に指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、被転換契約の指定代理請求人の指定は消滅します。

第13条　被転換契約が５年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約または５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約の場合の特則

被転換契約が５年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約または５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約の場合には、第３条（被転換契約の転換価格）の２．－⑴を次のとおり読み替えます。

⑴　被転換契約の転換時の返戻金の額（付加特約については、責任準備金の額）

第10条　補足説明

＊２　死亡保険金等

次の⑴から⑲をいいます。

⑴　死亡保険金
⑵　高度障害保険金
⑶　介護保険金
⑷　特定疾病保険金
⑸　災害死亡保険金
⑹　災害高度障害保険金
⑺　死亡給付金
⑻　災害死亡給付金
⑼　高度障害給付金
⑽　死亡見舞金
⑾　高度障害見舞金
⑿　死亡年金
⒀　高度障害年金
⒁　介護年金
⒂　育英年金
⒃　特定生活障害年金
⒄　特約年金
⒅　一時金
⒆　７大疾病保険金

第14条　被転換契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

被転換契約に保険契約者代理特約が付加されている場合で、第７条（転換後契約の特別取扱い）の１．により消滅しなかったものとして取り扱う被転換契約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人と、転換後特約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人が異なるときは、被転換契約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人は、転換後契約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人と同一人に変更されます。ただし、転換後契約に保険契約者代理特約が付加されていないときは、被転換契約の保険契約者代理特約は消滅します。

第15条　被転換契約に保険契約者代理特約が付加されていない場合の特則

第７条（転換後契約の特別取扱い）の１．により消滅しなかったものとして取り扱う被転換契約に保険契約者代理特約が付加されていない場合で、転換後契約に保険契約者代理特約が付加されているときは、被転換契約に保険契約者代理特約が付加されます。この場合、保険契約者代理人は転換後契約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人と同一人が指定されます。

保険契約一部転換特約目次

1　用語の意義について
第１条　用語の意義……1014

2　特約の適用について
第２条　特約の適用……1014

3　存続部分の構成について
第３条　存続部分の構成……1014

4　被転換部分の構成について
第４条　被転換部分の構成……1015

5　被転換部分の転換価格および転換後契約の構成について
第５条　被転換部分の転換価格……1015
第６条　転換後契約の構成……1015

6　転換日および被転換部分の取扱いについて
第７条　転換日……1015
第８条　被転換部分の取扱い……1015

7　転換後契約の特別取扱いについて
第９条　転換後契約の特別取扱い……1015

8　特則について
第10条　転換後契約が利率変動積立型終身保険契約等の場合の特則……1016
第11条　転換時の貸付特則……1017
第12条　対象契約が個人年金保険料税制適格特約(60)が付加された個人年金保険契約等の場合の特則……1018
第13条　対象契約が個人年金保険料税制適格特約(59)が付加された個人年金保険契約の場合の特則……1018
第14条　存続部分の生存給付金の支払いに関する特則……1018
第15条　対象契約が５年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約または５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約の場合の特則……1018
第16条　入院給付金等のある特約を存続部分とする特則（入院関係特約存続特則）……1019

保険契約一部転換特約

（実施　2005.9.2／改正　2015.4.2）

1　用語の意義について

第1条　用語の意義

この特約において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用　語	意　義
⑴　対象契約	すでに締結されている会社の定める要件を満たした保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。
⑵　存続部分	対象契約のうち、転換の取扱いを行わない部分の保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。
⑶　被転換部分	対象契約のうち、転換の取扱いを行う部分の保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。
⑷　転換後契約	転換の取扱いにより新たに締結する保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。
⑸　保険料払込部分	転換後契約のうち、保険契約者から払い込まれる保険料に対応する部分をいいます。
⑹　転換部分	転換後契約のうち、保険料の払込みを必要としない部分をいいます。

2　特約の適用について

第2条　特約の適用

この特約は、被保険者の同意を得て、被転換部分について転換の取扱いをする場合に適用します。

3　存続部分の構成について

第3条　存続部分の構成

1．存続部分は、次の⑴から⑷の部分により構成されます。

⑴　対象契約の主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）のうち、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者が指定した保険金額等（以下「指定保険金額」といいます。）に対応する保険契約
⑵　対象契約の主契約に付加された特約のうち、対象契約の主契約と同種の特約で、対象契約の主契約の保険金額等に対する指定保険金額の割合に対応する各特約
⑶　対象契約の主契約に付加された特約のうち、⑵に定める特約を除き、被保険者の普通死亡または災害死亡を支払事由とする各特約
⑷　対象契約に付加された特約のうち、会社が定める保険料の払込方法（経路）等に関する各特約

2．対象契約が転換後契約の場合には、対象契約における保険料払込部分および転換部分の割合と存続部分における保険料払込部分および転換部分の割合は同一とします。
3．会社は、存続部分の構成に基づいて、将来に向かって存続部分の保険料を定めます。
4．存続部分には、対象契約の普通保険約款および特約のうち対応する普通保険約款および特約が適用されます。

4 被転換部分の構成について

第4条 被転換部分の構成

被転換部分は、次の⑴および⑵の部分により構成されます。

⑴ 対象契約の主契約のうち、存続部分を構成しない保険契約
⑵ 対象契約の主契約に付加された特約のうち、存続部分を構成しない各特約*1

5 被転換部分の転換価格および転換後契約の構成について

第5条 被転換部分の転換価格

1．会社は、転換時に、本条の２．に規定する被転換部分の転換価格のうち、「⑴」および「⑵を一時払保険料に振り替えて算出して得た金額」を転換部分の責任準備金に充当します。
2．被転換部分の転換価格は、次の⑴および⑵の合計額とします。ただし、被転換部分において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額を⑵から差し引き、差し引けない金額があれば、それを⑴から差し引きます。

⑴ 被転換部分の転換時の責任準備金の額
⑵ 次の金額の合計額
　① 転換時までの経過期間に応じて計算した被転換部分の社員配当金相当額
　② 対象契約において積み立てられた社員配当金またはすえ置かれた社員配当金があるときは、その元利合計額
　③ 対象契約において保険料の前納または予納が行われているときは、その残金の元利合計額（存続部分の保険料の前納または予納に必要とする金額を除きます。）
　④ 対象契約においてすえ置かれた生存給付金、教育資金、進学資金、特約保険金、特約生存給付金、健康支援給付金、生存祝金または積立金があるときは、その元利合計額
　⑤ 被転換部分において保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、その金額

第6条 転換後契約の構成

1．転換後契約は保険料払込部分および転換部分により構成されます。
2．転換後契約の保険料払込部分と転換部分の保険種類は同一とします。

6 転換日および被転換部分の取扱いについて

第7条 転換日

転換日は、転換後契約の契約成立日とします。

第8条 被転換部分の取扱い

被転換部分は、転換後契約の契約成立時に消滅したものとして取り扱います。

7 転換後契約の特別取扱いについて

第9条 転換後契約の特別取扱い

1．転換後契約について、次の⑴から⑷のいずれかの事由が生じた場合で、保険契約者から請求があったときは、次のとおり取り扱います。

第4条 補足説明

＊1 存続部分を構成しない各特約

存続部分を構成しない主契約と同種の各特約または入院給付金、手術給付金、入院初期給付金、通院給付金、特定損傷給付金、重度疾病給付金もしくは健康支援給付金のある各特約をいいます。

⑴　転換後契約が無効に相当するとき。ただし、普通保険約款に定める保険契約者もしくは被保険者の詐欺による取消しの場合または保険契約者の不法取得目的による無効の場合を除きます。
転換後契約を会社の定める内容に変更します。ただし、転換後契約の保険金等*1の金額が、被転換部分の同種の保険金等*1の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を無効とします。

⑵　転換後契約の締結の際の告知義務違反により、転換後契約またはそのうちの付加特約のみが解除に相当するとき
転換後契約の締結の際の告知義務違反による解除の取扱いを行いません。ただし、転換後契約の保険金等*1の金額が、被転換部分の同種の保険金等*1の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を解除することができます。

⑶　被保険者が、転換後契約の保険金等*1の支払事由または保険料の払込免除事由に規定する状態に該当したが、転換後契約の責任開始の時前の原因によるため、転換後契約による保険金等*1の支払いまたは保険料の払込免除が行われないこととなるとき
その原因は転換後契約の責任開始の時以後に生じたものとみなします。ただし、転換後契約の保険金等*1の金額が、被転換部分の同種の保険金等*1の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を支払いません。また、転換後契約の保険金等*1の金額のうち被転換部分の同種の保険金等*1の金額と同額以下の部分について保険料の払込みを免除し、その超える部分を無効とします。

⑷　被保険者が、転換後契約の自殺免責期間*2中に自殺したため、転換後契約の死亡保険金*3が支払われないこととなるとき
次の①または②の場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。

①　被保険者が、保険期間満了前の被転換部分*4の自殺免責期間*2経過後に自殺したとき
転換後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、転換後契約の死亡保険金*3を支払います。ただし、転換後契約の死亡保険金*3の金額が、被転換部分の死亡保険金*3の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を支払いません。

②　被保険者が、被転換部分の自殺免責期間*2中に自殺したとき
ア．転換後契約の死亡保険金*3は支払いません。
イ．対象契約を転換後契約とする保険期間満了前の被転換契約*5があるときは、ア．の規定は適用せず、「転換後契約の死亡保険金*3の金額」、「被転換部分の死亡保険金*3の金額」および「被転換部分に対応する対象契約の被転換契約*5の死亡保険金*3の金額」のうち、いずれか低い金額を、転換後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、転換後契約において支払います。

2．転換後契約が本条の1．－⑴から⑷のいずれかに該当したが、会社の指定する日までに保険契約者が本条の1．による請求をしなかったときは、本条の1．による取扱いは行いません。

8　特則について

第10条　転換後契約が利率変動積立型終身保険契約等の場合の特則

転換後契約が利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の場合には、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　第5条（被転換部分の転換価格）を次のとおり読み替えます。
第5条（被転換部分の転換価格）
1．会社は、転換時に、本条の2．に規定する被転換部分の転換価格を転換後契約の積立金に充当します。
2．被転換部分の転換価格は、次の⑴および⑵の合計額とします。ただし、被転換部分において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額を⑵から差し引き、差し引けない金額があれば、それを⑴から差し引きます。

第9条　補足説明

＊1　保険金等
保険金・給付金・見舞金・年金をいいます。

＊2　自殺免責期間
被保険者が自殺した場合で、普通保険約款または付加特約の規定により免責事由に該当し、死亡保険金*3が支払われない期間をいいます。

＊3　死亡保険金
被保険者の死亡に対して支払われる保険金や給付金をいい、その名称の如何を問いません。

＊4　保険期間満了前の被転換部分
更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。

＊5　対象契約を転換後契約とする保険期間満了前の被転換契約
被転換部分を含む対象契約を転換後契約とする保険期間満了前の保険契約転換特約に定める被転換契約をいい（対象契約について復活があった場合を除きます。）、更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。本条において「対象契約の被転換契約」といいます。

(1) 被転換部分の転換時の責任準備金の額
(2) 次の金額の合計額
① 転換時までの経過期間に応じて計算した被転換部分の社員配当金相当額
② 対象契約において積み立てられた社員配当金またはすえ置かれた社員配当金があるときは、その元利合計額
③ 対象契約において保険料の前納または予納が行われているときは、その残金の元利合計額（存続部分の保険料の前納または予納に必要とする金額を除きます。）
④ 対象契約においてすえ置かれた生存給付金、教育資金、進学資金、特約保険金、特約生存給付金、健康支援給付金、生存祝金または積立金があるときは、その元利合計額
⑤ 対象契約において社員配当金特殊支払特則による買増保険の返戻金額があるときは、その返戻金額のうち被転換部分に対応する返戻金額として計算した金額
⑥ 被転換部分において保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、その金額

(2) 転換後契約の締結の際に、指定契約*1を同時に締結するときは、次の①および②のとおり取り扱います。
① 第９条（転換後契約の特別取扱い）の適用については、転換後契約と指定契約*1をあわせて取り扱い、会社の取扱いの範囲内で、各指定契約*1の保険金等*2の金額のそれぞれの割合に応じて、無効とし、解除しまたは支払いません。
② 指定契約*1が無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約の場合で、被転換部分が成人病入院特約(06)（会社の定める同種の特約を含みます。）が付加されている保険契約のときは、指定契約*1の給付金の額のうち、被転換部分において指定契約*1と同種の給付金の額を超えない部分については、会社は、次のア．およびイ．のとおり取り扱うことができます。ただし、指定契約*1について保険契約の復活があったときは、この取扱いを行いません。
ア．指定契約*1の保険期間開始の日からその日を含めて90日の間にがんと診断確定された場合でも、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した後にがんと診断確定されたものとみなして取り扱います。
イ．指定契約*1の保険期間開始の日前にがんと診断確定されていた場合でも、指定契約*1の「がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効の取扱い」は行いません。また、指定契約*1の給付金の支払いにおいて、がん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されていないことおよびがん給付の責任開始の時以後に診断確定されたがんであることを必要としません。

第10条 補足説明

＊1 指定契約
転換後契約を保険契約指定特約に定める被指定契約とし、かつ、被保険者が転換後契約の被保険者と同一である保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。

＊2 保険金等
保険金・給付金・見舞金・年金をいいます。

第11条 転換時の貸付特則

1．保険契約者は、転換の申出の際に、会社の取扱いの範囲内で、転換後契約の第１回保険料*1を払い込むため、被転換部分の責任準備金等の額を限度として、転換後契約の第１回保険料*1と同額の貸付を受ける取扱いを申し出ることができます。
2．本条の１．の申出後、転換後契約の第１回保険料*1が増額され、その額が被転換部分の責任準備金等の額以上となるときは、会社は、本条の取扱いを行いません。
3．本条の１．の場合、保険契約者が転換後契約の申込みをした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時に転換後契約の第１回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
4．本条の取扱いによる貸付金の利息はありません。
5．会社は、本条の取扱いによる貸付時に、転換後契約の転換部分の責任準備金または転換後契約の積立金となるべき金額から本条の取扱いによる貸付金を差し引きます。
6．本条の取扱いにより払い込まれた転換後契約の第１回保険料*1については、保険料領収証を発行しません。
7．本条による取扱いを行うときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

第11条 補足説明

＊1 第１回保険料
第１回保険料相当額を含みます。

⑴　第５条（被転換部分の転換価格）の２．のただし書きを次のとおり読み替えます。
ただし、被転換部分において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額（第11条（転換時の貸付特則）の１．による貸付金額を含みます。）を⑵から差し引き、差し引けない金額があれば、それを⑴から差し引きます。

⑵　第10条（転換後契約が利率変動積立型終身保険契約等の場合の特則）の⑴中、第５条（被転換部分の転換価格）の２．のただし書きを次のとおり読み替えます。
ただし、被転換部分において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額（第11条（転換時の貸付特則）の１．による貸付金額を含みます。）を⑵から差し引き、差し引けない金額があれば、それを⑴から差し引きます。

第12条　対象契約が個人年金保険料税制適格特約(60)が付加された個人年金保険契約等の場合の特則

１．対象契約が個人年金保険料税制適格特約(60)が付加された個人年金保険契約、新個人年金保険契約または５年ごと利差配当付個人年金保険（2015）契約の場合には、第５条（被転換部分の転換価格）および第10条（転換後契約が利率変動積立型終身保険契約の場合の特則）の⑴の規定にかかわらず、次の金額については、転換後契約に引き継ぎません。

⑴　対象契約において積み立てられた社員配当金またはすえ置かれた社員配当金があるときは、その元利合計額
⑵　対象契約において保険料の前納または予納が行われているときは、その残金の元利合計額
⑶　対象契約においてすえ置かれた積立金があるときは、その元利合計額
⑷　被転換部分において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額
⑸　被転換部分において保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、その金額

２．本条の１．－⑷の取扱いにより、存続部分において貸付元利金が返戻金額を超えることとなるときは、この特約による転換の取扱いを行いません。

第13条　対象契約が個人年金保険料税制適格特約(59)が付加された個人年金保険契約の場合の特則

対象契約が個人年金保険料税制適格特約(59)が付加された個人年金保険契約の場合には、第５条（被転換部分の転換価格）および第10条（転換後契約が利率変動積立型終身保険契約の場合の特則）の⑴の規定にかかわらず、対象契約において積み立てられた社員配当金またはすえ置かれた社員配当金の元利合計額については、転換後契約に引き継ぎません。

第14条　存続部分の生存給付金の支払いに関する特則

１．転換後契約の申込みが行われた日から会社が承諾する日までの間に存続部分の生存給付金の支払日が到来するときは、会社の取扱いの範囲内で、転換後契約が成立した後に、存続部分の普通保険約款に定める方法でその生存給付金を支払います。

２．本条の１．の規定は、教育資金、進学資金、特約生存給付金、健康支援給付金または社員配当金の支払いについて準用します。

第15条　対象契約が５年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約または５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約の場合の特則

対象契約が５年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約または５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約の場合には、第５条（被転換部分の転換価格）の２．－⑴を次のとおり読み替えます。

⑴　被転換部分の転換時の返戻金の額（付加特約については、責任準備金の額）

第16条　入院給付金等のある特約を存続部分とする特則（入院関係特約存続特則）

1．保険契約者は、一部転換の申出の際に、会社の取扱いの範囲内で、対象契約の主契約に付加された特約のうち、入院給付金等のある各特約*1を存続部分とする取扱いを申し出ることができます。

2．本条による取扱いを行うときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　第３条（存続部分の構成）の１．を次のとおり読み替えます。

１．存続部分は、次の⑴から⑸の部分により構成されます。

⑴　対象契約の主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）のうち、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者が指定した保険金額等（以下「指定保険金額」といいます。）に対応する保険契約
⑵　対象契約の主契約に付加された特約のうち、対象契約の主契約と同種の特約で、対象契約の主契約の保険金額等に対する指定保険金額の割合に対応する各特約
⑶　対象契約の主契約に付加された特約のうち、⑵に定める特約を除き、被保険者の普通死亡または災害死亡を支払事由とする各特約
⑷　対象契約の主契約に付加された特約のうち、入院関係特約*1
⑸　対象契約に付加された特約のうち、会社が定める保険料の払込方法（経路）等に関する各特約

⑵　第４条を次のとおり読み替えます。

第４条（被転換部分の構成）

被転換部分は、次の⑴および⑵の部分により構成されます。

⑴　対象契約の主契約のうち、存続部分を構成しない保険契約
⑵　対象契約の主契約に付加された特約のうち、存続部分を構成しない主契約と同種の各特約

第16条　補足説明

＊１　入院給付金等のある各特約

入院給付金、手術給付金、入院初期給付金、通院給付金、特定損傷給付金、重度疾病給付金または健康支援給付金のある各特約をいいます。本条において入院関係特約といいます。

保険契約指定特約目次

第１条　特約の付加および適用……1021
第２条　用語の意義……1021
第３条　この特約による取扱い……1021
第４条　この特約による取扱いを行わない場合……1023
第５条　指定契約の保険料額が増額となる場合の特則……1024
第６条　被指定契約の第２保険期間が開始する場合の特則……1024
第７条　被指定契約の積立金からの払込みに関する特則……1024
第８条　指定契約が更新または変更される場合の特則……1024
第９条　被指定契約に積立金定期払出特約が付加された場合の特則……1024
第10条　指定契約が無配当特定状態給付保険契約である場合の特則……1025
第11条　複数の指定契約を同時に締結する場合または被指定契約と指定契約を同時に締結する場合の特則……1025
第12条　新たな指定契約を締結する際の指定代理請求特約（2016）の取扱いに関する特則 ……1026
第13条　新たな指定契約を締結する際の受取人の取扱いに関する特則……1026
第14条　責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則……1026
第15条　新たな指定契約を締結する際の保険契約者代理特約の取扱いに関する特則……1027

保険契約指定特約

（実施　2001.4.2 ／改正　2021.4.2）

第１条　特約の付加および適用

1．この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加します。
2．この特約による取扱いを行うときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約と保険契約者を同一とする利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約を指定することを必要とします。

第２条　用語の意義

この特約において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用　語	意　義
⑴　指定契約	この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）をいいます。
⑵　被指定契約	保険契約者により指定された、指定契約と保険契約者を同一とする利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

第３条　この特約による取扱い

第１条（特約の付加および適用）の２．に定める指定が行われたときは、指定契約について、次の⑴から⑾のとおり取り扱います。

⑴　指定契約の保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、被指定契約の積立金から払い込むことを必要とします。なお、被指定契約の積立金は、被指定契約の保険料として払い込まれた「指定契約に払い込むべき保険料」を含みます。

⑵　⑴の保険料が払い込まれる場合には、次の時をもって保険料の払込みがあったものとみなします。

① 被指定契約の締結の際に指定契約を締結する場合の指定契約の第１回保険料*1は、被指定契約の第１回保険料*1を会社が受け取った時
② 被指定契約の締結後に指定契約を締結する場合の指定契約の第１回保険料*1は、その指定契約の締結の際に、被指定契約の不定期払保険料を会社が受け取った時
③ 指定契約の第２回以後の保険料は、指定契約の払込期月の末日
④ 指定契約を復活する際の指定契約の延滞保険料*2は、その指定契約に払い込むべき延滞保険料*2として、被指定契約の不定期払保険料を会社が受け取った時

⑶　⑴および⑵の規定により第１回保険料*1を払い込んだ指定契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*3を含む月の翌月１日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

⑷　⑶の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*3からその月の末日までの間に、次のいずれかの事由によって保険金、給付金、年金もしくは一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*3を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第３条　補足説明

＊１　第１回保険料
第１回保険料相当額を含みます。

＊２　延滞保険料
延滞保険料とともに払い込むべき復活後の保険料があるときはこれを含みます。

＊３　普通保険約款に規定する責任開始の時
指定契約が次の⑴から⑺の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。
⑴　無配当がん医療保険契約
⑵　無配当新がん医療保険契約
⑶　無配当生活習慣病保険契約
⑷　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
⑸　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
⑹　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
⑺　５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

① 被保険者が死亡したこと
② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったこと
③ 被保険者が普通保険約款に定める介護保険金、介護年金、介護一時金、特定疾病保険金、7大疾病保険金、特定状態給付金、特定生活障害年金、収入サポート年金または軽度介護保険金の支払事由に該当したこと

⑸ 指定契約の第2回以後の保険料については、払込期月の末日における被指定契約の積立金の額が払い込むべき指定契約*4の保険料の合計額に満たないときは、⑴による保険料の払込みを行いません。

⑹ ⑸の規定により保険料の払込みが行われなかったときは、その払込期月の翌月の末日に、次のとおり取り扱います。

① 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額以上のときは、2か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、⑵の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとします。
② 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、1か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、⑵の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとします。

⑺ この特約の取扱いにより払い込まれた指定契約の保険料については、保険料領収証は発行しません。

⑻ 指定契約の保険料の払込方法（回数）は、一時払の場合を除き、普通保険約款の規定にかかわらず、月払のみとします。

⑼ 指定契約の保険料率は、指定契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、積立金払込保険料率（一時払）とし、月払の場合には、次のとおりとします。

被指定契約の保険料の払込方法（回数）等	指定契約の保険料率
① 被指定契約が年払契約の場合	積立金払込保険料率（年払）とします。
② 被指定契約が半年払契約の場合	積立金払込保険料率（半年払）とします。

第3条 補足説明

＊4 指定契約
被指定契約を同一とする他の指定契約があるときは、他の指定契約を含みます。

被指定契約の保険料の払込方法（回数）等	指定契約の保険料率
③ 被指定契約が月払契約の場合	ア．被指定契約に保険料口座振替特約が付加されているときは、積立金払込保険料率（口座振替払）とします。 イ．被指定契約にクレジットカード特約が付加されているときは、積立金払込保険料率（クレジットカード払）とします。 ウ．被指定契約に団体特約が付加されているときは、次のとおりとします。 (ア) 団体に所属して団体特約による取扱いを受けている保険契約者が20名以上の場合には、積立金払込保険料率（団体払Ａ）とします。ただし、積立金払込保険料率（団体払Ａ）の適用を受けている場合でも、保険契約者が20名未満となり、その後６か月を経過しても20名以上にならないときは、積立金払込保険料率（団体払Ｂ）を適用します。 (イ) 団体に所属して団体特約による取扱いを受けている保険契約者が20名未満の場合には、積立金払込保険料率（団体払Ｂ）とします。 エ．被指定契約に集団特約が付加されているときは、積立金払込保険料率（集団払）とします。 オ．ア．からエ．のいずれにも該当しないときは、積立金払込保険料率（普通払）とします。
④ 被指定契約の普通保険約款の規定により、被指定契約の保険料の払込みが停止されている場合	積立金払込保険料率（払込停止）とします。

(10) 指定契約の普通保険約款の規定にかかわらず、指定契約の保険料の予納、保険料の振替貸付、保険契約者に対する貸付および払済養老保険、払済終身保険（名称の如何を問いません。）への変更は取り扱いません。

(11) 支払うべき指定契約の社員配当金の取扱いについては、指定契約の普通保険約款の規定にかかわらず、被指定契約の社員配当金の支払いに関する取扱いを準用します。ただし、指定契約の保険期間が満了するとき*5は、保険契約者に支払います。

第４条　この特約による取扱いを行わない場合

１．次のいずれかに該当したとき以後は、被指定契約の指定は効力を失い、この特約による取扱いは行いません。

(1) 指定契約の保険契約者が被指定契約の保険契約者と異なる者となったとき
(2) 指定契約の普通保険約款の規定により、保険料の振替貸付が行われたとき
(3) 被指定契約が消滅したとき
(4) 被指定契約の第２保険期間が開始するとき
(5) 保険契約者からこの特約による取扱いを行わない旨の申出があったとき

２．本条の１．の規定によりこの特約による取扱いを行わないときは、保険契約者は、指定契約の普通保険約款の規定により、保険料払込方法（経路）および社員配当金の支払方法を選択することを必要とします。ただし、保険契約者により、社員配当金の支払方法が選択されないときは、会社は、社員配当金の支払いについて、利息をつけて積み立てる方法を選択したものとして取り扱います。なお、利息をつけて積み立てる方法を取り扱わない指定契約については、普通保険約款の規定により取り扱います。

３．保険契約者が本条の２．の保険料払込方法（経路）の選択を行うまでの間の指定契約の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むこと

第３条　補足説明

＊５　指定契約の保険期間が満了するとき

指定契約が更新または変更されるときを除きます。

を必要とします。

第５条　指定契約の保険料額が増額となる場合の特則

指定契約が更新されること等により指定契約の保険料額が増額となるときは、会社は、指定契約の保険料額が増額となる日を含む月以降の被指定契約の保険料額を増額することがあります。

第６条　被指定契約の第２保険期間が開始する場合の特則

1．被指定契約の普通保険約款の規定により、被指定契約の第２保険期間が開始するときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、被指定契約と被保険者を同一とする指定契約の一部または全部を指定することにより、その指定された部分に相当する保険金額*1を被指定契約に定める無選択限度額に加えて取り扱うことができます。この場合、指定された部分は、被指定契約の第１保険期間満了時に消滅するものとし、消滅分に対応する返戻金があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。

2．本条の１．の場合、被指定契約の保険金受取人と、一部または全部が消滅する指定契約の保険金受取人*2が異なるときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。

3．本条の１．の取扱いを行わない指定契約の一部または全部について、保険契約者から別段の申出がない限り、会社は、第４条（この特約による取扱いを行わない場合）の２．の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

⑴　第１保険期間満了時に被指定契約に付加されている保険料払込方法（経路）に関する特約が付加されます。ただし、その特約の効力が失われている場合または払い込むべき被指定契約の保険料がない場合を除きます。
⑵　⑴の規定が適用されるときは、第１保険期間満了時の被指定契約の保険料払込方法（回数）が選択されます。

第６条　補足説明

＊１　保険金額
一時金額、特約保険金額および特約一時金額を含みます。

＊２　保険金受取人
年金受取人を含みます。

第７条　被指定契約の積立金からの払込みに関する特則

1．保険契約者は、会社の承諾を得て、指定契約の第１回保険料*1または延滞保険料*2の払込みについて、第３条（この特約による取扱い）の⑵に定める被指定契約の第１回保険料*1または不定期払保険料を払い込まずに、被指定契約の積立金から払い込むことができます。

2．本条の１．の場合、次の時に払込みがあったものとみなします。

⑴　第１回保険料*1は、指定契約の申込みをした時または被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時
⑵　延滞保険料*2は、会社が指定契約の復活の申込みを承諾した時

3．指定契約の契約内容の変更等により、その変更等に必要な金額を払い込む必要があるときは、本条の１．および２．に定めるほか、保険契約者は会社の承諾を得て、被指定契約の積立金から払い込むことができます。

第７条　補足説明

＊１　第１回保険料
第１回保険料相当額を含みます。

＊２　延滞保険料
延滞保険料とともに払い込むべき復活後の保険料があるときはこれを含みます。

第８条　指定契約が更新または変更される場合の特則

指定契約が更新または変更されるときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は、引き続きその主契約に付加されます。

第９条　被指定契約に積立金定期払出特約が付加された場合の特則

被指定契約に積立金定期払出特約が付加された場合で、被指定契約の積立金から指定契約の保険料が払い込まれる日と積立金定期払出特約に定める払出日が同一となるときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　第３条（この特約による取扱い）の⑸を次のとおり読み替えます。
　⑸　指定契約の第２回以後の保険料については、払込期月の末日における被指定契約の積立金の額が払い込むべき指定契約*1の保険料と払い出すべき積立金定期払出特約に定める対象保険契約の保険料相当額*2の合計額に満たないときは、⑴による保険料の払込みを行いません。

第９条　補足説明

＊１　指定契約
被指定契約を同一とする他の指定契約があるときは、他の指定契約を含みます。

＊２　積立金定期払出特約に定める対象保険契約の保険料相当額
本条において「対象保険契約の保険料相当額」といいます。

⑵　第３条（この特約による取扱い）の⑹を次のとおり読み替えます。

⑹　⑸の規定により保険料の払込みが行われなかったときは、その払込期月の翌月の末日に、次のとおり取り扱います。

①　被指定契約の積立金の額が２か月分の保険料の額と２か月分の対象保険契約の保険料相当額*2の合計額以上のときは、２か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、⑵の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとします。 ②　被指定契約の積立金の額が２か月分の保険料の額と２か月分の対象保険契約の保険料相当額*2の合計額未満で、かつ、１か月分の保険料の額と１か月分の対象保険契約の保険料相当額*2の合計額以上のときは、１か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、⑵の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとします。

第10条　指定契約が無配当特定状態給付保険契約である場合の特則

指定契約が無配当特定状態給付保険契約であるときは、第４条（この特約による取扱いを行わない場合）を次のとおり読み替えます。

第４条（この特約による取扱いを行わない場合）

次のいずれかに該当したとき以後は、被指定契約の指定は効力を失い、この特約による取扱いは行いません。

⑴　指定契約の保険契約者が被指定契約の保険契約者と異なる者となったとき ⑵　被指定契約が消滅したとき ⑶　被指定契約の第２保険期間が開始するとき ⑷　保険契約者からこの特約による取扱いを行わない旨の申出があったとき。ただし、指定契約の第１回特定状態給付金の支払事由が生じた後はこの申出を行うことはできません。

第11条　複数の指定契約を同時に締結する場合または被指定契約と指定契約を同時に締結する場合の特則

複数の指定契約を同時に締結するとき、または被指定契約と指定契約を同時に締結するときは、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　リビング・ニーズ特約を付加するときは、同時に締結する指定契約および被指定契約*1すべてに付加します。ただし、指定契約が無配当総合医療保険等*2である場合を除きます。

⑵　保険契約者は、次に定める受取人について、それぞれ、同時に締結する指定契約および被指定契約を通じて同一の受取人を指定することを必要とします。

①　死亡保険金・死亡年金・死亡給付金の受取人 ②　高度障害保険金・高度障害年金・介護保険金・介護年金・介護一時金・就業不能給付金・収入サポート年金・軽度介護保険金の受取人および入院給付金受取人

⑶　指定代理請求特約（2016）を付加するときは、同時に締結する指定契約および被指定契約*1すべてに付加します。この場合、保険契約者は、同時に締結する指定契約および被指定契約*1を通じて同一の指定代理請求人を指定することを必要とします。

⑷　保険契約者代理特約を付加するときは、同時に締結する指定契約および被指定契約すべてに付加します。この場合、保険契約者は、同時に締結する指定契約および被指定契約を通じて同一の保険契約者代理人を指定することを必要とします。

第11条　補足説明

＊１　被指定契約

本条の⑴および⑶に規定する被指定契約は、利率変動型積立保険契約を除きます。

＊２　無配当総合医療保険等

次の⑴から⑷をいいます。

⑴　無配当総合医療保険
⑵　無配当がん医療保険
⑶　無配当新総合医療保険
⑷　無配当新がん医療保険
⑸　無配当特定状態給付保険
⑹　無配当介護保障保険
⑺　無配当生活習慣病保険
⑻　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）
⑼　無配当こども医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）
⑽　５年ごと利差配当付新医療保険
⑾　５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）
⑿　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）
⒀　５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）
⒁　５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）
⒂　５年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）
⒃　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）
⒄　５年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）
⒅　５年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）
⒆　５年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）
⒇　５年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）
(21)　５年ごと利差配当付所得保障保険（返戻金なし型）
(22)　災害倍額物価スライド定期保険
(23)　新こども保険
(24)　貯蓄保険

第12条　新たな指定契約を締結する際の指定代理請求特約（2016）の取扱いに関する特則

1．新たな指定契約*1を締結する際に指定代理請求特約（2016）を付加するときは、次の⑴から⑶のとおり取り扱います。
　⑴　被指定契約*2および他の指定契約*3に、指定代理請求特約および指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、被指定契約*2および他の指定契約*3に指定代理請求特約（2016）が付加されます。この場合、指定代理請求人は、新たな指定契約*1の指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人と同一人が指定されます。
　⑵　被指定契約*2および他の指定契約*3には、指定代理請求特約（2016）が付加されます。この場合、被指定契約*2および他の指定契約*3の指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人は、新たな指定契約*1の指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人に変更されます。なお、指定代理請求特約は消滅します。
　⑶　⑴および⑵に規定する指定代理請求特約（2016）の付加または指定代理請求人の変更の効力は、新たな指定契約*1の責任開始の時から生じます。
2．新たな指定契約*1を締結する際に指定代理請求特約（2016）を付加しない場合で、被指定契約*2および他の指定契約*3に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されているときまたは普通保険約款もしくは付加特約による指定代理請求人が指定されているときは、被指定契約*2および他の指定契約*3に付加されている指定代理請求特約、指定代理請求特約（2016）または普通保険約款もしくは付加特約による指定代理請求人の指定は消滅します。

第12条　補足説明

＊1　新たな指定契約
既に締結された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約を被指定契約*2として新たに締結する指定契約をいいます。

＊2　被指定契約
利率変動型積立保険契約を除きます。

＊3　他の指定契約
新たな指定契約*1と被指定契約を同一とする、既に締結された指定契約をいいます。

第13条　新たな指定契約を締結する際の受取人の取扱いに関する特則

新たな指定契約*1を締結する際に、死亡保険金・死亡年金・死亡給付金の受取人*2または高度障害保険金・高度障害年金・介護保険金・介護年金・介護一時金・就業不能給付金・収入サポート年金・軽度介護保険金の受取人および入院給付金受取人*3を指定するときは、次の⑴から⑶のとおり取り扱います。
　⑴　被指定契約および他の指定契約*4の死亡保険金等の受取人*2と新たな指定契約*1の死亡保険金等の受取人*2が異なるときは、被指定契約および他の指定契約*4の死亡保険金等の受取人*2は、新たな指定契約*1の死亡保険金等の受取人*2にそれぞれ変更されます。この場合、新たな指定契約*1の死亡保険金等の受取人*2が２人以上であるときは、その受取割合は、被指定契約および他の指定契約*4においても同一とします。
　⑵　被指定契約および他の指定契約*4の高度障害保険金等の受取人*3と新たな指定契約*1の高度障害保険金等の受取人*3が異なるときは、被指定契約および他の指定契約*4の高度障害保険金等の受取人*3は、新たな指定契約*1の高度障害保険金等の受取人*3にそれぞれ変更されます。
　⑶　⑴または⑵に規定する死亡保険金等の受取人*2または高度障害保険金等の受取人*3の変更の効力は、新たな指定契約*1の責任開始の時から生じます。

第13条　補足説明

＊1　新たな指定契約
既に締結された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約を被指定契約として新たに締結する指定契約をいいます。ただし、この指定契約の締結と同時に、既に締結された利率変動積立型終身保険契約を利率変動型積立保険契約に変更するときは、変更後の利率変動型積立保険契約を含みます。

＊2　死亡保険金・死亡年金・死亡給付金の受取人
本条において「死亡保険金等の受取人」といいます。

＊3　高度障害保険金・高度障害年金・介護保険金・介護年金・介護一時金・就業不能給付金・収入サポート年金・軽度介護保険金の受取人および入院給付金受取人
本条において「高度障害保険金等の受取人」といいます。

＊4　他の指定契約
新たな指定契約*1と被指定契約を同一とする、既に締結された指定契約をいいます。

第14条　責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次のとおり取り扱います。
　⑴　第３条（この特約による取扱い）の⑴から⑹を次のとおり読み替えます。
　　⑴　指定契約の保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、被指定契約の積立金から払い込むことを必要とします。なお、被指定契約の積立金は、被指定契約の保険料として払い込まれた「指定契約に払い込むべき保険料」を含みます。
　　⑵　⑴の保険料が払い込まれる場合には、次の時をもって保険料の払込みがあったものとみなします。

① 被指定契約の締結の際に指定契約を締結する場合の指定契約の第１回保険料は、被指定契約の第１回保険料*1を会社が受け取った時
② 指定契約の第２回以後の保険料は、指定契約の払込期月の末日
③ 指定契約を復活する際の指定契約の延滞保険料*2は、その指定契約に払い込むべき延滞保険料*2として、被指定契約の不定期払保険料を会社が受け取った時

⑶ 責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*3を含む月の翌月１日を指定契約の契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

⑷ ⑶の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*3からその月の末日までの間に、次のいずれかの事由によって保険金、給付金、年金もしくは一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*3を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

① 被保険者が死亡したこと
② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったこと
③ 被保険者が普通保険約款に定める介護保険金、介護年金、介護一時金、特定疾病保険金、７大疾病保険金、特定状態給付金、特定生活障害年金、収入サポート年金または軽度介護保険金の支払事由に該当したこと

⑸ 指定契約の第１回保険料については、保険料口座振替特約に規定する振替日における被指定契約の積立金の額が払い込むべき指定契約*4の第１回保険料の合計額に満たないときは、⑴による保険料の払込みを行いません。また、指定契約の第２回以後の保険料については、払込期月の末日における被指定契約の積立金の額が払い込むべき指定契約*4の保険料の合計額に満たないときは、⑴による保険料の払込みを行いません。

⑹ ⑸の規定により保険料の払込みが行われなかったときは、その猶予期間の末日に、次のとおり取り扱います。

① 被指定契約の積立金の額が２か月分の保険料の額以上のときは、２か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、⑵の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとします。
② 被指定契約の積立金の額が２か月分の保険料の額未満で、かつ、１か月分の保険料の額以上のときは、１か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、⑵の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとします。

⑵ 指定契約の第１回保険料の払込前においては、第４条（この特約による取扱いを行わない場合）の１．－⑸は適用しません。
⑶ 第７条（被指定契約の積立金からの払込みに関する特則）は適用しません。
⑷ 指定契約の第１回保険料の払込前に、保険契約者が指定契約または被指定契約を解約するときは、すべての指定契約および被指定契約を解約することを必要とし、一部の指定契約または被指定契約のみを解約することはできません。

第15条 新たな指定契約を締結する際の保険契約者代理特約の取扱いに関する特則

１．新たな指定契約*1を締結する際に保険契約者代理特約を付加するときは、次の⑴から⑶のとおり取り扱います。

⑴ 被指定契約*2および他の指定契約*3に、保険契約者代理特約が付加されていないときは、被指定契約*2および他の指定契約*3に保険契約者代理特約が付加されます。この場合、保険契約者代理人は、新たな指定契約*1の保険

第14条 補足説明

＊１ 第１回保険料
利率変動型積立保険約款に基づき、第１回保険料とともに払込むべき不定期払込保険料があるときは、これを含みます。

＊２ 延滞保険料
延滞保険料とともに払い込むべき復活後の保険料があるときはこれを含みます。

＊３ 責任開始の時
次の⑴から⑷の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。
⑴ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
⑵ ５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
⑶ ５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
⑷ ５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

＊４ 指定契約
被指定契約を同一とする他の指定契約があるときは、他の指定契約を含みます。

第15条 補足説明

＊１ 新たな指定契約
既に締結された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約を被指定契約*2として新たに締結する指定契約をいいます。

＊２ 被指定契約
利率変動積立型終身保険契約および利率変動型積立保険契約をいいます。

＊３ 他の指定契約
新たな指定契約*1と被指定契約*2を同一とする、既に締結された指定契約をいいます。

契約者代理特約による保険契約者代理人と同一人が指定されます。

⑵ 被指定契約*2および他の指定契約*3の保険契約者代理特約による保険契約者代理人と、新たな指定契約*1の保険契約者代理特約による保険契約者代理人が異なるときは、被指定契約*2および他の指定契約*3の保険契約者代理特約による保険契約者代理人は、新たな指定契約*1の保険契約者代理特約による保険契約者代理人に変更されます。

⑶ ⑴および⑵に規定する保険契約者代理特約の付加または保険契約者代理人の変更の効力は、新たな指定契約*1の責任開始の時*4から生じます。

2．新たな指定契約*1を締結する際に保険契約者代理特約を付加しない場合で、被指定契約*2および他の指定契約*3に保険契約者代理特約が付加されているときは、被指定契約*2および他の指定契約*3に付加されている保険契約者代理特約は消滅します。

第15条 補足説明

＊4 責任開始の時

次の⑴および⑵の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

⑴ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

⑵ ５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約

保障内容変更特約目次

1　用語の意義について
第１条　用語の意義……1030

2　特約の適用について
第２条　特約の適用……1030

3　変更前契約の保障内容変更価格について
第３条　変更前契約の保障内容変更価格……1030

4　変更前契約の保険料の払込みについて
第４条　変更前契約の保険料の払込み……1031

5　保障内容変更日および変更前契約の取扱いについて
第５条　保障内容変更日……1031
第６条　変更前契約の取扱い……1031

6　変更後契約の特別取扱いについて
第７条　変更後契約の特別取扱い……1031

7　特則について
第８条　変更後契約の特別取扱いの特則……1033
第９条　変更後契約に告知義務違反がなく、変更前契約に告知義務違反がある場合の特則……1034
第10条　変更後契約を構成する保険契約が複数ある場合の特則……1034
第11条　変更前契約が長期生活保障保険契約または５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約の場合の特則……1034
第12条　変更後契約が無配当総合医療保険契約等の場合の特則……1034
第13条　変更前契約が無配当がん医療保険契約等の場合の特則……1034
第14条　変更前契約が無配当生活習慣病保険契約等の場合の特則……1035
第15条　変更前契約に無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）が付加されている場合の特則……1035
第16条　変更前契約が５年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合の特則……1035
第17条　変更前契約が無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約または無配当こども医療保険Ｌ（返戻金なし型）(2011）契約の場合の特則……1035
第18条　変更前契約が５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約等の場合の特則……1036
第19条　社員配当金の割当ておよび支払いに関する特則……1036
第20条　変更前契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されている場合の特則……1036
第21条　変更前契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則……1036
第22条　変更前契約が５年ごと利差配当付普通終身保険(低解約返戻金型)契約等の場合の特則……1037
第23条　変更後契約が５年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）(2012）契約または５年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）(2012）契約の場合の特則 ……1037
第24条　変更前契約が５年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約等の場合の特則……1037
第25条　変更前契約が５年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約または無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）(返戻金なし型）等の場合の特則……1037
第26条　変更前契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則……1038
第27条　変更前契約に保険契約者代理特約が付加されていない場合の特則……1038

保障内容変更特約

（実施　2001.4.2／改正　2021.4.2）

1　用語の意義について

第1条　用語の意義

この特約において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用　語	意　義
⑴　保障内容変更	会社の定める要件を満たした保険契約の消滅および新たな保険契約の締結を伴う取扱いをいいます。この場合、消滅する保険契約および新たに締結する保険契約について、同一の利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約を保険契約指定特約に定める被指定契約とすることを必要とします。
⑵　変更前契約	保障内容変更の取扱いにより消滅する、被保険者を同一とする保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。
⑶　変更後契約	保障内容変更の取扱いにより新たに締結する、被保険者を同一とする保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。
⑷　変更元契約	次のいずれかの保険契約（付加特約を含みます。）をいいます。ただし、⑵に定める変更前契約について復活があった場合を除きます。 ①　⑵に定める変更前契約が保障内容変更の取扱いにより締結された変更後契約の場合には、その変更後契約に対する変更前契約 ②　⑵に定める変更前契約が保険契約転換特約に定める転換の取扱いにより締結された転換後契約の場合には、その転換後契約に対する被転換契約 ③　⑵に定める変更前契約が保険契約一部転換特約に定める転換の取扱いにより締結された転換後契約の場合には、その転換後契約に対する被転換部分

2　特約の適用について

第2条　特約の適用

この特約は、被保険者の同意を得て、変更前契約について保障内容変更の取扱いをする場合に適用します。

3　変更前契約の保障内容変更価格について

第3条　変更前契約の保障内容変更価格

1．会社は、保障内容変更時に、本条の2．に規定する変更前契約の保障内容変更価格を変更前契約に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の積立金に充当します。

2．変更前契約の保障内容変更価格は、次の⑴および⑵の合計額とします。ただし、変更前契約において保険料の振替貸付または保険契約者に対する貸付が行われているときは、その元利合計額を⑵から差し引き、差し引けない金額があれば、それを⑴から差し引きます。

(1)　変更前契約の保障内容変更時の責任準備金の額
(2)　次の金額の合計額
　①　保障内容変更時までの経過期間に応じて計算した変更前契約の社員配当金相当額
　②　変更前契約において積み立てられた社員配当金またはすえ置かれた社員配当金があるときは、その元利合計額
　③　変更前契約においてすえ置かれた生存給付金、教育資金、進学資金、特約保険金、特約生存給付金、健康支援給付金、無事故給付金、健康祝金、生存祝金、満了祝金、がん健康支援金、女性応援給付金または積立金があるときは、その元利合計額
　④　変更前契約の保障内容変更時において社員配当金特殊支払特則による買増保険の返戻金額があるときは、その金額

4　変更前契約の保険料の払込みについて

第4条　変更前契約の保険料の払込み

1．保険契約者は、変更後契約の契約成立日となるべき日の前日までに、変更後契約の契約成立日となるべき日の前日までに払い込むべき変更前契約の保険料*1を保険契約指定特約の規定により払い込むことを必要とします。
2．本条の1．に定める払い込むべき変更前契約の保険料*1が払い込まれないときは、変更後契約は成立しません。この場合、変更前契約の規定が適用されます。
3．本条の1．および2．の規定にかかわらず、変更後契約の責任開始の日からその月の末日までの間に変更後契約の保険金等*2の支払事由または保険料の払込免除事由が生じ、以後の変更後契約の保険料の払込みを必要としない場合で、払い込むべき変更前契約の保険料*1が払い込まれないときは、会社は、変更後契約の保険金等*2の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。

第4条　補足説明

＊1　変更後契約の契約成立日となるべき日の前日までに払い込むべき変更前契約の保険料
本条において「払い込むべき変更前契約の保険料」といいます。

＊2　保険金等
保険金・給付金・年金・一時金をいいます。

5　保障内容変更日および変更前契約の取扱いについて

第5条　保障内容変更日

保障内容変更日は、変更後契約の契約成立日とします。

第6条　変更前契約の取扱い

変更前契約は、変更後契約の契約成立時に消滅したものとして取り扱います。

6　変更後契約の特別取扱いについて

第7条　変更後契約の特別取扱い

1．変更後契約について、次の(1)から(4)のいずれかの事由が生じた場合で、保険契約者から請求があったときは、保障内容変更は行われず、変更前契約は消滅しなかったものとして取り扱います。ただし、(2)から(4)にあっては、変更後契約の死亡保険金額*1が変更前契約の死亡保険金額*1を超える場合に限り、本条の取扱いを行います。
　(1)　変更後契約が無効のとき。ただし、普通保険約款に定める保険契約者もしくは被保険者の詐欺による取消しの場合または保険契約者の不法取得目的による無効の場合を除きます。
　(2)　変更後契約の締結の際の告知義務違反により、変更後契約またはそのうちの付加特約のみが解除されるとき
　(3)　被保険者が、変更後契約の保険金等*2の支払事由または保険料の払込免除事由に規定する状態に該当したが、変更後契約の責任開始の時前の原因によるため、変更後契約による保険金等*2の支払いまたは保険料の払込免除が行われないとき
　(4)　被保険者が、変更後契約の自殺免責期間*3中に自殺したため、変更後契約

第7条　補足説明

＊1　死亡保険金額
死亡給付金額、死亡年金額および未払いの年金現価を含みます。

＊2　保険金等
保険金・給付金・見舞金・年金・一時金をいいます。

＊3　自殺免責期間
被保険者が自殺した場合で、普通保険約款または付加特約の規定により免責事由に該当し、死亡保険金*4が支払われない期間をいいます。

の死亡保険金*4が支払われないとき
次の①から③の場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。なお、変更前契約については、変更元契約から変更前契約への保障内容変更または転換が行われなかったものとする取扱いはありません。

① 被保険者が、保険期間満了前の変更前契約*5の自殺免責期間*3経過後に自殺した場合で、変更前契約の普通保険約款の規定（付加特約の規定を含みます。以下同じ。）により変更前契約の死亡保険金*4が支払われることとなるとき
変更前契約の死亡保険金*4を支払います。

② 被保険者が、変更前契約の自殺免責期間*3中に自殺した場合で、保険期間満了前の変更元契約*6があり、その普通保険約款の規定により変更元契約の死亡保険金*4が支払われることとなるとき
「変更前契約の死亡保険金*4の金額」および「変更元契約の死亡保険金*4の金額」のうち、いずれか低い金額を変更前契約において支払います。

③ 被保険者が、変更前契約および変更元契約の自殺免責期間*3中に自殺した場合で、変更元契約を変更後契約または転換後契約とする保険期間満了前の変更前契約等*7があり、その普通保険約款の規定により変更元契約の変更前契約等*7の死亡保険金*4が支払われることとなるとき
「変更前契約の死亡保険金*4の金額」、「変更元契約の死亡保険金*4の金額」および「変更元契約の変更前契約等*7の死亡保険金*4の金額*8」のうち、いずれか最も低い金額を変更前契約において支払います。

2．本条の１．の規定が適用される場合、変更前契約の締結の際の告知義務違反により、変更前契約またはそのうちの付加特約のみが解除されるときは、変更前契約については、変更元契約から変更前契約への保障内容変更または転換が行われなかったものとする取扱いはありません。この場合、告知義務違反による解除に相当しない変更元契約があるときは、変更前契約の締結の際の告知義務違反による解除の取扱いを行いません。ただし、変更前契約の保険金等*2の金額が、変更後契約または変更元契約の同種の保険金等*2の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を解除することができます。

3．本条の１．および２．の取扱いを行うときは、会社は請求がなされた日までの、保険料、社員配当金、保険料の振替貸付金および保険契約者に対する貸付金を精算して払い戻すべき金額を保険契約者（死亡保険金等*9が支払われるときは、その受取人）に支払い、不足額があるときは保険契約者はその不足額を払い込むことを必要とします。ただし、変更前契約により死亡保険金等*9が支払われるときは、死亡保険金等*9から不足額を差し引きます。

4．本条の１．により消滅しなかったものとして取り扱う変更前契約については、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴ 変更前契約の保険金受取人*10と変更後契約の保険金受取人*10とが異なるときは、変更前契約の保険金受取人*10は変更後契約の保険金受取人*10に変更されたものとみなします。

⑵ 変更後契約において保険契約者の権利義務の承継がなされたときは、変更前契約についても、同じ承継がなされたものとみなします。ただし、変更前契約の普通保険約款で保険契約者の範囲が限定されているときは、その範囲内で承継された場合に限ります。

5．変更後契約が次の⑴から⑺のいずれかに該当するときは、本条の１．から４．による取扱いは行いません。

⑴ 本条の１．－⑴から⑷のいずれかに該当したが、会社の指定する日までに保険契約者が本条の１．による請求をしなかったとき

⑵ 保険金等*2の金額の変更または払済保険、払済養老保険、払済終身保険（名称の如何を問いません。）、払済年金保険もしくは延長保険への変更等、保険種類の変更が行われたとき

⑶ すでに保険金、給付金、年金、見舞金、祝金または一時金が支払われたとき

⑷ 保険料の払込みが免除されているとき

⑸ 変更前契約が生存給付金付定期保険契約または５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約の場合で、保障内容変更と同時に被保険者の変更が行われたとき

⑹ 変更後契約が生存給付金付定期保険契約または５年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約の場合で、保障内容変更後に被保険者の変更が行われたとき

第７条　補足説明

＊４　死亡保険金
被保険者の死亡に対して支払われる保険金や給付金をいい、その名称の如何を問いません。

＊５　保険期間満了前の変更前契約
更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。

＊６　保険期間満了前の変更元契約
更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。

＊７　変更元契約を変更後契約または転換後契約とする保険期間満了前の変更前契約等
「変更元契約を変更後契約とする保険期間満了前の変更前契約」、「変更元契約を転換後契約とする保険期間満了前の保険契約転換特約に定める被転換契約」または「変更元契約を転換後契約とする保険期間満了前の保険契約一部転換特約に定める被転換部分」をいい（変更元契約について復活があった場合を除きます。）、更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。本条において「変更元契約の変更前契約等」といいます。

＊８　変更元契約の変更前契約等の死亡保険金の金額
変更元契約が保険契約一部転換特約に定める被転換部分の場合には、被転換部分に対応する金額とします。

＊９　死亡保険金等
次の⑴から⑲をいいます。
⑴ 死亡保険金
⑵ 高度障害保険金
⑶ 介護保険金
⑷ 特定疾病保険金
⑸ ７大疾病保険金
⑹ 災害死亡保険金
⑺ 災害高度障害保険金
⑻ 死亡給付金
⑼ 災害死亡給付金
⑽ 高度障害給付金
⑾ 死亡見舞金
⑿ 高度障害見舞金
⒀ 死亡年金
⒁ 高度障害年金
⒂ 介護年金
⒃ 育英年金
⒄ 特約年金
⒅ 一時金
⒆ 軽度介護保険金

(7) 変更後契約の復活が行われたとき

7 特則について

第8条 変更後契約の特別取扱いの特則

変更後契約の死亡保険金額*1が変更前契約の死亡保険金額*1と同額以下の場合で、変更後契約について、次の(1)から(3)のいずれかの事由が生じたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 変更後契約の締結の際の告知義務違反により、変更後契約またはそのうちの付加特約のみが解除に相当するとき

次の①から③の場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。

① 変更前契約について告知義務違反による解除に相当しないとき

変更後契約の締結の際の告知義務違反による解除の取扱いを行いません。ただし、変更後契約の保険金等*2の金額が、変更前契約の同種の保険金等*2の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を解除することができます。

② 変更前契約について告知義務違反による解除に相当するとき

会社は、変更後契約を解除することができます。ただし、変更前契約を構成する保険契約が複数ある場合で、一部の保険契約についてのみ告知義務違反による解除に相当するときは、解除に相当しない部分に関しては、①に準じて取り扱います。

③ ②のうち、変更前契約の締結の際の告知義務違反により、変更前契約が解除に相当する場合で、告知義務違反による解除に相当しない変更元契約があるとき

変更後契約の締結の際の告知義務違反による解除の取扱いを行いません。ただし、変更後契約の保険金等*2の金額が、変更前契約または変更元契約の同種の保険金等*2の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を解除することができます。

(2) 被保険者が、変更後契約の保険金等*2の支払事由または保険料の払込免除事由に規定する状態に該当したが、変更後契約の責任開始の時前の原因によるため、変更後契約による保険金等*2の支払いまたは保険料の払込免除が行われないこととなるとき

次の①から③の場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。

① 変更前契約について告知義務違反による解除に相当しないとき

保険契約者から請求があったときは、その原因は変更後契約の責任開始の時以後に生じたものとみなします。ただし、変更後契約の保険金等*2の金額が、変更前契約の同種の保険金等*2の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を支払いません。

② 変更前契約について告知義務違反による解除に相当するとき

変更後契約を無効とします。ただし、変更前契約を構成する保険契約が複数ある場合で、一部の保険契約についてのみ告知義務違反による解除に相当するときは、解除に相当しない部分に関しては、①に準じて取り扱います。

③ ②のうち、変更前契約の締結の際の告知義務違反により、変更前契約が解除に相当する場合で、告知義務違反による解除に相当しない変更元契約があるとき

保険契約者から請求があったときは、その原因は変更後契約の責任開始の時以後に生じたものとみなします。ただし、次のア．およびイ．のとおり取り扱います。

ア．変更後契約の死亡保険金額*1が変更元契約の死亡保険金額*1を超えるときは、その超える部分を無効とします。

イ．ア．に定めるほか、変更後契約の保険金等*2の金額が、変更前契約または変更元契約の同種の保険金等*2の金額を超えるときは、会社は、その超える部分を支払いません。

(3) 被保険者が、変更後契約の自殺免責期間*3中に自殺したため、変更後契約の死亡保険金*4が支払われないこととなるとき 次の①から③の場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。

① 被保険者が、保険期間満了前の変更前契約*5の自殺免責期間*3経過後

＊10 保険金受取人

給付金受取人、年金受取人および一時金受取人を含みます。

第8条 補足説明

＊1 死亡保険金額

死亡給付金額、死亡年金額および未払いの年金現価を含みます。

＊2 保険金等

保険金・給付金・見舞金・年金・一時金をいいます。

＊3 自殺免責期間

被保険者が自殺した場合で、普通保険約款または付加特約の規定により免責事由に該当し、死亡保険金*4が支払われない期間をいいます。

＊4 死亡保険金

被保険者の死亡に対して支払われる保険金や給付金をいい、その名称の如何を問いません。

＊5 保険期間満了前の変更前契約

更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。

＊6 保険期間満了前の変更元契約

更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。

＊7 変更元契約を変更後契約または転換後契約とする保険期間満了前の変更前契約等

「変更元契約を変更後契約とする保険期間満了前の変更前契約」、「変更元契約を転換後契約とする保険期間満了前の保険契約転換特約に定める被転換契約」または「変更元契約を転換後契約とする保険期間満了前の保険契約一部転換特約に定める被転換部分」をいい（変更元契約について復活があった場合を除きます。）、更新または変更可能な場合には、更新または変更後の保険契約を含みます。本条において「変更元契約の変更前契約等」といいます。

に自殺したとき
変更後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、変更後契約の死亡保険金*4を支払います。

② 被保険者が、変更前契約の自殺免責期間*3中に自殺したとき
ア．変更後契約の死亡保険金*4は支払いません。
イ．自殺免責期間*3経過後かつ保険期間満了前の変更元契約*6があるときは、ア．の規定は適用せず、「変更後契約の死亡保険金*4の金額」および「変更元契約の死亡保険金*4の金額」のうち、いずれか低い金額を、変更後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、変更後契約において支払います。

③ 被保険者が、変更前契約および変更元契約の自殺免責期間*3中に自殺したとき
ア．変更後契約の死亡保険金*4は支払いません。
イ．変更元契約を変更後契約または転換後契約とする保険期間満了前の変更前契約等*7があるときは、ア．の規定は適用せず、「変更後契約の死亡保険金*4の金額」、「変更元契約の死亡保険金*4の金額」および「変更元契約の変更前契約等*7の死亡保険金*4の金額*8」のうち、いずれか最も低い金額を、変更後契約の普通保険約款の規定にかかわらず、変更後契約において支払います。

第9条 変更後契約に告知義務違反がなく、変更前契約に告知義務違反がある場合の特則

第6条（変更前契約の取扱い）の規定にかかわらず、変更後契約に告知義務違反がない場合でも、告知義務違反により変更前契約が解除に相当するときは、会社は、変更後契約について、変更前契約の告知義務違反により解除に相当する金額を解除することができます。ただし、変更前契約の締結の際の告知義務違反により変更前契約が解除に相当する場合で、告知義務違反による解除に相当しない変更元契約があるときは、変更元契約の死亡保険金額*1を超えない部分については解除の取扱いを行いません。

第10条 変更後契約を構成する保険契約が複数ある場合の特則

変更後契約を構成する保険契約が複数あるときは、第7条（変更後契約の特別取扱い）、第8条（変更後契約の特別取扱いの特則）および第9条（変更後契約に告知義務違反がなく、変更前契約に告知義務違反がある場合の特則）の適用については、変更後契約を構成する複数の保険契約をあわせて取り扱います。

第11条 変更前契約が長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約の場合の特則

変更前契約が長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約の場合で、年金の種類が保証期間付終身年金のときは、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第12条 変更後契約が無配当総合医療保険契約等の場合の特則

1．変更後契約が無配当総合医療保険契約等*1の場合で、変更後契約の責任開始の日からその月の末日までの間に変更後契約の給付金または保険金*2の支払事由が生じたときは、変更前契約の支払事由に基づく支払いを行いません。
2．本条の1．の場合で、変更後契約の給付金または保険金*2の支払事由が生じた日の前日までに払い込むべき変更前契約の保険料が払い込まれないときは、会社は、変更後契約の給付金または保険金*2の支払いを行いません。

第13条 変更前契約が無配当がん医療保険契約等の場合の特則

変更前契約が無配当がん医療保険契約等*1または成人病入院特約(06)等*2が付加されている保険契約の場合には、変更後契約の給付金、一時金または保険金の額のうち、変更前契約において変更後契約と同種の給付金、一時金または保険金の額を超えない部分については、会社は、次の⑴および⑵のとおり取り扱うこと

第8条 補足説明

＊8 変更元契約の変更前契約等の死亡保険金の金額
変更元契約が保険契約一部転換特約に定める被転換部分の場合には、被転換部分に対応する金額とします。

第9条 補足説明

＊1 死亡保険金額
死亡給付金額、死亡年金額および未払いの年金現価を含みます。

第12条 補足説明

＊1 無配当総合医療保険契約等
次の⑴から⑮をいい、それぞれ付加特約を含みます。
⑴ 無配当総合医療保険契約
⑵ 無配当がん医療保険契約
⑶ 無配当新総合医療保険契約
⑷ 無配当新がん医療保険契約
⑸ 無配当生活習慣病保険契約
⑹ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
⑺ 無配当こども医療保険L（返戻金なし型）(2011)契約
⑻ 5年ごと利差配当付新医療保険契約
⑼ 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約
⑽ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
⑾ 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）(2010)契約
⑿ 5年ごと利差配当付医療保険L（返戻金なし型）(2011)契約
⒀ 5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約
⒁ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
⒂ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

＊2 変更後契約の給付金または保険金
特約給付金を含みます。また、無配当総合医療保険契約等*1の死亡給付金または無配当がん医療保険契約、無配当新がん医療保険契約、無配当生活習慣病

ができます。ただし、変更後契約について保険契約の復活があったときは、この取扱いを行いません。

⑴　変更後契約の保険期間開始の日からその日を含めて90日の間にがんと診断確定された場合でも、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した後にがんと診断確定されたものとみなして取り扱います。
⑵　変更後契約の保険期間開始の日前にがんと診断確定されていた場合でも、変更後契約の「がん給付の責任開始の時前のがん診断確定による無効の取扱い」は行いません。また、変更後契約の給付金または保険金の支払いにおいて、がん給付の責任開始の時前にがんと診断確定されていないことおよびがん給付の責任開始の時以後に診断確定されたがんであることを必要としません。

第14条　変更前契約が無配当生活習慣病保険契約等の場合の特則

変更前契約が無配当生活習慣病保険契約等*1の場合で、変更後契約に無配当７大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）が付加されているときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　変更前契約の７大疾病給付金の金額を超えない部分については、会社は、次のとおり取り扱うことができます。ただし、変更後契約について保険契約の復活があったときは、この取扱いを行いません。
無配当７大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）の保険期間開始の日からその日を含めて90日の間にがんと診断確定された場合でも、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した後にがんと診断確定されたものとみなして取り扱います。
⑵　⑴に該当する場合であっても、特約に定める解除の要件を満たすときは、会社は、無配当７大疾病一時金特約（医療保険）（返戻金なし型）を解除することができ、７大疾病一時金を支払いません。

第15条　変更前契約に無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）が付加されている場合の特則

変更前契約に無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）が付加されている場合で、変更後契約に無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）が付加されているときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　変更前契約の軽度認知障害給付金額を超えない部分については、会社は、次のとおり取り扱うことができます。ただし、変更後契約について保険契約の復活があったときは、この取扱いを行いません。
変更後契約の保険期間開始の日からその日を含めて90日の間に軽度認知障害または器質性認知症と診断確定された場合でも、保険期間開始の日からその日を含めて90日を経過した後に軽度認知障害または器質性認知症と診断確定されたものとみなして取り扱います。
⑵　⑴に該当する場合であっても、特約に定める解除の要件を満たすときは、会社は、無配当軽度認知障害保障特約（返戻金なし型）を解除することができ、軽度認知障害給付金を支払いません。

第16条　変更前契約が５年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合の特則

変更前契約が５年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、変更後契約の介護見舞金額のうち、変更前契約の介護見舞金額を超えない部分については、会社は、変更後契約の介護見舞金保障開始日前に介護見舞金の支払事由に該当したときでも、介護見舞金保障開始日以後に該当したものとみなして取り扱うことができます。ただし、変更後契約について保険契約の復活があったときは、この取扱いを行いません。

第17条　変更前契約が無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約または無配当こども医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）契約の場合の特則

変更前契約が無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約または無配当こども医療保険Ｌ（返戻金なし型）(2011)契約の場合には、第３条（変更前契約の保険契約、無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約、５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約、５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約もしくは５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約のがん給付を除きます。

第13条　補足説明

＊１　無配当がん医療保険契約等
次の⑴から⑺をいいます。
⑴　無配当がん医療保険契約
⑵　無配当新がん医療保険契約
⑶　無配当生活習慣病保険契約
⑷　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
⑸　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
⑹　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
⑺　５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

＊２　成人病入院特約(06)等
次の⑴から⑾をいいます。
⑴　成人病入院特約(06)（会社の定める同種の特約を含みます。）
⑵　無配当がん通院特約（医療保険）
⑶　無配当がん特定手術特約（医療保険）
⑷　無配当がん女性特定手術特約（医療保険）
⑸　無配当がん退院後ケア特約（医療保険）
⑹　５年ごと利差配当付がん治療給付特約（医療保険）（返戻金なし型）
⑺　５年ごと利差配当付がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）
⑻　５年ごと利差配当付女性がん診断給付特約(医療保険)（返戻金なし型）
⑼　無配当７大疾病一時金特約(医療保険)(返戻金なし型)
⑽　５年ごと利差配当付新がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）
⑾　５年ごと利差配当付新女性がん診断給付特約（医療保険）（返戻金なし型）

内容変更価格）の２．を次のとおり読み替えます。

２．変更前契約の保障内容変更価格は、変更前契約の保障内容変更時の返戻金の額（付加特約*1については、責任準備金の額）とします。

第18条　変更前契約が５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約等の場合の特則

変更前契約が５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約等*1の場合には、次の⑴および⑵のとおり読み替えます。

⑴　第３条（変更前契約の保障内容変更価格）の２．を次のとおり読み替えます。

２．変更前契約の保障内容変更価格は、次の⑴および⑵の合計額とします。

⑴　変更前契約の保障内容変更時の返戻金の額（付加特約*2については、責任準備金の額）

⑵　次の金額の合計額

①　保障内容変更時までの経過期間に応じて計算した変更前契約の社員配当金相当額

②　変更前契約において積み立てられた社員配当金またはすえ置かれた社員配当金があるときは、その元利合計額

③　変更前契約においてすえ置かれた健康祝金、無事故給付金、がん健康支援金、女性応援給付金または満了一時金があるときは、その元利合計額

⑵　第19条（社員配当金の割当ておよび支払いに関する特則）の３．中、「責任準備金」とあるのを「返戻金」と読み替えます。

第19条　社員配当金の割当ておよび支払いに関する特則

１．５年ごと利差配当付保険契約および無配当保険契約を除き、変更前契約の普通保険約款の規定にかかわらず、会社は、事業年度末に定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから社員配当金を割り当てて、分配を行う前に保障内容変更された変更前契約の社員配当金については、保障内容変更の際に変更前契約の責任準備金に加えて取り扱うことがあります。

２．５年ごと利差配当付保険契約および無配当保険契約を除き、変更前契約の普通保険約款の規定にかかわらず、会社は、契約成立日の応当日（年単位）以後その日を含む事業年度の末日までの間に保障内容変更された変更前契約について、直前の事業年度末に定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから社員配当金を割り当てて、保障内容変更の際に変更前契約の責任準備金に加えて取り扱うことがあります。

３．５年ごと利差配当付保険契約について、変更前契約の普通保険約款の規定にかかわらず、会社は、変更前契約について、直前の事業年度末に定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、利差配当を社員配当金として割り当てて、保障内容変更の際に変更前契約の責任準備金に加えて取り扱うことがあります。

第20条　変更前契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されている場合の特則

変更前契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されている場合で、第７条（変更後契約の特別取扱い）の１．により消滅しなかったものとして取り扱う変更前契約には、指定代理請求特約（2016）が付加されます。この場合、変更前契約の指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人は、変更後契約の指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人と同一人に変更されます。なお、変更前契約の指定代理請求特約は消滅します。また、変更後契約に指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、変更前契約の指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）は消滅します。

第21条　変更前契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

第７条（変更後契約の特別取扱い）の１．により消滅しなかったものとして取り

第14条　補足説明

＊１　無配当生活習慣病保険契約等

次の⑴または⑵をいいます。

⑴　無配当生活習慣病保険契約

⑵　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

第17条　補足説明

＊１　付加特約

返戻金なし型の特約を除きます。

第18条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約等

次の⑴から⑾をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

⑵　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

⑶　５年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）契約

⑷　５年ごと利差配当付医療保険Ｌ（返戻金なし型）（2011）契約

⑸　５年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約

⑹　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約

⑺　５年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）契約

⑻　５年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）契約

⑼　５年ごと利差配当付認知症介護終身年金保険（返戻金なし型）契約

⑽　５年ごと利差配当付認知症介護一時金保険（返戻金なし型）契約

⑾　５年ごと利差配当付所得保障保険（返戻金なし型）契約

＊２　付加特約

返戻金なし型の特約を除きます。

扱う変更前契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合で、変更後契約に指定代理請求特約（2016）が付加されているときは、変更前契約に指定代理請求特約（2016）が付加されます。この場合、指定代理請求人は変更後契約の指定代理請求特約（2016）による指定代理請求人と同一人が指定されます。ただし、変更前契約に普通保険約款または付加特約による指定代理請求人が指定されている場合で、変更後契約に指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、変更前契約の指定代理請求人の指定は消滅します。

第22条　変更前契約が５年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約等の場合の特則

変更前契約が５年ごと利差配当付普通終身保険（低解約返戻金型）契約、５年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約、５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約または５年ごと利差配当付軽度介護終身保険（低解約返戻金型）の場合には、次の⑴および⑵のとおり読み替えます。

⑴　第３条（変更前契約の保障内容変更価格）の２．を次のとおり読み替えます。

２．変更前契約の保障内容変更価格は、次の⑴および⑵の合計額とします。

⑴　変更前契約の保障内容変更時の返戻金の額（付加特約については、責任準備金の額）
⑵　次の金額の合計額
①　保障内容変更時までの経過期間に応じて計算した変更前契約の社員配当金相当額
②　変更前契約において積み立てられた社員配当金またはすえ置かれた社員配当金があるときは、その元利合計額

⑵　第19条（社員配当金の割当ておよび支払いに関する特則）の３．中、「責任準備金」とあるのを「返戻金」と読み替えます。

第23条　変更後契約が５年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）契約または５年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）契約の場合の特則

変更後契約が５年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）契約または５年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）契約の場合で、保障内容変更時までに変更後契約の年金の支払事由または保険料の払込免除事由に規定する公的介護保険制度に基づく要介護１の状態*1に該当していると認定されたことがあるときは、第８条（変更後契約の特別取扱いの特則）にかかわらず、その原因と同一の原因により要介護１の状態*1に該当していると認定されたことによる変更後契約の年金の支払いまたは保険料の払込免除は行いません。

第24条　変更前契約が５年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約等の場合の特則

変更前契約が５年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約等*1の場合には、変更後契約の保険金の額のうち、変更前契約において変更後契約と同種の保険金の額を超えない部分については、会社は、変更後契約の第１保険年度に死亡保険金の支払事由が生じた場合でも、第２保険年度以降に死亡保険金の支払事由が生じたものとみなして取り扱うことができます。

第25条　変更前契約が５年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約または無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）等の場合の特則

変更前契約が５年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）契約または無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）等*1が付加されている保険契約の場合には、変更後契約の給付金、一時金または保険金の額のうち、変更前契約において変更後契約と同種の給付金、一時金または保険

第23条　補足説明

＊１　変更後契約の年金の支払事由または保険料の払込免除事由に規定する公的介護保険制度に基づく要介護１の状態

本条において「要介護１の状態」といいます。

第24条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約等

次の⑴または⑵をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約

⑵　５年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約

第25条　補足説明

＊１　無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）等

次の⑴または⑵をいいます。

⑴　無配当引受基準緩和型通院保障特約（医療保険）（返戻金なし型）

⑵　無配当引受基準緩和型手術サポート特約（医療保険）（返戻金なし型）

金の額を超えない部分については、会社は、変更後契約の第１保険年度に給付金、一時金または保険金の支払事由が生じた場合でも、第２保険年度以降に給付金、一時金または保険金の支払事由が生じたものとみなして取り扱うことができます。

第26条　変更前契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

変更前契約に保険契約者代理特約が付加されている場合で、第７条（変更後契約の特別取扱い）の１．により消滅しなかったものとして取り扱う変更前契約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人と、変更後契約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人とが異なるときは、変更前契約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人は、変更後契約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人と同一人に変更されます。ただし、変更後契約に保険契約者代理特約が付加されていないときは、変更前契約の保険契約者代理特約は消滅します。

第27条　変更前契約に保険契約者代理特約が付加されていない場合の特則

第７条（変更後契約の特別取扱い）の１．により消滅しなかったものとして取り扱う変更前契約に保険契約者代理特約が付加されていない場合で、変更後契約に保険契約者代理特約が付加されているときは、変更前契約に保険契約者代理特約が付加されます。この場合、保険契約者代理人は変更後契約の保険契約者代理特約による保険契約者代理人と同一人が指定されます。

第1回保険料クレジットカード払込特約

（実施　2010.10.4／改正　2019.10.2）

第1条　特約の付加

1．この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者から主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の第１回保険料または第１回保険料相当額（保険契約指定特約に定める被指定契約の不定期払保険料*1を含み、以下「第１回保険料等」といいます。）を保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定クレジットカード」といいます。）で払い込む場合に、主契約に付加します。

2．この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

(1)　指定クレジットカードが会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「取扱カード会社」といいます。）から貸与されたクレジットカードであること
(2)　指定クレジットカードが有効であること（以下「指定クレジットカードの有効性」といいます。）
(3)　指定クレジットカードの名義人は、取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人*2と同一人であること

第2条　第１回保険料等の払込み

会社は、この特約が付加された主契約の第１回保険料等について、指定クレジットカードによる払込みを取り扱います。この場合、会社が指定クレジットカードの有効性を確認した時に会社が第１回保険料等を受け取ったものとします。

第3条　第１回保険料等の払込みがなかったものとする場合

第２条（第１回保険料等の払込み）にかかわらず、次のすべてに該当するときは、第１回保険料等の払込みはなかったものとします。

(1)　会社が指定クレジットカードの発行会社から第１回保険料等に相当する金額を受け取ることができないとき
(2)　指定クレジットカードの発行会社が指定クレジットカードの名義人（会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。）から第１回保険料等に相当する金額を受け取ることができないとき

第4条　第１回保険料等の領収証

第２条（第１回保険料等の払込み）に定める方法により払い込まれた第１回保険料等については、保険契約者からの申出がない限り、領収証は発行しません。

第5条　主契約の保険金額等を増額する場合等の取扱い

主契約の保険金額等の増額または主契約への特約の付加の際にこの特約を主契約に付加するときは、その際に払い込むべき金額の払込みについて、第２条（第１回保険料等の払込み）から第４条（第１回保険料等の領収証）の規定を準用します。

第1条　補足説明

＊1　被指定契約の不定期払保険料

被指定契約の締結後に指定契約を締結する場合の被指定契約の不定期払保険料をいいます。

＊2　取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人

取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。

第１回保険料電子決済扱特約

（実施　2019.10.2）

第１条　特約の付加

この特約は、会社の取扱いの範囲内で、保険契約者から主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の第１回保険料または第１回保険料相当額（保険契約指定特約に定める被指定契約の不定期払保険料*1を含み、以下「第１回保険料等」といいます。）を会社の指定する電子決済で払い込む場合に、主契約に付加します。

第２条　第１回保険料等の払込み

会社は、この特約が付加された主契約の第１回保険料等について、会社の指定する電子決済による払込みを取り扱います。この場合、会社が実際に第１回保険料等を受け取る前の所定の時を第１回保険料等を受け取った時とみなして取り扱うことがあります。この取扱いを行った場合は、保険契約者に責任開始の日を通知します。

第３条　第１回保険料等の領収証

第２条（第１回保険料等の払込み）に定める方法により払い込まれた第１回保険料等については、保険契約者からの申出がない限り、領収証は発行しません。

第４条　主契約の保険金額等を増額する場合等の取扱い

主契約の保険金額等の増額または主契約への特約の付加の際にこの特約を主契約に付加するときは、その際に払い込むべき金額の払込みについて、第２条（第１回保険料等の払込み）から第３条（第１回保険料等の領収証）の規定を準用します。

第１条　補足説明

＊１　被指定契約の不定期払保険料

被指定契約の締結後に指定契約を締結する場合の被指定契約の不定期払保険料をいいます。

保険料口座振替特約

（実施　1983.4.2 ／改正　2015.4.2）

第１条　特約の付加

1．この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。

2．この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

(1)　保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社の指定する金融機関等（以下「取扱金融機関」といいます。）に設置してあること

(2)　保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第２条　契約成立日

1．この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月１日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

2．本条の１．の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第３条　保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第４条　保険料の払込み

1．第２回以後の保険料は、払込期月中の会社の定めた日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とし、以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。

2．本条の１．に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。

3．同一の指定口座から２件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。

4．この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第５条　保険料の口座振替が不能の場合の取扱い

1．振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第４条（保険料の払込み）の１．の規定による保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

(1)　年払契約および半年払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。

(2)　月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に２か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が２か月分の保険料の額未満で、かつ、１か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた１か月分の保険料の口座振替を行います。

2．本条の１．の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社

第２条　補足説明

＊１　責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

(1)　無配当がん医療保険契約

(2)　無配当新がん医療保険契約

(3)　無配当生活習慣病保険契約

(4)　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

(5)　無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

(6)　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

(7)　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約

(8)　５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

＊２　保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

(1)　次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

①　無配当がん医療保険契約

②　無配当新がん医療保険契約

③　無配当生活習慣病保険契約

④　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

⑤　無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

⑥　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

⑦　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約

⑧　５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

(2)　５年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第6条　指定口座の変更

1．保険契約者が指定口座を同一の取扱金融機関の他の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社およびその取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
2．保険契約者が指定口座を他の取扱金融機関の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社および変更後の取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
3．取扱金融機関が保険料の口座振替を停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の取扱金融機関に変更することを必要とします。

第7条　振替日の変更

会社および取扱金融機関の事情により、会社は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第8条　保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割り引きます。

第9条　保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第10条　社員配当金の支払い

保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

⑴　社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第７月目の保険料と社員配当金の全額を相殺します。
⑵　⑴の規定にかかわらず、支払うべき社員配当金額がその保険年度の第７月目の保険料の額を超えるときは、その差額を指定口座に振り込むことにより支払います。

第11条　特約の失効

1．次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

⑴　この特約による保険契約が月払の場合で、保険料の振替貸付が行われたとき
⑵　第１条（特約の付加）の２．に規定する条件に該当しなくなったとき
⑶　第６条（指定口座の変更）に規定する諸変更に際し、その変更手続が行われないまま保険料の口座振替が不能となったとき
⑷　保険契約者が、第７条（振替日の変更）の振替日の変更を承諾しないとき
⑸　払い込むべき保険料がなくなったとき
⑹　保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2．本条の１．－⑴から⑸の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第10条　補足説明

＊１　契約成立日
保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第12条　普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第13条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第２条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第14条　医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険(個人型)の月払契約の保険料率は、第３条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第15条　就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第10条（社員配当金の支払い）中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と読み替えます。

第16条　第１回保険料から口座振替を行う場合の特則

この特約を付加し、第１回保険料*1から口座振替を行うときは、次の⑴および⑵のとおり読み替えます。

⑴　第４条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第４条（保険料の払込み）

１．第１回保険料*1および第２回以後の保険料は、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替える日として会社の定めた日（第２回以後の保険料については、払込期月中の会社の定めた日とし、その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。

２．本条の１．の場合、会社は、第１回保険料*1の振替日をあらかじめ保険契約者に通知します。

３．本条の１．に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。

４．２月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第１回保険料*1の振替日が３月１日となる月払契約の場合で、かつ、その振替日が責任開始の日*2となる場合には、第２条（契約成立日）の１．の規定にかかわらず、その日を契約成立日とします。

５．同一の指定口座から２件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。

６．この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

⑵　第５条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第５条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）

１．振替日に第１回保険料*1の口座振替が不能のときは、保険契約者は、振替日を含む月の末日までに第１回保険料*1を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。この場合、第４条（保険料の払込み）の３．の規定にかかわらず、保険契約者が第１回保険料*1を払い込んだ時をもって、第１回保険料*1の払込みがあったものとみなします。

２．振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第４条（保険料の払込み）の１．の規定による第２回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

第16条　補足説明

＊１　第１回保険料

第１回保険料相当額を含みます。

＊２　責任開始の日

次の⑴から⑺の保険契約の場合には、保険期間開始の日とします。

⑴　無配当がん医療保険契約
⑵　無配当新がん医療保険契約
⑶　無配当生活習慣病保険契約
⑷　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
⑸　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
⑹　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
⑺　５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

⑴　年払契約および半年払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
⑵　月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に２か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が２か月分の保険料の額未満で、かつ、１か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた１か月分の保険料の口座振替を行います。

３．本条の２．の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。
４．２月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第１回保険料*1の振替日が３月１日となる保険契約の場合には、本条の１．の規定は適用しません。

第17条　利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

１．この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第２条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
２．この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の月払契約の保険料率は、第３条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
３．この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第11条（特約の失効）の１．－⑴の規定は適用しません。
４．この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
５．この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の失効）の１．－⑸を次のとおり読み替えます。
　⑸　第２保険期間が開始するとき

第18条　利率変動積立型終身保険契約の第１保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則

１．この特約を複数の指定契約*1に同時に付加する場合で、次のすべての要件を満たすときは、会社は、各指定契約*1の保険料のうち同一の払込期月の保険料について、指定口座から各指定契約*1の保険料相当額の合計を振り替える取扱いを行います。

⑴　各指定契約*1に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約*2が同一であること
⑵　⑴の被指定契約*2の第１保険期間満了に伴いこの特約を各指定契約*1に付加すること
⑶　各指定契約*1の保険料払込方法（回数）が月払であること
⑷　各指定契約*1の保険契約者が同一であること
⑸　各指定契約*1の指定口座が同一であること

第18条　補足説明

＊１　複数の指定契約
保険契約指定特約が付加された主たる保険契約をいい、本条において、それぞれの指定契約を「各指定契約」といいます。

＊２　保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約
本条の１．において「被指定契約」といいます。

2．本条の１．の取扱いを行うときは、次のとおり取り扱います。

⑴　保険料払込方法（回数）が年払または半年払に変更された各指定契約*1については、以後、本条の１．の取扱いは行いません。
⑵　各指定契約*1について保険契約者の権利義務の承継または指定口座の変更があったときは、以後、本条の１．－⑷および⑸の要件を満たす範囲内で本条の１．の取扱いを継続します。
⑶　第４条（保険料の払込み）の３．を次のとおり読み替えます。
　３．同一の指定口座から２件以上の保険契約*3の保険料相当額を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
⑷　第５条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）の１．－⑵を次のとおり読み替えます。
　⑵　月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に各指定契約*1の２か月分の保険料の合計の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が各指定契約*1の２か月分の保険料の合計額未満で、かつ、各指定契約*1の１か月分の保険料の合計保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた各指定契約*1の１か月分の保険料の合計の口座振替を行います。

第19条　責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　第２条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。
　第２条（契約成立日）
　　１．この特約による取扱いを行う保険契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月１日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
　　２．本条の１．の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
⑵　第４条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。
　第４条（保険料の払込み）
　　１．第１回保険料*3および第２回以後の保険料は、払込期間中または払込期月中の会社の定めた日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
　　２．本条の１．に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
　　３．同一の指定口座から２件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
　　４．この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。
⑶　第５条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。
　第５条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）
　　１．振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第１回保険料*3の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

第18条　補足説明

＊３　２件以上の保険契約
第18条（利率変動積立型終身保険契約の第１保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則）の１．の取扱いを行う各指定契約*1については、合わせて１件の保険契約とみなします。

第19条　補足説明

＊１　責任開始の時
次の⑴から⑸の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。
⑴　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
⑵　無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
⑶　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
⑷　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
⑸　５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

＊２　保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由
次の⑴から⑸の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。
⑴　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
⑵　無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
⑶　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
⑷　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
⑸　５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

＊３　第１回保険料
利率変動型積立保険約款に基づき、第１回保険料とともに払込むべき不定期払保険料があるときは、これを含みます。

⑴ 年払契約および半年払契約にあっては、責任開始に関する特約に規定する第1回保険料*3の猶予期間中の振替日に保険料の口座振替を行います。
⑵ 月払契約にあっては、責任開始に関する特約に規定する第1回保険料*3の猶予期間中の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた第1回保険料*3の口座振替を行います。

2．振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第2回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

⑴ 年払契約および半年払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
⑵ 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。 ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

3．本条の1．または2．の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、責任開始に関する特約または普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

⑷ 第16条（第1回保険料から口座振替を行う場合の特則）は適用しません。

第20条 責任開始に関する特約とあわせて利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて利率変動型積立保険契約に付加する場合には、第17条（利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則）の1．および第19条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）の⑴は適用せず、第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

団　体　特　約

（実施　1981.4.2／改正　2015.4.2）

第１条　特約の付加

1．この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。

2．この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

⑴　保険契約者は、会社と団体協約を締結した官公署・会社・工場等の団体に所属し、その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払いを受ける者であること

⑵　保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること。ただし、保険契約者の人数の計算にあたっては、その団体との間に事業保険特約付保険契約があるときは、同一事業所に所属する保険契約者と事業保険特約付保険契約の被保険者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。

第２条　契約成立日

1．この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月１日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

2．本条の１．の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第３条　保険料率

1．この特約による取扱いを行う半年払契約および月払契約の保険料率は、次のとおりとします。

⑴　団体に所属してこの特約による取扱いを受けている保険契約者が20名以上の場合には、団体保険料率Ａ

⑵　団体に所属してこの特約による取扱いを受けている保険契約者が20名未満の場合には、普通保険料率。ただし、月払契約*1の保険料率については団体保険料率Ｂとします。

2．団体との間に事業保険特約付保険契約があるときは、本条の１．に規定する保険契約者の人数の計算にあたっては、同一事業所に所属する保険契約者と事業保険特約付保険契約の被保険者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。

3．本条の１．－⑴の団体保険料率Ａの適用を受けている場合でも、本条の１．に規定する保険契約者の人数が20名未満となり、その後６か月を経過しても20名以上にならないときは、本条の１．－⑵の保険料率を適用します。

第４条　保険料の払込み

1．第２回以後の保険料は、団体代表者を経由して払い込むことを必要とします。

2．本条の１．に規定する保険料は、団体代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第５条　保険料領収証

第２回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、団体代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第２条　補足説明

＊１　責任開始の時

次の⑴から⑻の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

⑴　無配当がん医療保険契約

⑵　無配当新がん医療保険契約

⑶　無配当生活習慣病保険契約

⑷　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

⑸　無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

⑹　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

⑺　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約

⑻　５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

＊２　保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

⑴　次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

①　無配当がん医療保険契約

②　無配当新がん医療保険契約

③　無配当生活習慣病保険契約

④　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

⑤　無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

⑥　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

⑦　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約

⑧　５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

⑵　５年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

第6条　保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、それぞれの保険料率に応じて会社の定める率により割り引きます。

第7条　保険料の前納および保険料の振替貸付

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納および保険料の振替貸付に関する規定は適用しません。

第8条　社員配当金の支払い

1．保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

⑴　社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、その事業年度の終わりに一括して団体代表者を通じて保険契約者に支払います。
⑵　⑴の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりまでに保険契約が消滅した場合には、その保険契約が消滅したときに、保険金または給付金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

2．本条の1．の規定にかかわらず、特に団体との取決めがあるときは、その方法によります。

第9条　特約の失効

次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

⑴　この特約による保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとき
⑵　会社と団体代表者との間に締結された団体協約が解除されたとき
⑶　保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
⑷　払い込むべき保険料がなくなったとき
⑸　第1条（特約の付加）の2．－⑵に規定する保険契約者および被保険者の人数がともに10名未満となり、その後3か月（年払契約、半年払契約の場合には6か月）を経過してもそのいずれも10名以上にならないとき
⑹　保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

第10条　普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第11条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、第1条（特約の付加）および第9条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

第12条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第3条　補足説明

＊1　月払契約
普通保険約款の規定により保険料の予納が行われる場合を除きます。

第8条　補足説明

＊1　契約成立日
保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第13条　医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の半年払契約および月払契約の保険料率は、第３条（保険料率）の１．および３．の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第14条　就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第８条（社員配当金の支払い）の１．中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と、「保険金または給付金」とあるのを「死亡保険金または高度障害保険金」とそれぞれ読み替えます。

第15条　長期生活保障保険契約または５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

⑴　年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、第１条（特約の付加）、第３条（保険料率）および第９条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。

⑵　第８条（社員配当金の支払い）の１．－⑵を次のとおり読み替えます。

⑵　⑴の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりまでに第１回年金の支払事由が生じた場合または保険契約が消滅した場合には、第１回年金の支払事由が生じたときまたは保険契約が消滅したときに、年金または一時金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

第16条　第１回保険料から団体代表者を経由して払い込む場合の特則

この特約を付加し、第１回保険料*1から団体代表者を経由して払い込むときは、次の⑴および⑵のとおり読み替えます。

⑴　第４条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第４条（保険料の払込み）

１．第１回保険料*1は、団体代表者を経由して払い込むことを必要とします。この場合、団体代表者が、団体に所属してこの特約の取扱いを受ける保険契約者から第１回保険料*1に相当する金額を受け取った時をもって、第１回保険料*1の払込みがあったものとみなします。

２．第２回以後の保険料は、団体代表者を経由して払い込むことを必要とします。

３．本条の２．に規定する保険料は、団体代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

⑵　第５条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第５条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、団体代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第16条　補足説明

＊１　第１回保険料

第１回保険料相当額を含みます。

第17条　利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

１．この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第２条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

２．この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の半年払契約および月払契約の保険料率は、第３条（保険料率）の１．および３．の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

３．この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第９条（特約の失効）の⑴の規定は適用しません。

4．この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。

5．この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第９条（特約の失効）の⑷を次のとおり読み替えます。

⑷　第２保険期間が開始するとき

第18条　家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等*1に付加するときは、第１条（特約の付加）、第３条（保険料率）および第９条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第19条　退職者に関する特則

保険契約者が、団体を退職した場合で、会社の定める条件を満たしているときは、第１条（特約の付加）および第９条（特約の失効）の⑶の規定にかかわらず、この退職者を保険契約者とする保険契約について、団体特約を付加することができます。

第18条　補足説明

＊１　無配当総合医療保険契約等

次の⑴から⑷をいいます。

⑴　無配当総合医療保険契約

⑵　無配当新総合医療保険契約

⑶　５年ごと利差配当付新医療保険契約

⑷　５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

クレジットカード特約

（実施　2001.3.1／改正　2019.10.2）

第１条　特約の付加

1．この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。

2．この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

(1)　保険契約者の指定するクレジットカード（以下「指定クレジットカード」といいます。）が会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「取扱カード会社」といいます。）から貸与されたクレジットカードであること

(2)　指定クレジットカードが有効であり、かつ保険料が指定クレジットカードの利用限度額以下であること（以下「指定クレジットカードの有効性等」といいます。）

(3)　指定クレジットカードの名義人は、取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人*1と同一人であること

第２条　契約成立日

1．この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月１日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

2．本条の１．の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第３条　保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、クレジットカード保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第４条　保険料の払込み

1．第２回以後の保険料は、指定クレジットカードにより払い込むことを必要とします。この場合、会社が指定クレジットカードの有効性等を確認し、取扱カード会社に保険料を請求した時をもって、保険料の払込みがあったものとみなします。

2．同一の指定クレジットカードから２件以上の保険契約の保険料を払い込むときは、保険契約者は、会社に対しその払込みの順序を指定できません。

3．この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第５条　指定クレジットカードの有効性等が確認できない場合の取扱い

1．指定クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合には、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法（経路）に変更することを必要とします。

2．本条の１．の場合、保険契約者は、指定クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、または他の保険料の払込方法（経路）に変更するまでの未払込保険料を普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第１条　補足説明

＊１　取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードを利用できる会員本人

取扱カード会社の会員規約等により指定クレジットカードの使用が認められている者を含みます。

第２条　補足説明

＊１　責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

(1)　無配当がん医療保険契約

(2)　無配当新がん医療保険契約

(3)　無配当生活習慣病保険契約

(4)　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

(5)　無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

(6)　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

(7)　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約

(8)　５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

＊２　保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

(1)　次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

①　無配当がん医療保険契約

②　無配当新がん医療保険契約

③　無配当生活習慣病保険契約

④　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

⑤　無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

⑥　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

第6条　指定クレジットカードの変更

1．保険契約者が指定クレジットカードを第１条（特約の付加）の２．の条件を満たす他のクレジットカードに変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社に申し出ることを必要とします。

2．取扱カード会社が保険料の指定クレジットカードによる支払いの取扱いを停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定クレジットカードを第１条(特約の付加)の２．の条件を満たす他のクレジットカードに変更するか､または会社の取扱いの範囲内で他の保険料の払込方法(経路）に変更することを必要とします。

第7条　保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割り引きます。

第8条　保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第9条　社員配当金の支払い

保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

⑴　社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第７月目の保険料と社員配当金の全額を相殺します。
⑵　⑴の規定にかかわらず、支払うべき社員配当金額がその保険年度の第７月目の保険料の額を超えるときは、その差額を保険契約者に支払います。

第10条　特約の失効

1．次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

⑴　この特約による保険契約が月払の場合で、保険料の振替貸付が行われたとき
⑵　第１条（特約の付加）の２．に規定する条件に該当しなくなったとき
⑶　第６条（指定クレジットカードの変更）に規定する諸変更に際し、その変更手続が行われないまま指定クレジットカードの有効性等の確認ができなかったとき
⑷　払い込むべき保険料がなくなったとき
⑸　保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2．本条の１．－⑴から⑷の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第11条　普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第12条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第２条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

⑦　５年ごと利差配当付がん保険(返戻金なし型)(2015）契約
⑧　５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

⑵　５年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

第9条　補足説明

＊1　契約成立日
保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第13条　利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1．この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第２条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2．この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の月払契約の保険料率は、第３条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3．この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第10条（特約の失効）の１．－⑴の規定は適用しません。
4．この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5．この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第10条（特約の失効）の１．－⑷を次のとおり読み替えます。
⑷　第２保険期間が開始するとき

第14条　利率変動積立型終身保険契約の第１保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則

1．この特約を複数の指定契約*1に同時に付加する場合で、次のすべての要件を満たすときは、会社は、各指定契約*1の保険料のうち同一の払込期月の保険料について、指定クレジットカードから各指定契約*1の保険料相当額の合計を払い込む取扱いを行います。

⑴　各指定契約*1に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約*2が同一であること
⑵　⑴の被指定契約*2の第１保険期間満了に伴いこの特約を各指定契約*1に付加すること
⑶　各指定契約*1の保険料払込方法（回数）が月払であること
⑷　各指定契約*1の保険契約者が同一であること
⑸　各指定契約*1の指定クレジットカードが同一であること

2．本条の１．の取扱いを行うときは、次のとおり取り扱います。

⑴　保険料払込方法（回数）が年払または半年払に変更された各指定契約*1については、以後、本条の１．の取扱いは行いません。
⑵　各指定契約*1について指定クレジットカードの変更があったときは、以後、本条の１．－⑷および⑸の要件を満たす範囲内で本条の１．の取扱いを継続します。
⑶　第４条（保険料の払込み）の２．を次のとおり読み替えます。
２．同一の指定クレジットカードから２件以上の保険契約*3の保険料相当額を払い込むときは、保険契約者は、会社に対しその払込みの順序を指定できません。

第14条　補足説明

＊１　複数の指定契約
保険契約指定特約が付加された主たる保険契約をいい、本条において、それぞれの指定契約を「各指定契約」といいます。

＊２　保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約
本条の１．において「被指定契約」といいます。

＊３　２件以上の保険契約
第14条（利率変動積立型終身保険契約の第１保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則）の１．の取扱いを行う各指定契約*1については、合わせて１件の保険契約とみなします。

集　団　特　約

（実施　1981.4.2／改正　2015.4.2）

第１条　特約の付加

1．この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。

2．この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

(1)　保険契約者は、会社と集団協約を締結した組合・連合会・同業団体等、その集団において保険料の一括集金のできる集団の構成員であること

(2)　保険契約者、被保険者のいずれかの数が10名以上あること

第２条　契約成立日

1．この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月１日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

2．本条の１．の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第３条　保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、集団保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第４条　保険料の払込み

1．第２回以後の保険料は、集団代表者を経由して払い込むことを必要とします。

2．本条の１．に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

第５条　保険料領収証

第２回以後の保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第６条　保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割り引きます。

第７条　特約の失効

1．次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

第２条　補足説明

＊１　責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

(1)　無配当がん医療保険契約

(2)　無配当新がん医療保険契約

(3)　無配当生活習慣病保険契約

(4)　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

(5)　無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

(6)　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

(7)　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約

(8)　５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

＊２　保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

(1)　次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

①　無配当がん医療保険契約

②　無配当新がん医療保険契約

③　無配当生活習慣病保険契約

④　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

⑤　無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

⑥　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

⑦　５年ごと利差配当付がん保険(返戻金なし型)(2015)契約

⑧　５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

(2)　５年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

⑴　この特約による保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないとき
⑵　会社と集団代表者との間に締結された集団協約が解除されたとき
⑶　保険契約者が死亡し、または集団を脱退したとき
⑷　払い込むべき保険料がなくなったとき
⑸　第１条（特約の付加）の２．－⑵に規定する保険契約者および被保険者の人数がともに10名未満となり、その後３か月（年払契約、半年払契約の場合には６か月）を経過してもそのいずれも10名以上にならないとき
⑹　保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

２．本条の１．－⑴から⑸までの規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第８条　普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第９条　連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、第１条（特約の付加）および第７条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。

第10条　変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第２条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第11条　医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の月払契約の保険料率は、第３条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第12条　長期生活保障保険契約または５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または５年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合で、年金の種類が保証期間付終身年金のときは、第１条（特約の付加）および第７条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第１被保険者」と読み替えます。

第13条　第１回保険料から集団代表者を経由して払い込む場合の特則

この特約を付加し、第１回保険料*1から集団代表者を経由して払い込むときは、次のとおり読み替えます。

⑴　第４条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第４条（保険料の払込み）

１．第１回保険料*1は、集団代表者を経由して払い込むことを必要とします。この場合、集団代表者が、集団に所属してこの特約の取扱いを受ける保険契約者から第１回保険料*1に相当する金額を受け取った時をもって、第１回保険料*1の払込みがあったものとみなします。

２．第２回以後の保険料は、集団代表者を経由して払い込むことを必要とします。

３．本条の２．に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

⑵　第５条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。

第５条（保険料領収証）

保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収

第13条　補足説明

＊１　第１回保険料
第１回保険料相当額を含みます。

証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

第14条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1．この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第２条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2．この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の半年払契約および月払契約の保険料率は、第３条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
3．この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第７条（特約の失効）の１．－⑴の規定は適用しません。
4．この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
5．この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第７条（特約の失効）の１．－⑷を次のとおり読み替えます。
⑷　第２保険期間が開始するとき

第15条 家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等*1に付加するときは、第１条（特約の付加）および第７条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第16条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次の⑴から⑷のとおり取り扱います。

⑴　第２条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。
第２条（契約成立日）
１．この特約による取扱いを行う月払契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月１日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
２．本条の１．の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

⑵　第４条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。
第４条（保険料の払込み）
１．保険料は、集団代表者を経由して払い込むことを必要とします。
２．本条の１．に規定する保険料は、集団代表者から会社に払い込まれた日をもって、払込みのあった日とします。

⑶　第５条（保険料領収証）を次のとおり読み替えます。
第５条（保険料領収証）
保険料の払込みについては、個々の保険契約者に対して保険料領収証を発行せず、集団代表者に一括領収証を交付してこれに代えます。

⑷　第13条（第１回保険料から集団代表者を経由して払い込む場合の特則）は適用しません。

第15条 補足説明

＊１　無配当総合医療保険契約等
次の⑴から⑷をいいます。
⑴　無配当総合医療保険契約
⑵　無配当新総合医療保険契約
⑶　５年ごと利差配当付新医療保険契約
⑷　５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

第16条 補足説明

＊１　責任開始の時
次の⑴から⑸の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。
⑴　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
⑵　無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
⑶　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
⑷　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
⑸　５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

＊２　保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由
次の⑴から⑸の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。
⑴　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
⑵　無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
⑶　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
⑷　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
⑸　５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

第17条　責任開始に関する特約とあわせて積立保険に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて積立保険に付加する場合には、第14条（利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則）の１．および第16条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）の⑴は適用せず、第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第２条（契約成立日）

責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時を含む月の翌月１日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

事業保険特約

（実施　1981.4.2 ／改正　2015.4.2）

第１条　特約の付加

1．この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。

2．この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

⑴　保険契約者は、会社と事業保険協約を締結した事業団体であること
⑵　被保険者は、その団体に所属する者であること
⑶　被保険者の数が20名以上あること。ただし、被保険者の人数の計算にあたっては、その団体に所属する者との間に団体特約付保険契約があるときは、同一事業所に所属する事業保険の被保険者と団体特約付保険契約の保険契約者とを名寄せのうえ、それぞれの数を合算します。

第２条　契約成立日

1．この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月１日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

2．本条の１．の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第３条　保険料領収証

第２回以後の保険料の払込みについては、被保険者別に個々の保険料領収証を発行せず、一括領収証を発行します。

第４条　保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割り引きます。

第５条　保険料の前納および保険料の振替貸付

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納および保険料の振替貸付に関する規定は適用しません。

第６条　社員配当金の支払い

1．保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

第２条　補定説明

＊１　責任開始の時

次の⑴から⑻の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

⑴　無配当がん医療保険契約
⑵　無配当新がん医療保険契約
⑶　無配当生活習慣病保険契約
⑷　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
⑸　無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
⑹　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
⑺　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
⑻　５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

＊２　保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

⑴　次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。
　①　無配当がん医療保険契約
　②　無配当新がん医療保険契約
　③　無配当生活習慣病保険契約
　④　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
　⑤　無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
　⑥　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
　⑦　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
　⑧　５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
⑵　５年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

(1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の初日から社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てておき、その事業年度の終わりに保険契約者に支払います。
(2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりまでに保険契約が消滅した場合には、その保険契約が消滅したときに、保険金または給付金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

2．本条の1．の規定にかかわらず、特に保険契約者との取決めがあるときは、その方法によります。

第7条 特約の失効

この特約が付加された保険契約が次のいずれかに該当したときは、その保険契約については、この特約は効力を失います。

(1) 保険料が猶予期間内に払い込まれないとき
(2) 被保険者が団体を脱退したとき
(3) 払い込むべき保険料がなくなったとき
(4) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

第8条 特約の解除

この特約を解除して、引き続き保険契約を継続させようとするときは、会社の承諾を得て団体特約の取扱いを受けるか、または第7条（特約の失効）に準じて個々の年払、半年払または月払契約とすることができます。

第9条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第10条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第11条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第6条（社員配当金の支払い）の1．中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と、「保険金または給付金」とあるのを「死亡保険金または高度障害保険金」とそれぞれ読み替えます。

第12条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加するときは、次のとおり読み替えます。

(1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、第1条（特約の付加）、第3条（保険料領収証）および第7条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
(2) 第6条（社員配当金の支払い）の1．－(2)を次のとおり読み替えます。
　(2) (1)の規定にかかわらず、社員配当金を積み立てた日以後その事業年度の終わりまでに第1回年金の支払事由が生じた場合または保険契約が消滅した場合には、第1回年金の支払事由が生じたときまたは保険契約が消滅したときに、年金または一時金を支払うときはその受取人に、その他の事由で消滅したときは保険契約者に支払います。

第6条 補足説明

＊1 **契約成立日**
保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第13条　利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

1．この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第２条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
2．この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第７条（特約の失効）の⑴の規定は適用しません。
3．この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
4．この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第７条（特約の失効）の⑶を次のとおり読み替えます。
　⑶　第２保険期間が開始するとき

第14条　家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等に付加する場合の特則

この特約を家族特則が適用された無配当総合医療保険契約等*1に付加するときは、第１条（特約の付加）、第３条（保険料領収証）および第７条（特約の失効）中、「被保険者」とあるのをすべて「主たる被保険者」と読み替えます。

第14条　補足説明

＊１　無配当総合医療保険契約等
次の⑴から⑷をいいます。
⑴　無配当総合医療保険契約
⑵　無配当新総合医療保険契約
⑶　５年ごと利差配当付新医療保険契約
⑷　５年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）契約

責任開始に関する特約

（実施　2013.4.2 ／改正　2015.4.2）

第１条　特約の付加

この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加します。

第２条　責任開始の時

1．主契約の締結の際に、この特約を付加するときは、主契約の普通保険約款の責任開始の時の規定にかかわらず、保険契約者が主契約の申込みをした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を責任開始の時とし、責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

2．特約の中途付加の際に、この特約を付加するときは、中途付加する特約の責任開始の時の規定にかかわらず、保険契約者が特約の申込みをした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を特約の責任開始の時とし、特約の責任開始の時を含む日を特約の責任開始の日とします。

第３条　第１回保険料の払込みおよび猶予期間

1．第１回保険料（特約の中途付加の際に、この特約を付加するときは、中途付加する特約の第１回保険料に相当する金額とします。また、利率変動型積立保険普通保険約款に基づき、第１回保険料とともに払い込むべき不定期払保険料があるときは、これを含みます。以下同じ。）は、払込期間中に払い込むことを必要とします。

2．本条の１．の払込期間は、責任開始の日からその日を含めて責任開始の日を含む月の翌月末日までの期間とします。

3．第１回保険料の払込みについては、本条の２．に定める払込期間の翌月１日から末日までの猶予期間があります。

第４条　第１回保険料の払込み前に支払事由等が生じた場合の取扱い

第１回保険料が払い込まれないまま、第１回保険料の猶予期間満了日（第３条）までに、保険金等*1の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、次のとおり取扱います。

項　目	内　容
⑴　保険金等*1を支払うとき	第１回保険料*2を差し引いて支払います。ただし、会社が支払うべき金額が第１回保険料*2に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに第１回保険料*2を払い込むことを必要とします。第１回保険料*2の払込みがないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
⑵　保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、第１回保険料*2をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。第１回保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第５条　第１回保険料の払込みがない場合の取扱い

1．第１回保険料の猶予期間満了日（第３条）までに第１回保険料の払込みがないときは、主契約およびこれに付加された特約*1は無効とします。ただし、第４条の⑴に該当する場合は無効としません。

2．本条の１．の規定によって主契約およびこれに付加された特約*1を無効とした場

第４条　補足説明

＊１　保険金等

主契約の普通保険約款および主契約に付加された特約の規定に基づいて支払われる保険金・給付金・見舞金・年金をいい、その名称の如何を問いません。

＊２　第１回保険料

第２回以後の保険料について、主契約の普通保険約款または主契約に付加された特約の規定に基づいて差引くべき未払込保険料があるときは第２回以後の払込保険料を含みます。

第５条　補足説明

＊１　主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

合、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第６条　特約の解約

この特約のみの解約は取扱いません。

第７条　第１回保険料の払込み前の保険契約の返戻金

第１回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約*1には返戻金はありません。

第８条　第１回保険料の払込み前の保険契約の減額

普通保険約款の減額の規定にかかわらず、第１回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約*1は減額できません。

第９条　第１回保険料の払込み前の主契約に付加された特約の解約

主契約に付加された特約*1の解約の規定にかかわらず、第１回保険料の払込み前に、主契約に付加された特約*1を解約するときは、主契約と合わせて解約することを必要とし、主契約に付加された特約*1のみを解約することはできません。

第10条　普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第11条　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等に付加する場合の特則

この特約を５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等*1に付加するときは、次の⑴および⑵のとおり取り扱います。

⑴　第２条（責任開始の時）中、「責任開始の時」とあるのを「保険期間開始の時」に、「責任開始の日」とあるのを「保険期間開始の日」に、それぞれ読み替えます。

⑵　第３条（第１回保険料の払込みおよび猶予期間）の２．中、「責任開始の日」とあるのを「保険期間開始の日」と読み替えます。

第12条　新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、第２条（責任開始の時）中、「被保険者」とあるのを「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

第13条　利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

この特約を利率変動型積立保険契約に付加するときは、普通保険約款の規定にかかわらず、第１回保険料の払込み前の保険契約の保険料の変更はできません。

第７条　補足説明

＊１　主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第８条　補足説明

＊１　主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第９条　補足説明

＊１　主契約に付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第11条　補足説明

＊１　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等

次の⑴から⑸をいいます。

⑴　５年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

⑵　５年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約

⑶　無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

⑷　無配当３大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約

⑸　５年ごと利差配当付７大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

インターネットによる保険契約申込みに関する特約

（実施　2021.4.2）

第１条　特約の適用

保険契約者から、電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器（以下、この特約において「電子計算機」といいます。）上に設けられた画面表示により、保険契約の申込み（復活の申込みを含みます。以下同じ。）があり、かつ、会社がこれを承諾した場合には、この特約を適用します。なお、この特約における電子計算機上に設けられた画面表示とは、以下に掲げる場合に応じて、それぞれに定める方法を指します。

⑴　会社から保険契約者または被保険者（以下、「保険契約者等」といいます。）に対して、通知、表示または意思表示（以下、「通知等」といいます。）を行う場合

①　会社の使用に係る電子計算機と、保険契約者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録する方法
②　会社の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に当該事項を記録する方法
③　保険契約者等ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。以下同じとします。）に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
④　会社の閲覧ファイル（会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するための通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。）に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法

⑵　保険契約者等から会社に対して通知等を行う場合

①　保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法
②　保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続きにしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて送信する方法

第２条　保険契約の申込みに関する事項

この特約を付加するときは、保険契約者等と会社は、保険契約の申込みについて、次のとおり取扱うものとします。

⑴　会社は、保険契約の申込みに係る事項を電子計算機上に設けられた画面表示（第１条）により、保険契約者等に対して表示することができるものとします。
⑵　保険契約者等は、電子計算機上に設けられた画面表示（第１条）により、⑴で表示された事項を入力し、会社に送信することができるものとします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が意思表示すべき事項については被保険者本人が入力することを必要とします。
⑶　会社は、⑵により保険契約者等から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込みがあったものとして取扱うものとします。この場合、会社は、保険契約者等から送信された事項の受信を確認したうえで、電子計算機上に設けられた画面表示（第１条）より、保険契約の申込みを受け付けた旨を表示します。
⑷　会社は、保険契約の申込みに対する諾否について、保険契約者に対し、電子計算機上に設けられた画面表示（第１条）により、通知できるものとします。ただし、電子計算機上に設けられた画面表示（第１条）による通知が困難な場合には、その他の方法を用いる場合があります。

第3条　告知に関する事項

主たる保険契約の普通保険約款または特約の規定にかかわらず、告知について、次のとおり取扱うものとします。

⑴　会社は、保険契約の申込みを受けたときは、保険契約者等に対して、会社所定の告知書等（保険契約復活告知書を含みます。以下同じ。）に代えて、被保険者に関する告知（以下、「告知事項」といいます。）を、電子計算機上に設けられた画面表示（第１条）により、表示することができるものとします。

⑵　保険契約者等は、電子計算機上に設けられた画面表示（第１条）により、⑴で表示された告知事項を入力し、会社に送信することにより、告知することができるものとします。ただし、保険契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者が告知すべき事項については被保険者本人が入力することを必要とします。

⑶　会社は、⑵で送信された告知事項を受信したときは、保険契約者等から告知があったものとして取扱うことができるものとします。この場合、会社は、送信された告知事項の受信を確認したうえで、告知を受けた旨を、電子計算機上に設けられた画面表示（第１条）により、表示します。

第4条　普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

金 額 例 表 等 に つ い て

以下の例表を、次のページ以降に掲載しています。

５年ごと利差配当付長期生活保障保険

例表１　　一時金額表

例表２　　年金現価表

例表３　　返戻金額例表（年金支払開始日以後）

５年ごと利差配当付新長期生活保障保険

例表１　　一時金額表

例表２　　年金現価表

例表３　　返戻金額例表（年金支払開始日以後）

５年ごと利差配当付長期生活保障保険

例表１

一時金額表

一時金額は第１回年金額に下記の率を乗じた金額とします。

確定年金

年金の支払回数	第１回年金額に乗ずる率
15回	14.7310

年金の支払回数	第１回年金額に乗ずる率
10回	9.8931

例表２

年金現価表

年金支払期間中に、年金の受取人の死亡があった場合、年金の支払残存回数に応じて、下記の率を年金額に乗じた金額を支払います。

年金の支払残存回数	第１回年金額に乗ずる率
15回	14.7310
14回	13.7692
13回	12.8045
12回	11.8370
11回	10.8665
10回	9.8931
9回	8.9168
8回	7.9375

年金の支払残存回数	第１回年金額に乗ずる率
7回	6.9553
6回	5.9702
5回	4.9821
4回	3.9910
3回	2.9970
2回	2.0000
1回	1.0000

（注） 年金の受取人の死亡が年金支払日前にあった場合は、本表の率により求めた金額より若干割り引いた額になります。

例表３

返戻金額例表（第１回年金額１万円につき）
確定年金（年金支払開始日以後）

〈単位：円〉

年金の支払残存回数	返戻金額
15回	147,310
14回	137,692
13回	128,045
12回	118,370
11回	108,665
10回	98,931
9回	89,168
8回	79,375

年金の支払残存回数	返戻金額
7回	69,553
6回	59,702
5回	49,821
4回	39,910
3回	29,970
2回	20,000
1回	10,000

（注） 保険契約の解約が年金支払日前にあった場合は、本表により求めた金額より若干割り引いた額になります。

５年ごと利差配当付新長期生活保障保険

例表１

一時金額表

一時金額は第１回年金額に下記の率を乗じた金額とします。

確定年金

年金の支払回数	第１回年金額に乗ずる率
55回	50.9335
54回	50.0803
53回	49.2246
52回	48.3662
51回	47.5053
50回	46.6419
49回	45.7758
48回	44.9071
47回	44.0358
46回	43.1619
45回	42.2854
44回	41.4063
43回	40.5245
42回	39.6401
41回	38.7530
40回	37.8633
39回	36.9708
38回	36.0758
37回	35.1780
36回	34.2775
35回	33.3743
34回	32.4685
33回	31.5599
32回	30.6486
31回	29.7345
30回	28.8177

年金の支払回数	第１回年金額に乗ずる率
29回	27.8982
28回	26.9759
27回	26.0508
26回	25.1229
25回	24.1923
24回	23.2589
23回	22.3227
22回	21.3836
21回	20.4418
20回	19.4971
19回	18.5496
18回	17.5992
17回	16.6460
16回	15.6900
15回	14.7310
14回	13.7692
13回	12.8045
12回	11.8370
11回	10.8665
10回	9.8931
9回	8.9168
8回	7.9375
7回	6.9553
6回	5.9702
5回	4.9821

例表２

年金現価表

年金支払期間中に、年金の受取人の死亡があった場合、年金の支払残存回数に応じて、下記の率を年金額に乗じた金額を支払います。

年金の支払残存回数	第１回年金額に乗ずる率
55回	50.9335
54回	50.0803
53回	49.2246
52回	48.3662
51回	47.5053
50回	46.6419
49回	45.7758
48回	44.9071
47回	44.0358
46回	43.1619
45回	42.2854
44回	41.4063
43回	40.5245
42回	39.6401
41回	38.7530
40回	37.8633
39回	36.9708
38回	36.0758
37回	35.1780
36回	34.2775
35回	33.3743
34回	32.4685
33回	31.5599
32回	30.6486
31回	29.7345
30回	28.8177
29回	27.8982
28回	26.9759

年金の支払残存回数	第１回年金額に乗ずる率
27回	26.0508
26回	25.1229
25回	24.1923
24回	23.2589
23回	22.3227
22回	21.3836
21回	20.4418
20回	19.4971
19回	18.5496
18回	17.5992
17回	16.6460
16回	15.6900
15回	14.7310
14回	13.7692
13回	12.8045
12回	11.8370
11回	10.8665
10回	9.8931
9回	8.9168
8回	7.9375
7回	6.9553
6回	5.9702
5回	4.9821
4回	3.9910
3回	2.9970
2回	2.0000
1回	1.0000

（注）　年金の受取人の死亡が年金支払日前にあった場合は、本表の率により求めた金額より若干割り引いた額になります。

例表３

返戻金額例表（第１回年金額１万円につき）
確定年金（年金支払開始日以後）

〈単位：円〉

年金の支払残存回数	返戻金額
55回	509,335
54回	500,803
53回	492,246
52回	483,662
51回	475,053
50回	466,419
49回	457,758
48回	449,071
47回	440,358
46回	431,619
45回	422,854
44回	414,063
43回	405,245
42回	396,401
41回	387,530
40回	378,633
39回	369,708
38回	360,758
37回	351,780
36回	342,775
35回	333,743
34回	324,685
33回	315,599
32回	306,486
31回	297,345
30回	288,177
29回	278,982
28回	269,759

年金の支払残存回数	返戻金額
27回	260,508
26回	251,229
25回	241,923
24回	232,589
23回	223,227
22回	213,836
21回	204,418
20回	194,971
19回	185,496
18回	175,992
17回	166,460
16回	156,900
15回	147,310
14回	137,692
13回	128,045
12回	118,370
11回	108,665
10回	98,931
9回	89,168
8回	79,375
7回	69,553
6回	59,702
5回	49,821
4回	39,910
3回	29,970
2回	20,000
1回	10,000

（注）　保険契約の解約が年金支払日前にあった場合は、本表の率により求めた金額より若干割り引いた額になります。